YEARBOOK

核軍縮 平和イアブック 2015-17

市民と自治体のために

16年8月19日、国連ジュネーブ本部での国連公開作業部会（OEWG）で、2017年に核兵器禁止条約交渉を行う勧告をする報告書に賛成する参加国。（写真提供：ICAN）

核兵器禁止条約の交渉へ

沖縄のひとびとの命と自然を守るたたかい

フロート内に入り、海上ボーリング調査のスパッド台船に向かって抗議を続けるカヌー隊の身柄を確保する海上保安庁のボート。(16年1月7日、辺野古)

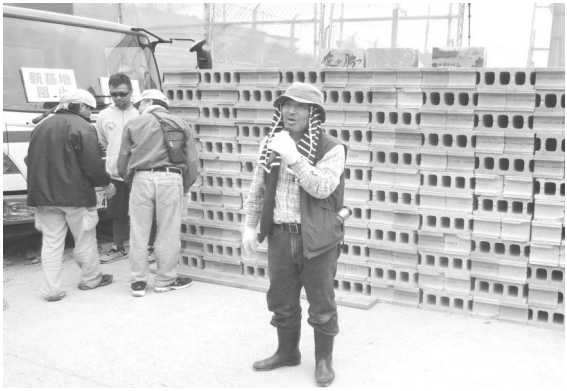

キャンプシュワブゲート前で工事車両の侵入阻止を訴える沖縄平和運動センター議長山城博治さん。(16年1月29日、辺野古)

4月1日に辺野古海上で目取真俊さんが不当逮捕されたことに抗議する集会に約700人が参加。(16年4月8日、在沖米軍司令部のあるキャンプ瑞慶覧)

「元海兵隊員による残虐な蛮行を糾弾！ 被害者を追悼し、沖縄から海兵隊の撤退を求める県民大会」に6万5千人が参加、(16年6月20日、那覇市奥武山公園)

(写真提供:沖縄平和市民連絡会　北上田毅氏)

発刊にあたって

イアブック「核軍縮・平和2015-17 ―市民と自治体のために」をお届けする。本書は、核軍縮問題に力点を置きながら、日本の平和と安全保障の動向を、市民や自治体の視点から整理し、解説することをめざしている。2015、16年版は休刊したが、今号を「2015-17」年版として刊行を再開する。年鑑として、2016年1月1日から同年12月31日をカバーすることを基本としているが、15年の重要な出来事にも配慮した。とりわけ資料は休刊期間のものも収録した。また、カバー期間後で17年4月1日までに関連する重要な出来事が起こった場合は最小限の補足を行った。

2016年の核軍縮に関わる最大のできごとは、秋の国連総会において、核兵器禁止条約について交渉する会議を17年に開催する決議が採択されたことである。これにより、核兵器を禁止する国際的な法的規範を作る機運が大きく高まり、17年7月の「核兵器禁止条約」の採択へとつながった。また日本では、集団的自衛権の行使や多国籍軍への軍事協力を合法化する安保法制が施行された。そうした中で、平和と核軍縮を前進させるためには、市民・自治体が、時代の流れを意識しつつ、世界の現状や動向を正確に読み取る必要がある。本書は、その一助になればとの思いから、ピースデポの努力を傾注して製作されている。

本書では、冒頭に「暗い時代を超える知と力を求めて」、「核なき世界へ前進する道」、「北東アジア非核兵器地帯設立へ包括的アプローチを」の3つの特別記事を掲載した。過去一年を特徴づける「キーワード」を設定し、見開きページでの解説を柱とした。キーワードAは「核兵器禁止条約の交渉へ」を特集した。資料2には、禁止条約交渉開始への決議採択に向けて大きな役割を果した国連公開作業部会の報告書をはじめとする特集関連の資料を収録した。キーワードに関係する統計データなどは「データシート」として整理した。また、「用語の説明」、「略語集」を設けた。資料には極力原典URLを記した。巻末には索引を設けた。

奥付に列記した人々で構成する「ピースデポ・イアブック刊行委員会」が中心となって企画・執筆し、ピースデポが編集（編集長:湯浅一郎）と製作を担った。監修は従来と同様、梅林宏道が行った。執筆・製作にあたり一部の分野では専門家に、また多くのボランテイアの方々に助けていただいた。関係したすべての方々に厚くお礼申し上げる。

本書が、最新で、正確な情報の発信源として信頼され活用されていることに感謝しつつ、多くの市民、自治体の皆さまにより親しまれ、活用していただけることを願っている。忌憚のないご意見、ご批判を是非ともお寄せいただきたい。

2017年10月
ピースデポ・イアブック刊行委員会代表　湯浅一郎

イアブック「核軍縮・平和2015-17」発刊によせて

イアブック「核軍縮・平和2015-17」の発刊にあたり、日本非核宣言自治体協議会を代表して心よりお喜び申し上げます。

1984（昭和59）年に結成された本協議会は、平和を希求し、核兵器のない世界を目指した自治体がお互いに連携し輪を広げています。2017（平成29）年８月16日現在、国内の1,788自治体の90.6パーセントにあたる1,620自治体が非核・平和宣言を実施し、このうちの325自治体が本協議会に加入しており、世界平和実現のために努力することを誓っています。

今年７月７日、被爆者や志を同じくする人々の長年の願いが実を結び、国連本部で、核兵器を違法とする「核兵器禁止条約」が誕生しました。これは核兵器廃絶に向けた歴史に新たな１ページが記された瞬間でした。

今後は、この条約を、より実効性の高いものに育てていくことが重要になってきます。そのためには、核兵器のない世界を望む市民社会の大きな声が条約採択を後押ししたように、私たち市民社会が一体となり、今以上に粘り強く声をあげていくことが必要になってきます。

私たちが暮らす北東アジア地域においては、北朝鮮によるミサイル発射や核兵器開発をめぐる問題を依然として抱えています。本協議会では、こうした事態の根本的な解決のために、「北東アジア非核兵器地帯」の創設を提案しています。さらには例年と同様に、長崎平和宣言でもその創設を訴えております。

私たちは地域住民の安全を守ることが自治体の責務であるという視点から、平和な地域社会を築いていくために、研修等を通して核兵器を巡る国際情勢や、平和行政への取り組みについて理解を深めてきました。本書は、最新の世界の現状や動向を読み取るために「キーワード」ごとに関係する資料やデータ、用語解説などがわかりやすく整理されており、本協議会では、発刊のたび、会員自治体全てに配布し、職員の方々に貴重な資料として大いに活用していただいております。

最後に、イアブック「核軍縮・平和2015-17」の発刊の刊行委員会の皆さまのご尽力に心から敬意を表しますとともに、特定非営利活動法人「ピースデポ」のますますのご発展を祈念いたします。

2017年10月
日本非核宣言自治体協議会会長
長崎市長
田上富久

＜目次＞

●発刊にあたって　刊行委員会代表　湯浅一郎
●イアブック「核軍縮・平和 2015-17」発刊によせて
日本非核宣言自治体協議会会長　田上富久 長崎市長

第1章　特別記事
1. 暗い時代を超える知と力を求めて　遠藤 誠治　12
2. 核なき世界へ前進する道　ダグラス・ロウチ　23
3. 北東アジア非核兵器地帯設立へ包括的アプローチを　田巻 一彦　32

第2章　核軍縮・平和：2016年のキーワード
A. 特集 核兵器禁止条約の交渉へ
A1. 高まった非人道性の認識──3度の政府主催の国際会議　42
A2. 国連OEWGを開催、核軍縮に有効な法的措置がテーマ　44
A3. 国連OEWG、17年の禁止条約交渉開始を勧告　46
A4. 核軍縮の法的措置──国連OEWGに諸提案　48
A5. 被爆の実相と核抑止力依存; 行き詰まる日本の核政策　50
A6. 国連総会、禁止条約交渉の17年開始を決議　52
★データシート1：第71回国連総会決議投票結果　54
A7. NPTに関するP5プロセス、軍縮方針示さず　58
A8. 進まぬ「ステップ・バイ・ステップ」　60

B. 核軍縮・不拡散外交
B1. 北朝鮮、2回の核実験と多数のミサイル実験　62
★データシート2：CTBT（包括的核実験禁止条約）の署名・批准状況　64
B2. 北朝鮮の核・ミサイルに安保理が制裁強化　66
B3. イラン核交渉、共同包括的行動計画の履行始まる　68
B4. 欧州ミサイル防衛で深まる米ロ対立　70
B5. 第4回核保安サミット、「核兵器廃絶」こそが求められる　72
B6. ICJ、マーシャル訴訟を却下──門前払いに再提訴の可能性　74
★データシート3：世界の非核兵器地帯－広がる非核の傘　76

C. 各国の核・安保政策
C1. 続く米核予算増と新型核実験、根底に上院の縛り　80
C2. 米国、ミサイル防衛を欧州、アジアで強化、拡大　82
★データシート4：[図説]日本のミサイル防衛関連施設・部隊　84
C3. 米韓日、北の核・ミサイルに軍事的圧力で対抗　86
★データシート5：北東アジア情勢を考えるための周辺地図　88
C4. バイデン副大統領、オバマ政権の核軍縮を総括　90
C5. 拡がる米国の中国包囲網：「リバランス」政策と連動　92

★データシート6：[図説]再編実施のための日米ロードマップ 94
C6. ロシア、核戦力近代化を推進―依然として低い透明性 96
C7. 中国は「海洋戦略」重視、米は南シナ海に懸念 98
C8. 英議会下院、「トライデント」更新を再確認 100
★データシート7：地球上の核弾頭全データ 102
★データシート8：米国のZマシン核実験及び未臨界核実験 115
★データシート9：米国の弾道ミサイル発射実験 116

D. 日本の核・安保政策
D1. 安保法制施行―新たな危険な動きが始まる 118
D2. 南スーダンPKO―「日報」の公開請求に不当な回答 120
D3. 2016年の防衛費、5兆円超えの4年連続増 122
D4. 産学軍事共同研究が拡大、大学の自律と公開が鍵 124
D5. 防衛装備移転三原則から3年、懸念される武器輸出拡大 126
D6. 実なき和解外交――真珠湾訪問と「慰安婦」合意 128
D7. オスプレイ、とうとう大事故発生―今後も続くおそれ 130
★データシート10：オスプレイの機体情報と運用計画 132
D8. 弾道ミサイル防衛能力艦が7隻に、横須賀基地の強化続く 134
★データシート11：横須賀母港米艦船の変遷 136
★データシート12：佐世保母港米艦船の変遷 138
★データシート13：原子力艦の寄港状況 140
★データシート14：民間港への米軍艦入港状況 143
D9.「もんじゅ」廃炉を機に、「核燃料サイクル」全体の見直しを 144
D10. 日印、核協力協定に署名：核ビジネスと軍事協力を優先 146

E. 自治体とNGO
E1. 非核協、核兵器禁止交渉開始の国連決議を支持 148
E2. 平和首長会議、国際会議で核兵器の法的禁止を積極発信 150
E3. ヒバクシャ国際署名始まる：国連総会に56万筆を提出 152
E4. オール沖縄が安倍政権と対峙―生物多様性国家戦略を盾に 154
E5. 抜本的見直し求められる「日米地位協定」 156
★データシート15：基地騒音訴訟一覧 158
★データシート16：思いやり予算の動向 160
★データシート17：米軍機・艦船による事故 162
★データシート18：米軍人による刑法犯検挙状況 163
★データシート19：自衛隊機・艦船の事故 163
E6. ICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）、核兵器禁止条約を推進 164
E7. 北東アジア非核兵器地帯を! 宗教者が声を上げる 166
★データシート20：北東アジア非核兵器地帯を支持する自治体首長署名 168

E8. ピースデポ、OEWGに作業文書―日本のNGOで唯一、初めて 174
E9. 日本パグウォッシュ運動、新しいスタート 176

第3章　市民と自治体にできること
■市民と自治体にできる9つのこと 180
★データシート21：非核宣言自治体の現状 190
★データシート22：日本国内の「平和首長会議」加盟自治体 194
★データシート23：非核宣言自治体の活動と事業 202

◇用語の説明 204
◇略語集 207
◇資料
1.基礎資料
1－1　核不拡散条約（NPT）第4条1、第6条 212
1－2　国連憲章第7章 第39～42条、第51条 212
1－3　国際司法裁判所（ICJ）勧告的意見（96年7月8日） 213
1－4　95年NPT再検討会議「中東決議」（95年5月11日） 214
1－5　国連軍縮委員会による非核兵器地帯に関する報告書（99年4月30日） 215
1－6　2000年NPT再検討会議最終文書・（13+2）項目（00年5月19日） 219
1－7　2010年NPT再検討会議最終文書「行動勧告」（10年5月28日） 221
1－8　キッシンジャーらの「核兵器のない世界」提言（07年1月4日） 231
1－9　潘基文国連事務総長の核軍縮5項目提案（08年10月24日） 234
1－10　オバマ米大統領・プラハ演説（09年4月5日） 236
1－11　米核態勢見直し（NPR）報告書（10年4月6日） 238
1－12　日本国憲法 前文、第9条（47年5月3日施行） 248
1－13　日米安全保障条約 第5条、第6条（60年6月23日発効） 249
1－14　日本の核基本政策（68年1月30日） 249
1－15　日朝平壌宣言（02年9月17日） 250
1－16　朝鮮半島の非核化に関する共同宣言（92年2月19日） 251
1－17　9.19「6か国協議共同声明」（05年9月19日） 251
1－18　核兵器・核軍縮年表（1945年～2016年） 253

2.特集資料:核兵器禁止条約交渉へ
2－1　OEWGへのオーストリア作業文書（16年2月22日） 255
2－2　OEWGへの非核兵器地帯条約加盟国作業文書（16年5月11日） 258
2－3　OEWGへのMPI作業文書（16年5月4日） 262
2－4　OEWGへのピースデポ作業文書（16年4月27日） 264
2－5　OEWG報告書（16年8月19日） 270

2−6 第71回国連総会「核兵器禁止条約交渉」決議（16年12月23日） 276
2−7 第71回国連総会「倫理的至上命題」決議（16年12月13日） 279
2−8 第71回国連総会「人道の誓約」決議（16年12月12日） 281
2−9 第71回国連総会・新アジェンダ連合(NAC)決議（16年12月13日） 283
2−10 第71回国連総会・日本決議（16年12月5日） 285
2−11 第71回国連総会第1委員会でのオーストリア演説（16年10月14日） 288
2−12 第71回国連総会第1委員会での米国演説（16年10月14日） 289
2−13 第71回国連総会L41投票に関する岸田外務大臣記者会見（16年10月28日） 290
2−14 第71回国連総会第1委員会・ スウェーデン投票理由説明（16年10月27日） 292
2−15 アスタナ・ビジョン（16年8月29日） 293
2−16 P5ロンドン共同声明（15年2月6日） 295
2−17 ローマ法王の核抑止論批判（15年9月25日） 298

3.その他の資料

3−1 北朝鮮「水爆実験成功」声明（16年1月6日） 299
3−2 対北朝鮮安保理決議2270（抜粋）（16年3月2日） 300
3−3 核保安ワシントンサミット・コミュニケ（16年4月1日） 305
3−4 オバマ米大統領の広島演説（16年5月27日） 306
3−5 米大統領の核先行不使用政策を支持する2つの声明 309
米上院議員有志（16年7月20日）、APLN（16年8月9日）
3−6 中国国防白書（15年5月26日） 312
3−7 英国の「防衛・安全保障見直し」(新SDSR)（15年11月26日） 315
3−8 防衛装備移転三原則（14年4月1日） 318
3−9 「集団的自衛権容認」閣議決定（全文）（14年7月1日） 320
3−10 日米防衛協力のための指針（15年4月27日） 325
3−11 安保法制付帯決議（15年9月17日） 328
3−12 プルトニウム分離中止を求めるNGO声明（16年3月25日） 329
3−13 日印核(原子力)協力協定（抜粋）（16年11月11日） 331
3−14 日印核(原子力)協力協定・了解公文（16年11月11日） 334
3−15 日印核(原子力)協力協定に関する広島・長崎両市長の声明（16年11月7日） 334
3−16 北東アジア非核兵器地帯設立を促す「専門家パネル」見解（16年11月20日） 335
3−17 北東アジア非核兵器地帯を求める宗教者声明（16年2月12日） 338
3−18 モデル北東アジア非核兵器地帯条約（案）(草案5)（08年12月13日） 339
3−19 広島・長崎の2016年平和宣言 347

◇索引 352

データシート一覧

1. 第71回国連総会決議投票結果 54
2. CTBT の署名・批准状況 64
3. 【図説】世界の非核兵器地帯―広がる非核の傘 76
4. 【図説】日本のミサイル防衛関連施設・部隊 84
5. 北東アジア情勢を考えるための周辺地図 88
6. 【図説】再編実施のための日米ロードマップ 94
7. 地球上の核弾頭全データ 102
8. 米国Zマシン核実験及び未臨界核実験 115
9. 米国の弾道ミサイル発射実験 116
10. オスプレイの機体情報と運用計画 132
11. 横須賀母港米艦船の変遷 136
12. 佐世保母港米艦船の変遷 138
13. 原子力艦の寄港状況 140
14. 民間港への米軍艦入港状況 143
15. 基地騒音訴訟一覧 158
16. 思いやり予算の動向 160
17. 米軍機・艦船による事故 162
18. 米軍人による刑法犯検挙状況 163
19. 自衛隊機・艦船の事故 163
20. 北東アジア非核兵器地帯を支持する自治体首長署名 168
21. 非核宣言自治体の現状 190
22. 日本国内の「平和首長会議」加盟自治体 194
23. 非核自治体の活動と事業 202

第1章

特別記事

1. 暗い時代を超える知と力を求めて　遠藤 誠治
2. 核なき世界へ前進する道　ダグラス･ロウチ
3. 北東アジア非核兵器地帯に向かう　田巻 一彦

特別記事
1

暗い時代を超える知と力を求めて

――厳しさを増す国際関係の背景を考える

遠藤 誠治
（成蹊大学法学部教授）

遠藤 誠治
滋賀県生まれ。東京大学大学院法学政治学研究科修士課程修了。国際政治学、日本平和学会元会長。著編書に、『シリーズ日本の安全保障(全8巻)』(岩波書店、2014～2015年)共同編集代表、同第2巻「日米安保と自衛隊」(責任編集、2015年、岩波書店)他多数。

はじめに

暗い時代を迎えた。軍事力によらない安全保障体制の構築を目指す人々にとって、多様な形の暴力が広がり、それへの対処としても軍事力がためらいなく行使されてきた21世紀の世界情勢は、そもそもきわめて厳しいものであった。そして、東アジア地域では、2016年以後、北朝鮮の相次ぐ核実験やミサイル実験などによって、状況はさらに深刻なものとなっていたが、ドナルド・トランプが米国大統領に選出され、実際に就任し

て以後、将来の見通しもきわめて暗いものとなったといわざるをえない。軍事力を背景にした脅しや現実の行使にためらいを感じない政権がアメリカで続くとなると、暴力に対して暴力で応酬することがさらに一般化し、国際的な紛争や対立を平和的に解決することをプラス価値と捉えることすら困難になってしまうかもしれない。

本稿では、暗い時代を持続させると思われるメカニズムを探り、それを超えるために必要な知的・社会的な力のあり方について検討したい。明るい未来を描き出すには十分力強い処方箋とはならないが、安全保障の問題を考える出発点として、日常的な生活の(不)安全が軍事的な(不)安全と連動していることに注意を喚起したい。換言すると、一般的には経済問題と捉えられている格差の拡大や不平等の昂進が、世界全体の不安定化につながっているという点を基礎に、安全保障の問題を再構成する必要があるということを主張したいと思う。

問題の複雑さが高まっているだけに、さまざまな問題を一気に解決するような解決策は存在しない。しかし、さまざまなレベルでグローバルな連携関係が深まる中で、多くの問題が国内の政治・経済的問題を解決できないことから生じてきているということから考えると、目前の問題に地道に対処することが、グローバルな問題の緩和や解決につながるという視点が重要だということ、そして、日本におけるそうした努力がグローバルな価値をもつという点を強調したい。

次の節では、軍事力の行使をためらわないトランプ政権がもっている問題性を指摘した上で、トランプ政権を生み出した背景となっている大きな対立の構造に着目すべきだと主張する。次に、そうした対立の構造が生み出されたメカニズムを概観する。まずは先進国の内部に蓄積された極端な格差により余裕を失った人々が必ずしも合理的ではない選択肢に魅力を感じてしまう理由を検討する。そしてグローバルにも蓄積された格差の構造が生み出す、非先進国地域における不安定性の問題を指摘する。最後に、暗い時代を堪え忍びながら鍛えていくべき安全保障の方策について、少なくとも何かのヒントとなるポイントを指摘したいと考えている。

トランプ政権の危険性

さまざまな物議を醸しながら成立したトランプ政権は、場当たり的な政策を展開するのみで、公約に掲げた政策を実現する体制は整っていない。そうしたなかで化学兵器を自国民に対して用いた可能性の高いシリアのアサド政権に対する懲罰とアメリカの自衛を目的として行われた巡航ミサイルによる攻撃は、それなりにいろいろな思惑をもって行われたことは間違いないであろうが、トランプ政権下のアメリカが、予測可能性の低さと軍事力行使へのハードルの低さを特徴とすることを示した。世界全体に大きな影響を与えうるアメリカは、北朝鮮のような国とは異なり、高い予測可能性を保ち、責任ある行動をとることが求められる。そうでなければ世界全体が大きな不安定に陥るからである。しかし、トランプ政権は、ビジネス交渉のように予測外の行動をとることを是とするのみならず、軍事力行使がもたらす直接的帰結や世界全体へのインパクトを熟慮せず、非常に安易に決断を下しているように思われる。

その他にも、トランプ政権が掲げている方向は、われわれを暗澹たる気持ちにさせるものばかりだ。具体的には、中国に対抗するためと称して軍拡や核兵器の近代化を主張し、イランとの間で結ばれた核合意を見直し、国交を回復したキューバに対しても新たな条件を課し、ヨルダン川西岸地域に不法な入植を進めるイスラエルに対して同情的な政策を採用する。またシリアへのミサイル攻撃にも表現されたように軍事力の行使にも積極的な中東政策を推進しようとしている。さまざまな問題があったとはいえ、まがりなりにもアメリカ自身が核兵器のない世界を指向し、歴史的に残されてきたさまざまな問題を解きほぐそうとしてきたオバマ政権の成果を、ほとんどひっくり返そうとしているといえる。

他方、国際経済政策においては、米国第一主義を掲げるトランプは、米国企業や日本企業による対メキシコ投資を批判し、中国の対米輸出に批判的な姿勢をとっている。これらは、米国内の雇用確保を優先し、率先して自由主義に基づいた国際経済秩序からの離脱を推進することを意味する。さらに、地球温

暖化とそれに伴う気候変動に関しても非科学的な現状認識の下に、化石燃料の使用を拡大しようとしている。

こうした政策を推進するために行われた人事において、数多くの軍人と大金持ちが集められている点にこの政権の特徴がある。この布陣が示しているのは、トランプ大統領の実現に貢献した白人労働者層にとって実質的な利益がある政策が展開される見通しは低いだろうということだ。

対立深刻化のグローバルな構図

しかし、単に米国の大統領が替わり、その政策が変わったことによって世界が不安定化していると解釈するだけでは、現状認識として表面的だと思われる。むしろ、世界には、より根深い紛争の構造が存在しており、それを緩和する方向へ向かうことが容易ではないという点の方が重要である。そして、現状では、そうした対立構造を緩和させるのではなく、より深刻化させる方向にさまざまな力がはたらいていることが問題なのである。

そうした根深い紛争の背景となっているのが、グローバリゼーションである。グローバリゼーションは1980年代から進んできたが、現在では多くの人々が、それがもたらすさまざまな矛盾や圧力を耐えがたいと感じている。そして、その苦痛を緩和するために合理的だと思われる方策ではなく、矛盾を深める方向への選択がなされる危険性も大きい。そうした危険性は端的には、米国大統領選挙や英国のEU離脱において現実のものとなったが、2017年には難民危機に対する欧州諸国で続く選挙も類似の構造の下で行われることになる。

他方、東アジア地域で、中国の台頭や北朝鮮の核武装化によって引き起こされている政治的対立の激化や軍拡競争も、そうした対立構造と無関係ではない。東アジアで見られるナショナリズム同士の対抗関係は、単に国家と国家が対立を深刻化させるということにとどまらない。各国内部の格差の拡大を背景として、各国の政権が、困難をともなう内政上の問題への対処を回避しつつ、統治を容易にするためにナショナリズムを動員しているという面がある

ことにも目を向ける必要がある。ちなみに、トランプ政権の米国第一主義もそうした改革を回避しつつ、国内政治上の問題の源を外部に求めるという悪しき政策の一種だ。

グローバリゼーションの圧力と先進国内部の矛盾の蓄積

イギリスのEU離脱の国民投票と、トランプの大統領への選出では、いずれも多くの人々、特にビジネス・エリートや知的エリートが望ましいと考えていた方向性が民主的な政治過程を経て否定された。ついでにいえば、大手メディアの予測や期待が裏切られたという点でも大きな衝撃を与えた。

両者には明らかな相違があり、相違の詳細な分析はきわめて重要であるが、大まかに見ると、グローバリゼーションの受益者である都市部（ロンドンや米国東西沿海都市部）と農村部（イングランド南部や米国内陸部や旧来型重厚長大産業の中心地域）、金融エリートや中高所得者と工場労働者の相違が顕著だった。いずれもEU残留あるいはヒラリー・クリントン大統領の出現を期待していた前者が、後者に敗れたと理解することができる。そこでは、1980年代以来の新自由主義政策の帰結として、貧富の所得格差が大きくなり、社会の安定を支える中間層が薄くなってきていたという変化が大きく作用している。

この点を考える際には、1990年代以後、不可逆的な潮流として定着していた新自由主義的グローバリゼーションに対応しようとした革新勢力が、ビジネス・エリート層との間で機能する妥協関係を作ろうとしてきたということが重要だ。とりわけ金融のグローバリゼーションの中で資産や所得を大幅に拡大した人々と、製造業で工場労働者として働く人々や不安定な雇用環境の中で低賃金で働く人々の間には、深く大きな亀裂が走るようになった。そして本来、革新的あるいは平等指向の政策を求める人々は、社会民主主義的な政策を推進する政党を求めていたにもかかわらず、そうした政党がビジネス・エリート層に好意的な政策を採用するようになったために、支持すべき政党を失っ

ていった。

これが中間層の地位を失った人々あるいはその地位から滑り落ちることに危機感を感じる人々、あるいは、自らの地位の後退や喪失が外来者(移民)によるものだと感じる人々が、排外主義や人種差別的政策、あるいは保護主義的対外経済政策に惹かれていく背景である。但し、米国大統領選挙の場合は、革新指向の人々や平等主義の政策を求める人々が、民主党の候補選出過程でサンダース上院議員を支持していた点も見逃すべきではないだろう。

特に米国に関していえば、統計的に見て、移民が旧来の住民の職を奪ってきたとはいえないし、NAFTA(北米自由貿易協定)や中国との貿易の活発化で、産業が国外に移転し米国民が職を失ったという面ばかりではなく、新たな産業と雇用機会が生まれ、移民が社会経済の活性化に大きな寄与をしているという面がある。また、米国では、中東からの移民は大きな政治勢力とはなっていないし、イスラーム教徒の多くが米国社会に溶け込もうとしている。しかし、多くの「普通の人々」が、外来者や外国が自分たちの生活を脅かしていると感じるようになり、そうした「脅威感」が政治的に大きな比重を占めるようになったことに注目すべきだろう。

グローバル・アパルトヘイトの構造と矛盾の蓄積

では1960年代以来「南北問題」と呼ばれてきた対立において、「南」ではどのようなことが起こっているのか。シリアからの難民は南北問題の直接的帰結とはいえないが、ヨーロッパや米国に入り込もうとする人々の中には、南と北の格差、そして国内の富裕層と貧困層との格差、国内の都市部と農村部との格差という何重もの格差がのしかかっている。その中でまさに決死の覚悟で、先進国への渡航を試みる人々が少なくない。

ヨーロッパでは、近年、内戦が継続する中でシリア難民に注目が集まってきたが、長い間問題になっていたのは、アフリカ諸国からの移民の大きな圧力であった。アフリカ諸国では国家の基本的な機能が失われている場合が少なく

なく、不安定な社会経済基盤のために、「人間の安全保障」からはほど遠い状態が続いている。他方、ごく少数のエリート層、特に石油産出国のエリート層などは、自国民の生活の改善に力を注ぐよりも、自らの特権的な生活を維持するために権力を行使する場合も少なくない。そうした社会状況を逃れて、自らあるいは家族の生活を維持するために、豊かな国々に入り込もうとする人々があとを絶たない。

確かに、過去30年間を回顧してみると、中国やインド、東南アジア諸国などの経済成長の成果もあり、世界全体では貧困人口は大幅に縮小してきた。しかし、世界全体の富裕層と貧困層の間の格差は拡大してきたし、先進国でも南の諸国でも貧富の格差は拡大してきた。オキュパイ・ウォール・ストリートの運動がスローガンに掲げたように、1%の者が99%を保有するという主張が現実味をもつほど、格差が広がっているのが現在の世界の姿である。

こうした格差の仕組みは、1980年代以来、グローバル・アパルトヘイトと呼ばれてきた。南アフリカで長く行われてきたアパルトヘイト（人種隔離）政策は、政治・経済・社会の多様な側面における体系的な差別を制度化するものであり、特に、多数派である黒人に移動の自由を認めない一方で、安価な労働力としては活用するものであった。そこでは、支配的地位を占める少数派白人と黒人との間に、強大な暴力を用いて物理的に大きな壁が維持されているにもかかわらず、白人は、黒人への依存を意識せず、その存在を無視したままで生活できた。しかし、国際社会からの強い批判もあり、また、社会システムとしての矛盾も蓄積し、アパルトヘイトの仕組みは制度的に解体された。

こうした南アフリカで実施されていたアパルトヘイトの仕組みと同じような構造が世界全体にも存在しているという点を指摘したのが、グローバル・アパルトヘイト論であった。つまり、グローバル・アパルトヘイト論は、世界の政治経済は、単に北の先進国と南の途上国の間に格差があるだけではなく、北のエリート層と南のエリート層と利益を共有する構造の下で、多数の人々を排除するメカニズムとして機能しており、その背景には強大な暴力が存在しているという点を厳しく指摘したのである。

現状は、このグローバル・アパルトヘイトの構造がますます矛盾を深め、格

差を維持するための壁を守ることが、物理的にも倫理的にも困難になってきている状態だといえる。南では、貧困と苦難に耐えかねた人々が絶望的な脱出を試み、実際、多くの人々が壁を越えて合法・違法な移民として北の豊かな社会に入り込もうとしている。時にそれは暴力的な形をとる。他方、先進資本主義諸国では、中間層が減少し、ますます少数となりつつある受益者層が、格差のメカニズムを維持しようとしてきたが、それへの批判が高まっている。北のエリート層の内部には、現状のグローバリゼーションを維持することが困難だと感じる者がいるものの、魅力的な体系的な代案を提示できてはいない。

その一方で、トランプに代表されるようなポピュリスト政治家たちが、先進国が作り出した矛盾を、移民に責任転嫁する形で排外主義的な政策を打ち出して、政治的な支持を集め、壊れつつある壁の再建を敢行しようとしている。こうした壁の再建を行う際には、多様な形の暴力が行使されるし、それに対する抵抗を試みる者からも暴力が行使される可能性も高い。米国とメキシコの間の国境に壁を作るというトランプの主張は、グローバル・アパルトヘイトという観点から見るとき、象徴的な意味をもっている。

では、イスラーム過激派やそれに感化されてテロ行為に及ぶ人々は、こうしたグローバル・アパルトヘイトの中で抗議の声を上げる人々と理解すべきなのか。彼らは現在の世界のシステムの中で最も抑圧された人々というわけではないし、武力を用いた行動が現在の世界の不正義を正す上で肯定的な役割を果たすとは思われない。また、軍事力によらない安全保障を目指そうとする場合において、強者が振るう暴力のみを批判し、弱者が振るう暴力には正当性があるという考え方に与するわけにはいかないだろう。

しかし、例えばイスラーム国(IS)にはヨーロッパ諸国に移住したイスラーム教徒の移民の家系に属する者だけでなく、少なからぬ数の白人改宗者たちが参加しているといわれている。先進国のなかにも、現在の世界の政治経済システムが弱者としてはじき出そうとしている人々の中に、暴力への共感を持つ人々が生まれてきているという点には着目しておくべきだ。

現在の世界で起こっていることは複雑で、こうした矛盾のメカニズムの具体的な表現も、国によって多様であるため、グローバル・アパルトヘイトの構

造から全てを説明できるわけではない。しかし、現象として起こっている暴力や対立の背景には、そうした構造が存在していることが見えてくるのではないか。そして、こうした矛盾に対して、どのような政策選択をなすのかが問われるのが、今年、フランスやドイツをはじめとする諸国における選挙のもつ意味となり、われわれが暴力に依存しない安全障政策を組み立てようとする際の鍵になるのではないだろうか。

軍事力によらない安全保障の価値

こうした文脈で、軍事力によらない安全保障体制の構築を追求することは、場合によると非現実的と受け止められるかもしれない。

特に、東アジアの現実を見るならば、中国が海軍力や空軍力などにおいて軍事的な実力を強化し、積極的な拡張主義政策をとっているように見えるときに、あるいは北朝鮮が核爆弾の保有のみならず、運搬手段の高度化を急ピッチで進め、実質的に核保有国になろうとしているときに、軍事力によらない安全の必要性を唱えるだけでは、説得力に欠けるといわざるを得ない。また、現状の東アジアにおいて、平和憲法の価値を唱えるだけでは不十分なのではないかと多くの人々が感じている。

では、軍事力の行使に対するハードルを低くしているトランプ政権のアメリカとの連携を深めれば、日本の安全は高まるのか。あるいは、北朝鮮の核武装へ向かう歩みは止まるのか。また、日本がミサイル防衛の能力を高め、場合によっては独自に抑止力を強化する（核武装する）という行動をとれば、東アジア地域は安定するのか。現状で見れば、トランプ政権が本格的に北朝鮮に対する侵略戦争を行わない限りは、北朝鮮の核武装を阻止することは出来ないであろうし、そうした戦争を行うとなれば、韓国に対しても、日本に対しても巨大な被害が出る可能性はきわめて大きい。あるいは、ISやアサド政権の弱体化は、軍事的な手段によって達成できるかもしれないが、IS構成員や同調者が中東以外の地域においてテロ活動を行うのを阻止することは難しいであろ

うし、ロシアが支援しているアサド政権を軍事的に倒してしまうことも難しい。つまり、軍事的な手段を用いて問題を解決することも、実際には、ほとんど不可能だと考えられるのである。

このように残念なことに、短期的に見て、非軍事的な手段によっても、軍事的な手段によっても、東アジアや世界の問題を解決することは非常に難しい。この困難を直視せず、軍事的な解決がありえるかのように振る舞うこと自体が、世界をますます不安定にしていく危険性をはらんでいる。自国周辺地域の不安定化に不安を募らせている人々に対して、軍事力の強化やアメリカとの軍事的連携の強化のみが、新しく有効な解決策であるかのように語られる傾向の強い日本では、この点は深く理解されるべきである。むしろ、アメリカの軍事基地があるところは、標的になりえるという冷戦時代には常識的に考えられていた論点を思い出す必要があるくらいである。

それでは成し得ることはないのか。繰り返しになるが、即効性のある画期的な解決方法や政策は存在しない。しかし、第2次世界大戦後の日本では、民主化の下で解放された民衆の力を基礎にして、相対的に平等で、自由な国を作ってきた。また非常に深刻だった環境問題を緩和し、清潔で豊かで安定した社会を作り上げてきた。つまり、戦後の日本では、戦前の国家とは異なり、民主的な制度を維持し、個人の人権と非軍事的な価値を重視する社会を作るという優先順位を選択してきた。そうすることで、全てではないが、多くの周辺諸国からの信頼も得てきた。つまり、日本国憲法に示された価値を基にした社会の優先順位の変更と、他国に対して攻撃的な姿勢をとらない平和主義の選択によって、日本自身は、東アジアと世界に安定をもたらすという貢献をなしてきた。

そして、中国でも、北朝鮮でも、表だって欲求を表明することができないだけで、自由や人権、富の公正な配分を求めている人々がいる。そうした人々との潜在的な連帯を求めつつ、いたずらに東アジアの緊張を高める方向を指向せず、日本社会自身が多様性を許容し、より良い人権、民主主義、平等を実現していくことにエネルギーを注ぐべきであろう。とりわけ足下で平等な社会が崩れ、社会的な不安が広がっていることが空疎な排外主義を醸成していることを考えれば、日本社会自身がより大きな多様性を受け入れ、平等で公正な社

会を実現していくことは、国境を超える意味をもっている。

これは短期的な解決策ではない。しかし、長期的に安定した東アジア秩序を作るためには、そうしたモデルとなる国家や社会が必要なのである。先祖返り的に国家的な権威を高めれば問題が解決するかのような空想ではなく、目の前の具体的な社会問題を解決することが、未来のアジアのためになりうるという観点をもちながら、暗い時代を粘り強く乗り越えていく必要がある。

特別記事
2

核なき世界へ前進する道

パグウォッシュと核廃絶
——人間性への呼びかけ

ダグラス・ロウチ
（カナダ名誉上院議員、
オーダー・オブ・カナダ勲章受章者）

Douglas Roche
「中堅国家構想」(MPI)前名誉議長。1972年から84年までカナダ下院議員。84年から89年まで軍縮大使を務め、88年には国連軍縮委員会議長に選出。98年から2004年まで上院議員。MPIの創設者及び初代議長。

2015年7月10日
カナダ・ノバスコシア州パグウォッシュ、
シンカーズ・ロッジにおける講演
(原題：Pugwash and Nuclear Disarmament: A Call to Humanity
"The Way Forward to a World Free of Nuclear Weapons")

以下に収録するのは、カナダ名誉上院議員であり核廃絶運動の世界的な指導者の一人であるダグラス・ロウチ氏が、2015年7月にカナダ・パグウォッシュ会議で行った講演の記録である。氏は、ここで核兵器のない世界を実現するための法的枠組みとして「簡易型禁止条約」(NWBT)と「包括的禁止条約」(NWC)を取り上げ、両者の間に「橋をかけ」、全体として核兵器を禁じる法を実現するプロセスを生み出すために、有志国家とNGOが協働することの必要性を訴えている。核兵器禁止条約の発効を目前にした現在にも通じる提起として、そのまま掲載する。

3年前にシンカーズ・ロッジで開催されたパグウォッシュ会議で講演したとき、私は核廃絶が達成されていない理由として次の5つを列挙しました。

1. 核兵器国とNATOの二枚舌
2. 非核兵器国の勇気の欠如
3. 無責任なメディア
4. 倦み疲れた世論
5. 宗教界、学問界、ビジネス界のリーダーシップの欠如

確かに、これらの論点は繰り返し現れるかもしれません。それでも私たちは前進して、これまで一貫して核なき世界をめざして取り組んできたパグウォッシュ運動が、どうすれば核兵器によって人類が滅ぼされる前に、核兵器を禁じる世界的な法が必要だと明確に表明する、人間性への要請を行うことができるのか、見出さなければならないと考えます。これが、今日私が発したいただ一つのメッセージです：**核兵器を禁じる世界的な法をすみやかに確立しなければなりません。**

このテーマは多くの要素から成るので、改めて私は自分の考えを次の5つの見出しのもとに分類しました。

1. 氷山の全体を見ること
2. 人類の連帯：「自らの人間性を心に止める」
3. カナダ：歴史の新しいサイクル
4. 「簡易型」と「包括的」をつなげる
5. 世論を喚起する明確な目標

1. 氷山の全体を見ること

核不拡散条約の2015年再検討会議は中東問題で暗礁に乗り上げました。あるいは、世論はメディアが提供する断片的な情報をかき集めてそのように信じさせられているようです。1995年以来、中東を核兵器その他の大量破壊兵器のない地帯にするための交渉に、イスラエルを、強制ではないとしても説得して参加させようとの苦しい働きかけが行われてきましたが、私はここでその

説明に時間を費やすことはしません。中東問題はNPTの巨大な氷山の一角で、NPTの本質的な問題は水面下にこそ横たわっています。

NPTの45年間の歴史における中心的な問題は第6条のもとでの義務、すなわち、核兵器廃絶のための誠実な交渉を始めることです。この点を絶えず強調し続けることが必要です。

1995年にこの条約が無期限に延長されたとき、締約国は次の3つのことを約束しました。

包括的核実験禁止条約（CTBT）を1996年までに実現すること。

核兵器の製造に必要な核分裂性物質の生産を禁止するための交渉を「早期に妥結」すること。

「核兵器の究極的廃絶に向かって核兵器を削減するための、体系的かつ前進的な努力」を決然と追求すること。

CTBTはまだ発効しておらず、核分裂性物質の削減をめざす交渉は始まってもおらず、核兵器の総数は1万5,850に削減されているとはいえ、核兵器国の近代化プログラムによって、年間1,000億ドル以上かかる核兵器が21世紀の残りの年月にわたって維持されることが確実となっています。1,800もの核兵器が今も高度警戒態勢にあることは衝撃的です。偶発的、意図的、あるいはテロリズムによる使用の危険が日々増大しています。ここに今日おいでの皆さんの中に、テロリストがいつの日か核兵器を発射しないと真に確信している人がおられるでしょうか。

過去20年間、核兵器国は世論を無視し、核兵器廃絶の交渉を完結させる法的義務を確認した国際司法裁判所の1996年の勧告的意見にもかかわらず、第6条を愚弄してきました。核兵器国は恥知らずにも、世界の国々の4分の3が国連での投票を通じて要求してきた、包括的交渉を妨害してきました。ヒロシマとナガサキから70年経つ今も、核兵器は政治的力の源泉であり続け、世界の人口の55%がいまだ核の傘の下で暮らし、核抑止論の支持者は核兵器が平和を維持していると（そのほとんどが騙され易い大衆に向かって）主張しています。核兵器の段階的縮小論者が廃絶の実現をずっと先まで延期することで、この政策はまやかしだったことが判明しました。驚くべきことではありませんが、NPTの協議全体を支配する雰囲気は苦々しいものでした。

2. 人類の連帯：「人間性を心に止める」

人道主義に立つ運動の発展とともに新たな希望の源泉が生まれています。2015年の再検討会議の準備過程で、150を超える国が一連の国際会議（オスロ、ナヤリット、ウィーン）に参加しましたが、そこでは、核兵器が使用された場合の「壊滅的な人道的結末」について時間をかけて詳細な議論が行われました。再検討会議では、どの発言もこぞって「人道的結末」を強調しました。オーストリアといくつかの国が提出した作業文書のある段落には、共通の要請のエッセンスが要約されています。「核兵器のもたらす壊滅的な人道的結末を回避する唯一の方法として、核兵器の完全廃絶に向けた速やかな前進をもたらすことを求める国際社会からの圧倒的な要請があることは、認識されるべき事実である。それは、NPTが約束している目標、すなわち核兵器のない世界に向かう原動力である。」

人は、このような心からのアピールはきっと核兵器国の良心に触れることだろうと思うでしょう。しかし、「良心的核兵器国」という言葉は、史上最大の形容矛盾なのかもしれません。人道主義的なアピールを実行に移すと、その結果、核抑止力という軍事ドクトリン（複雑に交錯した欺瞞の体系における中核的問題）は拒絶されることになるかもしれません。核兵器国は、核兵器を最初に発射する敵に対して効果的な報復ができる十分な数の核兵器を保有することを主張します。言い換えれば、核兵器が存在する限り「我々（頭に浮かぶ核兵器国の名に置き換えてください）」も自分たちの核兵器を保有する必要がある」と宣言しているわけです。

それは破綻した論理ですが、非核兵器国が自らにかかる重圧に屈して、国際的な舞台で核兵器国に抗って立ち上がろうとしていないために、大国は、そんな議論で逃げおおせているのです。最後に、有力な非核兵器国の指導者たちが共にワシントンとモスクワに行って、人間性の名において、またすべての国の人々にとっての持続可能な開発の名において、核兵器は法によって完全に廃絶されるべきだと要請したのは、いつのことだったでしょうか。

現代の人道主義に立つ運動は、パグウォッシュ運動と全面的に共鳴する必

要があります。私たちは1955年のラッセル=アインシュタイン宣言の結語にある、心を揺さぶる言葉を忘れたことはありません。「私たちは人類として、人類に向かって訴える。あなたがたの人間性を心に止め、そしてその他のことを忘れよ、と」。

グローバル化された社会における人権の実現について我々の理解が深まったことで、人類の連帯もあらためて注目されています。人間性、つまり、グローバルな良心の高まりが示されてきたことによって、社会全体の安全について徐々に理解が深まってきました。今こそ、核兵器を禁じ核廃絶をもたらす世界的な法の実現に向けて人道主義的なアプローチを推し進めるときです。

3. カナダ：歴史の新しいサイクル

カナダは好んで、NPTを支持すると語っています。だが、この支持は、よく言っても曖昧なものです。カナダはNATOの政策を忠実に支持していますが、それは今も、核兵器は安全の「究極の保証」であるという立場を維持しています。あたかも冷戦が終わっていないかのごとくに。NATOの諸政策は、2000年にすべてのNPT締約国が行った核兵器の廃絶に対する「明確な約束」とは矛盾します。カナダはこの約束の矛盾を放置しています。核抑止力が脅かされない限り、核軍縮を一般的には支持する、というわけです。

NPT再検討会議でカナダが行ったスピーチ原稿に目をやって、核軍縮をめざす「法的アプローチ」への取り組みを開始する必要性を訴える声明を出した、新アジェンダ連合という進歩的国家グループに賛同している兆候を探し求めても、それは徒労となります。カナダ政府は、これに賛同するのではなく、国連大使を最終会合に送り、中東会議の開催を通じてイスラエルに圧力をかける努力を非難させ、続いて、核兵器の廃絶をめざす法的措置を求める人間性への呼びかけを完全に無視するプレスリリースを発表しました。さらに、カナダ政府は、2010年に上下両院において全会一致で採択された、核兵器禁止条約（NWC）へのカナダ政府の支持を求める動議も無視し続けています。また800名を超えるオーダー・オブ・カナダ勲章受章者による同様の要請も無視してい

ます。カナダは、実は1999年にNATOにその核政策を変えさせようとしたのですが、核軍縮については、すっかり道を見失ってしまいました。

私たちは、現在のカナダの政策に対する失望感を克服し、カナダの歴史の新しいサイクルをめざす計画を立てる必要があります。カナダのパグウォッシュ会議が、新たな文明開化の日は遠くないという希望をもって、すべての政党に対して、見識ある革新的提言を今後もし続けることが不可欠です。

4.「簡易型」と「包括的」をつなげる

人道主義に立つ運動は、核兵器を廃絶するための法的枠組みの構築に着手するプロセスを求めています。ただ、具体的にどのように進行させるかについては未確定な部分があります。

再検討会議の終わりまでに、オーストリアが主導する107の国が「人道の誓約」に署名しました。そこには、「核兵器の禁止及び廃棄に向けた法的なギャップを埋めるための効果的な諸措置を特定し、追求するよう……」とあります。最終文書の原案はこの方向で進行しました。そこには、核兵器のない世界への貢献となる「法的諸条項」を明らかにする新たな作業部会を求める記述が含まれていました。しかしながら、このような曖昧な表現による提案にさえ（最終文書には異論があったので、通りませんでした）作業はコンセンサス・ルールにより行われるとの規定が含まれています。つまり、強情な核保有国はまだ進歩を阻止することができるのです。

核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）は、最終文書は核軍縮に関して「許容しがたいほど弱々しい」として激しく批判しました。それは私の感じ方からすれば、優しい小言のようなものです。NPT再検討会議はメリーゴーラウンドとなって、カラカラ鳴るベルや乗り手が上下に揺れては終わりのない円を描いて運動するが、どこにも行きつかない状態です。

9回の再検討会議の実績に基づいていうと、NPTそれ自体が、私たちを核兵器のない世界に導いてくれることはなさそうです。にもかかわらず、私たちは基盤であるこの条約を廃棄することで目標に到達することはできません。

NPTを活性化させる新たなプロセスが必要です。ですから、2018年に予定されている「核軍縮国際会議」に向けた準備として、緊急の協議を開催するための公開作業部会を求める、この秋の国連総会での決議を期待しましょう。またもや、そのような作業部会は、実際の行動に移らせないよう、コンセンサス・ルールを利用する核保有国の妨害を受けるでしょう。

核保有国がその非協力的姿勢を十分に示してきたことを念頭に、ICANは、有志国家が自力で前進し、核兵器を「禁止する」条約を確立することを望んでいます。たとえ、そのような条約は核保有国を法的に拘束するものではないとしても。多くの市民活動家が核保有国の敵意に満ちた反対によってあまりにも深い焦燥感を感じているので、この「簡易型核兵器禁止条約（NWBT）」によって（たとえ核保有国の参加がなくても）核兵器に反対する世界的な規範を定立することになるだろうと信じています。では、核兵器を違法なものとして非難することが、核保有国に圧力をかけて、核保有国も参加する、核兵器を禁止・廃絶する世界規模の多国間条約である、包括的核兵器禁止条約（NWC）をめざす積極的な交渉へと参加させる梃（てこ）になるでしょうか？ その答えは誰にもわかりません。

ここで、小説でいうところの筋書きが込み入ってきます。核兵器を保有する国が参加しない禁止条約をつくりだすことは効果的でないし、ましてや大衆を核兵器の脅威は去ったとの誤った考えに導くことは言うまでもない、と多くの政府が考えています。人道主義に立つ運動のリーダーであるオーストリアでさえ、これまでのところ、NWBTをめざす交渉を始めるための、有志国家の会合を実際に招請するようなサインを示してはいません。市民社会の専門家たちの間でもNWBTの有効性について意見が分かれています。支持する者が多くいる（ここでも、核軍縮に立ちはだかる障壁にあまりにも深い焦燥感を感じているため）一方、国際社会は、NWC、あるいは少なくとも、全体として核兵器を禁じる法となるであろう諸条約の枠組みという目標を一貫して追求すべきだと考える者もいます。

この二者択一的な考え方が、有志国家や市民社会が集中的努力を積み上げることを阻んでいます。破綻しているのは核不拡散条約だけではありません。核軍縮運動は泥沼にはまっています。

私は、今必要なのはいくつかの橋をかけることであり、その結果は歴史的に重要なものとなる可能性があると確信しています。

第1に、簡易型禁止条約（NWBT）と包括的核兵器禁止条約（NWC）を対立的にとらえる必要はありません。核なき世界を真摯に求める大多数の国が支持するNWBTは、核兵器を非合法化し、NWCに向けた礎石となる可能性がある、と考えられます。この意味では、NWBTに取り組むことはNWCへの扉を開く政治的戦略です。NWBTが成立したら、重要な検証と遵守の取り組みを増大させる刺激剤として作用し、相互信頼性が高まるでしょう。それは核兵器国を軌道に乗せるのに必要なことです。私たちは今、NWCに向かっていかなる前進もしていないことは確かです。それなら、限界のあるものとなるとはいえ、NWBTを構築する試みをしてもいいではありませんか。

第2に、NWBTを構築する上で、核軍縮のリーダーたちは、政府、市民の両方とも、核兵器国に対して「橋」を開放しておく必要があります。リーダーたちは、核大国に逆らっているわけではなく、人間性への呼びかけに応えて、核兵器を禁じる世界的な法を支える枠組みを構築しようとしているのだと示す言葉や行動を見出さなくてはなりません。

第3に、信用できる国（私の考えでは、NPTの生みの親であるアイルランド）が、一歩前に出て、有志国の会議を招請し、そこに有力議員や市民社会のリーダーの参加も得て、現存する法的ギャップを埋めるプロセスの交渉をめざす作業アジェンダを作成すべきです。言いかえれば、市民社会の専門家と有志国家が協働して、核なき世界への最良の法的道筋を決定する取り組みを共に進めてほしいのです。アジェンダを作成するための差し迫った作業は、明文化されなくても、希求から現実へと法的に進んでいく実際の交渉への最初の一歩となるでしょう。それは現在の暗黒の中で疑いなく灯すに値する蝋燭となるでしょう。

5. 世論を喚起する明確な目標

私たちは、もちろん、世論が政治的秩序に対して圧力をかけてほしいと願っ

ています。しかし核軍縮自体がこれほど不確実なときに、どうすれば人々に行動を起こすように動機づけができるでしょうか。私たちは、市民社会のリーダーや啓発された政府が結束して、明確な行動の道筋を描く道を見出す必要があります。

奴隷制度、植民地主義、アパルトヘイトの終焉は、最初は支配的考え方からは無視され、次に激しく反対され、とうとう新しい社会秩序の基礎となった社会運動の例だとしばしば言われます。新たな人道的見地からの取り組みは、核軍縮を社会運動にする途上にあります。この運動には定義できる目標、人々がその周りに集まることができる目標が必要です。世論に立法への圧力を期待する前に、人々が核兵器を禁じる法という明確な目標を理解してもらう必要があります。

1948年にインドが独立したとき、1964年に米国で公民権法が成立したとき、1989年にベルリンの壁が崩壊したとき、1994年に自由を求める声の前に南アフリカのアパルトヘイトが撤廃されたとき、そのすべては、要求する大衆が定義できる目標を持っていたから達成できたのです。ガンジー、マーチン・ルーサー・キング、ミハイル・ゴルバチョフ、ネルソン・マンデラといった指導者の背後で世論は結束し盛り上がり、そうして社会運動は止めることができないものとなったのです。

今日の核軍縮運動には、定義可能な目標もなく、そびえたつ指導者もいません。しかし、数多くの指導的思想家や活動家は存在して、その人たちは、今展開されているあらゆる考え方の中から、簡易型禁止条約（NWBT）、包括的禁止条約（NWC）、あるいは両者をつなぐ何らかの橋をめざして、位相のそろったメッセージを生み出すべきです。**世界は、核兵器が人類を滅ぼす前に、核兵器を禁じる世界的な法ができることを切望しています。**大衆に理解できるメッセージがあれば、世論が新聞の一面に溢れないとは限りません。そうなれば、政治的スターが登場して法制度の変革を主導する日は遠くないでしょう。核軍縮は不可能ではありません。私たちは法的道筋を見出さねばなりません。

（訳：ピースデポ、翻訳協力：高橋真澄）

原文URL：http://roche.apirg.org/public_html/writings/documents/nuclear/PugwashConf-July%2010-15.pdf

特別記事
3

北東アジア非核兵器地帯設立へ包括的アプローチを

長崎大学核兵器廃絶研究センター「RECNA提言」の実践的意義

田巻 一彦
（ピースデポ代表）

田巻 一彦
1953年生まれ。『核兵器・核実験モニター』共同編集長。共著書に「亡国の武器輸出」（合同出版、2017）など

2015年4月7日、長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）[1]は7項目の具体的提言を含む「北東アジア非核兵器地帯設立への包括的アプローチ」[2]と題された文書を公表するとともに、日本政府・外務省に同地帯実現への努力を要請した。著名な国際政治学者であるモートン・ハルペリン氏が11年に行った提案に触発され、3度にわたる国際研究集会等を通して蓄積・深化してき

た考察の集大成である。

「ハルペリン提案」を契機に

梅林宏道(現ピースデポ特別顧問)が「スリー・プラス・スリー」構造(後述)を持つ「北東アジア非核兵器地帯(NEANWFZ)構想」を1996年に提唱してから20年がたった。「提言」は、この提案を基礎としつつ、RECNAによるアカデミズムの枠を超えた3年間の取組みの到達点であると同時に、それを実現するプロセスの出発点でもある。

この20年間、関係国から「地帯」実現に向けた動きは起こっていない。この状況に「概念的な壁を突破」する弾みをもたらしたのが、著名な国際政治学者であるモートン・ハルペリン博士(元米国大統領特別補佐官)が2011年に行った提案[3]であった。博士は、同地帯を「北東アジアの平和と安全保障に関する包括的協定」の一要素として設立することを提案した。これは、地帯実現のための「地政学的・戦略的条件を成立させうるもの」(「提言」序章)であった。

RECNAは、この提案を吟味し発展させるために長崎(12年12月)、ソウル(13年6月)そして東京(14年9月)と3度にわたるワークショップを、ノーチラス研究所など国内外のいくつかの研究機関と連携して開催してきた。「提言」はそれらの成果を集大成し、各国政府、市民社会に発信することを目的にRECNAの責任において作成された。以下、その要点を紹介する。

「スリー・プラス・スリー」非核兵器地帯

「提言」は「序章」と、5つの側面の考察をまとめた5つの章、そして7項目にわたる具体的提言から構成される。

「第1章 北東アジアにおける核兵器依存の現状」においては、まず、日本と韓国、米国の拡大抑止戦力依存の経過と現状を俯瞰し、米国が10年「核態勢見直

し」(NPR)[4]で述べた「『非軍事的抑止、すなわち米国と同盟国、パートナーとの間での強固で信頼性のある政治的関係の構築』という概念こそ発展させるべきであろう」と指摘した。一方、朝鮮民主主義人民共和国(以下、「北朝鮮」)の核兵器開発と非核化の論理は、「核を含む武力攻撃の威嚇をしないという米国による安全の保証」と「検証システムを伴う朝鮮半島の非核化」の2要素の実現であり、06年以降今も続く同国の外交戦略は「核抑止力を獲得する過程と獲得した抑止力の両方をカードにしつつ、政治体制への脅威の除去と関係の正常化を達成する外交と呼ぶべきもの」と指摘した。

つづく**「第2章 グローバルな核軍縮からの要請」**では、2010年NPT再検討会議・最終文書の「行動1」、すなわち「NPT及び核兵器のない世界という目的に完全に合致した政策を追求する」との誓約は、日本と韓国に政策転換を求めるものだと強調された。政策転換は「NPTの信頼性を高めグローバルな核軍縮に大きく貢献」するであろうと「提言」は述べる。

「第3章 北東アジア非核兵器地帯の意義とハルペリン提案」においては、まず、非核兵器地帯の構造が素描される。それは、日本、韓国、北朝鮮という非核の「地帯内国家」を中心に、「周辺核兵器国」である米国、ロシア、中国が「地帯内国家」に対して核兵器による攻撃も威嚇も行わない(消極的安全保証)ことを約束するものである。これら要素を条約本体に含み込む「スリー・プラス・スリー」を地帯の基本構造[5]とした上で、これを実現するアプローチとして「包括的協定」に関するハルペリン提案の有効性が強調される。「包括的協定」には次の6つの要素が含まれる。①戦争状態の終結、②常設の安全保障協議体の創設、③敵視しないという相互宣言、④核及び他のエネルギー支援の供与、⑤制裁の終結、そして⑥非核兵器地帯。

13年以降、北朝鮮が「経済発展と核兵器の並進」路線を継続する中で、非核化の可能性は小さくないと述べるのが、**「第4章 北朝鮮の非核化の可能性」**である。一方、弾道ミサイル問題については「大量破壊兵器(とりわけ核兵器)の問題が解決すれば、(略)相対的に重要ではなくなる。」との考え方が述べられている。

最初に「枠組み協定」を締結・発効

「第5章 北東アジア非核化への包括的アプローチ」は、ハルペリン提案を協定として組み立ててゆく方法を述べる。ここでは、6か国協議参加国による「北東アジア非核化への枠組み協定」を最初の合意文書として締結・発効させることが提案されている。

「包括的枠組み協定」の条項は宣言型と実務型に区分される以下の4つの章から構成される。

(1) 朝鮮戦争の戦争状態の終結を宣言し、「枠組み協定」締約国の相互不可侵・友好・主権平等などを規定する。(宣言型条項)

(2) 核を含むすべての形態のエネルギーにアクセスする権利を謳うとともに、エネルギー協力委員会を、6か国を超えた賛同国や国家を含めて設置する。(宣言型条項)

(3) 北東アジア非核兵器地帯を設置するための条約。NPT加盟など非核兵器地帯条約が備えるべき内容を全て規定。締約国の義務の1つに化学兵器禁止条約未加盟国の加盟義務を加える他、宇宙条約(1967年)に従った宇宙開発の権利などを述べる。(実務型条項)

(4) 常設の北東アジア安全保障協議会を設置する。協議会の目的は第一義的には「枠組み協定」の履行であるが、第二義的には、その他の北東アジアの安全保障上の諸問題を協議する場ともなる。(実務型条項)

北東アジア非核兵器地帯は、以下のような地域特有の特徴を持つものになろう。

※構成国:韓国、北朝鮮、日本という「地帯内国家」と米国、中国、ロシアという「周辺核兵器国」による6か国(スリー・プラス・スリー)。地帯内国家としてモンゴルが加わればより望ましい。

※柔軟な条約発効要件:例えば、発効要件を3つの核兵器国と2つの非核兵器国(日本と韓国)と定め、日、韓には3年あるいは5年の期間に北朝鮮が条約に参加しない場合は脱退も可、といった条件を与えること等が考えら

れる。

※交渉前における要件:交渉期間中における北朝鮮の核実験及び米国、韓国、日本による朝鮮半島・周辺における合同軍事演習のモラトリアム、北朝鮮に対する現行の経済制裁措置の緩和なども考慮されるべきである。

※拡大抑止からの脱却:非核兵器地帯では国際法によって核兵器による攻撃や威嚇は許されない。したがって非核国は拡大核抑止力を必要としない。違反者が現れた時にはその瞬間に条約は失効し、条約以前の状態に戻るので、非核国が無防備になることはない。

非核兵器地帯の設立には、日本、あるいは韓国、あるいは両国共同の国家的イニシャチブが生まれる必要があると「提言」は強調した。

「提言」は以上の考察に基づき、7つの具体的・実践的提言を行っている。(●ページの【資料】参照)

非核化の可能性が残っている限り努力を続ける

この「提言」の発表の後も、北朝鮮の核・ミサイル開発は進行している。16年1月6日には4回目の核実験が行われた。同実験に先立つ15年12月10日には、「水爆を爆発させる能力がある」との金委員長の言葉が報じられた。そして16年9月9日には5回目の核実験を実施する。この間、各種のミサイル発射実験が繰り返された[6]。

一方、北朝鮮の側からは、条件が整えば核計画を停止・凍結しうるとの発言や声明も、しばしばなされてきた。14年の国連総会では、李洙墉(リ・スヨン)外相が、「米国の敵対行動が完全に止まれば、核問題は解決する」と演説した(14年9月27日)。また、15年1月9日には、米韓合同演習中止を条件に核実験凍結もありうるとの提案もなされた。そして15年10月1日の国連総会で、李外相は、「米国が朝鮮戦争休戦協定を平和協定に変えることに同意すれば、建設的な対話をする用意がある」と演説した。

2016年7月6日、北朝鮮政府は声明[7]の中で、朝鮮戦争平和協定の締結を再度提案するとともに、次の5条件が満たされれば非核化協議に応じる用意があると

表明した:

⑴朝鮮半島のすべての核兵器の存在を公表すること。

⑵韓国にあるすべての核兵器及び核基地を検証可能な形で撤去すること。

⑶朝鮮半島およびその近傍に核兵器を配備しないこと。

⑷いかなる場合も北朝鮮に核兵器による威嚇を行わないこと。

⑸核兵器使用の権限をもつ部隊すべての韓国からの撤退を宣言すること。

上記のうち、「平和協定」締結と⑸をのぞく事項はすでに「朝鮮半島非核化のための南北共同宣言」[8]、第4回6か国協議(2005年)における「9.19共同宣言」[9]によって合意された事項である。

「核抑止力を獲得する過程と獲得した核抑止力の両方をカードにしつつ、政治体制への脅威の除去と関係の正常化を達成する」(提言第1章)という、DPRKの基本的外交姿勢は変わっていない。そのことを考慮すれば、これらの発言や声明は「包括的協定」の交渉の可能性を示唆するものといえる。

「提言」は第3章で、ハルペリン提案に触れて次のように述べている。「したがって、少しでも北朝鮮の非核化の可能性が残っている限り努力を継続するべきであり、国際的な強い努力の姿が目に見え続けている必要がある。」

注

1 12年4月1日発足。所在地:〒852-8521長崎市文教町1-41 URL:www.recna.nagasaki-u.ac.jp センター長:梅林宏道(12年4月～15年3月)、鈴木達治郎(15年4月～)

2 全文は次のサイトで読むことができる。www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/asia

3 ハルペリン提案については、『核兵器・核実験モニター』第395-6号(12年3月15日)、417号(13年2月1日)、418号(13年2月15日)及び本イアブック2013年版・キーワードA9 (78ページ)に関連記事。

4 基礎資料1－11(●ページ)に抜粋訳。

5 ピースデポ「モデル北東アジア非核兵器地帯条約」。資料3－19 (●ページ)。

6 キーワードB1 (●ページ)。

7 政府声明「米韓の『北の非核化』の詭弁を非難する」。朝鮮中央通信のサイトから日付で検索すれば英文が読める。http://www.kcna.co.jp/index-e.htm

8 基礎資料1－16(●ページ)に全訳。

9 基礎資料1－17(●ページ)に全訳。

【資料】
「提言：北東アジア非核兵器地帯設立への包括的アプローチ」
（「提言」部分）
長崎大学核兵器廃絶研究センター、2015年3月

◆提言1◆

◆北東アジアの非核化については、北朝鮮の非核化のみを目指すのではなく、北東アジア非核化に密接に関係したいくつかの懸案の同時解決を目指す「北東アジア非核化への包括的枠組み協定」の締結を目指すべきである。◆

「包括的枠組み協定」には、(1)朝鮮戦争の戦争状態の終結を宣言し、締約国の相互不可侵・友好・主権平等などを規定する宣言的条項、(2)核を含むすべての形態のエネルギーにアクセスする平等の権利と平和利用の担保を謳い、北東アジアの安定と朝鮮半島の平和的統一に資することを目的とする「北東アジアにおけるエネルギー協力委員会」を設置する宣言的条項、(3)北東アジア非核兵器地帯を設置するために必要なすべての条項を備えた完全な実務的条約、(4)協定の確実な履行を保証し、地域の他の安全保障諸課題の協議にも開かれた常設の「北東アジア安全保障協議会」を設置する実務的条項、を含む。なお、現在に至る諸情勢の分析により、本書は北朝鮮が適切に考慮された非核化プロセスに合意する可能性は十分にあると考える。

◆提言2◆

◆北東アジア非核兵器地帯には、通常の非核兵器地帯が備えるべき諸条項に加えて、次のような特色を備えるべきである。◆

(1)条約締約国に少なくとも6か国協議参加の6か国を含む。北朝鮮、韓国、日本が地理的な非核地帯を形成し、米国、ロシア、中国は周辺核兵器国として地帯への通常兵器・核兵器を含む安全の保証を与える、(2)化学兵器禁止条約への加盟を義務付ける、(3)宇宙条約下における宇宙開発の権利を明記する、(4)北朝鮮には、余裕をもって定められた期間内の核爆発装置と関連施設の解体を義務付ける、(5)発効要件の工夫によって、北朝鮮、韓国、日本それぞれの条約参加へのインセンティブを高める(5.5節、5.6節)。

◆提言3◆

◆6か国協議を再開し「北東アジア非核化への包括的枠組み協定」に関する協議を行うべきである。◆

6か国協議は、すでにワーキンググループ「北東アジアにおける平和・安全保障のメカニズム」を設置するなど、包括的な視野において朝鮮半島の非核化を論じることに関心をもってきた。また、2010年NPT再検討会議の最終文書において、6か国協議の再開について強い支持が表明されたことを踏まえると、2015年再検討会議の前後において、国際社会が一致してその再開を追求すべきである。再開される6か国協議は、過去に引きずられない、意欲的かつ斬新な議題をもって再開されるべきであり、「包括的枠組み協定」はその議題にふさわしい。

◆提言4◆

◆国際的な支援が表明された今の機会をとらえて、地域の非核兵器国である韓国、日本、あるいはその両国が、「北東アジア非核化への包括的枠組み協定」を含む北東アジア非核兵器地帯設立へのイニシャチブを今こそ発揮すべきである。◆

2013年の国連軍縮諮問委員会が北東アジア非核兵器地帯の設置について国連事務総長に適切な行動をとるよう勧告した。また、同年の核軍縮に関する国連ハイレベル会合において、モンゴル大統領が積極的な支援表明を行った。1999年国連軍縮委員会報告に示されているように、非核兵器地帯の推進は当事国のイニシャチブが不可欠の前提となる。

◆提言5◆

◆2015年を契機に「北東アジア非核化への包括的枠組み協定」へのプロセスを開始すべきである。◆

2015年は、広島・長崎の被爆70年の節目の年であると同時に太平洋戦争終結、朝鮮半島分断70年の年でもある。国際社会、とりわけ北東アジア諸国は、北東アジア地域の緊張緩和と正常化を実現し、協調的地域安全保障に向かう土台として「北東アジア非核化への包括的枠組み協定」を実現する事業に、2015年を起点として取り組むべきである。

◆提言6◆

◆日本と韓国は、北東アジア非核兵器地帯の設置を目指すことによって、2010年NPT再検討会議で合意した義務を果たし、条約の信頼性の維持に貢献すべきである。◆

「核兵器のない世界」の実現を目指す2010年合意以後の情勢においては、非核兵器国を含むすべての締約国が「核兵器のない世界という目的に完全に合致した政策を追求する」政治的拘束力のある義務を負っている（2010NPT再検討会議最終文書、行動計画1）。また、核軍縮のためには、核弾頭などハード面の削減のみならず、「軍事及び安全保障上の概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割と重要性」というソフト面の削減が求められた。これらの文脈において、拡大核抑止力に依存する韓国や日本のような非核兵器国が果たすべき義務が明確になってきている。

◆提言7◆

◆関係国は、非核化プロセスが政権交代等で影響を受けないよう、独立した非政府機関による「北東アジア非核化専門家グループ」を組織することを検討すべきである。◆

国家間の交渉は、他の国際的事件や国内の政治変化や政争に左右される難点がある。北東アジアにおける非核化交渉も例外ではなかった。その影響を最小にするための工夫が交渉過程に求められる。日本における自治体首長の支援に見られるような広範な市民社会の支援を継続させることが一つの有力な方法である。同時に、交渉の安定した継続に資するよう、交渉と緊密に並走して活動する、独立した「北東アジア非核化専門家グループ」を組織することを考慮すべきであろう。関係国がそのような「専門家グループ」の設置に合意し、支援すべきである。

第2章

核軍縮
平和

2016年のキーワード

A. 特集　核兵器禁止条約の交渉へ
B. 核軍縮・不拡散外交
C. 各国の核・安保政策
D. 日本の核・安保政策
E. 自治体とNGO

A1.高まった非人道性の認識 ──3度の政府主催の国際会議

2016年における核軍縮に関する最大のできごとは、秋の国連総会が核兵器禁止条約について交渉する会議を、2017年に開催すると決議したことであろう。この画期的前進の背景となった非人道性アプローチについて2013～15年の経過を要約しておく。

2010年NPT再検討会議最終合意※が、「核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすことに懸念」を表明して以来、核兵器の人道的影響に焦点を当てた国際的取り組みが活性化した。5度にわたる核兵器の不使用に関する共同声明※が出されたのに加えて、人道的影響に対する認識をファクトベースで共有することを目的として、「核兵器の人道的影響に関する国際会議」が3度にわたり開催された。第1回：2013年3月4～5日、オスロ（ノルウェー）※、第2回：14年2月13～14日、ナヤリット（メキシコ）※、第3回：同年12月8～9日、ウイーン（オーストリア）である。

メキシコ政府主催の第2回会議は、被爆証言セッション※から始まり、核兵器爆発が国家、地域及び地球規模の経済成長及び持続的な発展に及ぼす影響などが幅広く議論された。会議では、少なくとも20か国が核兵器の禁止＝国際法による非合法化を明確に主張した※。他方、日本やNATO加盟国など核兵器依存国は、安全保障の側面が重要であることを強調し、核兵器の非合法化に消極的な態度を見せた。

第3回のウィーン会議には過去最多の158か国が参加し、核兵器使用がもたらす人道的結果の甚大さへの認識が共有され、使用された時の救済は困難であり、危険性の回避には核

※資料1－7（223ページ）。

※本イアブック14年版・キーワードA2（54ページ）。

※本イアブック14年版・キーワードA1（52ページ）。
※146か国の政府代表に加え、国連、世界保健機構などの国際組織、赤十字国際委員会を含むNGOが参加。核兵器保有国ではインド、パキスタンのみが参加。

※長崎について山下泰昭氏、広島についてサーロー節子氏の被爆証言などがあった。

※ www.reachingcriticalwill.org/disarmament-fora/others/hinw/nayarit-2014/report

廃絶が必要との認識が改めて示された。29か国が法的枠組みの交渉を呼びかけた※。初参加の米英はともに、自国は核軍縮・不拡散に熱心に取り組んでおり、核兵器のない世界を目指すと述べ、そのための唯一の方法は、「ステップ・バイ・ステップ」アプローチであると主張した。閉会に際し発表された「会議概要」は、NPT第6条の要請である、核兵器廃絶へ向けた効果的措置としての、核兵器禁止の新たな法的枠組みの交渉を開始することへの支持を表明した国々の発言を紹介する一方で、「ステップ・バイ・ステップ」アプローチが最も効果的であるとの米英の発言にも言及した。

※ www.reachingcriticalwill.org/disarmament-fora/hinw/vienna-2014/report

この会議でオーストリアは、議長国の立場を離れ、一国家として「オーストリアの誓約」※を発表した。「誓約」は、「すべてのNPT加盟国に対し、NPT第6条に基づく既存の義務を早期かつ完全に履行」し、「核兵器の禁止及び廃棄に向けた法的なギャップを埋めるための効果的な諸措置を特定し、追求する」よう求めた。オーストリアは15年1月、国連の全加盟国に同文書を送付し、「誓約」への賛同を求めた。

※『核兵器・核実験モニター』第462号(14年12月15日) に 全訳。

15年2月18日、ペーター・マウラー赤十字国際委員会(ICRC)総裁が、各国外交官を前に核兵器の終焉を求める演説※を行った。総裁は、10年のヤコブ・ケレンベルガー前総裁の演説※を引きながら、「法的拘束力を持つ条約実現へ向けた交渉を行うための、時限を定めた枠組みを設置し、その条約がどのようなものであるべきか検討することで、NPT第6条に含まれる誓約を果たすよう」訴えた。そして総裁は、「法的拘束力を持つ条約を通じて核兵器を禁止し、廃棄すること以外に、それが決して二度と使われないことを保証する方法はありません」とした。

※『核兵器・核実験モニター』第469号(15年4月1日)に全訳。

※本イアブック11年版・特別記事3(54ページ)。

15年NPT再検討会議の開催中に「オーストリアの誓約」は「人道の誓約」に改題され、15年6月10日現在、109か国が賛同した。15年10～12月の第70回国連総会には核兵器の非人道性に関する新たな3決議、即ち「人道上の結末」、「人道の誓約」、「倫理的至上命題」が提案され、採択された※。

※決議は、それぞれ賛成国が144、139、132か国。日本は、「人道上の結末」には賛成したが、残り2つには棄権した。16年国連総会での採択結果は、データシート1(54ページ)。

A2. 国連OEWGを開催、核軍縮に有効な法的措置がテーマ

「多国間核軍縮交渉を前進させる」ための国連公開作業部会（OEWG、議長：タニ・トングファクディ・タイ大使）が、2016年2月（22～26日）、5月（2～4、9～13日）、8月（5、16、17、19日）の3会期と数回の非公式会合において、ジュネーブの国連欧州本部で開かれた。15年の第70回国連総会決議※に基づくもので、13年に続き2度目となる。

※決議番号A/RES/70/33「多国間核軍縮交渉を前進させる」。

決議はOEWGの任務を以下のように設定した。

①核兵器のない世界の達成と維持のために締結されるべき具体的で効果的な法的措置・法的条項・規範について実質的に議論する。

②多国間核軍縮交渉の前進に寄与する以下を含む他の諸措置について実質的な勧告を行う：(a)既存の核兵器に伴う危険性に関連した透明性措置、(b)事故・過誤・無認可によるあるいは意図的な核兵器爆発の危険性の低下と除去のための諸措置、(c)核爆発の人道上の結末の複雑性や相互関連性に対する認識や理解を促進する追加的措置。

会議は90か国あまりの政府代表のほか、国際機関や学術機関、NGO※が参加し、前回同様、参加者が対等に意見交換する場となった。NGOには政府と同等に近い形で作業文書の提出※や発言が認められた。

※国連事務局発行の名簿（A/AC.286/CRP.1）には計74団体が掲載されている。

※提出された作業文書は、ピースデポのものも含め、政府・NGO提出分を合わせ65を超えた。キーワードE8（172ページ）、特集資料2－4（268ページ）。

第1・2会期は、上記①②のテーマごとにパネル討論が開かれ、参加者が関連の発言を行う形で進行した。第3会期では、第2会期までの議論を反映した報告書につき議長案を基に検討され、最終日に勧告を含む報告書が採択されて※、第71回国連総会に提出された。

※キーワードA3（46ページ）。特集資料2－5（274ページ）に全訳。

核保有9か国はすべて欠席したが、米の「核の傘」に依存するNATO諸国の多くと日・韓・豪は参加した。これらの国々は、核兵器の法的禁止は時期尚早でNPT体制を弱体化させると批判し、保有国を交えてCTBT発効、FMCT交渉など既定の措置に注力する「前(漸)進的アプローチ」こそが核廃絶への近道だと主張した。これに対し、「主導国」※をはじめとする禁止推進諸国は、核兵器の廃絶にはまず禁止するのが有用だ、禁止の法的文書の交渉はNPT第6条を補完しNPTを強化するなどと主張した。互いの主張は平行線をたどり、埋めがたい溝の存在を印象付けた。溝を象徴していたのが、前者の急先鋒たるメキシコと後者の代表格である日本との、第2会期でのやりとりだった。メキシコ代表が「会場は現状を変えようとする者と守ろうとする者に分かれている。『前(漸)進的アプローチ』は何も新しくない。彼らの狙いは現状維持だ」と批判すれば、日本代表が「現状維持派と改革派という単純な二分法を私は受け入れない。核軍縮過程はジグザグだ」と応じるなど、両者の応酬が随所でみられた※。

※決議70/33を主導したオーストリア、ブラジル、アイルランド、メキシコ、ナイジェリア、南アフリカ。

※両者のやりとりの詳細は、梅林宏道「核兵器・法的禁止への分水嶺」(『世界』2016年8月号、岩波書店)を参照。

ただ、歩み寄ろうとする姿勢がうかがえる発言がなかったわけではない。例えば、世論を背景に議会が核兵器禁止を決議したNATO加盟国オランダは、「違いに焦点を当てるのではなく共通点を見出す努力をすべき」などと述べた。

こうした中で特筆すべきなのが非核兵器地帯構成国の存在感であった。第2会期では3地帯からの10か国が共同で作業文書※を提出した。同文書は17年に核兵器を禁止する法的拘束力ある文書を交渉する会議を招集するとの勧告をOEWGに盛り込むよう提言した。この提言には多くの参加者が支持を表明し、実際に報告書にも盛り込まれた。第3会期では、CELAC※、ASEAN、アフリカ、太平洋諸国などの地域グループの代表が発言し、核抑止力に頼らない安全保障の枠組みとしての非核兵器地帯の有用性を口々に説いた。

※「核軍縮に取り組む:非核兵器地帯の視座からの勧告」。特集資料2−2(262ページ)。

※CELAC(ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体)を構成する33か国は、世界初の非核兵器地帯条約であるトラテロルコ条約に加盟している。

なお、任務②「他の諸措置」に関しては、①の法的措置に関する立場にかかわらず一致できる点が多く、報告書にもそれが反映されている。

A3. 国連OEWG（公開作業部会）、17年の禁止条約交渉開始を勧告

2016年8月19日、国連「核軍縮」公開作業部会（OEWG）は、「核兵器を禁止し全面廃棄に導く法的拘束力のある文書」を交渉する会議の17年開催を、国連総会に対し「幅広い支持のもとに勧告する」とする報告書を採択して閉幕した。全会一致採択という大方の予想に反し、報告書が投票に付される波乱があった。

核兵器の法的禁止を早急に実現すべきとする「禁止推進」派と、現実的な諸措置に注力すべきとする「前（漸）進的アプローチ」派（＝核兵器依存国）の溝※は、最終日を迎えても埋まらなかった。議長らの努力でギリギリまで非公式折衝が続けられ、19日午後の全体会再開時点で、報告書最終案「Ⅴ. 結論と合意された勧告」の第67節は「禁止条約交渉の2017年開始」と「現実的な諸措置」の両論を併記し、作業部会は2つの「勧告があったこと」を「認識した」となっていた。全会一致採択をめざす苦肉の妥協案である。「禁止推進」派の国々も不満足ながらこの文面でもやむなしとの認識にほぼ達しており、OEWGはこれを全会一致で採択して閉幕する気配が濃厚だった。

※キーワードA2（44ページ）。

ところが、最終討論で「前（漸）進的アプローチ」派24か国中の14か国※を代表して発言した豪州が、17年に禁止条約交渉を行うとの提案は承認できない、と報告書案に異を唱えた。そして、いよいよ議長が採択に移ろうとした時、豪州は今度は「一国の資格での発言」と断って、次のように「報告書全体の投票」を求めた。「我々はこの報告書の採択を支持できない。報告書全体の投票を行い、立場を明らかにしたい。国家

※ポーランド、ブルガリア、ハンガリー、韓国、イタリア、ベルギー、スロバキア、ルーマニア、ラトビア、エストニア、ルクセンブルク、トルコ、リトアニア、豪州。

的・国際的安全保障の重要な問題が争点になっている。妥協できる文言を探る真摯な努力は十分理解するが、この状況では明快さが必要だ。」

この予期せぬ事態を受けて2段階の投票が行われた。第1段階は、グアテマラから急きょ口頭提案された報告書修正案の採決である。この修正案は前記の「勧告があったことを……認識した」を「勧告した」に変更するもので、賛成62・反対27・棄権8で可決された。続いて第2段階として、修正された報告書案全体に対する投票が行われ、結果は賛成68・反対22・棄権13であった。

それまでの議論の趨勢から、投票にかければ、報告書が「禁止推進派」の意向に沿って修正され、圧倒的多数で採択されることは十分予測可能だった。それでも投票を主張した豪州は、条約交渉開始に反対した事実を鮮明にして記録に残したかったのだろうか。あるいは、両論併記であっても全会一致の報告書のほうが重みがあり、国連総会に提出される禁止条約交渉開始決議へのより強力な支えになりえたことから、豪州には報告書のそうした「重み」を削ぐ意図があったとも考えられる。

豪州と共に報告書に異を唱えた14か国に日本は加わらなかった。「前(漸)進的アプローチ派」諸国の間に何らかの方針の食い違いが発生していた可能性がある。ここで見過ごしてならないのは、OEWG各会期を通じ「法的禁止は時期尚早」「安全保障上の懸念を考慮すべき」と同派の先頭で主張してきた日本※が、投票では棄権に回ったことだ。日本代表部は投票後の説明で「日本は核軍縮に関する基本的立場から棄権した」とし、「核兵器のない世界を創るには核兵器国と非核兵器国の協働が不可欠」、「全ての国にこれ以上分極化しないため最善を尽くすよう求める」と述べた。審議中は頑ななまでに法的禁止を批判し、核軍縮コミュニティの分極化に率先して加担しておきながら、報告書の全会一致採択が叶わないと分かった途端、棄権票を投じることで自称・橋渡し役の体面を取り繕ったのは、偽善という他ない。

※キーワードA2 (44ページ)。

A4. 核軍縮の法的措置 ――国連OEWGに諸提案

2016年の国連公開作業部会(OEWG)※では、どのような法的措置が効果的かについて、参加した政府代表やNGOにより様々な作業文書が提出され、議論された。議論の内容はOEWG報告書(以下、報告書)※にも反映された。報告書は法的措置の諸提案を以下のように分類した。

※国連公開作業部会「多国間核軍縮交渉を前進させる」。16年2、5、8月、ジュネーブで開催。

※特集資料2−5 (274ページ)。

1.「簡易型」核兵器禁止条約(報告書34〜36節) 核兵器の禁止のみを定め廃棄に向けた詳細は定めない。報告書は含みうる要素として、核兵器の取得、保有、備蓄、開発、実験、生産、使用、使用への関与の禁止や、禁止事項への援助、奨励、勧誘の禁止などを挙げた。核廃絶への中間的・部分的措置として位置づけられており、廃棄の取り決めは将来の交渉課題とされる。ここに分類されるものとしては、非核兵器地帯諸国、太平洋諸国がそれぞれ提案した作業文書※や、「アーティクル36」と「婦人国際平和自由連盟(WILPF)」が共同提案した作業文書※がある。

※太平洋諸国提案「核兵器を禁止する条約の要素」(A/AC.286/WP.14)、非核兵器地帯諸国提案「核軍縮に取り組む:非核兵器地帯の視座からの提案」(A/AC.286/WP.34/Rev.1、(特集資料2−2 (262ページ))

2. 包括的核兵器禁止条約(報告書37節) 禁止事項などに加えて、時間枠を伴った不可逆的で検証可能な核兵器廃棄の取り決めが盛り込まれる。ここに分類される提案として、07年に「モデル核兵器条約」を国連に提出したマレーシアとコスタリカによる作業文書※がある。国際反核法律家協会(IALANA)も作業文書※の中でモデル核兵器条約が「良い出発点になる」と評価した。報告書には、核保有国の参加なしには廃棄の詳細な条項を交渉することは技術的に困難であり、この条約は核保有国が参加して初めて効果がある、とOEWGでは指摘されたことが記され

※「核兵器を禁止する条約」(A/AC.286/NGO/3)

※「モデル核兵器条約」(A/AC.286/WP.11)

※「核兵器の禁止と廃棄のための法的文書」(A/AC.286/NGO/12)

ている

3. 枠組み合意（報告書38節） 「核軍縮プロセスの様々な側面を漸進的に扱った相互に補強しあう一連の諸条約」あるいは「核兵器のない世界に徐々に進むための『シャポー』合意とそれに続く補足合意や議定書」を、報告書は「枠組み合意」と称している。核兵器の法的禁止を早期に実現しつつ、禁止を直ちに受け入れるのが難しい核保有国や依存国を条約締結当初から関与させうる選択肢である。枠組み合意を提案した作業文書には、バーゼル平和事務所（BPO）と中堅国家構想（MPI）がそれぞれ提出したものがある※。

※BPO提出「核兵器のない世界への枠組みを築く」（A/AC.286/NGO/7）、MPI提出「枠組み合意のための選択肢」（A/AC.286/NGO/20）

4. 混合（ハイブリッド）アプローチ（報告書39節） 上記諸類型の組み合わせであり、ブラジルが作業文書※などで提案した。「簡易型」禁止条約を直ちに交渉し、後から、国内実施、検証、廃棄、援助、技術協力などに関する議定書で補完する。

※「核兵器に関する効果的措置、法的規範及び条項：核軍縮に向けたハイブリッド・アプローチ」（A/AC.286/WP.37）

5. 前（漸）進的アプローチ（報告書40〜41節）※ NPTをはじめ既存の軍縮・不拡散体制の重要性を強調する。CTBT（包括的核実験禁止条約）発効、FMCT（兵器用核分裂性物質生産禁止条約）交渉、米ロ新START後継条約交渉の促進などの措置を含む。核兵器数が非常に少なくなり検証体制の確立した「最小化地点」が訪れた段階で、追加的な法的措置が必要になるとする。日本を含む18か国によるもの※をはじめ、いくつかの作業文書で提案されている。

※キーワードA8（60ページ）。

※「核兵器のない世界に向けた前（漸）進的アプローチ」（A/AC.286/WP.9）

6. その他（報告書42節など） スウェーデンは法的文書をNPTの追加議定書として交渉する選択肢にも言及した※。また、使用禁止条約を先行的に締結してそれを基礎に包括的核兵器禁止条約に至るというピースデポの提案※もあった。

※スウェーデンの5月11日発言。www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/OEWG/2016/Statements/11May_Sweden.pdf

OEWG報告書も述べるように、上記の各類型は必ずしも相互に排他的ではない。実際には、上述の複数の類型の要素を備えるものに収斂していく可能性が高い。

※キーワードE8（172ページ）。特集資料2−4（268ページ）。

A5.被爆の実相と核抑止力依存：行き詰まる日本の核政策

日本政府はこれまで核軍縮に関わって、核兵器の非人道性と厳しい安全保障環境の両方の考慮が必要だと繰り返し述べてきた。その前提には、核抑止力が安全保障にとり不可欠との考えがある。しかし、核兵器の非人道性の認識と、核の使用や威嚇を正当化する核抑止論とは、相容れない。核兵器の法的禁止の現実化が迫る中、国の政策として両者を抱え続けることの限界が露呈しつつある。具体的には、2016年、以下のような点に、日本の核政策の行き詰まりが現れた。

第1は、第71回国連総会における核兵器禁止条約交渉を開始する決議※への反対である。日本はこれまで、核依存国では唯一、国連の核軍縮関連決議に反対したことがなく、賛成せずとも棄権に留まってきた。核依存政策を採りつつ、対外的に「唯一の戦争被爆国」を標榜し、国内的には被爆地に配慮した、つじつま合わせの投票態度だったと理解できる。それが今回は核依存国の立場を鮮明にし、人道性に根差す被爆国の立場は後退させた。これは、決議に激しく抵抗した米国からの働きかけ※や、同国が「日本決議」※の共同提案国に復帰した事実と無関係ではないだろう。立場の明確化を迫られたのっぴきならない場面で、日本政府は、被爆国の責務を果たすのでなく、「核の傘」を選んだのである。

第2は、同じ国連総会で採択された日本決議の内容である。同決議には国連公開作業部会（OEWG）※への言及が一切ない。日本決議は過去1年の主要な核軍縮・不拡散関係の出来事に言及するのが常であり、日本決議でも前文で、署名開放20年記念などCTBT関連会合、オバマ米大統領の被爆地訪問や

※A/RES/71/258「多国間核軍縮交渉を前進させる」。特集資料2−6（280ページ）。

※キーワードA6（52ページ）参照。

※　A/RES/71/49「核兵器の全面的廃絶に向けた、新たな決意のもとでの結束した行動」。特集資料2−10（289ページ）。

※　キーワードA3（46ページ）。正式名称は国連総会「公開作業部会：多国間核軍縮交渉を前進させる」。核軍縮に有効な法的措置を実質的に議論する場。

核保安サミットに触れている。これらと規模や重みを比べてもOEWGには何らかの言及があるべきで、無視は不自然だ。新アジェンダ連合（NAC）決議※がOEWGとその報告書を「歓迎」したのとは対照的である。日本決議からはまた、前年の決議に登場した、核軍縮の効果的措置を探究する「適切な多国間協議の場」への参画を奨励する条項が消えた。「多国間協議の場」だった16年OEWGが法的禁止の動きを加速し、前記71/258決議にいう17年の禁止条約交渉もこの「場」に該当すると読めることから、削除したと考えられる。このように日本決議では法的禁止につながる要素への言及が避けられており、法的禁止をめぐる諸国間の分岐が鮮明になる中で立場の明確化が迫られた様子がうかがえる。日本決議への投票は賛成167・反対4・棄権16で前年から大きくは変わらず、禁止推進諸国の大半が賛成を続けている。しかし、今後の日本決議が仮に禁止条約交渉について無視するか否定的評価を続ける場合には、これら諸国から同様な支持が得られる保証はなくなるかもしれない。

※A/RES/71/54「核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する」。資料2−9（287ページ）。

第3に、日本が豪州と共に立ち上げた、核依存国、非依存国の双方を含むNPDI※の活動が、目に見える成果を挙げていない点が指摘できる。当初は半年に1度、開かれてきたNPDI外相会合は、14年は4月に広島で第8回が開かれたのみで15・16年は開催されず、ここにも法的禁止をめぐる分断が影を落とした。NPDIはそもそも2010年NPT再検討会議で合意された「行動計画」の実施の後押しを目的に設立されたというが、核軍縮に果たす法的禁止の役割についての認識の違いが参加国間で鮮明になる中、共同で何を実施しうるか、抜本的な議論が避けて通れないと言えよう。

※不拡散・軍縮イニシャチブ。2010年に日豪両政府の主導で設立された。日本、豪州、ドイツ、オランダ、ポーランド、カナダ、メキシコ、チリ、トルコ、アラブ首長国連邦、ナイジェリア、フィリピンの計12か国が参加。

核軍縮の大きな転換点を迎え、日本の核政策は従来通りでは立ち行かなくなっている。この状況を打開するには、核に依存する安保政策の転換に踏み出すしか道はないのではないか。そうしてこそ、政府自ら任じてきた核兵器国と禁止推進諸国との分断の「橋渡し役」を果たし得るのではないだろうか。

A6. 国連総会、禁止条約交渉の17年開始を決議

2016年12月23日、第71回国連総会は、核兵器禁止条約を交渉する会議の2017年開催を盛り込んだ決議※を賛成多数で採択した。投票の内訳は、賛成113か国、反対35か国、棄権13か国であった※。

決議は「多国間核軍縮交渉を前進させる」と題され、12年以来毎年採択されてきた同じ標題の決議※に連なるものである。オーストリア、メキシコ、アイルランド、ブラジル、ナイジェリア、南アフリカの6か国が主導し、第1委員会（軍縮・国際安全保障）への決議の共同提案国は57か国に上った※。

決議は16年の国連公開作業部会（OEWG）報告書※を「歓迎」し、OEWGの勧告（報告書第67節）に従って「核兵器を禁止し全面的廃棄に導く法的拘束力のある文書を交渉するため2017年に国連の会議を招集することを決定」し、その会議を17年3月27 ～ 31日と6月15日 ～ 7月7日にニューヨークで開催するとした。条約の詳細な内容には踏み込まなかった。交渉会議参加国に対しては当該「文書」を「できるだけ早く締結するため最善の努力を尽くすよう呼びかけ」た。核兵器を禁止する多国間条約を求める国連決議としては96年以来の「マレーシア決議」※があるが、マレーシア決議が想定する条約は核兵器の検証を伴う廃棄の規定まで含むほか、ジュネーブ軍縮会議（CD）を「唯一の多国間軍縮交渉の場」としており、これらの点が本決議とは異なっている。

16年10月に開かれた総会第1委員会では、決議案とその基となった2016年OEWG報告書をめぐり激しい意見の応酬があった。核兵器国や核兵器依存国からは法的禁止の動きを強

※A/RES/71/258。資料2−6（280ページ）。

※主要国の投票行動はデータシート1（54ページ）を参照。

※第71回国連総会第1委員会報告書（「全面的かつ完全な軍縮」A/71/450）パラグラフ61。 http://undocs.org/A/71/450

※ A/71/371。特集資料2-5（274ページ）。

※「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見のフォローアップ」。第71回国連総会で採択されたものはA/RES/71/58。

い言葉で批判する発言が相次ぎ、OEWGの成果を擁護し禁止条約を推進する諸国の意見と真っ向から対立した。主な争点として以下の3つが挙げられよう※。

第1は禁止条約の実効性、すなわち法的禁止が核兵器削減に実際につながるかという点である。条約反対派は、核保有国の条約参加なしに核兵器は廃棄されない、自国の安全を核兵器に頼る国がこれを違法なものとする条約の交渉に参加できるはずがないと主張した。これに対しては、①枠組み条約のような形をとれば保有国にも初めから条約参加が可能ではないか、②例え保有国がすぐには参加できなくても条約の存在は間接的に核削減を促しうる、といった反論がされた。

第2に、禁止条約と既存の核軍縮・不拡散体制との関係である。禁止条約反対派は、条約がNPT体制を弱体化させると繰り返し述べ、5核兵器国の核保有が前提とされているNPTと核保有を違法とする禁止条約とは両立しないことを強調した。他方、推進派は、NPTの趣旨は無期限の核保有を容認するものではないとし、禁止条約は核軍縮義務を定めたNPT第6条を補完・強化する存在だと反論した。

第3に――これが最も根源的な対立と言えるが――核抑止力をめぐる見解の相違がある。例えば米国は、現実に核抑止力が平和と安定の維持に役立っているとの認識を示し、核抑止と相いれない禁止条約は地域安全保障を弱体化させると述べた。これに対し、核兵器使用が人類や地球環境にもたらす国境を超えた壊滅的な影響を考えると、そもそも核抑止力依存は有効な安全保障策ではない、とオーストリアやアイルランドなど禁止推進諸国は主張した。

第1委員会での決議採択に際しては米英仏ロなどが激しく抵抗し、特に米国はNATO加盟国と協力国に向け、決議への反対と交渉への不参加を呼びかける文書を送ったことが判明している※6。米国からの同様の説得はNATO以外の同盟国にも行われていたほか、非依存国にも決議に賛成しないよう働きかけがあったとされる。

※禁止条約交渉開始への賛成論としてオーストリア代表の演説（資料2－11、292ページ）、反対論として米国代表の演説（資料2－12、293ページ）を参照（いずれも抜粋訳）。

※文書は「核兵器廃絶国際キャンペーン」（ICAN）ウェブサイトからダウンロード可能。www.icanw.org/wp-content/uploads/2016/10/NATO_OCT2016.pdf

データシート

1. 第71回国連総会決議投票結果(1)

第71回国連総会(2016年)における主要な軍縮及び安全保障関連決議への各国の投票行動を示す。決議の正式名称と特徴は(2)(●〜●ページ)にまとめた。

＜ ○:賛成　×:反対　△:棄権　－:欠席 ＞

				米国	ロシア	英国	フランス	中国	インド	パキスタン	イスラエル	北朝鮮
				核兵器国								
A 核兵器		決議番号	賛成-反対-棄権	核兵器保有の9か国								
1	アフリカ非核兵器地帯条約	A/71/26	無投票									
2	中東地域における非核兵器地帯の設立	A/71/29	無投票									
3	ラテン・アメリカ及びカリブ地域における核兵器禁止条約の強化	A/71/27	無投票									
4	中央アジア非核兵器地帯	A/71/65	無投票									
5	モンゴルの国際安全保障と非核兵器地位	A/71/43	無投票									
6	南半球における非核兵器地帯	A/71/51	179-4-1	×	×	×	×	○	○	○	△	○
7	消極的安全保証条約	A/71/30	128-0-57	△	△	△	△	○	○	○	△	○
8	核軍縮	A/71/63	122-44-17	×	×	×	×	○	△	△	×	○
9	核軍縮の検証	A/71/67	175-0-6	○	△	○	○	△	○	○	○	△
10	多国間核軍縮交渉を前進させる	A/71/258	113-35-13	×	×	×	×	△	△	△	×	-
11	核軍縮への誓約履行の加速（NAC決議）	A/71/54	137-25-19	×	×	×	×	△	×	△	×	×
12	新たな決意のもとでの結束した行動（日本決議）	A/71/49	167-4-16	○	×	△	△	×	△	△	△	×
13	ICJ勧告的意見のフォローアップ（マレーシア決議）	A/71/58	136-25-22	×	×	×	×	○	○	○	×	○
14	核兵器の人道上の結末	A/71/46	144-16-24	×	×	×	×	△	○	△	×	△
15	核兵器廃絶のための人道の誓約	A/71/47	137-34-12	×	×	×	×	△	△	△	×	△
16	核兵器のない世界のための倫理的至上命題	A/71/55	130-37-15	×	×	×	×	△	△	△	×	△
17	核兵器使用禁止条約	A/71/75	128-50-9	×	△	×	×	○	○	○	×	○
18	核兵器の危険の低減	A/71/37	126-49-10	×	△	×	×	△	○	○	×	○
19	核兵器システムの作戦準備態勢の低下	A/71/53	175-4-5	×	×	×	×	○	○	○	△	△
20	中東における核拡散リスク	A/71/83	157-5-22	×	○	△	△	○	△	○	×	○
21	包括的核実験禁止条約（CTBT）	A/71/86	183-1-3	○	○	○	○	○	△	○	○	×
22	兵器用核分裂性物質の生産禁止条約（FMCT）	A/71/259	158-2-9	○	△	○	○	△	○	×	△	-
23	2013年ハイレベル会合のフォローアップ	A/71/71	140-30-15	×	×	×	×	○	○	○	×	○
B 他の大量破壊兵器												
24	テロリストの大量破壊兵器取得防止措置	A/71/38	無投票									
25	テロリストの放射性物質取得防止	A/71/66	無投票									
26	生物及び毒素兵器の禁止及び廃棄に関する条約	A/71/87	無投票									
27	化学兵器の禁止に関する条約の実施/履行	A/71/69	160-6-15	○	×	○	○	×	○	○	○	-
28	弾道ミサイル拡散に対するハーグ行動規範	A/71/33	166-1-16	○	○	○	○	△	○	△	○	-
C 宇宙（軍縮関係）												
29	宇宙への軍備競争の防止	A/71/31	182-0-4	△	○	○	○	○	○	○	△	○
30	宇宙兵器先行配備の禁止	A/71/32	130-4-48	×	○	△	△	○	○	○	×	○
D 通常兵器												
31	対人地雷禁止及び廃棄に関する条約の履行	A/71/34	164-0-20	△	△	○	○	○	△	△	△	△
32	クラスター弾に関する条約の履行	A/71/45	141-2-39	△	×	○	○	△	△	△	△	○
33	劣化ウランを含む兵器及び弾薬使用の影響	A/71/70	151-4-28	×	△	×	×	-	○	○	×	○
34	武器貿易条約（ATT）	A/71/50	157-0-28	○	△	○	○	○	△	○	○	△
35	武器、装備、両用物品・技術移転に関する国内法	A/71/68	180-0-3	○	○	○	○	○	○	○	○	△
E 地域軍縮と安全保障												
36	地域軍縮	A/71/40	無投票									
37	地域及び準地域的通常兵器軍備管理	A/71/41	183-1-3	○	△	○	○	○	×	○	○	○
F 他の軍縮手段及び国際安全保障												
38	国際安全保障における情報･通信の発展	A/71/28	181-0-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	軍縮及び核不拡散における多国間主義の促進	A/71/61	132-4-50	×	○	×	△	○	○	○	×	○
40	1925年ジュネーブ議定書の権威を堅持する措置	A/71/59	181-0-2	△	○	○	○	○	○	○	△	○

【国家の分類】
- 核兵器保有の9か国：核不拡散条約（NPT）上の5核兵器国及びNPT外の核兵器保有国4か国。
- 米核兵器への依存国：米国の核抑止力に依存する国々。
- 新アジェンダ連合（NAC）：1998年に外相声明「核兵器のない世界へ：新しいアジェンダの必要性」を発し、その後も活動を継続している6か国。
- 不拡散・軍縮イニシャチブ（NPDI）：2010年9月、日豪主導で結成された国家グループ。下の表で、国名が白字の12か国。（注：日本政府は「軍縮・不拡散イニシャチブ」と訳しているが、原文（英）は「不拡散・軍縮イニシャチブ」）

オーストラリア	日本	韓国	ベルギー	ブルガリア	カナダ	ドイツ	ハンガリー	イタリア	オランダ	ノルウェー	ポーランド	ルーマニア	スロバキア	スペイン	トルコ	ブラジル	エジプト	アイルランド	メキシコ	ニュージーランド	南アフリカ	アルジェリア	アルゼンチン	オーストリア	チリ	フィンランド	インドネシア	イラン	マレーシア	モンゴル	ナイジェリア	フィリピン	スウェーデン	スイス	アラブ首長国連邦
米核兵器依存国																新アジェンダ連合（NAC）																		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	△	○	△	△	○	△	△	○	△	○	○	○	○	○	△	△	○
×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	△	△	○	○	△	○	×	○	○	○	○	○	△	×	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○
×	×	×	×	×	×	×	×	○	△	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○
△	△	-	×	×	△	×	×	×	△	△	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○
△	△	-	×	×	△	×	×	×	×	△	×	△	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
△	○	×	△	△	△	△	×	△	△	△	×	×	△	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	△	△	○
×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	×	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	×	×	○
×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	×	○	○	△	×	○	×	○	○	○	○	○	×	×	○
○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
△	○	○	△	○	×	△	△	△	△	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○
×	△	×	×	△	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○
○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	△	○	△	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○
○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	△	△	△	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	△	○	○	○	○	○	△
△	○	△	○	○	△	△	△	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	△	○	△	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

データシート

1. 第71回国連総会決議投票結果(2)

決議の原文等は、国連の文書検索システムから決議番号で検索。
http://research.un.org/en/docs/ga/quick/regular/70

以下は、(1)で列挙した諸決議の正式名称、提案国及び投票結果の特徴である。(提案国数は第1委員会提出時のもの)

第71回国連総会は、軍縮及び安全保障に関連して64の決議をあげた。そのうち主要な47を6分野に分け、ジュネーブ軍縮会議(CD) 参加65か国とアラブ首長国連邦の投票結果を表にした。このデータは各国政府の国際舞台での姿勢をうかがい知る必須の情報である。以下に決議ごとの名称、提案国などを列記する。なお、提案国数は第1委員会投票時のもの。

A：核兵器

1.「アフリカ非核兵器地帯条約」/ 提案国：オーストラリア、オーストリア、ナイジェリアなど7か国。無投票。

2.「中東地域における非核兵器地帯の設立」/ 提案国：エジプト。無投票。

3.「ラテン・アメリカ及びカリブ地域における核兵器禁止条約によって確立された体制の強化」/ 提案国：CELAC33か国中27か国、オーストリア、ナイジェリアなど40か国。無投票。

4.「中央アジア非核兵器地帯」/ 提案国：中央アジア非核兵器地帯5か国、5核兵器国など53か国。無投票。

5.「モンゴルの国際安全保障と非核兵器地位」/ 提案国：モンゴル、5核兵器国など19か国。無投票。

6.「南半球及び近接地域非核兵器地帯」/ 提案国：ブラジル、ラロトンガ条約締約国13か国中5か国など40か国。中国、北朝鮮、日本、韓国、NATO非保有国は賛成。米国、ロシア、英国、フランスは反対。イスラエル棄権。

7.「非核兵器国に対して核兵器の使用または使用の威嚇をしないことを確約する効果的な国際協定の締結」(消極的安全保証)/ 提案国：ブラジル、イラン、パキスタンなど30か国。中国、日本、北朝鮮は賛成。米国、英国、ロシア、フランス、韓国は棄権。

8.「核軍縮」/ 提案国：キューバ、インドネシア、ミャンマーなど48か国。中国、北朝鮮は賛成。米国、ロシア、英国、フランス、韓国は反対。日本は棄権。

9.「核軍縮の検証」/ 提案国：ノルウェー、米国、英国など45か国。米国、英国、フランス、日本、韓国は賛成。ロシア、中国、北朝鮮は棄権。

10.「多国間核軍縮交渉を前進させる」
提案国：オーストリア、アイルランド、メキシコなど57か国。米国、ロシア、英国、フランス、日本、韓国とNATO非保有国のほとんど(例外はオランダが棄権) は反対。中国は棄権、北朝鮮は欠席。

11.「核兵器のない世界に向けて：核軍縮の誓約履行を加速する」(NAC決議)
提案国：NAC6か国など20か国。米国、ロシア、英国、フランス、イスラエル、インド、北朝鮮が反対。前回棄権したNATO非保有国の多くが反対へ。

12.「核兵器の全面的廃絶に向けた、新たな決意のもとでの結束した行動」(日本決議)
提案国：日本など108か国。オーストラリア、NATO非保有国は賛成。前回棄権の米国、南アフリカが賛成。英国、フランス、インドなどは棄権。ロシア、中国、北朝鮮が反対。

13.「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見のフォローアップ」(マレーシア決議)/ 提案国：ブラジル、エジプト、マレーシアなど56か国。中国、北朝鮮は賛成。米国、ロシア、英国、フランス、イスラエル、NATO非保有国の多くなどは反対。日本は棄権。韓国は欠席。

14.「核兵器の人道上の結末」/ 提案国：オーストリア、メキシコなど79か国。インド、日本は賛成。米国、ロシア、英国、フランス、韓国など反対。中国、北朝鮮、オーストラリアなどは棄権。

15.「核兵器の禁止と廃絶のための人道の誓約」/ 提案国：オーストリア、メキシコなど28か国。米国、ロシア、英国、フランス、NATO非保有国（昨年棄権のノルウェーも）は反対。中国、インド、パキスタン、北朝鮮、日本など棄権。

16.「核兵器のない世界のための倫理的至上命題」/ 提案国：オーストリア、エジプト、南アフリカなど28か国。米国、ロシア、英国、フランス、NATO非保有国は反対。中国、インド、日本、スウェーデン、スイスなどは棄権。

17.「核兵器使用の禁止に関する条約」
提案国：キューバ、インド、ナイジェリアなど31か国。中国、北朝鮮は賛成。米国、英国、フランス、NATO非保有国などと昨年は棄権だった韓国が反対。ロシア、日本は棄権。

18.「核の危険を低減する」

提案国:チリ、キューバ、インドなど24か国。北朝鮮、イランは賛成。米国、英国、フランス、NATO非保有国などと昨年棄権だった韓国が反対。ロシア、中国、日本は棄権。

19.「核兵器システムの作戦準備態勢の低下」
提案国:アイルランド、ニュージーランド、スウェーデンなど33か国。中国、日本、NATO非保有国は賛成。米国、ロシア、英国、フランスは反対。韓国と北朝鮮は棄権。

20.「中東における核拡散リスク」
提案国:アラブ連盟の国連加盟国21か国を代表したエジプトなど23か国。日本、韓国、ロシア、中国、北朝鮮、イランは賛成。米国、イスラエル、カナダなどが反対。英国、フランス、オーストラリア、インドなど棄権。

21.「包括的核実験禁止条約」(CTBT)
提案国:ニュージーランド、米国など94か国。反対は北朝鮮のみ。インド、シリアは棄権。

22.「兵器用核分裂性物質の生産禁止条約」
(FMCT)/提案国:カナダ。米国、英国、フランス、インド、日本、韓国は賛成。反対はパキスタンと昨年は賛成だったイタリアのみ。イスラエル、イラン、シリア、昨年は賛成だったロシア、中国、キューバが棄権。北朝鮮は欠席。

23.「核軍縮に関する2013年国連総会ハイレベル会合のフォローアップ」/提案国:非同盟諸国(NAM)を代表してインドネシア。中国は賛成。米国、ロシア、英国、フランス、NATO非保有国の一部などと昨年は棄権だった韓国が反対。日本は棄権。

B:他の大量破壊兵器

24.「テロリストの大量破壊兵器取得防止措置」/提案国:米国、英国、フランス、インドなど94か国。無投票。

25.「テロリストの放射性物質取得防止」/提案国:英国、フランスなど63か国。無投票。

26.「細菌(生物)兵器及び毒素兵器の開発、生産、貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約」/提案国:ハンガリー。無投票。

27.「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の履行」/提案国:ポーランド。昨年は棄権だったロシア、中国、イラン、シリアが反対へ。北朝鮮は欠席。

28.「弾道ミサイル拡散に対するハーグ行道規範」/提案国:オーストリア、ベルギー、チリ。イランのみ反対。中国、パキスタンなどが棄権。北朝鮮は欠席。

C:宇宙(軍縮関係)

29.「宇宙への軍備競争防止」/提案国:中国、エジプト、カザフスタンなど50か国。反対はゼロ。米国、イスラエルが棄権。

30.「宇宙における兵器の先行配備の禁止」/提案国:中国、ロシアなど45か国。インド、北朝鮮は賛成。米国、イスラエル、ウクライナは反対。オーストラリア、日本、NATO非保有国などが棄権。

D:通常兵器

31.「対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移転の禁止並びに廃棄に関する条約の履行」/提案国:オーストリア、ベルギー、チリ。反対はゼロ。米国、ロシア、北朝鮮、韓国、キューバ、ベトナムなどが棄権。

32「クラスター弾に関する条約の履行」/提案国:フランス、オランダなど44か国。ロシアとジンバブエのみ反対。米国、中国、韓国などが棄権。

33.「劣化ウランを含む兵器及び弾薬使用の影響」/提案国:非同盟諸国(NAM)を代表してインドネシア。反対は米国、英国、フランス、イスラエルのみ。ロシア、オーストラリア、韓国などが棄権。中国は欠席。

34.「武器貿易条約」(ATT)/提案国:英国、フランス、フィンランドなど93か国。イスラエルは賛成。反対はゼロ。ロシア、インド、北朝鮮、イランなどが棄権。

35.「武器、軍装備、デュアルユース物品及び技術の移転に関する国内法」/提案国:オランダ。反対はゼロ。棄権は北朝鮮、イラン、シリアのみ。

E:地域軍縮と安全保障

36.「地域の軍縮」/提案国:エジプト、パキスタン、トルコなど17か国。無投票。

37.「地域及び準地域における通常兵器の軍備管理」/提案国:エジプト、パキスタン、ウクライナなど16か国。無投票。

F:他の軍縮手段及び国際安全保障

38.「国際安全保障の文脈における情報及び通信分野の発展」/提案国:中国、ロシアなど80か国。反対はゼロ。ウクライナのみ棄権。

39.「軍縮及び核不拡散の分野における多国間主義の促進」/提案国:非同盟諸国(NAM)を代表してインドネシア。ロシア、中国は賛成。米国、英国、イスラエルなどは反対。フランス、日本、韓国、NATO非保有国などは棄権。

40.「1925年ジュネーブ議定書の権威を堅持するための措置」/提案国:非同盟諸国(NAM)を代表してインドネシア。反対はゼロ。米国とイスラエルのみ棄権。

A7. NPTに関するP5（5核兵器国）プロセス、軍縮方針示さず

2016年9月14～15日、ワシントンにおいて、核不拡散条約（NPT）上の5核兵器国（P5。米国、ロシア、英国、フランス、中国）は、NPT再検討会議へ向けた第7回目となる会議を行い、9月15日に共同声明※を出した。声明は17節からなるが、P5は、核兵器のない世界に向けて前（漸）進的なステップ・バイ・ステップ・アプローチを追求するとし、これが、国際の平和と安定を強化しつつ核兵器のない世界を達成するための唯一の現実的方法であるとする（第4節）。また、できる限り早期に東南アジア非核兵器地帯条約議定書への署名の準備につき想起するとした（第15節）。総じて共同声明は、核軍縮の停滞打開のための意思がP5にないことを浮き彫りにした。

※https://2009-2017.state.gov/r/pa/prs/ps/2016/09/261994.htm

NPTに関するP5会議は、08年のジュネーブ軍縮会議（CD）において、デス・ブラウン英国防相（当時）が「10年のNPT再検討会議に向け、核軍縮の検証に関する5核兵器国の技術的会議を主催したい。そのような会議が核兵器国の相互信頼構築を強めることを期待する」と他のP5諸国に呼びかけて始まった。そして09年、P5はロンドンで第1回会議を開いた。その後、2010年NPT再検討会議を経て、11年（フランス）、12年（米国）、13年（ロシア）、14年（中国）、15年（英国）、16年（米国）と、各国が持ち回りで会議が開かれてきた。

P5会議は、NPTの歴史において、核兵器国が核不拡散体制の強化とともに、核軍縮に関する具体的議論を行う場であり、核兵器国間の情報共有と相互信頼構築を主要目的としている※。P5プロセスでは、英国が核軍縮（核兵器解体）の検証問題、フランスが核軍縮履行状況の共通の報告枠組み（「標準様

※英米安全保障情報評議会（BASIC）報告書「背景説明：『P5プロセス』の経緯および2015年の見通し」、15年1月。

式」）の作成※、中国がP5間の相互信頼に資する核兵器に関する「用語集」の作成を、それぞれ主導してきた。

※2010年NPT最終文書の「行動21」は、核兵器国に対し、核軍縮の履行状況を報告するための共通の「標準様式」を提出することを勧告した。

15年のロンドン会議では、10年NPT最終文書「行動5」に盛られたP5への履行状況の報告を求める勧告への対応が最大の関心事となった。同報告は、a. 速やかな備蓄核兵器の総体的削減、b. 種類や場所を問わないあらゆる核軍縮問題への対処、c. 軍事・安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割の低減など7項目にわたる※。14年NPT第3回準備委員会においてP5は履行状況を報告し、15年NPT再検討会議では、過去1年の行動をアップデートした履行状況報告を提出し、かつ核兵器に関する「用語集」（初版）※を発表した。

※基礎資料1－7（225ページ）。

※www.state.gov/documents/organization/243287.pdf

P5も同意し採択された2010年NPT最終文書では、①核兵器の非人道性、②核兵器禁止・廃棄のための法的枠組みの必要性という2つの重要なテーマが初めて明記された。それから6年経つ2016年現在のP5の姿勢は、①については若干の留意がなされているものの、実質的に「核兵器のない世界」へと歩み出すプロセスの入口となる②については、依然として議論すること自体を回避する姿勢に留まった。

P5は「ステップ・バイ・ステップ」アプローチが「核兵器のない世界の達成に向けた現実的かつ実践的な唯一の道筋」であるとの主張を繰り返すだけである。10年NPT最終合意で「2015年の再検討会議は、第6条の完全履行に向けた次なる措置を検討する」としていたことは完全に無視された。

P5プロセスは、核兵器国間における相互信頼を高めることにより、偶発的核使用を回避する点で意義は小さくない。しかし、相互の透明性が低く、核軍縮に関する議論の進展は非常に緩慢である。2015年NPT再検討会議でのP5共同声明※においても、核戦力は、国家安全保障の要件を満たすために最低限のレベルを維持せねばならないと強調し、核兵器保有の継続をはかろうとするP5の意思が見える。そして、この間進行したのは、保有核兵器の長期にわたる維持を意味する核戦力の近代化※だけである。

※www.un.org/en/conf/npt/2015/statements/pdf/P5_en.pdf

※キーワードC「各国の核・安保政策」参照。

A8. 進まぬ「ステップ・バイ・ステップ」

※キーワードA2（44ページ）。

※オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、エストニア、フィンランド、ドイツ、ハンガリー、イタリア、日本、ラトビア、リトアニア、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スペインの18か国。

※文書番号A/AC.286/WP.9（16年2月24日）。

2016年2月22～24日にジュネーブ国連欧州本部で開催された国連公開作業部会（OEWG）※第1会期において、地域横断的な18か国※が、作業文書「核兵器のない世界への前（漸）進的アプローチ：ビルディング・ブロック・パラダイムを再検討する」※を共同提出した。18か国は、フィンランドを除き、すべてが「核の傘」に依存する政策をとる非核兵器国である。

核保有国や「核の傘」依存国は、困難な国際環境の中で核軍縮を進める唯一の現実的方途として、「ステップ・バイ・ステップ（段階的）」アプローチを長年提唱してきた。包括的核実験禁止条約（CTBT）発効や兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）交渉開始に代表される「現実的な措置」を積み上げることによって、究極的な「核兵器のない世界」の実現に向かうというものである。

しかし、これら個々の措置は長らく前進を見せていない。あらゆる核爆発実験を禁止するCTBTは、1996年の条約成立から2016年には20周年を迎えたが、発効要件国である44か国のうち、中国・エジプト・イラン・イスラエル・米国の5か国が未批准、北朝鮮・インド・パキスタンの3か国が未署名・未批准のままである。16年9月23日には、オバマ米大統領の主導で、CTBT早期発効を求める国連安保理決議2310が採択されるなど、国際社会の努力が継続されているものの、発効の目途は立っていない。同様にその必要性が訴えられて久しいFMCTも、16年の国連総会がハイレベル専門家準備グループの設置を決定するなど一定の進展もあるが、ジュネーブ軍縮会議（CD）にて交渉開始のコンセンサスを得るには至って

いない。こうした状況を前に、多くの非核兵器国からは、「ステップ・バイ・ステップ」アプローチを批判し、核兵器の法的禁止とその先の廃絶を求める声が強くなっている。

それでもこの間、「核の傘」依存国の主張は、段階的な核軍縮という根幹部分は変わらないものの若干の変化を見せてきた。13年に行われた前回のOEWGにて、12か国※は、「ビルディング・ブロック（ブロック積み上げ方式）」というアプローチを新たに打ち出した※。その定義は、「ステップ・バイ・ステップ」を補完し、「並行的、同時的な措置」を積み上げるもの、となっている。慎重な表現ながら、「最後のブロック」として、将来的には「核兵器禁止条約（NWC）などの法的枠組みの検討が必要になる」との認識が初めて示された。

※注2の18か国から、ブルガリア、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、スペインを除き、スウェーデンを足した12か国。

※文書番号A/AC.281/WP.4（13年6月27日）

この発展形と考えられる16年の作業文書「前（漸）進的アプローチ」は、「同時並行的に進行する効果的措置（ビルディング・ブロック）」で構成された、「核兵器のない世界を実現するための法的以外の措置及び法的措置の組み合わせ」であると説明されている。ここで言う「法的措置」とはNPT、IAEA（国際原子力機関）保障措置、CTBT、核テロリズム防止条約などの法的拘束力のある条約等で、「それ以外の措置」は、透明性の向上、核兵器の削減、核兵器の役割低減、検証能力の開発等を指すとされた。

更に16年作業文書では、「最小化地点」という概念が登場した。「核兵器が非常に少ない数まで削減され、効果的な検証技術と手法をともなう国際的に信頼性のある検証体制が確立された段階」と定義されている。しかし、「非常に少ない」数とはいくつか、どのような形でその最小化地点に到達するのか、といった具体的な説明はなく、また、「最後のブロック」であるNWCなどの法的措置と「最小化地点」との関係性も明確ではない。非核兵器国やNGOからは、「ステップ・バイ・ステップ」の目先を変えただけに過ぎないとの批判が相次いだ。

B1. 北朝鮮、2回の核実験と多数のミサイル実験

2016年1月6日午前、朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮／DPRK）は4回目※の核実験を行った。包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会（本部：ウィーン）※は、「1月6日の協定世界時1時36分（日本標準時10時36分）、CTBTO検証システムが、北朝鮮の核実験によることが確実と思われる地震を検出した」との声明を発した。地震強度はマグニチュード4.85、震源は、北朝鮮北東部の豊渓里（プンゲリ）の近辺と推定された。一方、中国・牡丹江（ムダンジャン）の米中共同運営の地震観測所※は地震強度をマグニチュード5.1とした。この数値からは、核爆発は7〜16キロトンに相当すると推定された※。これは13年2月の第3回実験とほぼ同レベルであった。

1月8日のCTBTO「改訂事象報告（REB）」によれば、この事象は「人工的爆発以外にはありえない」が、核爆発であるか否かは、「空中放射能の分析を待たねばならない」とされた。その後、放射能が検出されたとの情報はない※。

北朝鮮は1月6日、「初の『水爆実験』を成功裏に実施した」との声明を発した※。仮に北朝鮮の言うとおり「水爆」だとするなら爆発エネルギーは100〜1,000倍になると予想される。今回、観測された地震強度を考慮すれば「水爆」との北朝鮮の主張はきわめて疑わしい※。

16年9月9日には同年2回目の核実験が行われた。通算5回目となる同実験の地震強度は、CTBTOによれば1月6日の実験よりわずかに大きいマグニチュード5.1（爆発力は約2倍程度との情報がある）、震源は1月の実験とほぼ同じと推定され

※過去3回は、06年10月9日、09年5月25日、13年2月12日。

※世界中の321の観測所と解析施設のネットワークで核実験を常時監視している。www.ctbto.org

※CTBTOのネットワークには加わっていないが実験場（プンゲリ）の最も近くにある観測所である。

※ジェフリー・パーク「北朝鮮からの地震波は2013年核実験が再現されたことを示唆」。「プレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスツ」（電子版）、16年1月17日。

※空中放射能は第1回実験（06年）の時には約1週間後に検出されたが、第2回（09年）においては1度も検出されず、第3回（13年）では実験後55日後に検出された。

※資料3−1（303ページ）に全訳。

※例えばチャールス・D・ファーガソン「北朝鮮の4回目の核実験は何を意味するのか」全米科学者連盟（FAS）「戦略安全保障ブログ」、16年1月8日。

た。北朝鮮核兵器研究所は9月9日、「標準化され多様性に富む」弾頭を弾道ミサイルに搭載する能力を獲得したとの声明を発した。

一方、北朝鮮は2016年、ミサイル発射実験も活発化させた。

16年2月7日には、テポドン2号（北朝鮮は「クァンミョンソン（光明星）」と呼ぶ）を発射した。北朝鮮は、国際海事機関（IMO）への事前通告の中で、これを地球観測衛星クァンミョンソン4号の高度500kmの地球周回軌道への投入を目的としたものであるとした。そして発射後、軌道投入は成功したと発表した。衛星と思われる物体が周回軌道に投入されたことは米統合宇宙作戦センター（JSPOC）によっても確認された。このように同発射が「ミサイル発射」ではなく「衛星打上げ」であることは間違いない。

16年、北朝鮮はこれ以外にも次のとおりミサイル発射実験を繰り返した。（ミサイルの種類は防衛省等の推定）

4月15日：ムスダン（IRBM※）、失敗／4月23日：プッククソン1（SLBM※）、失敗／4月28日：ムスダン2発、失敗／5月31日：ムスダン、失敗／6月22日：ムスダン2発、1発成功／8月3日：ノドン（MRBM※）2発、1発は日本の排他的経済水域（EEZ）に着水／8月24日：プッククソン1（SLBM）、ロフテッド軌道※を500km飛行、成功／9月5日：ノドン（もしくはスカッドER）3発を同時発射、約1,000kmを飛行、成功／10月15日：ムスダン、失敗／10月20日ムスダン、失敗。

※中距離弾道ミサイル（米国防総省の分類）。射程２，７００～5,500km。

※潜水艦発射弾道ミサイル。

※準中距離弾道ミサイル（米国防総省の分類）。射程1,000～2,700km。

※通常よりも高角度で打ち上げたミサイルがたどる軌道。

このように北朝鮮の「核・ミサイル開発」――北朝鮮によれば、米国による敵対行為と脅迫に対する「自衛的抑止力の強化」――は一定の体系性をもって確実に前進している。

このような強硬姿勢の一方で16年7月、北朝鮮は朝鮮戦争の終結と平和協定の締結を要求し、非核化協議に応じるための条件を提案する政府声明※を発した。対話による朝鮮半島非核化につながりうるこの変化の芽を見逃してはならない。

※特別記事3（32ページ）参照。

データシート

2. CTBT(包括的核実験禁止条約)の署名・批准状況

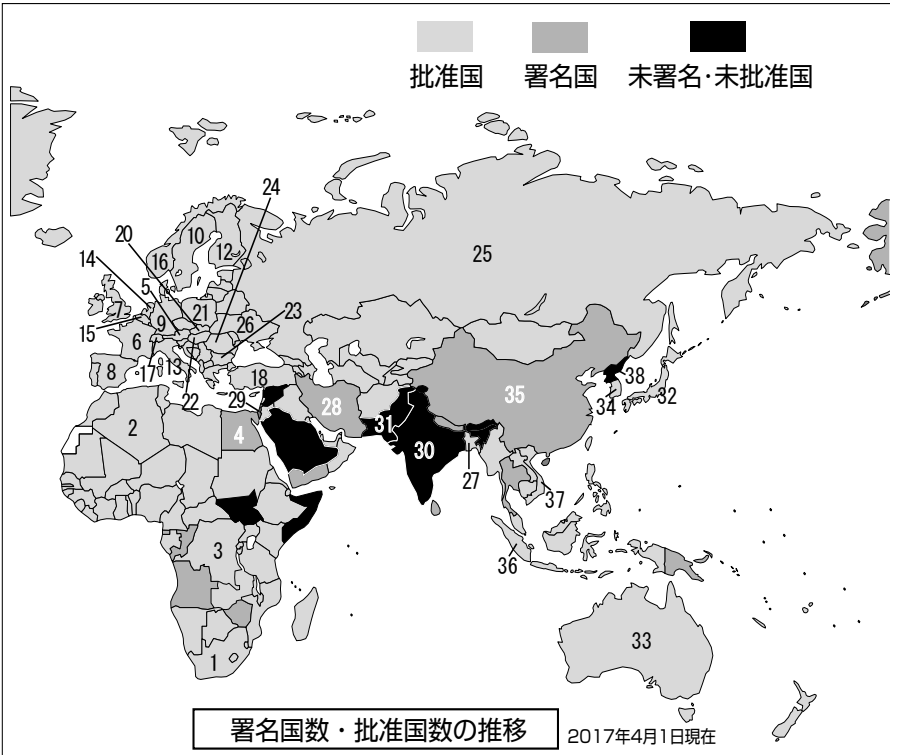

署名国数・批准国数の推移　2017年4月1日現在

(1)世界全体

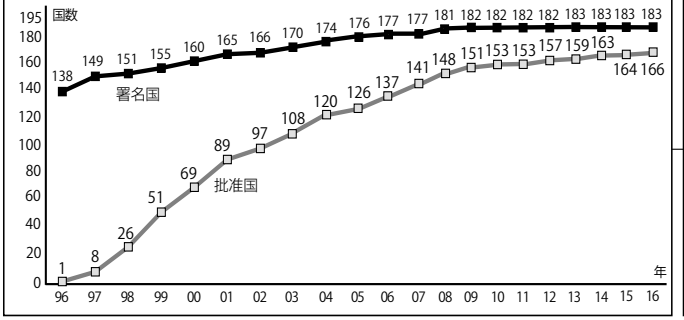

(2)44発効要件国

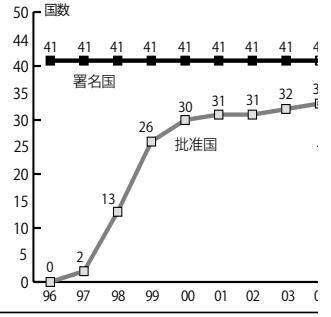

CTBT発効要件国44か国と署名・批准状況
（2017年4月1日現在）

図、表ともにCTBTO（包括的核実験禁止条約機関）のHP（www.ctbto.org/map）をもとに、ピースデポ作成。

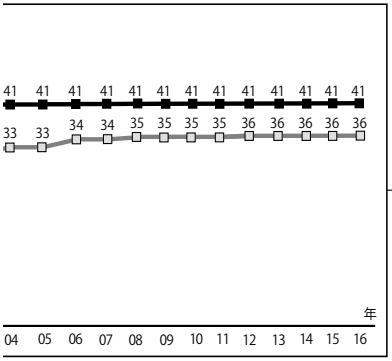

地図番号		署名年月日	批准年月日
東南アジア、太平洋及び極東			
32：	日本	96.9.24	97.7.8
33：	オーストラリア	96.9.24	98.7.9
34：	韓国	96.9.24	99.9.24
35：	中国	96.9.24	未批准
36：	インドネシア	96.9.24	12.2.6
37：	ベトナム	96.9.24	06.3.10
38：	北朝鮮	未署名	未批准
中東及び南アジア			
27：	バングラデシュ	96.9.24	00.3.8
28：	イラン	96.9.24	未批准
29：	イスラエル	96.9.25	未批准
30：	インド	未署名	未批准
31：	パキスタン	未署名	未批准
北アメリカ及び西欧			
5：	オーストリア	96.9.24	98.3.13
6：	フランス	96.9.24	98.4.6
7：	イギリス	96.9.24	98.4.6
8：	スペイン	96.9.24	98.7.31
9：	ドイツ	96.9.24	98.8.20
10：	スウェーデン	96.9.24	98.12.2
11：	カナダ	96.9.24	98.12.18
12：	フィンランド	96.9.24	99.1.15
13：	イタリア	96.9.24	99.2.1
14：	オランダ	96.9.24	99.3.23
15：	ベルギー	96.9.24	99.6.29
16：	ノルウェー	96.9.24	99.7.15
17：	スイス	96.9.24	99.10.1
18：	トルコ	96.9.24	00.2.16
19：	米国	96.9.24	未批准
ラテン・アメリカ及びカリブ			
39：	ペルー	96.9.25	97.11.12
40：	ブラジル	96.9.24	98.7.24
41：	アルゼンチン	96.9.24	98.12.4
42：	メキシコ	96.9.24	99.10.5
43：	チリ	96.9.24	00.7.12
44：	コロンビア	96.9.24	08.1.29
東欧			
20：	スロバキア	96.9.30	98.3.3
21：	ポーランド	96.9.24	99.5.25
22：	ハンガリー	96.9.25	99.7.13
23：	ブルガリア	96.9.24	99.9.29
24：	ルーマニア	96.9.24	99.10.5
25：	ロシア	96.9.24	00.6.30
26：	ウクライナ	96.9.27	01.2.23
アフリカ地域			
1：	南アフリカ	96.9.24	99.3.30
2：	アルジェリア	96.10.15	03.7.11
3：	コンゴ民主共和国	96.10.4	04.9.28
4：	エジプト	96.10.14	未批准

B2. 北朝鮮の核・ミサイルに安保理が制裁強化

※キーワードB1（62ページ）。北朝鮮は、これを「衛星打上げ」とする。

※資料3－2（304ページ）に抜粋訳。

2016年3月2日、国連安全保障理事会（安保理）は朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮/DPRK）が1月6日に行った核実験と、2月7日の弾道ミサイル技術を使用した発射※に対する制裁決議（2270）※を全会一致で採択した。

決議は前文で、北朝鮮の核・ミサイル関連活動が、累次の決議によって禁止された「国際の平和と安全に対する明確な脅威」であると断じた上で、核実験を「最も強い言葉で非難」し、ミサイル発射を「非難」した。

そのうえで決議は、全加盟国に、「核、ミサイル、他の大量破壊兵器」に関連するいかなる物品、材料、装置、技術援助、助言などをも、北朝鮮に提供してはならないと義務づけて（第5節）、北朝鮮に「過去20年以上の間で最も強力な制裁」（ジョン・ケリー米国務長官）を課した。制裁対象には以下が含まれる：

- 軍用物品または軍事転用可能な物品の移動の禁止。ただし、北朝鮮の個人、組織に収益をもたらさない、人道もしくは生活目的の物品は例外。（第8節）
- 核関連活動に関わっている個人、組織の渡航禁止と資産凍結（16個人、12組織）。（第10、11節及び別表2）
- 本決議違反を援助した在外北朝鮮外交官、政治家などの国外追放。（第13節）
- 本決議違反を援助した全ての個人の国外追放。（第14節）
- 自国領から、あるいは自国領を通過して北朝鮮に出入りする全ての貨物の検査。（第18節）
- 加盟国国民による航空機、船舶、関連役務の北朝鮮への提供の禁止。（第19節）

- 制裁措置を回避しようとの意図による、物品の供給、移動の監視と禁止。(第27節)
- 北朝鮮による石炭及び鉄鉱石の輸出禁止、及び加盟国による北朝鮮からのそれら物資の調達の禁止。(第29節)
- 北朝鮮からの金、チタン鉱石など鉱物資源の輸出禁止。(第30節)
- 北朝鮮への航空燃料、ロケット燃料の輸出禁止。ただし、北朝鮮に出入りする民間旅客機への燃料補給は例外。(第31節)
- 資産凍結対象の北朝鮮政府及び朝鮮労働党の組織への拡大。(第32節)

このように決議2270は、世界中から北朝鮮やその関係組織・個人に流入し往来する「ヒト、モノ、カネ」を断つことをねらうものであった。

3月4日、北朝鮮政府と外務省は、安保理決議2270に対する抗議声明※を別々に発した。政府声明は、決議を「正統な主権国家を根拠のない口実のもとで、孤立させ窒息させる国際的犯罪」と断じたうえで、「無条件に拒絶する」と述べた。そして、米国や追随者による軍事行動に対しては「強力で無慈悲な物理的対抗手段」をとり、「自衛的抑止力の強化」と「衛星保有国への道」を断固として進む、と宣言した。一方、外務省声明は「敵対的政策の放棄を拒否した米国は、朝鮮半島の非核化の全面的な失敗に責任を負うことになろう」と警告した。

※朝鮮中央通信(KCNA)英語サイトから日付で検索。www.kcna.co.jp/index-e.htm

決議2270は、2つの大規模な米韓合同演習、「キー・リゾルブ」(3月7～18日)と「フォウル・イーグル」(3月7日～4月30日)※が開始される直前という緊張の中で採択された。このような軍事的圧力と同時になされる制裁が、偶発的な不測の事態を招くリスクを誰も否定できない。関係国、とりわけ米国は、北朝鮮がこの間送りつづけている「敵対的行動の停止」や「朝鮮戦争の終結」などの要求と提案※を受け止め、「平和的方法による朝鮮半島の検証可能な非核化(決議第50節)のための具体的行動に向かうべきである。

※キーワードC3(86ページ)。

※「特別記事」3(32ページ)参照。

B3. イラン核交渉、共同包括的行動計画の履行始まる

JCPOA

2016年1月16日、国際原子力機関（IAEA）は、P5+1（米英仏露中＋独）とイランの間で15年7月14日に採択・合意した「共同包括的行動計画（JCPOA）」※で定めた核関連措置を、イランが履行したことを確認したと発表した。これを受け、同日、国連、EUおよび米国は、JCPOAに基づき核問題に関連する対イラン制裁の解除／停止に着手したことを明らかにした。イランによる核兵器開発疑惑が浮上した02年から丸13年を経て、ようやくイランの核問題にとりあえずの決着の途についたことになる。

※『核兵器・核実験モニター』第476-7号（15年8月1日）にピースデポによる要約。

JCPOAは、イランの核兵器計画の放棄と、平和目的に限る核計画の継続を、検証を伴って確認するもので、イランは以下につき合意した。

①ウラン濃縮に使われる遠心分離機を今後10年間かけて段階的に削減する。

②15年間にわたって、濃縮度3.67%を超えるウランを製造しない。

③ウラン濃縮活動は今後15年間、限られた施設のみで行う。

④重水炉は兵器級プルトニウムを生産できないよう設計変更する。

そして15年7月20日、JCPOAを承認する国連安保理決議2231（2015）※が採択され、JCPOAの履行日程が定まった。15年10月18日が採択・発効の日、16年1月16日が合意履行の日、そして採択の日から10年後の2025年10月が国連安保理決議2231の期限終了の日となる。履行の日をもってイランは、JCPOAにおける合意を履行するとともに、P5+1側はイラン

※ www.un.org/en/sc/2231/

への経済・金融制裁を順次解除していく新たな段階に入ったことになる。以後、IAEAは、検証とモニタリングを実施し、JCPOAのコミットメントに関するイランの履行状況についての報告書をほぼ3か月おきに提出している。合意に従って、イランは遠心分離機の約3分の2の稼働を停止し、合意以前は行っていた濃縮度20%近くの濃縮ウランを生産していない。プルトニウムの生成につながる重水炉の原子炉容器は運転不可能な状態になっている。要するに「JCPOAは、イランが突然、大量の核兵器製造のための物質を大量に生産しうるというリスクを劇的に低減した」のである※。

※「科学者からトランプ大統領への公開書簡」(17年1月2日付)。『核兵器・核実験モニター』第513号(17年2月1日)に全訳。

ただ、イランは、JCPOAとは別に弾道ミサイル開発を継続しており、履行の日から間もない16年3月8日には、少なくとも2発の中距離弾道ミサイルを発射した※。更に17年1月29日には、トランプ政権誕生後初となる同様の中距離弾道ミサイル発射実験を行った。イランのデフガン国防軍需相は実験を認めつつも、これはJCPOAには違反していないとの立場を強調した※。トランプ大統領は、大統領選挙期間中にイランとの核合意は「史上最悪の合意」であり、大統領になったら核合意を破棄すると主張していた。そうした中での就任直後のミサイル発射であっただけに対応が注目された。反応は抑制的で、ミサイル実験を非難し、ミサイル開発に関連する個人と団体を追加制裁するにとどまりはしたが、追加制裁がイランの世論を刺激することへの慎重な配慮も必要ではないかと考えられる。

※「AFP通信」、16年3月9日。

※「ロイター通信」、17年2月2日。

ともあれ、10年以上にわたって続いた核拡散における最大の懸案事項の一つが外交交渉によって解決される方向で動いていることに変わりはない。2003年イラクでは「核兵器開発疑惑」を根拠に米英などが戦争まで起こしたが、イランに関しては、米国などに根強く存在する好戦派の圧力を押し切って、外交交渉によって解決したのであり、オバマ外交の成果の一つと言える。イランの核・ミサイル計画を理由とした欧州ミサイル防衛の拡大※や米ロ関係の悪化など、多くの重要問題を好転させる波及効果も期待できる。

※キーワードC2(82ページ)。

B4. 欧州ミサイル防衛で深まる米ロ対立

2016年5月13日、プーチン・ロシア大統領は、前日にルーマニア南部のデベゼルで地上配備型イージス・システム（以下、AA＝Aegis Ashore）が運用を開始した※ことを受け、これらミサイル防衛（MD）システムの配備により「戦略システムがバランスを失い、新たな軍拡競争の引き金になる」と強く非難した。また、ロシアは艦上配備システムを原型とするAAの発射装置が「本来は、中距離巡航ミサイル・トマホークの発射用であり、簡単にそのようなミサイルの発射用に改造することができる」と指摘、同システムの配備自体が1987年のINF条約※違反であるという従来の主張を繰り返した。これに対して北大西洋条約機構（NATO）は、「物理的に、NATOのシステムでロシアの大陸間弾道ミサイルを撃墜することは不可能」である、さらにトマホーク発射装置への転用可能性は技術的にありえない、と反論している。

このように、5月のMD施設の運用開始は、ロシアとNATO、米国の関係をより悪化させる要因となった。更にNATO軍は、6月10日から10日間にわたりポーランドにおいて大規模な共同演習「アナコンダ2016」を行った。これは陸軍を中心に3万1,000人の兵力が参加する冷戦終結後最大規模の演習であり、ロシアから攻撃的行動と解釈される可能性をはらむものであったことをNATOの軍人も認めている※。7月8～9日に開催されたNATOワルシャワ・サミットでは、ロシアへの批判と警戒が表明された。同サミットのコミュニケ※は、14年9月のウェールズ・サミットで合意された「NATO即応部隊」の即応態勢の向上と規模拡大、「高度即応統合任務部隊」

※キーワードC2（82ページ）。

※「中距離及び準中距離ミサイルの廃棄に関するアメリカ合衆国とソビエト社会主義共和国連邦との間の条約」（87年12月8日署名、88年6月1日発効）。射程距離が500kmから5,500kmまでの範囲の地上発射型弾道ミサイルと巡航ミサイルの全廃を義務づけている。

※「ガーディアン」電子版、16年6月6日。

※www.nato.int/cps/en/natohq/official_texts_133169.htm

の拡充などの意義を再確認した。

NATOは自らの軍の態勢は「本質的に防衛的なもの」（ワルシャワ・サミット声明）であると強調する。しかし、このような即応部隊の編制や共同演習を含む文脈に置かれた時、MDが文字通りの「防衛的」兵器システムであるという説明に説得力はない。

更に米ロの間にわだかまるINF条約「不履行」問題にも、AAシステムの配備と運用は影を落としている。ロシアがINF条約に違反する地上発射巡航ミサイル（GLCM）、地上発射弾道ミサイルを取得しようとしているとの情報を米情報部が掴んだのは、08年とされるが、米国務省とロシア外務省がこの問題を初めて議論したのは13年のことである。米国務省は、14年の「コンプライアンス・レポート」※に初めてこれを記載し公式に問題化したが、ロシアは否認しつづけている。ロシアの条約違反の動機には、欧州段階的適応アプローチ（EPAA）※によるMDシステムの欧州配備を脅威と捉え、それらの施設を射程に収めうるミサイルが必要と考えたと推測している※。すなわち、東欧へのMDシステム配備がロシアの条約違反を誘発していることを米国政府自身が認めているのである。

こうした中で、16年6月26日、中国の習近平国家主席とプーチン大統領は北京で会談し、「世界の戦略的安定を強化するための中ロ共同声明」に署名した※。共同声明は「世界的な戦略的安定性に影響する否定的要因」に対する懸念を表明し、「ある国々もしくは軍事同盟が、国際問題に対して、武力行使もしくは行使の威嚇により自らの利益を守るために軍事及び関連技術における優位を追求している」と述べる。その上で、「対ミサイルシステムの世界中への一方的配備」として「AAシステムの欧州配備」と「高高度防衛ミサイル（THAAD）の北東アジア配備」を例示して非難した。今、米国が主導するMDによって、冷戦時代に回帰するかのような2陣営の対立構造が作り出されている。

※正式名称は「軍備管理、不拡散及び軍縮条約もしくは誓約の遵守と履行」（2014年版）。www.state.gov/t/avc/rls/rpt/2014/

※『核兵器・核実験モニター』338号（09年10月15日）及び422号（13年4月15日）参照。

※ 経過については、米議会調査サービス報告書「ロシアによるINF条約の履行：背景及び議会の課題」（16年4月13日、R43832）に詳しい。

※「人民網」電子版、16年6月26日。

B5. 第4回核保安サミット、「核兵器廃絶」こそが求められる

2016年3月31～4月1日、ワシントン（米国）で53か国の首脳及び政府高官並びにオブザーバーとして3つの国際機関が参加して、第4回核保安サミット※開催された。参加国のうち35か国が包括的核実験禁止条約（CTBT）の発効要件国※である。しかし同じくCTBT発効要件国であるイラン、北朝鮮は招待されていない。

※09年4月のプラハ演説でオバマ大統領が、「世界各地の物質すべての保安を4年以内に確保するという新たな国際努力」を表明したことから始まった。第1回をワシントン（10年4月）、第2回をソウル（12年3月）、第3回をハーグ（14年3月）において開催。

※条約付属文書に列挙された44か国。データシート2（64ページ）に詳細。

核保安サミットは、「テロリストが核物質や核兵器を絶対に手に入れないようにする」という目標を持って始まったが、第1回ワシントン・サミットで「作業計画」を採択し、第2回ソウル・サミットで各国の取り組みの進捗が報告された。それらを踏まえ、第3回ハーグ・サミットでは次の3つの領域における合意がなされた：①世界の危険な核物質の量を削減する、②すべての核物質及び放射性物質の保安を強化する、③国際協力を強化する。

最終回の第4回で採択されたコミュニケ※は、「核保安サミットが、2010年以来、核および放射能テロの脅威に対する認識を高め、核保安に関する多くの具体的で意義深い永続的な改善をもたらしたと言えることを誇らしく思う」（1節）とし、その上で「我々の国々が核保安を継続的な優先課題とし続けることを誓約する」（3節）と述べている。

※サミット公式ウェブサイト（www.nss2016.com/en/news/outcome-of-nss-2016-a-major-step-towardsa-safer-world）。資料3－3（309ページ）。

また、コミュニケは、「我々は、自発性を基礎として実行され、各国の国内法や関係する国際的義務に合致する行動計画の履行を決意した」とし、IAEA、国連、核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシャチブ等を支援する4つの行動計画を示した。しかし、実際の行動の基本が各国政府による

「自発的措置」に委ねられている構造に変化はない。最後にコミュニケは、4回のサミットのコミュニケと2010年サミットの作業計画が今後の努力の指針となり続けることを確認している。

オバマ大統領は、核保安サミット開始から6年が経過し、各国の取り組みにより、核物質の保安が強化されたとの認識を示した※。

※「ワシントンポスト」16年3月30日。前の注と同じURLに掲載。

安倍首相は4月1日の全体会合で、同日発した日米共同声明※の意義を強調した。声明は、核物質の最小化と適正管理に関し、ハーグ会議で宣言した冷戦期に米国から提供された、日本原子力研究開発機構（JAEA）の東海村実験施設の兵器級プルトニウム約300キログラムの米国への返還を完了したことを表明した。さらに京都大学臨界集合体実験装置（KUCA）の高濃縮ウラン燃料を撤去し、米国に提供することを決定したとし、これらは世界の核セキュリテイ強化への大きな貢献であるとした。しかしハーグ会議の時点で日本は、原発の使用済み燃料の再処理により得られた44トンものプルトニウムを保有しており※、保有プルトニウムの総量から見れば、返還されるのはほんの一部でしかない。

※「核セキュリテイ協力に関する日米共同声明」、16年4月1日。以下に英文及び外務省仮訳。www.mofa.go.jp/mofaj/dns/n_s_ne/page3_001646.html

※15年末現在、日本のプルトニウム保有量は47.9トン。「我が国のプルトニウム管理状況」（16年7月27日、内閣府原子力政策担当室）より。

安倍首相は演説において「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則を再度強調した。安倍政権は現在、核燃料サイクルの維持・推進を前提とした基本計画を策定しようとしているが、六ヶ所村再処理工場はトラブルを続け、高速増殖炉「もんじゅ」は廃炉にすることが決定している。危険かつ脆弱な核燃料サイクルを論拠に「日本のプルトニウムには利用目的がある」と主張し続けることでは、国際社会からの理解を得ることはできないであろう。

16年3月28日、核軍縮・不拡散議員連盟（PNND）が発表したワシントン・サミットへの公開書簡は、核保安強化のための各国政府の取り組みを歓迎しつつ、核兵器が「使われるリスクを取り除くための方法は、核兵器の廃絶以外にありません」と訴えた。持続可能な核保安のためには核軍縮をめざすことが必要であると強調した。

B6. ICJ、マーシャル訴訟を却下
国際司法裁判所
――門前払いに再提訴の可能性

2016年10月5日、世界法廷=国際司法裁判所（以下、ICJ）はいわゆるマーシャル訴訟についてマーシャル諸島共和国（以下、RMI）の訴えを退ける判決を下した。マーシャル訴訟とは、14年4月24日、北太平洋の島しょ国RMIが核保有9か国（米ロ英仏中、インド、パキスタン、イスラエル及び北朝鮮）をそれぞれ相手取り、核不拡散条約（NPT）及び慣習国際法※に基づき、被告諸国が核軍縮交渉義務に違反していることの認定と判決後1年以内に同義務の履行措置をとるよう被告諸国に命じる判決を求めて、ICJに提訴したものである。

※諸国の慣行を基礎に成立し、全ての国が拘束される国際法規。この裁判で原告はNPT第6条と同じ内容の慣習法が成立していると主張した。

裁判は被告9か国のうちICJの裁判を受ける義務を受諾している英国、インド及びパキスタンをそれぞれ被告とする3事件について進められた。ICJの管轄権を受け入れる義務のない残りの6か国は応訴しなかったため裁判手続は開始されなかった※。被告らは、インド、パキスタンが提訴直後の14年6月から7月にかけ、また英国も15年6月に、自国の事件につきICJの管轄権の存在や訴えの受理可能性を争う抗弁を提起したため、ICJはまずこれらの問題を審理し判決を下すこととなった。15年末には訴訟当事国による訴答書面の提出も終わり、16年3月に口頭弁論が行われた。

※ICJウェブサイト。www.icj-cij.org

今回の3判決はほぼ同一内容であり、その主文では、①原告と被告の間に「紛争」は存在しておらず、②本案（訴えの内容の審理）に進むことはできないとされた。「紛争」がない以上、法律的「紛争」の裁判を任務とするICJにはそもそも管轄権（裁判する権限）がないこととなり、これ以上裁判を続けることはできないというわけである。原告の訴えは完全に門前

払いされたことになる。

この「紛争」の存否は3事件共通の争点である。被告らは、原告から外交経路を通じての抗議や通告もなかったことなどを根拠として、提訴時に原告との2か国間で核軍縮交渉義務の履行をめぐる紛争は存在していなかったと主張した。RMIは、事前通告や交渉はICJにおける提訴の条件となっていないし、提訴後の法廷における見解対立からみて紛争の存在は明らかであり、また提訴に先立つ国連総会や核兵器の非人道性に関する会議(14年2月ナヤリット)等※で核保有国の義務違反について指摘している等と反論した。

※キーワードA1(42ページ)。

ICJは、紛争とは「法的又は事実に関する論点の不一致、法的見解の衝突」であることを確認したうえで、その存否は形式ではなく実質により決まるから、事前交渉や公式の抗議、提訴意図の通告も不要だとして、被告主張の一部を退けた。そして、提訴時に「被告が自らの見解が原告により『積極的に反対されている』ことを認識していること、または認識していなかったはずがないことが、証拠に基づき示されている場合に、紛争は存在する」との基準を示した(認識基準)。ICJは、この基準に照らしてRMIの諸声明はこの要件を満たしていないなどとして、提訴時に「紛争」は存在していないとしたのである。

しかし、判事間では大きく見解が分かれ、紛争認定をめぐる評決は僅差であった※。反対した判事たちは一様に認識テストが従来の判例に反すると批判している。ICJは一審制で、これで裁判は終結したが、RMIには再提訴の可能性がある。

※主文①の賛成・反対が対印・対パ事件では9対7。対英事件では8対8で所長の決定投票により採択。

この訴訟は「核ゼロ裁判」とも呼ばれ、反核NGOが支援している※。15年11月30日、訴訟に取り組んだデブルムRMI外相(原告側共同代理人)とRMI人民に対して、もう一つのノーベル賞とも呼ばれる「ライトライブリフッド賞」が授与されている※。

※特に国際反核法律家協会(IALANA)や核時代平和財団(NAPF)など。核ゼロ裁判ウェブサイト(www.nuclearzero.org/)参照。

※同賞公式サイト。http://rightlivelihood.org/

3. 世界の非核兵器地帯―広がる非核の傘

【1】図説：世界の非核兵器地帯

非核兵器地帯とは、地域内の国家間で結ばれた条約により、核兵器の開発、製造、取得などが禁止された地域を指す。さらに重要なことは、地帯内の国家に対する核兵器の使用や威嚇もまた禁止されるという点である。非核兵器地帯を広げることは、軍事力による「核の傘」ではなく、軍事力によらない「非核の傘」で私たちの安全と平和を守ろうという努力の一つである。中東、南アジア、北東アジア、北極など各地で、新たな非核兵器地帯を生み出す努力が続けられている。2010年NPT再検討会議では、95年「中東決議」（資料1－4）の履行と中東非核・非大量破壊兵器地帯の設立に関する会議の2012年開催が合意されたが、未だ開催されていない。

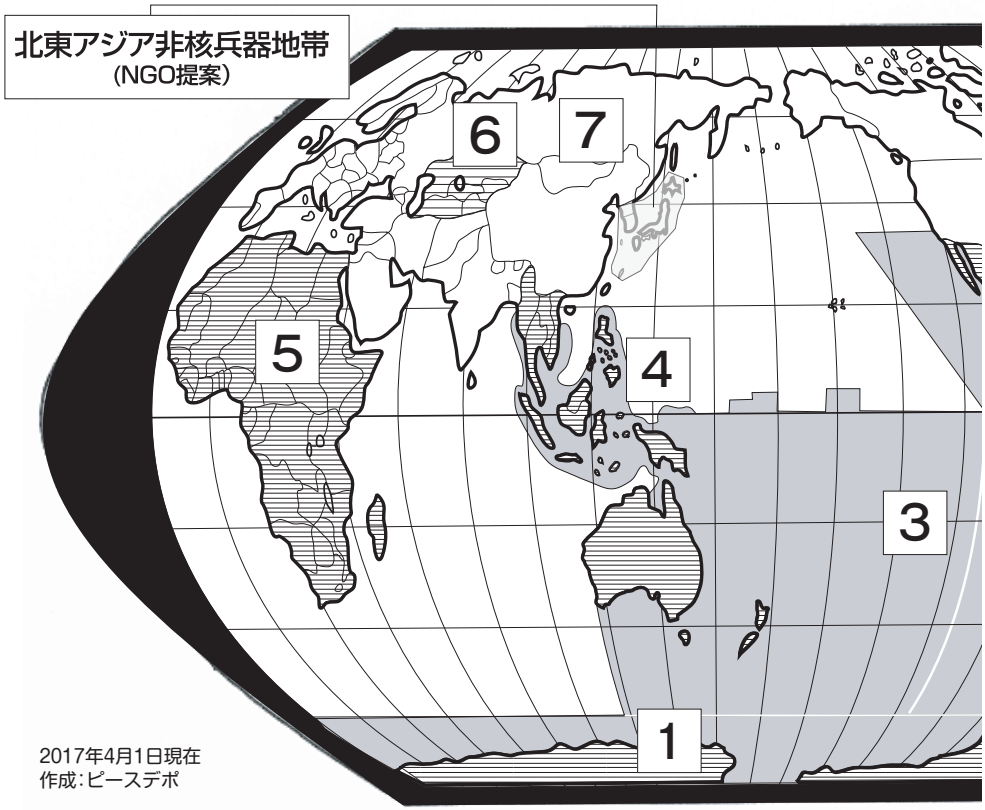

09年、中央アジアとアフリカでそれぞれ非核兵器地帯条約が発効し、現存する5つの非核兵器地帯条約はすべて「発効済み」となった。5つの核兵器国は14年5月に中央アジア非核兵器地帯条約の議定書に合意し署名式を行った。

世界的に核軍縮気運が高まっている今こそ、「非核の傘」に向かう、地域発のビジョンと行動がますます重要となっている。北東アジア非核兵器地帯の実現に一歩を踏み出す好機である。

1 南極条約

2 ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約（トラテロルコ条約）

3 南太平洋非核地帯条約（ラロトンガ条約）

4 東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約）

5 アフリカ非核兵器地帯条約（ペリンダバ条約）

6 中央アジア非核兵器地帯条約（セミパラチンスク条約）

7 モンゴル非核兵器地帯地位※

※国連等で使われる用語は「非核兵器地位」（nuclear-weapon-free status）であるが、他の非核兵器地帯の持つ国際的要件（とりわけ消極的安全保証）を持つ権利を有しているとの主張を込めてこう呼ぶ。

1～6はすべて発効済み（議定書を除く）。7は他の地帯と性格が異なる。

データシート

3. 世界の非核兵器地帯―広がる非核の傘
【2】非核兵器地帯のデータ

中央アジア非核兵器地帯条約（セミパラチンスク条約）

●締結署名：2006年9月8日
●発効：2009年3月21日
●地帯の範囲　下記5か国の領土、全ての水域（港湾、湖、河川）、及びこれらの上空。
●地帯内に位置する国・地域
　カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン
●加盟国　上記「地帯内に位置する国・地域」の5か国。
●核保有国の対応
　14年5月6日、5核兵器国すべてが、「核兵器あるいは他の核爆発装置の使用もしくは使用の威嚇を行わないこと」、「条約及び議定書締約国によるいかなる違反行為にも寄与しないこと」を定めた議定書に署名。17年4月現在、仏、英、ロ、中が批准している。

モンゴル非核兵器地帯地位

●1998年12月4日：国連総会決議で一国の非核兵器地位を認知
●2000年2月3日：国内法制定
●2012年9月17日：5核兵器国、国連本部でモンゴルの非核兵器地位に関する共同宣言に署名。

北東アジア非核兵器地帯（非政府提案）

●1990年代半ば以来、様々な非政府提案が登場。有力な案として、韓国・北朝鮮・日本が非核兵器地帯を形成し、米・中・ロが核攻撃をしない消極的安全保証を与える「スリー・プラス・スリー」案がある。
●2004年、モデル「北東アジア非核兵器地帯条約」をピースデポが発表。2008年に改訂版。
●2008年、民主党核軍縮促進議員連盟が条約案を記者発表。
●2011年、モートン・ハルペリン元米大統領顧問が、地帯設立を含む包括的協定案を提案。
●2012年、核軍縮・不拡散議員連盟（PNND）日本に発足した北東アジア非核兵器地帯促進ワーキングチームが、条約骨子案を作成。
●2014年、長崎・広島両市長が、地帯を支持する自治体首長543名の署名を国連事務総長に直接提出。
●2015年、RECNAが、「北東アジア非核化への包括的枠組み協定」を提案。

南極条約

●締結署名：1959年12月1日（ワシントン）
●発効：1961年6月23日
●地帯の範囲　南緯60度以南の地域・ただし公海については他の国際法の権利を侵害しない。
●地帯内に位置する国・地域
　なし。南極での領土権は凍結されている（第4条）。
●加盟国　5つの核兵器国を含む50か国。

アフリカ非核兵器地帯条約（ペリンダバ条約）

●締結署名：1996年4月11日
●発効：2009年7月15日
●地帯の範囲
　アフリカ大陸、OAU※のメンバーである島しょ国、およびOAUの決議によってアフリカの一部とみなされた島々の領土および領海。（地図は、付属書Ⅰに基づいて作成した。小島は示されていない。）
　【注】インド洋にあるチャゴス諸島に関しては、領有権問題があり、付属書にただし書きが加えられている。この中に米軍基地の島ディエゴ・ガルシアが含まれている。
●地帯内に位置する国・地域
　アガレガ諸島、アルジェリア、バサス・ダ・インディア、アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、ブルンジ、カメルーン、カナリア諸島、カーボ・ベルデ、中央アフリカ、チャード、チャゴス諸島、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国（ザイール）、コートジボアール、ジブチ、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ユーロバ島、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニア・ビサウ、ジュアン・ド・ノバ、ケニア、レソト、リベリア、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、マヨット、モロッコ（1985年にOAUを脱退）、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、プリンス・エドワード・マリオン諸島、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、レユニオン、ロドリゲス島、サハラ・アラブ民主共和国、セネガル、セイシェル、シエラ・レオーネ、ソマリア、南アフリカ、スーダン、スワジランド、タンザニア、トーゴー、チュニジア、トロメリン島、西サハラ、ウガンダ、ベルデ諸島、ザンビア、ザンジバール、ジンバブエ（一部国名の変更を除き、条約添付資料にもとづいた。）
●加盟国
　54か国が署名、36か国（アルジェリア、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、チャド、コモロ、コートジボワール、赤道ギニア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニアビサウ、ギニア、ケニア、レソト、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、南アフリカ、スワジランド、トーゴ、チュニジア、タンザニア連合共和国、ザンビア、ジンバブエ）が批准。
●核保有国の対応
　議定書1では、条約締約国に対して、および地帯内で、核兵器を使用または使用の威嚇をしないことを定め、議定書2は、地帯内での核実験の禁止を定め、すべての核保有国に参加を求めている。中、仏、英、ロは、署名・批准、米は署名済み。2011年5月2日、米政府は批准承認を上院に提案したが、進展はない。
※2002年7月、OAUはアフリカ連合（AU）へと移行。

東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約）

●締結署名：1995年12月15日
●発効：1997年3月27日
●地帯の範囲
東南アジアのすべての国家の領土とその大陸棚、排他的経済水域よりなる区域。（図は200カイリ排他的経済水域を含めて作成した。）
●地域内に位置する国・地域
ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム
【注】中国、台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイが領有権を主張する南沙諸島の多くも地帯内にある）
●加盟国
上記「地帯内に位置する国・地域」の10か国。
●核保有国の対応
5つの核兵器国に対して「条約締約国に対して、および地帯内で核兵器の使用または使用の威嚇をしないこと」を定めた議定書（第2条）への参加を求めている。中国は議定書への参加の意向を示しているが、条約加盟国は5核兵器国との包括的合意の交渉の継続を優先させており、包括的合意に至っていない。

南太平洋非核地帯条約（ラロトンガ条約）

●締結署名：1985年8月6日
●発効：1986年12月11日
●地帯の範囲
条約の付属書1に細かく緯度、経度で規定されている。付属書にはそれにしたがって地図が添付されている。図はその地図を再現した。インド洋に面した非核地帯は、オーストラリアの領海で区切られている。インド洋に浮かぶオーストラリア領の島々も非核地帯に属するが、図には示していない。
●地帯内に位置する国・地域
オーストラリア、フィジー、キリバス、ナウル、ニュージーランド（NZ）、パプア・ニューギニア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ、サモア、クック諸島（NZ自治領）、ニウエ（NZ自治領）
【注】その他に植民地下の仏領ポリネシア、米領サモア、ニューカレドニア（仏）などがある。条約は太平洋諸島フォーラム（2000年10月、『南太平洋フォーラム』より名称変更）参加国に加盟が開かれている。したがって、地帯外であるが、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦にも加盟の資格がある。
●加盟国
上記「地帯内に位置する国・地域」の13か国。
●核保有国の対応
条約締約国に対する核爆発装置の使用または使用の威嚇の禁止、非核地帯内における核爆発装置の実験の禁止を定めた議定書2、3があり、フランスの核実験終了を契機に米英仏が署名し、米国以外のすべての核兵器国は批准寄託している。2011年5月2日、米政府は批准承認を上院に提案したが、未批准。

ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約※（トラテロルコ条約）

●締結署名：1967年2月14日
●発効：1969年4月25日
●地帯の範囲
北緯35度西経75度の点から真南へ北緯30度西経75度の点まで、そこから真東へ北緯30度西経50度の点まで、そこから斜航線に沿って北緯5度西経20度の点まで、そこから真南へ南緯60度西経20度の点まで、そこから真西へ南緯60度西経115度の点まで、そこから真北へ緯度零度西経115度の点まで、そこから斜航線に沿って北緯35度西経150度の点まで、そこから真東へ北緯35度西経75度の点までの境界。ただし米国領土・領海は除く。（図は、この領域を示している。）
●地帯内に位置する国・地域
アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エル・サルバドル、グレナダ、グァテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セント・ルシア、セント・クリストファー・ネイビース、セント・ビンセント、スリナム、トリニダッド・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ
【注】その他にプエルトリコ（米自治領）やフォークランド諸島（英植民地）など植民地下の島々がある。
●加盟国
上記「地帯内に位置する国・地域」の33か国。
●核保有国の対応
5核兵器国すべてが、条約締約国に対して核兵器を使用しないこと、または使用するとの威嚇を行わないことを定めた付属議定書2に署名、批准寄託している。
※1990年に現在の名称に変更された。

C1. 続く米核予算増と新型核実験、根底に上院の縛り

2016年2月17日、オバマ政権は、17会計年予算案を提出した。備蓄核兵器の維持・管理を任務※とするエネルギー省（DOE）国家核安全保障管理局（NNSA）予算※は、前年度より3.57億ドル多い総額128.8億ドル（対前年比2.9%増）が計上された。全体の3分の2にあたる備蓄核兵器の維持・管理や施設のインフラ整備・工事などに関わる核兵器活動予算は92.4億ドルで対前年比4.5%増である。ちなみに16会計年予算（15年2月2日）では、総額125.7億ドル（対前年比10.2%増）、核兵器活動予算88.5億ドル（対前年比7.5%増）であった。両年とも前年より増えているが、増額率は16会計年度予算の方が圧倒的に大きい。いずれにせよ国全体の財政逼迫により歳出の強制削減が実行される中、核兵器予算の特別扱いが続いている。

以下、17会計年度予算の中身を見ていく。核兵器活動予算の中で最も重視されているのは備蓄核兵器維持管理（SSMP）活動33.3億ドルである。これは、核兵器の維持、監査、改修、信頼性評価、兵器解体・廃棄、研究・開発、認証など備蓄核兵器の維持管理を行う業務である。業務の中心は、老朽化した核兵器の非核部品を交換することで退役寿命を延長させる寿命延長計画（LEP）である。17年予算では、B61-12弾頭※（爆撃機搭載用）LEPに6.16億ドル、W76弾頭（潜水艦発射弾道ミサイル用）LEP2.23億ドルなどを見込んでいる。これらは核態勢見直し（NPR）※において「満額の資金が提供されるべきである」と明記されている。

17会計年予算書に示された「5年計画」によれば、2021年までに核兵器活動を105.2億ドルにする。2016会計年と比べて

※米国の核兵器予算は国防総省（DOD）とエネルギー省（DOE）の両方にまたがる。前者は、弾道ミサイルなど戦略核兵器システムや兵器開発と日常的な作戦運用等に、後者は保有核兵器の維持・管理、解体などに関わる。

※NNSA予算要求書。https://energy.gov/sites/prod/files/2016/02/f29/FY2017BudgetVolume1.pdf

※これらにおいては、弾頭タイプの末尾に付与された番号に示されるように、核兵器の著しい変更を意味する「改造」（modification）が含まれ、新型核兵器の生産が意図されている可能性もある。

※資料1－11（242ページ）。

も実に19%増である。これを規定するのは「1251報告書」と呼ばれるものである。10会計年「国防認可法」第1251節は、①備蓄核兵器の安全、安心、信頼性の確保、②核兵器複合体の近代化、③核兵器運搬手段の維持、及びそのための今後10年間にわたり必要な予算に関する報告を議会に行うよう義務付けている。「1251報告書」において、政府は11年以降10年間に「核兵器複合体の持続と近代化のために800億ドルを支出する」と明記した。さらに10年12月の上院の「新START承認決議」※は、10年間にわたり「1251報告書」が示した予算規模を「最低水準」とすることをSTART承認の条件とした。新STARTが効力を有している期間一杯の予算増が想定されているのである。

※本イアブック11年版・資料2−7(284ページ)。

このようにNNSAの17会計年予算は、依然として10年の新START批准時になされた保守派との「取引」の影響下にある。NNSAが、NPRの中でオバマ政権の核安全保障政策の実施機関として明確に位置づけられている限りにおいて、特別扱いは継続する。

備蓄核兵器を維持するためにNNSAの研究施設において実施されてきた新型核実験も継続されている※。NNSAは、14年9月4日と10月3日、サンディア国立研究所(ニューメキシコ州)のZマシンによる新たなタイプの核兵器実験の11回目、12回目を行った。10回目(13年9月12日)以来、約1年ぶりの実施である※。その後、15年・16年には実施されていないが、Zマシン実験※はオバマ政権になって2010年から始まり、12回行われたことになる。

※データシート8 (115ページ)。

※共同通信、14年11月4日。

※用語の説明「未臨界核実験とZマシン実験」(210ページ)。

一方、1997年からネバダ国家安全保障施設※で実施されてきた未臨界核実験は12年12月を最後に実施されていない。これらの実験は、オバマ大統領が誓約した「核兵器のない世界」に逆行するものであるが、備蓄核兵器を維持するために今後も継続されていく可能性が高い。

※この施設は2010年まで「ネバダ核実験場」と呼ばれていた。

C2. 米国、ミサイル防衛を欧州、アジアで強化、拡大

2016年5月12日、ルーマニア南部デベゼルで、欧州ミサイル防衛（MD）の一環として、米国外で初の地上配備型の米迎撃ミサイルSM3の運用が始まった。また、米国は翌13日、ロシアの飛び地カリーニングラードに近いポーランド北部でも18年までの完成を目指して地上配備型の迎撃ミサイルSM3施設※の建設に着工した。これらの動きは、米国のオバマ政権が09年に発表した欧州段階的適応性アプローチ（EPAA）※の一環であり、この構想は次の4段階で構成される。

※用語の説明（210ページ）。

※本イアブック09-10年版・キーワードC2（92ページ）。

第1段階（2011年まで）：地域的なミサイル脅威に適応するMD配備で、SM3搭載イージス艦（ブロックⅠA）、移動式レーダーを軸とする。この一環として、弾道ミサイル防衛（BMD）能力を有する4隻のイージス艦が14年までにスペインのロタに配備された※。トルコには前方展開レーダーAN/TPY-2が配備された。

※『核兵器・核実験モニター』第520-1号、17年6月1日。

第2段階（2015年まで）：短距離、準中距離ミサイルの脅威に対応するエリアを拡大する。海上配備、及び陸上配備型のSM3（ブロックⅠB）を設置する。

第3段階（2018年まで）：中距離ミサイルの脅威に対抗するため、より進んだSM3（ブロックⅡA）を配備する。

第4段階（2020年まで）：中距離ミサイルと米国本土へ到達する大陸間弾道ミサイル（ICBM）の脅威に対応できるSM3（ブロックⅡB）を開発、配備する。

今回のルーマニアのミサイル基地は第2段階のSM3、着工したポーランドの基地は第3段階のSM3にそれぞれ該当すると見られる。第4段階のブロックⅡBは13年に中止されたが

※、ルーマニア、ポーランドのSM3配備は予定された計画が進行していることを示している。

※本イアブック14年版・キーワードC5（108ページ）。

米国は、これらのミサイルは、主に中東から飛来する短・中距離弾道ミサイルを迎撃するもので、ロシアのミサイルを迎撃するのが目的ではないと説明する。しかし、ロシアは、欧州MDはロシアの核戦力の無力化が狙いで、ロシアの「安全保障への脅威」であると反発を強め、対抗措置を取るとしている。プーチン大統領は「核問題で欧米と合意したイランにもはや脅威はない」と強調している。

イランは「ミサイル計画は核問題と関係ない」として弾道ミサイル発射実験を継続している。米トランプ政権は17年1月、イランに新たな制裁措置を科した。しかし、核兵器と結合しないミサイルに差し迫った脅威はないと考えられる。したがって米国のMDは、イランのミサイルが対象というよりも、むしろ14年のロシアによるクリミア半島の併合に対抗して、NATOがポーランドとバルト3国に新たな抑止力を準備する意図を持つものとみるべきであろう。

ミサイル防衛計画は北東アジアにおいても、北朝鮮のミサイル技術の飛躍的な進展に対応すべく、より強化されている。16年7月8日、米韓政府は、北朝鮮弾道ミサイルの脅威に対応するためとして、在韓米軍への地上配備迎撃システム「高高度防衛ミサイル」（THAAD、サード）の配備決定を発表した※。これに先立ち日本では、MDシステムの一環として、車力（青森県）、経ヶ岬（京都府）に2基のXバンドレーダーが設置されている。横須賀の空母打撃群の随伴艦11隻は全てがイージス艦であり、そのうち7隻がBMD能力を有している※。ロシアが欧州MDに反発するのと同様に、サードの在韓米軍への配備に対しては中国が、自国のミサイルへの迎撃を目的としているとして、強く反対している。

※「ロイター通信」、16年7月8日。

※キーワードD8（134ページ）。

イランや北朝鮮のミサイル脅威を理由として、欧州とアジアで進む米国を中心としたMD計画は、これに対抗するロシアや中国の軍備拡張や基地強化を引き起こし、安全保障ジレンマの悪循環を産み出す構図となっている。

4. 【図説】日本のミサイル防衛関連施設・部隊

無印:自衛隊　米:在日米軍　日米:日米共同使用

◆航空自衛隊のPAC3、イージス艦の次にくる(　)は配備年度。

◆航空自衛隊のPAC3で、基地名の後の(　)は配備ユニット数(無表示は1ユニット)。

1ユニット(1高射隊分)の構成は次のとおり:

ランチャー(発射台)5基、レーダー1、ECS(射撃管制装置)1、

ICC(情報調整装置)1、アンテナマスト2

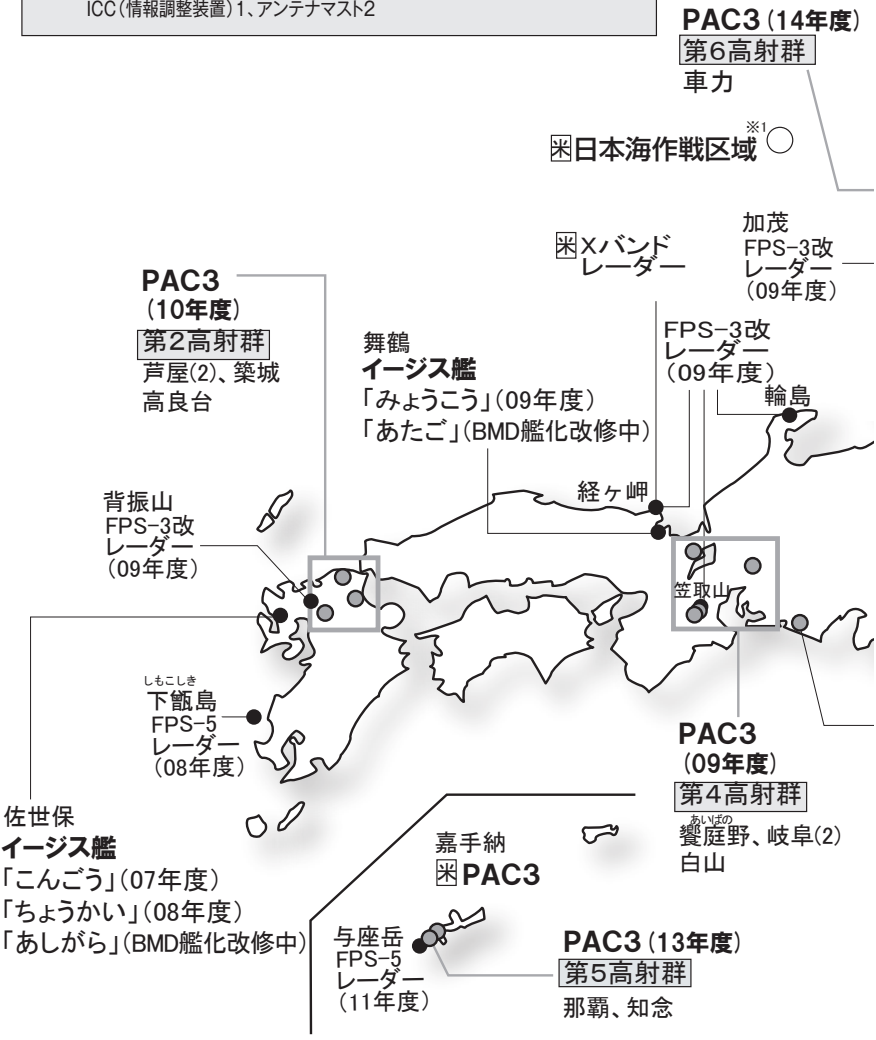

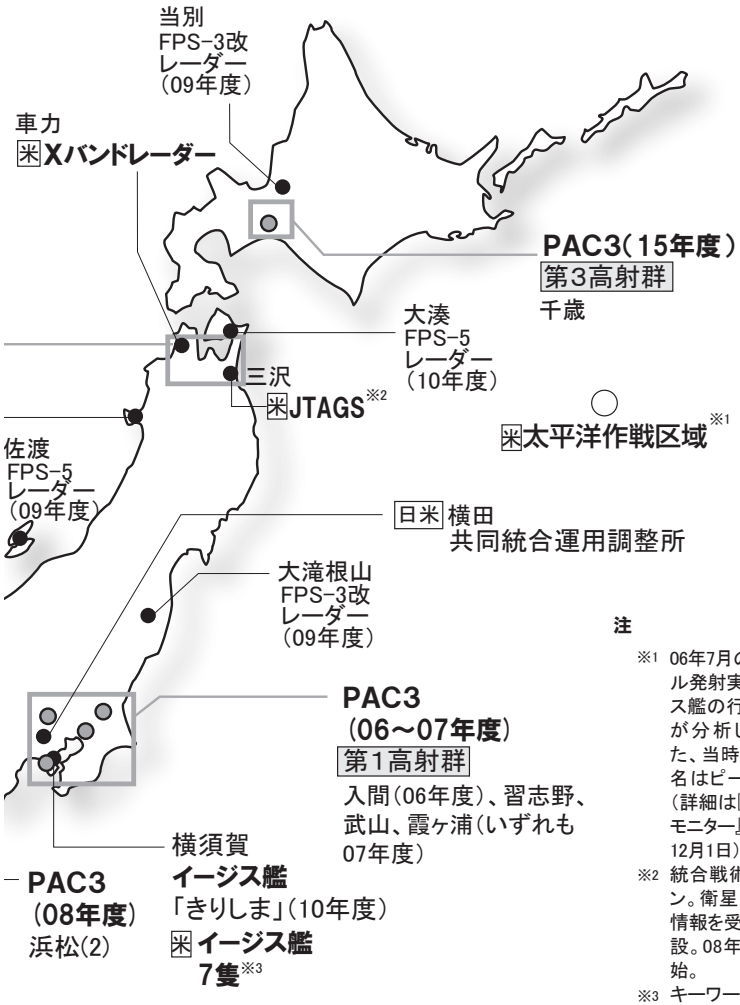

注

※1 06年7月の北朝鮮のミサイル発射実験時の米イージス艦の行動をピースデポが分析した結果判明した、当時の作戦区域。命名はピースデポによる。（詳細は『核兵器・核実験モニター』第268-9号（06年12月1日）参照）

※2 統合戦術地上ステーション。衛星からの早期警戒情報を受信する移動式施設。08年1月22日稼動開始。

※3 キーワードD8参照。

今後の配備計画（自衛隊）

● **スタンダードミサイル（SM3）**

海上自衛隊のイージス艦「あたご」（舞鶴）、「あしがら」（佐世保）に搭載予定。更にSM3搭載の2隻を追加し、2020年度には8隻体制になる予定。

→用語の説明「PAC3」、「SM3」（●●●ページ）

以下の記載からのまとめ（共に13年12月閣議決定）：
- 「防衛計画の大綱」（13年度以降「おおむね23年まで」）
- 「中期防衛力整備計画」（14～18年度）

C3. 米韓日、北の核・ミサイルに軍事的圧力で対抗

近年、北朝鮮による核実験及びミサイル発射が急激に増大し、北東アジアの軍事緊張が高まっている。日本においては、北朝鮮が一方的に悪者であるとする社会的雰囲気が形成されつつある。しかし、なぜこのようなことが毎年のように繰り返されるのかはほとんど報じられていない。

例えば、2016年1月6日、北朝鮮は4回目の核実験を行い、2月7日には銀河4号ロケットを打ち上げた※。また、16年8月24日、初めて潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）・ブッククソン1号を発射し、同SLBMは約500km飛来して日本海に落下した。

※ キーワードB1（42ページ）。

これらは何の脈絡もなく実行されているわけではない。ほとんどの場合、北朝鮮を攻撃し、政治体制を崩壊させることを想定して定例的に行われている米韓合同軍事演習への対抗措置である。

例えば、16年3月7日から4月30日にかけて定例の米韓合同指揮所演習「キー・リゾルブ」（3月18日まで）と野外実動演習「フォウル・イーグル」が、米軍1万5千人以上と韓国軍約30万人が参加して行われた※。米軍は原子力空母「ジョン・C・ステニス」打撃群、原潜、ステルス戦闘機、ステルス戦略爆撃機などが参加した※。3月12日には、韓国南東のポハン（浦項）で上陸作戦である「双竜」訓練が米韓合わせて約1万7千人が参加して行われた。「キー・リゾルブ」は韓米連合司令部が主管する指揮所演習で、北朝鮮の南下を想定し、朝鮮半島防衛に向けた戦力展開と撃退を、シナリオ別にコンピューター・シミュレーションで実施する。これも定例の米韓合同指揮所

※「毎日新聞」、16年3月7日。

※「AP通信」、16年3月7日。

演習「乙支(ウルチ)フリーダムガーディアン」で15年に初めて適用された「作戦計画5015」※が2016年の「キー・リゾルブ」でも使われた。有事の際に北朝鮮の核とミサイルを先制攻撃できる作戦計画を初めて取り入れ、首脳部の斬首作戦も含まれていた※。

更に16年8月22日から9月2日にかけては、「乙支(ウルチ)フリーダムガーデイアン」が行われた※。8月24日の北朝鮮のSLBM発射は演習の真っ最中に行われたものである。

両演習とも、開始に当たって、韓米連合司令部は板門店の共同警備区域からハンドマイクで演習の日程や目的について「例年通り、かつ防御的な演習である」と通告している。しかし、北朝鮮から見れば、体制転覆をはかることを目的とした侵略的な演習であると強く反発し、様々なミサイル発射や核実験を行っているわけである。

米韓演習に参加する米軍には、在日米軍も相当程度含まれる。沖縄の海兵隊及びそれを輸送する佐世保の揚陸部隊、横須賀の空母打撃団、岩国の海兵隊等々、年により変動はあるにしろ、在日米軍が参加する。

日本は、今のところ、米韓合同演習に直結した形で日米共同演習を行っていない。しかし、少し時期をずらして日米共同演習が行われている。16年10月30日から11月11日にかけて、日本周辺及びグアム、北マリアナ諸島において定例の日米共同統合実動演習「キーン・ソード」が実施された※。自衛隊約2万5千人、米軍約1万1千人が参加した。これには、安保法制で導入された重要影響事態を想定して、洋上で遭難した米軍機の乗員を捜索救助する初の訓練が含まれる※。演習の時期は、米韓合同演習と重なってはいないが、日米の戦闘即応体制と相互運用の増強が日常的に進められており、その中に朝鮮半島有事への対処が含まれていることは疑いがない。これらの総体が北朝鮮の核・ミサイル開発の誘因になっているという側面を認識しておくことが重要であろう。

※「ハンギョレ新聞」15年8月28日。米韓両軍が15年6月に署名した朝鮮半島有事への新たな作戦計画。先制打撃などを含み、従来よりも迅速、かつ積極的とされる。

※「聯合ニュース」、16年3月7日。

※「毎日新聞」、16年8月22日。

※防衛省報道発表「平成28年度日米共同統合演習について」、16年10月21日。

※「毎日新聞」、16年10月22日。

データシート

5. 北東アジア情勢を考えるための周辺地図

【1】東シナ海周辺における中国海軍の活動事例

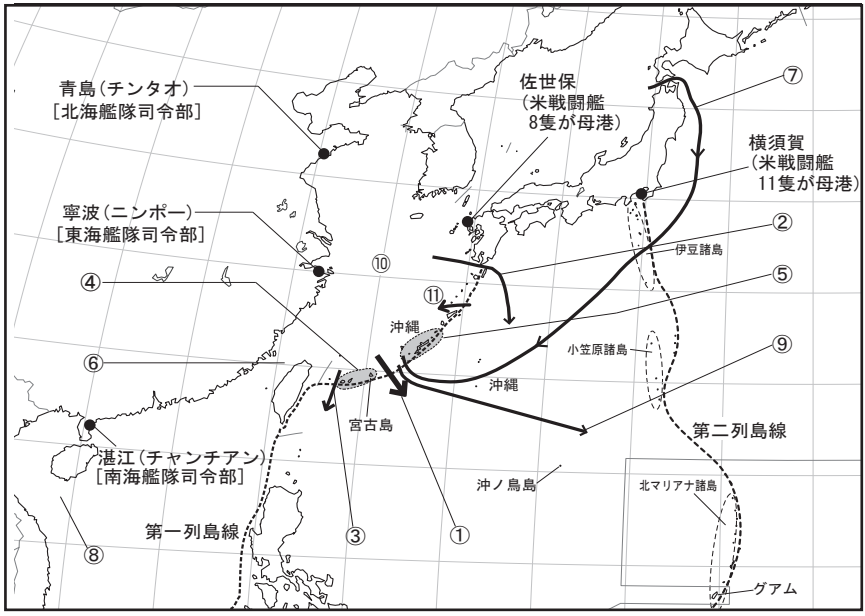

●図中の「第一列島線」「第二列島線」は中国海軍が論じる防衛線。
●防衛政策会議（10年5月13日）の資料、及び、防衛白書各年版などを参照して作成した。

＜番号は地図の番号に対応＞

①**宮古水道を通過して太平洋へ進出する事例**：08年11月（4隻）、10年3月（6隻）、11年6月（11隻）、12年10月（7隻）、13年1月（3隻）、同5月（3隻）、同8月（2隻）、同10月（5隻）、14年3月（3隻）、同6月（3隻）、15年2月（2隻）、同7月（3隻）、同12月（3隻）、16年12月（空母「遼寧」と複数の艦艇）。

②**大隅海峡を通過する事例**：12年4月（3隻）、同6月（3隻）、13年6月（2隻）、同8月（3隻）、14年6月（3隻）、同12月（5隻）、15年12月（3隻）。

③**与那国島と西表島の間を通過する事例**：12年10月（7隻）、同12月（4隻）、13年5月（2隻）、同10月（2隻）、14年3月（4隻）、15年8月（3隻）。

④**04年11月**　中国原潜がグアム近海で活動。その後、日本の領海に侵入（10日）。図の網目は推定活動海域。

⑤**06年10月**　中国潜水艦が、沖縄に近い東シナ海の公海上で米空母キティホークから5マイルのところに浮上（26日）。図の網目は潜水艦の推定活動海域。

⑥**07年11月**　台湾海峡で中国海軍艦船と米空母キティホーク打撃団が対峙（23日）。

⑦**08年10月**　駆逐艦など4隻が津軽海峡を通過後、太平洋を南下し日本を周回。

⑧**09年3月**　米海軍調査船を中国海軍船など5隻が妨害（8日）。

⑨**09年6月**　駆逐艦など5隻が宮古水道を通過して沖ノ鳥島北東の海域に進出。

⑩**13年1月**　東シナ海で中国フリゲート艦から、海自護衛艦搭載ヘリに火器管制レーダー照射の疑い（19日）、海自護衛艦に火器管制レーダー照射（30日）。

⑪**15年3月**　駆逐艦2隻が奄美大島と横当島の間を抜けて南西進。

⑫**16年8月**　中国海軍が日本海で初の「対抗演習」。

【2】黄海における軍事対立構造

詳細図[1]

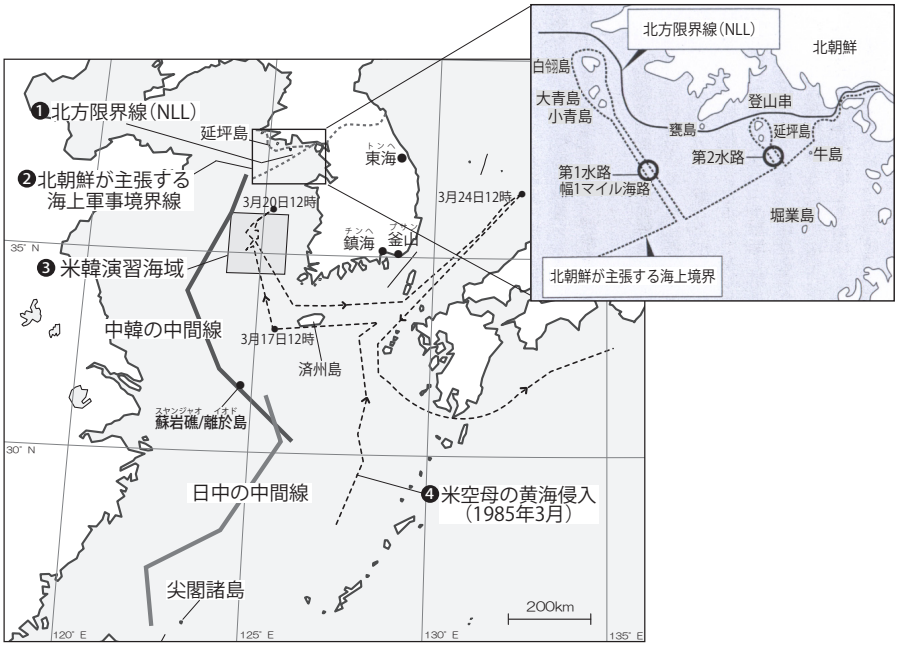

❶北方限界線(NLL)：朝鮮戦争の休戦協定締結後の1953年8月30日にマーク・クラーク国連軍司令官が北朝鮮との協議なしに設定。停戦時に国連軍の支配下にあった白翎島(ペンニョンド)・大青島(テチョンド)・小青島(ソチョンド)・延坪島(ヨンピョンド)・牛島(ウド)の西海(黄海)五島と北朝鮮の海岸線の間の中間線にあたる[2]。

❷北朝鮮が主張する「西海海上軍事境界線」：1999年9月2日に朝鮮人民軍は特別コミュニケでNLLの無効とともに「西海海上軍事境界線」の設定を宣言した[3]。

❸米韓合同軍事演習(2010年11月28日～12月1日)の演習海域[4]：インビンシブル・スピリットの第3回目の時のもの。

❹米空母の黄海侵入：1985年3月の米韓合同軍事演習「チーム・スピリット85」の際の米空母ミッドウェイの航跡(ピースデポによる米情報公開法による調査結果)。最も深く入った場所は、「北緯36度03分、東経125度18分」である。

注
1 元韓国国家情報院院長の金萬福(キム・マンボク)氏の論文「紛争の海・西海を平和と繁栄の海にするために」(『世界』11年2月号)から引用。
2 注1と同じ。
3 朝鮮中央通信99年9月3日。
4 韓国国立海洋調査院「航行警報」の範囲。北緯34度30分～36度、東経124度～125度42分。

C4. バイデン副大統領、オバマ政権の核軍縮を総括

2017年1月11日、バイデン米副大統領（当時）が、カーネギー国際平和財団において演説し、退陣直前のオバマ政権8年の核兵器政策を振り返った。まずオバマ政権は、15年9月からの1年間で約500発の核兵器を一方的に削減する追加的措置を実施したと述べた※。これにより米国の予備弾頭を含めた核兵器保有数は、2016年9月末現在、4,018発となった※。2005年9月末の4,571発と比べると553発減っている。また約2,800発が解体待ちであるとし、2009年以来の8年間に2,226発の核弾頭を廃棄したとも述べた。これは1年に平均278発ずつを解体してきたことを意味する。

※ホワイトハウス、「核安全保障に関する副大統領演説」（17年1月11日）。

※ファクトシート「プラハ核アジェンダ」。https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2017/01/11/fact-sheet-prague-nuclear-agenda

バイデン演説は、オバマ政権8年の核軍縮を総括する内容であった。バイデンは、核抑止力は米国の防衛の基礎であり、「安全、確実で効果的な核兵器の保有を維持する必要がある」とした。そのために、オバマ政権は「保有核兵器を維持し、核関連施設を近代化するための財源を増加させ」、これにより「安全を犠牲にすることなく、核兵器の削減を追求できた」とする。

※資料1－10（240ページ）。

オバマ大統領は、2009年4月5日のプラハ演説※で、「核兵器を使用した唯一の核保有国として、米国には行動する道義的責任がある」とした上で、歴代大統領として初めて「本日、私は、はっきりと、信念を持って、米国は核兵器のない世界の平和と安全を追求することを誓約したい」と述べた。

そこで、オバマ政権は、2010年4月8日、ロシアとの間で新START条約※に署名した。発効７年後（2018年）に達成すべき削減目標は配備核弾頭1550発、配備運搬手段700基（機）と

※本イアブック11年版・キーワードA5（70ページ）。

された。この目標は低いが、米ロの厳密な検証を伴う核兵器の削減が再開されたことで、米ロ間の戦略的安定を確保し、透明性を高める上で意味は大きい。とりわけ、米ロ関係が徐々に緊張していく中で、より重要になってきている、とした。

バイデンによれば、過去3年間、ロシアは配備・非配備の保有核兵器のさらなる削減に関する交渉を拒んできたという。2013年6月19日、オバマ大統領は、ベルリンにおいてプラハに次いで２度目となる核兵器に関する包括的な演説※を行った。ここで、配備戦略核兵器を最大３分の１削減しても、米国と同盟国の安全保障を確かにし、強力かつ信頼性のある戦略的抑止を維持できると述べた。新ＳＴＡＲＴの最終到達点である核弾頭1550発の３分の１削減とは、1000発程度まで削減可能という提案であった。この背景には、同日発表されたオバマ政権初の「核使用戦略」※がある。これは、2010年核態勢見直し（ＮＰＲ）の追加分析を通じて、米国の核兵器政策を、当時の安全保障環境に合致させるべく作成された。報道によると、当初、約1,000～1,100発、700～800発、300～400発という３つの選択肢が検討されたが、その中で最も消極的な案を選択したことになる。ともかくもオバマ政権は1,000発程度までの削減の意図があったが、バイデンが言うように、その後、ウクライナ政変に伴うクリミヤのロシア編入などを巡り米ロ対立が激化し、新たな削減に関するロシアとの交渉は進展しなかった。

※本イアブック14年版・資料3−11（321ページ）。

※13年6月、オバマ政権は初の核使用戦略を公表し、ブッシュ政権時代の核使用戦略を変更した。

バイデンは、「核攻撃を抑止すること、そして必要であれば報復することを、米国の核保有の唯一の目的とすべきであると強く信じて」いるとした。これはもともと、岡田克也外相（当時）が在任中にオバマ政権に要請していた内容である。

またオバマ政権は、自国の核戦力に関する透明性を高める努力を続けた。10年以来、核備蓄数、解体弾頭数、解体待ちの退役弾頭数などの経年変化を公表し、毎年アップデートしてきた。

C5. 拡がる米国の中国包囲網：「リバランス」政策と連動

2016年9月6日、オバマ大統領（当時）は、ビエンチャン（ラオス）における演説※で、アジア太平洋地域における二国間の同盟関係や軍事協力の強化について述べた。大統領はまず、地域の主要な同盟関係について以下のように言及した。

※https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2016/09/06

・地域安全保障を高めるべく日米同盟を強化する※、

※キーワードD1（118ページ）。

・北朝鮮の脅威に対抗してミサイル防衛※を含め、韓国との軍事協力関係を拡大する。

※キーワードC2（82ページ）。

・米海兵隊のオーストラリアへのローテーション配備により、地域的挑戦に迅速に対処する。

大統領はその他にも、14年にフィリピンと「防衛協力強化協定」（ECDA）を締結して、20年以上ぶりに同国での港湾を含む基地使用権を拡大したこと、フィリピンへの巡視船や調査船の供与、共同哨戒活動の実施など幅広い軍事協力が始まっていることに加え、シンガポールとは、平和を維持し、侵略を阻止すべく、艦船や航空機を含め最も先進的な軍事能力を配備してきたとこなどを述べた。

この演説は、12年1月の新国防戦略指針や「4年ごとの国防見直し（QDR）」が、アジア太平洋地域を重視し、同地域へのプレゼンスを強化するリバランスの方針を打ち出し、同盟国との安全保障に関する取り組みを改善し強化することをめざしていることに対応している。更に16年9月29日、空母「カール・ビンソン」艦上での演説※で、カーター国防長官（当時）は、20年までに海軍及び海外に展開する空軍の60%をアジア太平洋地域に配備すること、同地域へのローテーション展開を促進させることを強調した。これは、12年から進めて

※カーター国防長官演説（16年9月29日）。https://www.defense.gov/News/Speeches/Speech-View/Article/959937

いるリバランスの方針が今日も継続していることを示している。

こうしたリバランスに沿って、アジア太平洋における米軍再編や二国間の同盟関係の改善や強化が進んでいる。オバマ演説でも簡単に触れたシンガポールには、13年4月を皮切りに沿海域戦闘艦4隻を17年末までに4隻展開する計画で、航空機ではP8のローテーション展開を15年12月から始めた。また、15年12月には米星防衛協力強化協定に署名した。インドネシアとは、15年10月に包括的防衛協力に関する共同声明を出し、沿岸警備隊の能力構築支援を行う。マレーシアへは港湾安全保障に関わる支援などを実施する。両国へは資金や中古艦艇を提供すると同時に、艦船の一時寄港権を得ている。インドとは米艦船の寄港や共同訓練の実施がある。

更に16年5月23日、オバマ大統領はベトナムを訪問し、両国大統領による共同記者会見※において、米国はベトナムへの武器禁輸を解除することを表明した。大統領は、これは中国を意識したものではなく、ひとえにベトナムとの関係正常化を願う立場からの判断であると強調たし。しかし、オバマ大統領の「合衆国とベトナムは、国際的規範とルールが擁護され、航行と飛行が自由で、合法的な通商が妨げられず、さらに紛争が国際法にしたがい法的手段をとおして平和的に解決される、南シナ海を含む地域の秩序を結束して支持する」との発言が、中国の海洋戦略を念頭に置いたものであることは明らかである。米国が、「武器禁輸解除」を含め、海洋安全保障に関する中国との問題を抱えるベトナムとの軍事協力関係を強化することは、ベトナムが米国の戦略により深く関与することを意味する。11年には原子力空母ジョージ・ワシントンがカムラン湾に入港した実績もあり、今後、艦船入港の拡大が見込まれる。

こうしてリバランスを念頭においた二国間軍事協力の推進は、中国包囲網の形成と連動し、地域に新たな緊張をもたらしている。

※『核兵器・核実験モニター』第499-500号(16年7月15日)にオバマ大統領の会見における発言。

6. 再編実施のための日米ロードマップ

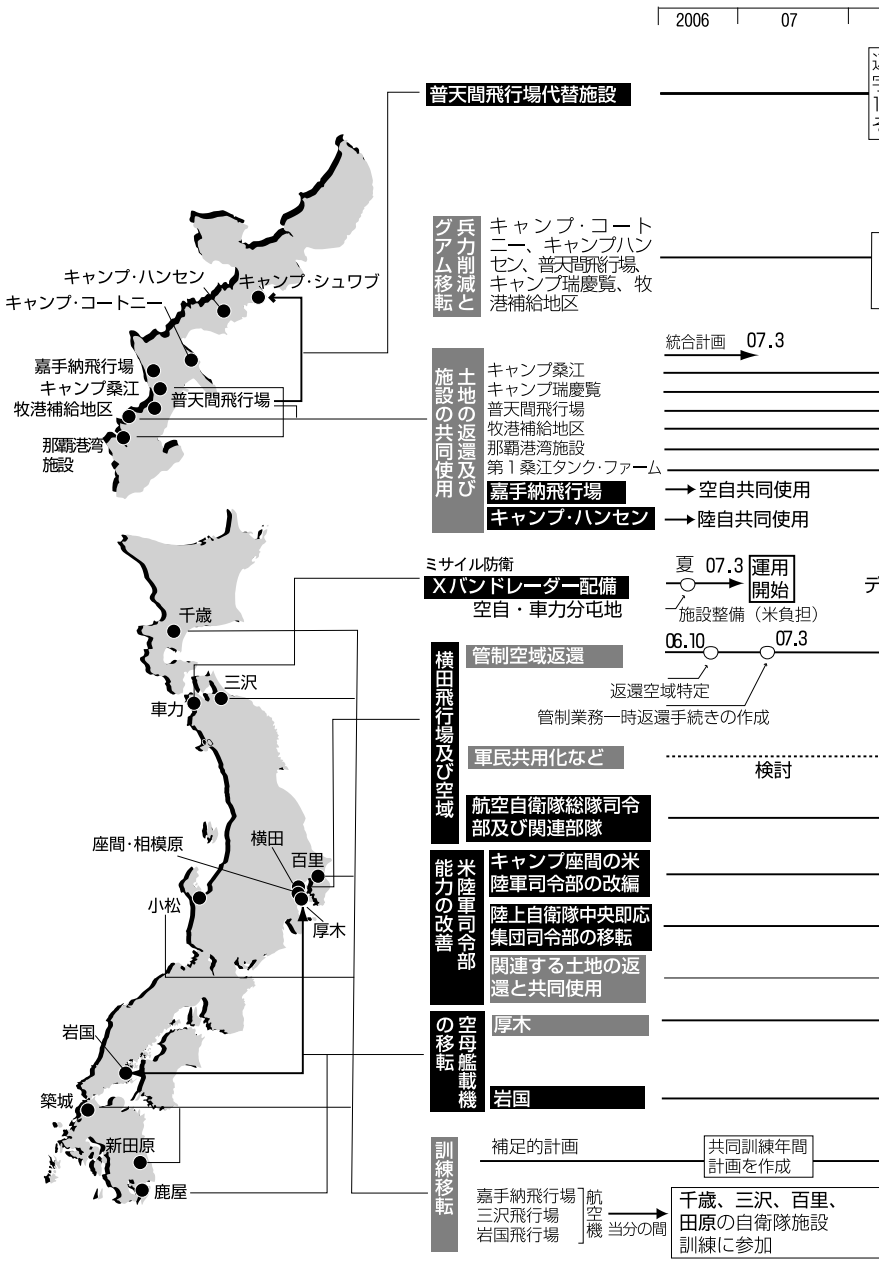

（06年5月1日の「日米共同発表」を基に作成し、その後の主要な動きを加えた。）

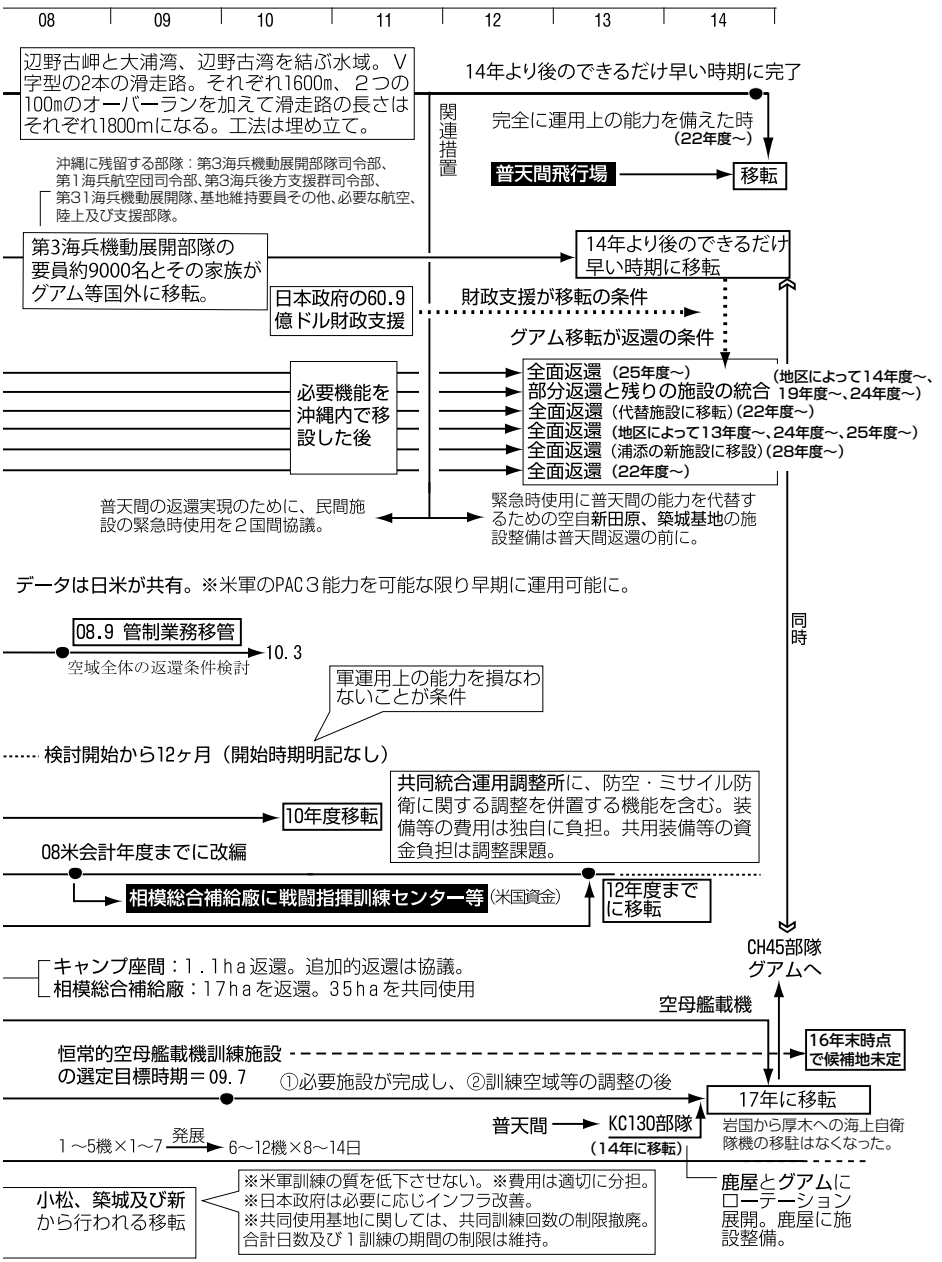

C6. ロシア、核戦力近代化を推進 ――依然として低い透明性

2016年12月23日、プーチン大統領は、国内外のメディアを集めた年末恒例の「大記者会見」で、大陸間弾道ミサイル（ICBM）、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）、戦略爆撃機の「核の3本柱」の近代化を進める考えを強調した※。大統領は「われわれのシステムは、（米国主導の）MDよりはるかに効果的だ」とし、米国が主導するNATOの欧州ミサイル防衛（MD）システム※を念頭にロシアの核戦力を強化するとの強い意志を示した。

※「共同通信」、16年12月24日。

※キーワードC2（82ページ）。

ロシアの核戦略は、米国、フランス、英国と比較して、不透明な部分が多い。米国との新START※で定められた戦略核の削減義務を負っているが、ロシアは米国と異なり配備/非配備の発射台数の内訳を公表していない。新STARTの規定によりロシアが提出したデータを含め、米国が発表した新STARTデータによれば、16年9月現在、ロシアの戦略核弾頭は1,796発、運搬手段508基とされる。また、ロシアは、2017年1月現在、1,790発を作戦配備、非戦略核兵器を含む2,700発を作戦外貯蔵し、計4,490発を軍事利用可能な兵器として保有している。この他に退役・解体待ちが約2,510発あり、合計約7,000発の核弾頭を保有している、と見られる※。

※2011年2月5日発効。

※全米科学者連盟（FAS）ブログ「世界の核戦力の現状」（17年1月31日アクセス）。

ICBMでは、古い世代から新しいものへの置き換えが進み、22年完了を予定している。単弾頭の「SS-27Ⅰ型（トーポリM）」を新たに多弾頭ICBM「SS-27Ⅱ型（RS-24、ヤルス）」※に置き換えるというもので、まず2010～12年にかけてイバノボ州テイコボに配備された。次いで4～5つの部隊への配備が続いている。ヤルスには移動型と固定式サイロ型があ

※表記は「NATO命名（ロシア名）」。以下同じ。

るが、移動型では、2013～14年にかけてサマラ州ノボシビルスクとスヴェルドロフスク州ニジニ・タギルの部隊に置かれた。固定式サイロ型は、カルガ・オブラスト州コゼルスクに配備されている。また、新たなICBMとして「ヤルスRS-24型」の軽量化バージョンの開発も進めており、「ヤルスM/RS-26型」あるいは「ルベジ」と暫定的に呼ばれている。

海軍近代化の軸は、新型のボレイ級弾道ミサイル原子力潜水艦(SSBN)に新型の多弾頭SLBM「ブラバ(SS-N-32)」を搭載するシステムの構築である。ボレイ級原潜は、6MIRVのSLBMを16基搭載し、最大96発の核弾頭を搭載できる。これまでに「ユリ・ドルゴルキー」(2013年1月配備)、「アレクサンドル・ネフスキー」(2013年12月配備)、「ウラジミル・モノマフ」(2016年9月配備)の3隻が配備されているが、計8隻の建造が計画されている※。ロシア海軍は12年7月からSSBNによる持続的な戦略抑止パトロールを再開すると表明していたが、その数は年に10回程度と見られる。これは冷戦時代には、通常、年100回程度行われていたのと比べれば、極めて少ない数である。

※ニュークリア・ノートブック「ロシアの核戦力2017」、ブレチン・オブジ・アトミック・サイエンティスツ。

現在のSLBM戦力の中心である「シネバ(SS-N-23M1)」の近代化に関しては、液体燃料でブラバより射程が長い「ライナー」の開発が進められている。

戦略爆撃機では「ブラックジャック(Tu-160)」と「ベア・H・ボウス(Tu-95MS)」の2つを運用しているが、これらに置き換える新しい戦略爆撃機の設計が始まっている。「PAK-DA」と呼ばれる新たな戦略爆撃機は、亜音速でステルス性能をもつとされ、20年代半ばの置換えを目指しているが、やや遅れ気味とされる。

さらに、ロシアは、航空機、艦船用、地上発射など多様な約1,950発の非戦略核兵器を中央貯蔵している。

16年にロシアが実施した弾道ミサイルの発射テストは、ICBM5回、SLBM4回である※。

※「スペース・ローンチ・レポート2016」。spacelaunchreport.com/log2016.html#log2

C7. 中国は「海洋戦略」重視、米は南シナ海に懸念

2016年4月26日、米国防総省は「中国の軍事力に関する年次報告2016※」を発表した。ここで米国が特に神経をとがらせているのは、南シナ海をめぐる状況である。同文書は中国が南沙諸島で進める岩礁の埋立てによる人工島建設は、埋め立て地を永続的な軍民基地とし、領有権争いのある地域でプレゼンスを高めるものだと強く批判している。これに対して、後述する中国の「国防白書」はこの問題に関する米国の関与と介入に強く警戒を示し、南シナ海について「域外の国々もまた、南シナ海情勢にしばしば干渉しており、中には、中国に対して空と海からの監視と偵察を行うために継続的に接近してくる国もある」と言及している。

南シナ海の現状は、領有権を争う中国とベトナムやフィリピンなどが現場で対峙し合い、偶発的な衝突を招きかねない危険な状態である。中国による埋立ての強行や他国漁船への高圧放水を用いた威圧など、現状変更に向けた一方的行動は非難されるべきである。だが、ここでの根本問題は、「力の行使」が対抗的な「力の行使」を招いてしまう地域の安全保障構造そのものであり、南シナ海の領域紛争の解決は、この構造をいかに変革していくのかという問いなしには追求しえない※。

また、米年次報告は空母「遼寧（りょうねい）」について、艦載機部隊は16年に実戦配備されるだろうとしながらも、艦隊防空任務に利用されるかもしれないが、長距離戦力投射ができないので訓練用としての役割に留まるとしている。

一方、15年5月26日、中国国防部は、隔年で発表する新しい

※『中国の軍事力・安全保障の進展に関する年次報告書2016』（16年4月26日）。http://archive.defense.gov/pubs/2016_china_military_power_report.pdf

※南シナ海の領域紛争の経緯と状況については、『核兵器・核実験モニター』第410号（12年10月15日）参照。

国防白書『中国の軍事戦略』を発表した※。白書には、日米の軍事動向への中国の強い警戒感が示され、それを背景に中国の軍事戦略と軍近代化が正当化されている。米国については、アジア太平洋地域への「リバランス」戦略※によって「この地域における軍事的プレゼンスと軍事同盟を強化している」とした。日本については、「戦後体制からの脱却を積極的に追求し、軍事・安全保障政策の大幅な調整を行っている」とした上で、これが「他の地域諸国の間に重大な懸念を引き起こしている」と安倍政権※に強い警戒感を示した。それでも、「白書」は尖閣問題などの東シナ海をめぐる問題には言及しなかった。日本が中国への軍事的対抗を全面に押し出す安保政策に傾倒することは、自ら尖閣問題を悪化させ、軍事的エスカレーションの危険を拡大するだけである。

「白書」は冒頭で、「本質的に防衛的な国防政策」の追求を確認するなど、中国の軍事戦略の基本方針は「変化」よりも「継続」を基調としている。ただ今回は海洋戦略にこれまで以上に重点を置いており、「陸上重視、海洋軽視の伝統思考を打破し、海洋を管理し海洋権益を防衛することに高い重要性を与えなければならない」とする。そして、海軍について「従来の近海防御型から近海防御と遠洋護衛の結合へと徐々に焦点をシフト」し、「統合された、多機能かつ高効率の海洋戦力構造を構築する」としている。

中国の核兵器政策をめぐっては、13年の「白書」が「先行不使用」政策に言及しなかったため様々な憶測を呼んだが、15年の白書は改めて「先行不使用」政策を再確認した。その上で、核戦力を「国の安全を維持するために必要最小限の水準」に維持することを基本に据えて、その「生き残り可能性」の向上を掲げている。米報告では、中国の弾道ミサイルの多弾頭化（MIRV化）について「DF（東風）-5」にMIRV化された弾頭が搭載されたことが初めて言及された※。進行する中国の核戦力近代化は、総じて米国のミサイル防衛能力に対抗して、米国への核報復能力の維持をめざす「生き残り可能性」のための近代化方針と理解することができる。

※資料3-6（316ページ）に抜粋訳。

※キーワードC5（92ページ）。

※キーワードD1（118ページ）。

※データシート7（102ページ）。

C8. 英議会下院、「トライデント」更新を再確認

2016年7月18日、英議会下院は「英国の核戦力」であるトライデント※の更新の是非に関する議決を行った。就任直後のメイ首相が提出した「バンガード級潜水艦4隻すべてを後継艦に交代させ現行の核戦力を維持する」との動議※が討議の末、投票に付され、賛成472、反対117で可決された。投票結果の党派別内訳は、賛成が保守党322、労働党141、その他9。反対は保守党1、労働党48、スコットランド民族党(SNP)52、その他16だった。

英国唯一の核戦力トライデントについては、20年代後半以降に耐用年限を迎える原潜4隻を交代させ更新する決定が労働党政権下で06年になされ、保守党政権に引き継がれた。当初、潜水艦建造予算の「主要支出決定」を16年頃に行うとされていたが、15年11月政府発表の「防衛・安全保障見直し」で、更新計画の規模の大きさと複雑性を理由に、投資計画を段階的に定める方針に変更された※。ファロン国防相は、「主要支出決定」のためでなく核戦力更新の原則の確認のために下院で議決を行うと示唆していた※。

議決実施は、当時のキャメロン首相が7月9日に決定した。この日、同氏がワルシャワのNATOサミット会場で議決実施を発表したのは、英国がEU離脱後も引き続き欧州の安全保障に取り組む姿勢を示す狙いがあったとも推測されている※。EU残留を訴えていた同氏は6月23日のEU離脱を問う国民投票での敗北を受け辞意を表明していたが、9日時点ではまだ、任期中に自ら議決を行うつもりでいた。ところが次期党首候補の相次ぐ撤退で保守党党首選が取りやめられ、唯

※核弾頭搭載の潜水艦発射型弾道ミサイル(SLBM)トライデントⅡを配備した原子力潜水艦4隻からなる「トライデント・システム」の略称。

※動議の全文は英議会議事録に掲載。https://hansard.parliament.uk/Commons/2016-07-18/debates/16071818000001/UKSNuclearDeterrent

※2015年版「国家安全保障戦略および防衛・安全保障見直し」(SDSR)4.76節。資料3−7(319ページ)。

※「ハフィントンポストUK」(電子版)、16年3月3日。

※「ロイター通信」(電子版)、16年7月9日。

一残ったメイ候補が急きょ11日に党首となり、13日に首相に就任した。議決実施を支持していたメイ首相※は、その決定を引き継いで冒頭の動議を下院に提出した。

※「ガーディアン」(電子版)、16年7月17日。

討議で更新賛成派は、核保有は安全保障上の脅威を抑止する、雇用を生む、技術革新をもたらす、と利点を主張した。他方、反対派は、高額かつ数値化しにくいコスト、通常兵器や保健・教育に予算を回す必要性、核兵器の反道徳性、スコットランドに核戦力の負担が押し付けられる不当性、水中ドローンなど新技術への潜水艦の脆弱性、などの問題を指摘した※。

※米英安全保障情報評議会(BASIC)ウェブサイト(www.basicint.org)内の記事「Monday's Trident Debate: What was mentioned, what was left out?」。

原潜基地を抱えるスコットランドの出身議員は、全員反対のSNP議員はじめ、58人中57人が反対票を投じた。14年9月に実施されたスコットランド独立を問う住民投票の争点の1つが核政策であり、独立派は核戦力放棄を主張していた。住民投票では独立派が敗れたが、同地域では国民投票でEU残留票が多数を占め、14年住民投票時の独立機運が再燃した。トライデント更新が再確認されたことでその機運は更に高まり、SNPからは改めての住民投票の可能性を示唆する声もあがった※。

※「ガーディアン」(電子版)、16年7月19日。

労働党は、15年9月に就任した熱心な核廃絶論者のコービン党首による更新反対の主張と従来の党方針とのねじれを抱え※、議員の自由投票とした※。その結果、約3対1で賛成が反対を上回り、それ以外に41人が棄権または欠席した※。同党はコービン党首の下で16年1月に党防衛政策の見直しに着手したが、党所属議員の多数がトライデント更新に賛成する中、従来方針を覆すには至っていない。

※『核兵器・核実験モニター』第494号(16年4月15日)参照。

※「BBCニュース」(電子版)、16年7月19日。

※「ガーディアン」(電子版)、16年7月18日。

バンガード級4隻の後継艦のうち1隻目の建造が16年9月に始まり、「ドレッドノート」と名付けられた※。しかし、16年6月にフロリダ沖でのトライデント・ミサイル発射実験が失敗したにもかかわらず議会下院の投票を控えた英政府がその事実を隠ぺいしていた疑惑が、17年1月になって浮上した※。核戦力の抱えるリスクの存在が改めて印象付けられると共に、政府の対応も批判にさらされた。

※「BBCニュース」(電子版)、16年10月21日。

※「ザ・サンデイ・タイムズ」の17年1月22日付け報道で明るみに出た。

7. 地球上の核弾頭全データ

【1】図説：世界の核兵器保有国

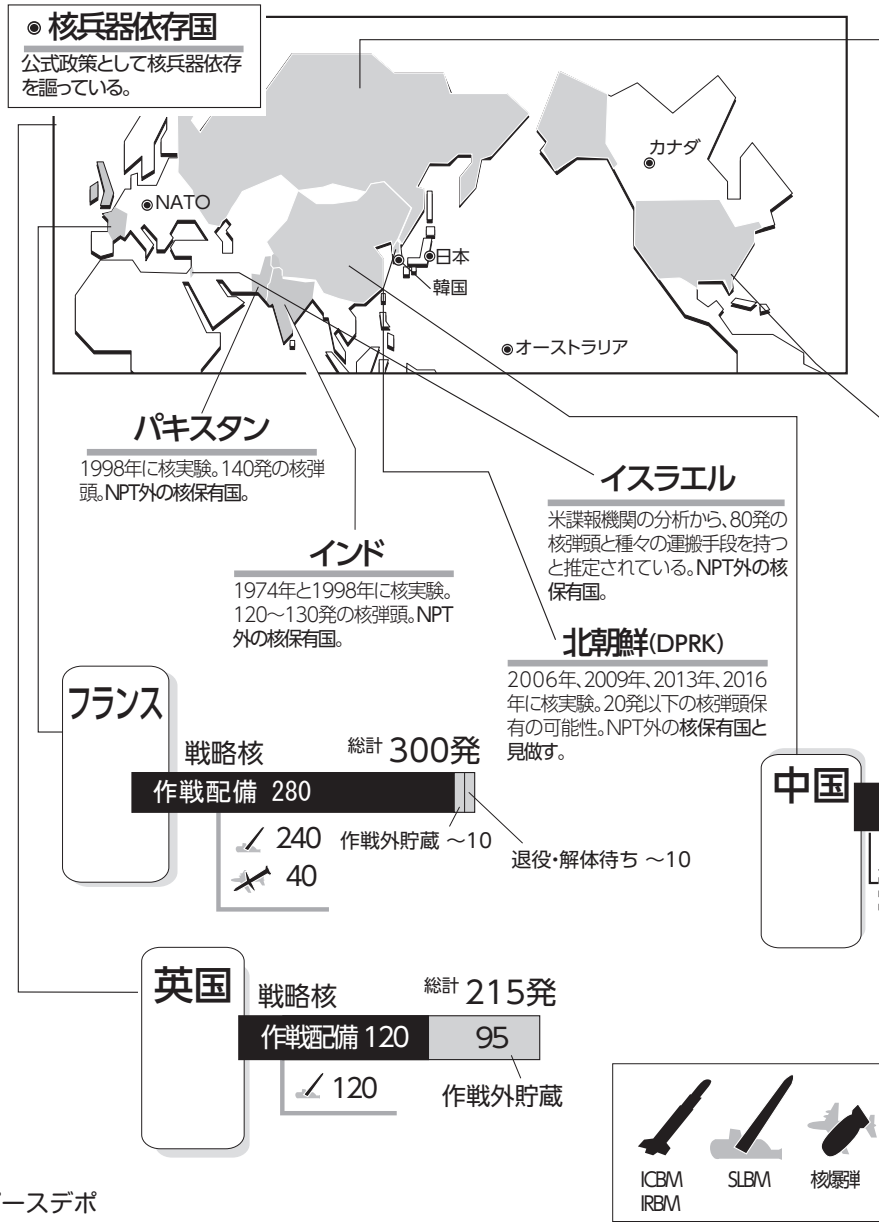

作成：ピースデポ

ロシア

総計 ～7,000発

戦略・非戦略核 4,300 | 退役 ～2,700

戦略核 (小計 2,450)

作戦配備 1,950 | 作戦外貯蔵 500

1,076
704
170

非戦略核 (小計 1,850)

作戦配備0 | 作戦外貯蔵 1,850

米国

総計 ～6,800発

戦略・非戦略核 4,000 | 退役 ～2,800

戦略核(小計 3,500)

作戦配備 1,650 | 作戦外貯蔵 1,850

400
950
300

非戦略核(小計 500)

作戦配備 150 | 作戦外貯蔵 350

総計 270発

戦略核 240 | 30

退役およびその他

作戦配備0 | 作戦外貯蔵 240

163
48
20

ABM=対弾道ミサイル／ALCM=空中発射巡航ミサイル／GLBM=地上発射弾道ミサイル/GLCM=地上発射巡航ミサイル／ICBM=大陸間弾道ミサイル／IRBM=中距離弾道ミサイル／MIRV=多弾頭個別誘導再突入体／SAM=地対空ミサイル／SLBM=潜水艦発射弾道ミサイル／SLCM=海洋発射巡航ミサイル／SRAM=短距離攻撃ミサイル

7. 地球上の核弾頭全データ

世界の核弾頭数

NPT加盟核兵器国

弾頭の種類			米	ロ	英	仏	中
戦略核	作戦配備	ICBM/IRBM	400	1,076	0	0	0
		SLBM	950	704	120	240	0
		爆撃機搭載核兵器	300	170	0	40	0
		小計	1,650	1,950	120	280	0
	作戦外貯蔵		1,850	500	95	~10	240
	小計		3,500	2,450	215	290	240
非戦略核	作戦配備　空軍航空機		150	0	—	—	—
	作戦外貯蔵		350	1,850	—	—	?
	小計		500	1,850	—	—	?
合計			4,000	4,300	215	290	240
退役・解体待ち			~2,800	~2,700	0	10	30
総計			~6,800	~7,000	215	300	270
（うち作戦外貯蔵小計）			(2,200)	(2,350)	(95)	(~10)	(270)

【2】解説

核弾頭について公的な情報が出はじめたとはいえ、まだまだ公開性は不十分である。2015年NPT再検討会議では、核兵器国が不十分ながら統一様式で核兵器政策の報告書を提出した。しかし、核兵器の定量的データは含まれていない。米国政府は10年5月3日、全備蓄核弾頭数の年ごとの変遷を公表し、17年1月11日には、それをアップデートし、16年9月末現在4,018発とした。また、米国は11年3月1日から半年ごとに戦略兵器削減条約（START）交換データにおける運搬手段の内訳と核弾頭総数をすべて公表しているが、ロシアは条約義務で米国に提供している内訳情報を一般公開しないよう米国に求めている。フランス政府は、08年3月21日に核弾頭の総数を300発以下に減らせる予定と発表したが、15年2月9日、オランド大統領は、300弾頭の現状のほか、空中発射巡航ミサイルの総数（54発）を公表した。英国政府は、10年5月26日、議会に対して備蓄核弾頭は将来225発を超えないと発表していたが、15年1月20日、議会で作戦配備弾頭を120発に削減したと発表した。

15年4月27日の米国防総省ファクトシートは、02年核態勢見直し（NPR）と同様、弾頭の保管状態を「活性状態」と「不活性状態」に大別している。前者はそのまま使用できる弾頭であり、後者は時間が経過すると劣化するトリチウムや電池などを除いて貯蔵している弾頭である。この点も含めて、本誌で行ってきた従来の弾頭の分類方法を今回も踏襲する。ただ、米国で明らかになっているこのような分類方法が、その他の国でどこまで通用するかは、必ずしも明らかではない。

①作戦配備の弾頭　部隊に配備・貯蔵されている活性状態の弾頭。（ただし、オー

NPT外の核兵器保有国

印	パキスタン	イスラエル	北朝鮮	合計
0	0	0	—	1,480
0	0	0	—	2,010
0	0	0	—	510
0	0	0	—	4,000
120～130	140	80	?	3,040
120～130	140	80	?	7,040
—	—	—	—	150
—	—	—	—	2,200
—	—	—	—	2,350
120～130	140	80	?	9,385
0	0	0	—	5,530
120～130	140	80	<20	14,930
(120～130)	(140)	(80)	?	～5,265

出典:長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)核弾頭データ追跡チーム(ピースデポの梅林宏道、湯浅一郎も参加)の市民データベースを基本にし、「ニュークリア・ノートブック」(H・クリステンセン(全米科学者連盟(FAS))、S・ノリス(FAS)、『ブレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスツ』に連載)をはじめ、パベル・ポドビック(ロシア戦略核戦力プロジェクト、ロシア)、リーチング・クリティカル・ウィルなどの文献、米ロ新START に基づくファクトシート、米議会報告書、ピースデポ「ワーキングペーパー」などを参考に作成。

丸めのため合計にくい違いがある。
※兵器分類上における戦略、非戦略の概念は、米ロ以外の国では必ずしも明確ではない。

バーホール中の原潜の核弾頭は作戦配備に含めない。)

②兵站予備の弾頭　ルーチン整備・検査のために確保されている活性状態にあるスペアである。米国の戦略核兵器については一定の情報がある。

③中央貯蔵の弾頭　活性、不活性を含め、使用の可能性を想定して貯蔵しているもの。迅速対応戦力もこれに含めた。迅速対応戦力とは、作戦配備から外した核弾頭の中でも情勢の変化によって復活させることを前提として活性状態で貯蔵するものである。中国のように核弾頭を使用部隊に置かずに中央貯蔵する体制では、すべての弾頭がこれに分類される。フランスの空母艦載機用核兵器も同様である。

④退役弾頭　運搬手段から外され解体を前提に保管されている核弾頭。

以下の図表の作成においては、②と③を合わせて「作戦外貯蔵」とする。

北朝鮮(DPRK)は5度の核実験を行い、弾頭の小型化やミサイルの射程距離の拡大、再突入テストの成功などを宣伝し、核保有国であると主張している。これらの第三者による検証は困難であるが、核搭載をめざしたミサイル技術の向上は共通の認識になってきている。兵器化に関しては情報がない中、核弾頭数は20発以下とした。本図説では従来の「核保有主張国」という分類からNPT外保有国の分類に変更した。

NPT非加盟の核兵器保有国であるインド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮を含めると、地球上には今なお15,000発近くの核弾頭があり、オーバーキル状態は変わらない。

7. 地球上の核弾頭全データ（続き1）

【3】国別詳細(1)

米国（計 ～6,800）

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略・非戦略核（合計 4,000）[1]		
戦略核（小計 3,500）		
【作戦配備（小計1,650）】		
●ICBM（小計400）		
ミニットマンⅢ		400
Mk-12A 型（弾頭：W78）	335	200[2]
Mk-21 型（弾頭：W87）	300	200[3]
●SLBM[4]（小計950）		
トライデントⅡ　D5		950[5]
Mk-4A 型（弾頭：W76-1）	100	615[6]
Mk-5 型（弾頭：W88）	455	337
●爆撃機搭載核兵器[7]（小計300）		
核爆弾　B61-7	可変<1～360	
B61-11[8]	5	100[9]
B83-1	可変<1,200	
ALCM（弾頭：W80-1）	5～150	200[10]
【作戦外貯蔵（小計1,850）】[11]		
非戦略核（小計 500）		
【作戦配備空軍航空機（小計150）】		
核爆弾 B61-3、4	0.3～170	150[12]
【作戦外貯蔵（小計350）】		
B61-3、4		350[13]
退役（小計 ～2,800）[14]		

1　米国防総省による最新の備蓄核弾頭数4,018 発（2016 年9 月30 日現在）に相当する。政府発表以降の退役を考慮すると極めてよく一致していると言える。

2　14 年6 月、単弾頭化が完了した。

3　単弾頭が200 基。

4　オハイオ級戦略原潜12 隻に搭載。ミサイル数は、従来288 基（12 ×24）とされてきた。17 年初めまでに10 隻において発射管を24 本から20 本へ削減した結果、ミサイル数は248 基となった。原潜数は14 隻であるが、常時2隻はオーバーホール。

5　弾頭数は総数1650 発からICBM400 発、爆撃機搭載300 発を差し引いて950 発と推定。

6　W76 －1 は08 年10 月末から配備が始まった。W76 からの置き換えが続いている。

7　ストラトフォートレスB-52H（89 機のうちの44 機）、スピリットB-2A（20 機のうちの16 機）、計60 機が核任務に就いている。警戒態勢は低い。

8　地中貫通型（97 年11 月に導入）。貫通は6m。B-2A のみ搭載。

9　B-2A のみ。

10　B52-H のみ。

11　常時オーバーホール中の2 隻のオハイオ級原潜のトライデント弾頭48 基の192 発。数百の核爆弾と巡航ミサイル。

12　迅速対応戦力も含めて150 発がNATO 軍用としてヨーロッパ5 か国の6 か所の空軍基地に配備（別表参照）。

13　米国内に貯蔵。ヨーロッパ配備のものを含めると計500 発がある。トマホークSLCM W80-0 弾頭260 発は退役した。

14　他に弾頭の形ではなくて、一次爆発用プルトニウム・ピット約20,000 発と二次爆発部分約5,000 発を分離して貯蔵しているとされる。

ロシア（計 ～7,000）

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略・非戦略核（合計 4,300）		
戦略核（小計 2,450）		
【作戦配備（小計1,950）】		
●ICBM（小計1,076）		
SS-18 M6、サタン（RS-20）	500～800	460[1]
SS-19 M3、スチレトウ（RS-18）	400	120[2]
SS-25、シックル（RS-12M、トーポリ）	800	90[3]
SS-27 I 型（RS-12M2、トーポリM）	800	60[4]
SS-27 I 型（RS-12M1、トーポリM）	800	18[5]
SS-27 II 型（RS-24、ヤルス）	100	280[6]
SS-27 II 型（RS-24、ヤルス）[7]	?	48
●SLBM（小計704）[8]		
SS-N-18 M1、スチングレイ（RSM-50）	50	96[9]
SS-N-23M1（RSM-54、シネバ）	100	320[10]
SS-N-32（RSM-56、ブラバ）	100	288[11]
●爆撃機搭載核兵器（小計170）		
核爆弾		
ALCM（弾頭：AS15A、B）	250	170[12]
SRAM（弾頭：AS16）		
【作戦外貯蔵（小計500）】		
非戦略核（小計 1,850）		
【作戦配備（小計0）】[13]		
【作戦外貯蔵（小計1,850）】		
●ABM/SAM （小計468）		
SH08、ガゼル（53T6）	10	68[14]
SA-10、グランブル（S-300P）		
SA-12、ジャイアント（S-300V）	low	300
SA-21、グロウラー（S-400）		
●空軍航空機（小計570）		
核爆弾/ALCM AS-4、キッチン/SRAM AS-16	1000	570[15]
●海軍用戦術核（小計760）		
核爆弾		
ALCM AS-4、キッチン	1000	
SLCM	200～500	
対潜核兵器、SAM、核魚雷、核爆雷		
●地上発射（小計140）		
SS-21、スカラブ（トチカ）	low	
SS-26、ストーン（イスカンデル）[16]	low	
●沿岸防衛用対艦ミサイル（小計15）		
SSC-1B、セパル（レダト）	500	15
退役（小計 ～2,700）		

1 10MIRV×46基。START II が無効になり保持。しかし削減が続く。液体燃料。2026年まで保持の見込み。
2 6MIRV×20基。削減する計画。液体燃料。
3 単弾頭。ロシア名トーポリ。道路移動型で固体燃料。RS-24ヤルスへの置き換えが続いている。
4 単弾頭。サイロ型。軌道を変更できる弾頭もある。
5 トーポリMの道路移動型。新しいカモフラージュ。
6 RS-24という新型名で08年11月26日に試射成功。移動型。推定4MIRV×70基。10年7月19日にポポフキン国防省第1次官が初配備されたと発表した。
7 サイロ型。14年に配備された。4MIRV×12基。
8 搭載原潜は、デルタ III 級3隻、デルタ IV 級6隻、ボレイ型3隻。核ミサイルを搭載しないが、タイフーン級3隻も残っており、発射テストに使われている。
9 デルタ III 級戦略原潜2隻に搭載。2隻×16発射管×3MIRV。
10 デルタ IV 級戦略原潜6隻に搭載。ただし1隻がオーバーホール中のため配備弾頭数は5隻×16発射管×4MIRV。10年8月6日、10月28日、11年9月29日に発射テスト。10MIRVの能力があるとの情報もある。
11 6MIRVと推定される。3隻×16発射管×6MIRV。08年9月、潜水発射に成功。10年10月7日、10月29日、更に11年6月28日、8月27日、12月23日、発射テストに成功。ブラバは14年に新型のボレイ型原潜に作戦配備された。
12 ベアH6（Tu-95MS6）27機、ベアH16（Tu-95MS16）30機、ブラックジャック（Tu-160）13機の計70機のうち60機に搭載。ベアH6は1機あたりAS15Aまたは核爆弾を6個（計162個）、ベアH16は1機あたりAS15Aまたは核爆弾を16個（計480個）、ブラックジャックはAS15BまたはAS16、または核爆弾を12個（計156個）搭載する。貯蔵されており、航空機に配備されておらず2つの基地に配備と見積もる。また核任務についている戦略爆撃機としてベアH6/H16を55機、ブラックジャック11機、作戦配備のミサイル数として約200とする見積もりがある。
13 ロシア政府は、戦術核はすべて中央貯蔵されているとしている。
14 ゴーゴン・ミサイルはABM任務からはずされた。
15 バックファイヤー（Tu-22）、フェンサー（Su-24）、フルバック（Su-34）に搭載。
16 移動型。射程50 ～500km。核・非核両用。米国の欧州MDに対抗して、飛び地の領土カリーニングラード州に配備した。

7. 地球上の核弾頭全データ（続き2）

【3】国別詳細(2)

英国（計215）[1]

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核（合計215）		
【作戦配備（小計120）】		
●SLBM[2]		
トライデントⅡ　D5	100	120[3]
【作戦外貯蔵（小計95）】		

1　10年5月26日、英政府は、作戦に供する弾頭数は160発以下と発表。15年1月、議会で作戦配備は120発に削減したと報告。これは2010年の発表通りの削減が5年で達成したことを意味する。
2　バンガード級戦略原潜4隻に搭載。常時1隻が海洋パトロールする連続航行抑止（CASD）態勢をとっている。
3　弾頭は、米国のW76に類似だが英国産。パトロール中の原潜は40発の弾頭を持つので、その3隻分（120発）を作戦配備とする。

中国（計 ～270）

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核（小計240）		
【作戦配備（小計0）】[1]		
【作戦外貯蔵（小計240）】		
●ICBM/IRBM[2]（小計～173）		
東風-4（CSS-3）[3]	3,300	10
東風-5A[4]（CSS-4M1）	4～5,000	5
東風-5B[5]（CSS-4M2）	200～300	45
東風-15（CSS-6）[6]	?	?
東風-21[7]（CSS-5）	200～300	80
東風-26[8]	200～300	?
東風-31[9]（CSS-10M1）	200～300?	8
東風-31A[10]（CSS-10M2）	200～300?	25
東風-41[11]（CSS-X-20）	?	?
●GLCM[12] DH-10（CJ-10）	?	?
●SLBM（小計48）		
巨浪-1（CSS-NX-3）	200～300	0[13]
巨浪-2[14]（CSS-NX-4）	200～300?	48
●爆撃機搭載核兵器（小計20）		
核爆弾		20[15]
空中発射巡航ミサイル[16] DH-20（CJ-20?）	?	?
退役及びその他（小計30）[17]		

1　運搬手段は配備されているが、弾頭は別に貯蔵。
2　東風はドンフォンと読む。東風-5A（射程13,000km）、東風-5B（射程13,000km以下）、東風-31（射程7,200km）、東風-31A（射程11,200km）はICBM（射程5,500km以上）。東風-15は短距離、他はIRBM。東風-5Bと開発中の東風-41以外は単弾頭。
3　二段式。液体燃料。道路移動式。東風31に置き換えられつつある。
4　米大陸に届く現有4種類のICBMの1つ。二段式。液体燃料。サイロ式。単弾頭。
5　米大陸に届くICBMの1つ。二段式。液体燃料。サイロ式。最新の米国防総省の報告書は、多弾頭であると記述。ここでは東風-5Aの15基が多弾頭3の東風-5Bになったとする。
6　1990年に核実験があったが、実用に至ったか不明。
7　二段式、固体燃料。道路移動式。単弾頭。さまざまな変型がある。
8　15年に初登場した核・非核両用の新型ミサイル。射程4,000km。道路移動式。
9　米大陸に届くICBMの1つ。三段式。道路移動式、固体燃料。06年初期配備。単弾頭。
10　米大陸に届くICBMの1つ。三段式。道路移動式、固体燃料。単弾頭だが、ミサイル防衛に備えておとりなどを伴うと考えられる。
11　開発中の道路移動型。97年に米国防総省が報告していたが、その後記述はなかった。14年に記述復活。文献によると、6-10弾頭の多弾頭化が可能であり、16年4月19日、2弾頭の発射テストが行われた。
12　対地攻撃用。核・非核両用と推定される。ミサイル数は不明。射程1,500+kmとの推定あり。
13　巨浪はジュランと読む。戦略原潜シァ（夏）級（中国名：大慶魚）に搭載の予定であった。12発射管。最新の米国防総省報告書に記載がなく、シァ級原潜とともに一度も使われることなく退役したと推定される。
14　新世代原潜ジン（晋）級（094型）に搭載する計画。13年に発射テストに成功。東風-31の変型と考えられるが、単弾頭らしい。最新の米国防総省報告では晋級は4隻が作戦配備、5隻目が建造中。弾頭数は4隻×12発射管＝48発。16年に最初の抑止パトロールを行うと予想されたが、その後の情報はない。射程は7,000km。
15　爆撃機ホン（轟）-6（NATO名：B-6）100～120機のうちの20機が核任務を持つと推定。
16　開発中。DH-20はホン（轟）-6に搭載予定。
17　東風-3A、巨浪-1など退役・解体待ちを含む。

フランス（計 300）

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核（小計 290）		
【作戦配備（小計 280）】		
●SLBM[1]（小計240）		
MSBS[2] M51[3]（弾頭：TN75）	100	240[4]
●爆撃機搭載核兵器（小計40）		
ASMP-A[5]（弾頭：TNA）	可変～300	40[6]
●空母艦載機用核兵器（小計0）		
ASMP-A（弾頭：TNA）	可変～300	0[7]
【作戦外貯蔵（小計 ～10）[8]】		
退役・解体待ちなど（小計 ～10）[9]		

1 4隻の戦略原潜に搭載。10年9月20日、M51装備のル・テリブルが就航し、トリオンファン級原潜4隻体制になった。うち1隻が抑止パトロールに就いている。
2 フランス語で「艦対地戦略弾道ミサイル」の頭文字。
3 現在はすべてM51であるが元々はM45であった。ル・テリブルは、10年1月27日、7月10日に発射テスト。13年5月5日、発射テスト失敗。
4 4隻の戦略原潜のうち3隻に配備。3隻×16発射管×（4～6）MIRV。平均すると5発の多弾頭。
5 フランス語で「空対地中距離改良型ミサイル」の頭文字。このミサイルは巡航ミサイル。
6 戦闘爆撃機ミラージュ2000N、ラファールF3各20機にASMP-A搭載。1機あたり1弾頭。弾頭は40と見積もられる。下記空母艦載機用などの作戦外貯蔵を含め、ASMP-Aの総数は55発。これがオランド大統領発表（15年2月19日）の54発に該当。
7 唯一の空母ドゴール（原子力）には、平時においては核兵器は搭載されていない。空母艦載機ラファール海軍型に搭載のためのASMP-Aは陸上に配置。
8 爆撃機用ASMP-A、及び空母艦載機用ASMP-A約10発と推定。
9 核弾頭の維持サイクルの中で、作戦貯蔵にはない、修理中、解体待ち弾頭などが少数あると推定。

インド（計120～130）

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核（小計120～130）		
【作戦配備（小計0）】		
【作戦外貯蔵（小計120～130）】[1]		
●GLBM（小計～68）		
プリトビ2[2]	12	～24
アグニ1[3]	40	～20
アグニ2[4]	40	～16
アグニ3[5]	40	～ 8
アグニ4[6]	40	?
アグニ5[7]	40	?
●海洋発射弾道ミサイル（小計2～14）		
ダナシュ[8]	12	2
サガリカ（K-15,B-05）[9]	12	(12)
K-4[10]	?	?
●航空機搭載爆弾（小計 ～48）		
搭載機：ミラージュ2000H[11]（パジュラ）	?	～16
搭載機：ジャガー1S/1B[12]（シャムシャー）	?	～32

1 118～130を丸めた。核弾頭は配備されずに貯蔵されている。すべて単弾頭。下記以外に巡航ミサイル・ニルバイ（射程1,000km）を開発中。
2 射程250km。一段式。液体燃料。道路移動式。最新の発射テストは16年5月18日。
3 射程700+km。二段式。固体燃料。道路移動式。07年に運用開始。最新の発射テストは16年11月22日。
4 射程2,000+km。二段式。固体燃料。レール移動式。17年5月4日の最新の発射テストは失敗に終わった。
5 射程3,200+km。二段式。固体燃料。レール移動式。最新の発射テストは17年4月27日。
6 射程3,500+km。二段式。固体燃料。レール移動式。最新の発射テストは17年1月2日。
7 射程5,200+km。三段式。固体燃料。レール移動式。最新の発射テストは16年12月26日。
8 艦船発射式。射程400km。一段式。液体燃料。プリトビ2の海軍版。2016年に2回の軍による発射テストがある。
9 SLBM。射程700km。二段式。固体燃料。最新の発射テストは13年1月27日。原潜アリハントに配備予定で、同艦は12発射管を有する。
10 SLBM。射程～3,000km。二段式。最新の発射テストは16年3月31日。K-4ミサイルを搭載するには原潜アリハントの改造が必要と考えられる。
11 第40航空団（計49機）のうち1あるいは2飛行中隊が核任務を持つとみられる。
12 5飛行中隊（計76機）のうち2飛行中隊が核任務を持つとみられる。

7. 地球上の核弾頭全データ（続き3）

【3】国別詳細(3)

パキスタン（計140）

核兵器の名称	爆発力 キロトン[1]	核弾頭数
戦略核（小計140）		
【作戦配備（小計0）】		
【作戦外貯蔵（小計140）】[2]		
●GLBM（小計～92）		
アブダリ（ハトフ2）[3]	12	若干数
カズナビ（ハトフ3）[4]	12	～16
シャヒーン1（ハトフ4）[5]	12	～16
シャヒーン1A（ハトフ4）[6]	12	?
ガウリ（ハトフ5）[7]	12	～24
シャヒーン2（ハトフ6）[8]	12	～12
シャヒーン3[9]	12	?
ナスル（ハトフ9）[10]	12	～24
●GLCM（小計～12）		
バブール1（ハトフ7）[11]	12	～12
●航空機搭載爆弾（小計～36）		
搭載機：　F16A/B		～24
搭載機：　ミラージュV		～12
●ALCM		
ラ・アド（ハトフ8）[12]	12	?

1　98年5月の核実験における地震波からの推定最大値。
2　核弾頭は配備されずに貯蔵されているとみられる。
3　射程180km。一段式。固体燃料。道路移動式。最新の発射テストは13年2月15日。
4　射程290km。一段式。固体燃料。道路移動式。最新の発射テストは13年4月10日。
5　射程750km。一段式。固体燃料。道路移動式。最新の発射テストは14年5月8日。
6　開発中。シャヒーンの射程距離を伸ばしたもの。射程900km。一段式。固体燃料。道路移動式。最新の発射テストは15年12月15日。単にシャヒーン1と呼ぶこともある。
7　射程1,250km。一段式。液体燃料。道路移動式。最新の発射テストは15年4月15日。
8　射程2,000km。二段式。固体燃料。道路移動式。最新の発射テストは14年11月13日。
9　開発中。射程2750km。最新の発射テストは15年12月11日。
10　射程60km。固体燃料。道路移動式。最新の発射テストは14年9月26日。
11　射程350km。道路移動式。最新の発射テストは12年9月17日。
12　開発中。射程350km。最新の発射テストは15年2月2日。

イスラエル（計80）

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
戦略核（小計80）		
【作戦配備（小計0）】		
【作戦外貯蔵」(小計80)[1]】		
●GLBM（小計50）		
ジェリコ2[2]	?	50
ジェリコ3[3]	?	
●航空機搭載爆弾（小計30）		
搭載機：F16A/B/C/D/1[4]		30

1　79年9月22日、南アフリカ近海の南インド洋はるか上空で秘密裏に核実験が行われたとの説がある。核弾頭と運搬手段は分離して保管しているとみられる。
2　射程1,500-1,800km。固体燃料。道路移動式とサイロ式の両説がある。
3　開発中。射程4,000-6,500km。固体燃料。13年7月12日に発射テストをしたとみられる。
4　米国製F16A/B/C/D（ファイティング・ファルコン）205機、同F15E（ストライク・イーグル、イスラエル名ラアム）25機の一部が核任務を持つと推定される。

北朝鮮(DPRK)(計<20)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
● GLBM[1]	<10〜15 キロトン[2]	<20
スカッド[3]		
ノドン[4]		
ムスダン(ファソン(火星)10、KN-07)[5]		
ファソン12(KN-17)[6]		
ファソン13(KN-08、KN-14)[7]		
テポドン2 改良型[8]		
プックックソン(北極星)2(KN-15)[9]		
ファソン14(KN-20)[10]		
● SLBM		
プックックソン1(KN-11)[11]		

1 軽量化された核弾頭や立証されたミサイル再突入体の存在の確証はない。

2 過去5回の核実験をしている。06年10月9日の核実験の推定値は1キロトン以下。09年5月25日の2回目は数キロトン程度、3回目(13年2月12日)は、2回目の3倍程度とみられる。そして4回目(16年1月6日)は3回目と同程度とみられる。北朝鮮は、4回目を水爆実験としているが、地震強度から見て疑問視されている。5回目(16年9月9日)は,過去最大の10〜15キロトン程度とみられる。

3 射程300〜1,000km。液体燃料。一段式。道路移動式。核任務はあり得る。

4 射程1,200〜1,500km。液体燃料。一段式、道路移動式。発射台50基以下、ミサイル約200発。核任務はあり得る。

5 射程2,500〜3,500km。液体燃料。一段式、道路移動式。2016年に多くの発射実験。発射台50基以下。ミサイル数は不明。実戦配備の有無は不明。

6 射程4500km以内。液体燃料。一段式。2017年5月14日に発射実験。8月8日、北朝鮮が同ミサイルによるグアム島周辺を目標とした発射を検討していると発表し、問題となった。

7 射程7,500〜9,500km。液体燃料。道路移動式。発射台少なくとも6基。発射実験は行われていない。

8 三段式。一度の例外を除いて人工衛星発射の宇宙発射体(SLV)として使用。ICBMとして利用したとき10,000〜15,000kmの射程になると推定。SLVはウナ(銀河)、クァンミョンソン(光明星)と呼ばれる。

9 SLBMプックックソン1の陸上版。固体燃料。二段式。道路移動式。2017年2月12日、5月21日に相次いで発射実験。

10 射程7000〜10,000kmのICBMとされる。2017年7月4日、7月28日に相次いで発射実験。

11 開発中。射程2,000km?固体燃料。二段式。2016年に入り発射実験が繰り返され、2016年8月24日には約500km飛翔して発射実験に成功したと見られる。ゴレ(鯨)級(シンポ(新浦)級とも呼ばれる)潜水艦から発射。

7. 地球上の核弾頭全データ（続き4）

【4】国別詳細（核兵器依存国）（1）

日本

◆「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」（13年12月17日）

「防衛計画の大綱」は、日本の防衛政策の基本となる文書である。その基本方針の章に、次の一文がある。

「核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止は不可欠であり、その信頼性の維持・強化のために米国と緊密に協力していくとともに、併せて弾道ミサイル防衛や国民保護を含む我が国自身の取組により適切に対応する。同時に、長期的課題である核兵器のない世界の実現へ向けて、核軍縮・不拡散のための取組に積極的・能動的な役割を果たしていく。」

◆「日米安全保障協議委員会共同発表」（15年4月27日）

15年4月27日の日米協議（ニューヨーク）において、「変化する安全保障環境のためのより力強い同盟」と題する合意文書を発表した。その「概観」において、次のように確認した。

「米国はアジア太平洋地域へのリバランスを積極的に実施している。核及び通常戦力を含むあらゆる種類の米国の軍事力による、日本の防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントがこの取組の中心にある。」

NATO非核兵器国

◆同盟の戦略概念（10年11月19日）

最新のNATO戦略文書は、10年11月19日、リスボンで開かれたNATOサミットにおいて99年4月以来、11年ぶりに採択されたもので、以後10年間の指針が提示されている（本イアブック11年版・資料3-3（292ページ））。この内容は、2016年7月のワルシャワNATOサミットにおいて確認された。

第18節

その第18節は、米国、英国、フランスの核戦力がNATO全体の抑止力になると次のように述べている。これは99年の第62節とほぼ変化がない。

「同盟国の安全保障に関する最高の保証は同盟の戦略核戦力、とりわけ米国の戦略核戦力によって与えられる。英国及びフランスの独立した戦略核戦力は、それぞれ独自の抑止任務を持つものであるが、同盟全体としての抑止と安全保障にも貢献する。」

第19節

第19節には、同盟国が核抑止力の維持のために参加する必要性、いわゆる核分担の義務が記されている。これは、99年の第63節とほぼ同じである。

「核任務に関する集団的防衛計画の立案、平時における核戦力基地の設置、及び指揮・統制・協議体制への、同盟国の可能な限り広い参加を確保す

欧州配備の米核爆弾

国名	基地	搭載機（所属国）	核爆弾の数		計
			米国分担	受入国分担	
ベルギー	クライネ・ブローゲル	F-16（ベルギー）	0	20	20
ドイツ	ビュヒェル	PA-200（独）※	0	20	20
イタリア	アビアノ※※	F-16C/D（米）	20	0	20
	ゲディ・トーレ	PA-200（伊）※	0	20	20
オランダ	フォルケル	F-16（蘭）	0	20	20
トルコ	インジルリク	F-16C/D（米）	50	0	50
合計			70	80	150※※

（表注）
※PA-200は、米独伊共同開発の戦闘爆撃機で、「トルネード」と通称される。
※※合計が180から150に減った。その理由は明確ではない。アビアノで保安上の理由で2015年に貯蔵庫が減ったとの情報があるので、その数を減らせた。

る。」

戦略以下の核兵器について

99年「戦略概念」第64節の戦略以下の核兵器についての記述は、2010年の「戦略概念」からはなくなった。しかし、全米科学者連盟（FAS）核情報プロジェクトの調査では、今でも150～200発の米国の戦術核兵器が5か国（ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコ）の空軍基地に配備されている。

オーストラリア

◆「国防白書」（2016年2月）

最新のオーストラリアの国防白書は、2016年2月に出された「国防2016」である。これは3年ぶり7回目の国防白書で、今後20年間にわたるオーストラリアの国防に関する将来計画を示している。

5.20節

「オーストラリアの安全保障は、ANZUS条約、米国の拡大抑止と米国の先進的な技術及び情報へのアクセスによって支えられている。米国の核兵器と通常戦力のみが、オーストラリアに対する核の脅威の可能性を効果的に抑止することができる。」

カナダ

◆「北米航空宇宙防衛司令部（NORAD）」協定

カナダと米国が1958年5月12日に署名。06年5月12日に改定された。改訂されたNORADの役割は縮小されたが、米国の核抑止力の一部としての役割は続く。カナダはその抑止力の恩恵にあずかる。新協定の前文に次の認識が書か

7. 地球上の核弾頭全データ（続き5）2017年8月

【4】国別詳細（核兵器依存国）（2）

れている。

「軍備削減協定にもかかわらず、今なお保有核兵器は大量であり、北米大陸を攻撃できる戦略弾道ミサイル、巡航ミサイル、あるいは長距離爆撃機によって運搬できることを認識し、…」

韓国

◆アメリカ合衆国と大韓民国の同盟のための共同ビジョン（09年6月16日）

ワシントンで開催された米韓首脳会談における共同ビジョンにおいて、以下のことを再確認している。

「米韓同盟は、21世紀の安全保障環境の変化に適応している。我々は両国の安全保障上の利益を守るべく同盟能力に支えられた強固な防衛態勢を維持し続ける。米国の核の傘を含む拡大抑止に対する継続的な誓約はこのような保証をさらに強化するものである。同盟再編に向けた二国間計画を進めるにあたって、大韓民国は、朝鮮半島ならびに地域内、さらには地域を超えて、永続的で有能な米軍のプレセンスによる支援のもと、自国の共同防衛における主たる役割を担うこととする。」

◆韓米同盟60周年を記念する共同声明（13年5月7日）

ワシントンでオバマ大統領と朴槿恵大統領が09年の共同ビジョンとほぼ同じ内容の核に関する内容を声明した。

「米国は、通常兵器及び核兵器の両方において、拡大抑止力及び米国のすべての軍事能力を用いることを含めて、韓国を防衛することを引き続いて固く約束する。」

◆第48回米韓安保協議会議共同コミュニケ（16年10月20日）

1968年以来毎年開催される国防長官を長とする「米韓安保協議会議」の共同コミュニケで「核の傘」が確認されてきたが、最新の16年10月20日（ワシントン）のものは、次のように表現している。

「国防長官は、米国の核の傘、通常攻撃、及びミサイル防衛能力を含むあらゆる軍事能力を使用して、韓国に対し拡大抑止を提供し、強化する継続的な米国のコミットメントを再確認した。」

8. 米国のZマシン核実験及び未臨界核実験

米国は、1997年以来、地下核実験を行うことなく、備蓄核兵器を維持するために、核爆発を伴わない未臨界核実験を実施してきている。更に2010年からは、強力なX線発生装置Zマシンで、核爆発に近い環境下でのプルトニウム挙動を調べる新型のZマシン核実験を始めた。表は、2016年12月31日現在までの両者の実施経過である。

●Zマシン核実験

第1回	10年11月18日（サンディア国立研究所）
第2回	11年3月31日（サンディア）
第3回	（11年9月22日）（サンディア）
第4回	（11年11月16日）（サンディア）
第5回	（12年5月17日）（サンディア）
第6回	（12年8月27日）（サンディア）
第7回	（12年10月3日）（サンディア）
第8回	（12年11月7日）（サンディア）
第9回	（13年5月15日）（サンディア）
第10回	（13年9月12日）（サンディア）

●未臨界核実験

第1回	97年7月2日「リバウンド」（ロスアラモス国立研究所）
第2回	97年9月18日「ホログ」（ローレンス・リバモア国立研究所）
第3回	98年3月25日「ステージコーチ」（ロスアラモス）
第4回	98年9月26日「バグパイプ」（リバモア）
第5回	98年12月11日「シマロン」（ロスアラモス）
第6回	99年2月9日「クラリネット」（リバモア）
第7回	99年9月30日「オーボエⅠ」（リバモア）
第8回	99年11月9日「オーボエⅡ」（リバモア）
第9回	00年2月3日「オーボエⅢ」（リバモア）
第10回	00年3月22日「サラブレッド」（ロスアラモス）
第11回	00年4月6日「オーボエ4」（リバモア）
第12回	00年8月18日「オーボエ5」（リバモア）
第13回	00年12月14日「オーボエ6」（リバモア）
第14回	01年9月26日「オーボエ8」（リバモア）※
第15回	01年12月13日「オーボエ7」（リバモア）
第16回	02年2月14日「ピト」（ロスアラモス、米英共同実験）
第17回	02年6月7日「オーボエ9」（リバモア）
第18回	02年8月29日「マリオ」（ロスアラモス）
第19回	02年9月26日「ロッコ」（ロスアラモス）
第20回	03年9月19日「ピアノ」（リバモア）
第21回	04年5月25日「アーマンド」（ロスアラモス）
第22回	06年2月23日「クラカタウ」（ロスアラモス、米英共同実験）
第23回	06年8月30日「ユニコーン」（ロスアラモス）
第24回	（10年9月15日）「バッカス」（ロスアラモス）
第25回	（10年12月1日）「バローロA」（ロスアラモス）
第26回	（11年2月2日）「バローロB」（ロスアラモス）
第27回	12年12月5日「ボルックス」

※オーボエ8とオーボエ7は逆の順序で実施された。末尾の（ ）はそれぞれの実験を担当した国立研究所の名前。（ ）付きの実施日は、NNSAの発表でなく、メディア、研究機関の取材、照会でわかったもの。

データシート

9. 米国の弾道ミサイル発射実験

北朝鮮の弾道ミサイル発射のたびに国連安保理の制裁決議が繰り返される。しかし、弾道ミサイル発射は北朝鮮だけが実施しているわけではない。多くの核兵器保有国は、保有核兵器の有効性を確認すべく、年に数回の実験を行っている。この二重基準の実態をみるために、米国の最近10年間の弾道ミサイル実験を整理した。すべてを網羅しているか否かは不確かであるが、この間、米国は少なくもICBM26回、SLBM17回の発射実験を行っている。

	年月日	運搬手段	飛行距離	備　考	出典
1	07/2/7	ミニットマンⅢ	6760km	バンデンバーグAFBからクワジェリン環礁実験場へ向け発射。	①08年版
2	07/5/15	トライデントⅡD５	—（不明、以下同）	SSBNテネシーが、フロリダ沖東方テストレンジにおいて2発のSLBMを発射。	同上
3	07/11/29	トライデントⅡD５	—	SSBNヘンリー・M・ジャクソンが西方テストレンジにおいて1発のSLBMを発射。	同上
4	08/4/2	ミニットマンⅢ	—	バンデンバーグAFBからクワジェリン環礁実験場へ向け発射。	①09年版
5	08/5/21	トライデントⅡD５	—	SSBNネブラスカがカリフォルニア沖の太平洋テストレンジにおいて2発のSLBMを発射。	同上
6	08/5/22	ミニットマンⅢ	9720km	バンデンバーグAFBからグアムの南西430kmの海域へ向け発射。	同上
7	08/8/13	ミニットマンⅢ	6790km	バンデンバーグAFBからクワジェリン環礁実験場へ向け1発発射。	同上
8	08/8/25	トライデントⅡD５	—	SSBNルイジアナがカリフォルニア沖の太平洋テストレンジにおいて2発のSLBMを発射。	同上
9	08/11/5	ミニットマンⅢ	6740km	バンデンバーグAFBからクワジェリン環礁実験場へ向け発射。	同上
10	09/2/3	トライデントⅡD５	—	SSBNアラバマが太平洋テストレンジにおいて1発のSLBMを発射。	①10年版
11	09/6/29	ミニットマンⅢ	6740km	バンデンバーグAFBからクワジェリン環礁実験場へ向け3発発射。	同上
12	09/8/23	ミニットマンⅢ	—	バンデンバーグAFBからクワジェリン環礁実験場へ向け発射。	同上
13	09/9/3	トライデントⅡD５	—	SSBNウエストバージニアが大西洋テストレンジにおいて1 発のSLBMを発射。	同上
14	09/9/4	トライデントⅡD５	—	SSBNウエストバージニアが大西洋テストレンジにおいて1発のSLBM を発射。	同上
15	09/12/19	トライデントⅡD５	—	SSBNアラスカが太西洋テストレンジにおいて1発のSLBMを発射。	同上
16	10/6/16	ミニットマンⅢ	6700km	バンデンバーグAFBからクワジェリン環礁実験場へ向け1発発射。	①11年版
17	10年6月	トライデントⅡD５	—	SSBNメリーランドが6月の連続した2日間、太西洋テストレンジで4発のSLBMを発射。	同上
18	10/9/17	ミニットマンⅢ	8530km	バンデンバーグAFBからグアムの南西海域へ向け1発発射。	同上
19	11/6/22	ミニットマンⅢ	6700km	バンデンバーグAFBからクワジェリン環礁実験場へ向け1発発射。	①12年版
20	11/9/27	ミニットマンⅢ	—	バンデンバーグAFBからクワジェリン環礁北端のロイ・ナムール北東海域へ向け発射。	同上
21	12/2/25	ミニットマンⅢ	7800km	バンデンバーグAFBからクワジェリン環礁実験場へ向け1発発射。	①13年版

	年月日	運搬手段	飛行距離	備　考	出典
22	12/11/14	ミニットマンⅢ	—	バンデンバーグAFBからクワジェリン環礁実験場へ向け1発発射。	同上
23	13/5/22	ミニットマンⅢ	—	バンデンバーグAFBからクワジェリン環礁実験場へ向け発射。	②
24	13/9/22	ミニットマンⅢ	—	バンデンバーグAFBからクワジェリン環礁実験場へ向け発射。	②
25	13/9/26	ミニットマンⅢ	—	バンデンバーグAFBからクワジェリン環礁実験場へ向け発射。	②
26	13/12/17	ミニットマンⅢ	—	バンデンバーグAFBからクワジェリン環礁実験場へ向け発射。	②
27	13年4月	トライデントⅡD５	—	SSBNペンシルバニアが4発のSLBMを発射。	①14年版
28	13年9月	トライデントⅡD５	—	ペンシルバニア以外のSSBNが大西洋においてSLBM 4発を発射。	同上
29	14年6月	トライデントⅡD５	—	SSBNウエストバージニアが大西洋においてSLBM 2発を発射。	①15年版
30	14/9/23	ミニットマンⅢ	—	バンデンバーグAFBからクワジェリン環礁実験場へ向け1発発射。	同上
31	15/2/22	トライデントⅡD５	—	SSBNペンシルバニアがサンディエゴ沖で2発のSLBMを発射。	同上
32	15/3/23	ミニットマンⅢ	9660km	バンデンバーグ AFBからクワジェリン環礁実験場へ向け 1発発射。	①16年版
33	15/3/27	ミニットマンⅢ	10700km	バンデンバーグAFBからグアムの南西1300kmの海域へ向け1発発射。	同上
34	15/5/20	ミニットマンⅢ	—	バンデンバーグAFBからクワジェリン環礁へ向け1発発射。	同上
35	15/8/19	ミニットマンⅢ	6760km	バンデンバーグAFBからクワジェリン環礁へ向け1発発射。	同上
36	15/10/21	ミニットマンⅢ	6760km	バンデンバーグAFBからクワジェリン環礁へ向け1発発射。	同上
37	15/11/7	トライデントⅡD５	—	SSBNケンタッキーが太平洋において1発の SLBMを発射。	同上
38	15/11/9	トライデントⅡD５	—	SSBNケンタッキーが太平洋において1発の SLBMを発射。	同上
39	16/2/20	ミニットマンⅢ	6760km	バンデンバーグAFBからクワジェリン環礁実験場へ向け発射。	①17年版
40	16/2/25	ミニットマンⅢ	6760km	バンデンバーグAFBからクワジェリン環礁実験場へ向け発射。	同上
41	16/3/14～16	トライデントⅡD５	—	未確認のSSBNが3月の連続した3日間、太平洋において3発のSLBMを発射。	同上
42	16/8/31	トライデントⅡD５	—	SSBNメリーランドが大西洋において1発のSLBMを発射。	同上
43	16/9/5	ミニットマンⅢ	7800km	バンデンバーグAFBからクワジェリン環礁実験場へ向け発射。	③

略語…AFB：空軍基地／SSBN：弾道ミサイル原子力潜水艦（戦略原潜）／SLBM：潜水艦発射弾道ミサイル

以下を基にピースデポが作成。

①H・クリステンセン、S・ノリス；ニュークリア・ノートブック「米国の核戦力」2008年版～17年版

② Vandenberg AFB Launch History (www.spacearchive.info/vafblog.htm)

③U.S. Air Force（www.af.mil/News/ArticleDisplay/tabid/223/Article/935294/malmstrom-tests-minuteman-iii-with-launch-from-vandenberg.aspx）

D1. 安保法制施行── 新たな危険な動きが始まる

2016年3月29日、15年9月に強行採決された安保法制が施行された。自衛隊法など10本の法律の一部改正で構成される平和安全法制整備法※と、多国籍軍への軍事的協力を合法化する国際平和支援法の2つの法律からなり、「切れ目のない対応の整備」がうたわれている。

※資料3－11（332ページ）。

16年に安保法制に基づいて実施された動きがいくつかある。まず、16年9月、改正PKO協力法に基づく駆けつけ警護や宿営地共同防衛の訓練開始である。同年11月15日には南スーダンPKO派遣陸自施設部隊に対し駆けつけ警護任務を付与するとともに、宿営地の共同防護を行わせることとし、実施計画の変更を閣議決定した※。しかし、駆けつけ警護は実施されることなく、17年5月に施設部隊全員が帰国した。任務付与の実績づくりの感が強い。改正PKO協力法では駆けつけ警護と住民の保護任務の場合に武力の行使が可能とされた。住民の保護任務とは94年のルワンダ虐殺の反省から生まれたPKOの新マンデート（任務）である。PKOとして派遣されているいかなる国の軍隊も、例えば市民が大量虐殺の危機にさらされている場合、その攻撃勢力から市民を保護しなければならないとされる。つまりPKOに派遣されている日本の自衛隊はPKO参加五原則が守られていたとしても、戦闘を行う義務が発生する事態がいつでも起こりうるということである。

※キーワードD2（120ページ）。

16年9月、改訂・日米物品役務相互提供協定（ACSA）が締結され、17年4月に発効した。新ACSAは安保法制で可能となった物品役務の提供を可能にした。これは重要影響事態※に際

※「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」（重要影響事態法1条）。

して行う活動のための物品役務提供を含む。重要影響事態法により、従来の周辺事態法にあった「日本の周辺」という限定が外され、地球上のどこでも活動が可能となった。

更に16年10月末には米軍との共同統合演習「キーンソード」で初めて重要影響事態法による米軍機パイロットの捜索・救助訓練が沖縄県沖で実施された※。この演習も地球上のどこでも法律上可能となった。また、16年12月には自衛隊法84条の3に基づく在外邦人等の保護措置に関する初の訓練を実施した※。

16年12月、国家安全保障会議（NSC）は、安保法制で改正された自衛隊法95条の2（合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用）の運用に関する指針を決定した※。指針は、武器防護を行うのは有事に至る以前の平時や重要影響事態において「現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く」とし、武器防護の際の武器の使用によって戦闘行為に対処することはないから憲法9条で禁止される武力の行使には当たらない、としている。

更に17年1～2月、自衛隊は多国間共同訓練「コブラ・ゴールド17」に参加し、指揮所演習において、国際平和支援法に基づく協力支援活動や船舶検査活動に関する訓練を実施した。

これらの事例からも明らかなように、安保法制により自衛隊と連携してわが国の防衛に資する活動に従事している者（主に米国の軍隊を想定）に対し、自衛隊が時間的（有事に至る以前の平時も、重要影響事態も）、地理的（重要影響事態と判断されれば世界中どこでも）、空間的（これまでは除外されていた「戦闘が予測される場所」を含む「現に戦闘が行われていない場所」）に「切れ目のない対応」をすることが可能となり、それらを訓練の形で具体化しようとする動きが始まっている。これらの動きが、年を重ねるごとに日常化し、拡大していくことが懸念される。改めて憲法9条、専守防衛等の観点から安保法制に基づく動向を監視し、検証していく作業が求められている。

※この時、集団的自衛権の行使を想定した訓練も予定されていたが、準備が整っていないとして見送られた。「産経ニュース」（電子版）、16年10月21日。

※「平成29年版　日本の防衛」（防衛白書）

※17年5月1日にはその指針に基づき海自ヘリコプター護衛艦「いずも」と護衛艦「さざなみ」が米海軍補給艦を初護衛した。

D2. 南スーダンPKO――「日報」の公開請求に不当な回答

2016年7月11日、陸自施設部隊が派遣されている南スーダンの首都ジュバでキール大統領派とマシャール第一副大統領（当時）派が大規模な戦闘を行い、270名以上の死者を出した。

こうした事態に至った背景は以下である。11年7月9日、分離独立を問う住民投票の結果として南スーダン共和国が成立した。スーダン共和国から独立前の南部スーダン自治政府のキール大統領とマシャール副大統領がそれぞれ南スーダン共和国大統領と副大統領に就任した。しかし13年7月、キール大統領はマシャール副大統領を解任、12月にはクーデター未遂が起こり、キール大統領はマシャール氏がクーデターの首謀者であると断定した。それでも15年8月、両者は和平に合意した。16年4月、再度キール氏とマシャール氏を大統領と副大統領とする暫定政権が発足したが、矛盾はくすぶっていた。

建国と時を同じくして11年7月8日に採択された国連安保理決議1996により、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）が設立された。日本は国連からのUNMISSへの参加要請を受け、12年1月から陸自施設部隊を派遣している。

16年7月の戦闘が発生し、不安定な状況が続く10月25日、日本政府は17年3月末まで5か月間のPKO派遣延長を閣議決定した。さらに11月18日、安全保障関連法に基づき、新任務「駆けつけ警護」を付与した※。この間、国会では、7月のような状況があってもPKO参加五原則※が維持されているのか否かにつき、質疑が繰り返された。政府は、マシャール派は散発的で系統立った組織性と支配地域を有さず、平和的解決を求

※キーワードD1（118ページ）。

※外務省ウェブサイト。www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pko/q_a.html#Q5

める意思を有しているので紛争当事者に当たらない、7月の事案は戦闘ではなく、衝突であり、PKO参加五原則は守られている、との強弁を続けた。

こうした中で、16年9月、ジャーナリスト布施祐仁氏が情報公開法に基づき(11日分を含む)7月の施設部隊の日報を請求し、12月2日に防衛省は当該日報は廃棄されていたため不開示と回答した。施設部隊の上部組織の陸自即応集団は日報を元に別の報告書を作成した後、日報を破棄していたとされる。12月10日、布施氏がこの事実をツィッターで発信したところ、瞬く間に世間に広がった。12月12日にはこれに疑問を持った河野太郎衆議院議員が防衛省に再調査を要求し、稲田防衛相も再調査を指示した。再調査の末、統合幕僚監部で日報が発見され、17年2月6日に公開された。この日報に「戦闘」の記述が確認され、当時の生々しい現地の危険な状況が伝えられた。7月11日付日報※には、「ジュバ市内でのSPLA※とSPLA-iO※との戦闘が生起したことから、宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれ、市内での突発的な戦闘への巻き込まれに注意が必要」とある。この公開の後、制服組トップの河野統合幕僚長から現地部隊に対し「戦闘」という言葉の法的意味を考えて使用するよう指導があったという報道がされた※。今後、政治的影響が出ることを懸念する現場が上司の意図を忖度し、事実をありのままに報告しない懸念が出てきた。

※「東京新聞」(電子版)、16年2月8日。

※スーダン人民解放軍(キール派)

※スーダン人民解放軍・反体制派(マシャール派)。Sudan People's Liberation Army-in Opposition.

※「時事通信」(電子版)、17年2月9日。

3月10日、突如政府は施設整備の区切りはついたとして南スーダンPKO撤退を決定し、5月に全員が帰国した。そして日報隠ぺいへの非難が高まる中、17年3月17日、稲田防衛相は重大な不正行為や倫理違反が行われた場合に実施される特別防衛監察を指示した。

自衛隊に駆けつけ警護任務を付与するという実績を作るために、危険な状況があるという事実を捻じ曲げて解釈し自衛隊員を危険にさらしたり、情報を隠ぺいして国民的議論を妨げたりしたのだとしたら、断じて許されるべきではない。

D3. 2016年の防衛費、5兆円超えの4年連続増

2016年3月29日、16年度予算が成立し、防衛費としては5兆541億円が計上された※。これは13年以来4年連続の増加である。この中にはSACO（沖縄に関する特別合同委員会）経費、米軍再編経費と政府専用機経費合計1,934億円が含まれている。防衛費は3分類され、それぞれ人件・糧食費（自衛隊員の給与、営内の食費など）2兆1,473億円（全体の44％）、歳出化経費（前年以前の契約に基づき、今年度に支払われる費用）1兆7,187億円（同35％）、一般物件費（今年度の契約に基づき、今年度に支払われる費用）9,948億円（同20％）である。

※防衛省「わが国の防衛と予算」40ページ。www.mod.go.jp/j/yosan/2016/yosan.pdf

防衛費の34％を占める歳出化経費は後年度負担という仕組みによっている。国家予算は単年度主義である。しかし、自衛隊が購入する艦船、航空機や、地方公共団体が発注する公共工事などでは、巨額で、発注、契約、完成・納入まで複数年かかる場合が多い。このような場合、最初から複数年度の契約にして、翌年度以降も支払いを続けることができる仕組みが後年度負担である。

一般物件費には維持費、基地対策経費、研究開発費、装備品等購入費、施設整備費等が含まれる。このうち装備品等購入費は330億円である。16年度予算で購入する装備はあたご型護衛艦1隻（1,734億円）、F-35A戦闘機6機（1,084億円）、SH-60K哨戒ヘリコプター17機（1,053億円）、そうりゅう型潜水艦1隻（688億円）、オスプレイ4機（447億円）をはじめ合計7,799億円である。

予算の79％の使途は既に決まっており、装備品等購入費が330億円しかないにもかかわらずこれだけの装備を購入で

きる仕組みは後年度負担にある。さらに長期契約による調達コストの削減を目的として、15年4月に政府は防衛調達長期契約法（略称）を成立させ※、10年間での支払いも可能にした。16年度の防衛費に含まれていない新規後年度負担（装備品を含む）は総額2兆800億円である。これは13年に策定された中期防衛力整備計画を踏まえ14年度以降高い値で推移しており、今後何かを減らさない限り間違いなく歳出化経費が増加する原因となる。なお、17年3月に成立した17年度予算で防衛費は5兆1,251億円となり、5年連続増となった。

予算成立直後の16年3月31日、在日米軍駐留経費（思いやり予算）の支出を今後5年間（16～20年度）延長する特別協定が参院で可決された。年平均1,893億円で、米軍が日本に配備する装備を増強していることを理由に5年前の合意額より年12億円増である（実際には基準となる公務員の給与が減額されたため、年1,866億円に抑制され、年27億円の増加である）。思いやり予算は、09年以降は1,900億円近くで推移している※が、実際には思いやり予算と同じ目的に使用されている96年のSACO合意と米軍再編経費に基づく支出が同年から大きくなっており、過去最高水準まで増加している。

16年8月2日、閣議で了承された16年度防衛白書は、北朝鮮の核ミサイル、中国の軍事力を脅威ととらえ、日米安保条約と在日米軍が日本を含む北東アジア地域の安定に寄与しているとしている。15年4月に日米安全保障協議委員会が了承した新ガイドラインでは平時から緊急事態まで切れ目のない（シームレスな）日米軍事協力体制を強化するべく、防衛装備・技術協力、情報協力・情報保全などを新たに追加した。それを受けて16年3月に施行された平和安全法制※に基づいて16年9月、日米物品役務相互提供協定（ACSA）改訂に署名し、平和安全法制で可能となった活動に使用される物品・役務を提供可能とした。6月には、日本近海で日米韓3か国合同での初の弾道ミサイル情報共有訓練を実施した※。安保法制成立以降、自衛隊を米軍と一体化させようとする動きが一段と強まっている※。

※「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法」。（平成27（2015）年4月30日 法 律 第16号）

※データシート16（160ページ）。財務省財務制度分科会資料ページ19。www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia271026/03.pdf

※キーワードD1（118ページ）。

※「日本経済新聞」16年6月29日。www.nikkei.com/article/DGXLASFS29H3H_Z20C16A6PP8000/

※17年5月には海自ヘリコプター護衛艦「いずも」が米海軍補給艦を初護衛した。

D4. 産軍学共同研究が拡大、大学の自律と公開が鍵

2015年度、防衛省は「安全保障技術研究推進制度」※を創設し、大学及び民間の研究機関への研究費の供与を始めた。この制度の起点は、13年に安倍内閣が国家安全保障戦略において、大学等との連携の充実等により防衛にも応用可能な民生技術（デュアルユース技術）の積極的な活用に努めるとの方針を打ち出したことにある。15年秋の学術会議の総会で大西会長が過去の声明の見直しを含めた検討を行うことを問題提起し、賛否両論があったことから検討委員会が設置された。

16年6月24日、日本学術会議は第1回「安全保障と学術に関する検討委員会」を開催した。その後、17年3月7日まで11回にわたって議論が続けられた。次のような論点があった。①科学者コミュニティの独立性、②学問の自由、③デュアルユース、④研究の公開性、⑤科学者コミュニティの自己規律、⑥研究資金、である。①では科学者コミュニティによる過去の戦争への協力の反省、②では政府による研究者への活動の介入への懸念、③では民生的研究と軍事的安全保障研究の境界線が明確でないこと、④では研究の過程や成果に秘密の保持性が高度に要求され、研究の自由が保たれないこと、⑤では科学者の意図を離れて軍事目的に転用されることを規律する必要性、⑥では以上が尊重される民生的な研究資金を充実させる必要性、といった点が議論された。

日本学術会議は1950年に「戦争を目的とする科学研究には絶対従わない決意の表明（声明）」※を、67年に「軍事目的のための科学研究を行わない声明」※を発出している。

※防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」ウェブサイト。www.mod.go.jp/atla/funding.html

※www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/01/01-49-s.pdf

※www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/04/07-29-s.pdf

17年3月24日、検討委員会の議論を経て日本学術会議幹事会は「軍事的安全保障に関する声明」※を決定した。「軍事的な手段による国家の安全保障に関わる研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあることをここに確認し、上記2つの声明を継承する」とした。しかし、軍事研究を禁止するという内容ではなく、安全保障技術研究推進制度に関しデュアルユースの転用の可能性のある研究については大学等の研究機関に技術的・倫理的に審査する制度を設けることを提言している。つまり各大学の判断に委ねる制度の確立をめざしたということになる。

※www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/anzenhosyo/pdf23/170324-seimeikakuteipdf

防衛省の安全保障技術研究推進制度予算は15年度3億円、16年度6億円、17年度110億円と増加している。そうした中で大学からの応募件数は15年度58件、16年度23件、17年度22件※と漸減している。この傾向は、検討委員会での議論や声明が大学による安全保障技術研究推進制度への参加に一定の歯止めの役割を果たしているともとれるが、今後フォローすべきであろう。

※ただし、17年度に採択された公的研究機関や企業による研究のうち、4研究で5大学が分担研究機関として名を連ねている。

なお、17年度に採択されたものは、大規模研究課題（約100億円／5年。うち17年度分12.3億円）が6件（このうち公的研究機関が2件、企業等が4件）、小規模研究課題（約8億円、うち17年度新規採択分約3億円）が8件（このうち公的研究機関が3件、企業等が5件）である※。大学からの採択はない。大規模研究課題で採択された公的研究機関のうち1件は、12年に宇宙航空研究開発機構法を改正し「平和目的に限る」とする規定をなくした宇宙航空研究開発機構である。また企業等のうち3件は、防衛装備庁の中央調達契約実績で16年度上位10社に名を連ねる三菱重工（1位）、富士通（4位）、IHI（7位）である※。日常的に防衛装備庁と関わり合いが深く、同庁が求める研究テーマへの理解が深い機関、企業から採択されやすいのかもしれない。いずれにせよ今後、同制度の規模が拡大していくにつれ、公的研究機関や民間企業、大学の関与がどのように変化していくのか注視したい。

※www.mod.go.jp/atla/funding/kadai/h29kadai.pdf

※防衛装備庁「中央調達における平成28年度調達実績及び平成29年度調達見込」ウェブサイト。www.mod.go.jp/atla/souhon/supply/jisseki/jisseki_mikomi/28_jisseki_mikomi.pdf

D5. 防衛装備移転三原則から3年、懸念される武器輸出拡大

2016年7月5日、防衛省の黒江事務次官が、経団連の防衛産業委員会16年度総会での講演で、海外との防衛装備・技術協力は14年に策定された防衛装備移転三原則に基づいて進める、これにより防衛生産・技術基盤の維持・強化になると語った※。

※「経団連タイムス」(電子版)、16年7月21日。

この3年前の14年4月1日、安倍内閣は「武器輸出三原則」(以下、旧三原則)に代わるものとして「防衛装備移転三原則」(以下、新三原則)※を閣議決定した。これは、佐藤内閣が示した旧三原則(67年4月)と三木内閣によるその強化(76年2月)によって、武器輸出を事実上禁じられた国であり続けてきた状況を一変させるものであった。

※資料3−8(322ページ)。

新三原則は、以下の3つである。1)移転を禁止する場合の明確化、2)移転を認めうる場合の限定※ならびに厳格審査及び情報公開、3)目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保。

※①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合、又は②我が国の安全保障に資する場合等。

このうち第一原則は、次の3つの場合において防衛装備の移転を認めないとした。①日本の締結した条約・国際約束違反の場合、②国連安保理決議に違反する場合、③紛争当事国(武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国連安保理がとっている措置の対象国)への移転となる場合。①、②の場合は旧三原則でも不可であり、③の場合が問題となる。拒否権を持つ五大国やその緊密な同盟国のからんだ国際紛争が安保理の措置対象になることはめったにない。例えば米国や英国、イスラエルが戦争を行っていたとしても、これらの国々が新三原則で定義されるところの

「紛争当事国」とみなされることは現実の国際政治上ありえず、武器輸出が可能になる。

これで日本は、日米安保条約で密接な関係にある米国とその同盟国を中心に、国際入札案件に自由に応じられるようになった。15年10月には防衛省の外局として防衛装備庁を設立し、官民一体で武器を国外移転できる体制を整えた。安倍政権は武器輸出をアベノミクス成長戦略の一つと位置づけ、政府を挙げて後押ししようとしている。

そうした中で16年4月26日、ターンブル豪首相が、30年代初めに運用を始める次世代潜水艦12隻をフランスと共同開発すると発表した※。日本は「そうりゅう」型をベースにした案を豪州に売り込んでいたが、フランスとの競争に敗れた。15年11月に川崎重工のP-1哨戒機の英国への売り込みに失敗したのに続くものである。

※「毎日新聞」(電子版)、16年4月26日。

これまで日本製の武器は自衛隊による使用に限られ、実戦経験がなく、海外製武器との競争にさらされてこなかったため、性能評価がされず、価格競争力に乏しい。例えば前出のP-1哨戒機は2発エンジンの設計も可能だったが、乗員の安全を考え4発にした結果、価格が上昇している※。前出のオーストラリア潜水艦入札で求められた海外現地生産のノウハウがない。さらにオーストラリア商戦の敗因の一つとも言われる中国への極端な敵視政策も、中国と経済的な結びつきを深めるオーストラリアとの安全保障ビジネスにおいてはマイナスになっている※。

※「東洋経済」(電子版)、15年1月19日。

※「毎日新聞」(電子版)、16年4月26日。

17年に入り、インド向け救難飛行艇US-2、ニュージーランド向け哨戒機P-1の輸出交渉も高価格などを理由に暗礁に乗り上げていると報道されている※。

※「産経ニュース」(電子版)、17年5月31日・7月9日。

武器輸出三原則を「装備移転三原則」に転換し、防衛装備の海外移転を促進させる新たな環境は作ったが、これまでのところ、目を見張る変化が起こっているわけではない。しかし、売り込みのために国家予算を投入し、入札への参加を繰り返し、トライアンドエラーを続けることで、状況が変化していくことも考えられ、動向を注視する必要があろう。

D6. 実なき和解外交
――真珠湾訪問と「慰安婦」合意

2016年12月27日、安倍首相は、オバマ大統領と共に日米開戦の地となった真珠湾を訪問し、沈没した戦艦アリゾナ上に建つアリゾナ記念館で真珠湾攻撃の犠牲者を慰霊した。戦後、日本の首相が真珠湾を訪れたのは、これが最初ではない。1951年9月12日、当時の吉田茂首相がサンフランシスコ講和条約受諾での渡米の帰路に真珠湾を訪れ、太平洋戦争戦没者墓地で戦没者の慰霊を行っている※。

※「読売新聞」、51年9月13日。

安倍首相は、アリゾナ記念館を背に演説※し、「歴史に残る激しい戦争を戦った日本と米国は、歴史にまれな、深く強く結ばれた同盟国となりました」、「私たちを結びつけたものは、寛容の心がもたらした『和解の力』です。オバマ大統領とともに、世界の人々に対して訴えたいもの。それは、この和解の力です」と述べた。オバマ大統領の広島訪問時に原爆投下への謝罪がなかったように、日本が戦闘をしかけたことへの謝罪は一言もなかった。オバマ大統領は,「日米同盟は、戦争による最も深い傷さえも友情と恒久平和に取って代わられることを想起させるものである」、「平和という果実は, 戦争による略奪をはるかに上回るものであり、これが神聖な真珠湾の揺るぎない真実である」※旨述べた。共に真珠湾を日米同盟の強さをアピールする場として利用している。

※www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement/2016/1227usa.html

※外務省ウェブサイト。www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page3_001940.html#section11

海外の反応は様々だが、中国外務省の華春瑩（ホアチュンイン）・副報道局長は、「加害者の誠実な反省の基礎があってこそ、被害者との和解が真実で信用できるものになる」と批判した※。韓国外交部の当局者は「日本が正しい歴史認識に基づき、過去の軍国主義の被害者だった周辺国との和解と協力に向けさらなる

※「朝日新聞」、16年12月29日。

努力を傾けるべきだ」と述べた※。韓国の論評は安倍首相が過去の侵略戦争の謝罪や反省に触れなかったことに対する直接的批判を避けている。この背景には、日米韓の安保協力や、以下に述べる従軍「慰安婦」問題に関する日韓合意への配慮があるとみられる。

※「聯合ニュース」、16年12月28日。

この1年前の15年2月28日、ソウルでの日韓外相会談で、「慰安婦」問題に関し日韓が合意した。しかし、共同声明での合意の提示はなく、岸田外相は、「日本政府として」と断りながら共同記者会見で次のように述べた※。

(1)「慰安婦」問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であり、かかる観点から、日本政府は責任を痛感している。

(2)韓国政府が、元「慰安婦」の方々の支援を目的とした財団を設立し、これに日本政府の予算で資金を一括で拠出し、日韓両政府が協力し、全ての元「慰安婦」の方々の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒やしのための事業※を行う。

(3)上記(2)の措置を着実に実施するとの前提で、今回の発表により、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。(中略)今後、国連など国際社会において、本問題について互いに非難・批判することは控える。

※外務省「日韓外相共同記者発表」、16年12月28日。
www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_001664.html

※予算規模は概ね10億円程度とされた。

韓国政府は、日本政府と同じ内容を確認したうえで、「日本政府が在韓国日本大使館前の少女像に対し、公館の安寧・威厳の維持の観点から懸念していることを認知し、」関連団体と協議して適切に解決されるよう努力するとした。

これには、韓国社会から被害者の補償と名誉回復が不十分だとの声が上がっている。合意に際し、両政府は、「慰安婦」問題の当事者である高齢のハルモニたちの意思を確認することはなかった。日本政府は、「慰安婦」強制動員の証拠はないとの主張に固執したまま、本合意により、問題は「不可逆的」に解決されたと問題の終結を図ろうとしている。

2つの和解は、戦争犯罪への真摯な反省と謝罪を根底に据えることなく、日米韓安保協力や現在の関係を正当化するための政治的打算の産物であるという側面はぬぐえない。

D7. オスプレイ、とうとう大事故発生 ――今後も続くおそれ

オスプレイの普天間基地配備から4年強が経つ2016年12月13日、21時30分頃、沖縄を初め多くの市民がくり返し警告し懸念してきたオスプレイの大事故が沖縄県名護市安部（あぶ）沖の浅瀬で発生した※。乗員5名のうち2名が負傷したが死者はなかった。事故機は、沿岸部から約40海里（約74km）離れた沖縄北東の海上で他のオスプレイ1機※とともにMC-130（嘉手納の空軍機）から空中給油を受ける夜間訓練を実施していた。防衛省によると※「給油が終了し、オスプレイのプローブ（補給口）とMC-130の給油ホースを分離させた後、21時5分頃、乱気流等により、給油ホースとオスプレイのプロペラのブレード（羽）が接触し、ブレードが損傷した」「ブレードの損傷は回転するうちに大きくなり、飛行が不安定な状態となった」。訓練地点に近いキャンプ・シュワブを目的地に飛行したが、途中たどり着けなくなり浅瀬に着水したとされる。米海軍安全センターは、この事故をクラスAと評価し、被害額を95億ドルとしている※。

米軍は、事故は空中給油に伴い発生したもので、搭載システム、機械系統あるいは機体構造を原因とするものではないとし、全機体の安全上の調査、確認をもって、19日に空中給油以外の飛行を、17年1月6日には空中給油訓練も再開した。日本政府は、当初は「原因究明、十分な情報提供、安全が確認されるまでの飛行停止」を求めていたが、いとも簡単に飛行再開を受け入れた※。

しかし原因究明に必要と考えられる疑問点がいくつもある※。

※米軍は「不時着水」とするが、「滑空しながら水平姿勢を保ち、制御された状態で徐々に降下していた」ことなどを証拠づける事実は示されていない。しかし、事故後の機体の破壊状況からみて墜落としか言いようがない。

※事故機を空中監視した後、着陸装置の故障により普天間基地で胴体着陸していた。

※防衛省「不時着水したMV-22オスプレイについて」、16年12月19日。

※www.public.navy.mil/NAVSAFECEN/Documents/statistics/ADS.pdf

※防衛省「MV22オスプレイへの空中給油再開について」、17年1月5日。

※近藤昭一衆議院議員の質問主意書への答弁書（内閣衆質193第47号）（17年2月14日）。

- プロペラの羽を損傷した地点や着水地点、事故発生時の高度、飛行速度、気象条件（気温、風速）は不明である。
- 羽が損傷する要因となった「大気の乱気流等」によって具体的に何が起きたのか。
- プロペラ損傷後の約25分間の飛行の軌跡や飛行状況が明かされていない。
- 政府は「着水」とするが、墜落ではなかったのか。

この間、日本側は、事故調査に全く関与できていない※。12月14日、海上保安庁は航空危険行為処罰法違反容疑での捜査を始め、米軍に乗員の尋問を要請したが回答はない。

※04年8月、沖縄国際大学へのCH46ヘリ墜落事故を機に作成された「施設・区域外での合衆国運用航空機事故に関するガイドライン」にも事故原因を究明する調査を共同で実施することなどは盛り込まれていない。

今回の事故は、固定翼モードでのプロペラ損傷により起きたが、背景には揚力不足という構造的問題がある。しかも上記の疑問点につき明らかにされないままであることから、原因が解明されたとは言い難い状況であり、オスプレイが飛来するところでは、今後も事故が続く恐れがある。

そこで普天間配備後のオスプレイの動きを振り返ると、本土への飛来は13年3月6～8日、岩国基地への3機が始まりである。東日本への初飛来は14年7月15日で1機が直行で厚木基地に飛来し、東富士を往復した。15年はキャンプ富士での訓練が増え、16年からは厚木、横田に一度に飛来する機数が増えている。15年3月23日、佐世保基地に2機が初飛来した。普天間配備のオスプレイは岩国、厚木、横田、キャンプ富士、佐世保、三沢などへの飛来を恒常化している※。さらに新たな配備計画が目白押しである。17年初頭から陸上自衛隊木更津駐屯地（千葉県）のオスプレイ整備場が運用を開始する※。CV22オスプレイ10機（横田基地配備、20年から※）、陸上自衛隊が購入する17機（佐賀空港（佐賀県）が配備候補地。19年度以降）※、海軍仕様の空母搭載オスプレイ2機（岩国基地配備（推定）、21年以降）など新規配備が目白押しである。これらが予定通り進めば日本列島には計53機のオスプレイが配備され、木更津整備場とも相まって、現在の数倍規模で全国各地での飛来が日常化する。事故は日本列島全域で起こりうることになる。

※神奈川県、山口県、佐世保市の各ウェブサイト、及びリムピース、厚木基地爆音防止期成同盟、横田・基地被害をなくす会、ピースリンク広島・呉・岩国など市民団体の監視活動などから。

※ 防衛装備庁「木更津駐屯地における日米オスプレイの共通整備基盤について」、15年11月（16年8月一部改訂）。

※外務省ウェブサイト内（www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002102.html）。当初、17年中の配備を計画していたが、17年3月13日、米国防省は配備開始を約3年延期すると発表。

※防衛省「陸上自衛隊の佐賀空港利用について」（16年7月）。

10. オスプレイの機体情報と運用計画

■機体情報

【機種】
MV-22、CV22、CMV-22などがある。
Vは垂直あるいは短距離離発着を示す。Cは輸送機、Mは多目的など用途を示す。

【性能】
最大航行速度：時速485km
海面上昇率(固定翼モード)：975m/分
上昇限度：高度7,620m(片発時：3,139m)
ホバリング高度限界：1,646m

【最大重量】
垂直離陸時：23,859kg
短距離離陸時：25,855kg
短距離離陸時(自己展開)：27,443kg

【燃料容量】
MV-22：6,513リットル
CV-22：7,667リットル

【エンジン】
型式：AE1107C(ロールスロイス・リバティ)
最大出力：4,586kw×2基

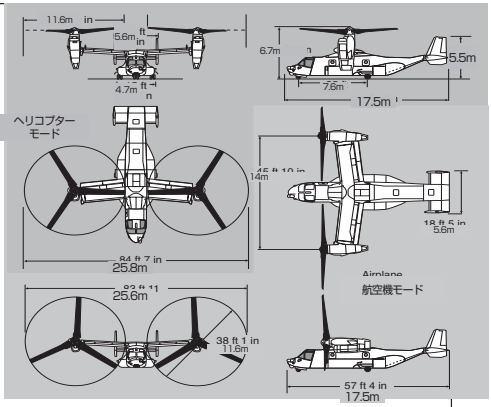

【乗員】
コックピット(乗員室)：MV-22　2人
　　CV-22　3人
キャビン(貨物室)：乗員席1人、隊員席24人

ボーイング社「オスプレイ・ガイドブック2011/2012」(11年3月)をもとにピースデポ作成。

■低空飛行訓練実施における作戦上の選定基準の概要(抜粋)

現実的なエリア規模	訓練エリアの規模は、様々な乗員による現実的な訓練任務を許容する適切なものであり、多様な地形における進入、潜入、脱出、および給油訓練を可能にするものでなければならない。
訓練エリアの利用可能性とタイミング	訓練エリア(射爆場のような)においては、試験及びエリアを用いた航空機訓練が優先される。(中略)乗員は、概して薄暮に飛び立ち、日没後に任務を行う。そしてほとんどの任務において、暗視ゴーグルおよび地形追跡レーダーを使用する。
変動回避エリア	任務ブリーフィングで、乗員は、秘密の潜入・撤収を行う能力を妨げる、地上からの脅威やその他の妨害にさらされる可能性に関する情報を与えられる。それらの脅威は、多様な区域において、数時間ないし数日、さらに長期にわたり存在し得る。(中略)乗員は季節的祭事を想定した脅威回避のための模擬訓練を行う。
地上300フィートの低空飛行	乗員は、発見回避のため、地形追随レーダーと暗視装置を使用し、日没後に地上高500フィートないしそれ以下を飛行しなければならない。低空飛行訓練によって、乗員は、地上高300フィート以下を含む低高度で地形を利用した掩蔽(えんぺい)飛行や、尾根越えの飛行の能力を獲得する。

米空軍「ニューメキシコ州キャノン空軍基地における低空飛行訓練実施のための環境評価書案」(11年8月)をもとにピースデポ作成。

■配備計画(在日米軍及び自衛隊)

	機数	機種	配備年	配備地
在日米軍 海兵隊	24機	MV-22	・2012年10月:12機 ・2013年8〜9月:12機	普天間基地 (沖縄県内各地に加え、岩国基地、キャンプ富士、厚木・横田基地等へも飛来。)
在日米軍 空軍	10機	CV-22	・2020会計年(予定):3機 ・21会計年までに7機追加(予定)	横田基地
在日米軍 海軍	2機	CMV-22	・2021〜2026年(予定) (報道による。)	岩国基地
陸上自衛隊	17機	?	・2018年度までの5年間で。(13年12月、中期防衛力整備計画に明記。)	未定 (日本政府は佐賀空港を検討。)

■沖縄での運用計画

米軍作成のMV-22の「環境レビュー」は、オスプレイ運用場所として、既存の69か所のヘリパッド(着陸帯)を示した。パッドは、本島中南部から北部及び伊江島に点在しており、本島全域が「飛行エリア」となる。北部訓練場では、96年の「沖縄に関する特別行動委員会(SACO)」最終報告に基づき、「過半の返還」を前提とした、東村高江集落周辺への、ヘリパッド移設工事が強行された。

沖縄では、市街地上空における低空飛行が常態化している。伊江島では毎日4機前後が飛来し、離着陸訓練、パラシュート降下訓練等が行われている。

■日本各地での低空飛行訓練計画

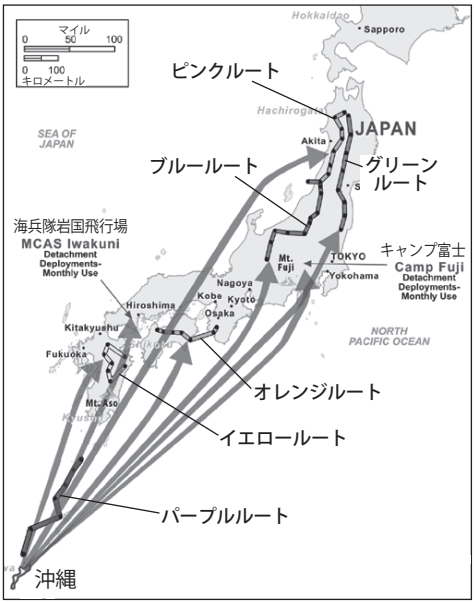

米海軍・海兵隊「MV−22の海兵隊普天間飛行場配備及び日本における運用に関する最終環境レビュー」(12年4月)をもとにピースデポ作成。

MV-22の「環境レビュー」は、6本の飛行訓練ルートを示した。米政府が公式文書でルートを図示したのは初めて。

過去の米軍機事故※の調査報告書等により8本のルートの存在が明らかになっている。しかし、「環境レビュー」には、中国地方の「ブラウンルート」や、東北・北海道の「北方ルート」、また、自衛隊と米軍が実質的に共同使用している飛行訓練エリア(ホテルエリア(群馬、長野、新潟、福島、栃木にわたる演習場ではない空域)、R567など)は示されていない。

一方、CV-22横田配備環境レビュー(15年2月)には特殊作戦部隊にとって必須の訓練である低空飛行訓練ルートはない。唯一、訓練区域として東富士演習場、ホテルエリア、三沢対地射爆撃場、沖縄の訓練場が挙げられている。

※奈良県十津川村・林業ワイヤー切断事故(91年)や高知県・早明浦ダム墜落事故(94年)など。

D8. 弾道ミサイル防衛能力艦が7隻に 横須賀基地の強化続く

横須賀基地は、米空母打撃団（CSG）が母港を置いている世界で唯一の海外基地である。2016年4月現在、第7艦隊旗ブルーリッジ（LCC19）、原子力空母ロナルド・レーガンのほか、11隻の随伴艦（ミサイル巡洋艦3隻とミサイル駆逐艦8隻）の計13隻が配備されている※。

※データシート11（136ページ）。

随伴艦11隻はすべてイージス戦闘システムを搭載した、いわゆる「イージス艦」である。横須賀に初めてイージス艦が配備された1989年には、イージス艦は巡洋艦「バンカーヒル」1隻のみであったのと比べ、大きく変化している。更にその中のどの艦が弾道ミサイル防衛（BMD）能力を有しているかに関する米軍資料はなかったが、ピースデポが米情報公開法により入手した資料から、16年5月現在、横須賀配備の7隻がBMD能力を有していることが分かった※。

※『核兵器・核実験モニター』第520-1号（17年6月1日）。

その最新のものが16年3月14日、それまで横須賀に配備されていたラッセン（DDG82）と交代して配備されたミサイル駆逐艦バリー（DDG52）である。同艦は弾道ミサイル防衛（BMD）能力を持つイージス艦の中でも最新型のベースライン9.C※を運用している。横須賀には同じ能力をもつベンフォールド（DDG65）が15年10月に配備されている。16年5月時点で、米海軍が世界で同様の能力を持って展開しているのは4隻であったが、そのうちの2隻が横須賀に配備されているわけである。

※米海軍「ファクトファイル・イージス戦闘システム」。www.navy.mil/navydata/fact_display.asp?cid=2100&tid=200&ct=2

バリー配備に見られるように、イージス艦の新たな追加配備はそれ自体が弾道ミサイル防衛（BMD）体制の強化を意味する。現在配備されている7隻は、すでにアジア太平洋にお

ける米国のMD網の中核をなしている。18年にはミリウス（DDG69）の配備も予定されており、8隻体制へと増強される計画が発表されている。これらのイージス艦は、青森県の車力、及び14年12月に本格運用が開始された京都府京丹後市の経ヶ岬通信所の米軍「Xバンドレーダー」（弾道ミサイル探知・追尾用レーダー）※、さらには日本のイージス艦やレーダーと連動して運用されることになるだろう。ちなみに米海軍によると17年1月26日現在、イージス艦の数は84隻※で、その中でBMD能力をもつ軍艦は33隻に過ぎない。

ニミッツ級※原子力空母ロナルド・レーガン（RR）は、15年10月1日、ジョージ・ワシントン（GW）と交代して横須賀に配備された。RRは、11年3月11日の東日本大震災と福島原発事故に際し、「トモダチ作戦」※従事中に福島第1原発沖で放射能汚染を受けていたことが航海日誌の分析から判明している※。

横須賀市は、万が一の原子力災害に対処するべく、国の防災基本計画に基づき地域防災計画を定めている。11年の福島第1原発の事故以降、原発事故への対応が変更されたことから、市として同計画の改定を考えたが、国の原子力艦災害対策マニュアルの改訂作業が滞っていたため市の改訂作業ができない状態であった。16年7月、ようやく国の原子力艦の原子力災害対策マニュアルが改訂された※。これを受けて、横須賀市は地域防災計画原子力艦編の改訂作業を進め、12月21日～翌17年1月16日、パブリックコメントを募集し、17年3月7日、改訂した※。市内全域を防災対策を重点的に実施すべき地域と定めながら、その具体化は不十分である。最も重要な変更は、旧来、「1時間当たり100マイクロ・シーベルトの放射線を検出した場合、原子力空母から半径1km以内の範囲は避難、半径1～3kmの範囲は屋内避難」としていたものを、5マイクロ・シーベルトまで引き下げたことである。が、これは基本的に国のマニュアルを超えないもので不十分性が残っている。

※データシート4（84ページ）。

※米海軍「ファクトファイル・イージス戦闘システム」。

※熱出力約60万kwの加圧水型原子炉2基を搭載。120万kwの熱出力は福島第1原発1号炉（138万kw）にほぼ匹敵する。

※東日本大震災と福島第1原発事故に際して米軍が行った災害救援の統合作戦名。ピーク時には2万人近い要員が動員された。

※『核兵器・核実験モニター』第481号（15年10月1日）。

※www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/genshiryokukan-saigaitaisaku.pdf

※www.city.yokosuka.jp/2005/bousainavi/topics/h25/20170307bousaikaigi.html

データシート

11. 横須賀母港米艦船の変遷

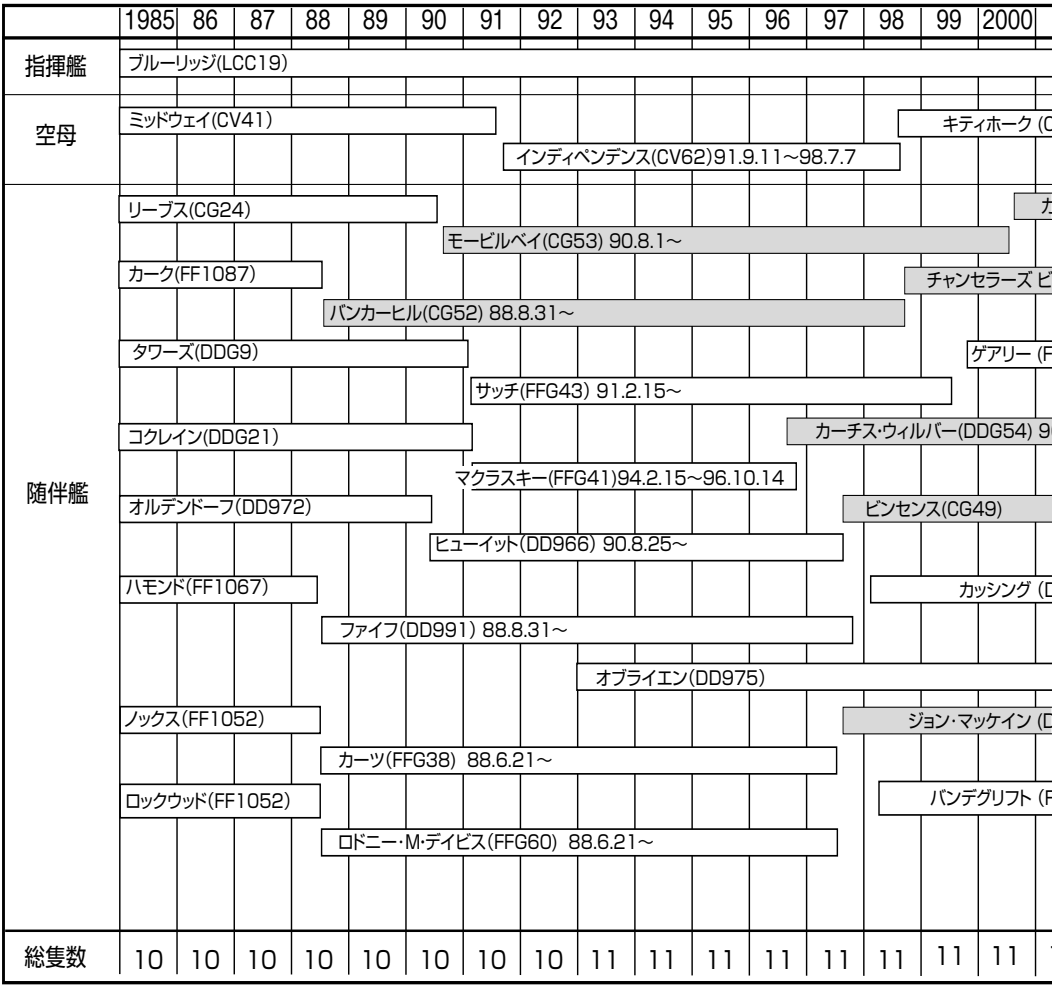

FF:フリゲート艦、FFG:誘導ミサイル・フリゲート艦、DD:駆逐艦、DDG:誘導ミサイル駆逐艦、CG:誘導ミサイル巡洋艦

(注)母港の始期と終期の日付は必ずしも一貫性がない。実際に横須賀に来た日と離れた日が基本であるが、海軍が発表した母港日の場合もある。

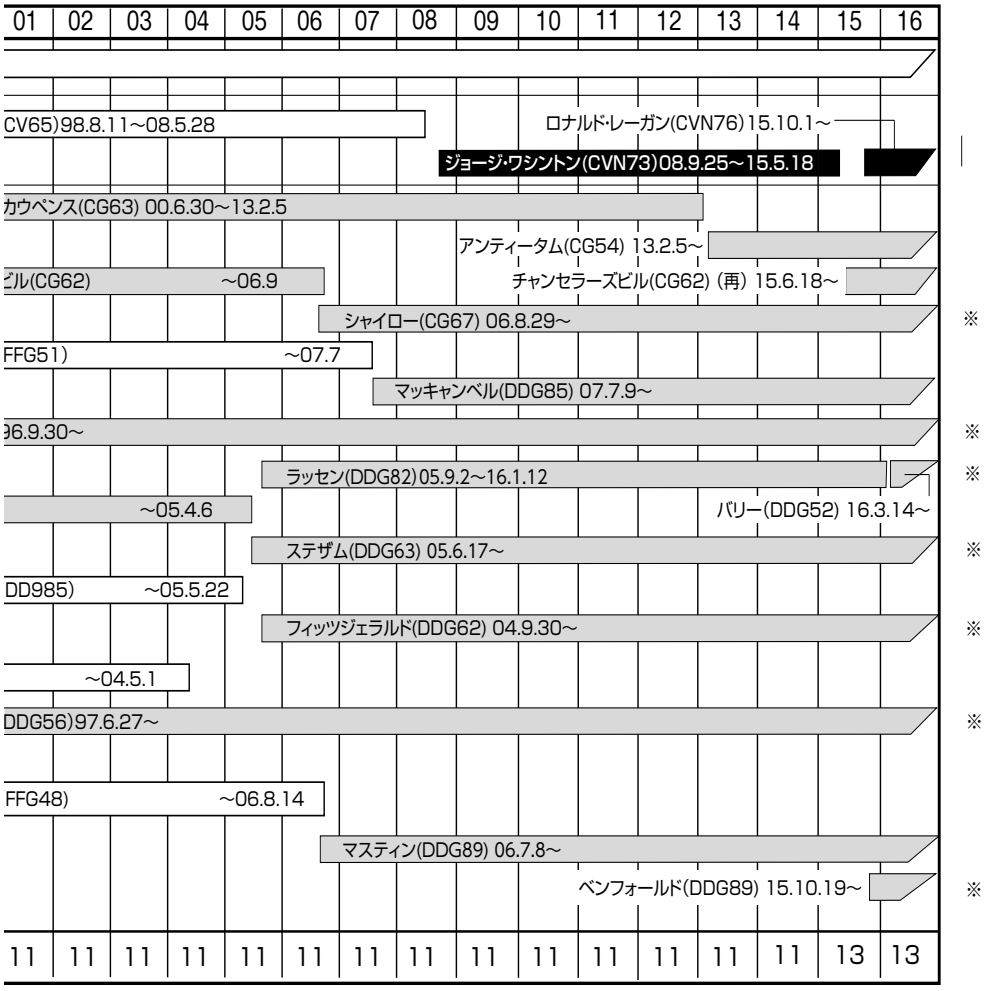

原子力艦

イージス艦

※ 弾道ミサイル防衛(BMD)能力

12. 佐世保母港米艦船の変遷

（「佐世保市基地読本」及びリムピース「佐世保米艦船在港状況」をもとにピースデポが作成。）

※艦種の略号
LHA:強襲揚陸艦／LKA:貨物揚陸艦／LST:戦車揚陸艦／LSD:ドック型揚陸艦／LPD:ドック型輸送揚陸艦／ATS:救難艦／MCM:掃海艦／SS:通常型潜水艦

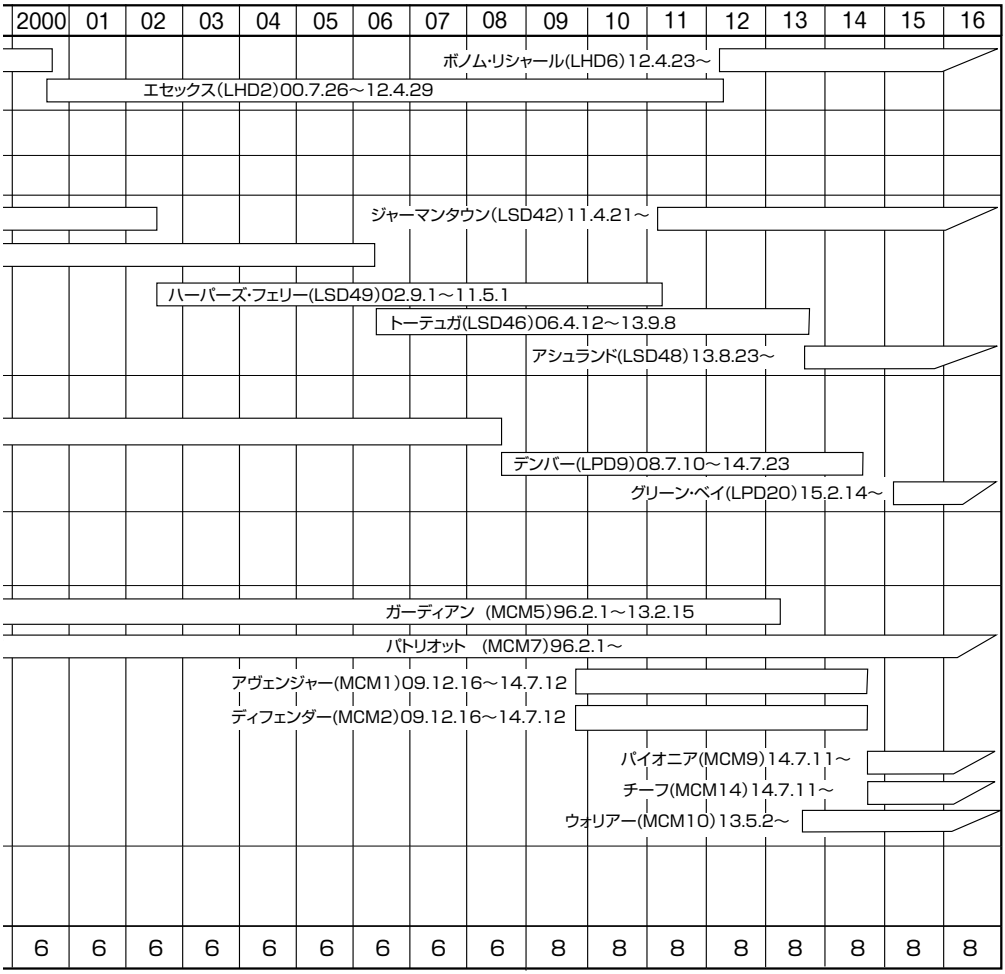
2000
01
02
03
04
05
06
07
08
09
10
11
12
13
14
15
16
ボノム・リシャール(LHD6)12.4.23～
エセックス(LHD2)00.7.26～12.4.29
ジャーマンタウン(LSD42)11.4.21～
ハーパーズ・フェリー(LSD49)02.9.1～11.5.1
トーテュガ(LSD46)06.4.12～13.9.8
アシュランド(LSD48)13.8.23～
デンバー(LPD9)08.7.10～14.7.23
グリーン・ベイ(LPD20)15.2.14～
ガーディアン (MCM5)96.2.1～13.2.15
パトリオット (MCM7)96.2.1～
アヴェンジャー(MCM1)09.12.16～14.7.12
ディフェンダー(MCM2)09.12.16～14.7.12
パイオニア(MCM9)14.7.11～
チーフ(MCM14)14.7.11～
ウォリアー(MCM10)13.5.2～
6
6
6
6
6
6
6
6
6
8
8
8
8
8
8
8
8

データシート

13. 原子力艦の寄港状況

【1】通算記録

1964～2016年の寄港回数と延べ滞在日数。(入港から出港までの日数。同日出入港は1とカウント)

年	64		65		66		67		68		69		70		71		72		73		74	
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数
横須賀	0	0	0	0	2	10	5	55	3	26	8	83	9	99	18 (5)	186 (32)	21	150	18 (3)	186 (15)	6	42
佐世保	1	3	6	36	4	35	1	14	4 (2)	24 (10)	1	3	1 (1)	6 (6)	0	0	3 (1)	17 (8)	1	3	0	0
沖縄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	7	3	3	0	0

年	87		88		89		90		91		92		93		94		95		96		97	
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数
横須賀	25	162	28	203	29 (1)	203 (1)	33	210	35	241	21	169	15	155	31 (6)	236 (36)	31	244	29 (3)	243 (12)	33 (1)	237 (3)
佐世保	7 (1)	45 (5)	6	35	2	2	1 (1)	3 (3)	6	15	11	23	10	29	15 (1)	52 (2)	6	32	7	49	23	161
沖縄	10	10	11	17	3	6	9	15	4	4	7	14	17	34	18 (2)	27 (6)	7	13	16	33	9	11

【2】2016年の記録

■横須賀(神奈川県)

回数	艦名	艦種	寄港期間	滞在日数
※	ロナルド･レーガン	航空母艦	1/1～5/9	130
1	シティオブコーパスクリスティ	潜水艦	1/11～1/18	8
2	シャイアン	潜水艦	1/18～1/25	8
3	シティオブコーパスクリスティ	潜水艦	1/18	1
4	テキサス	潜水艦	2/5～3/1	26
5	ミシシッピ	潜水艦	3/11～3/16	6
6	ミシシッピ	潜水艦	4/11～4/18	8
7	ロナルド･レーガン	航空母艦	5/13～5/31	19
8	ロナルド･レーガン	航空母艦	6/1～6/4	4
9	オハイオ	潜水艦	6/30～7/7	8
10	ミシシッピ	潜水艦	7/5	1
11	キー･ウエスト	潜水艦	7/12～7/18	7
12	キー･ウエスト	潜水艦	7/21	1
13	キー･ウエスト	潜水艦	7/25	1
14	ロナルド･レーガン	航空母艦	7/26~8/17	23
15	ミシシッピ	潜水艦	7/28~8/1	5
16	サンフランシスコ	潜水艦	8/14~8/19	6
17	ロナルド･レーガン	航空母艦	8/18～8/28	11
18	ロナルド･レーガン	航空母艦	8/31～9/3	4
19	コロンビア	潜水艦	9/13	1
20	ルイヴィル	潜水艦	10/12～10/15	4
21	コロンビア	潜水艦	10/25～11/1	8
22	ロナルド･レーガン	航空母艦	11/21～12/31	41
23	パサデナ	潜水艦	12/22～12/31	10

※　2015年から引き続き滞在。滞在日数は2016年内。

■佐世保(長崎県)

回数	艦名	艦種
1	シャルロット	潜水艦
2	テキサス	潜水艦
3	シャルロット	潜水艦
4	ツーソン	潜水艦
5	ブレマートン	潜水艦
6	ツーソン	潜水艦
7	ブレマートン	潜水艦
8	ブレマートン	潜水艦
9	ブレマートン	潜水艦
10	ブレマートン	潜水艦
11	コロンビア	潜水艦
12	コロンビア	潜水艦
13	ミシシッピ	潜水艦
14	ミシシッピ	潜水艦
15	サンフランシスコ	潜水艦
16	サンフランシスコ	潜水艦
17	コロンビア	潜水艦
18	キー･ウエスト	潜水艦
19	キー･ウエスト	潜水艦
20	キー･ウエスト	潜水艦
21	キー･ウエスト	潜水艦
22	キー･ウエスト	潜水艦
23	ルイヴィル	潜水艦
24	アレキサンドリア	潜水艦

( )内は水上艦船・内数。他は潜水艦。

75		76		77		78		79		80		81		82		83		84		85		86	
回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数
8 (2)	52 (18)	8	61	4	26	7 (2)	60 (28)	8 (2)	48 (12)	8 (1)	45 (7)	6	32	20	132	23	178	25 (2)	81 (7)	30	172	32 (1)	169 (10)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	6 (4)	33 (21)	1 (1)	3 (3)	5	24	7	39
0	0	1	4	1	1	0	0	1	1	5 (2)	9 (4)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	6

98		99		00		01		02		03		04		05		06		07		08		09	
回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数
34	199	20	143	27	176	15	97	16	165	15 (1)	133 (1)	17	122	17	137	14	97	13	75	11 (2)	120 (48)	24 (7)	324 (217)
13	90	8	41	14	51	17	44	21 (1)	78 (4)	23	51	18 (1)	36 (5)	15	48	17 (1)	63 (5)	12 (1)	54 (5)	13 (2)	61 (10)	11 (1)	34 (5)
8	12	12	24	10	21	12	32	17	34	12	28	16	17	16	20	16	26	24	49	41	71	32	53

寄港期間	滞在日数
1/5～1/16	12
1/20～1/23	4
1/21	1
2/8～2/13	6
4/6～4/13	8
4/17～4/21	5
4/17	1
4/20	1
4/21	1
4/23	1
6/7	1
6/10	1
6/24	1
6/27～6/29	3
6/27	1
6/30～7/6	7
7/8～7/13	6
8/1	1
8/4	1
8/9	1
9/2	1
9/5～9/14	10
12/16	1
12/22～12/29	8

年	10		11		12		13		14		15		16		累計	
	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数
横須賀	26 (6)	287 (184)	22 (5)	204 (119)	18 (4)	342 (256)	15 (4)	125 (52)	16 (3)	134 (65)	18 (4)	270 (179)	23 (6)	341 (232)	940 (71)	7687 (1534)
佐世保	11	29	12 (3)	45 (9)	12	45	11	33	10 (1)	32 (4)	14	47	24	83	412 (23)	1655 (105)
沖縄	31	51	28	28	39	43	25	25	28	28	23	34	21	21	544 (4)	833 (10)

(64年からの累計)

13. 原子力艦の寄港状況(続き)

■沖縄・ホワイトビーチ(沖縄県うるま市)

回数	艦名	艦種	寄港期間	滞在日数
1	ブレマートン	潜水艦	1/8	1
2	ノース・カロライナ	潜水艦	1/20	1
3	シャルロット	潜水艦	2/29	1
4	シャルロット	潜水艦	3/4	1
5	シャルロット	潜水艦	3/19	1
6	シカゴ	潜水艦	4/2	1
7	ツーソン	潜水艦	4/2	1
8	シカゴ	潜水艦	4/6	1
9	サンフランシスコ	潜水艦	4/14	1
10	ブレマートン	潜水艦	5/23	1
11	コロンビア	潜水艦	5/31	1
12	サンフランシスコ	潜水艦	6/13	1
13	サンフランシスコ	潜水艦	6/14	1
14	サンフランシスコ	潜水艦	6/18	1
15	ミシシッピ	潜水艦	8/8	1
16	サンフランシスコ	潜水艦	8/11	1
17	オハイオ	潜水艦	11/3	1
18	シカゴ	潜水艦	11/8	1
19	シカゴ	潜水艦	11/9	1
20	シカゴ	潜水艦	11/12	1
21	パサデナ	潜水艦	12/9	1

14. 民間港への米軍艦入港状況

16年1月～12月（民間チャーター船含む）

海上保安庁調べ

寄港地（港名）	艦船名	入港月日	出港月日
阪神（堺）	スランクパックス	1月1日	1月6日
阪神（堺）	スランクパックス	2月1日	2月6日
函館	パトリオット	2月3日	2月3日
小樽	パトリオット	2月4日	2月8日
小樽	ベンフォールド※	2月5日	2月7日
函館	パトリオット	2月9日	2月9日
阪神（堺）	スランクパックス	2月13日	2月18日
阪神（大阪）	ブルーリッジ	2月24日	2月27日
奄美	パトリオット	3月19日	3月22日
阪神（堺）	スランクグッドウィル	4月8日	4月13日
阪神（堺）	スランクパックス	4月12日	4月17日
阪神（堺）	スランクパックス	6月2日	6月7日
阪神（堺）	オリエントサンシャイン	6月26日	6月30日
呉	パトリオット	7月3日	7月5日
阪神（堺）	スランクパックス	7月9日	7月14日
阪神（大阪）	パトリオット	7月6日	7月10日
函館	パトリオット	7月14日	7月17日
大湊	パトリオット	7月17日	7月18日
大湊	パトリオット	7月23日	7月28日
秋田	ボーディッチ	7月28日	7月28日
阪神（堺）	スランクグッドウィル	7月31日	8月6日
阪神（堺）	スランクパックス	8月26日	8月30日
名古屋	グリーンレイク	8月31日	8月31日
名古屋	ハロルドＣクリンガー	9月4日	9月4日
阪神（堺）	スランクパックス	9月27日	9月30日
阪神（堺）	スランクパックス	10月23日	10月28日
		延べ寄港回数	26回

※イージス艦

D9.「もんじゅ」廃炉を機に、「核燃料サイクル」全体の見直しを

高速増殖原型炉

2016年12月21日、原子力関係閣僚会議は、「『もんじゅ』の取り扱いに関する政府方針」をとりまとめ、日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」）が福井県敦賀市に所有する高速増殖原型炉「もんじゅ」について「安全確保を前提とした廃止措置に移行する」ことを決定した※。これは、同年9月21日、同会議が、「『もんじゅ』については、廃炉を含め抜本的な見直しを行うこととし、その取扱いに関する政府方針を、高速炉開発の方針と併せて、本年中に原子力関係閣僚会議で決定することとする」※としたことを受けた措置である。

※原子力関係閣僚会議ウェブサイト。http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/genshiryoku_kakuryo_kaigi/dai6/siryou2.pdf

※同会議「今後の高速炉開発の進め方について」。http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/genshiryoku_kakuryo_kaigi/dai5/siryou3.pdf

しかし、同文書は、「『もんじゅ』を含む周辺地域を、我が国の高速炉研究開発の中核的拠点の1つとして位置付け、『もんじゅ』を活用した高速炉研究を引き続き実施するとともに、高速炉の実用化に向けた技術開発等を実施する」ともしている。「『もんじゅ』は、ナトリウム取扱い技術の高度化、ナトリウム炉の解体技術等を大規模な実機を用いて蓄積することが出来る唯一の施設である」とし、「もんじゅの持つ機能をできる限り活用」するとしているのである。

こうした措置に向かった背景には、15年11月13日、原子力規制委員会が、「もんじゅ」を運営する日本原子力研究開発機構を所管する文部科学大臣に対して、まず以下のの2点を勧告し、おおむね半年以内の回答を求めたことがある※。すなわち、「機構に代わって『もんじゅ』の出力運転を安全に行う能力を有すると認められる者を具体的に特定すること」、そして「『もんじゅ』の出力運転を安全に行う能力を有する者を具体的に特定することが困難であるのならば、『もんじゅ』

※原規発第1511131号（15年11月13日）。

が有する安全上のリスクを明確に減少させるよう、『もんじゅ』という発電用原子炉施設の在り方を抜本的に見直すこと」である。文部科学省はこの勧告をうけて、15年12月22日に「『もんじゅ』の在り方に関する検討会」を設置し、検討を重ねた結果、冒頭の結論となったものである。

「もんじゅ」では1995年のナトリウム漏洩事故、2010年の燃料交換装置落下事故、12年以降相次いで発覚した点検漏れなどの保安規定違反が起こっていた。こうした経過から見れば、「もんじゅ」廃止は当然の帰結ではあるが、その施設を更に「高速増殖炉の技術開発計画の推進のために使用していく」方針なのである。

16年には、これと並行して核燃料サイクルを継続させようとする措置が別の形で進行していた。5月18日、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」※が公布された。これは、同年2月5日、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案」として国会に上程されたものである。しかし、中身は、一部改正ではなく、法律の名称が「使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」にすり替えられ、目的(第1条)に、「使用済燃料の再処理等の着実な実施のために必要な措置を講ずること」が組み込まれ、再処理やプルサーマル※の実施を義務づけるような法律になっている。「もんじゅ」は廃炉に向かうが、核燃料サイクルは保持するという方針である。あくまでも高速増殖炉の開発にこだわるということだが、本来は、これを機に「核燃料サイクル」全体の見直しをすべきであろう。

ちなみに15年末時点の日本のプルトニウム保有量は約47.9トン(前年比0.1トン増)※である。内訳は国内保管分約10.8トン、イギリス保管分約20.9トン、フランス保管分約16.2トンである。IAEAはプルトニウムの有意量※を8kgとしていることに従うと(ただし今日、8kgの妥当性には疑問がもたれている。)、日本は核弾頭約6,000発分のプルトニウムを保有していることになる。

※05年5月20日法律第四十八号。最終改正:16年5月18日法律第四〇号。

※使用済み燃料を再処理して分離されたプルトニウムとウランを混合したMOX燃料を通常の原子力発電所(軽水炉)において使用すること。

※内閣府「我が国のプルトニウム管理状況」、16年7月27日。

※IAEA保障措置用語集(www-pub.iaea.org/MTCD/publications/PDF/nvs-3-cd/PDF/NVS3_prn.pdf)によると、「有意量」とは核爆発装置1個の製造が可能な核物質の量をいう。

D10. 日印、核協力協定に署名:
核ビジネスと軍事協力を優先

2016年11月11日、インドへの原発輸出を可能にする「日印核(原子力)協力協定(以下、「協定」)※が署名された。「協定」は、前文と全17条の本文、2つの附属書からなる。同時に「見解及び了解に関する公文」※(以下、「公文」)も署名された。

※資料3-13 (333ページ)に協定の抜粋。

※資料3-14 (336ページ)に「公文」の全文。

「協定」交渉が始まったのは、2010年であった。NPTに不参加の核保有国・インドとの核協力は、核拡散を追認するとともに核軍拡に手を貸すものであるとして、当初より国内外から批判と懸念が表明されてきた。第1に、インドは、74年と98年に核実験を行い、核不拡散条約(NPT)にも包括的核実験禁止条約(CTBT)にも加盟せず、核保有を継続し、強化させている。同国は、現在120 ～ 130発の核弾頭を保有し※、「核の三本柱」※を増強している。協定の付属書Bの規定に従い、事前に再処理の実施を認める包括的事前同意(第11条2)を含む核技術協力は、日本が供給国として締結した協定では初めてのことである。更に74年の核実験を契機に組織された原子力供給国グループ(NSG)※へのインド加盟を支援するとしている。これらは、核拡散を追認・助長し核軍拡に手を貸すことに他ならない。第2に、福島第1原発事故(2011年)の原因究明も、被災者、被災地の補償と復興も不十分な中で、国内の新設が止まっている原発を輸出することは、道義的にも許されない。広島、長崎市長は、核兵器を保有し、NPTに未加盟のインドと核協定を締結することは、「核物質や原子力関連技術・資機材の核兵器開発への転用が懸念される」として、中止要請を行った。

※データシート7(109ページ)。

※地上発射弾道ミサイル、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)及び爆撃機。

※核技術輸出国が形成する輸出管理のための緩やかな国際組織。48か国が参加(16年6月末現在)。

政府と産業界の狙いは、世界的な市場獲得競争の激化を

受けて、大規模な原発建設計画を持つインドとの協定を早期に締結することである。また関連企業の国際的な合併に伴い、日本企業の参加なしに米、仏などの原発輸出ができないという事情も、締結を急ぐ要因であった。他方、日印政府には、中国を牽制するために軍事面での協力を強化するという動機が強く働いている。11月11日の「共同声明」※には軍事協力強化の方針が示されている。「両首脳は、(略)安全保障・防衛分野における協力を一層強化する必要性を改めて表明するとともに、日印防衛装備品・技術移転協定及び日印秘密軍事情報保護協定という2つの防衛枠組み合意の発効を歓迎した。」(「共同声明」第7節)。このように「核協力」を支配するのは「エネルギー・インフラ・ビジネスと軍事協力」を軸とする日印の戦略的連携深化の論理である。

また安倍首相は、16年1月6日の衆議院本会議で、「仮にインドが核実験を行った場合には、日本からの協力を停止する」と答弁した。しかし、この公約は「協定」には明文化されていない。日本政府は「各締約国政府は(略)、他の締約国政府に対して一年前に書面による通告を行うことにより、この協定を終了させる権利を有する」とする協定第14条1を使い、インドが核実験を行った場合には、協定の終了につき通告し協定の終了を要求できるとする。※さらに日本政府は、公文1(ⅰ)にインド外相が「2008年9月5日に行った声明※が協定の下での両国間の協力の不可欠の基礎をなす」旨述べたことと、1(ⅱ)で「(ⅰ)に規定する基礎に何らかの変更がある場合には」、第14条に規定する権利を行使できると述べたと強調した。確かに08年のインド外相の声明に、「自発的で一方的な核実験のモラトリアムを継続する」とあることは事実である。しかし、公文では、インドの核実験により協定が終了するとは明記していない。政府の主張に拘束力を持たせるためには、協定本文において「外相声明に違反した場合には協力を停止する」と明文化すべきであろう。

ビジネスと軍事協力に動機付けられて「協定」を締結することにより、日本は「被爆国」としての使命を捨て去ろうとしている。

※外務省「日印首脳会談」(16年11月11日)サイト。
www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page3_001879.html

※11月11日、野上内閣官房副長官の記者ブリーフにおける発言。

※「核兵器・核実験モニター」510号(16年12月15日)に抜粋訳。

E1. 非核協、核兵器禁止交渉開始の国連決議を支持

非核宣言自治体とは、核兵器廃絶や「非核三原則」の堅持などを求める内容の自治体宣言や議会決議を行った自治体をいう※。日本非核宣言自治体協議会（以下、非核協）※は、「全国の自治体、さらには全世界のすべての自治体に核兵器廃絶、平和宣言を呼びかけるとともに、非核宣言を実施した自治体間の協力体制を確立すること」を目的とした非核宣言自治体の協議組織である。2017年4月1日現在、全国の非核宣言自治体数の約20％にあたる322自治体が加盟している※。

非核協は16年5月26日の第33回総会で採択した決議※において、同年にジュネーブ国連欧州本部で開催されるに至った、核兵器禁止の法的措置などを協議する公開作業部会※に言及した。決議は、作業部会で「核兵器禁止を求める国々と自国の安全を核抑止力に頼る国々との対立が深まってきている」と指摘した上で、「被爆国である日本政府には対立を越える橋渡し役としてのリーダーシップの発揮を期待する」と述べた。また、「国連の場において、すべての加盟国に呼びかけ、核兵器禁止条約を中心にした会議が開催された意義ははかりしれない」と作業部会開催を高く評価し、「今や核兵器禁止の流れはとどめることはできず」非核宣言自治体もそうした流れを「全力で支援していく」と、核兵器禁止への強い支持を表明した。さらに同決議は、北朝鮮が16年1月に4度目の核実験を強行したことを「断じて容認しない」と述べ国際社会に毅然たる対応を求めると共に、「根本的な解決を図る」ため「北東アジア非核兵器地帯」※の検討を今後とも粘り強く求めたいとした。

※米ソ冷戦のさなか、80年に英マンチェスター市が最初に自らのまちを非核兵器地帯であると宣言し、その後世界的に広がった。

※会長は長崎市の田上富久市長。副会長は、神奈川県藤沢市の鈴木恒夫市長、大阪府枚方市の伏見隆市長、広島市の松井一實市長、広島県廿日市市の眞野勝弘市長、那覇市の城間幹子市長の5名（17年3月31日現在）。事務局は長崎市平和推進課。

※データシート21（194ページ）。

※非核協ウェブサイトに全文。

※キーワードA2（44ページ）、A3（46ページ）。

※用語の説明「非核兵器地帯」（210ページ）。

上述のように核兵器の法的禁止を支持してきた非核協は、第71回国連総会第1委員会で核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議※が採択されたのを受け、これに反対した日本政府に対し、16年10月28日に要請文を送付した※。要請文では「核兵器禁止を求める世界の大きな流れが、今回の採択により次につながったことは大変喜ばしく」と決議採択を歓迎した上で、日本政府による反対について「唯一の戦争被爆国として『核兵器のない世界』を目指す姿勢の信頼を著しく損ない、また、核兵器廃絶を願う全国の非核宣言自治体を失望させるもので、誠に遺憾」だとした。そして、「唯一の戦争被爆国として、国連をはじめ関係諸国と連携を図りながら、核兵器廃絶と恒久平和の実現に向けて先導的な役割を担」うよう強く求めた。

※キーワードA6（52ページ）、特集資料2−6（280ページ）。

※全文は以下。
www.nucfreejapan.com/kaku_1_50.htm

非核協は長年にわたり、核実験（核爆発を伴わない未臨界核実験やZマシン新型核実験も含む※）の実施に対し、会長名での抗議を続けてきている。16年は1月7日（実験実施日は1月6日）と9月9日（同日に実験実施）の2回、北朝鮮が行った核実験への抗議声明を発し、同国に対し北東アジアの安全保障確立のための非核兵器地帯の創設へ尽力を求めた。このうち1月の核実験に際しては、日本政府に対しても厳正な対応を求める要請文を送付している※。

※データシート8（115ページ）。用語の説明「未臨界核実験とZマシン核実験」（210ページ）。

※抗議声明や要請の一覧は以下。www.nucfreejapan.com/kaku_1.htm

また、非核協は1984年の設立以来、自治体の非核宣言の実施状況や非核自治体の活動に関する調査・情報発信、協議会への加入促進活動、平和事業担当自治体職員の研修会開催※などの活動を継続している。さらに、被爆アオギリ（広島）・被爆クスノキ（長崎）の苗木配布※、巡回原爆展※、ミニミニ原爆展※、姉妹都市原爆パネル展、親子記者事業※など、多方面にわたる活動を通じて非核自治体の取り組みをバックアップしている。

※16年度は長野県松本市、香川県高松市で開催された。

※16年度はクスノキ計16本が13自治体に、アオギリ計18本が17自治体に配布された。

※16年度は13自治体・14か所で開催され1万9,093人以上が入場した。

※16年度は25自治体・団体（44か所）で開催され2万4,814人以上が入場した。

核抑止に固執し、核兵器の法的禁止は「時期尚早」と反対し続ける日本政府を動かすためにも、国内全自治体の90％を占める非核自治体が示すビジョンと行動はますます重要性を高めている。

E2. 平和首長会議、国際会議で核兵器の法的禁止を積極発信

国際NGO「平和首長会議」※は、2020年までの核兵器廃絶に向けた行動計画「2020ビジョン」を03年に策定し、各国の自治体、NGO、市民と連携しつつ以下の国際的な運動を展開している。

機関会議　平和首長会議は4年毎に総会と理事会を開催している。15年11月にはベルギー・イーペル市で第9回理事会が開かれ、核兵器禁止条約交渉開始に向け市民や政府への働きかけ強化を決定した。日本国内ではほぼ年1回、国内加盟都市会議総会を開催している。16年11月7～8日には第6回総会を千葉県佐倉市で開き、全国から過去最大の111自治体・185人（うち首長49人）が出席した。総会では「ヒバクシャ国際署名」※への賛同・協力を決定したほか、核兵器禁止条約の早期実現に向けた日本政府への要請文を採択した。

国際会議への代表者派遣　平和首長会議は、核軍縮の重要な国際会議に代表者を派遣している。16年2月には、ジュネーブ国連欧州本部で開かれた公開作業部会※の第1会期に小溝事務総長が参加して発言し、核抑止論に「深刻な疑問」を呈し、「核兵器の法的禁止こそが核のない世界への重要な転換点」と訴えた。同年5月には、同作業部会の第2会期に松井会長が参加して発言、法的禁止への動きの加速へ為政者のリーダーシップを求め、広島と長崎への訪問を呼びかけた。

政府などへの要請　平和首長会議は前記作業部会に際し、国連加盟国に公開書簡を送付した。2月および5月会期に先立っては、作業部会に積極的に参加して建設的に議論することなどを求めた。8月会期に向けては、作業部会の成果が

※1982年の第2回国連軍縮特別総会で荒木武・広島市長（当時）が提唱した「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」に賛同する世界の都市で構成される。世界の都市間の連携で市民の意識を国際的に高め核兵器廃絶を実現させるとともに、飢餓、貧困、難民、人権、環境などの諸問題の解決に努力し世界恒久平和の実現に寄与することを目指している。会長は松井一實・広島市長、副会長は田上富久・長崎市長をはじめとする28市長（17年5月1日現在）。事務局は（公財）広島平和文化センター平和連帯推進課内。

※キーワードE3（152ページ）。

※キーワードA2（44ページ）。

法的禁止への「画期的な分岐点となるよう願う」と述べ、全ての国連加盟国と市民社会にその後押しを求めた。

10月には第71回国連総会第1委員会に合わせ、核兵器国と核の傘国へのメッセージを発出した。メッセージは、公開作業部会による核兵器禁止条約交渉の17年開始の勧告を踏まえ、「核抑止政策からの脱却を求める広範な市民社会と非核兵器国の声に耳を傾けて頂きたい」と要請し、「勇敢な行動を求める」としている。そして、禁止条約交渉開始決議※が国連総会で採択された翌日の12月24日には、「歴史的な決議を心から歓迎し、全ての国に対し、2017年の会議に積極的に参加し、真摯な姿勢で議論に取り組むよう要請する」との国連加盟国宛公開書簡を送付した。

※キーワードA6(52ページ)、資料2−6(280ページ)。

国内では11月24日、国内加盟都市会議総会決定に基づき、禁止条約早期実現を求める首相宛要請文を岸田外相に提出した。要請文は、禁止条約交渉開始を求める国連決議への日本政府の反対を「極めて遺憾」とし、戦争被爆国として建設的な議論に尽力するよう「強く要請」している。

核実験への抗議、その他の活動　平和首長会議では核実験が実施されるたびに抗議してきた。16年1月6日と9月9日には、北朝鮮による第4、5回目の核実験がそれぞれ実施されたのを受け、金正恩・国務委員会委員長に抗議文を提出した。

各加盟都市でも様々な事業が行われ、国内外から報告が寄せられている。写真・ポスター・絵画や資料の展示、映画・音楽会・講演、体験学習、被爆樹木の苗木育成、原爆体験伝承者の育成などが取り組まれている。

10年12月に開始された核兵器禁止条約の交渉開始等を求める市民署名への賛同は、17年5月1日現在で256万3,397筆に上る※。

※平和首長会議ウェブサイト(www.mayorsforpeace.org)から、署名用紙のダウンロードならびにオンライン署名が可能。

17年5月1日現在、加盟自治体数は162か国・地域の7,295都市であり、日本国内の数は全市区町村数の約95％に当たる1,668である。加盟自治体は着実に増加している。

E3. ヒバクシャ国際署名始まる 国連総会に56万筆を提出

2016年3月23日、日本原水爆被害者団体協議会（以下、日本被団協）※は記者会見を行い、平均年齢80歳を超えた世界の被爆者が呼びかけ人※となった「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が呼びかける核兵器廃絶国際署名」（通称：ヒバクシャ国際署名）の開始を宣言した。発表された署名用紙は、世界中の被爆者から文章を集め、半年かけて完成させたもので、「人類は今、破壊への道を進むのか、命輝く青い地球を目指すのか岐路に立たされています」との書きだしで始まり、次のような熱い思いが込められている。

「被爆者は、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを、すべての国に求めます。平均年齢80歳を超えた被爆者は、後世の人びとが生き地獄を体験しないように、生きている間に何としても核兵器のない世界を実現したいと切望しています。あなたの家族、すべての人びとを絶対に被爆者にしてはなりません。あなたの署名が、核兵器廃絶を求める何億という世界の世論となって、国際政治を動かし、命輝く青い地球を未来に残すと確信します。あなたの署名を心から訴えます。」

この文面からもわかるように、運動は「核兵器を禁止し廃絶する条約をすべての国が結ぶこと」をめざしており、具体的な提出先は毎年の国連総会である。活動の期限を2020年までとし、目標として累計数億筆を掲げている。これは1950年に世界から5億筆集まったとされるストックホルムアピール※への賛同を求める署名活動を意識した数でもある。

日本被団協は、この署名活動を国民運動にすべく、幅広い

※47都道府県の被爆者（広島・長崎で原爆の被害を受けた被害者の生存者）の団体による協議会で、被爆者の唯一の全国組織。

※呼びかけ人被爆者代表：田中熙巳（日本被団協事務局長）。呼びかけ人被爆者：坪井直、谷口稜曄、岩佐幹三（以上、日本被団協代表委員）、郭貴勲（韓国原爆被害者協会名誉会長）、向井司（北米原爆被害者の会会長）、森田隆（ブラジル被爆者平和協会会長）、サーロー節子（カナダ在住）、山下泰昭（メキシコ在住）。

※1950年3月にストックホルムで開かれた世界平和委員会が採択した核兵器禁止を求める訴え。

個人・団体に対し協力を求めた。記者会見を行った16年3月段階では、呼びかけ人被爆者代表の田中熙巳氏が強調したように、「各団体が自分たちの特徴を活かしながら自由な署名活動」を進めるという呼びかけに過ぎなかった。しかし、より多くの人に署名を呼びかけるためには、取り組む人たちの横のつながりが重要であるとして、8月には「ヒバクシャ国際署名推進連絡会」(通称:ヒバクシャ国際署名連絡会)が立ちあげられた。

結成から1年が経過した17年3月末の段階での署名数は累計172万4,266筆である。このうち56万4,240筆の署名は、16年10月6日、国連総会第一委員会の開会冒頭、藤森俊希・日本被団協事務局次長が国連を訪問し、ザブリ・ブカドゥム第一委員会議長に提出された。また、17年3月に行われた核兵器禁止条約交渉会議第1会期に再び藤森氏が国連を訪れ、エレイン・ホワイト議長と面会した際には、「次回の会議の際は、みなさんの署名をたくさん私のところに届けて欲しい」と強く要請されたという。

ヒバクシャ国際署名連絡会はヒバクシャ国際署名を広げるための広報活動にも積極的に取り組んでいる。これまで、議員会館での集会、被爆者を国連に派遣する資金集めとしてのクラウドファンディング、核兵器禁止条約交渉会議への世論喚起としての「Peace Wave 2017」といった様々な取り組みを行ってきている※。

17年3月末現在、国内で被爆者手帳の所持者は16万4,621人、平均年齢は81.41歳※となった。最大時37万2,264人(81年3月末現在)であったのが、今やおよそ半数以下となった。また海外で暮らす被爆者手帳所持者は、17年3月末現在で、韓国、米国、ブラジルなどに計3,209人とされる。被爆者の高齢化が進む中で、被爆者から発せられた地球上から核兵器をなくしていこうとの署名活動はますます重要性を高めており、市民の幅広い支援と取り組みが求められる。

※活動の詳細は、ヒバクシャ国際署名ウェブサイトを参照。
http://hibakusha-appeal.net

※厚生労働省ウェブサイト内「原子爆弾被害者対策」より。www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/genbaku/

E4. オール沖縄が安倍政権と対峙、──生物多様性国家戦略を盾に

2016年7月22日、政府は、翁長雄志知事による辺野古埋め立て承認取り消しに対する「違法確認訴訟」を福岡高裁に起こした。埋め立て承認をめぐっては、16年3月4日、福岡高裁那覇支部が提示していた和解勧告を、政府、沖縄県ともに受け入れることで合意し、工事は中断された中での提訴であった。9月16日、福岡高裁那覇支部は、沖縄県の埋め立て承認取り消しは違法として、国の言い分を全面的に受け入れる判決を下した。更に12月20日、最高裁が高裁判決を踏襲する判決を下した※。

※この判決を受け、政府は17年2月6日、辺野古埋め立ての海上での本体工事に着手した。

ここに至る経緯を振り返ると、15年1月26日、前年11月16日投開票の沖縄県知事選挙で辺野古移設反対を公約して当選した翁長知事は、仲井眞前知事による辺野古沿岸部の埋め立て承認の検証を行う第三者委員会※を設置した。同委員会は、15年7月16日、翁長知事に検証結果報告書を提出した※。報告書は、埋め立ての必要性、公有水面埋立法第4条第1項第1～3号に係る埋め立て承認要件への適合性等につき検証し、「仲井眞前知事が出した埋め立て承認には法的に瑕疵がある」と結論づけた。特にジュゴンの餌場・生息地やウミガメの上陸・産卵地の保全、更に埋め立て土砂による外来種の侵入などへの対応が全く考慮されておらず、辺野古埋め立ては生物多様性基本法※に基づく「生物多様性国家戦略2012-2020」※及び「生物多様性おきなわ戦略」に違反している可能性が高いとした。

※「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立て承認手続きに関する第三者委員会」。環境・生態学者、弁護士ら6人の委員で構成。委員長：大城浩。

※沖縄県ウェブサイトに全文。www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/henoko/documents/houkokusho.pdf

※平成二十年六月六日法律第五十八号。

※12年9月28日閣議決定。

外来種持ち込みが懸念される埋め立て土砂は約2,100万立法メートル必要と見込まれ、その約8割を瀬戸内海以西の西

日本から供給する計画である※。この問題を憂慮した沖縄県議会は、15年7月10日、埋め立て土砂搬入に伴う外来種の持ち込みを禁止する条例※を成立させ、11月1日、施行した。

15年10月13日、翁長知事は第三者委員会の報告書を根拠に辺野古埋め立て承認を正式に取り消した。これに対し沖縄防衛局は、翌14日、行政不服審査法に基づく不服審査請求をし、沖縄県による埋め立て承認取り消しの執行停止を申し立てた。11月17日、国土交通大臣が、地方自治法に基づいて沖縄県知事の埋め立て承認取り消しを撤回し、国が代執行できることを求めて福岡高裁那覇支部に行政訴訟を起こした。そして16年3月4日の福岡高裁による和解勧告へと至る。

一方、16年7月11日未明、東村高江の北部訓練場のゲート付近に大型車両、機動隊など数百人が姿を見せ、ヘリパッド建設工事に着手した。前日は参議院議員選挙投票日で、オール沖縄が推す伊波洋一氏が現職沖縄担当相である島尻安伊子氏に10万6千票の大差をつけて圧勝したが、その投票締め切りからわずか10時間後のことである。これは、96年のSACO※合意に基づく北部訓練場の一部返還に伴い、集落を囲む形でオスプレイ用ヘリパッドを6か所、作るというものである。当初は環境への影響を配慮して1か所ずつ丁寧に実施するとしていたが、16年内に完成させるべく突貫工事に入った。反対運動を抑えるために投入された600人を越す機動隊員のうち約500人は全国からの応援部隊で、大阪府警の機動隊員による差別的な「土人」発言まで飛び出した。多くの負傷者を出しながらも、市民の非暴力による抵抗が続いた。10月17日には運動の中心を担った山城博治・沖縄県平和運動センター議長が狙い撃ちで逮捕拘禁された※。政府は、12月16日、ヘリパッドは完成したとし、22日、北部訓練場の一部返還を記念する日米両政府主催の式典を開催した。直前にオスプレイの墜落事故※が起き、翁長知事は中止を求めたが無視され、オスプレイ抗議集会への出席を優先させて式典は欠席した。

※沖縄防衛局の公有水面埋立て承認願書・付属図書10には岩ズリ供給先として小豆島(香川県)、黒髪島(山口県防府市)、門司(福岡県)、椛島(長崎県五島)、御所浦(熊本県天草)、南大隅(鹿児島県)、奄美大島(鹿児島県)、徳之島(鹿児島県)、更に本部町、国頭村(沖縄県)の地名が列挙されている。これを止めれば埋め立て工事は前に進まないということで、15年5月31日、搬出予定地の住民らが奄美大島で辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会を発足させた。

※正式名称は「公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例」。立ち入り調査の実施(第8条)、使用中止勧告ができる(第9条)などが盛り込まれた。罰則規定がない等、拘束力に乏しい面はある。

※沖縄に関する特別行動委員会。沖縄に所在する米軍施設・区域にかかわる諸課題に関し協議することを目的に95年11月、日米両政府が設置。96年12月、最終報告を出した。

※17年3月18日、山城氏はようやく保釈された。実に約5か月に及ぶ長期勾留であった。

※キーワードD7(130ページ)。

E5. 抜本的見直し求められる「日米地位協定」

沖縄県うるま市で2016年4月28日から行方不明となっていた20歳の女性が米軍属の男に強姦目的で殺害され、5月19日に遺体で見つかった。この事件を契機として日米地位協定※の問題性が改めて焦点化した。

※「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（1960年6月23日、条約第7号）。

16年7月、軍属の対象を厳密化する補足協定※が合意された。これには次の規定が含まれる：①軍属の範囲の明確化及びコントラクターの被用者※の適格性基準の作成、②コントラクターの被用者についての通報・見直しなど、③通常居住者※の軍属からの除外、④作業部会の設置。

※「日米地位協定の軍属に関する補足協定」。17年1月16日発効。

※米軍が契約する企業の社員。

※日本に在留資格を有する者

同時に発表された日米合同委員会合意で、「軍属」とは米政府予算などで雇用される文民、米軍が運航する船舶などの文民、米軍に福利厚生サービスなどを提供する機関の被用者、軍用銀行の被用者、米軍が契約する企業の被用者など8種類とされた。同日、米軍基地を抱える15都道府県で構成する渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（以下、渉外知事会）※は、会長名でこれを前進と評価するコメントを出した。

※構成都道府県：北海道、青森、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、静岡、京都、広島、山口、福岡、長崎、沖縄。会長：神奈川県知事。事務局：神奈川県政策局基地対策部基地対策課。www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417249/

地位協定に基づいて、その実施に伴う特例法（例：米軍機の超低空飛行や夜間離発着訓練を認める、航空特例法）が制定され、さまざまな米軍の活動が国内法による制約から除外されている。

地位協定の大きな問題として米軍関係者の刑事裁判権の問題がある。警察庁のまとめによると、16年における米軍人（軍属・家族を除く）の刑法犯検挙数は、全国で32件あり、うち9件が沖縄で発生している※。1995年9月に沖縄県で少女強姦事件が発生した際、被疑者の米兵が基地内におり、警察が

※データシート18（163ページ）。

拘束して取り調べ等の捜査を行うことができなかった。地位協定17条5項(c)は日本側に第1次裁判権がある米兵等が公務外で罪を犯した場合でも、米兵等が米軍基地内にいるときは、その身柄は起訴されるまで日本側に移されないと定めている。この事件を契機として、地位協定の見直し、基地縮小、撤退を求める大運動へと発展した。この運動が後押ししたことで同年10月の日米合同委員会合意がなされ、殺人または強姦という凶悪な犯罪の特定の場合に、起訴前の被疑者の身柄の移転について、米政府による「好意的な配慮」が払われることになった。しかし依然として米軍の裁量に依存していることに変わりはない。また、凶悪な犯罪でなければ、今日でも起訴前には引き渡されない。

このように、地位協定は、抜本的見直しではなく、「運用改善」にとどまっているのが現状である。

こうした現状に対し、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会※、前出の渉外知事会※、日弁連※などが繰り返し要望を行っている。日弁連の意見書は次のように指摘している。「地位協定は、安保条約反対運動という激動の中で締結されたことから、充分な検討・国会審議を経ることなく、旧安保条約下で締結されていた行政協定をそのまま引き継ぐ形で締結されたという歴史事情を背負っている。そのため(略)種々の問題(不平等性、不合理性)を内在させている」。このような見直しの要望に対し、政府は一貫して「運用改善」で対応してきた。

沖縄県は2000年の稲嶺県政の時代に日米地位協定に関する11項目の改訂要求を行った。その一つは上記17条5項(c)を廃止し、米軍は日本側による被疑者の起訴前の拘禁の移転の要請に応じることを地位協定に明記することを求めた。17年に入り、沖縄県は従来の11項目を維持しながら、17年ぶりの改訂要求の見直しを行っている※。

沖縄だけに留まらず全国の米軍基地周辺の市民の生命の安全、生存権を守るため、今こそ地位協定の抜本的見直しが必要である。

※「基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請」(16年9月)。

※「基地対策に関する要望書」(16年7月25日)。

※「日米地位協定に関する意見書」(14年2月20日)。

※「琉球新報」、17年4月7日。

15.基地騒音訴訟一覧(17年4月現在)

日本各地の米軍・自衛隊基地における航空機騒音訴訟について、提訴・判決の概要をまとめた。

表の「W」は、「加重等価連続感覚騒音基準」(W値＝うるささ指数)であり、訴訟において騒音の程度を測る指標として用いられている。いずれも係争中か、新たな訴訟が準備されており、基地騒音訴訟は現在進行形の問題であることがわかる。

出典:全国基地爆音訴訟原告団連絡会議作成資料

小松基地(米軍、自衛隊)

	判決年月日	夜間・早朝飛行差止	過去の損害賠償額(月)	将来賠償
小松基地騒音差止等請求訴訟1、2次(提訴日:75・9・16、原告数:330人)				
地裁	91・3・13	×	80W:5000円~90W:12000円	×
高裁	94・12・26	×	80W :5000円~90W:12000円	×
小松基地騒音差止等請求訴訟3、4次(提訴日:95・12・25、原告数:1766人)				
地裁	02・3・6	×	75W:3000円~90W:12000円	×
高裁	07・4・16	×	75W:3000円~90W:12000円	×
小松基地騒音差止等請求訴訟5、6次(提訴日:08・12・24、原告数:2227人)				
地裁で係争中				

横田基地(米軍、2012年より自衛隊と共同使用)

	判決年月日	夜間・早朝飛行差止	過去の損害賠償額(月)	将来賠償
旧横田基地公害訴訟1、2次(提訴日:76・4・28、原告数:153人)				
地裁	81・7・13	×	85W:1000~2000円 ~95W:5000円	×
高裁	86・7・15	×	75W:2500円~95W:15000円	×
最高裁	93・2・25	×	75W:2500円~95W:15000円	×
旧横田基地公害訴訟3次(提訴日:82・7・21、原告数:605人)				
地裁	89・3・15	×	75W:3000円~90W:12000円	×
高裁	94・3・30	×	75W:3000円~95W:17000円	×
横田基地飛行差し止め訴訟(提訴日:94・12・12、原告数:359人)				
地裁	03・5・13	×	75W:3000円~90W:12000円	×
高裁	08・7・17	×	75W:3000円~90W:12000円	×
最高裁	09・4・10	×	75W:3000円~90W:12000円	×
新横田基地公害訴訟(提訴日:96・4・10、原告数:5945人)				
地裁	02・5・30	×	75:3000円~90W:12000円	×
高裁	05・11・30	×	75W:3000円~90W:12000円	一部○
最高裁	07・5・29	×	75W:3000円~90W:12000円	×
新横田基地公害訴訟(分離された対米訴訟)				
地裁	97・3・14	×	-	-
高裁	98・12・25	×	-	-
最高裁	02・4・12	×	-	-
第9次横田基地公害訴訟(提訴日:12・12・12、原告数:144人)				
地裁で係争中				
第2次新横田基地公害訴訟(提訴日:13・3・26、原告数1078人)				
地裁で係争中				

厚木基地(米軍、自衛隊)

	判決年月日	夜間・早朝飛行差止	過去の損害賠償額(月)	将来賠償
第一次厚木爆音訴訟(提訴日:76・9・8、原告数:92人)				
地裁	82・10・20	×	80W:3000円～85W:4000円	×
高裁	86・4・9	×	×	×
最高裁	93・2・25	×	高裁判決を破棄、差し戻し	×
差戻審	95・12・26	×	80W:5500円～90W:13500円	×
第二次厚木爆音訴訟(提訴日:84・10・22、原告数:161人)				
地裁	92・12・21	×	80W:5500円～90W:13500円	×
高裁	99・7・23	×	80W:5500円～90W:13500円	×
第三次厚木爆音訴訟(提訴日:97・12・8、原告数:5047人)				
地裁	02・10・16	-	75W:3000円～90W:12000円	×
高裁	06・7・13	-	75W:3000円～90W:12000円	×
第四次厚木爆音訴訟(提訴日:07・12・17、原告数:7054人)				
地裁	14・5・21	一部○	75W:4000円～95W:20000円	×
高裁	15・7・30	一部○	75W:4000円～95W:20000円	一部○
最高裁	16.12.8	×	75W:4000円～95W:20000円	×

嘉手納基地(米軍)

	判決年月日	夜間・早朝飛行差止	過去の損害賠償額(月)	将来賠償
嘉手納基地爆音訴訟(提訴日:82・2・26、原告数:906人)				
地裁	94・2・24	×	80W:3000円～95W:18000円	×
高裁	98・5・22	×	75W:2000円～95W:18000円	×
新嘉手納基地爆音訴訟(提訴日:00・3・27、原告数:5541人)				
地裁	05・2・17	×	85W:9000円～95W:18000円	×
高裁	09・2・27	×	75W:3000円～95W:18000円	×
最高裁	11・1・27	×	75W:3000円～95W:18000円	×
第三次嘉手納米軍基地爆音差止訴訟(提訴日:11・4・28、原告数:22058人)				
地裁で係争中				

普天間基地(米軍)

	判決年月日	夜間・早朝飛行差止	過去の損害賠償額(日)	将来賠償
普天間爆音訴訟(提訴日:02・10・29、原告数:404人)				
地裁	08・6・26	×	75W:100円～80W:200円	×
高裁	10・7・29	×	75W:200円～80W:400円	×
最高裁	11・10・11	×	75W:200円～80W400円	×
第2次普天間爆音訴訟(提訴日:12・3・30、原告数:3417人)				
地裁	16.11.17	×	75W:7000円～80W:13000円(月額)	×
高裁で係争中				

岩国基地(米軍、自衛隊)

	判決年月日	夜間・早朝飛行差止	過去の損害賠償額(日)	将来賠償
岩国爆音訴訟(提訴日:09・3・23、原告数:654人)				
地裁	15・10・15	×	75W:4000円～90W:16000円	×
高裁で係争中				

注1) 過去の損害賠償額は、最低と最高のみを記している。
注2) 将来請求の「一部○」とは、新横田基地公害訴訟の場合には結審日から判決日までの期間の損害賠償が新たに認められたということであり、第四次厚木爆音訴訟の場合には米空母艦載機の拠点移動予定時期までの期間の損害賠償が認められたということである。
注3) 夜間・早朝飛行差止の「一部○」とは、自衛隊機のみ22～6時の差止めが認められたということである。

16. 思いやり予算の動向

「日米地位協定」[1]の第24条は、在日米軍の駐留経費は基本的に米国が負担するものとしている。ただし、「施設及び区域」については、それが国有財産であれば無償で、私有財産の場合には日本政府が所有者に補償費を支払って、米国に提供する。

この原則にかかわらず、1978年から日本政府は第24条で規定されていない経費負担を始めた。これが、いわゆる「思いやり予算」である。78年には、日本人基地従業員の福利費等62億円が計上された。79年には、米軍隊舎、家族住宅、環境関連施設などの「提供施設整備」が加えられた。米国では「ホスト・ネーション・サポート」(受け入れ国支援)という一般的概念で解釈されている。

当初日本政府は地位協定の拡大解釈によってこれらの支出を正当化していたが、1987年からは日米間で地位協定24条に関する特別協定を締結する方式に転換した。最新の特別協定は16年1月22日署名され4月1日に発効された、８回目のものである。それまでの経過は次のとおりである。

87年の特別協定では従業員の退職手当など8手当の負担、91年の特別協定では従業員の基本給など44種類の負担が列挙され、一方、電気・ガス・水道など光熱水料の一部負担も始まった。提供施設整備費については「特別協定」の枠外での負担が続いている。さらに、96年締結の3回目の特別協定では、米軍の訓練移転経費も加わった。

※契約ベース

(単位:億円)

	78年度	79年度	80年度	81年度	82年度	83年度	84年度	85年度	86年度	87年度	88年度	89年度	90年度
訓練移転費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
光熱水料等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労務費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	165	209	322	459
提供施設の整備※	0	227	273	327	409	503	629	632	708	816	870	995	1004
基地従業員対策費	62	140	147	159	164	169	180	193	191	196	203	211	220
合計	**62**	**366**	**420**	**486**	**573**	**672**	**808**	**825**	**899**	**1177**	**1281**	**1527**	**1683**

91年度	92年度	93年度	94年度	95年度	96年度	97年度	98年度	99年度	00年度	01年度	02年度	03年度
0	0	0	0	0	3.5	3.5	4	4	4	4	4	4
27	81	161	230	305	310	319	316	316	298	264	263	259
564	669	833	1004	1173	1185	1186	1200	1223	1212	1201	1192	1154
1126	1085	1062	1062	1012	1035	1035	882	856	809	813	752	691
227	236	240	248	254	263	277	281	280	281	284	288	293
1944	**2070**	**2296**	**2544**	**2743**	**2797**	**2820**	**2683**	**2678**	**2603**	**2567**	**2498**	**2400**

04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
4	4	4	5	5	6	5	4	4	4	5	3	7
258	249	248	253	253	249	249	249	249	249	249	249	249
1134	1138	1135	1150	1158	1160	1140	1131	1139	1144	1119	1164	1194
680	633	463	301	204	188	195	210	255	213	254	233	218
296	298	300	308	305	293	279	268	269	253	262	262	264
2372	**2322**	**2151**	**2017**	**1925**	**1897**	**1869**	**1862**	**1916**	**1864**	**1890**	**1912**	**1933**

01年締結の4回目では、施設・区域外の米軍住宅の光熱水料が対象から除外された。06年締結の5回目では、従来の協定がほぼ踏襲されたが、それまでの5年ごとの改定が2年に短縮された。08年締結の6回目の特別協定においては、参議院で過半数を占めていた野党側（民主党、社民党、日本共産党など）の反対で、3月末に旧協定が失効して1か月間の法的空白が生じた。2011年４月の７回目では、日本側の負担額は、2010年度の水準（1881億円）を5年間維持するとされた。2016年の8回目では、日本が負担する労働者数の上限が23,178人と過去最高となった。

このような「手厚い」駐留経費負担は、他の米同盟国・友好国には例をみないものである。2003年における同盟国からの貢献を統計的に分析した米国防総省作成の03年版「共同防衛のための同盟国の貢献」[2]によれば、日本一国が拠出している金額（当時44億1134万ドル）[3]は、日本以外の米同盟国・友好国――ドイツ（15億6393万ドル）や韓国（8億4281万ドル）を含む――からの負担額をすべて足した金額よりも多かった。より重要なのは、直接財政支出全額は、全同盟国の総額の約80％を日本が占めていた。04年以降、米国はこの報告書を公表していない。

1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定。
2 www.defense.gov/pubs/allied_contrib2004/allied2004.pdf
3 02年のホスト・ネーション・サポート（直接経費負担と間接経費負担の合計額）。含む経費の内容や期間が異なるため表やグラフの02年度の数字とは一致しない。

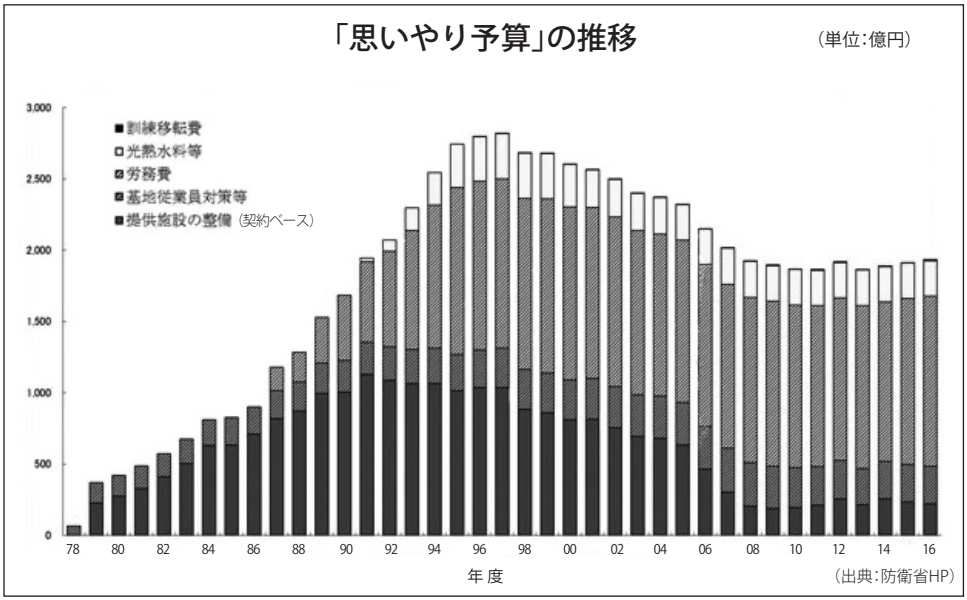

データシート

17. 米軍機・艦船による事故

2016年1月～12月（防衛省まとめ）

●米軍機による事故

（1）民間地域への予防着陸（不時着）等

年月日	発生場所	概　要
16年2月20日	那覇空港	米軍機2機が天候不良のため着陸
16年2月29日	調布飛行場	米軍ヘリ（UH-1）1機がエンジンの警告ランプが点灯したため着陸
16年9月6日	那覇空港	米軍ヘリ（C-12）1機が天候不良のため着陸
16年9月11日	静岡県御殿場市神場（ショーワ御殿場工場第一工場駐車場）	米軍ヘリ（UH-60）1機が天候不良のため着陸
16年9月15日	東京国際空港（羽田空港）	米軍チャーター機（ボーイング767）1機が横田基地滑走路閉鎖のため着陸
16年10月31日	富山空港	米軍ヘリ（UH-1）1機が自動燃料装置の不具合のため着陸
16年11月9日	新千歳空港	米軍チャーター機（ボーイング767）1機が天候不良のため着陸
計		7件

（2）部品の落下

年月日	発生場所	概　要
16年2月9日	山梨県山中湖村 東富士五湖道路 山中湖インターチェンジ付近	米軍ヘリ（UH-60）からプレキシガラス製窓が落下
計		1件

（3）部品の遺失

年月日	発生場所	概　要
16年1月8日	岩国飛行場付近の海上	米軍機（FA-18）が主着陸装置のドアカバーを遺失
16年1月29日	普天間基地と嘉手納基地との間	米軍機（KC-130J）がプロペラの除氷ブーツであるゴム片を遺失
計		2件

（4）不時着水*

年月日	発生場所	概　要
16年12月13日	沖縄県名護市東海岸の沖合	米軍機（MV-22）1機が不時着水
計		1件

●米軍艦船による事故

年月日	発生場所	概　要
16年8月5日	佐世保港	米軍プッシャーボートが浮標（ブイ）を損傷
計		1件

原注　本表は、防衛省が日米地位協定第18条業務の関係において知り得たものであり、米軍の事件・事故すべてについて網羅したものではない。

*防衛省は不時着水とするが、普天間基地配備のMV-22オスプレイが墜落して大破した事故のこと。

キーワードD5（●ページ）参照。

18. 米軍人による刑法犯検挙状況

（警察庁刑事局まとめ）

		総数	犯罪別の検挙状況（件数）					
			凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
全国総数　2016年		32	3	12	9	0	1	7
米軍基地等が存在する都道県	北海道	0	0	0	0	0	0	0
	青森	1	0	1	0	0	0	0
	東京	9	2	5	0	0	0	2
	神奈川	3	0	1	0	0	0	2
	広島	1	0	1	0	0	0	0
	山口	1	0	0	1	0	0	0
	長崎	5	0	0	2	0	1	2
	沖縄	9	1	2	5	0	0	1
	その他	3	0	2	1	0	0	0

原注）　刑法犯の数値は、道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷罪、危険運転致死傷罪及び自動車運転過失致死傷罪を除いたものである。

編注）　上記資料は米軍人の犯罪で、軍属と家族は含まれない。

19. 自衛隊機・艦船の事故

16年1月～12月（防衛省まとめ）

1 自衛隊機による事故 ＜航空自衛隊＞

発生年月日	場所	概要
4月6日	鹿児島県鹿屋市高隈山系御岳山頂東側	U-125飛行点検機が海上自衛隊鹿屋航空基地の航空保安無線施設を飛行点検中、山腹に衝突し、搭乗員6名全員が死亡。

2 艦船による事故 ＜海上自衛隊＞

発生年月日	場所	概要
7月20日	奄美大島東方海域	海洋観測艦「にちなん」が当該海域を航行中に乗員1名が行方不明となった。艦艇及び航空機により付近海域を捜索したものの発見できなかった。

E6. ICAN(核兵器廃絶国際キャンペーン)、核兵器禁止条約を推進

核兵器廃絶国際キャンペーン(以下、ICAN)は2007年に誕生した世界的なNGO連合である。16年10月現在、世界98か国、440団体が参加している※。12年以降、「人道イニシアティブ」諸国の政府と協力しながら核兵器の非人道性に焦点をあて、核兵器禁止条約を求める運動を牽引してきた。

※ウェブサイト:www.icanw.org。

16年、ICANは、国連公開作業部会(OEWG)で「核兵器を禁止する法的拘束力のある文書を交渉する会議のできるだけ早期の開催」を国連総会に勧告する報告書の採択へ向け、会議での発言、サイドイベントの開催など幅広い運動を展開した。その結果、豪州など核兵器依存国は反対したが、「禁止条約交渉の2017年開始」を含む報告書を採択することができた※。報告書採択後に発言したベアトリス・フィンICAN事務局長は、「核なき世界を求めるこの70年の苦闘の中で画期的な瞬間だ。核兵器の非人道性に関する3回の国際会議を経て、このOEWGは、核兵器禁止条約が必要だと勧告した。国連総会ですべての国が、核兵器禁止条約交渉を促す決議に賛成するよう求める」との趣旨を述べた。更に秋の国連総会においても、OEWG勧告を受けてメキシコ、オーストリアなどが提案した「多国間軍縮交渉を前進させる」決議※への賛同を広げる活動を行った。米国などからの激しい抵抗もあるなか、同決議は、第1委員会において123か国の賛成多数で採択され、2017年に核兵器禁止条約に関する交渉を始める上で、重要な役割を果たした※。

※キーワードA3(46ページ)。

※資料2-6(280ページ)。

※キーワードA6(52ページ)。ICANの発言は以下のサイト。www.reachingcriticalwill.org。

ここに至る経過は以下の通りである。13～14年にノルウェー、メキシコ、オーストリアで開かれた核兵器の人道上

の影響に関する国際会議※にあたって、ICANは、各開催国政府と綿密に協力し、NGO、市民社会代表の参加や発言をコーディネートした。14年2月のナヤリット会議では、被爆者セッションの実現を導いた。これらの会議で、ICANとつながりの深い研究者たちが核戦争による地球規模の「核の飢饉」や国際人道法上の側面について発表した。

※キーワードA1(42ページ)。

ICANは、対人地雷やクラスター弾など他の非人道兵器の禁止運動をしてきたNGOとの連携を積極的に図った※。その中で生まれたのが、核兵器の禁止と廃棄を分け、禁止を先行的に定めるいわゆる「簡易型核兵器禁止条約」の構想である。これは、仮に核保有国が参加しなかったとしても簡易型の禁止条約は交渉・妥結可能であるし、廃絶に向けた大きな推進力となるというものだ。廃棄プロセスには保有国の参加が不可欠だが、それは議定書など後に定めることとする。

※国際人権NGOヒューマンライツ・ウォッチが呼びかけて、国連総会第1委員会の時期にニューヨークで開催される「人道的軍縮フォーラム」が非人道兵器の禁止を求める諸運動の国際的な交流の場となっている。

ナヤリット会議の議長総括は「これまで兵器は非合法化された後に廃絶されてきた」と述べており、禁止先行の考え方が反映されている。またウィーン会議閉幕時には、オーストリア政府が核兵器に「汚名を着せ、これを禁止し、廃絶する」とうたう「オーストリアの誓約」を発した。核兵器が悪であるとする規範が、核兵器の使用をこれまで以上に困難にし、その保有継続への政治的・経済的障壁を高くする。禁止先行構想の狙いはここにある。

15年NPT再検討会議では、ICANは「オーストリアの誓約」への賛同を拡大する運動を展開し、会議前は約60か国だった賛同国は、閉幕時には100を超え、文書は「人道の誓約」と改称された※。さらに同年秋の国連総会第1委員会では、アイルランド、メキシコなどが提案した「法的措置」に関する作業部会の設置決議への賛同拡大を支援し、採択を後押しした。被爆者の声に依拠したICANを中心とするこれらの働きは、16年のOEWGにおける禁止条約論議の土台を作るのに大きく貢献した※。

※キーワードA1（42ページ）。

※一連の動きについては川崎哲『核兵器を禁止する』(岩波ブックレット、2014年)に詳しい。

E7. 北東アジア非核兵器地帯を！宗教者が声を上げる

北朝鮮による核実験やミサイル開発が急速に進行する状況下で、軍事力によらないで安全保障体制を構築するために重要な動きが始まった。2016年2月12日、衆議院第2議員会館において日本の宗教指導者4氏の呼びかけで「北東アジア非核兵器地帯の設立を求める宗教者キャンペーン」発足についての記者会見が行われた。世界宗教者平和会議（WCRP）日本委員会が協賛し、ピースデポが事務局としてキャンペーンを支援している。

代表呼びかけ人は、小橋孝一（日本キリスト教協議会議長）、杉谷義純（元天台宗宗務総長、世界宗教者平和会議軍縮安全保障常設委員会委員長）、高見三明（カトリック長崎大司教区大司教）、山崎龍明（浄土真宗本願寺派僧侶）の各氏である。

キャンペーンは、あらゆる宗教者に対し、「私たち日本の宗教者は、日本が『核の傘』依存をやめ、北東アジア非核兵器地帯（以下、NEA-NWFZ）の設立に向かうことを求めます」と銘打った声明※への賛同を求めている※。同年12月にはキャンペーンを広げるため、代表呼びかけ人のメッセージを盛り込んだリーフレットが作成された。

以下、関連する経緯を振り返る。まず、09年に開始したNEA-NWFZを支持する自治体首長の署名は546名に達した※。14年4月には、国連本部においてNEA-NWFZ設立を支持する日本の自治体首長543名の署名簿が田上長崎市長、松井広島市長によりパン・ギムン国連事務総長に提出された※。この時、念頭に置いていた最も大きな要素は、13年7月、国連

※資料3−17（342ページ）。www.peacedepot.org/theme/nwfz/petition-people_of_faith.pdf

※16年12月末現在の賛同人は69名。

※データシート20（168ページ）。

※本イアブック14年版・キーワードE1（172ページ）。

事務総長の軍縮諮問委員会が「事務総長は、北東アジア非核兵器地帯の設立に向けた適切な行動を検討すべきである」との画期的な勧告※を行ったことである。

※本イアブック14年版・資料2−9(298ページ)。

しかし、日本政府に外交・安全保障政策として「非核兵器地帯」を推進させていくためには、日本国内の世論がまだまだ不十分で、この声を様々な社会領域に広げることが求められていた。発展の可能性として宗教者の動きがあった。

13年4月、NPT再検討会議第2回準備委員会が開かれていたジュネーブにおいてNEA-NWFZに関するワークショップを日韓NGOの主催で開いた際、世界教会協議会(以下、WCC)が初めて協力団体となった。翌14年4月30日、同第3回準備委員会開催の国連本部(ニューヨーク)において、同様のワークショップを日韓モンゴルNGO共催で開催した際※、レリジョンズ・フォー・ピース(RfP)の杉野副事務総長がパネラーとして参加し、「RfPはNEA-NWFZを支持し行動する」と表明した。更に15年4月30日、NPT再検討会議開催中の国連本部で日韓モンゴルNGO共催のワークショップ「北東アジア非核兵器地帯の設立はグローバルな核兵器廃絶に寄与する」※が開かれ、ここでもRfP、WCCが協力団体となった。

※『核兵器・核実験モニター』第449-50号(14年6月15日)。

※『核兵器・核実験モニター』第473号(15年6月1日)。

一方で、2013年、RfPは「宗教指導者と共同体のための核軍縮に関する実践情報ガイド」と題する冊子※を作成し、関係機関に配布、普及した。冊子は、「宗教および信仰を基盤とした共同体は、核廃絶交渉を容易にさせるための建設的で新しいアプローチを奨励し、核兵器のない世界を実現するための段階的措置として、非核兵器地帯を創設するために行動すべきである」としている。その頃から核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)とRfPとの連携が始まり、14年2月にPNNDがワシントンDCで開催した総会のプレイベントの「NEA-NWFZに関するシンポジウム」にRfP代表も参加した。

※原文は英語版カラー40ページ。日本語版もある。

こうした経過を踏まえ、15年7月より日本の宗教指導者の呼びかけで、「北東アジア非核兵器地帯の設立を求める宗教者キャンペーン」発足の準備活動が始まり、冒頭の記者会見へと至った。

データシート

20. 北東アジア非核兵器地帯を支持する自治体首長署名 16年12月31日現在

●署名文

北東アジアの非核兵器地帯化を支持します

私たちは、北東アジアに非核兵器地帯を設立するための努力を支持します。それは、「核兵器のない世界」に向けた国際的気運を高めるとともに、北東アジア地域の安定と平和を実現するための緊急で時宜を得たイニシャティブです。

北東アジア非核兵器地帯を設立するという目標を掲げることは、現在行われている韓国、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）、日本、中国、ロシア、米国による「6か国協議」に新しい積極的な次元をもたらすでしょう。6か国協議が掲げている「朝鮮半島の検証可能な非核化」（6か国共同声明。05年9月19日）という目標がより大きなビジョンの下に置かれるからです。

「核兵器のない世界」の実現は、核兵器保有国だけでなく、とりわけ安全保障を核の傘に依存している国を含む全ての国の責務です。そのためには、すべての国が核兵器に依存しない安全保障政策に移行する道を追求する責任があります。北東アジア非核兵器地帯は、日本、韓国など北東アジアの関係国にこのような道筋を提供することになります。

北東アジア非核兵器地帯の現実的な一つの形として「3+3」の枠組みがあります。それは韓国、北朝鮮、日本の3か国が中心となって非核兵器地帯を形成し、近隣核兵器国（中国、ロシア、米国）がこれを支持して安全の保証を与えるというものです。この形は1992年の「朝鮮半島の非核化南北共同宣言」と日本の非核三原則を基礎にできる利点があります。

私たちは、世界中の国政、地方政治にたずさわる政治家の皆さん、市民団体及び個人の皆さんが、北東アジア非核兵器地帯を支持し、その実現のためにともに力を出しあうことを呼びかけます。

（呼びかけ）日本：ピースデポ、ピースボート
韓国：平和ネットワーク、参与連帯

● 自治体関係団体の賛同（2団体）

平和首長会議　　日本非核宣言自治体協議会

● 自治体首長の賛同（546名）※

●…政令指定都市（合計5）
★…道府県庁所在地（合計16）

（※市町村首長545名、県知事1名の合計。首長氏名は賛同した時点のもの。）

【北海道】(54)

★● 秋元勝弘（札幌市長）
安久津勝彦（足寄町長）
伊藤喜代志（比布町長）
井上久男（置戸町長）
上野正三（北広島市長）
蝦名大也（釧路市長）
小笠原春一（登別市長）
岡田和夫（幕別町長）
勝井勝丸（池田町長）
金平嘉則（沼田町長）
川村 茂（鹿部町長）
菊川健一（当麻町長）
菊池一春（訓子府町長）
北　良治（奈井江町長）
清澤茂宏（芦別市長）
工藤　広（稚内市長）
工藤壽樹（函館市長）
小谷毎彦（北見市長）
小林　実（中標津町長）
小林康雄（士幌町長）
斉藤純雄（浦臼町長）
酒井芳秀（新ひだか町長）
坂下一幸（様似市長）
佐々木智雄（剣淵町長）
佐藤聖一郎（仁木町長）
佐藤多一（津別町長）
佐藤広高（釧路町長）
佐藤芳治（上川町長）
嶋　保（余市町長）
新村卓実（奥尻町長）
菅原章嗣（喜茂別町長）
鈴木直道（夕張市長）
高橋定敏（留萌市長）
高橋貞光（せたな町長）
高橋正夫（本別町長）
髙橋幹夫（美唄市長）
高薄　渡（清水町長）
竹中　貢（上士幌町長）
田村光義（中札内村長）
舟橋泰博（羽幌町長）
中松義治（小樽市長）
中宮安一（七飯町長）
中村　博（占冠村長）
西川将人（旭川市長）
能登芳昭（富良野市長）
濱谷一治（江差町長）
本間順司（古平町長）
福島世二（倶知安町長）
伏見悦夫（大樹町長）
牧野勇司（士別市長）
真屋敏春（洞爺湖町長）
水澤一廣（浦幌町長）
村瀬　優（広尾町長）
米沢則寿（帯広市長）

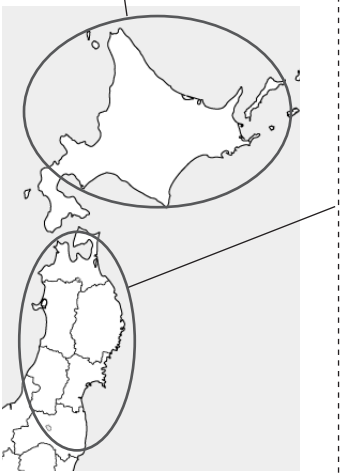

【東北】(48)

青森(4)

大川喜代治（平川市長）
小山田久（十和田市長）
平山誠敏（五所川原市長）
吉田　満（深浦町長）

秋田(7)

五十嵐忠悦（横手市長）
門脇光浩（仙北市長）
栗林次美（大仙市長）
齊藤滋宣（能代市長）
齋藤光喜（湯沢市長）
長谷部　誠（由利本荘市長）
横山忠長（にかほ市長）

岩手(7)

小田佑士（野田村長）
菅原正義（平泉町長）
髙橋敏彦（北上市長）
野田武則（釜石市長）
水上信宏（洋野町長）
山内隆文（久慈市長）
山本正徳（宮古市長）

山形(7)

安部三十朗（米沢市長）
★ 市川昭男（山形市長）
遠藤直幸（山辺町長）
後藤幸平（飯豊町長）
佐藤　清（村山市長）
佐藤誠七（白鷹町長）
内谷重治（長井市長）

宮城(12)

安部周治（涌谷町長）
伊勢　敏（大河原町長）
伊藤拓哉（色麻町長）
大友喜助（角田市長）
齋藤邦男（亘理町長）
佐々木功悦（美里町長）
佐藤勇（栗原市長）
佐藤英雄（村田町長）
菅原茂（気仙沼市長）
鈴木勝雄（利府町長）
滝口　茂（柴田町長）
布施孝尚（登米市長）

福島(11)

井関庄一（柳津町長）
遠藤雄幸（川内村長）
大宅宗吉（南会津町長）
佐藤　力（国見町長）
桜井勝延（南相馬市長）
宍戸良三（小野町長）
鈴木義孝（三春町長）
須藤一夫（浅川町長）
前後 公（猪苗代町長）
高橋宣博（桑折町長）
目黒吉久（只見町長）

データシート

20. 北東アジア非核兵器地帯を支持する自治体首長署名(続き1)

16年12月31日現在

●…政令指定都市（合計5）
★…道府県庁所在地（合計16）

【近畿】(55)

京都(7)

井上正嗣（宮津市長）　中山　泰(京丹後市長)
太田貴美(与謝野町長)　松山正冶(福知山市長)
●★ 門川大作（京都市長）　山崎善也（綾部市長）
寺尾富爾(京丹波町長)

滋賀(5)

泉　峰一（米原市長）
西澤久夫（東近江市長）
橋川　渉（草津市長）
藤澤直広（日野町長）
宮本和宏（守山市長）

兵庫(6)

泉　房穂（明石市長）
酒井隆明（篠山市長）
嶋田雅義（福崎町長）
中川智子（宝塚市長）
西村和平（加西市長）
山中　健（芦屋市長）

奈良(15)

岩崎万勉（平群町長）　松井正剛（桜井市長）
太田好紀（五條市長）　南　佳策（天理市長）
小城利重（斑鳩町長）　森　宏範（三郷町長）
竹内幹郎（宇陀市長）　西本安博（安堵町長）
★ 仲川げん（奈良市長）　山下和弥（葛城市長）
東川　裕（御所市長）　山下　真（生駒市長）
平井康之（王寺町長）　吉田誠克（大和高田市長）
平岡　仁（広陵町長）

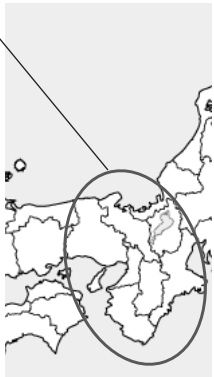

大阪(9)

岡本泰明（柏原市長）
神谷　昇（泉大津市長）
阪口伸六（高石市長）
竹内　脩（枚方市長）
多田利喜（富田林市長）
田中誠太（八尾市長）
馬場好弘（寝屋川市長）
福山敏博（阪南市長）
吉田友好（大阪狭山市長）

三重(8)

岩田昭人（尾鷲市長）　田代兼二朗（朝日町長）
尾上武義（大台町長）　田中俊行（四日市市長）
亀井利克（名張市長）　中井幸充（明和町長）
鈴木健一（伊勢市長）　中村順一（度会町長）

和歌山(5)

井本泰造（かつらぎ町長）　田嶋勝正（串本町長）
岩田 勉（すさみ町長）　日裏勝己（印南町長）
小出隆道（上富田町長）

【中部】(93)

石川(2)

粟　貴章(野々市町長)
武元文平（七尾市長）

福井(1)

奈良俊幸（越前市長）

富山(4)

桜井森夫(小矢部市長)
澤﨑義敬（魚津市長）
堀内康男（黒部市長）
脇　四計夫(朝日町長)

岐阜(11)

石川道政（美濃市長）
岡崎和夫（池田町長）
林　宏優（山県市長）
日置敏明（郡上市長）
広江正明（笠松町長）
藤原　勉（本巣市長）
古川雅典(多治見市長)
堀　孝正（瑞穂市長）
水野光二（瑞浪市長）
南山宗之（坂祝町長）
室戸英夫（北方町長）

愛知(9)

石川英明（豊明市長）
江戸　滿（扶桑町長）
大野紀明(稲沢市長)
片岡恵一（岩倉市長）
神谷明彦（東浦町長）
榊原純夫（半田市長）
田中志典（犬山市長）
林　郁夫（知立市長）
籾山芳輝（武豊町長）

新潟(13)

会田　洋（柏崎市長）
上村憲司（津南町長）
上村清隆（湯沢町長）
大平悦子（魚沼市長）
佐藤邦義（田上町長）
●★ 篠田　昭（新潟市長）
鈴木　力（燕市長）
関口芳史（十日町市長）
二階堂　馨(新発田市長)
入村　明（妙高市長）
森　民夫（長岡市長）
谷井靖夫（小千谷市長）
吉田和夫（胎内市長）

（首長氏名は賛同した時点のもの。）

【関東】(95)

群馬 (10)

阿久津貞司（渋川市長）
新井利明（藤岡市長）
市川宣夫（南牧村長）
岡田義弘（安中市長）
岡野光利（富岡市長）
千明金造（片品村長）
富岡賢治（高崎市長）
星野巳喜雄（沼田市長）
安樂岡一雄（館林市長）
★ 山本龍（前橋市長）

栃木 (12)

阿久津憲二（那須塩原市長）
市村　隆（岩舟町長）
大久保寿夫（小山市長）
大豆生田　実（足利市長）
岡部正英（佐野市長）
小菅一弥（壬生町長）
斎藤文夫（日光市長）
佐藤　信（鹿沼市長）
鈴木俊美（栃木市長）
津久井富雄（大田原市長）
豊田征夫（芳賀町長）
真瀬宏子（野木町長）

茨城 (17)

阿久津藤男（城里町長）
天田富司男（阿見町長）
海野　徹（那珂市長）
大久保太一（常陸太田市長）
久保田健一郎（石岡市長）
小林宜夫（茨城町長）
島田穣一（小美玉市長）
染谷森雄（五霞町長）
高杉 徹（常総市長）
★ 高橋　靖（水戸市長）
保立一男（神栖市長）
益子英明（大子町長）
宮嶋光昭（かすみがうら市長）
村上達也（東海村長）
中島　栄（美浦村長）
中山一生（龍ヶ崎市長）
吉原英一（坂東市長）

埼玉 (6)

石津賢治（北本市長）
川合善明（川越市長）
小島　進（深谷市長）
小峰孝雄（鳩山町長）
久喜邦康（秩父市長）
高畑　博（ふじみ野市長）

千葉 (28)

相川勝重（芝山町長）
秋葉就一（八千代市長）
伊澤史夫（白井市長）
井崎義治（流山市長）
石井俊雄（長生村長）
石井裕（南房総市長）
石田義廣（御宿町長）
岩田利雄（東庄町長）
太田　洋（いすみ市長）
金坂昌典（大網白里町長）
北村新司（八街市長）
小泉一成（成田市長）
越川信一（銚子市長）
齊藤　隆（横芝光町長）
猿田寿男（勝浦市長）
佐渡　斉（四街道市長）
椎名千収（山武市長）
志賀直温（東金市長）
菅澤英毅（多古町長）
玉川孫一郎（一宮町長）
出口　清（袖ヶ浦市長）
根本　崇（野田市長）
星野順一郎(我孫子市長)
本郷谷健次（松戸市長）
松崎秀樹（浦安市長）
水越勇雄（木更津市長）
山崎山洋（印西市長）
蕨　和雄（佐倉市長）

東京 (5)

阿部裕行（多摩市長）
小林正則（小平市長）
馬場一彦（東久留米市長）
邑上守正（武蔵野市長）
矢野　裕（狛江市長）

神奈川 (17) ●

黒岩祐治（神奈川県知事）
青木　健（真鶴町長）
阿部孝夫（川崎市長）
大木さとる（大和市長）
大矢明夫（清川村長）
落合克宏（平塚市長）
加藤憲一（小田原市長）
加藤修平（南足柄市長）
木村俊雄（寒川町長）
小林常良（厚木市長）
鈴木恒夫（藤沢市長）
中﨑久雄（大磯町長）
服部信明（茅ヶ崎市長）
平井竜一（逗子市長）
府川裕一（開成町長）
古谷義幸（秦野市長）
山口昇士（箱根町長）

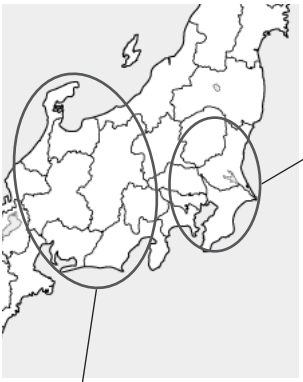

長野 (30)

青木　悟（下諏訪町長）
足立正則（飯山市長）
井出玄明（北相木村長）
今井竜五（岡谷市長）
牛越　徹（大町市長）
太田紘熙（白馬村長）
岡庭一雄（阿智村長）
菊池毅彦（南相木村長）
熊谷元尋（高森町長）
栗屋徳也（木祖村長）
近藤清一郎（千曲市長）
清水　澄（原村長）
下平喜隆（豊丘村長）
白鳥　孝（伊那市長）
菅谷　昭（松本市長）
杉本幸治（駒ヶ根市長）
曽我逸郎（中川村長）
田上正男（上松町長）
竹節義孝（山ノ内町長）
田中勝巳（木曽町長）
羽田健一郎（長和町長）
平林明人（松川村長）
富井俊雄（野沢温泉村長）
藤澤泰彦（生坂村長）
藤巻　進（軽井沢町長）
牧野光郎（飯田市長）
松本久志（小谷村長）
宮川正光（南木曽町長）
山田勝文（諏訪市長）
山村　弘（坂城町長）

山梨 (11)

石田壽一（西桂町長）
角野幹男（昭和町長）
久保眞一（市川三郷町長）
志村　学（富士川町長）
田中久雄（中央市長）
田辺　篤（甲州市長）
中込博文（南アルプス市長）
堀内　茂（富士吉田市長）
望月仁司（身延町長）
横内公明（韮崎市長）
渡邊凱保（富士河口湖町長）

静岡 (12)

栗原裕康（沼津市長）
齊藤　栄（熱海市長）
清水　泰（焼津市長）
鈴木　尚（富士市長）
須藤秀忠（富士宮市長）
佃　弘巳(伊東市長)
豊岡武士（三島市長）
原田英之（袋井市長）
松井三郎（掛川市長）
三上　元（湖西市長）
森　延彦（函南町長）
若林洋平（御殿場市長）

データシート

20. 北東アジア非核兵器地帯を支持する自治体首長署名(続き2)

16年12月31日現在

【九州】(104)

佐賀(7)

江頭正則(吉野ヶ里町長)　谷口太一郎(嬉野市長)
江里口秀次(小城市長)　樋口久俊(鹿島市長)
小林純一(基山町長)　樋渡啓祐(武雄市長)
田代正昭(有田町長)

長崎(20)

一瀬政太(波佐見町長)　西　浩三(小値賀町長)
井上俊昭(新上五島町長)　葉山友昭(長与町長)
奥村樗太郎(雲仙市長)　平瀬　研(時津町長)
黒田成彦(平戸市長)　藤原米幸(南島原市長)
財部能成(対馬市長)　古庄　剛(佐々町長)
白川博一(壱岐市長)　松本　崇(大村市長)
★田上富久(長崎市長)　宮本明雄(諫早市長)
田中隆一(西海市長)　山口文夫(川棚町長)
友広郁洋(松浦市長)　横田修一郎(島原市長)
中尾郁子(五島市長)　渡邉　悟(東彼杵町長)

熊本(23)

愛甲一典(あさぎり町長)　田中信孝(人吉市長)　前畑淳治(荒尾市長)
荒木義行(合志市長)　徳田正臣(相良村長)　松本照彦(多良木町長)
家入　勲(大津町長)　中逸博光(長洲町長)　宮本勝彬(水俣市長)
北里耕亮(小国町長)　中嶋憲正(山鹿市長)　元松茂樹(宇土市長)
草村大成(高森町長)　長野敏也(南阿蘇村長)　森本完一(錦町長)
後藤三雄(菊陽町長)　福島和敏(八代市長)　安田公寛(天草市長)
髙嵜哲哉(玉名市長)　福村三男(菊池市長)　横谷　巡(山江村長)
田嶋章二(苓北町長)　廣瀬親吾(水上村長)

鹿児島(13)

荒木耕治(屋久島町長)　霜出勘平(南九州市長)　前田終止(霧島市長)
川下三業(中種子町長)　隅元　新(伊佐市長)　元田信有(宇検村長)
笹山義弘(姶良市長)　豊留悦男(指宿市長)　★森　博幸(鹿児島市長)
渋谷俊彦(出水市長)　長野　力(西之表市長)
嶋田芳博(鹿屋市長)　東　靖弘(大崎町長)

福岡(23)

有吉哲信(宮若市長)　長﨑武利(新宮町長)
伊藤信勝(田川市長)　中嶋裕史(須恵町長)
井上利一(桂川町長)　春本武男(赤村長)
浦田弘二(福智町長)　平安正和(小郡市長)
小田幸男(川崎町長)　松岡　賛(嘉麻市長)
釜井健介(豊前市長)　三浦　正(篠栗町長)
齊藤守史(飯塚市長)　三田村統之(八女市長)
篠﨑久義(粕屋町長)　南里辰己(志免町長)
高木典雄(うきは市長)　森田俊介(朝倉市長)
田頭喜久己(筑前町長)　八並康一(行橋市長)
竹下司津男(古賀市長)　安川　博(宇美町長)
徳島眞次(鞍手町長)

大分(7)

是永修治(宇佐市長)
坂本和昭(九重町長)
佐藤陽一(日田市長)
首藤勝次(竹田市長)
首藤奉文(由布市長)
橋本祐輔(豊後大野市長)
吉本幸司(津久見市長)

宮崎(11)

飯干辰己(五ヶ瀬町長)
黒木健二(日向市長)
首藤正治(延岡市長)
谷口義幸(日南市長)
★戸敷　正(宮崎市長)
長峯　誠(都城市長)
野辺修光(串間市長)
橋田和実(西都市長)
肥後正弘(小林市長)
日高光浩(高原町長)
安田　修(門川町長)

【沖縄】(18)

安里　猛(宜野湾市長)　宜保晴毅(豊見城市長)
新垣邦男(北中城村長)　古謝景春(南城市長)
石嶺傳實(読谷村長)　島袋義久(大宜味村長)
稲嶺　進(名護市長)　島袋俊夫(うるま市長)
★翁長雄志(那覇市長)　城間俊安(南風原町長)
上原裕常(糸満市長)　東門美津子(沖縄市長)
上間　明(西原町長)　中山義隆(石垣市長)
川満栄長(竹富町長)　野国昌春(北谷町長)
儀間光男(浦添市長)　浜田京介(中城村長)

（首長氏名は賛同した時点のもの。）

●…政令指定都市（合計5）
★…道府県庁所在地（合計16）

【中国】(41)

山口(6)

井原健太郎（柳井市長）
白井博文（山陽小野田市長）
野村興兒（萩市長）
松浦正人（防府市長）
山田健一（平生町長）
★ 渡辺純忠（山口市長）

島根(3)

宇津徹男（浜田市長）
近藤宏樹（安来市長）
田中増次（江津市長）

鳥取(3)

★ 竹内　功（鳥取市長）
竹内敏朗（江府町長）
松本昭夫（北栄町長）

広島(19)

入山欣郎（大竹市長）
藏田義雄（東広島市長）
小坂政司（竹原市長）
五藤康之（三原市長）
高田幸典（大崎上島町長）
滝口季彦（庄原市長）
竹下正彦（北広島町長）
羽田　皓（福山市長）
浜田一義（安芸高田市長）
平谷祐宏（尾道市長）
牧野雄光（神石高原町長）
眞野勝弘（廿日市市長）
増田和俊（三次市長）
●★ 松井一實（広島市長）
三村裕史（熊野町長）
山岡寛次（海田町長）
山口寛昭（世羅町長）
吉田隆行（坂町長）
和多利義之（府中町長）

岡山(10)

井出紘一郎（真庭市長）
片岡聡一（総社市長）
栗山康彦（浅口市長）
黒田　晋（玉野市長）
高木直矢（笠岡市長）
武久顕也（瀬戸内市長）
西田　孝（勝央町長）
道上政男（美作市長）
山崎親男（鏡野町長）
山本雅則（吉備中央町長）

【四国】(38)

愛媛(9)

石橋寛久（宇和島市長）
井原 巧（四国中央市長）
大城一郎（八幡浜市長）
清水雅文（愛南町長）
清水　裕（大洲市長）
髙須賀　功（東温市長）
中村剛志（砥部町長）
中村　佑（伊予市長）
山下和彦（伊方町長）

香川(7)

綾　宏（坂出市長）
新井哲二（丸亀市長）
大山茂樹（さぬき市長）
★ 大西秀人（高松市長）
白川晴司（観音寺市長）
平岡政典（善通寺市長）
藤井秀城（東かがわ市長）

徳島(3)

河野俊明（石井町長）
玉井孝治（板野町長）
原　仁志（佐那河内村長）

高知(19)

今西芳彦（本山町長）
大石弘秋（仁淀川町長）
★ 岡﨑誠也（高知市長）
沖本年男（宿毛市長）
門脇槇夫（香美市長）
上治堂司（馬路村長）
清藤真司（香南市長）
小松幹侍（室戸市長）
笹岡豊徳（須崎市長）
塩田　始（いの町長）
杉村章生（土佐清水市長）
高瀬満伸（四万十町長）
田中 全（四万十市長）
戸梶眞幸（日高村長）
橋詰壽人（南国市長）
松延宏幸（東洋町長）
松本憲治（安芸市長）
矢野富男（椿原町長）
吉岡珍正（越知町長）

E8. ピースデポ、OEWGに作業文書 ──日本のNGOで唯一、初めて

ピースデポは2016年4月、核軍縮に関する国連公開作業部会（OEWG）※に対し、「核軍縮のための具体的で実現可能な法的措置の探求」※と題する作業文書を提出した。日本に基盤を置くNGOからOEWGに提出された作業文書はこれが唯一であり、少なくとも国連軍縮関係会議において初めての試みであった。

※キーワードA2・A3・A4（44ページ～48ページ）を参照。

※文書番号A/AC.286/NGO/5。資料2−4（268ページ）。日本語版で約8,000字に上る（注を除く）。

16年OEWG開催の背景には核軍縮の行き詰まり打開への切迫した要請があった。この点を踏まえ、作業文書は冒頭、「核兵器のない世界の達成と維持のために締結される必要のある具体的で効果的な法的措置、法的条項および規範について、実質的に議論する」※というOEWGの任務にいう「具体的」とは「内容が特定され、かつ実現可能性がある」ことを指すべきだとする。また、この数年の「人道イニシアティブ」※を通じて深まった核兵器使用の非人道性ひいては反倫理性の認識や、NPT第6条が「誠実な」核軍縮交渉を求めている点から、核軍縮交渉の行き詰まり打開には「倫理性」が求められると説く。

※15年に第70回国連総会で採択されたOEWG設置決議（A/RES/70/33）の主文第2節。

※キーワードA1（42ページ）。

こうした「具体性」と「倫理性」を基調に、作業文書は、核兵器のない世界の達成と維持のため、検証を伴う廃棄プロセスの規定を含んだ包括的核兵器禁止条約※が最終的には必要だとしつつ、実現可能な先行的措置として、核兵器の使用と使用の威嚇を禁止する「核兵器使用禁止条約」の締結を提案する。

※コスタリカとマレーシアが07年に国連総会に提出した「モデル核兵器条約」（A/62/650）が念頭に置かれている。

「使用」と「威嚇」を先行的に禁止すべき理由として、作業文書は以下の2つを挙げる。第1に、「使用」と「威嚇」には相手国

に「壊滅的な人道上の結末」をもたらそうとする使用者の意図が存在するが、これらの特徴は核兵器の「保有」や「備蓄」にはないことから、「使用」と「威嚇」を他と区別して先行的に違法化すべき根拠がある。第2に、使用禁止条約は、「保有」や「備蓄」の禁止には必要となる検証制度についての複雑な交渉が不要であり、相対的に短時間で締結できる可能性が高く、その点で使用禁止条約はより実現可能性が高い。

作業文書はさらに、使用禁止条約の実現に非核兵器国が果たしうる役割について、非核兵器地帯構成国と「核の傘」国それぞれの場合に分けて考察する。まず前者だが、NPTよりも厳しい非核兵器国の義務を引き受けた非核兵器地帯構成国といえども、国境を越えるという核被害の性質により、同地帯外での核使用の影響から自由ではない。この点に照らすと、非核兵器地帯構成国には核兵器使用の世界的禁止を要求する特別な適格性があり、これらの国々が使用禁止条約交渉の先導役となることが期待される。後者の「核の傘」国については、核兵器依存を低減する政策転換の第一歩として、包括的核兵器禁止条約より使用禁止条約への参加を検討するほうが、同盟国である核兵器国に対する社会的経済的影響を小さく抑えられるという点で実現可能性が高い。また、「核の傘」国は非核兵器地帯設立の追求を通じても使用禁止条約に道を開くことができる。特に北東アジアと東欧で非核兵器地帯の追求が待たれる。

以上が作業文書の内容の概略である。

核兵器の「使用」と「使用の威嚇」の先行的禁止に関連しては、スウェーデンも、そうした部分的禁止なら核保有国や「核の傘」国も受け入れられるはずだとOEWGで提案した。これに対しメキシコが、核兵器は本質的に不道徳なことから使用と使用の威嚇のみの禁止には反対だと発言した。

非核兵器地帯構成国が法的禁止を先導すべきとの作業文書の提案に関しては、OEWGでの議論と報告書採択※、第71回国連総会での禁止条約交渉開始決議の採択※に至る至る経過をみると、まさしく期待どおりの展開となった。

※キーワードA2(44ページ)、同A3 (46ページ)。

※キーワードA6(52ページ)。

E9. 日本パグウォッシュ運動、新しいスタート

1957年、カナダのパグウォッシュ村で開かれた第1回パグウォッシュ会議に参加した湯川秀樹、朝永振一郎らが、帰国報告会を開くことで発足した日本のパグウォッシュ運動は、科学者京都会議という名称の時期を経て、科学者・研究者のネットワークとして継続してきた。それが、2016年10月、長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）長の鈴木達治郎教授を代表とし、正式に運営委員会と諮問委員会を設置し、会員制の組織となり、新たなスタートを切った。ウェブサイト※も一新され、現在、パグウォッシュ運動の歴史と日本の科学者との関わりについて、記事と映像が順次公開されている。

※URLは、www.pugwashjapan.jp/。

この契機となったのが、15年11月1日から5日にかけて長崎で開催された第61回パグウォッシュ会議世界大会※である。直前には同地で若手研究者や院生による2日間の「スチューデント／ヤング・パグウォッシュ」会合が開かれた。大会は、原爆資料館および長崎大学における公開の会議と、長崎港外の伊王島での非公開の部分とに分けられる。参加者は被爆遺構や資料館を訪れ、被爆者とも交流の機会を持った。福島の原発事故後いっそう問題となっている科学者の社会的責任についても、分科会が設けられ活発な議論が交わされた。

※海外130名含む約200名が参加。大会報告書はウェブサイトで全文ダウンロードできる。

これらに加え、今大会では、伝統的に中国への玄関口であり朝鮮半島とも交流の深い長崎の地理的歴史的特性を背景に、核兵器への依存から抜け出すための現実的な方策として、北東アジア非核兵器地帯構想が積極的に議論されたこ

とも、記憶されるべきであろう。これには、RECNAが発足以来積み重ねてきた実績が、一つの礎となった。元々国際パグウォッシュがつながりを維持してきた北朝鮮からの大会参加の期待もあったが、残念ながら実現しなかった。

地元長崎は、市、県と長崎大学の三者が一致して協力し、市民の支持も得ながら、大会の成功を支えた。長年の市民活動の積み重ねをバックに、地方自治体と研究機関のコラボレーションが実現したことは、その後の国際的な交流活動の発展につながる成果である。また日本のパグウォッシュ活動に初めて、外相のみならず首相からも「非核三原則を堅持する」とのメッセージが届けられた。大会は、人間としての倫理を強調し「長崎を最後の被爆地に」とうたった「長崎宣言」を採択して閉幕した。

大会が、被爆70周年を迎えた長崎で、混迷する世界情勢をふまえながら、パグウォッシュの初心である「ラッセル＝アインシュタイン宣言」※を運動の原点として再確認したことは意義深いことであろう。1955年7月のこの宣言は、前年のビキニ事件の衝撃を受け、核兵器と戦争の廃絶のために世界の科学者が結集することを呼びかけた。それは、科学が生み出した地球破壊の危機に対し「人類の一員として」共に立ち向かおうという、人間的な訴えであり、核時代を生きるわれわれに進むべき道を明快に指し示している。さらに、戦争放棄を謳った憲法を掲げる日本にとって、人類存続のために「戦争の廃絶」こそが必要だと宣言が指摘している点は、改めて注目すべきことである。

ちなみに1995年と2005年には広島で大会が開かれている。とりわけ被爆地で初の大会となった95年は、核と戦争の廃絶を求めるラッセル＝アインシュタイン宣言の示した原点へと、改めて運動を引き戻す転機となった。この年の暮、パグウォッシュ会議は、ジョセフ・ロートブラット会長と共にノーベル平和賞を受賞し、その後も「核兵器のない世界」を求め続け、今日の核兵器禁止条約への国際的努力にとって、一つの知的源流となったと評価されている。

※www.pugwashjapan.jp/russell-einstein-manifestoに 全訳。

第3章

市民と自治体にできること

市民と自治体にできる9つのこと

考え方：市民の安全保障

「安全保障は国の専管事項である」という誤解をとくために、まず基本的な考え方を簡単に述べておきたい。

市民が安全、安心に暮らすために、世界中の市民が努力している。1994年に国連は「人間の安全保障」という考え方を導入したが、それは、安全保障を「国家の論理」から「人間の論理」へと転換しようとする試みであった。この転換を遂げる主体は誰であろうか。

地球上の人間は、国際社会を構成している。国際社会の公正性を高めなければ安全や安心を高めることはできないということが、いまや常識になっている。したがって、安全保障は国際社会全体を視野に入れて取り組むべき課題であり、それを構成している人間、つまり「地球市民」が「人間の安全保障」を実現する主人公にならなければならない。「人間の安全保障」とは私たち市民が主体となる「市民の安全保障」であるととらえ返したい。

地球市民は、居住地域では自治体の主権者であり、国の中では国家の主権者であり、さまざまな国際機関に非政府組織（NGO）としてますます強い発言権を獲得している。いま市民は、安全、安心の向上を求める主権者として、少なくとも「自治体」「国」「国際機関」の3つの機関に仕事を託している。そして、これら3つの機関はそれぞれ影響を及ぼしあうチャンネルをもっている。図に示すと次ページの三角形のようになる。図で明らかなように、自治体もまた安全保障を実現するために不可欠な当事者である。

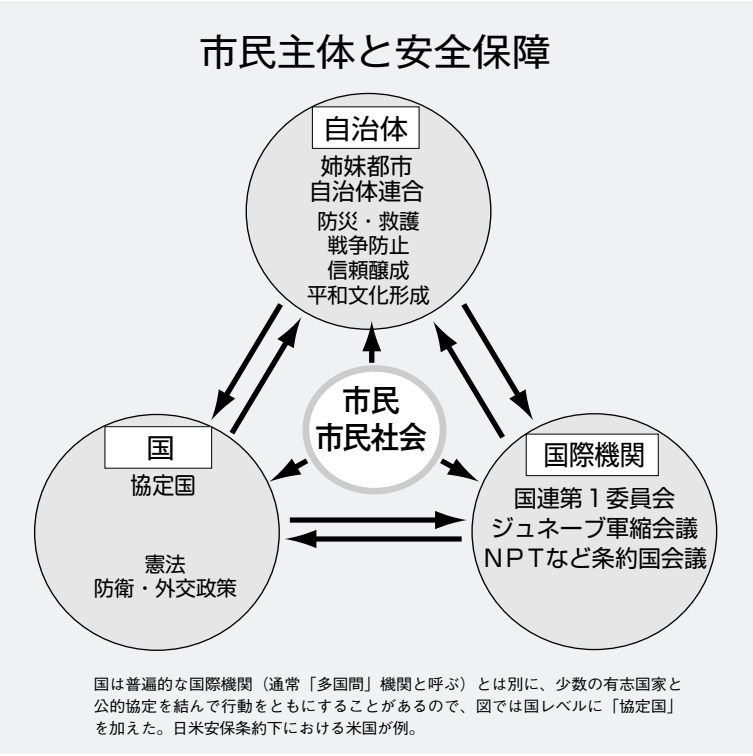

このような構図を頭に描きながら、核兵器のない世界をつくるために市民と自治体ができる具体的な9つのアプローチを提案したい。

1. 非核宣言自治体を広げていく

もし、あなたの住む街がまだ「非核宣言」を行っていないならば、地域から平和と安全を求める取り組みをそこからスタートさせよう。以下は、日本における「非核宣言自治体」の広がりを示すいくつかのデータである（17年4月1日現在。データシート21（190ページ））。

◎国内の全自治体数（1,788）のうち、90.5%にあたる1,619の自治体が宣言を行っている。

◎岩手、宮城、秋田、山形、群馬、茨城、千葉、神奈川、富山、石川、山梨、三重、

滋賀、大阪、鳥取、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎の1府24県では、宣言率100%が達成されている（府県及び府県内の全市町村が宣言している）。

◎47都道府県のうち、41道府県が道府県として宣言を行っている（未宣言は、青森県、栃木県、東京都、新潟県、岐阜県、兵庫県の1都5県）。

◎20の政令指定都市（地方自治法により、政令で指定する人口50万以上の市と規定されている）はすべて宣言を行っている。

◎48の中核市（人口30万以上の市）はすべて宣言を行っている。

◎東京23区はすべて宣言を行っている。

◎全国の非核宣言自治体内には、日本の総人口（1億2,807万人）の97.4%を占める1億2,477万人が居住している。

こうした状況を、貴重な財産として十分に活用しつつ、さらなる拡大をめざしていきたい。**後述する「日本非核宣言自治体協議会」のホームページは、各都道府県ごとにそこに含まれる自治体の宣言の有無などが一目でわかる便利な「宣言自治体マップ」を載せている。**（www.nucfreejapan.com/map/map.htm）

いわゆる「平成の大合併」による自治体数の減少、ならびに合併による合併前の市町村の宣言失効の影響で非核自治体数は大きく減少したが、市民や自治体の努力により、現在、その数は再び増加傾向にある。17年4月1日現在の宣言率は、最も低くなった05年の67.1%より23.4ポイントも高い90.5%である。残る未宣言自治体は169である。地域での努力を継続し、すべての都道府県での宣言率100%を目指したい。

あなたの住む自治体に働きかける方法には、申し入れ、署名、請願などによる、地方議員、地方議会、首長への働きかけがある。また、議員選挙のテーマとすること、メディアを活用することなどが考えられる。

9つの提案

2. 日本非核宣言自治体協議会に加入する

非核宣言を行った自治体は、「日本非核宣言自治体協議会」(以下、「非核協」。キーワードE1(148ページ))に参加することで、相互学習と協力を強め、各地での平和活動をより魅力あるものにできるだろう。

非核協は、国内非核自治体の拡大を追求するとともに、自治体間の「横の連携」を強化し、情報提供や人的交流の促進を図ることで自治体の平和活動の発展に寄与することをめざして設立された。非核協の現在の会長は長崎市長であり、事務局も長崎市に置かれている。17年4月1日現在、全国の非核自治体の19.9%を占める322の自治体が加入している。市町村合併の影響により、非核協の加入自治体数も一時減少したが、その後ふたたび数を伸ばした(データシート21(190ージ))。しかしそれでもまだ少ないことが残念である。

非核協への加入を通じ、自治体がそれぞれに培ってきた平和事業の経験やノウハウを共有することで、新たなアイデアが生まれ、各地での動きを活発化することができる。非核協は、加入自治体が行った平和事業の詳細なデータを例年収集し、ホームページ上で公開している。データシート23(202ページ)に、非核宣言自治体の活動と事業を分類整理して紹介する。

また、非核協に加入することで、個々の地域における自治体間の連携を強化し、全国や世界各国に向けたアピールを共同で発信することも可能となる。こうした際に、自治体間の共通テーマになりうるものとして、核兵器禁条約への取り組みや、「北東アジア非核兵器地帯」構想が挙げられる。非核協はこれまでも、総会決議等の採択や「北東アジア非核兵器地帯の創設に向けて」と題した普及パンフレットの作成等を通じて、非核兵器地帯構想実現の必要性を繰り返し訴えてきた。非核協として初の代表団派遣となった10年5月のNPT再検討会議においては、北東アジア非核兵器地帯をテーマとしたNGO主催会議で意見表明を行った。また、ピースデポなどNGOが呼びかけた北東アジア非核兵器地帯の実現を求める署名に対し、賛同が大きく広がっている(データシート20(168〜173ページ))。同署名は、非核協会長(田上富久長崎市長)らにより、これまでに日本政府に3度提出されており、14年4月28日には、潘基文(パン・ギムン)国連事務総長(当時)に提出された。また、非核協会員自治体で議会決議があがった例もある(以下の9節189ページ参照)。

こうした自治体間の取り組みに加え、非核協は、被爆地と全国の市民をつな

ぐ「ハブ」としての役割も担っている。08年に始まった「親子記者事業」は、こうした特長を最大限活かした取り組みの一つに挙げられる。

また、自治体ネットワークの利点を活かしつつ、被爆の実相を全国、全世界に伝えることも非核協の重要な仕事である。希望する自治体への被爆アオギリや被爆クスノキの配布はそうした取り組みの一つである。09年からは、「ミニミニ原爆展」(自治体や市民団体を対象に、小規模な原爆展用の写真を寄贈)、「姉妹都市原爆展」(会員自治体の海外姉妹都市を対象に、原爆写真ポスターを送付)といった活動も行われている。前述のNPT派遣代表団もニューヨーク滞在中に多くの学校を訪問し、原爆展パネル等の寄贈を行った。また、会長の長崎市長らが出席した10年11月の英マンチェスター市非核都市宣言30周年記念行事に関連しては、長崎市とともに現地の博物館で原爆展を開催した。さらに、13年8月5日に設立30周年を迎えたことをきっかけに、新規加入を促進するためのDVDが作成された。

非核協への参加を市民が働きかけるためには、担当課への直接の申し入れもできるが、議員、議会を通じての申し入れが有効である。その際、非核協が行う自治体担当者研修会や平和学習教材の提供など、非核協参加によって受けるメリットを具体的に説明できることが大切であろう。

3. 平和首長会議※に加盟する

(※13年8月3・6日の第8回総会で「平和市長会議」から改称。)

世界162か国・地域の7,295都市(17年5月1日現在)が加盟する平和首長会議(キーワードE2(150ページ))に参加することで、世界の自治体やNGOとの協力関係を深め、自治体の国際的な情報収集・発信力を高めていくことができる。

平和首長会議は、加盟自治体5,000に向けて国内外の自治体に参加の呼びかけを強め、11年9月16日に目標を達成した。日本国内においては、全市区町村の95%を超える1,667へと急速に数を伸ばしてきた。平和首長会議の取り組みの国内自治体の認知度は格段に大きくなっている。

その一方で、平和首長会議に加盟している国内自治体のうち、前述の非核協に加盟している自治体は320で、全体の2割ほどである(データシート22(198ページ))。また、134自治体が非核宣言自体を行っていない。

平和首長会議は、14年4～5月にニューヨークで開催されたNPT再検討会議第3回準備委員会に代表団を派遣し、潘基文国連事務総長に「核兵器禁止条約」

の交渉開始に向けたリーダーシップを求める要請文を提出している。16年2－5月には国連公開作業部会（OEWG）に松井会長や小溝事務総長が参加し、核抑止論を強く批判し、核兵器の法的禁止こそが重要であることを訴えた。

これらの情報を活用しながら、あなたの住む自治体や関係する自治体に対し、両方の組織に加盟するよう働きかけてゆこう。平和首長会議への加盟申請書や自治体首長宛の加盟呼びかけ文など、市民が自治体に参加を働きかける上で必要な書類は、平和首長会議の公式HP（www.mayorsforpeace.org/jp/）からダウンロードできる。

4.「非核（平和）委員会」を各地につくる

非核宣言の理念を実現していくためには、市民と自治体が協力し、自治体の非核平和施策を協議する恒常的な「制度」をつくることが重要だ。例えば市民と自治体職員で構成する「非核（平和）委員会」や有識者委員会の設置があげられる。非核宣言自治体の担当課が事務局となることも考えられる。議会の支援も必要だ。「委員会」の主な役割には、次のようなことが含まれるだろう。

①核軍縮・平和問題に関する幅広い市民の啓発活動
②核をめぐる国内や国際動向に関する継続的な情報収集
③条例、議会決議、意見書、首長宣言など、自治体の施策の協議や提案
④自治体の平和事業の継続的なフォローアップ

「非核（平和）委員会」の活動にとって大事なことは継続性と専門的蓄積である。そのためには、専従する自治体職員や外部スタッフによる人的支援が欲しい。自治体自身が相応の財政負担をすることが前提だが、市民の協力を呼びかけ、参加意識を促進する方法もある。

実績のある先進例として、たとえば藤沢市（神奈川県）では、公募による市民と市で構成する「平和の輪をひろげる実行委員会」が自治体の担当課を事務局として定期的な協議を重ねつつ、市と協働で平和事業に取り組んでいる。10年11月には市制70周年を記念し、市とともに「平和の輪をひろげる湘南・江の島会議」を共催した。その後も毎年、「平和の輪をひろげる映画会」や「つどい」を開催している。また、逗子市（神奈川県）では、11年8月に第1回「ずし平和デー」が開催されて以来、毎年同時期に開催されている。これも市民と市による協働によるものである。

さらに、長崎においては、市民と自治体による恒常的な組織として「核兵器廃絶地球市民集会長崎集会実行委員会」がある。同実行委員会は、長崎県、長崎市、財団法人長崎平和推進協会、そして一般市民により構成される。過去5回にわたる「核兵器廃絶―地球市民集会ナガサキ」の開催に加え、さまざまな学習会の開催やNPT再検討会議への代表団派遣なども行っている。

広島、長崎とは別に、東京都立第五福竜丸展示館、焼津市歴史民俗資料館、水戸市平和記念館、埼玉県平和資料館、川崎市平和館など50以上の自治体に、平和博物館、資料館（室）がある（「平和のための博物館・市民ネットワーク」（2010年2月）作成冊子より）。これらを活用し、委員会を発足させるのも一法である。

5.「条例づくり」に取り組む

「非核宣言」を活用し、発展させる方法の一つは、宣言に基づく条例をつくることである。例えば藤沢市では、「藤沢市核兵器廃絶平和都市宣言」（82年6月22日）をベースに、「藤沢市平和基金条例」（89年3月31日）を制定することで、継続的、安定的な平和事業の推進のための財源確保をめざし、さらに、「藤沢市核兵器廃絶平和推進の基本に関する条例」（95年3月30日）によって、自治体と市民との協力のもと平和事業を行っていくことを条例で義務付けている※。

また、神奈川県大和市は、「平和都市宣言」（85年9月19日）に基づき、「次世代に戦争の記憶をつなげる条例」（02年9月27日）※※というユニークな条例を制定している。条例は、戦争を知らない世代に戦時体験を伝え、それをきっかけとして平和問題を考える機会を作るという事業の実施を市長に求めるものである。公募の市民及び市民団体で構成される大和市平和都市推進事業実行委員会と市が協力し、戦争体験の語り部の発掘、学校への派遣、ビデオ保存などが行われている。条例づくりには、前項で述べた「非核（平和）委員会」が大きな役割を果たすだろう。

※藤沢市HP:www.city.fujisawa.kanagawa.jp/から条例名で検索できる。
※※大和市HP:www.city.yamato.lg.jp/web/kokusai/heiwa.html

6. 市民参加型で啓発活動を広げる

市民や自治体は協力してさまざまな啓発活動に取り組もう。前述の「非核

(平和)委員会」があれば、そこの重要な仕事になるが、「委員会」がなくても催しごとに市民参加型を追求することが大切だ。それによって、コアとなる市民と職員との信頼関係を育てることができる。

啓発活動の企画には、時局の市民の関心を的確に把握することが大切であり、その意味でも市民参加が必要である。また、核・平和問題に詳しいNGOとの日頃の情報交換が必要であろう。そのような日常的な情報収集の一環として、自治体の担当者は、核・平和問題に関心を持つ多くのNGO、市民、専門家が参加する電子メール・リストサービス(「アボリション・ジャパンML」)に加入しておくことが役に立つだろう(**下の囲みに加入方法**)。

市民と自治体による参加啓発活動には、次のような機会が活用できる。

1.広島、長崎の原爆資料館訪問。8月6日(広島)、8月9日(長崎)の原爆慰霊祭への参加や、そこで開催される諸行事への参加と組み合わせる。

2.地元に住む被爆者の証言、原爆写真展、原爆を題材にした映画の上映などの機会を作り、被爆体験の次世代への継承に取り組む。前述の「ミニミニ原爆展」などの取り組みも活用できる。

**★アボリション・ジャパンML
の登録方法**

メールを受け取りたいアドレスから、
abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp
にメールをお送りください。本文は必要ありません。

3.ほぼ毎年春に開かれるNPTに関連する政府会議、毎年10月頃に開催される国連総会第1委員会(軍縮)の活用。それらと並行して開催される平和首長会議、その他のNGO行事への参加。このような機会に開かれるNGOの会議には、「若者フォーラム」などの企画が含まれているものも多く、高校生・大学生を派遣するチャンスともなる。また、国内で毎年開かれる「国連軍縮会議」への参加も考えられる(近年の開催地は15年広島市、16年長崎市)。

4.日本赤十字社との協働。13年11月、国際赤十字・赤新月運動は、核兵器廃絶決議及び4か年行動計画を採択した。全国各地に綿密なネットワークを有する日本赤十字社と協働し、地域で様々な取り組みを実施することもできるだろう。

7. 核実験や日本の核武装論など内外の事件に反応していく

多くの自治体が行ってきた核実験や未臨界核実験、さらにはZマシン新型核実験（キーワードC1（80ページ）、データシート8（115ページ））などへの抗議文の送付は、重要であるとともに有効である。また、政治家の核武装発言や核兵器の使用を容認する趣旨の発言、あるいは非核三原則の見直しを求める発言などがあったときに非核自治体として批判することも世論形成に大切である。

もちろん、抗議や批判だけではなく、軍縮に前向きな貢献をした政府に激励のメッセージを送ることも大事だ。タイムリーかつ説得力をもってそうしたアクションをとるためには、背景にある事実情報を理解し、常に情報をアップデートしておくことが必要である。「非核（平和）委員会」がそのような役割を担うことができるだろう。また、自治体の担当部署と事情に精通したNGOとの連絡体制を日頃から緊密にしておくことを勧めたい。

8. 国際的発信を強める

地方自治体として非核化や平和のための取り組みをしたとき、それを当該自治体の市民に知らせるだけではなくて、海外の自治体や市民に知らせるようにしよう。地方議会が決議をあげたとき、首長が声明文や抗議文を出したとき、それを海外発信することが大切だ。選挙で選ばれた議会や首長の取り組みは、それを支える多くの市民を代表している重みがあり、その重みは私たちが考えている以上に海外で高く評価される。海外の自治体や市民に賛同を広げるだけではなくて、日本そのものに対する国際的信頼を高める役割を果たしている。2010年、2015年NPT再検討会議には、多くの自治体が市民代表団を派遣した。このような活動も自治体の具体的な平和外交になる。

発信には、さまざまな手段と道筋が考えられる。姉妹都市がある場合には、まず姉妹都市に知らせよう。平和首長会議に参加している自治体のリストも利用可能だ。また、核兵器廃絶に関心がある世界中の市民団体が見ている電子メール・リストサービスの「アボリション・コーカス」（右の囲みに加入方法）に流すと、市民団体を通して広がって行くだろう。多くの場合、英語での発信が必要となるが、海外発信の作業を市民団体と自治体が協力して行うことには大きな意義があるだろう。

★アボリション・コーカス（英語）の登録方法

メールを受け取りたいアドレスから、
abolition-caucus-subscribe@yahoogroups.comに
メールをお送りください。本文は必要ありません。

9.「北東アジア非核兵器地帯」設立を共通テーマとする

北朝鮮の核・ミサイル開発と米韓の合同軍事演習という悪循環のジレンマから抜けだすためにも「北東アジア非核兵器地帯の早期設立を求める」という簡潔な要求を掲げた決議、意見書、宣言を出す非核自治体運動を起こそう。

北東アジア地域における緊張緩和が、この地に住むすべての人々の平和と安全に資することは間違いない。この地域に、核兵器に頼らない、協調的な安全保障の枠組みをつくっていく現実的な一歩として、「北東アジア非核兵器地帯」の設立は、極めて実現性のある構想だ。08年以来、開催されていない北朝鮮の核問題をめぐる6か国協議を再開させるためにも、実現に向けた一歩を踏み出すことが重要である。また、「核の傘」に依存する政策をとる日本や韓国から「北東アジア非核兵器地帯」の実現を求める動きが高まることは、両国が核兵器禁止条約に協力するための条件を作ることになる。

自治体による決議、宣言、意見の文例の一つとしては、2017年4月1日現在、546名の国内自治体首長が賛同している国際署名のテキストがあげられる（**データシート20**（168ページ））。また、2011年3月25日、秦野市議会（神奈川県）が、市民からの陳情を受けて「北東アジア地域に非核地帯設立を求める意見書」を採択しており、議会として動いた例もある。

北東アジアに姉妹都市があるときには、その制度の活動などが考えられる。中国、韓国の自治体と姉妹提携を結んでいる日本の自治体はそれぞれ363自治体、163自治体であり、米国を除き提携先として圧倒的に多い（財団法人自治体国際化協会調べ。17年4月1日現在）。「北東アジア非核兵器地帯」実現に向けた相互理解促進のために、これらの姉妹自治体が、共同事業として両国の戦争体験・被爆体験を聞く機会を持ったり、両自治体の若者同士が現実の国際社会の課題について議論するフォーラムを開催したりすることも重要だ。

市民や自治体から日本政府への働きかけには、超党派「核軍縮・不拡散議員連盟」（PNND）など議員との協力も必要であろう。12年8月にはPNND日本「『北東アジア非核兵器地帯』促進ワーキング・チーム」が条約の骨子案を発表した。08年8月に発表された、民主党の「核軍縮促進議員連盟」による「北東アジア非核兵器地帯」条約案も併せて、手がかりとなる。

21. 非核宣言自治体の現状

【1】都道府県別データ

17年4月1日現在、出典:日本非核宣言自治体協議会

（宣言率、会員率は小数点以下を四捨五入した。）

都道府県	全自治体数 A	非核宣言自治体数 B	宣言率 B/A	「協議会」会員数 C	会員率 C/B
北海道	180	117	65%	22	19%
青森県	41	32	78%	0	0%
岩手県	34	34	100%	4	12%
宮城県	36	36	100%	16	44%
秋田県	26	26	100%	4	15%
山形県	36	36	100%	5	14%
福島県	60	53	88%	5	9%
茨城県	45	45	100%	11	24%
栃木県	26	25	96%	3	12%
群馬県	36	36	100%	7	19%
埼玉県	64	58	91%	4	7%
千葉県	55	55	100%	10	18%
東京都	63	52	83%	17	33%
神奈川県	34	34	100%	11	32%
新潟県	31	29	94%	8	28%
富山県	16	16	100%	7	44%
石川県	20	20	100%	3	15%
福井県	18	11	61%	0	0%
山梨県	28	28	100%	9	32%
長野県	78	77	99%	11	14%
岐阜県	43	27	63%	6	22%
静岡県	36	33	92%	4	12%
愛知県	55	40	73%	11	28%
三重県	30	30	100%	8	27%
滋賀県	20	20	100%	4	20%
京都府	27	26	96%	2	8%
大阪府	44	44	100%	15	34%
兵庫県	42	37	88%	5	14%
奈良県	40	39	98%	4	10%
和歌山県	31	26	84%	3	12%
鳥取県	20	20	100%	1	5%
島根県	20	14	70%	1	7%
岡山県	28	27	96%	3	11%
広島県	24	24	100%	18	75%
山口県	20	20	100%	2	10%
徳島県	25	25	100%	3	12%
香川県	18	16	89%	2	13%
愛媛県	21	21	100%	1	5%
高知県	35	30	86%	8	27%
福岡県	61	61	100%	16	26%
佐賀県	21	21	100%	2	10%
長崎県	22	22	100%	16	73%

都道府県	全自治体数 A	非核宣言 自治体数 B	宣言率 B/A	「協議会」 会員数 C	会員率 C/B
熊本県	46	46	100%	5	11%
大分県	19	19	100%	5	26%
宮崎県	27	27	100%	3	11%
鹿児島県	44	43	98%	1	2%
沖縄県	42	41	98%	16	39%
合計	1,788	1,619	91%	322	20%

【2】非核宣言自治体数の推移

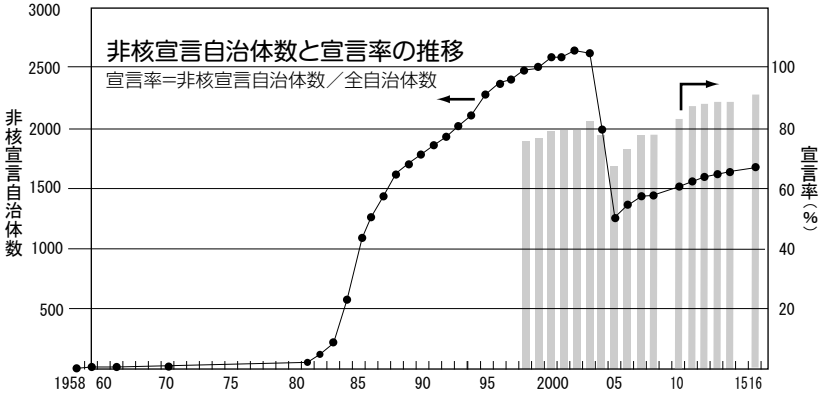

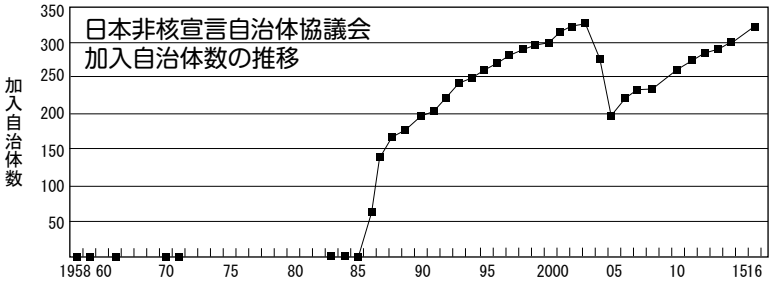

21. 非核宣言自治体の現状（続き）

【3】都道府県別面積・人口データ

17年4月1日現在、出典:日本非核宣言自治体協議会

都道府県	全自治体数★	非核宣言自治体数★	全人口（人）	宣言自治体人口（人）	宣言自治体人口割合	総面積（km^2）	宣言自治体面積（km^2）	宣言自治体面積割合
北海道	179	116	5,401,210	4,822,565	89.30%	83,424.31	54,067.81	64.80%
青森	40	32	1,338,465	1,229,021	91.80%	9,645.59	8,271.77	85.80%
岩手	33	33	1,289,470	1,289,470	100%	15,275.01	15,275.01	100%
宮城	35	35	2,324,466	2,324,466	100%	7,282.22	7,282.22	100%
秋田	25	25	1,043,015	1,043,015	100%	11,637.54	11,637.54	100.00%
山形	35	35	1,129,560	1,129,560	100%	9,323.15	9,323.15	100%
福島	59	52	1,953,699	1,864,959	95.50%	13,783.74	13,031.16	94.50%
東北地方計	227	212	9,078,675	8,880,491	97.82%	66,947.25	64,820.85	96.82%
茨城	44	44	2,970,231	2,970,231	100%	6,097.06	6,097.06	100%
栃木	25	25	1,998,864	1,998,864	100%	6,408.09	6,408.09	100%
群馬	35	35	2,005,320	2,005,320	100%	6,362.28	6,362.28	100%
埼玉	63	57	7,323,413	7,095,736	96.90%	3,797.75	3,450.47	90.90%
千葉	54	54	6,265,899	6,265,899	100%	5,157.65	5,157.65	100%
東京	62	52	13,415,349	13,276,067	99.00%	2,190.93	1,742.76	79.50%
神奈川	33	33	9,136,151	9,136,151	100%	2,415.83	2,415.83	100%
関東地方計	316	300	43,115,227	42,748,268	99.15%	32,429.59	31,634.14	97.55%
新潟	30	29	2,319,435	2,319,072	99.90%	12,584.10	12,574.29	99.90%
富山	15	15	1,080,160	1,080,160	100%	4,247.61	4,247.61	100%
石川	19	19	1,157,042	1,157,042	100%	4,186.09	4,186.09	100%
福井	17	10	799,220	717,661	89.80%	4,190.49	2,883.57	68.80%
山梨	27	27	849,784	849,784	100%	4,465.27	4,465.27	100%
長野	77	76	2,137,666	2,106,881	98.60%	13,561.56	13,449.19	99.20%
岐阜	42	27	2,076,195	1,665,254	80.20%	10,621.29	6,047.61	56.90%
静岡	35	32	3,770,619	3,735,346	99.10%	7,777.42	7,446.55	95.70%
愛知	54	39	7,509,636	6,410,110	85.40%	5,172.48	3,809.67	73.70%
三重	29	29	1,850,028	1,850,028	100%	5,774.40	5,774.40	100%
中部地方計	345	303	23,549,785	21,891,338	92.96%	72,580.71	64,884.25	89.40%
滋賀	19	19	1,419,863	1,419,863	100%	4,017.38	4,017.38	100%
京都	26	25	2,574,842	2,539,893	98.60%	4,612.19	4,265.09	92.50%
大阪	43	43	8,865,502	8,865,502	100%	1,905.14	1,905.14	100%
兵庫	41	37	5,621,087	5,484,115	97.60%	8,400.96	7,008.55	83.40%
奈良	39	38	1,387,818	1,384,224	99.70%	3,690.94	3,018.56	81.80%
和歌山	30	25	994,317	820,180	86.90%	4,724.69	3,076.11	65.10%
近畿地方計	198	187	20,863,429	20,513,777	98.32%	27,351.30	23,290.83	85.15%

都道府県	全自治体数★	非核宣言自治体数★	全人口（人）	宣言自治体人口（人）	宣言自治体人口割合	総面積（km^2）	宣言自治体面積（km^2）	宣言自治体面積割合
鳥取	19	19	579,309	579,309	100%	3,507.05	3,507.05	100%
島根	19	13	701,394	672,635	95.90%	6,708.24	5,418.78	80.80%
岡山	27	26	1,933,781	1,918,975	99.20%	7,114.50	6,963.24	97.90%
広島	23	23	2,863,211	2,863,211	100%	8,479.45	8,479.45	100%
山口	19	19	1,419,781	1,419,781	100%	6,112.30	6,112.30	100%
中国地方計	107	100	7,497,476	7,453,911	99.42%	31,921.54	30,480.82	95.49%
徳島	24	24	770,057	770,057	100%	4,146.65	4,146.65	100%
香川	17	15	1,002,173	958,051	95.60%	1,876.72	1,572.53	83.80%
愛媛	20	20	1,415,997	1,415,997	100%	5,676.11	5,676.11	100%
高知	34	29	740,059	693,123	93.70%	7,103.93	5,880.47	82.80%
四国地方計	95	88	3,928,286	3,837,228	97.68%	18,803.41	17,275.76	91.88%
福岡	60	60	5,122,448	5,122,448	100%	4,986.40	4,986.40	100%
佐賀	20	20	842,457	842,457	100%	2,440.68	2,440.68	100%
長崎	21	21	1,404,103	1,404,103	100%	4,132.09	4,132.09	100%
熊本	45	45	1,810,343	1,810,343	100%	7,409.35	7,409.35	100%
大分	18	18	1,183,961	1,183,961	100%	6,340.71	6,340.71	100%
宮崎	26	26	1,128,078	1,128,078	100%	7,735.31	7,735.31	100%
鹿児島	43	42	1,679,502	1,677,703	99.90%	9,186.94	9,083.81	98.90%
九州地方計	233	232	13,170,892	13,169,093	99.99%	42,231.48	42,128.35	99.76%
沖縄	41	40	1,461,231	1,452,996	99.40%	2,281.12	2,217.29	98.90%
全国合計	**1,741**	**1,578**	**128,066,211**	**124,769,667**	**97.43%**	**377,970.71**	**330,800.10**	**87.52%**

日本非核宣言自治体協議会のデータをもとにピースデポ作成。
★都道府県全体として宣言を行っているものを抜いているため、データシート●【1】の数値と異なる。

データシート

22. 日本国内の「平和首長会議」加盟自治体

2017年4月1日現在、日本国内の「平和首長会議」加盟自治体は1,667、全市区町村の約95%にあたる。これを100%に近づけるために、あなたの周りで未加盟の自治体があれば、加盟するよう呼びかけてゆこう。

下線は「日本非核宣言自治体協議会」の加盟自治体
※印は非核宣言を行っていない加盟自治体
（ ）は、都道府県ごとの自治体数。

◆北海道（148）

札幌市
赤平市
旭川市
芦別市
網走市
石狩市
歌志内市
恵庭市※
江別市
小樽市
帯広市
北広島市
北見市
釧路市
士別市
砂川市
滝川市
伊達市※
苫小牧市
名寄市
根室市
登別市
函館市
美唄市
富良野市
室蘭市
紋別市※
夕張市
留萌市
稚内市
愛別町※
足寄町
厚真町※
池田町
今金町
浦臼町※
浦河町
浦幌町
雨竜町※
江差町
えりも町
遠軽町※
遠別町※
大空町※
置戸町※
奥尻町
長万部町※
音更町
小平町※
上川町
上士幌町
上砂川町
上ノ国町※
上富良野町※
木古内町
喜茂別町
京極町
清里町※
釧路町
倶知安町
栗山町
黒松内町
訓子府町※
剣淵町
小清水町
様似町※
鹿部町※
標茶町
標津町
士幌町
清水町
積丹町
斜里町
白老町
白糠町
知内町※
新得町
新十津川町※
寿都町
せたな町
壮瞥町※
大樹町
鷹栖町※
滝上町※
秩父別町
月形町※
津別町
天塩町※
弟子屈町
当麻町※
洞爺湖町
苫前町※
豊浦町
豊富町※
中川町
中標津町
中頓別町※
長沼町
中富良野町※
七飯町
南幌町
新冠町
仁木町
ニセコ町
沼田町
羽幌町
浜頓別町※
浜中町
東神楽町※
東川町※
日高町
比布町※
美深町
美幌町※
平取町
広尾町
福島町※
古平町
別海町
北竜町※
幌加内町※
本別町
増毛町
松前町
むかわ町※
芽室町
妹背牛町
八雲町
湧別町※
由仁町※
余市町
羅臼町
蘭越町
利尻町
和寒町※
音威子府村
神恵内村※
更別村
島牧村
占冠村
初山別村※
新篠津村
鶴居村
泊村※
中札内村
真狩村
留寿都村※
外ヶ浜町
田子町
鶴田町
東北町※
中泊町
南部町
野辺地町
階上町
平内町
深浦町※
藤崎町
横浜町
六戸町
田舎館村※
風間浦村※
佐井村
西目屋村
蓬田村
六ヶ所村※

◆青森県（35）

青森市
黒石市
五所川原市
十和田市
八戸市
平川市
弘前市
三沢市※
鰺ヶ沢町
板柳町※
今別町
おいらせ町
大間町※
大鰐町
五戸町
三戸町
七戸町

◆秋田県（25）

秋田市
大館市
男鹿市
潟上市
鹿角市
北秋田市
仙北市
大仙市
にかほ市
能代市
湯沢市
由利本荘市

横手市
井川町
羽後町
小坂町
五城目町
八郎潟町
八峰町
藤里町
美郷町
三種町
大潟村
上小阿仁村
東成瀬村

◆岩手県
(30)
盛岡市
一関市
奥州市
大船渡市
釜石市
北上市
久慈市
滝沢市
遠野市
二戸市
八幡平市
花巻市
宮古市
陸前高田市
一戸町
岩泉町
岩手町
金ケ崎町
軽米町
葛巻町
紫波町
住田町
西和賀町
平泉町
洋野町
矢巾町
九戸村
田野畑村
野田村
普代村

◆山形県
(35)
山形市
尾花沢市
上山市
酒田市
寒河江市
新庄市
鶴岡市
天童市
長井市
南陽市
東根市
村山市
米沢市
朝日町
飯豊町
大石田町
大江町
小国町
金山町
河北町
川西町
白鷹町
庄内町
高畠町
中山町
西川町
舟形町
真室川町
三川町
最上町
山辺町
遊佐町
大蔵村
鮭川村
戸沢村

◆宮城県
(35)
仙台市
石巻市
岩沼市
大崎市
角田市
栗原市
気仙沼市
塩竈市
白石市
多賀城市
富谷市
登米市
名取市
東松島市
大河原町
大郷町
女川町
加美町
川崎町
蔵王町
色麻町
七ヶ宿町
七ヶ浜町
柴田町
大和町
松島町
丸森町
美里町
南三陸町
村田町
山元町
利府町
涌谷町
亘理町
大衡村

◆福島県
(58)
福島市
会津若松市
いわき市
喜多方市
郡山市
白河市※
須賀川市
相馬市
伊達市
田村市
二本松市
南相馬市
本宮市
会津坂下町
会津美里町
浅川町
石川町
猪苗代町
大熊町
小野町
鏡石町
金山町
国見町
桑折町
下郷町
新地町
只見町
棚倉町
富岡町
浪江町
楢葉町
西会津町
塙町
磐梯町※
広野町
双葉町※
古殿町
三島町
三春町
南会津町
柳津町
矢吹町
矢祭町
飯舘村
泉崎村※
大玉村
葛尾村※
川内村※
北塩原村
鮫川村
昭和村
玉川村
天栄村
中島村※
西郷村
檜枝岐村
平田村
湯川村

◆新潟県
(30)
新潟市
阿賀野市
糸魚川市
魚沼市
小千谷市
柏崎市
加茂市
五泉市
佐渡市
三条市
新発田市
上越市
胎内市
燕市
十日町市
長岡市
見附市
南魚沼市
妙高市
村上市
阿賀町
出雲崎町
聖籠町
田上町
津南町
湯沢町
粟島浦村※
刈羽村
関川村
弥彦村

◆富山県
(14)
富山市
射水市
魚津市
小矢部市
黒部市
高岡市
砺波市
滑川市
南砺市
氷見市
朝日町
立山町
入善町
舟橋村

◆石川県
(19)
金沢市
加賀市
かほく市
小松市
珠洲市
七尾市
野々市市
能美市
羽咋市
白山市
輪島市
穴水町
内灘町
川北町
志賀町
津幡町
中能登町
能登町
宝達志水町

◆福井県
(16)

22. 日本国内の「平和首長会議」加盟自治体(続き1)

福井市
あわら市
越前市
小浜市
大野市
勝山市
坂井市
鯖江市
敦賀市
永平寺町
越前町※
おおい町※
高浜町※
南越前町※
美浜町※
若狭町※

◆長野県(77)
長野市
安曇野市
飯田市
飯山市
伊那市
上田市
大町市
岡谷市
駒ヶ根市
小諸市
佐久市
塩尻市
須坂市
諏訪市
千曲市
茅野市
東御市※
中野市
松本市
上松町
阿南町
飯島町
飯綱町
池田町
小布施町
軽井沢町
木曽町
小海町
坂城町
佐久穂町
信濃町
下諏訪町
高森町
辰野町
立科町
長和町
南木曽町
富士見町
松川町
箕輪町
御代田町
山ノ内町
青木村
朝日村
阿智村
生坂村
売木村
王滝村
大桑村
大鹿村
小川村
小谷村
麻績村
川上村
木島平村
木祖村
北相木村
栄村
下條村
喬木村
高山村
筑北村
天龍村
豊丘村
中川村
根羽村
野沢温泉村
白馬村
原村
平谷村
松川村
南相木村
南牧村
南箕輪村
宮田村
泰阜村
山形村

◆東京都(51)
新宿区
足立区
荒川区
板橋区
江戸川区
大田区
葛飾区
北区
江東区
渋谷区
杉並区
墨田区
世田谷区
台東区
中央区
千代田区
豊島区
練馬区
文京区
港区
目黒区
昭島市
あきる野市※
稲城市
青梅市
清瀬市
国立市
小金井市
国分寺市
小平市
狛江市
多摩市
調布市
西東京市
羽村市
東久留米市
東村山市
東大和市
日野市
府中市
町田市
三鷹市
武蔵野市
武蔵村山市
奥多摩町
大島町※
日の出町
瑞穂町※
新島村※
檜原村※
御蔵島村※

◆神奈川県(33)
横浜市
厚木市
綾瀬市
伊勢原市
海老名市
小田原市
鎌倉市
川崎市
相模原市
座間市
茅ヶ崎市
秦野市
逗子市
平塚市
藤沢市
三浦市
南足柄市
大和市
横須賀市
愛川町
大井町
大磯町
開成町
寒川町
中井町
二宮町
箱根町
葉山町
松田町
真鶴町
山北町
湯河原町
清川村

◆埼玉県(63)
さいたま市
上尾市
朝霞市
入間市
桶川市
春日部市
加須市
川口市
川越市
北本市
行田市
久喜市
熊谷市
鴻巣市
越谷市
坂戸市
幸手市
狭山市
志木市
白岡市
草加市
秩父市
鶴ヶ島市
所沢市
戸田市
新座市
蓮田市
羽生市
飯能市※
東松山市
日高市
深谷市
富士見市
ふじみ野市
本庄市
三郷市
八潮市
吉川市
和光市※
蕨市
伊奈町
小鹿野町
小川町
越生町
神川町
上里町
川島町※
杉戸町
ときがわ町
長瀞町※
滑川町

鳩山町
松伏町
美里町
皆野町
宮代町
三芳町
毛呂山町
横瀬町
吉見町
寄居町
嵐山町
東秩父村※

◆千葉県
(54)
千葉市
旭市
我孫子市
いすみ市
市川市
市原市
印西市
浦安市
大網白里市
柏市
勝浦市
香取市
鎌ケ谷市
鴨川市
木更津市
君津市
佐倉市
白井市
山武市
匝瑳市
袖ケ浦市
館山市
銚子市
東金市
富里市
流山市
習志野市
成田市

野田市
富津市
船橋市
松戸市
南房総市
茂原市
八街市
八千代市
四街道市
一宮町
大多喜町
御宿町
鋸南町
九十九里町
神崎町
栄町
酒々井町
芝山町
白子町
多古町
長南町
長柄町
東庄町
睦沢町
横芝光町
長生村

◆茨城県
(44)
水戸市
石岡市
潮来市
稲敷市
小美玉市
牛久市
笠間市
鹿嶋市
かすみがうら市
神栖市
北茨城市
古河市
桜川市
下妻市

常総市
高萩市
筑西市
つくば市
つくばみらい市
土浦市
取手市
行方市
坂東市
那珂市
日立市
常陸太田市
常陸大宮市
ひたちなか市
鉾田市
守谷市
結城市
龍ケ崎市
阿見町
茨城町
大洗町
河内町
五霞町
境町
城里町
大子町
利根町
八千代町
東海村
美浦村

◆栃木県
(23)
宇都宮市
足利市
大田原市
小山市
鹿沼市
さくら市
佐野市
下野市
栃木市
那須烏山市

那須塩原市
日光市
真岡市
矢板市
市貝町
上三川町
塩谷町
高根沢町
那須町
野木町
芳賀町
益子町
壬生町

◆群馬県
(35)
前橋市
安中市
伊勢崎市
太田市
桐生市
渋川市
高崎市
館林市
富岡市
沼田市
藤岡市
みどり市
板倉町
邑楽町
大泉町
神流町
甘楽町
草津町
下仁田町
玉村町
千代田町
中之条町
長野原町
東吾妻町
みなかみ町
明和町
吉岡町

上野村
片品村
川場村
昭和村
榛東村
高山村
嬬恋村
南牧村

◆山梨県
(27)
甲府市
上野原市
大月市
甲斐市
甲州市
中央市
都留市
韮崎市
笛吹市
富士吉田市
北杜市
南アルプス市
山梨市
市川三郷町
昭和町
南部町
西桂町
早川町
富士河口湖町
富士川町
身延町
忍野村
小菅村
丹波山村
道志村
鳴沢村
山中湖村

◆静岡県
(35)
静岡市
熱海市

伊豆市
伊豆の国市
伊東市
磐田市
御前崎市
掛川市
菊川市
湖西市
御殿場市
島田市
下田市
裾野市
沼津市
浜松市
袋井市
藤枝市
富士市
富士宮市
牧之原市
三島市
焼津市
小山町※
河津町
川根本町
函南町
清水町
長泉町
西伊豆町
東伊豆町
松崎町
南伊豆町※
森町
吉田町

◆愛知県
(52)
名古屋市
愛西市
あま市
安城市※
一宮市
稲沢市
犬山市

22. 日本国内の「平和首長会議」加盟自治体(続き2)

岩倉市
岡崎市
大府市
尾張旭市
春日井市
蒲郡市※
刈谷市
北名古屋市
清須市
江南市
小牧市
新城市
田原市※
知多市※
知立市
津島市
東海市※
常滑市※
豊明市
豊川市
豊田市
豊橋市
長久手市
西尾市
日進市
半田市
碧南市※
みよし市
弥富市
阿久比町
大口町
大治町
蟹江町
幸田町※
設楽町※
武豊町
東栄町※
東郷町
豊山町
東浦町
扶桑町
美浜町
南知多町※
飛島村
豊根村※

◆岐阜県(42)
岐阜市
恵那市※
大垣市
海津市※
各務原市
可児市
郡上市
下呂市
関市
高山市
多治見市
土岐市※
中津川市
羽島市
飛騨市※
瑞浪市
瑞穂市
美濃市
美濃加茂市
本巣市
山県市※
安八町※
池田町
揖斐川町
大野町
笠松町
川辺町
北方町
岐南町※
神戸町※
坂祝町
白川町
関ヶ原町※
垂井町
富加町※
七宗町
御嵩町
八百津町
養老町※
輪之内町※
白川村※
東白川村※

◆三重県(29)
津市
伊賀市
伊勢市
いなべ市
尾鷲市
亀山市
熊野市
桑名市
志摩市
鈴鹿市
鳥羽市
名張市
松阪市
四日市市
朝日町
大台町
川越町
木曽岬町
紀宝町
紀北町
菰野町
大紀町
多気町
玉城町
東員町
南伊勢町
御浜町
明和町
度会町

◆滋賀県(18)
大津市
近江八幡市
草津市
甲賀市
湖南市
高島市
長浜市
東近江市
彦根市
米原市
守山市
栗東市
愛荘町
甲良町
多賀町
豊郷町
日野町
竜王町

◆京都府(24)
京都市
綾部市※
宇治市
亀岡市
木津川市
京田辺市
京丹後市
城陽市
長岡京市
福知山市
舞鶴市
宮津市
向日市
井手町
伊根町
宇治田原町
大山崎町
笠置町
京丹波町
久御山町
精華町
与謝野町
和束町
南山城村

◆大阪府(43)
大阪市
池田市
和泉市
泉大津市
泉佐野市
茨木市
大阪狭山市
貝塚市
柏原市
交野市
門真市
河内長野市
岸和田市
堺市
四條畷市
吹田市
摂津市
泉南市
高石市
高槻市
大東市
豊中市
富田林市
寝屋川市
羽曳野市
阪南市
東大阪市
枚方市
藤井寺市
松原市
箕面市
守口市
八尾市
河南町
熊取町
島本町
太子町
田尻町
忠岡町
豊能町
能勢町
岬町
千早赤阪村

◆奈良県(39)
奈良市
生駒市
宇陀市
橿原市
香芝市
葛城市
五條市
御所市
桜井市
天理市
大和郡山市
大和高田市
安堵町
斑鳩町
王寺町
大淀町
上牧町
河合町
川西町
広陵町
三郷町

下市町
高取町
田原本町
平群町
三宅町
吉野町
明日香村
上北山村
川上村
黒滝村
下北山村
曽爾村
天川村
十津川村※
野迫川村
御杖村
東吉野村
山添村

◆和歌山県
(30)
和歌山市
有田市
岩出市
海南市※
紀の川市
御坊市
新宮市※
田辺市
橋本市
有田川町
印南町
かつらぎ町
上富田町
紀美野町※
串本町
九度山町
高野町※
古座川町
白浜町
すさみ町
太地町
那智勝浦町
日高川町
日高町
広川町
美浜町
みなべ町
湯浅町
由良町
北山村

◆兵庫県
(41)
神戸市
相生市
明石市
赤穂市
朝来市
芦屋市
尼崎市
淡路市
伊丹市
小野市
加古川市
加西市
加東市
川西市
篠山市
三田市
宍粟市
洲本市
高砂市
宝塚市
たつの市
丹波市
豊岡市※
西宮市
西脇市
姫路市
三木市
南あわじ市
養父市
市川町
猪名川町
稲美町
上郡町
香美町
神河町※
佐用町※
新温泉町
太子町
多可町※
播磨町
福崎町

◆岡山県
(27)
岡山市
赤磐市
浅口市
井原市
笠岡市
倉敷市
瀬戸内市
総社市
高梁市
玉野市
津山市
新見市
備前市
真庭市
美作市
鏡野町
吉備中央町
久米南町
里庄町
勝央町
奈義町
早島町
美咲町
和気町
矢掛町
新庄村
西粟倉村

◆広島県
(23)
広島市
安芸高田市
江田島市
大竹市
尾道市
呉市
庄原市
竹原市
廿日市市
東広島市
福山市
府中市
三原市
三次市
安芸太田町
大崎上島町
海田町
北広島町
熊野町
坂町
神石高原町
世羅町
府中町

◆山口県
(19)
山口市
岩国市
宇部市
下松市
山陽小野田市
下関市
周南市
長門市
光市
萩市
防府市
美祢市
柳井市
阿武町
上関町
周防大島町
田布施町
平生町
和木町

◆鳥取県
(19)
鳥取市
倉吉市
境港市
米子市
岩美町
江府町
琴浦町
大山町
智頭町
南部町
日南町
日野町
伯耆町
北栄町
三朝町
八頭町
湯梨浜町
若桜町
日吉津村

◆島根県
(19)
松江市
出雲市
雲南市
大田市
江津市
浜田市
益田市
安来市
海士町
飯南町※
邑南町
隠岐の島町
奥出雲町
川本町※
津和野町※
西ノ島町
美郷町※
吉賀町※
知夫村※

◆徳島県
(23)
阿南市
阿波市
小松島市
鳴門市
美馬市
三好市
吉野川市
藍住町
石井町
板野町
海陽町
勝浦町
上板町
上勝町
神山町
北島町
つるぎ町
那賀町
東みよし町
松茂町
美波町
牟岐町
佐那河内村

◆香川県
(17)
高松市
観音寺市
坂出市
さぬき市
善通寺市
東かがわ市
丸亀市
三豊市
綾川町※
宇多津町
琴平町
小豆島町

22. 日本国内の「平和首長会議」加盟自治体(続き3)

多度津町
土庄町
直島町
まんのう町※
三木町

◆愛媛県
(20)
松山市
今治市
伊予市
宇和島市
大洲市
西条市
四国中央市
西予市
東温市
新居浜市
八幡浜市
愛南町
伊方町
内子町
上島町
鬼北町
久万高原町
砥部町
松前町
松野町

◆高知県
(34)
高知市
安芸市
香美市
香南市
四万十市
宿毛市
須崎市
土佐市
土佐清水市
南国市
室戸市
いの町※
大月町
越知町
大豊町
黒潮町
佐川町
四万十町
田野町
津野町※
土佐町
東洋町
中土佐町※
奈半利町※
仁淀川町※
本山町
安田町
梼原町
馬路村
大川村
北川村
芸西村
三原村
日高村

◆福岡県
(60)
福岡市
朝倉市
飯塚市
糸島市
うきは市
大川市
小郡市
大野城市
大牟田市
春日市
嘉麻市
北九州市
久留米市
古賀市
田川市
太宰府市
筑後市
筑紫野市
中間市
直方市
豊前市
福津市
みやま市
宮若市
宗像市
柳川市
八女市
行橋市
芦屋町
糸田町
宇美町
大木町
大任町
岡垣町
遠賀町
粕屋町
川崎町
香春町
苅田町
鞍手町
桂川町
上毛町
小竹町
篠栗町
志免町
新宮町
須恵町
添田町
大刀洗町
築上町
筑前町
那珂川町
久山町
広川町
福智町
水巻町
みやこ町
吉富町
赤村
東峰村

◆佐賀県
(17)
伊万里市
嬉野市
小城市
鹿島市
唐津市
神埼市
多久市
武雄市
鳥栖市
有田町
大町町
基山町
玄海町
江北町
白石町
太良町
吉野ヶ里町

◆長崎県
(20)
長崎市
壱岐市
諫早市
雲仙市
大村市
五島市
西海市
島原市
対馬市
平戸市
松浦市
南島原市
小値賀町
新上五島町
川棚町
佐々町
時津町
長与町
波佐見町
東彼杵町

◆大分県
(18)
大分市
宇佐市
臼杵市
杵築市
国東市
佐伯市
竹田市
津久見市
中津市
日田市
豊後大野市
豊後高田市
別府市
由布市
玖珠町
九重町
日出町
姫島村

◆熊本県
(41)
熊本市
阿蘇市
天草市
荒尾市
宇城市
宇土市
上天草市
菊池市
合志市
玉名市
人吉市
水俣市
八代市
山鹿市
あさぎり町
芦北町
大津町
小国町
菊陽町
玉東町
高森町
多良木町
長州町
和水町
南関町
錦町
氷川町
益城町
美里町
南小国町
御船町
山都町
湯前町
苓北町
産山村
球磨村
相良村
西原村
水上村
南阿蘇村
山江村

◆宮崎県
(26)
宮崎市

えびの市
串間市
小林市
西都市
日南市
延岡市
日向市
都城市
綾町
門川町
川南町
木城町
五ヶ瀬町
国富町
新富町
高千穂町
高鍋町
高原町
都農町
日之影町
美郷町
三股町
椎葉村
西米良村
諸塚村

◆鹿児島県
(43)
鹿児島市
姶良市
阿久根市
奄美市
伊佐市
出水市
いちき串木野市
指宿市
鹿屋市
霧島市
薩摩川内市
志布志市
曽於市
垂水市
西之表市
日置市
枕崎市
南九州市
南さつま市
天城町
伊仙町
大崎町
喜界町
肝付町
錦江町
さつま町
瀬戸内町
龍郷町
知名町
徳之島町
中種子町
長島町
東串良町
南大隅町
南種子町
屋久島町
湧水町
与論町
和泊町
宇検村※
十島村
三島村
大和村

◆沖縄県
(36)
那覇市
糸満市
沖縄市
石垣市
浦添市
うるま市
宜野湾市
豊見城市
名護市
南城市
宮古島市
金武町
久米島町※
竹富町
北谷町
西原町
南風原町
八重瀬町
与那原町
粟国村
伊江村
伊是名村
伊平屋村
大宜味村
恩納村
北中城村
宜野座村
国頭村
座間味村
多良間村
渡嘉敷村
渡名喜村
中城村
東村
南大東村
読谷村

合計：
1667 自治体

平和首長会議および日本非核宣言自治体協議会のデータは
2017年4月1日現在。

データシート

23. 非核宣言自治体の活動と事業

以下は、日本の非核宣言自治体がこれまでとり組んだ主要な活動や事業を分類整理したものである。すべてが網羅されているわけではない。他にユニークなとり組みをご存知の方は、ピースデポまでご一報いただければ幸いである。

1.宣言や条例の制定

●宣言

（手続きにより3種類のものがある）

①首長提案、議会決議のもの。

②市民または議員提案・議会決議のもの。

③再度の宣言を議会が決議したもの。

（内容）核兵器の廃絶と恒久平和、非核三原則の遵守などを訴える、非核港湾を訴える、放射性物質等の持ち込みや原子力関連施設の立地を拒否する、など。

●条例

（内容によりほぼ3種類に分類できる）

・非核平和条例（核兵器の通過などを具体的に禁止している。市民や市長の不断の努力を規定し、企画の段階からの市民参加を明文化している）

・平和条例（平和行政、予算化を明記）

・平和基金条例（億単位の基金を制定し、利息による平和事業の実施、募金の拡大をめざす）

2.首長・議長の抗議や要請行動

・核爆発実験への抗議文の持参や送付

・未臨界核実験やZマシン新型核実験に対する中止要請文、抗議文の持参、送付

・北東アジア非核兵器地帯を求める申し入れ。自治体首長署名の提出。

・日印原子力協定の中止要請。

・NPT再検討会議への参加と要請

・他の自治体への非核宣言実施の依頼

3.議会の決議など

・非核三原則の堅持を求める意見書

・北東アジア非核兵器地帯の設立を求める意見書

・ミサイル発射実験、核爆発実験に抗議する決議

・包括的核実験禁止条約（CTBT）の制定を求める意見書

・非核法の制定を求める意見書

・核兵器禁止条約への参加を求める決議

・核兵器搭載艦船の入港を認めない港湾条例を求める決議

・プルトニウム輸送の情報公開を求める意見書

・高速増殖炉「もんじゅ」の安全管理に関する意見書

・核燃料再処理事故に関する意見書

・福島第1原発事故避難者への住宅支援の継続を求める意見書

・原発再稼動に反対する決議

・平和首長会議への加盟

4.市民への情報発信

・宣言文の掲示（プレート、垂幕、碑など）

・図書館の平和関連コーナー設置

・ホームページ、広報誌、ローカル誌、ケーブルテレビを使った情報発信

・市民キャンペーン（祭りなど市民の集まるところで広報活動）

・平和の映画ビデオや図書の貸出

5.啓発プログラムの強化

・平和に関する各種講演会・セミナー、被爆体験・戦争体験を聞く会、戦時中の食事体験講座、原爆パネル・資料展（海外含む）、移動原爆展、ミニミニ原爆展、映画会、朗読劇、コンサート、書道展、ミュージカルなど
・インターネットテレビ会議システムを利用した平和学習講座
・平和啓発ステッカーの公用車への貼り付け
・市製封筒に「非核平和宣言都市」と印字
・無料電車「平和号」の運行
・啓発用品の市民・公共施設への配布（パンフレット、カレンダー、花の種、文具、カードなど）
・平和副読本の作成、平和マップの作成、マンガの発行、日本国憲法の冊子作成と配布
・戦争体験の証言集・ビデオ・絵の作成
・国内ジャーナリスト研修
・被爆アオギリ・クスノキ二世植樹
・平和記念館の開設
・バーチャル平和資料館（ホームページ）
・広報誌、市内ケーブルテレビ、FMラジオでの平和特集
・平和の灯火（キャンドルナイト）

6.情報収集・管理

・平和資料館、展示室、資料コーナーの運営。企画展などの実施
・平和関連資料（海外のものも含む）の収集・貸出

7.フィールドワーク

・市民（子ども、若者、親子、留学生を含む）、自治体職員、議員の広島・長崎・沖縄への派遣。親子記者など
・戦跡、米軍基地、平和資料館・美術館・博物館などの見学ツアー
・他の非核自治体や海外の姉妹都市との市民交流や非核の共同事業
・NPT再検討会議への派遣と報告会

8.市民参加

・ヒバクシャ国際署名への協力
・「核兵器禁止条約」の交渉開始等を求める市民署名活動事業
・平和賞、平和標語・作文コンクール、平和の絵、メッセージ、俳句・短歌の募集
・折り鶴コーナーの設置、千羽鶴の作成
・平和基金の募金活動
・スポーツ大会の開催
・平和ボランティアの募集、育成、派遣
・平和へのメッセージの募集

9.市民との協力事業、および支援

・市民団体・文化団体との共催事業（国際会議、平和のつどい、講演会、映画会、コンサート、原爆展、スポーツなど）
・小・中学校の平和学習への補助金
・市民団体への補助金の交付、事業費の一部負担
・市民団体への事業委託
・市民海外インターンシップ制度補助金
・平和行進の受け入れと激励

10.被爆者支援

・見舞金、助成金等の支給
・栄養食品の支給
・被爆者団体への育成補助

11.記念式典

・黙祷の実施、半旗の掲揚
・平和記念式、戦没者追悼式、慰霊祭
・平和の鐘の打鐘
・原爆死没者サイレンの吹鳴

用語の説明

●イージス・システム
もともとは、洋上防空能力など艦船防御能力を備えた艦上戦闘システム。現在は陸上配備システムもある。レーダーやソナーを利用して複数の目標に関する情報を同時に処理し、誘導ミサイルなどを用いてそれらを同時攻撃できる。弾道ミサイルに対する迎撃能力を備えたミサイルSM3も組み込まれている。「イージス」はギリシャ神話の神の盾。

●核態勢見直し(NPR)(米)
(Nuclear Posture Review)
米議会が核政策の包括的な再検討のために作成を求める文書。米国防総省が作成する。これまで、94年(クリントン政権)、02年(ブッシュ政権、作成されたのが01年末なので01年NPRと呼ぶこともある)、そして10年(オバマ政権)の3回出されている。10年のNPRは資料1-11(238ページ)参照。

●オスロ・プロセス
クラスター弾の全面禁止条約締結を目指した条約案交渉プロセス。国連や赤十字委員会、NGO「クラスター弾連合(CMC)」などの働きかけが後押しとなり、2007年2月、ノルウェーなど49か国が「オスロ宣言」を採択して条約交渉が始まった。対人地雷禁止条約の成立プロセスを**オタワ・プロセス**というのと同じように、同志国家とNGOが国連システムの外でクラスター弾禁止条約を成立させたプロセスをこう呼ぶ。

●核軍縮・不拡散議員連盟(PNND)
(Parliamentarians for Nuclear Non-proliferation and Disarmament)
国際NGO「中堅国家構想」(MPI)の提唱で01年に創設された、核軍縮を目指す国際的な議員集団。現在、84か国から800人以上の議員が参加している(17年10月アクセス)。なかでも日本、ニュージーランド、ベルギー、カナダ、ドイツに参加議員数が多い。PNND日本は02年7月に結成され、17年3月22日現在、58人が参加。

●核燃料サイクル
ウラン鉱石の採掘から核燃料の製造までの過程、原子炉で核燃料を燃焼する過程、使用済み核燃料を再処理したり、処分したりする過程の全過程をさす。再処理過程を含むかどうかでサイクルの様相は大きく異なる。⇒使用済み核燃料再処理。

●カットオフ条約
兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)のこと。核兵器の材料となる高濃縮ウランやプルトニウムの生産を禁止することが目的。

●核供給国グループ(NSG)
核兵器に転用可能な物資、燃料、技術などの輸出規制を目的とする国際グループ。74年のインドによる核実験を受けて翌75年にできた。17年6月現在、48か国が加盟。

●国連公開作業部会(OEWG)
(Open-Ended Working Group)
国連総会の決議により特定の課題についての国際的取り組みを前進させるべく、設置される組織。政府代表、専門家、国際機関、NGOが垣根を超えて議論する場となることが多い。分野は、気候変動、廃棄物、高齢化、核軍縮など多岐にわたる。

●国連総会第1委員会
国連総会に付属する6つの委員会のひとつで、主に、軍縮・国際安全保障問題を取り扱う。通常は、10月から4〜5週間にわたって開催される。

●集団的自衛権
自国が攻撃を受けていなくても、同盟国が攻撃された場合にその同盟国を援助し、共同で防衛する権利。国連憲章第51条は、国連加盟国に対して武力攻撃が行われた際、安全保障理事会が必要な措置をとるまでの間、加盟国が個別的・集団的自衛権を行使する権利を認めている。日本政府は、集団的自衛権の行使は憲法上認められな

いとの立場をとってきたが、14年7月1日、一定条件下で行使を容認する閣議決定を行った。

●ジュネーブ軍縮会議(あるいは単に軍縮会議)(CD)
(Conference on Disarmament)

現在65か国で構成される、唯一の多国間の軍縮問題交渉機関。事務局長は国連総会によって指名されるが、厳密には国連の付属組織ではない。60年の「10か国軍縮委員会」(東西5か国ずつで構成)を起源とし、CDの名前になったのは84年である。日本の加盟は69年。前身も含めると、NPTやCTBTなどがCDで交渉された。全会一致の決定方式をとっている。

●消極的安全保証(NSA)
(Negative Security Assurance)

核兵器非保有国に対して核兵器保有国が核兵器を使用しないと約束することによって、安全の保証を提供すること。核保有5か国(米・ロ・英・仏・中)は、国連安保理決議984(95年4月11日採択)によって一方的にNSAを宣言しているが、非保有国側は、法的拘束力のあるNSAを求めている。非核地帯条約のNSA議定書に核保有国が署名・批准している場合には、地帯内の非核国に対してNSAは法的拘束力を持つ。

●使用済み核燃料再処理

原子炉で燃やした後の使用済み核燃料から、ウランやプルトニウムを分離、回収する作業のこと。使用価値のない核分裂生成物等が残されるため、これらを高レベル放射性廃棄物、低レベル放射性廃棄物に分離した上で処分・埋設する。

●新アジェンダ連合(NAC)
(New Agenda Coalition)

ブラジル・エジプト・アイルランド・メキシコ・ニュージーランド・南アフリカの6か国から成る核軍縮推進派の国家連合(98年の設立時はスウェーデン、スロベニアを含む)。98年に「核兵器のない世界へ:新アジェンダの必要性」という設立の共同宣言を発したことから、この名で呼ばれている。

●戦略兵器削減条約(START)
(Strategic Arms Reduction Treaty)

米国とソ連(当時)が91年7月に署名。94年12月に発効。01年12月、米ロ両国はこれらの削減義務の履行完了を宣言。09年12月5日に期限満了をもって失効。初めての米ソ間の戦略核兵器削減条約であった。条約において運搬手段や核弾頭の数え方を厳密に定義し、その上限を定め削減を義務づけた。また条約には広範かつ複雑な監視・検証メカニズムが規定された。11年2月5日、新STARTが発効した。

●弾道ミサイル防衛(BMD)システム

敵国などからの弾道ミサイルを迎撃するシステム。迎撃の起点(陸上、海上、空中、大気圏外)、迎撃対象の飛行段階(初期の噴射、中間、終末)、迎撃の手段(運動エネルギー、指向性エネルギー)などの組み合わせによって、様々な種類のシステムがある。

●日米安全保障協議委員会(SCC)
(Security Consultative Committee)

日米安保条約第4条を根拠とし、60年に設置された。当初、日本側は外務大臣と防衛庁長官、米国側は駐日米大使と太平洋軍司令官であった。しかし、90年に米側の構成員が国務長官と国防長官に格上げされ、日本側は後に防衛庁長官ではなく防衛大臣となった。しばしば「2プラス2」(ツー・プラス・ツー)と呼ばれる。

●濃縮ウランと劣化ウラン

天然ウランにはウラン238が約99.3%、ウラン235が約0.7%含まれる。235は核分裂性であり、核燃料や兵器に用いられる。235の割合を0.7%以上に高めたものを濃縮ウランという。235が20%より低いものを低濃縮ウラン(LEU)、高いものを高濃縮ウラン(HEU)、90%を超えるものを兵器級ウランと呼ぶ。軽水型発電炉の燃料は3〜5%の低濃縮ウランである。濃縮の結果、235の含有量が天然ウランより減った残余を劣化ウランという。劣化ウランは、密度と硬度が高いウランの属性を保ちながら安価であることから「ウラン弾」に用いられる。劣化ウランの放射能は天然ウランの約60%に減っているにすぎない。

●非核兵器地帯（NWFZ）

一定の地理的範囲内において核兵器が排除された状態を創り出すことを目的とした、国際法上の制度。地帯内において、核兵器の開発・実験・製造・生産・取得・所有・貯蔵・輸送・配備などが禁止される。これに加え、地帯内において核兵器による攻撃やその威嚇を行わないとの核兵器国による約束（すなわち、消極的安全保証）を議定書の形で定めるのが通例である。

●武器輸出三原則

佐藤栄作内閣が1967年4月に打ち出した政策。①共産圏向けの場合、②国連決議により武器輸出が禁じられている場合、③国際紛争の当事国（あるいはそのおそれがある国）の場合、武器輸出を禁じるというもの。76年2月、三木武夫内閣はこれを拡大し、上記の対象国以外に対しても武器輸出を慎むこと、武器製造関連設備も武器に準ずる取り扱いにすることとした。しかし83年1月、対米武器技術供与を例外とする後退を示した。さらに2011年12月、藤村修官房長官談話により「包括的な例外措置」を講ずるとし、例外措置の大幅拡大に踏みきった。そして14年4月1日、安倍晋三内閣は「防衛装備移転三原則」を閣議決定し、武器輸出三原則は、事実上撤廃された。

●未臨界核実験とZマシン核実験

核分裂物質は、ある一定の限界条件が満たされると核分裂の連鎖反応を起こす。この限界のことを「臨界」といい、臨界に達しない状態で行う核実験のことを未臨界核実験という。地下核爆発実験を行うことなく、備蓄核兵器を管理、維持するために行われてきた。

2010年以降、米国は、強力なX線発生装置Zマシンで、核爆発に近い環境の中でのプルトニウムの挙動を調べる新型核実験を行っている。

●IAEA追加議定書

国際原子力機関（IAEA）と保障措置協定締結国との間で追加的に締結される議定書のことであり、既存の保障措置よりも強化された措置が盛り込まれている。原子力施設内の全ての建物や活動がIAEAに対する申告の対象になり、さらに、未申告の施設や活動に対しても、直前の通告による追加的な査察（いわゆる「抜き打ち」査察）が認められている。1997年5月のIAEA特別理事会でモデル追加議定書が採択されている。2016年1月現在、146か国が署名、126か国が批准済み。米国は09年1月6日になってようやく批准。

●NPT再検討会議

核不拡散条約（NPT）第8条3項に従って、NPTの運用状況を点検するために5年に一度NPT加盟国が開く会議。1975年から2015年までの計9回開かれている。再検討会議は、本会議に加えて、第1主要委員会（核軍縮関連）、第2主要委員会（保障措置・非核兵器地帯関連）、第3主要委員会（原子力平和利用関連）に分かれる。なお、1995年以後、再検討会議に先立つ3年の間、準備委員会が毎年開催されている。

●PAC3
(Patriot Advanced Capability 3)

改良型パトリオットミサイル。短距離弾道ミサイルを陸上から迎撃するシステムで、弾道ミサイルのターミナル（終末）段階において撃ち落とす。PAC3が防御できるのは、それが配備された地点の半径数10キロメートル程度とされる。

●SM3（Standard Missile 3）

イージス・システムに組み込まれ、短・中距離弾道ミサイルを迎撃するミサイル。弾道ミサイルのミッドコース（中間飛行）段階において撃ち落とす。

●4年ごとの国防見直し（QDR）
(Quadrennial Defense Review)

米国防総省が議会からの要求によって4年ごとに提出する国防政策見直しのための文書。国防戦略や戦力構成、戦力の近代化、インフラ、予算などについて、包括的な再検討が行われる。1997年、2001年、06年、10年と作成された。

略語集

AA 陸上配備型イージスシステム
Aegis Ashore

ACSA 日米物品役務相互提供協定
Acquisition and Cross Servicing Agreement

ATT 武器貿易条約
Arms Trade Treaty

BMD 弾道ミサイル防衛
Ballsitic Missile Defense

CD (ジュネーブ)軍縮会議
Conference on Disarmament

CELAC ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体
Community of Latin American and Caribbean States

CTBT 包括的核実験禁止条約
Comprehensive Test Ban Treaty

CTBTO 包括的核実験禁止条約機関
Comprehensive Test Ban Treaty Organization

CWC 化学兵器禁止条約
Chemical Weapons Convention

DOD (米)国防総省
Department of Defense

DOE (米)エネルギー省
Department of Energy

DPRK 朝鮮民主主義人民共和国
Democratic People's Republic of Korea

DU 劣化ウラン
Depleted Uranium

EPAA 欧州段階的適応性アプローチ
European Phased Adaptive Approach

EU 欧州連合
European Union

FMCT 兵器用核分裂性物質生産禁止条約、またはカットオフ条約
Fissile Material Cut-off Treaty

GLCM 地上発射巡航ミサイル
Ground Launched Cruise Missile

HEU 高濃縮ウラン
Highly Enriched Uranium

IAEA 国際原子力機関
International Atomic Energy Agency Organization

IALANA 国際反核法律家協会
International Association of Lawyers Against Nuclear Arms

ICAN 核兵器廃絶国際キャンペーン
International Campaign to Abolish Nuclear Weapons

ICBM 大陸間弾道ミサイル
Inter-Continental Ballistic Missile

ICJ 国際司法裁判所
International Court of Justice

ICRC 赤十字国際委員会
International Committee of the Red Cross

INF 中距離核戦力
Intermediate-Range Nuclear Forces

JCPOA 共同包括的行動計画
Joint Comprehensive Plan of Action

LEP 寿命延長計画
Life Extension Program

LEU 低濃縮ウラン
Low-Enriched Uranium

MD ミサイル防衛
Missile Defense

MIRV 多弾頭独立目標再突入体
Multiple Independently-targetable Reentry Vehicle

MOX ウラン・プルトニウム混合酸化物
Mixed (uranium and plutonium) Oxide

MPI 中堅国家構想
Middle Powers Initiative

NAC 新アジェンダ連合
New Agenda Coalition

NAM 非同盟運動(諸国)
Non-Aligned Movement

NATO 北大西洋条約機構
North Atlantic Treaty Organization

NLL 北方限界線

Northern Limit Line

NNSA (米)国家核安全保障管理局
National Nuclear Security Agency

NPDI 不拡散・軍縮イニシャチブ
Non-Proliferation and Disarmament Initiative

NPR 核態勢見直し
Nuclear Posture Review

NPT 核不拡散条約
Nuclear Non-Proliferation Treaty/ Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons

NSA 消極的安全保証
Negative Security Assurance

NSG 核供給国グループ
Nuclear Suppliers Group

NWBT 簡易型核兵器禁止条約
Nuclear Weapons Ban Treaty

NWC (包括的)核兵器禁止条約
Nuclear Weapons Convention

NWFZ 非核兵器地帯
Nuclear Weapon Free Zone

OEWG 国連「核軍縮」公開作業部会
Open-Ended Working Group

P5 国連安全保障会議常任理事国
Permanent five

PAC3 改良型パトリオットミサイル3
Patriot Advanced Capability 3

PKO 国連平和維持活動
United Nations Peacekeeping Operation

PNND 核軍縮・不拡散議員連盟
Parliamentarians for Nuclear Non-Proliferation and Disarmament

PSPD 参与連帯
People's Solidarity for Participatory Democracy

QDR 4年ごとの国防見直し
Quadrennial Defense Review

RECNA 長崎大学核兵器廃絶研究センター
Research Center for Nuclear Weapons Abolition, Nagasaki University

RMI マーシャル諸島共和国
the Republic of the Marshall Islands

RV 再突入体
Re-entry Vehicle

SACO 沖縄に関する特別行動委員会
Special Action Committee on Okinawa

SDSR (英)戦略防衛及び安全保障の見直し
Strategic Defence and Security Review

SLBM 潜水艦発射弾道ミサイル
Submarine-Launched Ballistic Missile

SM3 スタンダード・ミサイル3
Standard Missile 3

SSMP 備蓄核兵器維持管理計画
Stockpile Stewardship and Management Plan

START 戦略兵器削減交渉(あるいは条約)
Strategic Arms Reduction Talks (Treaty)

THAAD 高高度防衛ミサイル
Terminal High Altitude Area Defense Missile

UAE アラブ首長国連邦
United Arab Emirates

WMD 大量破壊兵器
Weapons of Mass Destruction

資料

1. 基礎資料
2. 特集資料
　核兵器禁止条約の交渉へ
3. その他の資料

（翻訳責任は、特に断りのない限りピースデポにある。）

資料
目次

1.基礎資料

1－1　核不拡散条約（NPT）第4条1、第6条　212
1－2　国連憲章第7章 第39～42条、第51条　212
1－3　国際司法裁判所（ICJ）勧告的意見（96年7月8日）　213
1－4　95年NPT再検討会議「中東決議」（95年5月11日）　214
1－5　国連軍縮委員会による非核兵器地帯に関する報告書（99年4月30日）　215
1－6　2000年NPT再検討会議最終文書・（13+2）項目（00年5月19日）　219
1－7　2010年NPT再検討会議最終文書「行動勧告」（10年5月28日）　221
1－8　キッシンジャーらの「核兵器のない世界」提言（07年1月4日）　231
1－9　潘基文国連事務総長の核軍縮5項目提案（08年10月24日）　234
1－10　オバマ米大統領・プラハ演説（09年4月5日）　236
1－11　米核態勢見直し（NPR）報告書（10年4月6日）　238
1－12　日本国憲法 前文、第9条（47年5月3日施行）　248
1－13　日米安全保障条約 第5条、第6条（60年6月23日発効）　249
1－14　日本の核基本政策（68年1月30日）　249
1－15　日朝平壌宣言（02年9月17日）　250
1－16　朝鮮半島の非核化に関する共同宣言（92年2月19日）　251
1－17　9.19「6か国協議共同声明」（05年9月19日）　251
1－18　核兵器・核軍縮年表（1945年～2016年）　253

2.特集資料:核兵器禁止条約交渉へ

2－1　OEWGへのオーストリア作業文書（16年2月22日）　255
2－2　OEWGへの非核兵器地帯条約加盟国作業文書（16年5月11日）　258
2－3　OEWGへのMPI作業文書（16年5月4日）　262
2－4　OEWGへのピースデポ作業文書（16年4月27日）　264
2－5　OEWG報告書（16年8月19日）　270
2－6　第71回国連総会「核兵器禁止条約交渉」決議（16年12月23日）　276
2－7　第71回国連総会「倫理的至上命題」決議（16年12月13日）　279
2－8　第71回国連総会「人道の誓約」決議（16年12月12日）　281
2－9　第71回国連総会・新アジェンダ連合（NAC）決議（16年12月13日）　283
2－10　第71回国連総会・日本決議（16年12月5日）　285
2－11　第71回国連総会第1委員会でのオーストリア演説（16年10月14日）　288
2－12　第71回国連総会第1委員会での米国演説（16年10月14日）　289
2－13　第71回国連総会L41投票に関する岸田外務大臣記者会見（16年10月28日）　290
2－14　第71回国連総会第1委員会・ スウェーデン投票理由説明（16年10月27日）　292

2−15 アスタナ・ビジョン(16年8月29日) 293
2−16 P5ロンドン共同声明(15年2月6日) 295
2−17 ローマ法王の核抑止論批判(15年9月25日) 298

3.その他の資料

3−1 北朝鮮「水爆実験成功」声明(16年1月6日) 299
3−2 対北朝鮮安保理決議2270(抜粋)(16年3月2日) 300
3−3 核保安ワシントンサミット・コミュニケ(16年4月1日) 305
3−4 オバマ米大統領の広島演説(16年5月27日) 306
3−5 米大統領の核先行不使用政策を支持する2つの声明 309
米上院議員有志(16年7月20日)、APLN(16年8月9日)
3−6 中国国防白書(15年5月26日) 312
3−7 英国の「防衛・安全保障見直し」(新SDSR) (15年11月26日) 315
3−8 防衛装備移転三原則(14年4月1日) 318
3−9 「集団的自衛権容認」閣議決定(全文)(14年7月1日) 320
3−10 日米防衛協力のための指針(15年4月27日) 325
3−11 安保法制付帯決議(15年9月17日) 328
3−12 プルトニウム分離中止を求めるNGO声明(16年3月25日) 329
3−13 日印核(原子力)協力協定(抜粋)(16年11月11日) 331
3−14 日印核(原子力)協力協定・了解公文(16年11月11日) 334
3−15 日印核(原子力)協力協定に関する広島・長崎両市長の声明(16年11月7日) 334
3−16 北東アジア非核兵器地帯設立を促す「専門家パネル」見解(16年11月20日) 335
3−17 北東アジア非核兵器地帯を求める宗教者声明(16年2月12日) 338
3−18 モデル北東アジア非核兵器地帯条約(案)(草案5) (08年12月13日) 339
3−19 広島・長崎の2016年平和宣言 347

1.基礎資料

資料1-1　核不拡散条約(NPT)　第4条1、第6条

採択　1968年7月1日
発効　1970年3月5日

第4条
1 この条約のいかなる規定も、無差別にかつ第一条及び第二条の規定に従つて平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を発展させることについてのすべての締約国の奪い得ない権利に影響を及ぼすものと解してはならない。
第6条
各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。

資料1-2　国連憲章第7章　第39～42条、第51条

(国連広報センター訳)

第7章　平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動(抜粋)

第39条
安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は第41条及び第42条に従っていかなる措置をとるかを決定する。
第40条
事態の悪化を防ぐため、第39条の規定により勧告をし、又は措置を決定する前に、安全保障理事会は、必要又は望ましいと認める暫定措置に従うように関係当事者に要請することができる。この暫定措置は、関係当事者の権利、請求権又は地位を害するものではない。安全保障理事会は、関係当時者がこの暫定措置に従わなかったときは、そのことに妥当な考慮を払わなければならない。
第41条
安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、且つ、この措置を適用するように国際連合加盟国に要請することができる。この措置は、経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断並びに外交関係の断絶を含むことができる。

第42条

安全保障理事会は、第41条に定める措置では不充分であろうと認め、又は不充分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍または陸軍の行動をとることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる。

第51条

この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持または回復のために必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

資料1-3　国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見

核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見

(抜粋)

1996年7月8日

99.このような状況のもとで、核不拡散条約第6条の「誠実に核軍縮交渉をおこなう義務」という認識がきわめて重要であると、本法廷は考える。この条項は以下のように述べている。

「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳格かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。」

この義務の法的重要性は、単なる行為の義務という重要性をこえたものである。すなわちここで問題となる義務とは、あらゆる分野における核軍縮という正確な結果を、誠実な交渉の追求という特定の行為をとることによって達成する義務である。

100.交渉を追求しかつ公式に達成するというこの二重の義務は、核不拡散条約に参加する182カ国、いい換えれば国際社会の圧倒的多数にかかわるものである。

さらに、核軍縮に関する国連総会決議がくり返し全会一致で採択されてきたとき、事実上国際社会全体がそれに関与してきたのである。実際、全面的かつ完全な軍縮、とくに核軍縮の現実的な追求には、すべての国家の協力が必要である。

105.これらの理由により、裁判所は、(1)勧告的意見の要請に従うことを決定する。

(2)総会の諮問に次の方法で答える。(13票対1票)

A　核兵器の威嚇または使用のいかなる特別の権限も、慣習国際法上も条約国際法上も存在しない。(全会一致)

B　核兵器それ自体の威嚇または使用のいかなる包括的または普遍的禁止も、慣習国際法上も条約国際法上も、存在しない。(11票対3票)

C　国連憲章2条4項に違反し、かつ、その51条のすべての要請を満たしていない、核兵器による武力の威嚇または武力の行使は、違法である。(全会一致)

D　核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の要請とくに国際人道法の原則および規制の要請、ならびに、核兵器を明示的にとり扱う条約および他の約束の特別の義務と、両立するものでなければならない。(全会一致)

E　上述の要請から、核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の諸規則、そしてとくに人道法の原則および規則に、一般に違反するであろう。しかしながら、国際法の現状および裁判所の有する事実の諸要素を勘案して、裁判所は、核兵器の威嚇または使用が、国家の存亡そのものがかかった自衛の極端な状況のもとで、合法であるか違法であるかをはっきりと結論しえない。(7票対7票、裁判所長のキャスティング・ボート)

F　厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実におこないかつ完結させる義務が存在する。(全会一致)

www.icj-cij.org/docket/files/93/7407.pdf

資料1-4　95年NPT再検討会議「中東決議」(全訳)

NPT/CONF.1995/32 (Part I)付属文書
1995年5月11日採択

核不拡散条約(NPT)の加盟国会議は、

NPTの目的及び諸条項を強調し、

条約第7条にしたがい、非核兵器地帯の設立が国際的な不拡散体制の強化に貢献することを認識し、

安全保障理事会が、1992年1月31日付の声明において、核及び他のすべての大量破壊兵器の拡散が国際の平和と安全に対する脅威であると確認したことを想起し、

また中東非核兵器地帯の設立を支持する全会一致採択の総会決議(最新は1994年12月15日付49/71)を想起し、

中東におけるIAEA保障措置の適用に関する、IAEA総会採択の関連決議(最新は1994年9月23日付GC(XXXVIII)/RES/21)を想起し、また、核不拡散が、とりわけ緊張した地域においてもたらす危険に留意し、

安保理決議687(1991)、特にその14節に留意し、

安保理決議984(1995)及び1995年5月11日に会議が採択した「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」決定の第8節に留意し、

1995年5月11日に会議が採択した他の諸決定に留意し、

1.中東和平プロセスの目的及び目標を支持するとともに、この点における努力が、他の努力とともに、とりわけ中東非核・非大量破壊兵器地帯に貢献することを認識する。

2.会議の主委員会Ⅲが、「条約未加盟国に対し、加盟によって核兵器あるいは核爆発装置を

取得せず、すべての核活動にIAEA保障措置を受け入れるという国際的に法的拘束力のある誓約を受諾するよう求める」ことを会議に勧告したことを満足をもって留意する。

3.中東において保障措置下に置かれていない核施設が引き続き存在していることに懸念をもって留意するとともに、これに関連し、保証措置下に置かれていない核施設を運転しているNPT未加盟国に対し包括的なIAEA保障措置の受諾を要求した主委員会Ⅲ報告の第6項第3節に盛り込まれた勧告を強調する。

4.NPTの普遍的加盟を早期に実現する重要性を強調し、未だそれを行っていないすべての中東諸国に対し、例外なく、可能な限り早期にNPTに加盟し、自国の核施設を包括的なIAEA保障措置の下に置くよう求める。

5.中東におけるすべての加盟国に対し、とりわけ中東に効果的に検証可能な大量破壊兵器、すなわち核・化学・生物兵器、ならびにそれらの運搬システムが存在しない地帯を設立するために前進を図るべく、適切な場において実際的措置を講じるよう、また、この目的の達成を妨げるようないかなる措置をとることも控えるよう求める。

6.すべてのNPT加盟国、とりわけ核兵器国に対し、協力を拡大し、地域諸国による中東非核・非大量破壊兵器及び非運搬システム地帯の早期設立に向けた最大限の努力を行うことを求める。

http://undocs.org/NPT/CONF.1995/32%20(Part%20I)

資料1-5　国連軍縮委員会による非核兵器地帯に関する報告書(抜粋訳)

地域の関係国間の自由意志による体制に基づく非核兵器地帯の設立資料

国連軍縮委員会 1999年4月30日

A.一般的概観

1.近年の、とりわけ軍縮と不拡散の分野における国際関係の進展は、地域の関係国間の自由意志による取り決めに基づいて設立された現存する非核兵器地帯を強化し、かつ新しい非核兵器地帯を設立する努力を強める結果を生み出し、またそのような地帯の重要性に対するよりよい理解を生み出している。

2.国連総会第10回特別会議の最終文書は、地域の関係国間の自由意志による合意あるいは取り決めに基づく非核兵器地帯の設立、またこれらの合意あるいは取り決めが完全に遵守され、その地帯が核兵器から真に自由であることの確認、そして核兵器国によるそうした地帯の尊重は、重要な軍縮手段となる、と述べた。

3.1993年に、軍縮委員会は、「グローバルな安全保障の文脈における軍縮に向けた地域的アプローチに関するガイドライン及び勧告」を全会一致で採択した。それは、核兵器及び他の大量破壊兵器のない地帯についての実質的な考察を含むものであった。

4.国連総会は長年にわたり、世界の様々な地域における非核兵器地帯の設立の問題に関する数々の決議を採択してきた。そのことは、非核兵器地帯の設立に対する国際社会の継続的な関心を反映している。

5.非核兵器地帯はグローバルな戦略環境において次第に例外的なものではなくなった。現在までに、既存の非核兵器地帯を設立する諸条約に107カ国が署名または加盟してい

る。南極条約によって非軍事化されている南極大陸を加えると、非核兵器地帯は今や地球上の全陸地面積の50パーセント以上をカバーしている。

B.目標及び目的

6.広く認識されてきたように、非核兵器地帯は、その目標において、国際的な核不拡散体制の強化、核軍縮の達成、そして、核兵器の廃絶、さらに大きく言えば、厳格かつ効果的な国際的管理の下における全面的かつ完全な軍縮という究極の目標を達成しようとするグローバルな努力に対して、重要な貢献をしてきたし、現在も貢献し続けている。

7.それぞれの非核兵器地帯は、関係する地域の具体的な環境の産物であり、異なった地域における状況の多様性を照らし出している。その上、非核兵器地帯の設立はダイナミックな過程である。現存する非核兵器地帯の経験は、これらが静的な構造ではないということ、そしてまた、地域ごとの状況の多様性にもかかわらず、地域の関係国間の自由意志による取り決めに基づく新しい非核兵器地帯の設立が、実現可能であることを明白に示している。

8.非核兵器地帯は、地帯に属する諸国家の安全保障を強化するのに役立つ。

9.非核兵器地帯は、地域の平和と安全保障を強化するという第一義的な目的に貢献し、その延長として、国際的な平和と安全保障に貢献するという、一つの重要な軍縮手段である。それらはまた、重要な地域的信頼醸成措置であると考えられる。

10.非核兵器地帯はまた、核軍縮、軍備管理及び不拡散の分野における共通の価値を表現し、促進する手段となりうる。

11.核不拡散条約(NPT)の加盟国にとっては、非核兵器地帯は、NPTを補足する重要な手段である。なぜならばNPT第7条は、加盟国の領域における核兵器の完全な不在を保証するために地域的な条約を締結する権利を認めることを明記しているからである。NPTの1995年再検討・延長会議の最終文書における「核不拡散と軍縮に関する原則と目標」に関する決定(1995年採択)は、地域の関係国間の自由意志による取り決めに基づいて設立され、国際的に認知された非核兵器地帯の設立は、グローバル及び地域的な平和と安全保障を高める、というNPT加盟国の確信を再確認した。

12.非核兵器地帯は、核兵器を取得せず、国際原子力機関(IAEA)によって設立された保障措置にしたがって核エネルギーを平和目的のためだけに開発し使用するという、NPTに加盟する非核兵器国の核不拡散義務を大幅に強化し、増進する。

13.非核兵器地帯は、核兵器のいかなる実験的爆発、あるいは他のいかなる核爆発をも禁止する国際的枠組みへの有用な補助手段である。

14.非核兵器地帯条約に関係する議定書への署名と批准によって、核兵器国は非核兵器地帯の地位を尊重し、非核兵器地帯条約の加盟国に対して核兵器の使用もしくは使用の威嚇を行わないという法的拘束力のある誓約を行う。

15.現在の非核兵器地帯は、新しい地帯の設立のための手本としての役割を果たしてきたし、今も果たしている。同時に、それらは他の地域で非核兵器地帯を設立する提案もしくは手順を検討している諸国に対して、支援と彼らの経験からくる便宜を提供する。

16.非核兵器地帯は、それぞれの条約が規定している限りにおいて、その地域における平和目的のための核エネルギーの利用に関する国際的な協力の枠組みとして役立つことができる。それは加盟国の経済的、科学的、技術的発展を促進するだろう。

17.非核兵器地帯はまた、当該地域が放射性廃棄物や他の放射性物質による環境汚染のな

い状態を保つことを保証すること、そして適切な場合には、そうした物質の国際的な輸送を規制する国際的に合意された基準を施行することを目的とした協力を促進するのに役立つことができる。

C.原則と指針

18.以下に示される原則と指針は、非核兵器地帯の発展の最新段階における一般に受け入れられている考え方の網羅的ではないリストにすぎないと考えるべきものである。また、これらの原則と指針は、最新の実践と入手可能な諸経験に基づいており、非核兵器地帯を設立するプロセスは各原則と指針の調和的な履行を考慮すべきだということを念頭に置いたものである。

19.非核兵器地帯の設立は、目的の多様性と矛盾しない。国際的な不拡散体制の強化と地域的及び世界的な平和と安全保障に対する非核兵器地帯の重要な貢献はあまねく認められている。

20.非核兵器地帯は、地域の関係国間の自由意志による取り決めに基づいて設立されるべきである。

21.非核兵器地帯を設立しようとするイニシアティブは、地域の関係国からのみ発せられるべきであり、その地域の全ての国によって追求されるべきである。

22.ある特定の地域において非核兵器地帯を設立するという目標について、地域の全ての国の一致した合意が存在する場合には、非核兵器地帯を設立しようとする地域の関係国によって行われる努力は国際社会によって奨励され支持されるべきである。適切な場合には、国連の不可欠な役割を通して行うことも含めて、非核兵器地帯を確立しようと努力する地域の関係国に支援が提供されるべきである。

23.全ての地域の関係国は、地域の関係国間の自由意志による取り決めに基づく非核兵器地帯についての交渉とその設立に参加すべきである。

24.非核兵器地帯の地位は、その地帯を設立する条約の全加盟国のみならず地域の外部の国によっても尊重されるべきである。地域外部の国には、非核兵器地帯が最大限の効果を発揮するためにその協力と支持が不可欠な全ての国、すなわち、核兵器国と、もしあるならば、当該地帯内に領域を持つか、地帯内の領域に国際的に責任を負っている国などが含まれる。

25.条約の関連議定書への核兵器国の署名と批准を容易にするために、非核兵器地帯を設立する各条約及び関連議定書の交渉の期間において、核兵器国との協議がなされるべきである。この議定書を通じて、核兵器国はその非核兵器地帯の地位を尊重し、その条約の加盟国に対して核兵器の使用もしくは使用の威嚇を行わないという法的拘束力のある誓約を行うことになる。

26.もし当該地帯内に領域を持つか、あるいは地帯内の領域に国際的に責任を負っている国があるならば、非核兵器地帯を設立する各条約と関連する議定書の交渉の期間において、条約の関連議定書へのこれらの国の署名と批准を容易にするという観点から、これらの国家との協議がなされるべきである。

27.非核兵器地帯を設立するプロセスは、当該地域の関連する全ての諸特性を考慮に入れるべきである。

28.新しい非核兵器地帯の設立においては、その地帯に属する諸国が、加盟している核不拡散と核軍縮の分野において現に有効な他の国際文書から由来する法的義務を尊重する

という誓約を再確認する。

29.非核兵器地帯を設立する条約の全加盟国の義務は明確に定義され、法的拘束力がなければならない。また、加盟国はそのような合意を完全に遵守しなければならない。

30.非核兵器地帯に関連する取り決めは、国連海洋法条約を含む、国際法の諸原則と諸規則に一致したものであるべきである。

31.無害通航、群島航路帯通航もしくは国際的な航行のために使用されている海峡の通過通航の諸権利は完全に保証されているが、非核兵器地帯の加盟国は、その主権を行使し、また非核兵器地帯の目的と目標を損なうことなく、外国艦船や航空機がその国の港湾や飛行場に寄港すること、外国の航空機が領空を一時通過すること、外国艦船が領海及び国際的な航行に使用される群島水域あるいは海峡を航行し、または一時通過することを許可するかどうかについて、自身で決定する自由を保持している。

32.地域の関係国間の自由意志による取り決めに基づく非核兵器地帯を設立し、かつ、そうした諸国家が現存する地域的、及び国際的取り決めの下で負っている他のあらゆる義務を完全に考慮に入れている条約は、もし該当する場合は、当該加盟各国の憲法上の要請に従って履行されるべきであり、また国際法と国連憲章で認められた諸権利と諸義務に合致すべきである。現行の非核兵器地帯の加盟国は、他の国際的、及び地域的諸協定への加盟が、非核兵器地帯条約の下で負う彼らの義務に反するようないかなる義務も伴っていないことを明確にするべきである。

33.非核兵器地帯は、いかなる目的のいかなるタイプの核爆発装置であれ、条約加盟国が、それを開発、製造、管理、保有、実験、配置あるいは輸送することを実効的に禁止することを定めなければならない。また、条約加盟国は、地帯内において、他のいかなる国によるいかなる核爆発装置の配置をも許可しないことを規定すべきである。

34.非核兵器地帯は、条約加盟国によってなされた誓約の遵守を効果的な検証について定めるべきであり、とりわけ、地帯内の全ての核関連活動に対するIAEAの包括的(フルスコープ)保障措置の適用を通して行われべきである。

35.非核兵器地帯は、他の関係諸国との十分な協議をしながら、非核兵器地帯条約に加盟が見込まれる諸国によって地帯の境界線が明確に定義付けられるような地理的実体を構成すべきである。とりわけ地帯内に係争中の領域が含まれる場合には、関係諸国の合意を促進するという観点から十分な協議が行われるべきである。

36.核兵器国の側においては、関連議定書に署名し、批准すると同時に、非核兵器地帯の条項を厳格に遵守することなどを含む、非核兵器地帯に関する義務を完全に負うべきである。また、関連議定書に署名することを通じて、非核兵器地帯に属する諸国に対しては核兵器の使用もしくは使用の威嚇を行わないという拘束力のある法的義務を負うべきである。

37.非核兵器地帯は平和目的のための核科学と核技術の利用を妨げるべきではない。また、もし非核兵器地帯を設立する条約の中で規定されているならば、加盟国の社会経済的、科学的、技術的な発展を促進するために、地帯内における核エネルギーの平和利用のための二国間、地域的、国際的な協力を促進することもできるであろう。

D.将来への展望

38.新しい非核兵器地帯を設立するためのイニシアティブの数の多さは、軍縮、軍備管理及び不拡散を促進するための現在の国際的努力に対する非核兵器地帯の重要性の明確な

証拠である。

39.全ての既存の非核兵器地帯はできる限り早急に発効すべきである。既存の非核兵器地帯を設立する条約及び関連議定書の署名もしくは批准（あるいはその両方）をいまだ検討中である諸国は、直ちに実行することが奨励される。この文脈で、関係する全ての国の協力と努力が不可欠である。

40.中東や中央アジアのような国連総会の全会一致による決議が存在する地域における非核兵器地帯の設立は、すべての大量破壊兵器のない地帯の発展はもちろんのこと、奨励されるべきことである。

41.非核兵器地帯条約の加盟国及び署名国の間での協力と調整を確保するための精力的な努力が、それら諸国の共通の目的を促進するためになされるべきである。非核兵器地帯の構成国はまた、他の地域の諸国と経験を共有し、さらなる非核兵器地帯を設立しようとする諸国の努力を支援するために共に努力することもできる。

42.ある関心地域のいかなる国家も、その地域における非核兵器地帯の設立を提案する権利を持つ。

43.自由意志による取り決めに基づく非核兵器地帯の設立についてのいかなる提案も、当該地域内における広範な協議の中で目的についての合意が得られた後にのみ、考慮されるべきである。

44.公海における自由の原則を含む国連海洋法条約の諸条項や他の適用可能な諸条約を侵害することなく、非核兵器地帯条約への加盟国及び署名国間の政治的関係や協力は、とりわけ南半球とその隣接地域において、全ての核兵器の廃絶という究極目標の文脈において拡大され強化されることができる。

45.国際社会は、他の大量破壊兵器と同様に全ての核兵器から世界全体を解放するという究極の目標、そして、さらに大きく言えば、厳格で効果的な国際的管理の下での全面的かつ完全な軍縮という究極の目標の実現に向けた努力の一つとして、世界中で非核兵器地帯の創造を促進し続けるべきである。そうすることで将来の世代がより安定的で平和な環境で生きることができるのである。

出典:"Report of the Disarmament Commission, General Assembly Official Record, Fifty-fourth session Supplement No. 42 (A/54/42), Annex 1

訳:梅林宏道『非核兵器地帯―核なき世界への道筋』岩波書店、2011年

www.nonproliferation.org/wp-content/uploads/2016/05/UNDC_1999_NWFZ.pdf

資料1-6　2000年NPT再検討会議最終文書・(13+2)項目(部分訳)

2000年5月19日、NPT/CONF.2000/28

<第Ⅰ巻>
第1部
「1995年のNPT再検討延長会議で採択された決定と決議を考慮に入れた、NPTの運用の再検討/強化されたNPT再検討過程の有効性の改善」
第2部
「会議の組織と作業」
<第Ⅱ巻>
第3部
「会議で出された文書」
<第Ⅲ巻>
第4部「概略の記録」

第1部の内容

（条文ごとに、過去5年間の評価と将来の課題とが混在して記載されている。）

■「1995NPT再検討・延長会議における決定と決議を考慮に入れた、条約運用の再検討」

- ●第1、2条および前文第1節から3節―（全11節）
- ●第3条および前文第4、5節。とりわけ第4条および前文第6、7節との関係で。―（全56節）
- ●第4条および前文第6、7節
  ・NPTと核エネルギーの平和利用―（全11節）

・核と放射線の安全性/放射性物質の安全な輸送/放射性廃棄物と責任―(全16節)
・技術協力―(全11節)
・核物質の平和利用への転換―(全4節)
●第5条―(全1節)
●第6条および前文第8~12節―(全15節)
(核軍縮を論じた部分。第1~14節が過去5年間の評価。**最後の第15節が将来の核軍縮措置を全13項目にわたってあげている。以下に、第15節全体を訳出する。**)
●第7条および非核兵器国の安全保障―(全16節)
(このうち、**第2節(消極的安全保証)と第6節(非核地帯)の2つを訳出する。**第16節「地域的課題」の中に、「中東問題」として全10項目、「南アジア問題その他」(北朝鮮を含む)として全16項目含む。)
●第9条―(全10節)
■**「強化されたNPT再検討過程の有効性の改善」**―(全9節)

第6条関連

第15節

会議は、核不拡散条約(NPT)第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」第3節と第4節(c)の履行のための体系的かつ前進的な努力に向けた、以下の実際的な諸措置について合意する。

1. 包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効を達成するために、遅滞なく、無条件に、憲法上の過程にしたがって、署名し批准することの重要性と緊急性。
2. CTBTが発効するまでの、核兵器の爆発実験またはその他のあらゆる核爆発の一時停止。
3. ジュネーブ軍縮会議(CD)において、1995年の専門コーディネーターの声明とそこに含まれる任務に従って、核兵器用およびその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、条約のための交渉を、核軍縮および核不拡散という両方の目的を考慮して、行うことの必要性。CDは、5年以内に妥結する見通しをもって、このような条約の交渉を即時に開始することを含んだ作業プログラムに合意することが求められる。
4. CDにおいて核軍縮を扱う任務をもった適切な下部機関が設置されることの必要性。CDは、このような機関の即時設置を含んだ作業プログラムに合意することが求められる。
5. 核軍縮、核およびその他の軍備管理と削減措置に適用されるべき、不可逆性の原則。
6. すべての締約国が第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束をおこなうこと。
7. 戦略的安定の基礎として、また、戦略的攻撃兵器のさらなる削減の基盤として、条約の規定に従いつつABM条約を維持し強化しながら、STARTⅡを早期に発効させ完全に履行し、STARTⅢを可能な限り早期に妥結すること。
8. アメリカ合衆国、ロシア連邦および国際原子力機関(IAEA)の三者構想の完成と履行。
9. 国際的安定を促進するような方法で、また、すべてにとって安全保障が減じないとの原則に則って、すべての核兵器国が核軍縮へつがなる諸措置をとること:
   -核兵器国による、保有核兵器の一方的な削減のさらなる努力。
   -核兵器能力について、また、第6条にもとづく合意事項の履行について、核軍縮のさらなる前進を支えるための自発的な信頼醸成措置として、核兵器国が透明性を増大させること。

-一方的な発議にもとづいて、また、核軍備削減と軍縮過程の重要な一部分として、非戦略核兵器をさらに削減すること。
-核兵器システムの作戦上の地位をさらに低めるような具体的な合意された諸措置。
-核兵器が使用される危険を最小限に押さえるとともに、核兵器の完全廃棄の過程を促進するために、安全保障政策おける核兵器の役割を縮小すること。
-すべての核兵器国を、適切な早い時期において、核兵器の完全廃棄につながる過程に組みこむこと。

10. すべての核兵器国が、もはや軍事目的に必要でないと各核兵器国が認めた核分裂性物質を、そのような物質が永久に軍事プログラムの外に置かれることを保証するために、実際可能な早期において、IAEAまたは関連する国際的検証の下に置くという制度。および、そのような物質を平和目的に移譲するという制度。
11. 軍縮過程における国の努力の究極的な目標は、効果的な国際的管理の下で全面かつ完全な軍縮であることの再確認。
12. 強化されたNPT再検討過程の枠組みの中で、すべての締約国が、第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の第4節(c)の履行について、1996年7月8日の国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見を想起しつつ、定期報告をおこなうこと。
13. 核兵器のない世界を達成し維持するための核軍縮協定の遵守を保証するために必要な、検証能力のさらなる開発。

第7条関連

第2節

本(再検討)会議は、核兵器の完全廃棄が、核兵器の使用または威嚇を防止する唯一の絶対的な保証であることを再確認する。会議は、5核兵器国による、NPT締約国である非核兵器国への法的拘束力を持った安全の保証が、核不拡散体制を強化することに同意する。会議は、準備委員会に対して、この問題についての勧告を2005年再検討会議に提出することを要請する。

第6節

本(再検討)会議は、さらなる非核地帯条約を締結しようとして1995年以来とられてきた措置を歓迎しまた支持し、地域の関係諸国間で自由意思によって達成された制度に基づいて、国際的に認知された非核地帯を設立することが、世界の、また地域の平和と安全を強化し、核不拡散体制を強化し、核軍縮の目的の実現に貢献するとの確信を再確認する。

http://undocs.org/NPT/CONF.2000/28%20(Parts%20I%20and%20II)

資料1-7　2010年NPT再検討会議最終文書「行動勧告」

第1巻 第1部　結論ならびに今後の行動に向けた勧告(全訳)

2010年5月28日採択
NPT/CONF.2010/50(vol.Ⅰ)

Ⅰ.核軍縮

会議は、本条約第6条ならびに1995年の「核不拡散と核軍縮に向けた原則と目標」決定第3及び4(c)項の完全で、効果的、かつ速やかな履行を目指し、2000年再検討会議の最終文書で合意された実際的措置を基礎として、核兵器の完全廃棄への具体的措置を含む核軍縮に関する以下の行動計画に合意する。

A.原則と目的

i. 会議は、条約の目的にしたがい、すべてにとって安全な世界を追求し、核兵器のない世界の平和と安全を達成することを決意する。
ii.会議は、すべての加盟国が第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国の明確な約束を再確認する。
iii.会議は、2000年NPT再検討会議の最終文書で合意された実際的措置が引き続き有効であることを再確認する。
iv.会議は、核兵器国による核軍縮につながる重要措置が、国際の安定、平和、安全を促進し、また、すべてにとって強化され、減じない安全という原則に基づくべきであることを再確認する。
v.会議は、核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすことに深い懸念を表明し、すべての加盟国がいかなる時も、国際人道法を含め、適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認する。
vi.会議は、NPTの普遍性の死活的重要性を確認するとともに、条約の非加盟国に対し、即時かつ無条件に非核兵器国として条約に加盟し、すべての核兵器の完全廃棄を達成することを誓約するよう求める。また、加盟国に対し条約の普遍的加盟を促進し、条約の普遍化の見通しに否定的影響を与えうるいかなる行動もとらないよう求める。

会議は以下を決定する。
***行動1:**すべての加盟国は、NPT及び核兵器のない世界という目的に完全に合致した政策を追求することを誓約する。
***行動2:**すべての加盟国は、条約義務の履行に関して、不可逆性、検証可能性、透明性の原則を適用することを誓約する。

B.核兵器の軍縮

i.会議は、国際の安定、平和、安全を促進する形で、また、すべてにとって安全が減じず、強化されるという原則に基づき、核兵器国が2000年NPT再検討会議の最終文書で合意された核軍縮につながる措置を履行することが早急に必要であることを再確認する。
ii.会議は、核兵器国があらゆる種類の核兵器を削減、廃棄する必要性を強調するとともに、とりわけ最大の核保有国に対し、これに関する努力を率先して行うよう奨励する。
iii.会議は、具体的な軍縮努力の実行をすべての核兵器国に求める。また会議は、核兵器のない世界を実現、維持する上で必要な枠組みを確立すべく、すべての加盟国が特別な努力を払うことの必要性を強調する。会議は、国連事務総長による核軍縮のための5項目提案、とりわけ同提案が強固な検証システムに裏打ちされた、核兵器禁止条約についての交渉、あるいは相互に補強しあう別々の条約の枠組みに関する合意、の検討を提案したことに留意する。

iv.会議は、核兵器国が核兵器の開発及び質的改良を抑制すること及び、高性能新型核兵器の開発を終了させることに対し、非核兵器国が抱く正統な関心を認識する。
会議は以下を決定する。

***行動3:**保有核兵器の完全廃棄を達成するとの核兵器国による明確な約束の履行において、核兵器国は、一方的、二国間、地域的、また多国間の措置を通じ、配備・非配備を含むあらゆる種類の核兵器を削減し、究極的に廃棄するため、いっそうの努力を行うことを誓約する。

***行動4:**ロシア連邦及びアメリカ合衆国は、戦略兵器削減条約の早期発効ならびに完全履行を追求することを誓約する。両国は、保有核兵器のいっそうの削減を達成するための爾後の措置について議論を継続するよう奨励される。

***行動5:**核兵器国は、国際の安定と平和や、減じられることなく強化された安全を促進する形で、2000年NPT再検討会議の最終文書に盛り込まれた核軍縮につながる措置について、確固たる前進を加速させることを誓約する。この実現に向け、核兵器国はとりわけ以下をめざし速やかに取り組むことが求められる。

a.行動3で確認されたように、あらゆる種類の核兵器の世界的備蓄の総体的削減に速やかに向かう。

b.全面的な核軍縮プロセスの不可欠な一部として、種類や場所を問わずあらゆる核兵器の問題に対処する。

c.あらゆる軍事及び安全保障上の概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割と重要性をいっそう低減させる。

d.核兵器の使用を防止し、究極的にその廃棄につながり、核戦争の危険を低下させ、核兵器の不拡散と軍縮に貢献しうる政策を検討する。

e.国際の安定と安全を促進するような形で、核兵器システムの作戦態勢をいっそう緩和することに対する非核兵器国の正統な関心を考慮する。

f.核兵器の偶発的使用の危険性を低下させる。

g.透明性をいっそう高め、相互の信頼を向上させる。

核兵器国は、上記の履行状況について、2014年の準備委員会に報告するよう求められる。2015年の再検討会議は、第6条の完全履行に向けた次なる措置を検討する。

***行動6:**すべての加盟国は、ジュネーブ軍縮会議が、合意された包括的かつバランスのとれた作業計画の文脈において核軍縮を扱う下部機関を、即時に設置すべきであることに合意する。

C.安全の保証

i.会議は、核兵器の完全廃棄が核兵器の使用あるいは使用の威嚇を防止する唯一の保証であることを再確認し認識するとともに、核不拡散体制を強化しうる、明確かつ法的拘束力のある安全の保証を核兵器国から供与されることに対する非核兵器国の正統な関心を再確認し認識する。

ii.会議は、NPT加盟国である非核兵器国に対し、核兵器の使用や使用の威嚇を行わないという条件付あるいは無条件の安全の保証を供与するという、核兵器国による一方的宣言に留意するとした国連安保理決議984（1995）を想起する。また、非核兵器地帯において

は安全の保証が条約に基づいて供与されることを認識し、各非核兵器地帯のために設定された関連議定書を想起する。

NPTの枠内における諸努力を毀損することなく、会議は以下を決定する。

***行動7:**すべての加盟国は、合意された包括的かつバランスのとれた作業計画の文脈において、ジュネーブ軍縮会議(CD)が核兵器の使用あるいは使用の威嚇から非核兵器国の安全を保証するための効果的な国際取極めに関する協議を即時開始すべきであることに合意する。また、制限を排し、法的拘束力のある国際条約を除外することなく、この問題のあらゆる側面を扱う勧告をより良いものにすることをめざした実質的な議論を行うことに合意する。再検討会議は、国連事務総長に対しCDの作業を支援するためのハイレベル会議を2010年9月に開催するよう求める。

***行動8:**すべての核兵器国は、安全の保証に関する既存の誓約を完全に尊重することを誓約する。条約加盟国である非核兵器国に安全の保証を供与していない核兵器国は、そうした行動をとるよう奨励される。

***行動9:**地域の関係諸国間の自由意志で合意された取極めに基づき、また、国連軍縮委員会の1999年指針にしたがい、適切な地域に非核兵器地帯を追加して設立することが奨励される。すべての関連国は、非核兵器地帯条約ならびに関連議定書を批准するよう、また消極的安全保証を含む、すべての非核兵器地帯条約における法的拘束力のある関連議定書の発効に向けて系統的に協議し、協力するよう奨励される。関係国は、関連するいかなる留保をも見直すことが奨励される。

D.核実験

i. 会議は、すべての核爆発実験ならびに他の核爆発の中止が、核兵器の開発と質的改良を抑制し、高性能新型核兵器の開発を終了させることにより、あらゆる側面において核軍縮と不拡散の有効な措置となることを認識する。

ii. 会議は、国際的な核軍縮・不拡散体制の中心要素である包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効の死活的重要性を再確認するとともに、CTBTの発効までの間、それぞれの核爆発実験モラトリアムを堅持するという核兵器国の決定を再確認する。

会議は以下を決定する。

***行動10:**すべての核兵器国は、核兵器国による肯定的な決定がCTBTの批准に向けた有益な効果を生むであろうこと、また、核兵器国が付属文書2の国家、とりわけNPTに参加しておらず、保障措置下にない核施設の運用を継続している国家の署名と批准を奨励するという特別の責任を有することに留意しつつ、CTBTを批准することを約束する。

***行動11:**CTBTの発効までの間、すべての加盟国は、核爆発実験あるいは他の核爆発、核兵器に関する新技術の利用及びCTBTの目標と目的を損ういかなる行動をも慎むことを誓約する。また、核兵器爆発実験に関するすべての既存のモラトリアムは継続されるべきである。

***行動12:**すべてのCTBT批准国は、CTBT発効促進会議ならびに2009年9月の同会議で全会一致で採択された措置の貢献を認識するとともに、CTBT早期発効への進展を2011年の会議において報告することを誓約する。

***行動13:**すべてのCTBT批准国は、国家、地域、世界レベルでCTBTの発効ならびに履行を促進することを約束する。

***行動14:**包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会は、同委員会の任務にしたがい、国際監視システム（IMS）の早期完成及び暫定運用を含め、CTBT検証体制を完全に確立することが奨励される。CTBTO準備委員会は、条約発効の暁には、効果的で信頼性があり、直接参加的で、差別的でない、世界を網羅した検証組織として機能し、CTBT遵守の確保主体となるべきである。

E.核分裂性物質

i. 会議は、核兵器あるいは他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な条約を交渉し、妥結することが早急に必要であることを再確認する。

会議は以下を決定する。

***行動15:**すべての加盟国は、合意された、包括的かつバランスのとれた作業計画の文脈において、1995年の専門コーディネーターの声明とそこに含まれる任務にしたがい、核兵器用及びその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する条約の交渉をCDが即時に開始すべきであることに合意する。また、これに関して、再検討会議は、CDの作業を支援するためのハイレベル会議を2010年9月に開催するよう国連事務総長に求める。

***行動16:**核兵器国は、軍事的にもはや不要と各国が判断したすべての核分裂性物質について、国際原子力機関（IAEA）に適宜申告することを誓約するよう奨励される。また、これら物質が恒久的に軍事計画の外に置かれることを確保すべく、可能な限り早期に、当該物質をIAEAあるいは他の関連する国際検証及び平和目的への転換取極めの下に置くことが奨励される。

***行動17:**行動16の文脈の中で、すべての加盟国は、それぞれの核兵器国で軍事的にもはや不要と判断された核分裂性物質の不可逆的廃棄を確保するべく、IAEAの文脈において、適切かつ法的拘束力のある検証取極めの開発を援助するよう奨励される。

***行動18:**核兵器あるいは他の核爆発装置に使用される核分裂性物質の生産施設の解体あるいは平和利用への転換に向けたプロセスを開始していないすべての国家は、そのような行動を取るよう奨励される。

F.核軍縮を支える他の措置

i.会議は、核軍縮ならびに核兵器のない世界の平和と安全の達成には、公開と協調が不可欠であることを認識し、透明性向上と効果的な検証を通じた信頼を強化することの重要性を強調する。

会議は以下を決定する。

***行動19:**すべての加盟国は、信頼の増進、透明性の向上、核軍縮に関する効果的な検証能力の開発をめざした各国政府、国連、他の国際及び地域機構、そして市民社会による協力関係を支援してゆくことの重要性について合意する。

***行動20:**加盟国は、強化された条約再検討プロセスの枠組みにおいて、本行動計画ならびに第6条、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の4（c）項及び2000年再検討会議の最終文書で合意された実際的措置の履行について、1996年7月8日の国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見を想起しつつ、定期報告を提出しなければならない。

***行動21:**すべての核兵器国は、信頼醸成措置として、報告の標準様式について可能な限り早期に合意するとともに、国家安全保障を損なわずに、標準化された情報を自発的に提供するという目的において、適切な報告提出の間隔を決定することが奨励される。国連事務総長は、核兵器国から提供される情報を含め、公衆からアクセス可能な情報集積サイトを確保するよう求められる。

***行動22:**すべての加盟国は、核兵器のない世界の実現を支持し、条約の目標を前進させるために、軍縮・不拡散教育に関する国連の研究に関する国連事務総長報告（A/57/124）に盛り込まれた勧告を履行することが奨励される。

II.核不拡散

会議は、「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」と題された1995年の再検討・延長会議の決定を想起し、再確認する。会議は、同原則の第1節ならびに条約第3条に関連する要素、とりわけ9-13節及び17-19節、そして第7条に関連した部分、とりわけ5-7節に留意する。会議は、1995年会議で採択された中東に関する決議を想起し、再確認する。会議は、2000年NPT再検討会議の成果についても想起し、再確認する。

***行動23:**会議は、条約の普遍的支持の促進に向けたあらゆる努力を払い、条約の普遍化の見通しに否定的影響を与えうるいかなる行動も慎むよう、すべての加盟国に求める。

***行動24:**会議は、第3条の規定にしたがい、加盟国のすべての平和的核活動におけるあらゆる原料物質または特殊核分裂性物質にIAEA包括的保障措置を適用するよう求めた過去の再検討会議の決定を支持する。

***行動25:**会議は、18の条約加盟国が包括的保障措置協定を未だ発効させていないことに留意し、可能な限り早期に、さらなる遅滞なく、そうした行動を取るよう当該諸国に強く求める。

***行動26:**会議は、条約の一体性や保障措置システムの権威を堅持するべく、あらゆる遵守問題に対応し、不拡散義務を遵守することの重要性を強調する。

***行動27:**会議は、IAEA憲章や各加盟国の法的義務に完全に合致した形で、保障措置義務に関するすべての不遵守問題を解決することの重要性を強調する。これに関して、会議は、IAEAとの協力を拡大するよう加盟国に求める。

***行動28:**会議は、追加議定書を未だ締結、発効させていないすべての国家に対し、可能な限り早期にそうした行動を取るよう、また、発効までの間、追加議定書を暫定的

に履行するよう奨励する。

***行動29:**会議は、IAEAに対し、包括的保障措置協定及び追加議定書の締結と発効を促進し、加盟国を支援することを奨励する。会議は、加盟国に対し、包括的保障措置協定の普遍性を促進しうる具体的措置についての検討を求める。

***行動30:**会議は、IAEAの諸資源確保の可能性を考慮しつつ、自発的申し出に基づく関連保障措置協定の下、可能な限りもっとも経済的かつ実際的な方法で、核兵器国の平和的核施設への保障措置の適用拡大を求める。また、核兵器の完全廃棄が達成された際には、包括的保障措置及び追加議定書が普遍的に適用されるべきことを強調する。

***行動31:**会議は、少量議定書を修正あるいは破棄していないすべての加盟国に対し、適宜、可能な限り早期に、そのような行動を取るよう奨励する。

***行動32:**会議は、IAEA保障措置は定期的に検討、評価されるべきであると勧告する。IAEA保障措置のさらなる有効性強化と能力向上を目的としてIAEAの政策機関が採択した決定は支持され、履行されるべきである。

***行動33:**会議は、すべての加盟国に対し、IAEAが条約第3条の求める保障措置適用の責務を効果的に果たせるよう、同機関に対するあらゆる政治的、技術的、財政的支援を確実に継続することを求める。

***行動34:**会議は、IAEA憲章の枠組みの中で、加盟国間やIAEAとの協力を通じ、高度な保障措置に向けた、強力で、柔軟性と適応性があり、対費用効果の高い国際技術基盤の開発をいっそう進めるよう、すべての加盟国に奨励する。

***行動35:**会議は、すべての加盟国に対し、自国の核関連輸出を、直接的にも間接的にも核兵器あるいは他の核爆発装置の開発を支援しておらず、また、当該輸出が条約第1、2、3条及び1995年再検討・延長会議で採択された「核不拡散と軍縮に関する原則と目標」決定に特に明記された条約の目標と目的に完全に合致したものとするよう強く求める。

***行動36:**会議は、加盟国に対し、自国の国家的輸出管理を確立させる上で、多国間で交渉され、合意された指針や了解事項を活用することを奨励する。

***行動37:**会議は、加盟国に対し、核輸出に関する決定を行う際には、受領国がIAEAの保障措置義務を履行しているか否かを考慮するよう奨励する。

***行動38:**会議は、すべての加盟国に対し、条約の目的を履行すべく行動するなかで、平和目的の核物質、装置、技術情報に対する完全なアクセスという、すべての国家、とりわけ発展途上国の正統な権利を守るよう求める。

***行動39:**加盟国は、条約第1条、2条、3条、4条にしたがい、核技術及び物質の移転ならびに加盟国間の国際協力を促進するよう奨励される。また、これに関して、条約と相反するいかなる不当な制限をも排除することが奨励される。

***行動40:**会議は、すべての加盟国に対し、核物質や施設の保安や物理的防護について、可能な限り最も高い水準を維持することを奨励する。

***行動41:**会議は、すべての加盟国に対し、核物質及び核施設の物理的防護に関するIAEA勧告（INFCIR/225/Rev.4（Corrected））ならびに他の関連国際条約を、可能な限り早期に適用するよう奨励する。

***行動42:**会議は、核物質防護条約の全加盟国に対し、同条約の改正を可能な限り早期に批

准するよう要請するとともに、発効までの間、改正の目標と目的に合致した行動をとるよう奨励する。

***行動43:**会議は、すべての加盟国に対し、2004年のIAEA理事会で採択された改正「放射線源の安全とセキュリティに関するIAEA行動規範」ならびに「放射線源の輸出入ガイダンス」の原則を履行するよう強く求める。

***行動44:**会議は、すべての加盟国に対し、関連する国際法上の義務に合致した形で、自国領土全域における核物質の違法取引を探知し、抑止し、阻止するための能力を育成することを求める。また、このことにおける国際的な連携や能力育成の強化に取り組むべき立場にある国々が、それらに取り組むことを求める。会議はまた、加盟国に対し、関連国際法の義務に合致した形で、核兵器の拡散防止に向けた効果的な国内管理を確立するよう求める。

***行動45:**会議は、「核によるテロリズム行為等の防止に関する国際条約」に未だ加盟していないすべての加盟国が、可能な限り早期に同条約に加盟するよう奨励する。

***行動46:**会議は、IAEAに対し、核物質の計量及び管理にかかる国内システム、または地域レベルのシステムについて、それらの確立や維持を含めた核物質の国内法制による管理強化の面で加盟国に継続的な支援を行うよう奨励する。

III.原子力の平和利用

会議は、NPTが、核エネルギーの平和利用を可能にする信頼と協力の枠組みをもたらすことによって、平和利用の発展を促進していることを再確認する。会議は、すべての加盟国に対し、条約の全条項に合致する形で行動し、以下を行うよう求める。

***行動47:**核エネルギーの平和利用や燃料サイクル政策に関する各国の政策や国際協力合意及び取極めを侵害することなく、核エネルギーの平和利用の分野における各国の選択や決定を尊重する。

***行動48:**核エネルギーの平和利用に向けた機器、物質、科学的・技術的情報の最大限の交換を促進し、それに参加する加盟国の権利を再確認することを約束する。

***行動49:**世界の発展途上地域の需要を考慮し、平和目的の核エネルギーのさらなる開発に向けて他の加盟国や国際機関と協力する。

***行動50:**発展途上国の需要を特に考慮しつつ、条約加盟国である非核兵器国を優先的に扱う。

***行動51:**条約第1条、2条、3条、4条に従い、核技術の移転や加盟国間での国際協力を促進するとともに、これに関して条約に相反するいかなる制約も排除する。

***行動52:**IAEA内部における、同機関の技術協力計画の有用性や効率を向上させるための努力を継続する。

***行動53:**核エネルギーの平和利用に関して発展途上の加盟国を支援するというIAEAの技術協力計画を強化する。

***行動54:**技術協力活動へのIAEAの諸資源を十分に確保し、不確定要因の除去を確実にするためのあらゆる努力を払い、具体的な措置をとる。

***行動55:**IAEAの活動の支援として各国あるいは国家グループが既に誓約した拠出を歓迎しつつ、それをなすべき立場にあるすべての加盟国に対し、今後5年間に

IAEA活動への予算外拠出として1億ドルを調達するイニシャチブに対する追加拠出を奨励する。

***行動56:**核エネルギー平和利用の発展に不可欠な特殊技能を有する労働力を訓練するための国内、二国間、国際努力を奨励する。

***行動57:**原子力発電を含む核エネルギーの開発にあたっては、核エネルギーの使用は、国内法及び各国の国際的義務にしたがい、保障措置ならびに適切かつ有効な水準の安全と保安に対する誓約と、それらの履行の継続が伴うものでなければならないことを確認する。

***行動58:**IAEAまたは地域機構の支援の下、差別的でなく透明性のある方法で、核燃料供給の保証のためのメカニズムを構築する可能性や、条約上の権利に影響を与えず、国家の燃料サイクル政策を阻害しない核燃料サイクルのバックエンド計画を含む、核燃料サイクルの多国間アプローチに関するさらなる議論を継続する。その一方で、IAEAの包括的保障措置の要求を含む、これらの問題をめぐる技術的、法的、財政的諸課題に取り組む。

***行動59:**「原子力安全条約」、「原子力事故の早期通報に関する条約」、「原子力事故または放射線緊急事態の場合における援助に関する条約」、「使用済燃料管理および放射性廃棄物管理の安全に関する条約」、「核によるテロリズム行為等の防止に関する国際条約」、「核物質防護条約(CPPNM)」の未加盟国は加盟を検討する。また、早期の発効を可能とするべく、CPPNMの改正を批准する。

***行動60:**原子力産業や民間部門との対話を通じたものを含め、核安全と保安の分野における最良慣行の適宜共有を促進する。

***行動61:**関係国に対し、技術的及び経済的に可能な限り、自由意志を原則として、民生用備蓄及び使用における高濃縮ウランを最小化するためのさらなる努力を奨励する。

***行動62:**安全、保安、環境保護に関する国際基準にしたがって放射性物質を輸送する。また、信頼を醸成するとともに、輸送上の安全、保安、緊急時対応に関する懸念に対処すべく、輸送国と沿岸国間の意思疎通を継続する。

***行動63:**関連する主要な国際諸条約で確立された原則に基づき、関連する国際条約の加盟国となり、もしくは適切な国内法を採択することによって民生用核に関する責任体制を実効化する。

***行動64:**会議は、すべての加盟国に対し、2009年9月18日のIAEA総会で全会一致採択された「運転中あるいは建設中の核施設に対する軍事攻撃あるいは攻撃の威嚇の禁止」に関する決定に従うことを求める。

Ⅳ.中東、とりわけ1995年中東決議の履行

1.会議は、1995年再検討・延長会議における中東に関する決議の重要性を再確認し、その目的と目標が2000年NPT再検討会議で再確認されたことを想起する。会議は、これら目的と目標が達成されるまで決議が有効であり続けることを強調する。NPTの寄託国(ロシア連邦、英国、アメリカ合衆国)により共同提案された同決議は、1995年会議の成果の重要な要素であり、1995年の条約の無投票の無期限延長の基礎の重要な要素でもある。加盟国は、個別あるいは協働して、その速やかな履行に向けたあらゆる必要な措

置に着手するとの決意を新たにする。
2.会議は、中東和平プロセスの目的と目標への支持を再確認し、この努力が、関連する他の努力とともに、とりわけ中東非核・非大量破壊兵器地帯に貢献することを認識する。
3.会議は、2010再検討会議において、1995年の中東決議の完全な履行に向けた5つの核兵器国の誓約が再確認されたことに留意する。
4.会議は、1995年の中東決議の履行に向けた進展がほとんど達成されていないことに遺憾の意を表明する。
5.会議は、イスラエルによる条約加盟ならびに同国のすべての核施設をIAEAの包括的保障措置の下に置くことの重要性が2000年再検討会議で再確認されたことを想起する。会議は、条約の普遍性を達成することの緊急性と重要性を再確認する。会議は、条約の普遍性を早期に達成すべく、中東における条約未加盟国に対し、非核兵器国として条約に加盟するよう求める。
6.会議は、条約に基づく自国の義務と誓約がすべての加盟国によって厳格に遵守されることの必要性を強調する。会議は、地域のすべての加盟国に対し、1995年決議の目標の実現に貢献する関連措置ならびに信頼醸成措置を講じるよう強く求める。また、この目的の達成を阻むいかなる措置もとらないよう、すべての加盟国に求める。
7.会議は、1995年決議の完全履行につながるプロセスの重要性を強調する。会議はこの目的に向けた以下の実際的措置を支持する。

(a) 国連事務総長ならびに1995年中東決議の共同提案国は、地域国家との協議に基づき、中東の全国家の参加の下、中東非核・非大量破壊兵器地帯の設立に関する会議を2012年に開催する。これは、地域国家の自由意思による取極めに基づくものであり、また、核兵器国の全面的支援及び関与を得るものである。2012年会議は、1995年中東決議を委任された議題とする。
(b) 地域国家との協議に基づき、国連事務総長並びに1995年中東決議の共同提案国はファシリテーター（調停人）を任命する。ファシリテーターは、地域国家との協議を行い、2012年会議の開催準備を通じて1995年決議の履行を支援するという任務を持つ。ファシリテーターはまた、2012年会議に参加した地域国家で合意された後継措置の履行も支援する。ファシリテーターは2015年再検討会議ならびにその準備委員会において報告を行う。
(c) 国連事務総長ならびに1995年中東決議の共同提案国は、地域国家との協議に基づき、2012年会議の主催国を指名する。
(d) 過去の実績やそこで得られた経験を踏まえ、非核・非大量破壊兵器及び運搬手段地帯のあり方に関して、IAEA、化学兵器禁止機関（OPCW）、及びその他の関連する国際組織に2012年会議に向けた背景文書の準備を要請することなど、決議の履行を支援することを目的とした追加的措置を講じる。
(e) 欧州連合による2008年6月のフォローアップセミナーの主催の申し出を含め、決議の履行を支援することを目的としたあらゆる提案を検討する。

8.会議は、核、化学、生物という、地域におけるすべての大量破壊兵器の全面的かつ完全な廃棄の達成につながる過程においては、内容的にも時期的にも並行した進展を維持することが求められることを強調する。
9.会議は、条約のすべての加盟国、とりわけ核兵器国と地域国家が、決議の履行に向け

て行った措置について、国連事務局を通じ、2015年再検討会議の議長ならびに再検討会議に先立って行われる準備委員会の議長に継続して報告すべきであることを再確認する。

10.会議は、決議の履行に対する貢献として、市民社会が果たす役割の重要性をいっそう認識し、この点におけるあらゆる努力を奨励する。

他の地域的問題

1.会議は、朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）に対し、2005年9月の共同声明にしたがい、あらゆる核兵器ならびに現存する核計画の完全かつ検証可能な廃棄を含む、6か国協議に基づく誓約を履行するよう強く求める。また、DPRKに対し、NPTとIAEA保障措置協定の遵守に早期に復帰するよう強く求める。会議はまた、DPRK及びすべての加盟国に対し、関連するすべての核不拡散・核軍縮義務を完全に履行するよう求める。会議は、6か国協議への強固な支持を再確認するとともに、外交的手段を通じてこの事案が包含する諸問題に対する十分かつ包括的な解決を達成することを引き続き誓う。

www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=NPT/CONF.2010/50 (VOL.I)

ピースデポ注:最終文書の構成は次の通り。

第1巻
　第1部
「1995年再検討・延長会議において採択された諸決定及び決議ならびに2000年再検討会議最終文書に照らした条約第8条3項に基く条約運用に関する評価」
「結論ならびに今後の行動に向けた勧告」**（本イアブック所収の資料2-1）**
　第2部「会議の組織と作業」
第2巻
　第3部「会議で出された文書」
第3巻
　第4部「概略の記録と参加者名簿」

- **第1巻第1部の全訳は、ピースデポ・ブックレット「2010年核不拡散条約（NPT）再検討会議―市民社会からの総括」（10年8月6日刊）に所収。**

https://www.nonproliferation.org/wp-content/uploads/2015/04/2010_fd_part_i.pdf

資料1-8　キッシンジャーらの「核兵器のない世界」提言

核兵器のない世界を（抜粋訳）

ジョージ・P・シュルツ、ウィリアム・J・ペリー、ヘンリー・A・キッシンジャー、サム・ナン

『ウォール・ストリート・ジャーナル』

2007年1月4日

今日の核兵器はすさまじい危険を呈しているが、それは同時に歴史的な機会をもたらしている。米国の指導者たちは、世界を新段階へと導くよう求められている。すなわち、潜在的危険を孕む者達への核拡散を防止し、究極的には世界の脅威である核兵器の存在に終止符を打つための決定的な貢献として、核兵器依存の世界的な中止に向かう確固たるコンセンサスへと導くことである。

冷戦時代においては、核兵器は、抑止の手段として、国家安全保障の維持に不可欠なものであった。しかし冷戦の終焉によって、ソビエト連邦とアメリカ合衆国のあいだの相互抑止という教義は時代遅れのものになった。抑止は、他の国家による脅威という文脈においては、多くの国家にとって依然として十分な考慮に価するものとされているが、このような目的のために核兵器に依存することは、ますます危険になっており、その有効性は低減する一方である。

北朝鮮の最近の核実験や、(兵器級物質生産の可能性もある)イランのウラン濃縮計画の中止拒否などによって、世界がいま、新たな、そして危険な核時代のがけっぷちに立っているという事実が浮き彫りとなった。最も警戒を要することは、非国家のテロリスト集団が核兵器を手にする可能性が増大しているということである。今日、テロリストによって引き起こされる世界秩序に対する戦争においては、核兵器の使用は大規模な惨禍を招く究極的な手段である。そして、核兵器を手にした非国家のテロリスト集団は、概念上、抑止戦略の枠外にあり、そのことが解決困難な新しい安全保障上の課題を生み出している。

テロリストによる脅威を別としても、緊急に新たな行動を起こさなければ、アメリカ合衆国は新たな核時代へと突き進むことを余儀なくされるであろう。それは、冷戦時代の抑止よりもいっそう不安定で、心理的な混乱を生み、経済的コストの高いものである。核兵器を所持し得る敵が世界中でその数を増す中で、核兵器使用の危険性を劇的に増大させることなく、かつての米ソ間の「相互確証破壊(MAD)」を再現して成功するどうかは極めて疑わしい。

核兵器によって引き起こされる不測の事態や判断ミス、または無許可使用を回避する目的で、冷戦時代には段階的な保障措置が有効に働いていた。しかし、新たな核保有国はこうした長年の経験による利益を得ることはないだろう。アメリカ合衆国やソビエト連邦は、結果的には致命的とはならなかった数々の過ちから様々なことを学んだ。両国は、意図的にしろ、偶発的にしろ、核兵器が一発も使用されることのなきよう、冷戦時代に絶え間ない努力を積み重ねてきた。今後50年間、新たな核保有国にとって、そして世界にとって、冷戦時代のこのような幸運は望めるのだろうか。(略)

核不拡散条約(NPT)が描くものは、全ての核兵器の廃絶である。この条約は、(a)1967年の時点で核兵器を保有していない国家が核兵器を取得しないことに合意すること、及び(b)核兵器を保有している国家は、それを後々放棄することに合意することを定めている。リチャード・ニクソン米大統領以降の民主・共和両党の大統領は全員、この条約下の義務を再確認してきたが、非核兵器国は、核大国がどれほど条約の規定を誠実に遵守しているか、ますます懐疑的になってきた。

核不拡散を推進する強力な取り組みが進行中である。「協調的脅威削減（CTR）プログラム」、「地球的規模脅威削減イニシャチブ（GTRI）」、「拡散防止構想（PSI）」、そして国連原子力機関（IAEA）追加議定書などの取極めは、NPT違反や世界の安全を危機にさらすような行いを探知する強力な新しい手段を提供する革新的なアプローチである。これらの取極めは完全に履行されるべきものである。北朝鮮やイランによる核兵器拡散問題に対し、国連安全保障理事会の常任理事国に加え、ドイツ・日本を巻き込んだ交渉を行うことが極めて重要である。これらの手段を精力的に追求することを行わなければならない。

しかしながら、これらだけでは、危機に対応する十分な措置とはいえない。レーガン大統領とゴルバチョフ書記長は、20年前のレイキャビクの会談において、核兵器の完全廃棄という、より大きな目標の達成を目指した。彼らのビジョンは、核抑止教義を信奉する専門家の度肝を抜いたが、世界中の人々の期待を膨ませるものであった。最大数の核兵器を保有する両国の指導者たちが、最も破壊力のある武器を廃絶しようと、議論を始めたのであるから。

では、どのような手段がとられるべきだろうか。NPTにおいて取り交わされた約束や、レイキャビクで構想された可能性は結実することとなるのだろうか。堅実な段階を経て、めざす答えに行き着くためには、アメリカ合衆国が先導して最大限の努力を行うことが必要である、と私たちは確信している。

何よりもまず、核兵器を所持している国々の指導者たちが、核兵器なき世界を創造するという目標を、共同の事業に変えていく集中的な取り組みが必要である。このような共同事業は、核保有国の体質を変容させることなどを含むが、これらによって、北朝鮮やイランが核武装国となることを阻止しようという現在進行中の努力にいっそうの重みが加えられることとなるだろう。

合意を目指すべき計画とは、核による脅威のない世界を実現するための基礎作業となる、一連の合意された緊急措置で構成される。そのような措置には、次のようなものが挙げられる。

※冷戦態勢の核兵器配備を変え、警告の時間を増やし、これによって核兵器が偶発的に使用されたり、無許可で使用されたりする危険性を減らすこと。

※すべての核保有国が核戦力の実質的な削減を継続的に行うこと。

※前進配備のために設計された短射程核兵器を廃棄すること。

※上院と協力して超党派的な活動を始めること。たとえば、包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准を達成するために信頼を深め定期的な審議の場を設けるという理解を得ること、当代の技術的な進歩を活用すること、他の重要な国家にもCTBTを批准するよう働きかけること。

※世界中のすべての兵器、兵器利用可能なプルトニウム、および高濃縮ウランの備蓄を対象にした安全基準値をできるだけ高く設定すること。

※ウラン濃縮過程を管理下に置くこと。その際、原子炉で使用されるウランが、まずは核供給国グループ（NSG）を通して、次に国際原子力機関（IAEA）やその他の国際的に管理された備蓄から、相応な値段で入手できるという保証が伴うべきである。また、発電用の原子炉で発生する使用済み燃料が原因となって生じる核拡散の問題に対応することも必要である。

※兵器製造に使用される核分裂性物質の生産を地球規模で中断させること。具体的には、民間レベルでの高濃縮ウランの使用を段階的に廃止してゆくこと、世界中の研究施設から発生する兵器利用可能なウランを除去すること、核分裂性物質を無害なものに変質させること。

※新たな核保有国の出現を許してしまうような、地域での対立や紛争の解決に向けた私たちの努力を倍加させること。核兵器のない世界という目標を達成するためには、いかなる国家や人々の安全をも脅かす可能性のあるあらゆる核関連行為を防止し、それらに立ち向かう、効果的な措置を講じる必要がある。

核兵器のない世界というビジョン、ならびにそのような目標の達成に向かう実際的な措置を再び世に訴えることは、アメリカの道徳的遺産と一致した力強いイニシャチブとなるであろうし、またそのようなものと受け止められるであろう。このような努力を積み重ねれば、次世代の安全保障に極めて前向きな影響を与えることができるであろう。大胆なビジョンなくては、これらの行動が正しいことも、緊急であることも理解されないだろう。逆に、行動なくては、このビジョンは、現実的であるとも実現可能性であるとも思われないことであろう。

私たちは、核兵器のない世界を実現するという目標を立て、その目的の達成に求められる行動を精力的に起こすことを支持する。その際、上記のような措置をとることからまず始めなければならないのである。

シュルツは1982-89年の米国務長官、ペリーは1994-97年の米国防長官、
キッシンジャーは1973-77年の米国務長官、ナンは元上院軍事委員会議長。
www.hoover.org/publications/digest/6731276.html

資料1-9　潘基文国連事務総長の核軍縮5項目提案

国連、そして核兵器のない世界における安全保障(抜粋訳)

イースト・ウェスト研究所主催シンポジウム
2008年10月24日、ニューヨーク国連本部

(前略)

国連事務総長としての私の優先課題の一つは、世界的な公益を促進し、国境を越えた難題への対応を促進することにある。**核兵器のない世界は、優先順位のトップに挙げられる世界的な公益**であり、今日の私の話の焦点もそこに置かれる。核兵器は比類なく危険なものであり、かつそれらを非合法化するいかなる条約も存在しない。したがって、私は主に核兵器について話をするが、同時に、我々はあらゆる大量破壊兵器のない世界に向けて努力していかなければならない。

(略)

こうした精神にたって、今日は**5つの提案**をしたい。

第1に、私はすべてのNPT締約国、**とりわけ核兵器国に対し、核軍縮へと繋がる効果的な**

措置に関する交渉を行うという、条約に基づく義務を果たすことを強く求める。

各国は、相互に補強しあう別々の条約の枠組みに合意することにより、こうした目標を追求することも可能であるが、長年国連において提案されてきたように、**確固たる検証システムに裏打ちされた核兵器禁止条約の交渉を検討することも可能である。**コスタリカ及びマレーシアの要請を受け、私はすべての国連加盟国にこの条約の草案を配布した。これは良い出発点となるものである。

核保有国は、世界唯一の軍縮交渉の場であるジュネーブ軍縮会議（CD）において、その他の国々と共にこの問題に積極的に取り組むべきである。世界は、米国とロシア連邦のそれぞれが保有する核兵器の大幅かつ検証可能な削減を目指した2国間交渉の再開も歓迎するだろう。

各国政府はまた、検証に関する研究開発にさらなる努力を払うべきである。**核兵器国による検証問題の会議を開催するという英国の提案は、正しい方向に向かう具体的な一歩である。**

第2に、安保理常任理事国は、核軍縮プロセスにおける安全保障問題に関する協議を、たとえば軍事参謀委員会のような場で開始すべきである。これらの国々は、非核兵器国に対し、核兵器の使用あるいは使用の威嚇の対象としないことを明確に保証することができる。安保理はまた、核軍縮に関するサミットを呼びかけることもできるだろう。**NPT非締約国は自国の核兵器能力を凍結し、自国の核軍縮に対する誓約を行うべきである。**

私の**3番目の提案**は、**「法の支配」**に関するものである。核実験及び核分裂性物質の生産に関しては、一方的モラトリアムしかこれまで存在していない。**CTBTを発効させ、CDにおける核分裂性物質生産禁止条約の交渉を即時、無条件に開始するための新たな努力が必要である。**

私は、中央アジア及びアフリカ非核兵器地帯条約の発効を支持する。**核兵器国が、非核兵器地帯条約のすべての議定書を批准することを奨励する。また、私は非核兵器地帯を中東に設置するための努力を強く支持する。**さらに、私はすべてのNPT締約国に対し、IAEAとの保障措置協定を締結するよう、また、追加議定書の下で強化された保障措置を自発的に受け入れるよう要請する。**核燃料サイクルがエネルギーあるいは不拡散に関する問題に留まらないことを我々は忘れてはならない。その行く末は、軍縮の未来をも左右することになる。**

私の**4つ目の提案**は、**説明責任と透明性**に関するものである。核兵器国は目標に向かって自国が何を行っているかについての説明文書をしばしば配布しているが、そうした報告が一般の目に触れることはほとんどない。**核兵器国に対し、それらの資料を国連事務局に送付するよう求めるとともに、より広範囲に普及させることを奨励する。**核保有国は保有核兵器の規模、核分裂性物質の備蓄量、特定の軍縮面での達成について、公開している情報量を増やすこともできる。核**兵器の総数について公式の見積もりが存在しないという事実は、さらなる透明性が必要であることの証左である。**

5番目、そして最後の提案として、**多くの補完的措置が必要**であることを挙げたい。そうした措置には、**他の種類の大量破壊兵器の廃絶、大量破壊兵器を使ったテロを防止する新たな努力、通常兵器の生産及び取引の制限、ミサイル及び宇宙兵器を含む新型兵器の禁止**

などが含まれる。国連総会が、「軍縮、不拡散、テロリストによる大量破壊兵器の使用に関する世界サミット」の開催を求めるブリクス委員会の勧告を受け入れることも可能である。

大量破壊兵器を使ったテロの問題は解決不可能との見方もある。**しかし、軍縮において現実的かつ検証可能な前進が図られれば、こうした脅威を根絶する能力も飛躍的に高まる。**特定の種類の兵器の保有自体を禁止する、基本的な世界規範が存在すれば、それらに関する管理強化を各国政府を促すことも格段に容易になるだろう。世界で最も恐ろしい兵器及びその材料が漸進的に廃絶されてゆけば、大量破壊兵器を使ったテロ攻撃の実行は困難になる。我々の努力が、テロの脅威を増大させる社会、経済、文化並びに政治状況にも向けられてゆけば、さらに望ましい。(後略)

(強調はピースデポ)

https://www.un.org/sg/en/content/sg/statement/2008-10-24/secretary-generals-address-east-west-institute-entitled-united

資料1-10　オバマ米大統領・プラハ演説(抜粋訳)

2009年4月5日、プラハ

(前略)

20世紀に我々が自由をめざし闘ったように、21世紀において我々は、恐怖から解き放たれて生きるというすべての人々の権利をめざし共に闘わなければならない。核保有国として、核兵器を使用した唯一の核保有国として、米国には行動する道義的責任がある。我々だけではこの努力を成功に導くことはできない。しかし我々は先導できる。スタートを切ることができる。

そこで本日、私ははっきりと、信念を持って、アメリカは核兵器のない世界の平和と安全を追求することを誓約したい。私はナイーブな人間ではない。この目標は直ちに達成できるものではない、おそらく私の生きている間には。忍耐と粘り強さが必要である。しかし我々は今、世界は変わらないと我々にささやく声に惑わされてはならない。我々は主張し続けなければならない、「そう、我々にはできる」と。

では、進むべき道筋について説明しよう。第一に、米国は核兵器のない世界に向けた具体的措置を講じる。冷戦思考に終止符を打つべく、我が国の国家安全保障戦略における核兵器の役割を低下させ、他の国家にも同調するよう要請する。誤解のないよう言っておきたいが、核兵器が存在する限り、米国はいかなる敵をも抑止できる安全、安心で効果的な核兵器保有を継続する。また、チェコ共和国を含め、我々の同盟国に対する防衛を保証する。だが我々は米国の保有核兵器を削減する作業を開始する。

我々の弾頭と備蓄の削減に向けて、我々は今年、ロシアとの間で新たな戦略兵器削減条約を交渉する。メドベージェフ大統領と私はロンドンでこのプロセスを開始した。今年末までに、法的拘束力を有するとともに十分に大胆な新合意を達成する。これはさらなる削減への足場となるものであり、我々はこの努力にすべての核兵器国を参加させるべく努める。

核実験のグローバルな禁止を実現するために、私の政権は速やかに、かつ果敢に、包括的核実験禁止条約(CTBT)の批准を追求する。50年以上にもわたる協議を経て、核兵器

実験を禁止する時がついに来たのである。

また米国は、核兵器製造に必要な原料の生産禁止に向けて、核兵器としての使用を意図した核分裂性物質の生産を検証可能なかたちで禁止する新たな条約を追求する。我々がこれらの兵器の拡散防止を真剣に望むのであれば、それらの原料である兵器級物質の生産に終止符を打たなければならない。それが最初の一歩である。

第二に、我々は協力の礎である核不拡散条約（NPT）をともに強化してゆく。

核兵器を持つ国は軍縮に向かって進み、核兵器を持たない国はそれらを取得せず、すべての国は平和的核エネルギーへのアクセスを有する。この基本的取引は確固たるものである。NPTを強化するために、我々はいくつかの原則を受け入れなければならない。国際査察を強化するためには、我々にはさらなる資源と権限が必要である。正当な理由なくルールを破り、条約からの脱退を試みる国家は現実的かつただちに報いを受けなければならない。

我々はまた、国際燃料バンクなど民生核協力のための新たな枠組みを構築すべきである。これにより各国は拡散の危険性を増大させることなく平和的核エネルギーにアクセスできる。これは、核兵器を放棄したすべての国、とりわけ平和目的の計画に着手しようとする発展途上国の権利でなければならない。ルールに従って行動している国家の権利を否定するようなアプローチは決して成功しない。核エネルギーは、気候変動とたたかい、あらゆる人々に平和利用の機会を与える我々の努力に資するように、活用されてゆくべきだ。（略）

最後に、我々はテロリストが核兵器を絶対に入手しないようにしなければならない。これはグローバルな安全保障にとって最も緊急かつ危機的な脅威である。一発の核兵器を持つテロリストが一人いれば、甚大な破壊がもたらしうる。アルカイダは爆弾を追求し、使用することも辞さないと述べている。さらに、保安が確保されていない核物質が地球上のあちこちに存在していることを我々は知っている。我々の国民を守るために、我々は、遅滞なく、目的を定めて行動しなければならない。

私は本日、攻撃対象となりうる世界各地の核物質すべての保安を4年以内に確保するという新たな国際努力について発表したい。これらの機微物質の厳重管理をめざして我々は新たな基準を設け、ロシアとの協力を拡大し、新たなパートナーシップを追求する。

我々はまた、闇市場を解体し、輸送中の物質を検知・阻止し、こうした危険な取引を途絶させるための資金上の手段を講じる努力を強化しなければならない。こうした脅威は長期にわたるものであるから、我々は拡散防止構想（PSI）や核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシャチブといった努力を永続的な国際機構へと変えるべく力を合わせなければならない。我々は、来年中に核安全保障に関する世界サミットを米国主催で行うことで、その一歩を踏み出すべきである。

このような広範な課題に取り組むことができるのかと疑問に思う人もいるだろう。国家間の相違は抜き難くあるのだから、真の国際協力の可能性に異を唱える人もいるだろう。核兵器のない世界という議論を聞いて、達成不可能に思える目標を設定することの意義を疑う人もいるだろう。

しかし間違いのないように言っておきたい。我々は道がどこに向かっているかを知っている。国家あるいは人々が、相違点をもって自らが定義されると考えるならば、溝はさらに深まってゆく。我々が平和の追求を断念すれば、それは永遠に我々の手の届かないところに留まる。恐怖ではなく希望を選ぶ道を我々は知っている。協力の求めを非難し軽ん

じることは簡単だが、それは臆病者のすることだ。戦争はそのようにして始まる。そこで人類の前進は止まる。

我々の世界には立ち向かうべき暴力と不正義がある。我々は分断を受け入れるのではなく、自由な国家、自由な人々として協力して立ち向かってゆかなければならない。武器をとれと呼びかける方が、武器を捨てろと呼びかけるよりも人々の心を奮い立たせることを私は知っている。しかしだからこそ、平和と進歩を求める声をともに高めていかなければならないのである。(後略)

https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/remarks-president-barack-obama-prague-delivered

資料1-11　米核態勢見直し(NPR)報告書

核態勢見直し(NPR)報告書 要約(全訳)

2010年4月6日 国防総省

2009年4月のプラハでの演説において、オバマ大統領は21世紀における核の危険に焦点を当て、これら深刻で増大しつつある脅威に打ち勝つために、合衆国は核兵器のない世界の平和と安全を追求すると宣言した。大統領はこのような野心的な目標はすぐには―その言葉を借りれば、自らの生きている間には―達成できないであろうことを認めた。しかし大統領はこの目標に向けて、核兵器の数と合衆国の国家安全保障戦略における核兵器の役割の縮小を含む具体的な措置をとるとの決意を明らかにした。同時に大統領は、核兵器が存在する限り、合衆国は、潜在的敵国を抑止するとともに同盟国及び安全保障パートナーに合衆国の安全保障コミットメントが信頼しうるとの安心を提供するため、安全、安心で効果的な保有核兵器を維持すると誓約した。

2010「核態勢見直し(NPR)」は、核の危険を減少しつつ核兵器のない世界という目標を追求することと同時に、より広範な合衆国の安全保障上の利益を増進するための大統領の政策課題を促進する政権の方針の大枠を示すものである。NPRには、大統領の安全保障における優先課題と、2010「4年毎の国防見直し」(QDR)によって示された、それらを支える戦略目標が反映されている。

本NPR報告書は、国際安全保障環境の基本的な変化を述べた後、我々の核兵器政策及び態勢における5つの主要目標に焦点を当てる:

1.核拡散及び核テロリズムを防止する。
2.合衆国の国家安全保障戦略における核兵器の役割を縮小する。
3.縮小された核戦力によって戦略的抑止及び安定を維持する。
4.地域的な抑止を強化し、同盟国及びパートナーに改めて安心を提供する。
5.安全かつ安心で、効果的な保有核兵器を引き続き保持する。

NPRの一義的焦点は今後5年から10年の間にとるべき措置に置かれているが、同時に、より長期的な核戦略及び態勢に向かう道筋もまた考慮されている。合衆国と同盟国、パートナーの安全を確保しつつ核の危険の縮小に向けて前進しつづけるためには、今後の政権交代によっても揺るぐことのない取り組みが求められる。したがって将来にわたって

持続可能なコンセンサスを形成することが緊要である。

変化した、今も変化しつつある、国際安全保障環境

冷戦終結後、国際安全保障環境は劇的に変化した。世界的核戦争の脅威は遠のいた。しかし、核攻撃の危険は高まった。

オバマ大統領が明らかにしたように、今日における最も差し迫った、極限的な危険は核テロリズムである。アルカイダとその同盟者の過激派たちは核兵器を欲している。一度彼らが核兵器を手に入れたならば、彼らはそれらを使うであろうと考えておかねばならない。世界中に存在する核物質は窃盗や強奪に対して脆弱であり、機微な機器や技術は核の闇市場をとおして入手可能である。その結果、テロリストが核兵器を作るために必要な物を手にする危険は深刻なレベルにまで高まっている。

もう一つの差し迫った脅威は核拡散である。米国及び同盟国とパートナー、そして幅広い国際社会と対立関係にある国家が新たに核兵器を入手する可能性がある。北朝鮮とイランは、核への野望を果たすために、不拡散義務に違反し、国連安全保障理事会の要求を無視して、ミサイルによる運搬能力を追求しつつ、彼らが作り出した国際的危機を外交的に解決するための諸努力に抵抗してきた。彼らの挑発的行動は、周辺地域に不安定をもたらし、近隣諸国が自ら核抑止力を選択するような圧力をうみだす。北朝鮮、イランその他による不拡散軌範の継続的な不履行は、核不拡散条約（NPT）を弱体化させ、合衆国及び国際社会の安全に悪影響をもたらすであろう。

核テロリズムと核拡散という喫緊の増大する脅威に直面する一方で、合衆国は現存する核兵器国、とりわけロシアと中国との戦略的関係の安定を確保するという、慣れ親しんだ課題に取り組まねばならない。ロシアは、合衆国と拮抗する核兵器能力を持つ唯一の国である。しかし、冷戦時に比して、米ロ関係は根本的に変化した。二国間の政策上の相違は依然として存在し、ロシアは強力な核戦力の近代化を継続している。しかし、ロシアと合衆国はもはや敵同志ではなく、軍事対決の可能性は劇的に減少した。両国は核テロリズムと核拡散防止を含む、共通の利益に資する分野における強力を強めている。

合衆国と中国は、相互依存を深めており、大量破壊兵器（WMD）の拡散と対テロリズムといったグローバルな安全保障課題への対処における共通の責任を拡大しつつある。その一方で、中国に隣接するアジア諸国と合衆国は、保有核兵器の量的・質的近代化を含む中国の軍近代化に引き続き懸念を抱いている。中国の保有核兵器数はロシア及び合衆国のそれに比べてはるかに少ない。しかし、核計画の速度と範囲、さらにはそれらの指針となる戦略やドクトリンといった、中国の核計画をとりまく透明性が欠如しているため、中国の将来の戦略的意図について疑問が持ち上がっている。

以上のような核の脅威における環境の変化によって、合衆国の核への関心と戦略目標の優先順位は変わった。今後数年間、我々は新しい核能力保有国の出現とテロリスト集団による核爆弾もしくは核爆弾製造用物質の入手の防止を最優先課題としなければならない。同時に我々はロシア、中国との戦略的関係の安定を維持するとともに、新たな核武装国の登場に対抗することによって、合衆国と同盟国及びパートナーを核の脅威もしくは脅迫から守るとともに彼ら自身の核抑止力追求の誘因を減少させなければならない。

米国の核兵器政策及び戦力態勢への影響

我々が、二極軍事対決の冷戦時代から引き継いだ膨大な保有核兵器は、核兵器を志向する、自滅的なテロリストや非友好的な国家体制による挑戦に対処するには適していない。従って、我々の核兵器政策と態勢は、核テロリズムと核拡散の防止という最優先課題に適したものへと再編されなければならない。

これは、我々の核抑止力が時代遅れであるということを意味しない。事実、核兵器が存在する限り、合衆国は安全、安心で、効果的な核戦力を維持しつづけるであろう。これら核戦力は潜在的敵国を抑止し、世界中の同盟国及びパートナーに改めて安心を提供するための不可欠な役割を引き続き果たすであろう。

しかし、合衆国の通常軍事能力の比類なき成長、ミサイル防衛における重要な進歩、そして冷戦時代の敵対関係の緩和を含む国際安全保障環境の根本的な変化の結果、上記の戦略目標は従来よりもはるかに少ないレベルの核戦力と、縮小された核兵器の役割によって達成することが可能である。したがって、我々は、伝統的な抑止及び安心の確保という目標を損なうことなく、最も差し迫った安全保障上の挑戦に合致するよう核兵器政策と核戦力態勢を形成することができる。

- 合衆国の核兵器の役割と数を縮小する―すなわち、核軍縮を前進させるというNPT第6条の下での義務に従う―ことによって、我々は不拡散レジームの再強化と世界中の核物質の保安を確立するための措置への参画をNPT加盟諸国に促しうる、より強い立場を確立することができる。
- 信頼性ある核抑止力の維持及びミサイル防衛、その他の通常軍事能力による地域的安全保障構造（アーキテクチャー）の強化によって、我々は世界中の核兵器を持たない同盟国、パートナーに対する安全保障公約を再確認するとともに、それら諸国が自らの核抑止力を必要としないことを確認することができる。
- 合衆国の核兵器の寿命を延長するための確固とした備蓄核兵器管理プログラムを遂行することによって、新しい核兵器の開発や核実験なしに安全、安心、かつ効果的な抑止力を確保することができる。
- 老朽化した核施設の近代化と人的資源への投資によって、技術的もしくは地政学的な突発事態に備えるために確保する核兵器の数を著しく減少させることが可能となり、退役核弾頭の解体を加速し、他国の核活動に関する知見を改善することが可能となる。
- ロシア及び中国との戦略的関係の安定化と透明性、相互信頼の向上によって、核兵器のない世界へと進むための条件整備と核拡散及び核テロリズムに対処するための基盤を強化することが可能となる。
- 国際問題における核兵器の重要性を減じ、核兵器廃絶へと段階的に進むことによって、核兵器保有国が存在する世界に住むことを宿命視する考えを逆転させ、将来の不確定さに備えるために自ら核オプションを手にしようと考える国々にとっての誘因を減少させることができる。

核拡散及び核テロリズムの防止

核兵器のない世界に向けた努力における不可欠の要素として、合衆国はグローバルな

核不拡散レジームの再建と強化のための国際的努力の拡大を主導する。そして2010NPRは、これを初めて 合衆国の核政策における最優先事項とする。我々が核の崖っぷちに近づいているとの危機感が高まっている。それは、今日の危険な傾向に歯止めをかけ、逆転させなければ、我々は、遠からず核武装国が着実に増加し、テロリストが核兵器を手にする世界に住むことになるだろうという危機感である。

核拡散と核テロリズムを防止するための合衆国のアプローチには、3つの要素がある。第1に、我々は北朝鮮とイランの核の野望を挫き、IAEA保障措置とその遵守を強化し、核の闇取引を阻止し、拡散リスクの拡大無しに核の平和利用を促進することによって、NPTを中心とする不拡散レジームの強化を追求する。第2に、我々は世界中のすべての脆弱な核物質の保安を4年以内に確立するとしたオバマ大統領のイニシャチブの履行を加速する。

そして第3に、我々は、新戦略兵器削減条約（新START）、包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准と発効、そして検証可能な核分裂性物質生産禁止条約の交渉を含む、軍備管理の努力を遂行する。これらは、不拡散レジームと核物質の世界的保安を強化するために必要な措置に対する広範な国際的支持を勝ちとるための我々の力を強化する手段である。

わが政府のイニシャチブには以下が含まれる:

- グローバル脅威削減イニシャチブ（GTRI）、国際核物質防護及び協力プログラムの加速を含む世界中の脆弱核物質の保安確立のためのオバマ大統領のイニシャチブを積極的に推進する。これにはエネルギー省の2011会計年予算における核不拡散プログラムへの27億ドル支出増（25%以上）が含まれる。
- 不法な拡散ネットワークを寸断し、核物質の密輸を阻止するための国家的及び国際的能力を向上させ、テロリストの核爆発デバイスに使用され、もしくは使用されようとしている核物質の出所を特定する能力を向上させる、核鑑識能力の拡大を継続する。
- 核兵器のない世界へと前進し続けることを支援する、検証技術の研究強化や透明化措置の開発を含む包括的研究開発プログラムを立ち上げる。
- 大量破壊兵器を入手したり使用したりしようとするテロリストの努力を、手助け、資金援助、もしくは専門知識や安全地帯の提供によって、支援もしくは幇助するすべての国家、テロリスト集団もしくは他の非国家主体に対して、合衆国は全面的に責任追求を行うとの誓約を再確認する。

合衆国の核兵器の役割を縮小する

過去数十年間にわたり、合衆国は国家安全保障及び軍事戦略における核兵器の役割を大幅に縮小してきた。しかし現段階においてさらになすべきこと、できること、がある。

核兵器が存在する限り継続する合衆国の核兵器の基本的役割とは、合衆国、同盟国及びパートナーに対する核攻撃を抑止することである。

冷戦期においては、米国はソ連及びワルシャワ条約機構の同盟国による大規模な通常攻撃に対する反撃に核兵器を使用する権利を留保していた。さらに、合衆国が国際諸条約に従い自らの化学・生物兵器（CBW）を放棄した後においては合衆国、同盟国及びパートナーに対するCBW攻撃を抑止するために核兵器を使う権利を留保していた。

冷戦終結後、戦略環境は根本的に変化した。合衆国の通常軍事力の圧倒的優位、ミサイル防衛能力のたえざる向上、CBWの効果を低減する能力の向上によって、非核―通常、化学、生物―攻撃の抑止における核兵器の役割は大幅に縮小された。合衆国は引き続き非核攻撃の抑止における核兵器の役割を縮小してゆくであろう。

さらに合衆国は、NPTに加盟し不拡散義務を遵守している非核兵器国に対して、核兵器の使用も使用の威嚇も行わないことを宣言することによって、長期わたって続けてきた「消極的安全保証」を強化する用意がある。

この安全保証の強化は、NPTを全面的に遵守することによって得られる安全保障上の利益を裏書きし、NPTに加盟する非核兵器国に対して、米国及び他の関係諸国とともに不拡散レジームの強化のために協働するよう促すことを意図するものである。

このように安全保証を強化するにあたって、合衆国は安全保証を提供される資格を有しながら化学生物兵器を合衆国もしくは同盟国及びパートナーに対して使用する国は、通常兵器による熾烈な反撃を受ける可能性に直面するであろうこと、また国家指導者もしくは軍司令官を問わず、このような攻撃に責任を有するいかなる個人の責任も全面的に問われるであろうことを合衆国は断言する。生物兵器の破滅的な潜在能力とバイオ・テクノロジーの急速な進歩を考えたとき、生物兵器の脅威の進化と拡散、そしてその脅威に対する合衆国の対処能力が要求する場合には、合衆国は前記安全保証に必要な変更を加える権利を留保する。

合衆国の核兵器は、ごく限られた非常事態において、上記の安全保証の対象から除外される国――すなわち核兵器を保有する国、及び核不拡散義務を遵守しない国――による合衆国もしくは同盟国及びパートナーに対する通常攻撃もしくは化学・生物兵器攻撃を抑止する役割を果たす可能性がある。したがって、合衆国は現段階においては、核攻撃の抑止を核兵器の唯一の目的とするという普遍的な政策を採用する用意はない。しかし、合衆国は、このような政策を安全に採用できるような条件を確立するために努力するであろう。

しかし、これは新しい安全保証の対象とならない国々に対して核兵器を使用するという我々の意思の高まりを意味するものではない。強調したいのは、合衆国は、合衆国もしくは同盟国及びパートナーの死活的な利益を守るという極限的な状況においてのみ核兵器を使用するであろうということである。過去65年以上つづいてきた核兵器不使用の記録をさらに更新することこそが、合衆国とすべての国にとっての利益である。

したがって、NPRの主要な結論には以下が含まれる:

- 合衆国は、核兵器の唯一の目的を合衆国もしくは同盟国及びパートナーに対する核攻撃の抑止に限定することを目指しつつ、通常兵器能力の強化を継続し、非核攻撃の抑止における核兵器の役割を縮小しつづけるであろう。
- 合衆国は、合衆国もしくは同盟国及びパートナーの死活的な利益を守るという極限的な状況においてのみ核兵器の使用を考慮するであろう。
- 合衆国は、NPTに加盟し不拡散義務を遵守している非核兵器国に対しては、核兵器の使用もしくは使用の威嚇を行わないであろう。

削減された核戦力レベルにおいて戦略的抑止と安定を維持する

冷戦終結以降、米国とロシアは作戦配備の戦略核兵器を約75%削減してきたが、いまだ両国とも抑止に必要とする以上の数の核兵器を保有している。政権は、大幅に削減された

戦力レベルにおける安定性の確保に向けてロシアと協力することを誓約する。

新START

このプロセスの次の一歩は、すでに失効した1991年の第1次戦略兵器削減条約（START Ⅰ）を新たな検証可能な条約、すなわち新STARTに置き換えることである。NPR策定に向けた初期段階の作業は、この新START交渉における米国の立場を確立し、新条約が規定する削減に照らしていかなる戦力構成が可能であるかを検討することにあった。NPRは次のような結論に達した:

- 米国の戦略的運搬手段、すなわち大陸間弾道ミサイル（ICBM）、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）、核搭載可能な重爆撃機をSTART Ⅰ レベルから約50%削減し、また、条約上の削減義務を負う 戦略核弾頭をモスクワ条約レベルから約30%削減しても、安定した抑止を維持することは可能である。
- NPRの分析に基づき、米国は、新STARTの条約上の義務を負う戦略核弾頭数の上限を1550発、配備戦略運搬手段の上限を700基（機）とすること、また、配備及び非配備の戦略発射装置数の合計の上限を800基（機）とすることでロシアと合意した。
- ICBM、SLBM、核搭載可能な重爆撃機で構成される米国の核の三本柱は新STARTにおいても維持される。
- 安定性の増大をめざし、すべての米国のICBMには、一基に搭載される核弾頭数を一発とする「非多弾頭化」措置が講じられる。
- 米国の地域的抑止ならびに安全の再保証という目的への非核システムの寄与は、ミサイル防衛に対する制限を回避し、重爆撃機や長距離ミサイルシステムを通常兵器に使用する選択肢を維持することによって保持される。

大統領の決定時間を最大化する

NPRは、現在の米戦略部隊の警戒態勢――重爆撃機の常時警戒態勢は解除され、ほぼすべてのICBMが警戒態勢に置かれ、また、いかなる時にも相当数の戦略原子力潜水艦（SSBM）が海洋に出ている――が当面維持されるべきであると結論づけた。NPRはまた、事故、無認可の行動、誤認識などによる核発射の可能性をいっそう低下させるとともに、核兵器使用を許可するか否かの検討において大統領に与えられる時間を最大化するべく引き続き努力がなされるべきであると結論づけた。重要な措置には以下が含まれる:

- すべてのICBMならびにSLBMについて、「外洋に向けた標的設定」の実施を継続する。これにより、万一の無認可あるいは偶発的発射の際にミサイルは外洋に着弾する。また、ロシアにこの慣行に対する誓約を再確認するよう求める。
- 核危機における大統領の決定時間を最大化するよう米国の指揮統制システムをいっそう強化する。
- 生き残りの可能性 を強化し、即時発射の誘因をさらに低減するようなICBM基地の新しい様態を探求する。

戦略的安定性の強化

ロシアと中国が現在自国の核能力の近代化を行い、さらには両国がともに米国のミサイル防衛や通常軍備のミサイル計画を不安定化要因と主張している中、これら2国との戦略的安定性を維持することが今後の重要な課題である。

● 米国は、さらなる安定性、柔軟性、透明性を伴った戦略的関係を促進することをめざし、ロシア及び中国と戦略的安定性に関するハイレベルの二国間対話を追求してゆく。

米国にとって、ロシアとの戦略対話は、米国のミサイル防衛及び将来におけるいかなる米国の通常兵器搭載長距離弾道ミサイルシステムも、新たに浮上した地域的脅威への対処を目的に設計されたものであり、ロシアとの戦略バランスに影響を与えることを意図したものではないことを説明する機会となる。また、ロシアの側においては、近代化計画について説明し、現在の軍事ドクトリン（とりわけ核兵器の重要性をどのように位置づけているのか）を明確にし、国境から離れたロシア国内の少数の安全な施設に非戦略システムをまとめているといったような、同国の非戦略保有核兵器に対する西側諸国の懸念を緩和するためにとりうる諸措置について議論する機会となる。

他方、中国との戦略的安定性に関する対話の目的は、双方とって、相手側の核兵器ならびに他の戦略能力に関する戦略、政策、計画をめぐる見解を伝える場やメカニズムを提供することにある。このような対話のめざすところは、信頼性と透明性の向上、不信の低減にある。2010「弾道ミサイル防衛見直し」（MDR）報告が述べるように、「本政権にとって、米中関係における戦略的安定性を維持することは、他の主要国との戦略的安定性を維持することと同等に重要である」。

将来における核削減

大統領は、核兵器のさらなる削減の検討に向けて、新START後の軍備管理目標に関する見直しを命じた。新STARTのレベルを超えて米国が将来的な核戦力の削減を行う上では、いくつかの要素がその規模や速度に影響を与える。

第1に、いかなる将来的な核削減も、地域の潜在的な敵への抑止、ロシアや中国との戦略的安定性、米国の同盟国及びパートナーへの安心の提供を強化し続けるものでなければならない。これには、抑止に求められる能力に関する最新の評価、米国ならびに同盟国、パートナーにおける非核能力のさらなる強化、戦略及び非戦略兵器の焦点を絞った削減、そして同盟国及びパートナーとの緊密な協議が必要である。米国は、いかなる潜在的な敵対者が計算したとしても、米国、あるいは同盟国及びパートナーに対する攻撃から期待される利益より、米国からの報復による耐え難いコストの方がはるかに勝るとの結論に達せしめるような能力を引き続き確保する。

第2に、備蓄核兵器維持プログラムの遂行ならびにNPRの勧告する核兵器インフラへの投資は、技術的あるいは地政学的突発事態に備えるために大量の非配備弾頭を維持するという米政策の転換をもたらし、備蓄核兵器の大幅な削減を可能にする。これらの投資は新START及びその後において、抑止を維持しつつ核兵器削減を促進する上で不可欠なものである。

第3に、ロシアの核戦力は、米国が自国の核戦力削減の幅及び速度を決定する上で引き続き重要な要素である。両国関係の改善を背景に、2国間における厳密な数字上の均衡の必要性は冷戦時代のように絶対的なものではない。しかし、核能力における大きな不均衡は、双方にとって、また、合衆国の同盟国及びパートナーとの間において懸念を生じさせるものであり、安定的かつ長期的な戦略関係の維持に貢献するものとはならないであろう。したがって、我々は合衆国がより低いレベルに移行する際には、ロシアも我々に同調

することを重要視するであろう。

NPRの主要な勧告には以下が含まれる:

- 新STARTが予定しているレベル以下に将来的な核削減目標を定めるための、継続的な分析を実施するべきである。同時に、地域における潜在的な敵に対する抑止、ロシアと中国に対する戦略的安定性、我々の同盟国及びパートナーへの保証を強化してゆくべきである。
- ロシアとの間で新START後の交渉を行う際には、双方の側の非配備核兵器とならんで非戦略核兵器の問題を取り上げるべきである。
- 米核戦力の削減は、我々の同盟国及びパートナーへの安全の安全の保証における信頼性と有効性を維持する形で実施するべきである。米国は、新START後の交渉に向けたアプローチを確立するにあたって、同盟国及びパートナーと協議してゆくべきである。

地域的抑止を強化し、同盟国・パートナーに安全を再確認する

合衆国は、2国間及び地域的な安全保障関係を強化してゆくとともに、これらの関係を21世紀型の挑戦に適合させるべく同盟国及びパートナーと協力しあうことを全面的に公約する。このような安全保障関係は潜在的脅威を抑止する上で不可欠であり、また、それら脅威に隣接する諸国に対して、核兵器を求めることが自国の軍事的あるいは政治的利益を損なうものにしかならないこと知らしめ、また、合衆国の非核の同盟国及びパートナーに対しては自らが核抑止能力を持たずとも安全保障上の利益を確保できるとの保証を提供することによって、我々の不拡散上の目標にも寄与する。

米国の核兵器は、核兵器を保有し、あるいは保有を追求している地域国家による核攻撃あるいは核を背景とした脅しに対する拡大抑止を同盟国及びパートナーに提供する上で重要な役割を担ってきた。信頼性のある合衆国の「核の傘」は、「三本柱」の戦略軍、重要地域に前方配備された非戦略核兵器、そして地域的紛争に応じて即時に前方配備可能な米国内の核兵器といった手段の組み合わせによって提供されてきた。

欧州においては、冷戦終結後、前方配備された米国の核兵器は劇的に削減された。しかし少数の核兵器が引き続き残されている。NATO加盟国に対する核攻撃の危険性はかつてなく低下した。しかし、合衆国の核兵器の存在は、NATOの非核加盟国が核計画に参加し、核兵器運搬能力を持つ特殊仕様の航空機を保有するというNATO特有の核分担(ニュークリア・シェアリング)取極めとの組み合わされることによって同盟国間の結束を強化するとともに、地域的脅威を感じている同盟国及びパートナーに対し安心を提供するものとなっている。NATO加盟国を防衛する上での核兵器の役割は、NATOの「戦略概念」見直しとの関係で本年議論されることになる。NATOの核態勢におけるいかなる変更も、加盟国間での徹底した再検討と決定を経てなされるべきである。

アジア及び中東――これらの地域にはNATOに類似した多国間の同盟構造は存在しない――については米国は二国間同盟及び安全保障関係を通じて、また、前方配備の軍事的プレセンスと安全の保証を通じて拡大抑止を維持してきた。冷戦が終焉を迎えたとき、米国は、海軍の洋上艦や一般目的用の潜水艦からの核兵器撤去を含め、太平洋地域に前方配備された核兵器を撤退させた。以来、合衆国は、危機への対処は中央の戦略戦力及び東アジアへの核システムの再配備能力に依存してきた。

核兵器は同盟国及びパートナーに対する合衆国による安全の保証の重要な構成要素であることが示されてきた一方で、米国は、通常戦力のプレセンス及び効果的な戦域弾道ミサイル防衛を含む、地域的な安全保障構造（アーキテクチャー）の強化をめざし、非核要素への依存を高めてきた。核兵器の役割が米国の国家安全保障戦略の中で縮小されるにしたがい、これら非核要素は抑止の分担においていっそう大きな位置を占めるようになろう。さらに、効果的な地域的抑止にとっては、非核戦力による抑止にとどまらず、非軍事的抑止、すなわち米国とその同盟国、パートナーとの間での強固で信頼性のある政治的関係の構築が欠くべからざる要素である。

非戦略核兵器

冷戦終結後、米国は非戦略（または「戦術」）核兵器を劇的に削減してきた。今日では、世界中の同盟国及びパートナーに対する拡大抑止の一環として、限定された数の核兵器が欧州に前方配備されているのと、海外配備が可能な少数の核兵器が米国内で保管されているのみである。ロシアははるかに多くの非戦略核戦力を維持しており、そのうち相当数はいくつかのNATO加盟国の領土近くに配備されている。

NPRは、米国のとるべき行動について以下のとおり結論づけた:

- 戦術戦闘爆撃機ならびに重爆撃機に搭載された前方配備の米核兵器の能力を維持するとともに、安全、保安、使用管理の改善などを伴ったB-61核弾頭の全面的寿命延長を進める。
- 海洋発射核巡航ミサイル（TLAM-N）を退役させる。
- 米国の前方軍事プレセンスを補完し、地域的抑止を強化する長距離攻撃能力の維持と開発を継続する。
- 米国の拡大抑止の信頼性及び有効性を確保する方策について、同盟国及びパートナーとの協議を継続し、適当な場合には拡大する。米国の拡大抑止におけるいかなる変更も同盟国及びパートナーとの緊密な協議なしには行われない。

安全、安心、かつ効果的な保有核兵器を維持する

合衆国は安全、安心、かつ効果的な保有核兵器を維持することを誓約する。1992年に核実験を中止して以降、我々は、弾頭をほぼ当初の設計仕様になるよう改修することによって弾頭の寿命を延長する備蓄兵器維持プログラムを通じて、核弾頭を維持し安全性と信頼性を認証してきた。30年後を見通して、NPRは、議会が命じた備蓄兵器管理プログラムならびに合衆国の不拡散目的に合致した形で既存の核弾頭の寿命を延長させるための最善の方策を検討し、次のような結論に達した:

- 合衆国は核実験を実施せず、包括的核実験禁止条約の批准と発効を遂行する。
- 米国は新型核弾頭を開発しない。寿命延長計画（LEP）は、これまでに実験された設計に基づく核部品のみを使用し、新たな軍事的任務を支援したり新たな能力を準備したりしない。
- 合衆国は、核弾頭の安全性、保安、信頼性を個別事例ごとに、議会が命じた備蓄管理プログラムに合致した形で確保するための選択肢について研究する。LEPにおいては全ての範囲のアプローチを考慮する。すなわち、既存の弾頭の改修、別の弾頭の核

部品の再利用、及び核部品の交換、である。

- 核弾頭のLEPを工学的開発へと進行させるいかなる決定においても、合衆国が最優先で選択するのは改修あるいは再利用である。核部品の交換は備蓄兵器管理プログラムの重要目標がその他の手段では達成できない場合においてのみ、そして大統領による具体的な認可ならびに議会の承認が得られた場合にのみ実施される。

これらの結論に沿って、NPRは次の通り勧告する:

- 現在進行中の潜水艦発射弾頭W-76のLEP、ならびにB-61爆弾のLEPに関する研究及びそれに続く活動には満額の資金が提供されるべきである。
- ICBM用弾頭W-78のLEPに関する選択肢についての研究を開始するべきである。研究には、当該LEPの結果作られた弾頭をSLBMで使用することによって、弾頭の種類を減らす可能性の検討も含まれる。

安全、安心で、かつ効果的でありつづけるために、合衆国の備蓄核兵器は、国家安全保障に関する諸研究所と支援施設の複合体で構成される近代的な物的インフラや、核抑止維持に求められる専門的能力を持つ優秀な労働力に支えられなければならない。

人的資源もまた懸案である。国家安全保障に関する諸研究所では、次世代の、最も将来有望な科学者やエンジニアを引きつけ、確保することがますます困難になっている。備蓄兵器管理に関する明確な長期計画や、拡散及び核テロリズムの防止に関する政権の誓約は、挑戦的で有意義な研究開発活動に従事する機会を与えることによって、明日を担う科学者やエンジニアの獲得と確保を強化することに繋がる。

NPRは以下の結論に達した:

- 備蓄兵器維持にとって極めて重要であり、不拡散をめざす上での見識を提供する、科学、技術及び工学の基盤を強化する必要がある。
- 核兵器複合施設及び要員に対する投資の増額は、我々の保有核兵器の長期的な安全、保安と有効性を確保するために必須である。新たな施設は、国家核安全保障管理局が開発中の備蓄核兵器の維持及び管理計画の要求を支援できるよう規模を定めることになる。
- 建設後50年を経過した施設を更新するロスアラモス国立研究所における化学冶金研究施設更新計画およびテネシー州オークリッジのY-12プラントにおける新たなウラニウム処理施設の拡充のための資金の増額が必要である。

未来を見据える:核兵器のない世界に向けて

2010「核態勢の見直し」の勧告を遂行することにより、合衆国、同盟国、及びパートナーの安全保障は強化され、大統領の示した核兵器のない世界というビジョンに向けた大きな一歩がもたらされるであろう。

国際的な不安定や安全の欠如を拡大させるというリスクを犯すことなく、究極的に米国や他の国々による核兵器放棄を可能にするためには、極めて多くの条件が必要である。それらの条件の中には、核兵器拡散の阻止における成功、主たる関係国の計画や能力に関する透明性の飛躍的な向上、軍縮義務違反の探知を可能とする検証手段及び技術、それら違反を抑止するに十分な強さと信頼性を備えた執行手段、そして究極的には対立する国

家を核兵器の取得や維持へと導くような地域的紛争の解決が含まれる。これらの条件が現在において存在しないのは明らかである。

しかし我々は、これらの条件を創出するために積極的に行動することができるし、しなければならない。我々は2010年NPRに示された実際的措置を実行することができる。これら実際的措置は世界におけるあらゆる核兵器の廃絶という究極的目標へと我々を導くのみならず、それ自身によって、グローバルな核不拡散レジームを再活性化させ、テロ集団による核兵器ならびに核物質取得に対してより高い防壁を築き、米国と国際の安全保障を強化する。

https://www.defense.gov/Portals/1/features/defenseReviews/NPR/2010_Nuclear_Posture_Review_Report.pdf

資料1-12　日本国憲法　前文、第9条

公布　1946年11月3日
施行　1947年 5月3日

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2　前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

資料1-13　日米安全保障条約　第5条、第6条

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

署名　1960年1月19日
発効　1960年6月23日

第5条（共同防衛）

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つた全ての措置は、国際連合憲章第51条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

第6条（基地許与）

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

資料1-14　日本の核基本政策

1968年1月30日、佐藤榮作首相は、日本の核政策の柱として、以下の4点をあげた。以後、現在まで、この4項目が日本の核の基本政策とされている。

1. 非核三原則/2. 核軍縮への努力/3. 米国の「核の傘」への依存/4. 核エネルギーの平和利用

佐藤榮作首相による答弁

1968年1月30日、第58回衆議院本会議。大平正芳議員（自民）からの質問に対する答弁の抜粋。

御承知のように、わが国の核政策につきましては、大体四本の柱、かように申してもいいかと思います。

第一は、核兵器の開発、これは行なわない。また核兵器の持ち込み、これも許さない。また、これを保持しない。いわゆる非核三原則※でございます。うそを言うなというやじが飛んでおりますが、さようなことはございません。この点ははっきりしております。（※1967年12月11日、衆・予算委の佐藤首相答弁に発する。）

第二は、核兵器による悲惨な体験を持つ日本国民は、核兵器の廃棄、絶滅を念願してお

ります。しかし、現実問題としてはそれがすぐ実現できないために、当面は実行可能なところから、核軍縮の点にわれわれは力を注ぐつもりでございます。したがいまして、国際的な規制あるいは管理などについていろいろ意見を述べておる次第でございます。このこともなかなか容易なことではありませんから、粘り強く取り組んでいかねばならないのであります。

第三に、平和憲法のたてまえもありますが、私どもは、通常兵器による侵略に対しては自主防衛の力を堅持する。国際的な核の脅威に対しましては、わが国の安全保障については、引き続いて日米安全保障条約に基づくアメリカの核抑止力に依存する。これが第三の決定であります。

第四に、核エネルギーの平和利用は、最重点国策として全力をあげてこれに取り組む、そして世界の科学技術の進歩に寄与し、みずからその実益を享受しつつ、国民の自信と国の威信を高め、平和への発言権を強める、以上の四つを私は核政策の基本にしておるのであります。

資料1-15　日朝平壌宣言

日朝平壌宣言(抜粋)

2002年9月17日、平壌

小泉純一郎日本国総理大臣と金正日朝鮮民主主義人民共和国国防委員長は、2002年9月17日、平壌で出会い会談を行った。

両首脳は、日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、実りある政治、経済、文化的関係を樹立することが、双方の基本利益に合致するとともに、地域の平和と安定に大きく寄与するものとなるとの共通の認識を確認した。

1.（略）

2.（略）

3.（略）

4.双方は、北東アジア地域の平和と安定を維持、強化するため、互いに協力していくことを確認した。

双方は、この地域の関係各国の間に、相互の信頼に基づく協力関係が構築されることの重要性を確認するとともに、この地域の関係国間の関係が正常化されるにつれ、地域の信頼醸成を図るための枠組みを整備していくことが重要であるとの認識を一にした。

双方は、朝鮮半島の核問題の包括的な解決のため、関連するすべての国際的合意を遵守することを確認した。また、双方は、核問題及びミサイル問題を含む安全保障上の諸問題に関し、関係諸国間の対話を促進し、問題解決を図ることの必要性を確認した。

朝鮮民主主義人民共和国側は、この宣言の精神に従い、ミサイル発射のモラトリアムを2003年以降も更に延長していく意向を表明した。

双方は、安全保障にかかわる問題について協議を行っていくこととした。

日本国総理大臣　小泉純一郎
朝鮮民主主義人民共和国　国防委員会委員長　金正日

資料1-16　朝鮮半島の非核化に関する共同宣言(全訳)

1992年1月20日署名
2月19日発効

南と北は、朝鮮半島を非核化することにより核戦争の危険を除去し、我が国の平和と平和統一に有利な条件と環境をつくり、アジアと世界の平和と安全に資するため、次のように宣言する。

1.南と北は、核兵器の実験、製造、生産、持ち込み、保有、貯蔵、配備、使用をしない。
2.南と北は、核エネルギーを平和目的のみに利用する。
3.南と北は、核再処理施設とウラン濃縮施設を保有しない。
4.南と北は、朝鮮半島の非核化を検証するために、相手側が選定し双方が合意する対象に対して、南北核統制共同委員会が規定する手続きと方法で査察を実施する。
5.南と北は、この共同宣言の履行のために、共同宣言の発効後1ヶ月以内に、南北核統制共同委員会を構成・運営する。
6.この共同宣言は、南と北がそれぞれ発効に必要な手続きを経て、その文書を交換した日から効力を発する。

南北高位級会談
南側代表団、主席代表
大韓民国
国務総理　鄭元植

北南高位級会談
北側代表団、団長
朝鮮民主主義人民共和国
政務院総理　延亨黙

資料1-17　9.19「6か国協議共同声明」

第4回6か国協議共同声明(全訳)

2005年9月19日、北京

第4回6か国協議は、北京において、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、日本国、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国の間で、2005年7月26日から8月7日まで及び9月13日から19日まで開催された。

武大偉中華人民共和国外交部副部長、金桂冠朝鮮民主主義人民共和国外務副相、佐々江賢一郎日本国外務省アジア大洋州局長、宋旻淳大韓民国外交通商部次官補、アレクサンドル・アレクセーエフ・ロシア連邦外務次官及びクリストファー・ヒル・アメリカ合衆国東アジア太平洋問題担当国務次官補が、それぞれの代表団の団長として会合に参加した。

武大偉外交部副部長が会合の議長を務めた。

朝鮮半島及び東北アジア地域全体の平和と安定のため、6者は、相互尊重及び平等の精神の下、過去三回の会合についての共通の理解に基づいて、朝鮮半島の非核化に関する真剣かつ実務的な協議を行い、この文脈において、以下のとおり合意した。

1. 6者は、6か国協議の目標は、平和的な方法による、朝鮮半島の検証可能な非核化であることを一致して再確認した。

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）は、すべての核兵器及び既存の核計画を放棄すること、並びに、核兵器不拡散条約及びIAEA保障措置に早期に復帰することを誓約した。

アメリカ合衆国は、朝鮮半島において核兵器を持っていないこと、及び、朝鮮民主主義人民共和国に対して核兵器または通常兵器による攻撃または侵略を行う意図を持っていないことを確認した。

大韓民国（南朝鮮）は、その領域内に核兵器が存在しないことを確認するとともに、1992年の朝鮮半島の非核化に関する共同宣言に従って核兵器を受領せず、かつ、配備しないとの誓約を再確認した。

1992年の朝鮮半島の非核化に関する共同宣言は、遵守され、かつ、実施されるべきである。

朝鮮民主主義人民共和国は、原子力の平和的利用の権利を有する旨発言した。他の参加者は、この発言を尊重する旨述べるとともに、適当な時期に、朝鮮民主主義人民共和国への軽水炉提供問題について議論を行うことに合意した。

2. 6者は、それらとの関係において、国連憲章の目的及び原則並びに国際関係について認められた規範を遵守することを約束した。

朝鮮民主主義人民共和国及びアメリカ合衆国は、相互の主権を尊重すること、平和的に共存すること、及び二国間関係に関するそれぞれの政策に従って国交を正常化するための措置をとることを約束した。

朝鮮民主主義人民共和国及び日本国は、平壌宣言に従って、不幸な過去及び懸案事項を解決することを基礎として、関係を正常化するための措置をとることを約束した。

3. 6者は、エネルギー、貿易及び投資の分野における経済的協力を、二国間又は多数国間で推進することを約束した。

中華人民共和国、日本国、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国は、朝鮮民主主義人民共和国に対してエネルギー支援をする意向があることを述べた。大韓民国は、朝鮮民主主義人民共和国に対する200万キロワットの電力供給に関する2005年7月12日の提案を再確認した。

4. 6者は、東北アジア地域の永続的な平和と安定のための共同の努力を誓約した。直接の当事者は、適当な別個の話合いの場で、朝鮮半島における恒久的な平和体制について協議する。

6者は、東北アジア地域における安全保障面の協力を促進するための方策について探求していくことに合意した。

5. 6者は、「誓約対誓約、行動対行動」の原則に従い、前記の意見が一致した事項についてこれらを段階的に実施していくために、調整された措置をとることに合意した。

6. 6者は、第5回6か国協議を、北京において、2005年11月初旬の今後の協議を通じて決定される日に開催することに合意した。

（英文テキストを基礎に外務省仮訳を改訂）

www.fmprc.gov.cn/eng/zxxx/t212707.htm

資料1-18　核兵器・核軍縮年表(1945年～2016年)

1945年 7月16日	米国が世界最初の核実験(アラモゴールド)
8月6日	広島に原爆投下
8月9日	長崎に原爆投下
1949年 8月29日	ソ連が最初の核実験
1951年 5月8日	米国が最初のブースト型爆弾
1952年 10月3日	英国が最初の核実験
10月31日	米国が最初の水爆実験
1953年 8月12日	ソ連が最初のブースト型実験
12月8日	アイゼンハワー米大統領の国連演説「アトムズ・フォア・ピース」
1954年 1月21日	世界最初の原子力潜水艦ノーチラス号進水
3月1日	米国のビキニ環礁水爆実験。第五福竜丸被爆
1955年 7月9日	ラッセル・アインシュタイン宣言
11月22日	ソ連が最初の水爆実験
1957年 7月29日	IAEA（国際原子力機関）憲章発効
10月4日	ソ連、世界初の人工衛星(スプートニク1号)打ち上げ
1959年 6月9日	米、最初のポラリス弾道ミサイル原潜進水
12月1日	南極条約署名
1960年 2月13日	フランスが最初の核実験
1961年 6月23日	南極条約発効
1962年 10月	キューバ危機
1963年 8月5日	部分的核実験禁止条約署名
10月10日	部分的核実験禁止条約発効
1964年 10月16日	中国が最初の核実験
1967年 1月27日	宇宙条約署名
2月14日	ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約署名
1968年 7月1日	核不拡散条約(NPT)署名
1969年 4月25日	ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約発効
1970年 3月5日	核不拡散条約(NPT)発効
1971年 2月11日	海底核兵器禁止条約署名
1972年 4月10日	生物兵器禁止条約(BWC)署名
5月26日	米ソ、戦略核兵器制限交渉(SALT)Ⅰ諸条約署名
5月26日	米ソ、対弾道弾ミサイルシステム制限条約(ABM条約)署名
1974年 5月18日	インドが地下核実験
7月3日	米ソ、ABM条約議定書に署名 米ソ、地下核実験制限条約署名
1976年 5月28日	米ソ、平和目的核爆発条約署名
1977年 9月21日	核供給国グループ(NSG)設立
10月3日	SALTⅠ失効
1978年 5月23日 ～6月30日	第1回国連軍縮特別総会
1979年 3月28日	米、スリーマイル島の原子力発電所事故
6月18日	米ソ、SALTⅡ条約署名
12月5日	月協定署名
1980年 3月3日	核物質の防護に関する条約署名
1982年 6月7日 ～7月10日	第2回国連軍縮特別総会
1983年 3月23日	レーガン米大統領、戦略防衛構想(SDI)発表
1985年 8月6日	南太平洋非核地帯条約署名
1986年 4月26日	チェルノブイリ原発事故
10月11日 ～12日	米ソ、レイキャビク首脳会議
12月11日	南太平洋非核兵器地帯条約発効
1987年 4月	ミサイル技術管理レジーム(MTCR)発足
7月31日	米ソ、第1次戦略兵器削減条約(STARTⅠ)署名
12月8日	米ソ、中距離核戦力(INF)条約署名
1990年 10月24日	ソ連、最後の地下核実験実施
1991年 11月26日	英、最後の地下核実験実施
1992年 1月20日	朝鮮半島非核化共同宣言署名
5月23日	リスボン議定書署名
9月23日	米、最後の地下核実験実施
1993年 1月3日	米ロ、STARTⅡ条約署名
1月13日	化学兵器禁止条約(CWC)署名
3月24日	南アフリカ政府、保有核兵器の廃棄を公表
1994年 7月25日	第1回ASEAN地域フォーラム(ARF)開催
10月21日	米朝枠組み合意
12月5日	STARTⅠ発効 リスボン議定書発効
12月15日	最初の国連総会日本決議が採択
1995年 4月11日	非核兵器国の安全保証に関する安保理決議採択
4月17日 ～5月12日	NPT再検討・延長会議開催
5月11日	NPT無期限延長を決定
9月5日	フランス、核実験を再開
12月15日	東南アジア非核兵器地帯条約署名
1996年 1月17日	フランス、最後の地下核実験実施
4月11日	アフリカ非核兵器地帯条約署名
7月8日	核兵器の使用に関する国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見
7月29日	中国、最後の地下核実験実施
8月14日	キャンベラ委員会、報告書発表
9月24日	包括的核実験禁止条約(CTBT)署名開始
1997年 3月21日	米ロ、STARTⅢの枠組みに合意

	3月27日	東南アジア非核兵器地帯条約発効
	5月14日	IAEAモデル追加議定書採択
	7月2日	米国が初の未臨界核実験
	9月26日	STARTⅡ条約議定書署名 ABM関係協定署名
	12月3日	対人地雷禁止条約署名
1998年	4月6日	英仏、核兵器国で初めてCTBT批准
	5月11・13日	インドが地下核実験を実施
	5月28・30日	パキスタンが地下核実験を実施
	6月9日	新アジェンダ声明
1999年	7月25日	東京フォーラム報告書発表
2000年	4月24日 ～5月19日	第6回NPT再検討会議開催
	6月13日	南北朝鮮首脳会談
2001年	9月11日	米同時多発テロ
	10月8日	米英、アフガニスタン空爆開始
	12月13日	米、ABM条約脱退通告
2002年	5月24日	モスクワ条約(SORT)署名
	6月13日	ABM条約失効
	9月17日	日朝平壌宣言
	12月17日	米、ミサイル防衛初期配備決定を発表
2003年	1月10日	北朝鮮、NPTからの脱退を宣言
	3月20日	米、イラク戦争開始
	6月1日	モスクワ条約(SORT)発効
2004年	10月1日	米、MD初期配備
2005年	4月26日 ～28日	初の非核地帯加盟国会議開催
	5月2日 ～27日	第7回NPT再検討会議開催
	9月19日	6か国協議、初の共同声明を発表
2006年	9月8日	中央アジア非核兵器地帯条約署名
	10月9日	北朝鮮が初の地下核実験
2007年	1月4日	米4高官、「核兵器のない世界」投稿
	1月11日	中国が衛星破壊実験を実施
2008年	2月20日	米国が自国の衛星を撃墜
	9月6日	NSG総会、ガイドライン修正案採択
	10月10日	米印、核協力協定に署名
	12月3日 ～4日	クラスター弾に関する条約署名
2009年	3月21日	中央アジア非核兵器地帯条約発効
	4月5日	オバマ大統領、プラハ演説
	5月25日	北朝鮮、2度目の地下核実験
	7月15日	アフリカ非核兵器地帯条約発効
	12月6日	米印核協力協定が発効
	12月15日	核不拡散・核軍縮に関する国際委員会(ICNND)が最終報告発表
2010年	4月6日	米、核態勢見直し(NPR)発表
	4月8日	米ロ、新START条約に署名(プラハ)
	4月12・13日	核保安サミット(ワシントン)
	5月3日 ～28日	第8回NPT再検討会議開催
	8月1日	クラスター弾禁止条約発効
	11月18日	米国、初のZマシン新型核実験
2011年	2月5日	米ロ、新START条約発効
	3月11日	東日本大震災、東京電力福島第1原発事故発生
2012年		
	3月26・27日	第2回核保安サミット(ソウル)
	5月20・21日	NATO首脳会議、「防衛・抑止態勢見直し」策定
	9月17日	モンゴル非核地位に関する共同宣言にP5署名
	12月12日	北朝鮮、人工衛星「光明星3号」2号機の軌道投入成功
2013年	2月12日	北朝鮮、3度目の地下核実験
	3月4・5日	核兵器の人道上の影響に関する国際会議開催(オスロ)
	7月26日	国連軍縮諮問委員会、北東アジア非核兵器地帯設立の検討を勧告
	10月21日	4回目の「核兵器の不使用」共同声明に日本が初めて賛同
2014年		
	2月13・14日	第2回核兵器の人道上の影響に関する国際会議(ナヤリット)
	3月24・25日	第3回核保安サミット(ハーグ)
	12月8・9日	第3回核兵器の人道上の影響に関する国際会議(ウイーン)
2015年		
	4月27日 ～5月22日	第9回NPT再検討会議開催
2016年		
	1月6日	北朝鮮、4度目の地下核実験
	3月31日・4月1日	第4回核保安サミット(ワシントンDC)
	9月9日	北朝鮮、5度目の地下核実験
	12月26日	国連総会、核兵器禁止条約交渉の17年開始を決議

2.特集資料　核兵器禁止条約交渉へ

資料2-1　OEWGへのオーストリア作業文書

「法的なギャップ」、NPT、そして核軍縮交渉を前進させる多様なアプローチ

多国間核軍縮交渉を前進させる公開作業部会
2016年2月22日、A/AC.286/WP.5

1. 核兵器の人道上の影響に関するウィーン会議（2014年12月8-9日、www.hinwvienna14.at）に登場した「人道上の誓約」は、すべてのNPT締約国が第6条に基づく既存の義務を早急かつ完全に履行するとの自国の誓約を一新し、その目的に向け、核兵器の禁止及び廃棄のための法的なギャップを埋める効果的な措置を特定するよう求めるものであった。それが発せられて以来、「法的なギャップ」問題は、2015年NPT再検討会議や第70回国連総会第一委員会などの場で集中的に議論されてきた。

2. 120を超える国々が「人道上の誓約」に正式に賛同し、第70回国連総会では、「核兵器の禁止と廃棄のための人道上の誓約」と題する決議70/48に139か国が賛成票を投じた。このように、こうした「法的なギャップ」が存在し、NPT第6条義務の完全履行には効果的措置の特定と追求を通じてそのギャップを埋めることが必要であるとの考え方に対し、多くの国が基本的な共通認識を示している。他方、こうした考えに反発し、NPTそのものや核軍縮一般における「法的なギャップ」の存在に意義を唱える国々もある。本作業文書は、こうした「法的なギャップ」について、また、それとNPTとの関係について、さらには、多国間核軍縮交渉を前進させるための多様なアプローチについて論じる。

3. 第6条の核軍縮義務に比べ、NPTの不拡散に関する規定は具体的に運用されてきた。不拡散に対する核兵器国ならびに非核兵器国の基本的義務は、第1条及び第2条において一般的禁止（核兵器あるいは他の核爆発装置の移転、受領、導入、援助、製造、取得の禁止）として規定されている。第3条は、国際原子力機関（IAEA）との間で保障措置を締結するという非核兵器国の義務を明記している。これらの協定の具体的内容に関する交渉はNPTによってIAEAに「外部委託」される形で、過去数十年にわたり、包括的かつ多層的な保証措置システムが構築されてきた。NPTの不拡散・軍縮規定を補完するその他の条約としては、包括的核実験禁止条約（CTBT）や将来の核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）が挙げられる。非核兵器地帯条約もまた、NPTの目的を具体化し、補完するものと言える。さらに、NPTの不拡散規定は、安保理決議1540、国際的な輸出管理に関する取決め（核供給国グループ（NSG））、ミサイル技術管理レジーム（MTCR）を筆頭に、これらの着想の元となり、また、さまざまな国内法に盛り込まれてきた。NPTベースの不拡散規定をいっそう強化しようと、拡散に対する安全保障構想（PSI）、グローバル・イニシアティブ（GI）、核セキュリティプロセスといった、参加国を限定したアドホックな追加的取決めも構築されてきた。

4. このように、NPTの不拡散規定を運用し、補完するためには、追加的でいっそう具体的な法的拘束力のある規定やその他の規範的取決めが必要であるとの一般的合意が存在している。こうした条約や取決めは、普遍性を有するもの、地域的なもの、あるいは参加を限定したアドホックなグループの形があり得る。不拡散の柱に関してNPTに存在する法的なギャップ（複数もあり得る）は、多種多様で効果的な、法的及び非法的措置によって長年にわたって埋められてきたし、現在もその作業は継続している。これらの効果的措置がもたらす、意図された、そして複合的な効果としては、グローバルな不拡散に対する規範の強化や、締約国のNPT上の義務及び誓約を果たすための枠組みの形成が挙げられる。

5. 第6条下の義務は唯一の法的拘束力を伴う多国間核軍縮規定であり、よって多国間核軍縮努力の一般的基盤となっている。しかし、いかなる交渉が誠実に追求されるべきであるか、核軍拡競争の停止に関する効果的措置はどのようなものであるか、といった具体的な指針は示されていない。その不拡散義務よりもさらに、第6条の履行に求められる法的及び非法的措置に関連して、NPTにおいては、一つ、あるいは複数のギャップが残されている。

6. 第6条義務を基盤とし、1995年、2000年、2010年をはじめとするNPT再検討会議の最終文書に明記されたものを含め、さまざまな効果的措置が、核兵器のない世界の達成と維持に不可欠な要素として特定されてきた。それらには、核兵器の削減と廃棄、安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割の低減、信頼醸成と透明性、多様なリスク削減措置といった非法的措置が含まれる。核実験の禁止（CTBT）や兵器級核分裂性物質の生産禁止（FMCT）の追求は、NPTの核軍縮（ならびに核不拡散）義務の履行に向けた、特定の、あるいは部分的な法的ギャップを埋める効果的な法的措置として広く認識されている。核兵器の使用、生産、備蓄、移転の禁止といった他の法的措置は、NPTの文脈においては未だ細部にわたって検討されていない。しかし、核兵器のない世界の達成と維持に向けてはそのような措置が間違いなく必要である。法的拘束力の有無にかかわらず、検証に関する取決めもまた、とりわけ核兵器のない世界を維持するにあたって重要な要素である。

7. NPTはその構造上、その完全履行に向けて追加の法的（及び非法的）措置を必要とする。このことは、核不拡散義務に当てはまると同様に、第6条についても当てはまる。前述した要素はすべて、第6条下の既存の義務の完全履行に向けて、また、核兵器のない世界の達成と維持に向けて「埋められる」べき、多様な法的及び非法的なギャップの代表である。NPTの不拡散義務を履行することと同じく、多様な核軍縮措置が可能な限り並行して追求され得るし、またそうすべきである。あらゆる多様な法的及び非法的措置の複合的効果は、第6条の完全履行に結実し、核兵器のない世界の達成と維持に向けた多国間枠組みを提供するものとなるだろう。

8. 「核兵器の禁止と廃棄に向けた法的なギャップ」の存在はこのように明白である。さらに言えば、すべての締約国に課された第6条義務は、効果的な法的（ならびにその他の）措置を追求し特定する努力を求めていると認識されるべきである。2010年行動計画の「行

動1」は、「すべての締約国は、NPT及び核兵器のない世界という目的に完全に合致した政策を追求することを誓約する」としてこの点を強調している。

9. 多国間核軍縮をいかに前進させるかについては、いくつかの異なるアプローチが議論されてきた。たとえば「新アジェンダ連合」は、作業文書の中で、いわゆる「ステップ・バイ・ステップ」「ビルディング・ブロック」「包括的な核兵器禁止条約」「(簡潔型の)禁止条約」「枠組み条約」アプローチといった、さまざまな効果的な法的措置について論じている。最新の作業文書が2015年NPT再検討会議に提出されたNPT/CONF.2015/WP.9である。これらのアプローチはいずれも第6条の履行と、核兵器のない世界の達成を目指している。よって、これらは核兵器の禁止と廃棄に向けた異なる道筋を示したものでもある。

10. これらのアプローチ、とりわけ「ステップ・バイ・ステップ」アプローチと「包括的な核兵器禁止条約」あるいは「(簡潔型の)禁止条約」は、しばしば並列のものとして論じられる。しかし、こうしたさまざまな見解の中には、間違った二分法に基づいているものや、誤解を生じさせているものがある。上述したように、核兵器のない世界の達成と維持には多種多様な法的及び非法的措置が求められる。「ステップ・バイ・ステップ」アプローチはその定義上、多様な措置が必要であることを認識しており、さまざまな法的及び非法的措置の組み合わせや繋がりを本質的に示すものである。概念上、これらさまざまな措置には、「(包括的な)核兵器禁止条約」及び/あるいは「(簡潔型の)禁止条約」の両方が含まれる。「包括的な核兵器禁止条約」は、核兵器のない世界の達成、しかし主にはその維持に必要とされるあらゆる効果的な法的措置に関して、法的拘束力を伴う形で成文化したものを描いている。他方、「(簡潔型の)禁止条約」は、(包括的な)核兵器禁止条約が網羅するすべての効果的な法的措置を盛り込んだものである必要はなく、核兵器の使用、備蓄、生産、移転の禁止を規定するものとなろう。法的拘束力のある禁止を盛り込むも、たとえば検証措置といったすべての措置を含まないものとして、それは「ステップ・バイ・ステップ」アプローチの一つの(法的)措置と考えることも可能であり、「包括的な核兵器禁止条約」の一部として考えることも可能であろう。このように、これらのアプローチについては、それぞれを対立するものや相互排他的なものとしてではなく、補完的なものとしてみなされるべきである。第6条の履行を強化し、核軍縮交渉を前進させるという目標を持つ点で、すべてのアプローチには多くの共通点がある。

11. 見解における相違は根深いものであり、核軍縮に向けたさまざまな法的アプローチそのものよりも、その背後にある動機、核軍縮に対する危機意識、そしてそこから導かれる効果的な法的及び非法的措置の中でいずれを優先すべきかという問題に関係してくる。核兵器保有国とその同盟国が「ステップ・バイ・ステップ」アプローチを好んで論じる際、これらの国々は、核兵器依存の安全保障システムが必要である限り、その維持と矛盾しないものとして、「ステップ・バイ・ステップ」アプローチに言及している。実際のところ、これは法的及び非法的ともに、単に段階的措置に対する支持を示したことに過ぎず、核抑止ドクトリンは、核軍縮が達成された「最終段階」(それがいつかは明記されていない)までの間、本質的には変わらず維持される。したがって、「核兵器の禁止と廃棄のための効果的な法的措置」の特定や追求は優先課題とはならず、少なくとも当面の間はそれが核兵器依存の安全保障システムの維持の必要性と矛盾する(であろう)と考えられてい

るため、これらの国々からは支持されない。

12. 核兵器の影響や関連するリスクに関する人道イニシアティブの焦点化は、核軍縮の速やかな前進、そして核兵器依存の安全保障システムからの脱却に向けた一連の議論を提供してきた。「人道上の誓約」はこれらの議論を基盤とし、新たな証拠を基づく結論を引出し、議論の優先順位を新しく塗り替えるものである。「人道上の誓約」は、人道上の懸念が「核軍縮に関するあらゆる議論、義務、誓約の中心に置かれるべき」ことを明示し、「核兵器に起因するリスクから民間人を防護する」ことの重要性を強調している。また、「核兵器爆発のリスクを低減する中間措置」を数多く列挙している。そして、「核兵器による受け入れがたい人道上の結末及び関連するリスクに照らして（中略）核兵器の禁止及び廃棄に向けた法的なギャップを埋めるための効果的な措置を特定し追求する」ことが急務であると強調するものである。

13. 動機や優先順位に対する異なる見解が、多国間核軍縮交渉をどのように前進させるかや、「核兵器の禁止及び廃棄に向けた法的なギャップ」問題にいかに取り組むかについての意見の相違の中心をなしているようである。「ステップ・バイ・ステップ」アプローチは、核兵器依存の安全保障システムの維持を許す形での核軍縮措置のみが実施可能であると考える。他方、人道イニシアティブは、核兵器に関連した受け入れがたい人道上の結末及びリスクに照らし、喫緊に核兵器依存の安全保障システムからの脱却を図るべく、法的あるいは非法的を問わず、すべての可能な効果的措置を実施すべきであると考える。

結論

14. 「法的なギャップ」の存在の如何や、軍縮及び不拡散に関する法的あるいはその他のギャップを埋める、あるいは対処するためのあらゆる努力がNPTと補完的関係にあるか否かについての見解の相違はいったん脇に置いておくべきであろう。多国間核軍縮交渉をいかに前進させるかについての諸アプローチに関する議論はすでに機が熟している。しかし、これらのアプローチは一般に考えられているよりも補完的な関係にあると言えるかもしれない。「法的なギャップ」に対する実質的な相違の中心にあるのは、異なるステークホルダーの背後にある核軍縮への動機であり、効果的な法的及び非法的措置に対する優先順位をどのように考えるかである。

（暫定訳:長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA））

http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/OEWG/2016/Documents/WP.05.pdf

資料2-2　OEWGへの非核兵器地帯条約加盟国作業文書

国連総会「公開作業部会:多国間核軍縮交渉を前進させる」（ジュネーブ）

2016年5月11日、A/AC.286/WP.34/Rev.1

核軍縮に取り組む:非核兵器地帯の視座からの勧告

提出国:アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、エクアドル、グアテマラ、インドネシア、マ

レーシア、メキシコ、フィリピン、ザンビア

I はじめに

1. 本作業文書の総体的目的は、非核兵器地帯（NWFZs）の経験が「多国間核軍縮交渉を前進させる」公開作業部会の成果に貢献しうる方法を探究することにある。

2. 我々は非核兵器地帯構成国として、各々の地域において、核兵器の使用、保有、備蓄、移転、生産及び開発に関する包括的な一連の禁止事項及び義務を制定している。よって我々は、核兵器のない世界を最も強くかつ大きな声で主張するべく、非核兵器地帯構成国としての正統性を利用することのできる地位にある。

3. 本作業文書は、非核兵器地帯設立の経験を踏まえ、核兵器の世界的禁止のための法的拘束力ある文書の交渉開始を可能ならしめることを目的として、公開作業部会の最終報告書に含まれるべき諸勧告を提案する。

II 非核兵器地帯と国際の平和と安全

4. 核兵器の存在が、この惑星に差し迫った破壊の危険と国際の平和への危機をもたらし続けていることは、非核兵器地帯参加国にとっての深刻な懸念事項である。我々は、核兵器がいかなる状況のもとにおいても決して再び使用されてはならないのは、まさに人類が生き残るために他ならないと考える。核武装国（NAS）には自らの保有核兵器を完全に廃絶する究極的責任があるとはいえ、これら大量破壊兵器に関連する人道上の影響や結果を防止する責任は、すべての国が共有している。

5. 我々の見解では、非核兵器地帯の設立は地域的及び国際的レベルでの平和と安定を促進する非常に価値のある中間的措置である。一般的に、非核兵器地帯は、指定された地域内での核兵器の保有、入手、開発、試験、製造、備蓄、移転、使用もしくは使用の威嚇を禁止する。

6. 現在、大陸もしくは亜大陸の国家群（それらの領海及び領空を含む）から構成された5つの非核兵器地帯がある。それぞれ、トラテロルコ条約（ラテン・アメリカ及びカリブ地域、1969年4月25日）、ラロトンガ条約（南太平洋、1986年12月11日）、バンコク条約（東南アジア、1997年3月28日）、セミパラチンスク条約（中央アジア、2009年3月21日）、ペリンダバ条約（アフリカ、2009年7月15日）によって設立された。国連によって承認された一国で構成される非核兵器地帯が1つある。モンゴル（2000年2月28日）である。加えて、3つの条約により、それぞれ南極（1961年6月23日）、宇宙（1967年10月10日）及び海底（1972年5月18日）に非核兵器地帯が設立された。

7. 非核兵器地帯の設立は核不拡散条約（NPT）第7条によって認められており、同地帯が充足すべき規準の概略は1975年、国連総会によって次のように定められている:

「非核兵器地帯とは一般に、国連総会によって非核兵器地帯と認められたすべての地帯であって、任意の国家群が主権を自由に行使して条約によって設立したものをいう。それら条約は、

a. 地帯の境界設定の手続きを含め、当該地帯を対象とする核兵器の完全な不存在につい

ての規定を定め、
b. その規定から生じる義務の遵守を保証するための国際的な検証及び管理のためのシステムを確立する。」

8.したがって非核兵器地帯は、地球表面のほとんどを核兵器の存在から守ることによって、NPTレジームを効果的に補完することへの強力な保証を提供する機構である。非核兵器地帯の成功を振り返れば、地帯の先例が核兵器の世界的禁止の確立という発想の源泉であることに思い至る。それら先例は、中東、朝鮮半島、南アジアのような、世界の他の地域の平和と安定への展望に前向きな影響を与えうる。

III　非核兵器地帯が核兵器の禁止と廃絶に向けた国際的努力を活性化する可能性

9. 非核兵器地帯が核兵器のない世界の達成と維持という究極的目標に向けた中間的措置であることに留意することが重要である。現在、115か国が非核兵器地帯に属しており、その内訳はトラテロルコ33か国、ラロトンガ13か国、バンコク10か国、ペリンダバ53か国、セミパラチンスク5か国、そしてモンゴルである。したがって、非核兵器地帯条約加盟国は、核兵器のない世界に向けた国際的努力の前進のための価値ある基礎となる。

10. 核軍縮の速やかな前進の政治的可能性は、非核兵器国(NNWS)である我々の牽引力にかかっていると我々は確信する。とりわけ非核兵器地帯は集団的政治機構として積極的姿勢を示し、たんに核兵器政治から隠遁している地域に過ぎないとみなされてはならない。非核兵器地帯構成国として我々が核軍縮を前進させる正統性は争う余地のないものである。それどころか、各国は核不拡散への主要な貢献者として、核不拡散の将来の基調を形作る歴史的責任がある。

11. 我々の視座に立てば、核兵器のない世界は、平和、安全、発展という人類の優先的課題を達成するために不可欠である。非核兵器地帯条約加盟国は、核不拡散分野における卓越した実績を持ち、核軍縮における確固たる地位にある。我々は法的拘束力のある国際的文書によって核兵器保有を放棄した。したがって、我々は核兵器の世界的な禁止に関する交渉を開始することによって核兵器のない世界の達成と維持に貢献することを望む。さらに、非核兵器地帯は、意図的であれ偶発的であれ、ひとたび核兵器爆発が起これば、いかなる条約もその非人道的な結末からは何人をも守りえず、非核兵器地帯加盟国であろうとも守られないことを考慮しつつ、核軍縮を促進しつづけなければならないのである。

IV　核兵器を禁止する法的拘束力のある文書の諸要素

12. 我々は、速やかな行動のためのもっとも現実性の高い選択肢は、核兵器を禁止する法的拘束力のある文書を交渉することであると確信する。当該文書は、全般的禁止事項と義務を確立し、核兵器のない世界の達成と維持のための明白な政治的誓約を宣言するものでなければならない。

13. 核兵器を禁止する法的拘束力のある文書は、それ自体が核軍縮に貢献するといえよう。しかし、核兵器のない世界の達成と維持という我々の究極の目標に到達するためには、他の法的拘束力のある諸文書や一揃いの文書、核兵器を禁止する法的拘束力のある

文書に付属する議定書を交渉しなければならない。

14. 核兵器を禁止する法的拘束力のある文書には、核兵器の廃絶までに至る諸措置は含まれる必要はない。不可逆的で検証可能かつ透明性ある形で核兵器を破壊する交渉のための措置は、将来の交渉の主題であろう。

15. このような取決めの実質に関連して、核兵器を禁止する法的拘束力のある文書の交渉者が、このような文書に含まれる事項として検討しうるものには以下が含まれる:

(a) 核兵器または他の核爆発装置の保有の禁止、
(b) 核兵器または他の核爆発装置の使用及び使用の威嚇の禁止、
(c) 核兵器または他の核爆発装置の入手の禁止、
(d) 核兵器または他の核爆発装置の備蓄の禁止、
(e) 核兵器または他の核爆発装置の開発の禁止、
(f) 核兵器または他の核爆発装置の実験の禁止、
(g) 核兵器または他の核爆発装置の製造の禁止、
(h) 核兵器または他の核爆発装置の移転の禁止、
(i) 核兵器または他の核爆発装置の通過の禁止、
(j) 核兵器または他の核爆発装置の配置の禁止、
(k) 核兵器または他の核爆発装置の配備の禁止、
(l) 当該法的拘束力のある文書によって禁じられたあらゆる活動への関与を直接もしくは間接に援助、奨励または誘導することの禁止。

16. 要するに、核兵器を禁止する法的拘束力のある文書は、軍縮議論に法的のみならず政治的影響を与え、核兵器の廃絶と核兵器のない世界の維持を目指すさらなるイニシアチブに対し、必要不可欠な方向性を与えるであろう。このような文書は、その交渉にも発効にも、全会一致の支持を必要とはしない。

V　結論と勧告

17. 上記に照らして、我々は公開作業部会がその報告書に、総会に対する以下の勧告を含めることを提案する:

(a) 2017年に、すべての国、国際機関及び市民社会に開かれた、核兵器を禁止する法的拘束力をもった文書を交渉するための会議を招集すること。
(b) 決議68/32に従い、2018年までに招集される国連ハイレベル国際会議に、そのような文書の交渉の進捗を報告すること。

http://undocs.org/A/AC.286/WP.34/Rev.1

資料2-3　OEWGへのMPI作業文書

国連総会「公開作業部会:多国間核軍縮交渉を前進させる」(ジュネーブ)

2016年5月4日、A/AC.286/NGO/20

枠組み合意のための選択肢

提出団体:中堅国家構想(MPI)（抜粋訳）

はじめに

1.~5.（略）

枠組み合意

6.枠組み合意とは一般に、大まかなコミットメントと統治機構を提示する条約を言う。その条約は、技術上、法律上その他の取り決めを提供する後続の単独もしくは一連の法的文書によって、あるいは多様な過程を経て、実施され発展する。

7.よく知られた枠組み合意の例が国連気候変動枠組条約(UNFCCC)である。1992年のUNFCCC採択以来、同条約での大まかな合意を実施するために1997年京都議定書や2015年パリ協定といった追加的措置が交渉されてきており、毎年の締約国会議では詳細な継続評価がなされコミットメントが生み出されている。

8.軍縮分野では、通常兵器条約(CCW)が一例である。1980年の採択以降、5つの追加議定書が採択されている。

9.付け加えれば、NPTは第6条の下で、交渉を通じた核兵器廃絶達成のための枠組みを制定している。しかし、そのための手順や措置あるいは時間軸などが明記されておらず、かなり漠然とした性格の枠組みとなっている。

10.世界人権宣言も関連する政治的文書の例であって、枠組み合意のように一連のコミットメントを提示することで、実施措置の採択に向けた基盤を整備している。1948年の採択以来、宣言の各コミットメントを実施するために法的拘束力を持った一連の人権文書が交渉されており、宣言におけるコミットメント自体が国際慣習法とみなされるに至っている。

核軍縮についての枠組み合意

11.核軍縮についての枠組み合意は、核兵器禁止条約の変型版として構築しうる。その内容としては、核兵器の使用禁止条項や既存の核戦力の拡張・近代化の禁止条項のような、主要条項のみを初めに規定するシャポー合意を構成し、核兵器に関する透明性を高めつつ核軍縮の進捗状況を監視するための組織あるいは機構を創設し、備蓄削減、検証、施行、核分裂性物質の管理と処分といった初めからは収拾のつかない問題についてはさらなる交渉を行う旨を規定する、ということが考えられる。また、例え最初のシャポー合意では廃絶への具体的な時間枠を採用できなくても、核兵器の完全廃絶の達成とその永続の確保のための、手順を盛り込むべきである。

12.枠組み合意には、様々な段階で異なる国家によって採択される条項が含まれうる。例えば、もしも発効当初から使用禁止が効力を持つことが合意できないのであれば、使用禁止条項は核依存国よりも早い段階で非核国が採択し、非核国に対する不使用についての議定書を核保有国の参加のもとに採択することも考えられる。非核国の採択する議定書では、開発、保有その他関連する事項を禁止することも考えられる。

13.枠組み合意には、軍縮過程が制度化される、不使用義務の条約上の成文化が早期に可能になる、その他の条項についての議定書が早期に立案されるなど、数多くの利点があるであろう。

14.他方、ほとんどの核武装国と核依存国は、核軍縮に関する包括的な法的拘束力を持った合意の採択を、例えそれが重要事項をさらなる交渉に委ねていたとしても、望んでいないように見受けられる。それらの国々の態度は、核兵器保有と核使用ドクトリンはよりよい安全保障環境が実現するまで必要であり続ける、というものであるように見受けられる。

15.こうしたことから、より厳格度の低い法的措置からなり、より政治的な性格を有するような、修正版の核軍縮枠組み合意のほうが実現可能性が高いかもしれない。

政治的-法的な枠組み合意

16.政治的-法的な枠組みは、NPT再検討会議や第1回軍縮特別総会といった他の議論の場ですでに到達した政治的合意を発展させ、既存の義務や適用可能な法を再確認し、少なくとも手続的な法的コミットメントは付加する、とすることが考えられる。

17.そうした合意では、例えば以下がなされうる。

(a) NPT第6条と国際慣習法における軍縮義務を再確認し、
(b) 核爆発の人道上の結末の存在を承認するとともに、少なくとも核兵器の使用は一般的に国際人道法と両立しないことを確認し、
(c) 不使用の実践を永久に延長し続けるという共通目的を明記し、
(d) 野心的な時間枠の中で核兵器の削減と廃絶を達成するという、拘束力を持たない目標の概略を定め、
(e) さらなる交渉や報告メカニズムなど、上記の目標を達成するための手順を提示し、
(f) 検証に関する引き続きの作業、信頼の醸成、核兵器抜きでの安全保障の確立、といった補助的措置について合意する。

18.政治的-法的な枠組み合意は、核武装国を中間的措置に引き込み、それらの国々の核軍縮への政治的コミットメントを強め、その約束の実現についての野心的な目標を育むための、最良の機会を提供するように思われる。同時にそれは、非核国がより強い措置を早期に採用できる余地を与えるという柔軟性も持っている。こうしたことから、これは、OEWGが2017年の多国間交渉開始を勧告するための最良の選択肢であるかもしれない。

http://undocs.org/A/AC.286/NGO/20

資料2-4　OEWGへのピースデポ作業文書

国連総会「公開作業部会:多国間核軍縮交渉を前進させる」(ジュネーブ)

2016年4月27日、A/AC.286/NGO/5

作業文書「核軍縮のための具体的で実現可能な法的措置の探求」

提出団体:NPO法人ピースデポ

Ⅰ はじめに

(1) 「具体的」の意味を考える

1.OEWGの第1のマンデート(任務)は「核兵器のない世界の達成と維持のために締結される必要のある具体的で効果的な法的措置、法的条項および規範について、実質的に議論すること」[1]にある。ここでいう「具体的」(concrete)は、次のような2つの意味を含むと理解するべきである。①法的措置の内容が特定されている(specific)こと、②実現可能性がある(feasible)こと、である。このうち、実現可能性の考察においては、予見しうる時間枠の中で進展をもたらしうること、実現への妥当な最初の担い手(イニシエーター)が予見しうること、が主要な要件として考慮されるべきであろう。

2.特定性と実現可能性が「具体性」として要求される理由は、2016年OEWGが設立されるに至った経過を想起すると明らかである。すでに2000年NPT再検討会議において、核兵器国は「保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束」を行った[2]。2010年NPT再検討会議においては、すべての締約国が「核兵器のない世界という目標に完全に合致した政策をとる」[3]、「核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを達成するために特別の努力を払う」[4]と誓約した。そのような総論的合意がありながらも、核軍縮に具体的な進展はなく、逆に核兵器国において保有核兵器の近代化が公然と進行した。核兵器国に近い将来に核兵器を放棄する兆しが見えない。2015年NPT再検討会議では、このような核軍縮の行き詰まりを打開する要求が高まり、最終文書による合意はできなかったものの、核兵器のない世界の達成と維持に必要とされる法的条項などの効果的措置を熟議するための公開作業部会を設立すべきとの勧告が最終文書案に登場した。それを受けて、同年秋の国連総会は、決議70/33において今回のOEWGを設置することを決定したのである。今回のOEWGはこのような差し迫った認識によって支えられている以上、部会に求められる具体的な措置とは、内容が特定されているのみならず実現可能なもの、すなわち特定性と実現可能性を含めた具体性を有するものであって、現状を変える潜在力を有するものでなければならないであろう。

(2) 核軍縮における倫理的側面

3.核軍縮の行き詰まりを打開する近年における努力の柱の一つは、いわゆる「人道イニシャチブ」と呼ばれるものであった。3回の国際会議の開催を含むこのイニシャチブは、核兵器使用がもたらす壊滅的な人道上の結末について、共通の認識を深めかつ広げることに貢献した。3回の会議をとおして、「核兵器爆発がもたらす短・中・長期的結末が、従来の認識よりもはるかに甚大であること、また、国境での封じ込めが不可能であり、地域

的、ひいては地球規模の影響をもたらし、人類の生存さえ脅かしうるものであること」[5]が再確認された。このような認識は、核兵器国や核依存・非核兵器国も同意している。(核依存・非核兵器国については後述する。)ある核兵器国は「核兵器使用の深刻な結末を全面的に理解しており、使用の防止を最優先課題としてきた」と述べ[6]、核依存・非核兵器国の多くが参加した共同声明も「核兵器爆発による甚大な人道的結末は明白であり、議論の余地がない」と述べている[7]。ここで共有されているのは、国際人道法において禁止されるべき必要以上の破壊力や無差別性などの特性を有する核兵器が本来的に持つ非倫理的性質についての認識である。

4.多国間協議による核軍縮努力においてはもう一つの倫理的側面が認識されなければならない。NPT第6条は、締約国に核軍縮への「誠実な交渉」を求めている。これは多様な政治環境に置かれている諸国による、平等で独立した主権を重んじた交渉の結果が、締約国の良心を前提にした合意となって現れていることを示す文言である。「誠実さ」の倫理性の一つの形は、軍縮を前進させるために「自分自身が率先して行う」締約国の姿勢として現れる。米大統領の2009年プラハ演説が期待と支持の広がりを生み出したのは、自国の「行動する道義的責任」を語り、自国だけでは成就できない困難な事業について「しかし我々は先導できる。スタートを切ることができる」[8]と述べた倫理性に負うところが大きいであろう。この倫理的側面の回復が核軍縮交渉の行き詰まりの打開のために必要である。

5.以上のような具体性と倫理性の認識に立って、私たちは以下の提案を行う。

Ⅱ　包括的核兵器禁止条約(CNWC)への段階的アプローチ

(1)　段階的アプローチ

6.包括的核兵器禁止条約(CNWC)は検証制度を伴う包括的な条約として、核兵器のない世界の達成と維持のためには必ず必要となる条約である。また、CNWCは核兵器国も同意し締約国となる普遍性が求められる法的文書である。国連事務総長の2008年の5項目提案などによってハイライトされ、その重要性が認識される一方、度重なる国連総会決議にも拘わらず、その交渉開始へのハードルは高いままに留まっている。そんな中で、法的枠組みについて、新アジェンダ連合が整理した[9]ように、CNWCの他にも、簡易型核兵器禁止条約(NBT)、枠組み協定、混合型の協定など多様な選択肢が登場するようになった。「人道イニシャチブ」がこの議論の活性化に大きく貢献した。多様な意見交換が行われた結果として、私たちはCNWCという目標を見失わない形で、それへの「段階的アプローチ」を構想することが可能になった。

7.私たちは、前記の「具体性」と「倫理性」の原則にたって、「核兵器の使用を禁止する条約」(以下「使用禁止条約」)を、NBTやCNWCとの関連性を考慮しながらも、独立して追求する意義をもつ第一段階における法的措置であると考え、それを先行的に締結することを提案する。このアプローチは、以下に述べるように、NBTやCNWCに向かう過程において「具体性」とりわけ「実現可能性」の観点から使用禁止がもつユニークな利点を活用することができる。また、その実現によって、第一段階に続く第二段階以後への眺望を開くことが期待できる。

8.使用禁止条約を独立して先行させる理由は、核兵器の「使用」と、「保有」や「備蓄」との間に画然とした違いがあると認められるからである。「使用」には相手国に「壊滅的な人道上の結末」をもたらさんとする使用する側の意図が存在し、その結末は、どれだけ限定的な使用であっても、人間の健康や地球環境、社会・経済システムに壊滅的な長期にわたる被害をもたらす。しかし、これらの性質は「保有」や「備蓄」にはない。

(2) 「使用禁止条約」への新しい考察

9. 「使用禁止条約」は長く国連総会で議論されてきたテーマであり、「核兵器使用禁止条約(CPUNW)」の名を冠した国連総会決議は1982年に登場して以来35年の歴史を持つ[10]。その間に冷戦の終結やNPTの無期限延長を含め、国際関係も核軍縮交渉の歴史も大きな変遷を遂げた。しかも、今回のOEWGで検討すべき法的措置に求められる「具体性」や「倫理性」の原則に照らしたとき、CPUNW決議によって使用禁止条約をめざすことには、次のような難点がある。まず、CPUNW決議が、機能不全に陥って久しいCD(ジュネーブ軍縮会議)での交渉を求め続けていることは、具体性とりわけ実現可能性における困難がある。また、NPT外の核兵器保有国であるインドが推進してきた同決議案の論理は「他の国が使用を禁止すれば自らも使用しない」というものであり、今日の核軍縮交渉の行き詰まりを打開する上で求められている倫理性の原則の点において疑問がもたれる。よって本論では、同決議とは別の論理と主体を明確にすることによって、「使用禁止条約」の実現について新しい考察を加える。

10.新たな考察によって指摘されるもっとも重要な点は、非核兵器地帯の構成国が「使用禁止条約」の制定を求める特別の資格を持っているという点である。これらの国々は、NPTよりも厳しい内容をもった地域条約によって法的拘束力をもって非核兵器国の地位を選択した。協調的な安全保障制度の第一歩として核兵器に依存しない地帯を形成したこれらの国々は、その地位にふさわしい要求として、核兵器国から法的拘束力のある安全の保証を得るための議定書を定めて核兵器国にそれへの加盟を求めている。

11.しかし、核兵器の使用は国境と時間を越えて壊滅的被害をもたらすという近年の更新された知見によれば、そのような国々でも、地帯外で起こった核兵器の使用による被害からは自由ではない。したがって、これらの国々は、核兵器使用のグローバルな禁止を要求する道義的な資格をもっていると言えるであろう。本論では、非核兵器地帯の構成国が使用禁止条約のイニシャチブを担うアプローチを論理化して、新しい精神を持った「核兵器使用禁止条約」を提案する。

12.このようにして成立する「使用禁止条約」が核兵器国によって支持され、核兵器が使用されなくなる可能性は低いと考えられるかもしれない。そうであったとしても、非核兵器地帯条約加盟国が地帯内に対してのみならず、グローバルな「使用禁止条約」を制定して核兵器国に順守を要求することは、非核兵器地帯を設立した目的の延長線上において追求されるべき、当然の法的要請であると認められる。

13.もちろん、「使用禁止条約」でもたらされる安全の恩恵は非核兵器地帯の構成国に限定されるものではなく、地球上のすべての国民がその恩恵に浴する。したがって、その恩恵を自覚するすべての国が、このような条約の制定のイニシエーターとなる資格がある。

もちろん、同条約への加盟も勧奨される。非核兵器地帯構成国の適格性を強調するのは、多国間軍縮交渉におけるイニシエーターの倫理上の立場が、困難な現在においては、重要な意味をもつと考えられるからである。

(3) 部分的措置

14.核兵器が実際に使用されていない「使用の威嚇」だけでは「壊滅的な人道上の結末」は引き起こされない。だが使用禁止条約においては、「使用の威嚇」は「使用」と同じく禁止対象とされるべきである。なぜなら、国連憲章が「武力による威嚇」と「武力の行使」を同列に慎むべきものとしている（第2条4項）ことに現れているように、条約によって違法化された「使用」という行為を示唆して「威嚇」することは、「使用」そのものと同様に違法とみなされるべきだからである。

15.CNWCが制定されるまでの「使用禁止条約」はあくまでも部分的な法的措置である。核保有国が「使用禁止条約」を支持し締約国となる可能性が高くない現状においては、2000年のNPT再検討会議の最終合意文書以来繰り返し確認されているように、「核兵器の使用または使用の威嚇を防止する唯一の絶対的な保証は、核兵器の完全廃棄である」[11]との基本認識の妥当性は失われない。また、核兵器保有国が「使用禁止条約」に参加したとしても、核兵器が存在する限り、事故、過失などによる意図されない核爆発のリスクは消滅しない。つまり、使用禁止条約によっても核兵器の完全廃棄を確実にするCNWCの追求は引き続き緊急課題であり続ける。

16.このように「使用禁止条約」は部分的措置ではあるが、それを達成することによってCNWCへの新しい眺望を得ることができるような重要な第一段階の措置である。とはいえ、その措置は、「使用」と「使用の威嚇」に限定することによって、「保有」や「備蓄」などの規制においては必要とされる検証システムに関する複雑な交渉を回避し、比較的短期間で実現が可能と考えられるので、核軍縮をめぐる状況に、変化を生み出す。

Ⅲ 使用禁止条約と核兵器に依存する非核兵器国

(1) 核依存・非核兵器国の核軍縮における役割

17.核兵器のない世界の達成のためには、すべての国の努力が必要であることは当然であるが、2013年OEWG報告書が「国々には異なる役割や機能がある」[12]と述べたように、それぞれの国にとって貢献すべき効果的な分野や方法が存在するであろう。核兵器国が核軍縮を進めるべき当事国であることは論を待たないが、核兵器のない世界に向かう過程において非核兵器国が果たすべき役割を具体的に論じることの重要さを指摘する論調を、2013年OEWG報告書において窺うことができる。同報告書は、非核兵器国が「グローバルな核軍縮を促進する役割を担っている」との見解が共有されたと述べている[13]。

18.核兵器との関係において、国は次の4つに類型化することができる。①NPT下の核兵器国、②NPT外の核保有国、③核兵器に依存する非核兵器国（以下「核依存・非核兵器国」）、そして④非核兵器地帯を構成する非核兵器国、である。核抑止力が、核兵器を使用する意図と態勢を維持することに基礎をおいている以上、前述したように、①または②の国家は本論の趣旨における使用禁止条約に参加することは期待できない。④非核兵器地帯構成国が使用禁止条約の成立において果たしうる重要な役割については第Ⅱ章ですでに

述べたとおりである。ここでは③核依存・非核兵器国が「使用禁止条約」に関して果たしうる役割を検討する。

19.核依存・非核兵器国は、核兵器国との軍事同盟の関係にある国々である。北大西洋条約機構（NATO）、アジア太平洋における米国との二国間条約、集団的安全保障条約（タシケント条約）機構（CSTO）等に参加する非核兵器国が該当する。これらの国々における核兵器への依存の具体的内容は必ずしも明らかではないが、核兵器の非核兵器国への配備や作戦分担まで踏み込んだ協力関係や配備なしの拡大核抑止力に限定した協力関係など多岐にわたっている。これらの国々は多くの場合、自国の安全保障の重要な部分を核兵器国のもつ核抑止力に依存しており、逆に核兵器国は、核保有をつづける重要な理由の一つに「同盟上の義務の履行」を公然と掲げている[14]。したがって、核依存・非核兵器国が核兵器に依存する政策を変更することは、核兵器国の核軍縮に直接的に貢献する。

(2) 安全保障政策上の核兵器の役割の低減

20.このように、核依存・非核兵器国が自国の安全保障政策における核兵器の役割を低減するために行動することが、核兵器国の核軍縮に貢献することは、核軍縮の多国間協議の場ですでに論じられてきた。NPT再検討プロセスにおいて、核兵器の「役割の低減」を行いその履行状況を報告することが、2010年までは核兵器国に対して求められてきた[15]。しかし、この要求は核兵器国だけではなく核兵器国と同盟関係にある国々にも適用されるべきであるという主張がその後提起された。2013年OEWGにおいても、この議論が行われたことが報告されている[16]。これらの結果、2015NPT再検討会議の最終文書案では、この要求はすべての関係国に要請された[17]。

21.核依存・非核兵器国の「使用禁止条約」に対する態度は、このような「自国の安全保障政策における核兵器の役割をいかに低減するか」という課題の下に検討されるべきであろう。核依存・非核兵器国にとって、包括的な核兵器禁止条約（CNWC）や簡易型核兵器禁止条約（NBT）に対する支持・参加と「使用禁止条約」に対する支持・参加との間に、核兵器依存政策と矛盾するという点において大きな差はないであろう。しかし、核兵器国にとっては、前者と後者の条約の間に自国の雇用や産業を含む社会・経済に及ぼす直接的な影響において、大きな違いが発生する。したがって、この点を考慮すると、核依存・非核兵器国は、核兵器依存を無くす方向へ政策転換を図る第一歩として「使用禁止条約」への参加を考慮することが、よりハードルの低い選択となる。

(3) 核依存・非核兵器国の「使用禁止条約」へのアプローチ

22.「使用禁止条約」への支持・参加を追求する核依存・非核兵器国のアプローチは、それぞれの国の置かれた多様な地域的安全保障環境、歴史的・文化的背景、宗教的背景などを反映して、異なったものになるであろう。非核兵器地帯設立に向かうことが適切なケースもあろうし、使用禁止条約への直接的な参加を核兵器国との同盟関係を壊さずに追求できるケースもあり得る。いずれの場合においても、核軍縮の行き詰まりを打開するために具体性と倫理性の原則に立って緊急に取り組むことが求められる。

23.核兵器国と軍事同盟関係にある非核兵器国がすべて核依存・非核兵器国ではない。軍事同盟下の非核兵器国であっても核兵器の役割を排除し核兵器を厳しく否定する政策

を選択している国は、すでに存在する。中央アジア非核兵器地帯条約や東南アジア非核兵器地帯条約に加盟するいくつかの非核兵器国がそれである。それらの国は、非核兵器地帯条約によって核兵器に依存しない地域的な協調的安全保障の仕組みの下にあり、Ⅱ章で述べたように、使用禁止条約に参加するのに障害がないどころか、提案国の役割を担うのにふさわしい条件を備えている。この事実は、核依存・非核兵器国は、非核兵器地帯の設立を追求することによって使用禁止条約に参加する道を開くことができることを示している。

24.この文脈において、北東アジアと東欧地域の非核兵器地帯化が検討されるべきである。北東アジアは戦争被爆を経験した被爆者が、国境を越えて今なお生活している地域である。また、1953年における朝鮮戦争の停戦以来の軍事的緊張が続く中で、核兵器使用の危険が現在も目に見えて存在している地域である。この地域の核依存・非核兵器国は北東アジア非核兵器地帯設立の目標を掲げることによって「使用禁止条約」の推進に貢献することができる。一方、NATOは一日も早く全体として非核化されるべきであるが、それとは別に適切な地域における非核兵器地帯を先行して設立することが可能である。とりわけロシアと接する東欧地域における非核兵器地帯の設立はヨーロッパの緊張緩和に大きく貢献する。この地域の非核兵器国にイニシャチブが生まれ「使用禁止条約」への支持・参加国が生まれれば、その意義は極めて大きい。

25.ヨーロッパのNATO加盟国においては、「使用禁止条約」への別のアプローチの可能性も考えることができる。ヨーロッパは繰り返される戦争の惨禍の経験から国際赤十字運動を生んだ歴史があり、その運動は今日の「人道アプローチ」創出の原動力となった。また、ローマ法王の国連総会演説[18]に現れたような、国連憲章との整合性という根源的なところから核兵器を否定する宗教的リーダーシップも存在する。これらの倫理性の基盤をもつ世論の圧力によって、NATO加盟の非核兵器国が使用禁止条約への参加を決定する道筋がありうるであろう。NATO加盟の非核兵器国が「使用禁止条約」を巡って多様な対応を示すことによって、新しい変化が始まることが期待される。

26.第Ⅱ章の最後のパラグラフにおいて、「使用禁止条約」が第1段階における部分的措置であることを強調した。NBTやCNWCに至る第2段階以後の過程の眺望は、とりわけ本章（第Ⅲ章）に述べた核依存・非核兵器国が「使用禁止条約」にどのように対応するかによって、さまざまな形で開けて行くと期待される。NBTやCNWCを推進するための努力が、同時並行的に継続されるべきことは言うまでもない。

原注
1 A/RES/70/33
2 NPT/CONF.2000/28, P.14
3 NPT/CONF.2010/50 (vol. I), P.20
4 同上。
5 A/RES/70/48の前文。
6 米国務省報道官室、2014年11月7日。http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2014/11/233868.htm
7 第70回国連総会第1委員会、「核兵器の人道上の影響に関する3決議についての27か国を代表したオーストラリアによる投票前の共同声明」、2015年11月2日。
http://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-

fora/1com/1com15/statements/2November_Australia-27.pdf
8 米大統領のプラハ演説、2009年4月5日。
9 NPT/CONF.2015/PC.III/WP.18、2014年4月2日。
10　最初の決議:A/RES/37/100C（1982）、また最新の決議:A/RES/70/62（2015）
11 NPT/CONF.2000/28 (Parts I and II)、P.15、及びNPT/CONF.2010/50 (vol.I)、P.21。
12 A/68/514、第41節、2013年10月9日。
13 A/68/514、第42節、2013年10月9日。
14 例えば米国の「核態勢見直し」、2010年4月。
15 NPT/CONF.2010/50 (vol. I)、P.21。
16 A/68/514、第44節、2013年10月9日。
17 NPT/CONF.2015/WP.58、第154節第7項、P.22。
18 国連総会におけるローマ法王の演説。2015年9月25日。

http://statements.unmeetings.org/media2/7651291/pope-francis-eng-.pdf
（正文は英語）

資料 2-5　OEWG報告書

多国間核軍縮交渉を前進させるための公開作業部会（OEWG）報告書

2016年8月19日採択、A/71/371

Ⅰ. はじめに（略）
Ⅱ. 組織的事項（略）
Ⅲ. 作業部会の手続き（略）

Ⅳ. 実質的議論

A.全般的な意見交換

19.作業部会は、核兵器のない世界の達成と維持に向けた決意を再確認した。これは、多国間核軍縮交渉の前進における普遍的な目標であり続けている。作業部会は、多国間核軍縮交渉を前進させるためには、包括的、包含的、双方向的、かつ建設的な方法で、核兵器関連の問題を議論することが重要であると強調した。これに関して、作業部会は、2000年NPT再検討会議で核兵器国が行った、核兵器の完全廃棄を達成するとの明確な約束を想起した。

20.作業部会の作業は、核兵器の存在が人類に呈している脅威とあらゆる核爆発がもたらす壊滅的な人道上の結末に対する深刻な懸念に下支えされていた。これらの壊滅的な人道上の結末のリスクは核兵器が存在する限り継続する。核兵器の人道上の影響に関する意識の高まりと十分な裏付けのある発表は、核兵器のない世界に繋がるような、すべての国家による緊急かつ必要な行動を促すものである。また、作業部会は、すべての国家がいかなる時も、国際人道法を含む、適用可能な国際法を遵守することの必要性を再確認した。

21.こうした議論と、核兵器の人道上の影響に対する意識の高まりを背景に、多国間核軍縮の進展が遅いことが懸念をもって留意された。（後略）

22.（略）

23.作業部会は、核不拡散条約（NPT）第6条がすべての加盟国の義務、とりわけ核軍縮に関連した効果的な措置について誠実な交渉を進める義務を確立していることを想起した。（後略）

24.作業部会は、NPTの文言に同条約第6条の履行のために追求されるべき特定の効果的措置に関連して具体的な指針が示されていないことに留意した。作業部会は、条約第6条に含まれる核軍縮義務の履行のため、効果的な法的措置の立案が求められてきたことに留意した。

25、26.（略）

27.一定数の国は、国際的な安全保障環境、現在の地政学的な状況、既存の安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割が核軍縮のためのいかなる効果的措置の追求においても考慮されるべきであると強調した。これらを考慮しないアプローチは、核保有国ならびに自国の安全保障ドクトリンを核兵器に依存している国の参加を獲得することはできないとこれらの国は主張した。これらの国は、保有核兵器のさらなる大幅削減を促進するための条件作りの手段として、信頼醸成措置の重要性に留意した。これには国家間、とりわけ核兵器を保有する国家間の対立や緊張を緩和するための努力が含まれる。

28.他方、多くの国は、核兵器の問題に関連しては、国家の利益よりも、集団的な安全保障（collective security）が優先されるべきであると強調した。これらの国は、国家安全保障と集団的な安全保障の間になんらの矛盾も存在しないと主張した。これに関連して、核兵器が人類全体にもたらす結末や核兵器が継続して存在することのリスクと脅威について人道イニシアティブが検討を重ねてきたことが留意された。また、それが国境を越え、グローバルに影響しうることから、核兵器のリスクはあまりにも高く、核兵器が国内に存在することはそこに住む人々の防護や安全保障を強化するどころか、むしろ低めるとの見解が述べられた。

29.作業部会は、核兵器のない世界を達成する最良の機会はすべての核兵器保有国の関与を通じたものになるだろうと考えた。

30.一定数の国は、核兵器の総数の削減、安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割の低下、および消極的安全保証の範囲拡大のために核兵器国が取った諸措置に留意した。

31.しかし、多くの国は、そのような諸措置が核兵器の役割の低下に部分的にしかつながらず、社会全体を危険にさらす能力については手付かずのままであることに留意した。核兵器国が自国の保有核兵器の質的な改良や近代化に引き続き邁進しており、核兵器依存を継続していることに懸念が示された。また、核兵器の使用や使用の威嚇に関連した規範の弱体化が見受けられることにも懸念が示された。

32.よって多くの国は、核兵器の容認を前提とした政策や実践に対する国際社会や世論の姿勢を変えることなどを通じて、核兵器の価値を低下させることから核兵器を忌むべきものにすることに焦点を移していく必要性を強調した。このような変化は、核兵器の禁止及び廃棄のための人道の誓約とも合致する。この誓約を行った国は、核兵器の容認できない人道上の結末、環境への影響、その他の関連するリスクの観点から、核兵器を忌むべきものとし、禁止し、廃棄することを誓約している。

B. 核兵器のない世界の達成と維持のために締結が求められる具体的かつ効果的な法的措置、法的条項及び規範

33.作業部会は、核軍縮のためのいかなる効果的な法的措置の立案も、核軍縮・不拡散体制の強化と、NPT第6条の履行を目的とするべきであり、それらは同条約を補完し強化するものでなければならないことを強調した。核兵器のない世界の達成と維持のために締結が求められる具体的かつ効果的な法的措置、法的条項及び規範を議論する上で、多くの可能なアプローチが検討された。

34.過半数の国(a majority of States)1は、2017年に、国連総会において、すべての国家、国際機関、市民社会に開かれた形で、核兵器の完全廃棄につながるような、核兵器を禁止する法的拘束力のある文書の交渉を開始することに支持を表明した。この法的文書は、一般的禁止と義務を確立することに加え、核兵器のない世界の達成と維持に対する政治的な誓約を確立するものである。市民社会の代表もこの見解に支持を示した。

35.そのような法的文書が含みうる要素にはとりわけ以下が含まれる。(a)核兵器の取得、保有、備蓄、開発、実験、生産の禁止。(b)核兵器のすべての使用への関与の禁止。これには核戦争計画への関与、核兵器の目標設定における関与、核兵器の管理要員への訓練が含まれる。(c)国家の領土内への核兵器持ち込みの容認の禁止。これには核兵器搭載船舶が港湾や領海に入ることを認めること、国家の領空に核兵器搭載航空機が飛来することを認めること、国家の領土内における運搬を認めること、国家の領土において核兵器の配置や配備を認めることが含まれる。(d)核兵器活動に対する融資や、IAEAの包括的保障協定が適用されていない国家に対する特殊核分裂性物質の提供の禁止。(e)条約が禁止するあらゆる活動に対する直接的または間接的な援助、奨励、勧誘の禁止。(f)核兵器の使用及び実験の被害者の権利を認め、被害者への支援提供と環境修復を誓約すること。このような文書に含まれる要素や条項については交渉の対象になることが留意された。

36.核兵器を禁止する法的拘束力のある文書は、それが核兵器の廃棄に関する措置を含まず、その代わり不可逆的、検証可能かつ透明性のある核兵器廃棄のための措置を将来的な交渉課題として残していることから、核軍縮に向けた中間的あるいは部分的な措置となる。それは、核兵器を徐々に忌むべきものにすることにも貢献する。このような文書を支持する諸国家は、これが交渉開始や発効のために普遍的な支持を必要しないことから、直近の行動として最も実行可能であるとの考えを持っていた。決議68/32に基づき、2018年までに開催される国連ハイレベル国際会議がこれらの交渉の進捗を検討すべきであることが提案された。

37.多くの国は包括的な核兵器禁止条約(a comprehensive nuclear weapons convention)を支持した。これは一般的義務、禁止事項、そして時間制限を伴う不可逆的で検証可能な核軍縮に向けた具体的な取り決めを明示するものである。これらの国家は、特定の時間枠の中で核兵器を完全に廃棄するための段階的計画が条約交渉及びその締結に向けたプロセスに含まれるべきであると論じた。このような条約は、核兵器が廃棄され、新しい核兵器が製造されていないという保証を各国に与える、非差別的で国際的に検証可能な法的取り決めを構成するものとなる。核兵器を保有する国家の参加なくしては核兵器の検証された廃棄のための詳細な条項を交渉することは技術的に困難であることが留意された。多くの国が包括的な核兵器禁止条約の速やかな交渉開始を支持したが、そのよ

うな条約は核兵器保有国の参加をもって初めて効果的になりうることに留意された。これらの国家の多くは核兵器を禁止する法的拘束力のある文書の交渉についても支持を示した。決議68/32に基づいて2018年までに開催される国連ハイレベル国際会議がこれらの交渉の進捗を再検討すべきであることが提案された。

38.いくつかの国(some States)は枠組み合意(a framework agreement)が1つの可能な選択肢だと述べた。これは、核軍縮プロセスの様々な側面を漸進的に扱った相互に補強しあう一連の諸条約、あるいは、核兵器のない世界に徐々に進むための「シャポー」合意とそれに続く補足合意や議定書のいずれかから成る。このようなアプローチは、すべての国家の懸念を同時に考慮に含めることで、柔軟性を備え、信頼醸成措置のための余地を残し、核軍縮に向けた円滑な移行を可能にしうるものである。核兵器の廃棄を達成するための特定の時間枠を必ずしも含まない。交渉されうる第一の補足合意あるいは議定書は核兵器の使用または使用の威嚇の禁止になりうることが提案された。

39.いくつかの国は、混合(hybrid)アプローチについて論じた。これには核兵器を禁止する条約について直ちに交渉を始めることが含まれる。このような条約は、国家による宣言、国家による履行、検証、段階的破棄、援助、技術協力、核兵器の完全廃棄に続いて実施されるべき非差別的な検証体制、に関連した諸議定書によって補完される。このアプローチの支持者は、これが最初は参加に抵抗を示すすべての国家を漸進的に関与させていく枠組みを提供することで枠組みアプローチの包含性を反映させつつ、核兵器禁止条約(NWC)と同程度の包括性と有効性を提供するものになると考えた。

40.一定数の国2は「漸進的アプローチ」への支持を表明した。これは、すべての核兵器の廃棄という目標への条約レベルの誓約をすでに含んでいるNPTをはじめとする既存のグローバル体制の重要性に焦点を当てたものである。(中略)重要なランドマークが、核兵器数が非常に少ないところまで削減され、効果的な検証の技術と方法論を伴った国際的に信頼性のある検証体制が確立された「最小限地点」である。これらの国家はグローバル・ゼロが手の届くところまで来た段階で、核兵器のない世界の達成と維持のための追加的な法的措置が必要になると考える。(中略)漸進的アプローチに基づいて提案されている多くの措置は、コンセンサスをすでに得ている既存の誓約を反映したものであるとの見解が示された。

41.(略)

42.議論された別のアプローチは、NPTに議定書を追加するという案であり、これは別々の法的文書として交渉しうる。このようなアプローチは核軍縮をNPTの不可欠な一部として維持させるものとなる。

43~46.(略)

C. 多国間軍縮交渉の前進に貢献しうるその他の措置

47.作業部会は、多国間軍縮交渉の前進に貢献しうるその他の措置について議論した。透明性、リスク低減、意識啓発は、核軍縮の検証可能性と不可逆性を実現する上で重要である。

現存する核兵器に付随するリスクに関連した透明性措置

48.作業部会は、不可逆性、検証可能性とともに透明性の原則を重視し、これを核軍縮のプ

ロセスに不可欠とみなした。透明性なくしては、核軍縮は信頼のある形で検証できないし、核軍縮措置が不可逆的な方法で実行されたことに国家は十分な信頼を持つことができない。また、透明性の強化は、国家間の不信感を軽減し、地域的及び国際的なレベルで信頼と信用を構築するものである。

49.作業部会は、核兵器保有国の報告する情報に一般市民や近隣国、その他の国が確実にアクセスできることの重要性を強調した。これに関連して、多くの国は、説明責任の強化と核軍縮の促進のため、国連の枠組みの中で報告メカニズムが確立されることを支持した。

50.核兵器計画及び活動に関連した情報の公開に関して、テロリスト、犯罪者、非国家主体による悪意のある使用から機微の情報を防護することの必要性が強調された。

51.現存する核兵器に付随するリスクに関し、様々な国から多様な透明性措置が提案された。これには、核兵器保有国がとりわけ以下の点に関して標準情報を定期報告すべきであることが含まれた。(後略)

52.上述のような標準情報は国連事務総長に提出され、事務総長によって加盟国や一般市民に情報提供されるべきである。

53.多くの国は、自国の軍事及び安全保障の概念、ドクトリン、政策において核兵器の役割を維持しているその他の国家も、とりわけ以下に関する標準情報を定期報告することが奨励されるべきであると提案した。

(**a**) 自国の領内にある核弾頭の数、種類(戦略あるいは非戦略)、地位(配備あるいは非配備、警戒態勢)

(**b**) 自国の領内にある運搬手段の数と種類

(**c**) 軍備及び安全保障の概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割と重要性の低下のためにとられた措置

事故や誤謬による核兵器爆発や無認可あるいは意図的な核兵器爆発のリスクを低減し除去するための措置

54.作業部会は、事故、間違い、無認可、あるいは意図的な核兵器爆発のリスクが、核兵器が存在する限り常に存在し続けると考えた。このようなリスクを除去する唯一の手段は核兵器の完全廃棄を達成することである。

55.作業部会は、核兵器爆発に関する、現在の、そして増大するリスクの原因となりうるいくつもの因子について議論した。これらの因子には、たとえば国際及び地域レベルでの核保有国とその他の国家を含む緊張の高まり、サイバー攻撃や非国家主体に対する核兵器の指揮統制システムや早期警報ネットワークの脆弱性、核兵器システムの自動化の拡大などが含まれる。同時に、核兵器計画における透明性の欠如を考慮すると、そうしたリスクの性質の正確な評価が困難であることが認識された。

56.多くの国は、核兵器を高い警戒レベルに維持することで核兵器のもたらすリスクと脅威を大幅に増大させ、核軍縮のプロセスに否定的な影響を与えかねないとの特段の懸念を表明した。これに関して、これらの国は、核兵器システムの作戦上の地位を低下させる措置が人間の安全保障及び国際の安全保障を増大させ、核軍縮への中間的措置になると同時に核兵器に関連したいくつかのリスクを緩和する効果的な措置になると論じた。

57.作業部会は、核兵器の完全廃棄までの間、リスクを低下させ、安全性を高めるための措置の実施に支持を示しつつも、それが核兵器の保有や使用に対する支持を示唆するもの

でないことが強調された。

58.核兵器の完全廃棄が達成されるまでの間、事故、間違い、無認可、あるいは意図的な核兵器爆発のリスクを低減し除去するために、様々な国から多様な措置が提案された。これには、核兵器保有国及びその他の関連する国家が以下に向けてさらなる実際的措置を講じることが含まれた。（後略）

核爆発がもたらす広範な人道上の結末の複雑性及び相互関連性に対する意識と理解を高めるための追加的措置

59~63.（略）

多国間核軍縮交渉の前進に貢献しうるその他の措置

64、65.（略）

V. 結論及び合意された勧告

66.作業部会は、核兵器のない世界の達成と維持のために締結が求められる具体的かつ効果的な法的措置、法的条項及び規範について明確化するための追加的な努力が可能であり、また、追求されるべきであると勧告した。作業部会は、NPT及びその中に盛り込まれた誓約の重要性を再確認するとともに、いかなるそのような措置、条項、規範の追求もNPTの三本柱を含む核軍縮・不拡散体制を補完し、強化すべきであると論じた。

67.作業部会は、総会に対して、すべての加盟国に開かれ、国際機関ならびに市民社会が参加し貢献する、第34節に概説されたような、核兵器を禁止しそれらの全面的廃棄に導く法的拘束力のある文書を交渉するための会議を2017年に開催するよう、幅広い支持（widespread support）のもとに勧告した。作業部会は、他の国家が上述の勧告に合意しなかったこと、そしてそれらの国が多国間核軍縮交渉を前進させるためのいかなるプロセスも国家的、国際的及び集団的な安全保障上の懸念を考慮しなければならないと勧告し、合意されていない第40及び41節で概説されたように、多国間核軍縮交渉を前進させるための並行的、同時進行的かつ効果的な、法的及び法的以外の措置で構成される実際的措置の追求を支持したことを認識した。さらに、作業部会はその他のアプローチに関する見解が示されたことも認識した。

68.また、作業部会は、各国が適宜、本報告書が提案するような、多国間核軍縮交渉の前進に貢献しうる様々な措置の履行を検討すべきであると勧告した。これらの措置には次が含まれるがそれに限定されない。現存する核兵器に付随するリスクに関する透明性措置、事故や誤謬による核兵器爆発や無認可あるいは意図的な核兵器爆発のリスクを低減し除去するための措置、核爆発がもたらす広範な人道上の結末の複雑性や相互関係に対する意識や理解を向上させるための追加的措置、そして多国間核軍縮交渉の前進に貢献しうるその他の措置。

VI. 報告書の採択（略）

別添Ⅰ　漸進的アプローチのもとで提案された諸措置（略）

別添Ⅱ　国際的法的文書に含みうる効果的な法的措置として提案された諸要素（略）

別添Ⅲ　議長、加盟国、国際組織、機関、非政府組織による提出文書一覧（略）

原注
1　アフリカ・グループ（54か国）、東南アジア諸国連合（10か国）、ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体（33か国）の構成国、そして一定数のアジア、太平洋、欧州の諸国その他で構成される。
2　漸進的アプローチを提唱している24か国その他で構成される。

（長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）の暫定訳にピースデポが手を加えた。）
https://undocs.org/A/71/371

資料2-6　第71回国連総会「核兵器禁止条約交渉」決議

多国間核軍縮交渉を前進させる（全訳）

2016年12月23日採択、A/RES/71/258

提案国:オーストリア、ブラジル、チリ、コスタリカ、コンゴ民主共和国、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、インドネシア、アイルランド、ジャマイカ、ケニア、リヒテンシュタイン、マラウィ、マルタ、メキシコ、ナミビア、ナウル、ニュージーランド、ナイジェリア、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、サモア、南アフリカ、スリランカ、スワジランド、タイ、ウルグアイ、ベネズエラ、ザンビア、アンゴラ、バハマ、ベリーズ、ブルンジ、カーボベルデ、ドミニカ共和国、エジプト、フィジー、グレナダ、ギニアビサウ、リベリア、リビア、マレーシア、マーシャル諸島共和国、モーリタニア、パプアニューギニア、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、サンマリノ、シエラレオネ、トリニダード・トバゴ、ツバル、ベトナム

総会は、

核兵器のない世界の達成と維持のための多国間核軍縮交渉の前進に関する2012年12月3日の決議67/56、2013年12月5日の決議68/46、2014年12月2日の決議69/41、2015年12月7日の決議70/33を想起し、

核兵器のいかなる使用によっても壊滅的な人道上の結末がもたらされることを深く憂慮し、

核兵器の存在に関連するリスクについても深く憂慮し、

とりわけ軍縮交渉の成功は世界の諸国民すべてにとって死活的な利益であり、すべての国家には軍縮交渉に参加する権利があると述べた、軍縮のための初の特別会期である国連総会第10特別会期の宣言※を想起し、

国連総会第10特別会期の最終文書※に明記された、ジュネーブ軍縮会議（CD）及び軍縮委員会（UNDC）の役割と機能を再確認し、

世界の経済・社会開発ならびに国際の平和と安全に対する脅威への取り組みの責任は、世界の国々によって共有され、多国間で果たされなくてはならず、世界で最も普遍的で最も代表性のある機関として、国連は中心的な役割を果たさなくてはならない、と明記されている国連ミレニアム宣言※を想起し、

多国間軍縮の前進を確実なものとするための加盟国の努力と、そうした努力に対する事務総長の支持を歓迎するとともに、この点と関連する事務総長による「核軍縮に関する

5項目提案」を想起し、

核不拡散・軍縮体制の礎をなす核不拡散条約（NPT）が、核戦争により全人類の上にもたらされる惨害および、その帰結として核戦争の危険を避けるためあらゆる努力をするとともに諸国民の安全を守る措置をとる必要があることを考慮して交渉されたことを想起し、

NPT締約国の義務および、1995年NPT再検討・延長会議※、2000年NPT締約国再検討会議※、2010年NPT締約国再検討会議※の最終文書に反映された締約国の誓約をも想起し、

各NPT再検討会議においてなされた様々な誓約をNPT締約国が完全かつ効果的に履行する重要性を強調し、

多国間外交が、軍縮及び不拡散分野で持つ絶対的な有効性を再確認し、軍備規制及び軍縮交渉を進める上で必要不可欠な多国間主義を促進することを決意し、

国連の枠組みにおける多国間核軍縮交渉が20年間、具体的な成果を出していないことを心に留めると共に、核軍縮のための効果的措置についての交渉に誠実に携わる義務を国家が負っていることをも心に留め、

現在の国際環境のもとでは、軍縮・不拡散問題への政治的関心の増大、多国間軍縮の促進、核兵器のない世界の達成が、いっそう緊急なものとなっていることを認識し、

2012年12月3日の決議67/39にしたがって2013年9月26日に開催された核軍縮に関する国連総会ハイレベル会合がこの分野での進展を求める国際社会の願望を強調したことを歓迎するとともに、この会合のフォローアップである2013年12月5日の決議68/32に留意し、

決議67/56に従って提出され決議68/46で参照された、核兵器のない世界の達成と維持に向けて多国間核軍縮交渉を前進させるための計画を立案する公開作業部会（OEWG）の作業報告※を歓迎するとともに、決議68/46に従って提出された事務総長報告※の中に、加盟国がこの目的のためすでに実施しているものも含め、多国間核軍縮交渉を前進させる方策に関する加盟国の見解が含まれていることに感謝と共に留意し、

さらに、軍縮と平和、安全保障の問題を取り扱う国連機構において多国間核軍縮交渉を前進させる方策に関する議論を引き続き豊富化してゆくために、すべての加盟国、国際機関、市民社会が行っている努力を歓迎し、

核兵器を禁止する法的拘束力のある文書が包括的な核軍縮に向けて重要な貢献をなすことを念頭に置き、

不可逆的で検証可能で透明性のある核兵器の破壊のための追加的措置が、実際的なものも法的拘束力のあるものも、核兵器のない世界の達成の維持に必要であることをも念頭に置き、

包括性の重要性を強調し、核兵器なき世界の達成に向けた努力へのすべての加盟国の参加を歓迎し、

優先順位の高い核軍縮・不拡散問題について実質的進展を確実にすることの重要性と緊急性を強調し、

とりわけ軍縮に関する審議と勧告を行うという国連総会の機能及び権限に言及した国際連合憲章第11条に留意し、

1.総会により決議70/33のもとに設置され、2016年にジュネーブで会合を行った、多国間核軍縮交渉を前進させる公開作業部会が、包括的、包含的、双方向的、建設的な態様で体系的・実質的な議論を行ったことを満足と共に留意する。

2.決議70/33によって総会が設置した作業部会の報告書※を歓迎する。
3.作業部会の開催中に示された、多国間核軍縮交渉の前進に向けた国際機関と市民社会の参加と貢献の価値を認識する。
4.多国間核軍縮交渉を前進させることの普遍的な目的が、引き続き核兵器のない世界の達成と維持であることを再度強調するとともに、多国間核軍縮交渉の前進に向けては包括的、包含的、双方向的、建設的な方法で核兵器関連問題を扱うことが重要であることを強調する。
5.多国間核軍縮交渉の実質的進展を確実に図ることの緊急性を再確認する。
6.核兵器のない世界の達成と維持のために締結する必要のある具体的で効果的な法的措置、法的条項や規範を練り上げるためさらなる努力の追求が可能であり、またそうすべきであると勧告し、NPTとそこでの誓約の重要性を再確認し、そして上記措置、条項や規範の追求はNPTの3本柱を含む核軍縮・不拡散体制を補い強化するものでなければならないと考える。
7.各国が、公開作業部会の報告書で提起されているような、多国間核軍縮交渉の前進に寄与するであろう様々な諸措置の実施を適宜、検討することをも勧告する。諸措置には以下を含むが、それに限定されない。既存の核兵器に伴う危険性に関連した透明性措置、事故、過誤、無認可によるあるいは意図的な、核兵器爆発の危険性の低下及び除外のための諸措置、核爆発がもたらす多岐にわたる人道上の結末の複雑性、それらの相互関連性に対する認識や理解を促進させるための追加的措置、多国間核軍縮交渉の前進に貢献しうるその他の措置。
8.核兵器を禁止しそれらの全面的廃棄に導く法的拘束力のある文書を交渉するため、2017年に国連の会議を招集することを決定する。
9.すべての国連加盟国に対し、この会議に参加するよう奨励する。
10.会議は、当該会議が同意したのでない限りは総会手続規則に従い、2017年3月27日から31日まで、及び2017年6月15日から7月7日まで、国際機関と市民社会代表の参加と貢献のもと、ニューヨークで開催することを決定する。
11.併せて、会議ができるだけ早く運営に関する1日間の会合をニューヨークで持つことも決定する。
12.会議の参加国に対し、核兵器を禁止しそれらの全面的廃棄に導く法的拘束力のある文書をできるだけ早く締結するため最善の努力を尽くすよう呼びかける。
13.会議がそこでの交渉の進展について第72回国連総会に報告書を提出することを決定する。総会は交渉の進展状況について評価し、今後とるべき道を決める。
14.事務総長に対し、会議の開催に必要とされる支援を提供するよう、また、会議報告書を軍縮会議（CD）、国連軍縮委員会（UNDC）および決議68/32第6節で開催が見込まれている国連核軍縮ハイレベル国際会議に送付するよう求める。
15.第72会期の暫定議題として、「全面的かつ完全な軍縮」と題する項目の下に「多国間核軍縮交渉を前進させる」という小項目を含めることを決定する。

※印には原文では参照すべき文書の名称などが注記されているが、省略した。
www.un.org/en/ga/71/resolutions.htmlより決議番号で検索。
www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com16/resolutions/L41.pdf

資料2-7　第71回国連総会「倫理的至上命題」決議

核兵器のない世界のための倫理的至上命題

2016年12月13日採択、A/RES/71/55

提案国:アルジェリア、アンゴラ、オーストリア、ブラジル、コスタリカ、エクアドール、ガーナ、グアテマラ、イラン・イスラム共和国、アイルランド、ケニア、レソト、メキシコ、ナイジェリア、パプアニューギニア、ペルー、サモア、セネガル、南アフリカ、スワジランド、タイ、ウルグアイ、ザンビア、ボツワナ、チリ、リベリア、マーシャル諸島、ベトナム

総会は、

戦争の惨禍による言語に絶する苦しみから将来の世代を救うために設立された国際連合が70周年に採択された2015年12月7日決議70/50を想起し、

あわせて、国際連合が、71年前、第2次世界大戦がもたらした死と破壊の計り知れない傷痕が生々しく残る時代に誕生したということも想起し、

さらに、すべての諸国民が欠乏からの自由、恐怖からの自由、尊厳のうちに生きる自由を享受することができるよう、「より大きな自由」という倫理的至上命題の実現に邁進することを、個別的にも集合的にも、国際社会に対し義務付けた国際連合憲章の崇高な原則をも想起し、

核兵器爆発に伴う壊滅的な人道上の結末ないしその危険性にかんがみ、加盟国が長い間、核軍縮と核不拡散を、国連憲章の目的を実現するための緊急かつ相互につながりあった倫理的至上命題とみなしてきたこと、そうした倫理的至上命題は1946年1月24日に総会で採択された最初の決議（決議1(I)）に表れていたこと、当該決議が、核兵器その他すべての主要な大量破壊可能兵器を各国の軍備から取り除くことを目的としていたことを確信し、

上記に関連して、国連の決議や報告に示されるとともに、核兵器爆発がもたらす壊滅的な人道上の結末ないしその危険性にかかわる諸々の国際的イニシアチブの中の諸規定にも示された、数々の倫理的至上命題――例えば、核兵器使用は無差別に苦難を引き起こし、それゆえ国連憲章と人道法・国際法に違反するとの宣言[1];核戦争は人間の良心に反し生命への基本的権利を侵害するとの非難[2]; 核兵器の存在による人類の生存そのものに対する脅威[3]; 核兵器使用が環境に及ぼす有害な影響[4]; 保有核兵器の開発と維持に継続的に出費がされていることに対する懸念[5]――を認識し、

加えて、核不拡散条約[6]の前文とVI条、核兵器による威嚇または使用の適法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見[7]を認識するとともに、当該勧告的意見について国際司法裁判所が、核軍縮に導く交渉は、厳格かつ効果的な国際的管理の下において、あらゆる側面において誠実に行いかつ完結させる義務が存在する、と全会一致で結論付けたことを認識し、

さらに、国際連合ミレニアム宣言[8]において、諸国家及び諸政府首脳が、大量破壊兵器（とりわけ核兵器）の廃絶に努めようと決意するとともに、その目的を達成するため、核の危険性をなくす方法を見さだめるための国際会議を開催する可能性を含めあらゆる選択肢を取れるようにすることを決意したことをも認識し、

国連総会が長年にわたりこれら倫理的至上命題を認知してきたにもかかわらず、また、核不拡散に取り組むための多大な努力がなされてきた一方で、国際社会が要求する、核兵器のない世界を実現し維持するために求められる核軍縮義務の履行については、限られ

た成果しか得られていないことを憂慮し、

ジュネーブ軍縮会議において、加盟国のたゆまぬ努力にもかかわらず核軍縮についての多国間交渉が長きにわたり進展していないこと、および、国際連合の枠組み内における多国間の核軍縮交渉が具体的成果を上げていないことに失望し、

壊滅的な人道上の結末およびその危険性への認識は、関係するあらゆる国際的イニシアチブとともに、核軍縮への倫理的至上命題と、核兵器のない世界を実現し維持する緊急性とを下支えするものであるが、2010年以来、加盟国と国際社会の働きにより、壊滅的な人道上の結末およびその危険性に関する認識が高まり、それらが改めて注目され、機運の盛り上がりが生まれていることに満足感をもって留意し、

核軍縮に関しては多国間外交が絶対的に有効であることを自覚し、核軍縮交渉にとり不可欠なものとして多国間主義を推進することを決意しつつ、

1.すべての加盟国に対し、事故や計算違いによるものであれ意図的であれ、核兵器爆発がもたらす壊滅的な人道上の結末およびその危険性を認めるよう、要求する。

2.国家安全保障上・集団安全保障上の両方の利益に資する「優先順位のトップに挙げられる世界的公益」である、核軍縮という倫理的至上命題と、核兵器のない世界を実現し維持する緊急性とを認識する。

3.以下を宣言する:

a)核兵器のもたらす世界的な脅威は緊急に除去しなければならないこと。

b)核兵器に関する議論・決定・行動をする際には、核兵器が人間と環境に及ぼす影響を特に重視しなければならず、また、核兵器が引き起こす言語に絶する苦しみ、受け入れがたい危害に常に立ち戻らねばならないこと。

c)核兵器爆発の女性への影響、および、核兵器に関する議論・決定・行動に女性が参画することの重要性について、より注意を払うべきであること。

d)核兵器によって、集団的安全を損ない、核による壊滅のリスクが高まり、国際的緊張が増悪し、紛争はより危険なものとなること。

e)核兵器の保有に賛成する議論は核軍縮・不拡散体制の信用性に否定的影響を及ぼすこと。

f)保有核兵器を近代化する長期計画は、核軍縮のための様々な誓約や義務と相反し、核兵器の無期限保有という認識を生み出すこと。

g)人間の基本的ニーズがいまだ充足されていないこの世界では、保有核兵器の近代化に充てられる膨大な資金は、このような目的でなく持続可能な開発目標を達成するために振り向けることができるということ。

h)核兵器の人道的影響を踏まえれば、核兵器のいかなる使用も、その大義名分が何であれ、国際人道法や国際法や道徳律とも、市民的良心の命ずるところとも、矛盾しないとはおよそ考えられないこと。

i)その無差別な本質と人類を絶滅させうる力とにかんがみ、核兵器は本質的に不道徳であること。

4.責任あるすべての国家が、自国民および国家どうしを核兵器爆発の惨害から守るのに資する決定を行う神聖な任務を負うこと、そして、その決定として国家がとりうる唯一の方法は核兵器を完全になくすことを通じてである点に、留意する。

5.核兵器による壊滅的な人道上の結末とその危険性にかんがみ、すべての国家は、切迫感

と確固たる決意をもって行動し、あらゆる利害関係者による支持のもと、すべての核兵器を廃絶し禁止するため必要な、法的拘束力ある措置を含む効果的な措置をとるべき倫理的責任を共有していることを、強調する。

6.総会第71会期の暫定議題の「全面的かつ完全な核軍縮」と題する項目の下に「核兵器のない世界のための倫理的至上命題」と題する小項目を含めることを決定する。

原注:
1 決議1653(XVI)を参照。
2 決議38/75を参照。
3 総会第10特別会期の最終文書(決議S-10/2)を参照。
4 決議50/70Mを参照。
5 軍縮と開発の関係に関する政府専門家グループの報告書(A/59/119)を参照。
6 United Nations, Treaty Series, vol.729, No.10485
7 A/51/218, annex
8 決議55/2

http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com16/resolutions/L36.pdf

資料2-8 第71回国連総会「人道の誓約」決議

核兵器の禁止と廃絶に向けた人道の誓約

2016年12月12日採択、A/RES/71/47

提案国:アルジェリア、アンゴラ、オーストリア、バハマ、ブルキナファソ、チリ、コスタリカ、コートジボワール、キプロス、コンゴ民主共和国、エクアドル、エルサルバドル、エリトリア、ガーナ、グアテマラ、インドネシア、アイルランド、カザフスタン、ケニア、リヒテンシュタイン、マラウィ、マレーシア、マルタ、メキシコ、モンゴル、ナミビア、ニカラグア、ナイジェリア、オマーン、ペルー、サモア、セネガル、南アフリカ、スワジランド、タイ、トリニダードトバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベトナム、ザンビア、ジンバブエ、ベリーズ、ベニン、ボツワナ、ブラジル、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、コロンビア、フィジー、ジャマイカ、レバノン、リベリア、モルジブ、マーシャルショトウ、モザンビーク、ニジェール、パプアニューギニア、フィリピン、サンマリノ、シエラレオネ、スリナム、トーゴ、チュニジア、アラブ首長国連邦、イエメン

総会は、

2015年12月7日の決議70/48を想起し、

核兵器爆発ならびに核実験の被害者が経験した受け入れがたい惨害を心に留め、それらの被害者の権利や要求への対応が未だ十分になされていないことを認識し、

核兵器爆発がもたらす短・中・長期的結末が、従来の認識よりもはるかに甚大であること、また、国境での封じ込めが不可能であり、地域的、ひいては地球規模の影響をもたらし、人類の生存さえ脅かしうるものであることを理解し、

体系的であり、おそらく不可逆的であるところの健康、環境、インフラ、食糧安全保障、気候、開発、社会の一体性、グローバル経済に対する核兵器爆発の結末は、複雑であり、相互に関連していることを認識し、

核兵器爆発の危険性が従来の想定よりもはるかに甚大であること、また、さらなる拡

散、核兵器能力に対する技術的しきいの低下、核保有国における保有核兵器の近代化の現状、保有国の核ドクトリンにおける核兵器への役割付与にともない、そうした危険性が増大していることを認識し、

受け入れがたい結末をともなう核兵器使用の危険性は、すべての核兵器の廃絶によってのみ回避できるという事実を理解し、

核兵器爆発の結末及び核兵器関連の危険性は人類すべての安全保障にとっての懸案であり、すべての国家が核兵器の使用を防止する責務を共有していることを強調し、

核兵器爆発のもたらす結末やその危険性は、核兵器の合法性をめぐる議論を超えて、重大な道義的、倫理的問題を呈していることを強調し、

人口密集地域における核兵器爆発がもたらす人的被害及び人道上の惨禍に十分な対処ができる国内・国際的な対応能力は存在せず、そのような能力は今後も存在し得ないであろうことに留意し、

核兵器が、いかなる状況下においても、二度と使用されないことが人類の生存にとっての利益であることを強調し、

「核兵器のない世界」という共通目標の前進に向け、国際組織、関連国連機関、赤十字・赤新月運動、議員や自治体首長、アカデミア、市民社会が担う重要な役割についてあらためて強調し、

核兵器の人道上の影響に関し、2013年3月にノルウェー、2014年2月にメキシコ、2014年12月にオーストリアでそれぞれ開催された3回の国際会議とそれらの会議で提示された説得力のある証拠を想起し、

核兵器の人道上の影響に関する証拠から、127か国が不可避の結論を導き、その結果として「人道の誓約」※に支持ないし賛同を示したことを歓迎し、

1.核兵器の人道上の影響に関する事実情報を基にした議論、討議結果、説得力のある証拠は、核軍縮をめぐるあらゆる議論、義務や誓約の履行の中心に据えられるべきものであり、これらがすべての関連する議論の場や国連の枠組みの中で提示されることの重要性を強調する。

2.すべてにとっての人間の安全保障という要請にしたがい、核兵器がもたらす危険性から民間人を保護することを推進するようすべての加盟国に要請する。

3.すべてのNPT※加盟国に対し、第6条に基づく既存の義務を早期かつ完全に履行するとの自国の誓約を一新するよう要請する。また、すべての加盟国に対し、核兵器の禁止及び廃棄に向けた法的なギャップを埋めるための効果的な諸措置を特定し、追求するとともに、こうした目標の実現に向けて、あらゆる関係者と協力してゆくよう求める。

4.すべての国が核兵器を禁止、廃絶するために、危機感を持って追加の法的文書や文書群を追求することや国際的な努力を支持するよう求める。

5.そうした努力はNPT6上の完全なる履行や核兵器のない世界の達成に貢献することを目指していることを想起する。

6.すべての核兵器保有国に対し、保有核兵器の全面的廃絶が達成されるまでの間、核兵器の運用態勢の緩和、配備から非配備への移行、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割低減、すべての種類の核兵器の早急な削減を含む、核兵器爆発の危険性を低下させる具体的な中間措置を講じるよう求める。

7.すべての関係者、各国政府、国際機関、国際赤十字・赤新月運動、議員、市民社会に対し、受け入れがたい人道上の影響及び関連した危険性の観点から、核兵器を忌むべきものと

し、禁止し、廃絶する努力において協力を行うことを求める。
8.第72会期の暫定議題として、「全面完全軍縮」項目の下に「核兵器の禁止と廃絶に向けた人道性の誓約」という副項目を含めることを決定する。

※印には参照すべき文書の名称等が記載されているが省略した。
（暫定訳:長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA））

http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com16/resolutions/L24.pdf

資料2-9　第71回国連総会・新アジェンダ連合（NAC）決議

核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する

2016年12月13日採択、A/RES/71/54

提案国:アンゴラ、オーストリア、ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、パプアニューギニア、サモア、南アフリカ、スワジランド、タイ、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、コンゴ、エクアドル、エルサルバドル、リベリア

総会は、（前文略）
1.NPTの各条項は締約国をいかなる時もいかなる状況においても法的に拘束するものであり、すべての加盟国は条約に基づく義務への厳格な遵守について全面的な責任を負わねばならないことを繰り返し強調する。また、すべての加盟国に対し、1995年、2000年、2010年の再検討会議におけるすべての決定、決議、誓約を完全に遵守するよう求める。
2. 2010年核不拡散条約再検討会議で表明されたいかなる核兵器の使用による壊滅的な人道上の結末への深い憂慮と、すべての加盟国が、いかなる時も、国際人道法を含めた適用可能な国際法を遵守する必要性を、繰り返し強調する。
3.「核兵器の人道上の影響に関する会議」で得られた、国際人道法の原則に基づいて核兵器を評価する上で重要な示唆を与える証拠を認める必要性を認識し、
加盟国が、関連した決定や行動において、核軍縮の下支えとなる人道上の要求、ならびにこの目的を達成する緊急性にしかるべき注意を払うことを求める。
4.すべてのNPT締約国が条約第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するとした核兵器国による明確な約束の具体的な再確認を含め、2000年NPT再検討会議の最終文書※が合意した実際的措置が引き続き有効であると再確認されていることを想起し、核軍縮につながる措置に関する具体的な前進の加速を核兵器国が誓約していることを想起し、核兵器国が自国の誓約の実施を加速させるためにあらゆる措置をとることを求める。
5.配備・非配備を問わず、あらゆる種類の核兵器を、一方的、二国間、地域的及び多国的措置を通じたものを含め、削減し究極的に廃棄するためのいっそうの努力を行うとの誓約を果たすよう核兵器国に求める。
6.すべての核兵器の高度警戒態勢の解除を目的に、検証可能かつ透明性のある方法で、核兵器システムの配備体制を緩和させることをすべての核兵器保有国に要請する。
7.核兵器の完全廃棄までの間、すべての軍事・安全保障概念、ドクトリン、政策において、

核兵器の役割や重要性を具体的に低下させるよう核兵器国に奨励する。

8.核兵器の完全廃棄までの間、核兵器国を含む地域同盟の一員であるすべての国に対し、集団的安全保障ドクトリン上の核兵器の役割を低下させるよう奨励する。

9.核兵器国による核兵器の開発や質的改良の制限、ならびに先端的な新型核兵器の開発の中止に対する非核兵器国の正統な関心をNPT加盟国が認識したことを強調し、この点に関して措置を講じるよう核兵器国に求める。

10.すべての核兵器国が、これまでに行われた核軍縮に関する義務や誓約にしたがい、それぞれの国でもはや軍事的に不要と判断されたすべての核分裂性物質を不可逆的に撤去するためのさらなる措置を講じることを奨励する。また、国際原子力機関（IAEA）の文脈で、すべての加盟国が、適切な核軍縮検証能力及び法的拘束力のある検証取り決めを前進させることを支援し、そのような物質を検証可能な形で恒久的に軍事計画外に置くことを求める。

11.すべてのNPT締約国に対し、1995年再検討・延長会議で採択された中東に関する決議の完全履行に向けて取り組むよう求める。同決議は条約の無期限延長と密接に関連するものであり、1995年中東決議が定めた中東非核・非大量破壊兵器地帯の設立に向けたプロセスに関するものを含め、2015年NPT再検討会議が実質的な成果を生み出せなかったことに失望と深い懸念を表明する。1995年中東決議の有効性はそれが完全に履行されるまで継続する。

12.2010年再検討会議が2012年の開催を義務付けていた、中東非核・非大量破壊兵器地帯の設立に向けた会議が開催されていないことに極めて深い失望を表明する。

13.核軍縮及び核不拡散の達成におけるNPTの基盤的役割を強調するとともに、2017年5月2日から12日にウィーンで開かれる2020年核不拡散条約締約国会議第1回準備委員会に期待する。

14.すべての締約国がNPTの普遍化に向けたいかなる努力も惜しまないことを求める。またこれに関連して、インド、イスラエル、パキスタンに対し、即時かつ無条件に、非核兵器国としてNPTに加盟し、自国のすべての核施設をIAEA保障措置下に置くことを求める。

15.朝鮮民主主義人民共和国に対して、平和的手段で朝鮮半島の非核化を達成することをめざし、すべての核兵器及び既存の核計画を放棄し、早期にNPTに復帰し、IAEA保障措置合意※を遵守するといった、2005年9月の共同声明を含む6か国協議における誓約を果たすよう要請するとともに、6か国協議への確固たる支持を再確認する。

16.すべての加盟国に対し、多国間の文脈の中で核軍縮の大義を前進させる努力を妨害している国際的な軍縮機関の内部における障害を乗り越えるために協働することを要請する。また、今一度CDに対し、とりわけ多国間交渉を通じて、核軍縮の課題を前進させるための実質的作業を遅滞なく開始するよう要請する。

17.すべてのNPT加盟国が1995,2000,201年再検討会議で合意された同条約の下での義務や誓約を遅滞なく履行することを要請する。

18.核兵器国が、標準化された詳細な報告様式を通じたものを含め、締約国が進捗状況を定期的に監視できるような形で、自国の核軍縮義務や誓約を質的にも量的にも履行することを要請する。これは、核兵器国間のみならず核兵器国と非核兵器国との間の信用性、信頼性を向上させ、持続可能な核軍縮に貢献するものとなる。

19.2020年再検討会議に向けた再検討サイクルにおいて提出する報告書の中に、核軍縮に関する自国の義務や誓約の履行状況についての具体的かつ詳細な情報を含むよう、核兵

器国に要請する。

20.国連総会決議1（I）及びNPT第6条の精神と目的にしたがい、核兵器のない世界の達成と維持のための効果的な措置に関する多国間交渉を遅滞なく、かつ誠実に追求することを加盟国に要請する。

21.この目的のために、核軍縮のための法的拘束力のある効果的な措置を特定し、熟議し、交渉する努力を支持し続けるよう加盟国に要請する。そしてこの点で核のない世界の達成と維持に向かう最近の試みを歓迎する。

22.第71会期国連総会の暫定議題として、「全面的かつ完全な軍縮」と題する項目の下に「核兵器のない世界へ:核軍縮に関する誓約の履行を加速する」と題された副項目を含めること、並びに現存する決議の履行を同会期において点検することを決定する。

※印には参照すべき文書の名称等が記載されているが省略した。
http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com16/resolutions/L35.pdf

資料2-10　第71回国連総会・日本決議

核兵器の全面的廃絶に向けた、新たな決意のもとでの結束した行動

2016年12月5日採択、A/RES/71/49

提案国:アフガニスタン、アンゴラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ベリーズ、ベニン、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、チェチア（チェコ共和国）、コンゴ民主共和国、デンマーク、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、ジョージア、ドイツ、ガーナ、グレナダ、ハイチ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ケニア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウィ、マルタ、ミクロネシア（連邦）、モザンビーク、ネパール、ニカラグア、ナイジェリア、パラオ、パナマ、パラグアイ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セントルシア、サンマリノ、セネガル、シエラレオネ、スロバキア、スロベニア、スペイン、スワジランド、スリナム、スウェーデン、スイス、トーゴ、トルコ、ウルグアイ、バヌアツ、アルバニア、アンドラ、アンティグア・バーブーダ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルンジ、カーボヴェルデ、中央アフリカ共和国、コンゴ、コートジボワール、キプロス、ジブチ、ドミニカ共和国、ガンビア、ギリシャ、ギニアビサウ、ホンジュラス、ヨルダン、レバノン、レソト、リベリア、マーシャル諸島、モーリタニア、モンテネグロ、モロッコ、ナウル、オランダ、ニジェール、ノルウェー、モルドバ共和国、サモア、セルビア、セーシェル、シンガポール、ソロモン諸島、スリランカ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、ツバル、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ウズベキスタン、ザンビア

総会は、（前文略）

1.すべての加盟国は、すべての人にとって、より平和な世界、ならびに核兵器のない平和で安全な世界を達成することをめざし、核兵器の全面的廃絶に向けて結束した行動をとるという決意を新たにする。

2.これに関連し、すべての核不拡散条約（NPT）※締約国が第6条の下で誓約している核軍

縮につながるよう、保有核兵器の全面的廃絶を達成するとした、核兵器国による明確な約束を再確認する。

3.すべてのNPT締約国が、条約の全条項に基づく義務を遵守し、1995年再検討・延長会議※及び2000年※、2010年※再検討会議の最終文書で合意された諸措置を履行することを求める。

4.すべての加盟国が、再検討会議の第1回準備委員会が2017年5月にウィーンで開催されることを念頭に、2020年再検討会議の成功に向けて最善をつくすことを奨励する。

5.すべてのNPT未締約国が、その普遍化をめざして即時かつ無条件に非核兵器国として加盟するとともに、条約加盟までの間、同条約のすべての条項を遵守し、条約を支持する実際的な措置を講じることを求める。

6.すべての人にとって減じられず、強化される安全保障という原則のもと、核兵器の全面的廃絶に向けてさらなる実際的措置や効果的措置を講じることをすべての加盟国に求める。

7.核兵器国と非核兵器国が、核軍縮及び核不拡散のための実際的かつ具体的な措置を講じることを促進するような有意義な対話を一層進めることを奨励する。

8.核兵器使用による人道上の結末に対する深い懸念が、核兵器のない世界に向けたすべての国家の努力の基礎となり続けることを強調する。

9.ロシアと米国が、可能な限り早期の交渉妥結をめざし、核兵器備蓄のさらなる削減の達成に向けた交渉を早期に開始することを奨励する。

10.すべての核兵器国が、一方的、二国間的、地域的あるいは多国間的措置などを通じて、配備・非配備を問わず、あらゆる種類の核兵器を削減、究極的には全廃するためさらに努力することを求める。

11.すべての加盟国が、核軍縮及び核不拡散プロセスに関連して、不可逆性、検証可能性、透明性の原則を適用することを求める。

12.核兵器国が、核軍縮の行動の促進をめざして定期会合を継続的に開催し、これまでの透明性向上に向けた努力を一層拡大し、相互信頼を増進することを奨励する。これには、条約の締約国による2020年再検討会議に向けたNPT再検討プロセスにおける核軍縮努力の中で廃棄・削減された核兵器や運搬システムに関する、より頻度が高く詳細な報告の提出が含まれる。

13.関係する加盟国が、核兵器の役割や重要性の一層の低減のために、軍事・安全保障上の概念、ドクトリン、政策を継続的に見直していくことを求める。

14.核不拡散体制の強化につながりうる、核兵器国による明確で法的拘束力のある安全の保証を受けることにおける、非核兵器国の正統な関心を認識する。

15.核兵器国各国による一方的宣言に留意しつつ、1995年4月11日の安保理決議984（1995）を想起し、すべての核兵器国が安全の保証に関する自らの既存の誓約を全面的に尊重することを求める。

16.適切な場合には、地域の関係国の自由意志による取り決めに基づき、また、国連軍縮委員会の1999年指針に従い、さらなる非核兵器地帯を設立することを奨励する※。また、核兵器国が、消極的安全保証を含む関連議定書に署名・批准することにより、非核兵器地帯の地位に関する、また、当該条約の締約国に対し核兵器の使用あるいは使用の威嚇を行わないという、法的拘束力のある個別の誓約を行うことを認識する。

17.核兵器を保有するすべての国が、意図されない核爆発の危険性に包括的に対処していく上で必要となるあらゆる努力に継続的に取り組むことを要請する。

18.地域内諸国の自由意志による取り決めに基づき、また1995年の中東決議に従って、中東非核兵器・非大量破壊兵器及び非運搬システム地帯の設立に向けて一層努力すること、および同地帯設立に向けた関係諸国による対話の再開を奨励する。

19.すべての加盟国、とりわけ包括的核実験禁止条約（CTBT）※付属文書2に列挙された発効要件国のうち残る8か国が、これ以上の遅滞なく、また、他国の行動を待つことなしに、条約の署名及び批准に向けた独自のイニシアチブを発揮するとともに、CTBT発効までの間、核兵器の爆発実験もしくは他のすべての核爆発に関する現行のモラトリアムの継続、および継続の政治的意志を宣言することを要請する。また、すべての加盟国に、同条約14条のプロセスおよびその他の相互補完的な取り組みを通じて、条約の発効を促進するための努力を倍加することを要請する。

20.すべての関係諸国が、2012年12月3日の決議67/53第3節が求めた政府専門家グループの報告書※を考慮しつつ、核兵器あるいは他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する条約に関する交渉を直ちに開始し、1995年3月24日のCD/1299文書及びそこに含まれる任務に基づき早期に締結するとともに、同条約発効までの間、あらゆる核兵器もしくは核爆発装置のための核分裂性物質の生産に関するモラトリアムを宣言し維持することを要請する。

21.すべての加盟国が、軍縮・不拡散教育に関する国連事務総長による報告※に述べられた諸勧告を履行することによって、核兵器のない世界の達成を支援することを奨励する。

22.「ヒバクシャ」の経験を将来の世代に引き継ぐために、各国指導者や若者らが、原爆を生き延びた「ヒバクシャ」などのコミュニティや人々を訪問し交流することを含め、核兵器使用がもたらす現実に対する意識を喚起するためあらゆる努力が行われることを奨励する。

23.NPTのもとでは核兵器国の地位を獲得できない朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）による最近の核実験と弾道ミサイル技術を利用した発射を最も強い言葉で非難する。DPRKがさらなる核実験の実施を思い留まること、および現在行っているすべての核活動を完全かつ検証可能で不可逆的な方法により即時停止することを強く要請する。また、DPRKに対し、関連するすべての安保理決議を完全に遵守し、2005年9月19日の6か国協議共同声明を履行するとともに、早期に国際原子力機関（IAEA）保障措置を含む同条約の全面的遵守に復帰することを要請する。

24.すべての加盟国が、関連安保理決議の完全な履行などを通じ、朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）の核兵器開発およびミサイル開発計画がもたらす脅威に対処するための努力を強化することを求める。

25.また、すべての加盟国が、核兵器とそれらの運搬手段の拡散を防止し阻止する努力を倍加させるとともに、核兵器と決別するとの誓約に基づく諸義務を全面的に尊重し、遵守するよう求める。

26.さらに、すべての加盟国が、核兵器の拡散防止のため、国内での効果的な統制を確立・実施することを求めるとともに、核不拡散への取り組みにおける国際的パートナーシップおよび能力構築を促進するための、国家間の協力および技術援助を行うよう奨励する。

27.国際原子力機関（IAEA）保障措置の不可欠な役割ならびに包括的保障措置協定の普遍化の重要性を強調するとともに、追加議定書の締結が各国の主権にもとづく決定であることに留意しつつ、1997年5月15日にIAEA理事会が承認したモデル追加議定書に基づいた追加議定書を未だ締結、発行させていないすべての加盟国が、可能な限り早期にそ

うした行動をとることを強く奨励する。

28.決議1540（2004）の履行状況の包括的な見直しの結果に基づいて、すべての加盟国が、2004年4月28日の決議1540（2004）と2011年4月20日の決議1977（2011）を含む関連安保理決議を完全に履行することを求める。

29.すべての加盟国が、世界の核保安体制をさらに強化するため、また2016年12月にウィーンで開催予定の核保安に関する国際会議の成功に向けて協働するため、核物質と放射性物質の保安をより重視し、これを強化することを奨励する。

30.第72会期の暫定議題として、「全面的かつ完全な軍縮」と題する項目の下に「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意のもとでの結束した行動」という小項目を含めることを決定する。

※印には参照すべき文書の名称等が注記されているが省略した。
http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com16/resolutions/L26.pdf

資料2-11　第71回国連総会第1委員会でのオーストリア演説

オーストリア代表トマス・ハイノツィ大使の演説（抜粋訳）

2016年10月14日

（前略）

本委員会でのこれまでの議論の中で、我々の決議案に関する数々の疑問が提起された。

まず第1に、禁止条約が国際的な不拡散・軍縮体制の要たるNPTと両立するのかという点が挙がった。我々の見解では、提案されている条約はNPTと完全に整合するだけでなく、特に6条の履行について大きな前進となりこれを促進する。NPTの定義する非核兵器国にとっては、禁止条約は核兵器を追い求めないとの既存の誓約をいっそう強める。NPTは特定の5か国による核兵器の保有を認めているが、NPTが無期限の保有を容認する静的な条約でないことは明らかだ。むしろ、グローバルな核軍縮という目標が明確に述べられている。新たな規範への署名、批准により、これらの国々は6条下の軍縮義務を果たすことになる。

核抑止は国家安全保障にとり不可欠だという議論がよく聞かれる。オーストリアはこれを信じない。もしもその通りだとすると、もっと多くの国が同じ論理に従う必要を感じ、これら兵器を入手したいと思うはずである。我々は危険な道に踏み出すことになる。核兵器のいかなる使用によってももたらされる壊滅的な人道上の結末は――意図的であれ事故によるものであれ――受け入れられるものではなく、これが使用者自身に跳ね返ってくるのは避けられない。したがって、冷静に分析すれば核兵器保有は安全保障にとって不都合である。幸い、この見解は我が国のみにとどまらない圧倒的多数の国のものである。これら諸国は核兵器入手の計画を持たず、極端に言えば地球規模で集団自殺を図るという脅しではない、より人間的で理性的な基盤の上に自国の安全保障を築くことに成功している。この文脈において、かつては核兵器入手計画あるいは核兵器自体を持っていたものの、その肯定面と否定面を慎重に検討した結果これを放棄することに決めた国々の例は、大いに示唆的である。

禁止条約の交渉は非現実的な選択肢だと主張する声もある。我々は、過半数の国々が参

加する交渉過程が信用性や現実性を欠いているとは思わない。類似の法的拘束力ある文書で初めから普遍性を備えていたものはなく、ゆえにここでもそれは期待しない。

我々はまた、核兵器の廃棄は一夜にして、また禁止条約のみによって成し遂げられるようなものではないことも現実的に承知している。むしろ禁止条約は完全かつ裏付けのある履行を確実にするのに必要な仕組みを確立するための基盤を築くであろう。大量破壊兵器を扱う法的拘束力のある文書での経験が示すように、まず法規範が形成され、次にその履行のための具体的、実践的、法的な諸措置が続かなければならない。化学・生物兵器、対人地雷、クラスター弾を例にとると、それらはすべて禁止条約の採択の後で廃棄が始まった。核兵器について類似のアプローチが成功しないという理由はない。

オーストリアは、核兵器のない世界の達成という何より重要な目標に寄与するすべての法的、実践的措置を全面的に支持する。例えばCTBTの発効と普遍化、FMCTの交渉、核軍縮のための効果的な検証手段の構築、核兵器国による消極的安全保証の提供や先行不使用政策の採用、警戒態勢解除のための諸措置、安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割の重要性の低減、その他の措置である。これらすべての措置は、核兵器を禁止する法的拘束力ある文書の制定と同時に取り組めるし、またそうしなければならないというのが我々の信ずるところである。(後略)

http://undocs.org/A/C.1/71/PV.10

資料2-12　第71回国連総会第1委員会での米国演説

米国代表ロバート・R・ウッド大使の演説(抜粋訳)

2016年10月14日

(前略)

今日、この実際的で合意に基づくアプローチ[訳注:米国がこれまで取ってきた核軍縮アプローチ]を捨て去り、代わりに端的に核兵器の禁止を宣言するという根本的に違う道を追い求めるときが来たと信じる国々がある。我々は、現行のアプローチに適用するのと同じ規準に照らして、この新しいアプローチを評価せねばならない。(略)

第1に、核兵器禁止条約はさらなる削減にはまったくつながらない。なぜならそこには核兵器を保有する国々が含まれないからである。禁止条約の提唱者たちは条約はすべての国に開かれていると言うが、自らの安全を核兵器に頼っている国が一体どうして、これを忌むべきものとして廃棄することを意図する交渉に参加できよう。

第2に、禁止条約は既存の不拡散・軍縮体制を弱体化させる。それは国家間に埋めがたい分裂を作り出し、核軍縮をめぐる政治的環境を分極化させ、そしてNPT再検討プロセスであれ国連であれ軍縮会議(CD)であれ、そこにおける今後の合意達成へのいかなる見込みをも事実上、制限する。このような分裂の深まりは、核エネルギー平和利用での協力強化や不拡散の柱の増強のための構想などNPTの他の側面にも影響しかねず、同条約の3本柱を相互促進的な利益ではなく競い合う優先事項として扱う傾向に拍車をかけかねない。核兵器に関わる安全保障上の考慮を排除すれば、核軍縮の進展を持続するのに必要な「効果的措置」につ

いて議論する余地はなくなり、ひいては必要な対話が促進されるのではなく妨げられる。

第3に、検証体制は核軍縮・不拡散の合意の成功の鍵を握る要素である。検証能力は、地域的および国際的な安全保障を維持しつつさらなる削減を行うのに必要な信頼を提供する。合衆国は、核兵器国と非核兵器国の双方を含む核軍縮検証のための国際パートナーシップ(IPNDV)などを通じて、将来の軍備管理合意を検証するという極めて現実的な課題に対処すべく積極的に取り組んでいる。しかしながら、今日1つはっきりしているのは、我々はいまだにその課題を克服しておらず、すべての核兵器を禁止する条約を効果的に検証するのに必要な能力を構築できていないということである。

最後に、禁止条約は地域の安全保障を弱体化させる危険をはらんでいる。我々は、世界のいくつかの場所では核兵器が相変わらず平和と安定を維持するため一定の役割を果たしているという現実を否定することはできない。その現実を無視すれば我々は危険にさらされる。さらには、国々がその安全保障環境の見直しを強いられることから地域が不安定になる。各国がそもそも現行の安全保障体制を採用するに至らしめた、根底にある安全保障上の懸念に対処することなく、非核兵器国と核兵器国に同じように現行の安全保障体制を拒否するよう求めるのは、非現実的である。(略)

このような諸々の理由から、合衆国は核兵器禁止条約交渉の場を設定するいかなる決議にも「反対」の票を投じ、交渉には参加しない。他のすべての国に対し同じ行動をとるよう要請する。(後略)

http://undocs.org/A/C.1/71/PV.10

資料2-13　第71回国連総会L.41投票に関する岸田外務大臣記者会見

岸田文雄外務大臣記者会見より国連総会第1委員会関連部分(抜粋)

2016年10月28日

(前略)

「核兵器のない世界」を実現するためには、核兵器の非人道性に対する正確な認識と、厳しい安全保障環境に対する冷静な認識に基づき、核兵器国と非核兵器国の協力による具体的・実践的措置を積み重ねていくことが不可欠です。これは私(大臣)からも繰り返し申し上げてきた我が国の基本的立場であります。

今般の国連総会第一委員会においても、このような立場を踏まえ、国際社会に対し、我が国の核兵器廃絶決議への支持を強く訴えてきて参りました。その結果、我が国の決議には、米国を含む、今集計中ですが、約110か国の国が共同提案国となりました。そして全体では167か国の圧倒的多数の支持を得て採択されました。この数字は共に昨年を上回っております。このことが我が国の決議こそ、NPTを柱とする国際的な軍縮・不拡散体制の下で、核兵器国と非核兵器国双方が共に目指すべき「核兵器のない世界」への現実的な道筋を示すものであることを表していると考えます。

一方、核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議、この決議案についても投票が行われたわけですが、我が国としましては慎重な検討を重ねた結果、反対票を投じました。反対の

理由は、この決議案が、(1)具体的・実践的措置を積み重ね、「核兵器のない世界」を目指すという我が国の基本的立場に合致せず、(2)北朝鮮の核・ミサイル開発への深刻化などに直面している中、核兵器国と非核兵器国の間の対立を一層助長し、その亀裂を深めるものであるからであります。こうした評価は、この決議に対する各国の投票行動、例えば北朝鮮はこの決議に賛成をしています。そして核兵器国は全てこの決議に対しては賛成をしておりません。こうした投票行動にも、こうした評価は表れているのではないか、このように考えます。

他方、その上で、この核兵器禁止条約の交渉開始を始める決議については、結果としまして賛成多数で採択されました。明年このような条約交渉が行われること、これは確実となりました。交渉への参加・不参加を含め、今後の対応ぶりについては、交渉のあり方の詳細に関する今後の議論も踏まえ、また、これまで連携してきた豪、独など中道諸国の動向も見極めつつ、政府全体で検討していくことになりますが、私(大臣)としては、現段階では、交渉に積極的に参加をし、唯一の被爆国として、そして核兵器国、非核兵器国の協力を重視する立場から、主張すべきことはしっかりと主張していきたいと考えております。

質疑応答

【記者】禁止条約交渉決議への日本の反対に対しては被爆者の反発も予想されるが、どう理解を得るのか。

我が国の行動・立場は一貫しております。核兵器国と非核兵器国の協力を重視する立場に立ち、だからこそ、まずは我が国の決議に核兵器国も非核兵器国も、より多くの国に賛成してもらう、こういった努力を続けてきました。結果として昨年を上回る多くの国々から共同提案国にもなってもらいましたし、米国を含む多くの国に共同提案国になってもらいましたし、そして多くの国に賛成もしてもらいました。そして核兵器国と非核兵器国の協力を重視する立場だからこそ、核兵器禁止条約の交渉開始を内容とする決議には反対をしたということであります。そしてこの交渉が始まるのであるならば、核兵器国と非核兵器国の協力を重視する立場から主張すべきことは主張すべきであると私(大臣)は考えているというふうに申し上げました。このようにどの観点からも我が国の立場は一貫しているということは、是非しっかりと訴えていきたい、説明していきたい、このように思っています。

【記者】禁止条約決議と廃絶決議で日米の足並みがそろった形だが、日米間で連携はあったのか。

日本とアメリカにおいて具体的なやり取りは、様々なやり取りは存在します。「核兵器のない世界」を目指すという共通の大きな目的は共有しているわけですので、意思疎通はしっかり図っておりました。

【記者】核廃絶決議案を米国に賛成してもらう見返りに日本が禁止条約決議に反対したとの見方もあるが。

そうした意思疎通は図ってきましたが、見返りとかですね、そういったご指摘は当たらないと考えます。

(略)

【記者】日本が掲げる段階的核軍縮の膠着状態があり不満があると言われているが、次に進展がありそうなステップとして何を検討しているか。

CTBT、それからFMCTの早期交渉開始ですとか、あるいはNPTの運用検討会議の去年

のありようを見ましても、この体制の強化、まだまだやらなければならない、やはりこうした核兵器国、非核兵器国、全体の中で気運を高めていかなければならないと思います。どこからというのではなくして、NPT、FMCTそしてCTBT、こうした様々な枠組みを通じて努力をしていかなければなりません。(後略)

出典:外務省ウェブサイト
www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaiken4_000417.html
(記者の質問は編集部による要旨)

資料2-14　第71回国連総会第1委員会・スウェーデン投票理由説明

「多国間核軍縮交渉を前進させる」についての投票理由説明

2016年10月27日

(前略)

我が代表団は決議に賛成票を投じた。この件に関する我々の見解を十分かつ正確に伝えるためには、この投票行動をより広い文脈に置くことが重要だと考える。

悪化する安全保障環境においては、核軍縮の進展がかつてなく重要かつ緊急に求められる。にもかかわらず、2015年NPT再検討会議の失敗やCTBTが未発効であるとの事実が象徴するように、近年は行き詰まりが続いている。核軍縮がかくも進展しないことに不満が広がっている。スウェーデン政府もこの失望を共有する。

我々の基本的視点は、他の非常に多くの国々と同様、人道的視点だ。我々は、実効性ある核軍縮につながるような、違いを生み出す効果的な法的措置であればいかなるものも支持する。

ある水準では、問題ははっきりしている。何より重要な目標は、核兵器の完全廃棄につながる核軍縮である。これはまた、本決議を我々が支持する主たる動機でもある。

別の水準では、問題は極めて複雑だ。このプロセスが、完全な核軍縮という目標を達成するための最も効率のよい方法となるのか。現時点では我々にはそれが分からないのは事実だ。しかし事の重大さを考えれば、我々には試してみる責務があると考える──それがいかに大変なことかは承知の上で。

我々は、既存の条約法には埋めるべき法的ギャップがあるとの意見には与しない。NPTは核軍縮と核不拡散におけるかけがえのない礎石であり続けている。禁止条約(aban treaty)は、とりわけNPT第Ⅵ条の履行のための法的文書として、現行の法律や条約を──それらに取って代わるのではなく──補い強化しうる。交渉に参加し最終的には禁止条約に加盟する国々には、NPT遵守に全力を尽くすと共にその履行が確実に進むようにする、責任があり法的義務がある。

本日の投票は、ますます危険度が増していると我々がみなす現状に対する、重要で明確な態度表明である。とはいえ、これはプロセスの始まりに過ぎない。このプロセスの主要部分は実際の交渉であり、その交渉の間に将来の条約の適用範囲が議論され合意されねばならない。そこでは軍縮のみならず、より広く安全保障上や防衛上の問題も考慮されねばならないだろう。

スウェーデンはこれらの交渉に参加するし、他の大多数の国々もそうすることを切に願う。どのような条約であれその実効性──それが主要な基準となって条約が評価される──は、可能な限り広い支持が得られるかにかかっている。それを可能にするには、交渉は、核兵器国を含んだ包含性と橋を架ける精神に基づいて遂行すべきである。

この道筋を追い求める一方で、我々は引き続き、他の取り組みに対しても同じように開かれた姿勢を保ち続ける。スウェーデンは禁止条約が法としての唯一の選択肢だとはみなしていないし、公開作業部会報告書が示唆したように提案は尽きない。その提案のいくつかは、これから我々が前進していく中でさらに探究する価値がある。

http://undocs.org/A/C.1/71/PV.22

資料2-15　アスタナ・ビジョン

アスタナ・ビジョン：放射性のもやの中から核兵器のない世界へ

2016年8月29日、「核兵器のない世界を築く」国際会議で採択
共催:カザフスタン共和国議会、カザフスタン共和国外務省、核軍縮・不拡散議員連盟

ちょうど25年前の1991年8月29日、ヌルスルタン・ナザルバエフ・カザフスタン大統領は核実験に反対する市民社会の大衆運動の支持を受けて、セミパラチンスク核実験場を閉鎖した。これは世界の軍縮の歴史において、初めてのことである。

カザフスタン東部にあるセミパラチンスク実験場で、ソビエト連邦によって実施された456回の核爆発は、人間の健康と環境に、現在と将来の世代にわたり壊滅的な打撃をもたらした。太平洋、アジア、北アフリカ、北米を含む世界中で行われた核実験の遺産と、広島と長崎への核爆撃の経験、事故や計算違い、また意図したところの核兵器の使用のリスクにより、これらの兵器を廃絶することはグローバルな至上命題となった。

我々は、世界第4位の規模の核爆弾を自主的に放棄し、包括的核実験禁止条約に加入し、中央アジア非核兵器地帯を設立し、核実験の危険性と長期的な影響を世界に伝えるためのアトムプロジェクトを開始し、国連に8月29日を核実験に反対する国際デーを制定させ、2015年に国連で採択された核兵器のない世界のための世界宣言を主導し、戦禍を終わらせるため宣言「世界。21世紀」を推し進めた、ナザルバエフ大統領の指導力とカザフスタンの国民とを称賛する。

我々は、核兵器のない世界が21世紀における人類の主要な目標であるべきであり、これは国連100周年となる2045年までに達成されるべきであるという宣言に表明された希望を支持する。

我々は世界のリーダーたちが核兵器やその部品がテロリストの手に落ちないように、一連の核保安サミットや他の国際行動を通じて行動したことを称賛する。しかし、世界のリーダーたちは核軍縮にナザルバエフ大統領が置いているのと同様の優先度をもたせるべきである。

我々は朝鮮民主主義人民共和国による核実験の継続を遺憾に思う。そして我々は全て

の核武装国による核兵器の近代化の継続に懸念を表明する。これらの国々の間で緊張が高まると、事故や意図による軍事的事象が世界を壊滅的な核衝突へ向かわせるかもしれない。

我々は世界中の議会と議員のグローバルレベルでの核不拡散・核軍縮の更なる進展と関連する法制度の採択に対する特別な責任を認識する。

我々はカザフスタンが2017-2018年の国連安全保障理事会・非常任理事国に選出されたことを祝福する。我々はカザフスタンが核拡散を防ぎ、核兵器のない世界の平和と安全保障を進めるために他の安全保障理事国と緊密に協働することを確信する。

我々はナザルバエフ大統領が核軍縮と核兵器のない世界の達成への顕著な貢献に対する国際賞を制定するという、この会議で提唱されたイニシアチブと2016年アスタナ・ピースサミットの発表を支持する。

我々は多国間核軍縮交渉を進める公開作業部会での進展を歓迎し、世界中の政府がさらに進展させることを促す。

我々、議員、宗教指導者、国際機関代表、研究者、科学者、医療専門家、法律家、若者、その他市民社会代表は政府に次のことを具体的に要求する。

1. この会議がセミパラチンスク核実験場閉鎖25周年、包括的核実験禁止条約署名開放20周年に行われていることに留意し、もしまだ署名、批准していないのであれば、特に核武装国が包括的核実験禁止条約（CTBT）に署名し、批准すること。
2. 採択された2010年核不拡散条約（NPT）行動計画と1996年国際司法裁判所により確認された、完全なる核廃棄を交渉する全世界的な義務に従って、交渉と実質的な議論を開始すること。
3. 1995年再検討延長会議で合意された中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯を設立し、国連事務総長にこの義務を進展させることを要求すること。さらに北東アジア、ヨーロッパ、北極といった非核兵器地帯を追加に設立すること。
4. 全ての核戦力の高度作戦準備態勢を解除し、先行不使用政策を採用し、核兵器の使用による威嚇を慎むことで、核兵器使用のリスクを減ずること。
5. 核兵器ゼロ達成のために条約と慣習国際法上の義務を完全に履行すること。
6. 核兵器を禁止し廃棄するために2017年に多国間交渉を開始すること。
7. 核実験と居住地域を核目標とすることを禁止することを含む、国連安全保障理事会による核軍縮に関する暫定的な措置を支持すること。
8. 核軍縮検証のための国際パートナーシップ（IPNDV）への参加などを通じて、グローバルな核軍縮を検証し、補強する手段や方法をさらに開発すること。
9. 安全保障ドクトリンから核抑止への依存を取り除き、その代わりに国際紛争を外交、法律、地域的機構、国連やその他平和的手段で解決すること。
10. 全ての核兵器国ができる限り早く、しかし必ず国連100周年記念以前に、核兵器を完全に廃棄するという目的で、備蓄核兵器を大幅に削減すること。

我々には核兵器を廃絶しようとする政府を支持し、協力する準備がある。この国際集会に集まったさまざまな人々の間の協力は、核軍縮を達成するグローバルな運動のためのプラットフォームを提供している。

人類の未来を深く憂慮し、核軍縮の分野におけるカザフスタンの例に勇気づけられ、

我々は、命あるうちに核兵器のない世界の平和と安全保障を達成する可能性と必要性を確認する。

http://www.astanaconf2016.org/en/declaration/

資料2-16　P5ロンドン共同声明

ロンドン P5 会議における核兵器国共同声明（全訳）

2015年2月6日
英国、中国、フランス、ロシア、米国

NPT核兵器国（NWS）であるP5は、2010年NPT再検討会議における誓約の履行の進捗を評価し、P5プロセスの次の段階を議論するために、2015年2月4-5日、ロンドンに参集した。とりわけP5は、長期的行動のためのロードマップとしてコンセンサスによって採択された2010年行動計画の履行について検討した。P5はまた、NPTの三本柱、すなわち、軍縮、不拡散、原子力平和利用のすべてを前進させることに関連する諸問題を幅広く検討した。加えて、P5は、非核兵器国および市民社会の代表と、建設的かつ生産的な議論を行った。

P5は、NPTの目標に合致する核兵器のない世界を達成するための自らの誓約を再確認しつつ、P5プロセスが、多国間核軍縮に向けた進展のために不可欠なP5相互の信頼及び透明性向上を進展させることにおいて貢献してきたことを振り返った。プロセスの第2サイクルの開始にあたって、P5の全ては、各国が少なくとも1度は主催し、定例化された対話を持ってきたことの意義に留意した。P5は各会議が前回の会議の成果と、包括的核実験禁止条約のような事項に対する会議間の取り組みによってなされた蓄積の上に立って開催されてきたこと、共通の報告様式および核用語集にP5が合意したことを歓迎した。これらは全て2010年行動計画の履行に貢献した。

2015年会議において、P5は、NPTは引き続き核不拡散体制の礎石、核軍縮追求の基礎であり、国際安全保障および安定に対して必要不可欠な寄与をもたらすものであるとの確信を再表明した。P5は、共同声明の作成を念頭に、NPT準備委員会プロセスを、再検討サイクルの過程全体にわたって評価し、来る2015年再検討会議について討議した。P5は、再検討会議において、相互に補強し合う3本柱のバランスのとれた建設的成果を得るために、すべてのNPT締約国と協働する所存である。

P5は、核軍縮のためのステップ・バイ・ステップ・アプローチが、国際的安定および平和を促進し、すべての国の安全保障を減ずることなく増大させ、核兵器のない世界を達成するための唯一の現実的かつ実際的な道筋であることを再確認した。この立場にたって、P5は、国際安全保障、戦略的安定性、および核ドクトリンに関する相互理解を高めるために、これらに関連する諸問題について討議した。その中には、新START（戦略兵器削減条約）の履行の最新状況と、ロシア連邦および米国の両国における検証の経験が含まれた。NPTの発効以来、ステップ・バイ・ステップ・アプローチによって、核兵器国は冷戦のピーク時から、核兵器数を削減してきたことが留意された。P5は、現存する法的拘束力のある軍備管理、不拡散および軍縮に関する諸合意および諸義務の完全な遵守が、国際平和および安全保障の不可欠な要素として重要であることを再確認した。

P5は、核軍縮のための更なる展望を論じるにあたっては、グローバルな戦略的安定性に資するすべての要素を考慮することが求められることを強調した。P5は、戦略的安定性に関する率直かつ建設的な対話に関与することの重要性を強調した。

P5は、核兵器使用による深刻な結果に関する理解を共有することを再表明し、偶発的にそのような事態が起こることを予防する決意を強調した。P5はまた、国連安保理決議984（1995年）に従い、（テロリストまたはその他による）核攻撃の被害者になる可能性のあるNPT非核兵器国への援助に備えることを含む、核兵器の使用または使用の威嚇に関する安全の保証のための既存の誓約を再確認した。

P5は、包括的核実験禁止条約（CTBT）発効を達成するための努力に関して議論し、CTBTの早期発効および普遍化に向けた具体的措置を促進するとした2010年NPT再検討会議最終文書における誓約を想起した。P5は、すべての国に対し、いかなる核爆発実験のモラトリアムをも維持するよう求めた。P5のすべての国が、そのような自発的モラトリアムを適切に実施していることが留意された。国際監視制度の改善および維持に関する、P5による協力が評価された。P5は、国際監視制度に対する医療用アイソトープ生産の影響の最小化に関する共同声明を発出する意志がある。さらに、すべてのP5国が機器、人員、役務を提供して実施されたヨルダンにおける2014年大規模統合野外演習が成功裏に完了したことにとりわけ留意する。P5は、査察体制強化を目的とする定例技術会議の継続、および立入検査における放射性核種測定におけるデータの質を向上させるためのワークショップの開催を決定した。

P5は、ジュネーブ軍縮会議（CD）および軍縮委員会を含む国連の軍縮機構に対する全面的な支持を再表明した。CDにおける作業計画に関するコンセンサスの長期にわたる欠如に対する失望を共有しつつ、P5は、2014年会期の活動が強化されたたこと、とりわけ会議日程中にすべてのCDの議題に関する非公式の実質的議論がなされたこと、および、実質が堅固で、かつ時の経過に耐えうる進歩性を有する作業計画の作成を追求した非公式作業部会の努力を歓迎した。P5は、CDにおける前進のための方策を議論し、CD/1299（訳注:「シャノン報告」）およびその委任事項に基づき、非差別的、多国的かつ国際的で、効果的に検証可能な、核兵器またはその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する条約（核分裂性物質カットオフ条約（FMCT））を直ちに交渉開始することを含む、包括的でバランスのとれた作業計画への支持を再表明した。P5は、これに関連して国連総会決議67/53によって設立された政府専門家グループが現在行っている議論の重要性を強調した。

P5はまた、より広範な軍縮コミュニティーとの協働を拡大すべきであることを決定した。そのために、P5会合の一部である状況説明と討議セッションに、多数の非核兵器国が初めて招待された。P5は、いくつかのNPT関連事項に関する議論を深めるために、会合に説明文書を事前配布し、次の再検討サイクルのための重要な措置を準備するにあたっては、非核兵器諸国との間でこの数か月間に行ってきた討議の蓄積の上にたち、このような討議の継続を希望することを表明した。加えて、市民社会にP5と意見を交わす機会を提供するためのアウトリーチイベントをチャタムハウスと連携して開催した。

P5の共同作業の重要な焦点として核用語集に関する討議が行われ、進展が得られた。P5は、第9回再検討会議に向けて、第1版を発表する意向を表明した。P5は用語集を、必要に応じて改訂・更新していく意向である。

P5は、いくつかのP5メンバーから提供されたものを含め、2国間及び多国間の、軍縮の検証に関するプロジェクトについて最新情報を得た。

P5は、不拡散体制への挑戦に平和的かつ外交的な解決策を見出す必要性を改めて表明した。 P5はイラン・イスラム共和国とP5+1の間の継続的な外交プロセスを歓迎し、イランの計画が完全に平和的な性格のものであることを保証する包括的な和解交渉への継続的なコミットメントを強調した。国際原子力機関（IAEA）とイランの間の対話については、軍事分野に関連する可能性のあるものを含め、すべての未解決の問題を解決するために、全面的な協力が緊急に必要であることに留意した。さらにP5は、朝鮮半島の核問題への外交的解決のために、2005年9月19日の6か国協議共同声明に従って、検証可能で不可逆的な非核化を完全に達成するための決意を強調した。

P5は、IAEAの保障措置制度の維持および強化の重要性を強調した。議論には追加議定書の普遍化といった課題が含まれた。

非核兵器地帯の議論において、P5は、2014年の中央アジア非核地帯条約の議定書の調印を歓迎し、その後のフランスと英国による批准および、その他の国による議定書発効に関連する取り組みに留意した。P5はまた、東南アジア非核地帯条約の議定書への署名が進捗されることへの期待を表明し、未解決問題の解決策を見つけるために、条約締約国が建設的に関与し続けることを奨励した。さらに、P5は、中東非大量破壊兵器地帯の設立に関する会議を開催するためのファシリテーターの努力と、共同招集者への全面的な支援を再確認し、すべての地域諸国に対し、会議の開催についての合意に達するための努力を強化することを求めた。

P5は、NPT脱退問題に関する議論を継続した。すべての締約国は、第10条1項の規定により、脱退する権利を持っていることを留意しつつ、P5は、再検討会議が、脱退権の濫用の可能性に関する勧告について合意することへの期待を表明した。

P5は、NPT締約国が同条約第1条、第2条および第3条と整合しつつ核エネルギーの平和利用を促進するためのP5各国の行動を評価し、技術協力プログラムを含む当分野におけるIAEAの諸プログラムへの支持を再確認した。

核兵器国は、NPTの義務を前進させるための対話を継続することへの期待を表明した。P5は、次のP5会議を主催するフランスの寛大な申し出を歓迎した。P5は、コンセンサスによるバランスのとれた2015年再検討会議の合意がなされることへの期待を表明した。それはNPTを強化するためのP5の継続的な取り組みを強化するものになるであろう。

www.gov.uk/government/news/joint-statement-from-the-nuclear-weapon-states-at-the-london-p5-conference

資料2-17　ローマ法王の核抑止論批判

フランシスコ・ローマ法王の第70回国連総会における演説より（抜粋訳）

2015年9月25日

（前略）

戦争はすべての権利を否定し、環境を無残に破壊します。私たちはすべての人の真なる発展を望むなら、国々や民族の間の戦争を避けるため、不断に努力をしなければなりません。

この目的のため、真に根本的な法規範である国際連合憲章が提起するように、議論の余地のない法の支配を、そして絶えざる交渉・調停・仲裁への志向を、確実にする必要があります。

一般的には国際連合創設以来の70年間、そしてとりわけこの第3千年紀の最初の15年の経験から明らかになったのは、国際規範の全面的適用がいかに効果的で、かつ、それが実施されないことがいかに無力か、ということでした。国連憲章が尊重され、透明性をもって誠実に、下心なしに、偽りの意図を覆い隠す手段としてではなく正義のため必ず参照すべきものとして、適用されたとき、その結果として平和がもたらされるでしょう。他方、国連憲章という規範が単に、都合のよいときに使え、そうでないときには無効と扱いうる法律文書とみなされる時には、まさしくパンドラの箱が開き、制御できない力が放出され、無防備な人々や文化的環境、さらに生物学的環境までもを深刻に傷つけるでしょう。

国連憲章の前文と第1章は、平和、紛争の平和的解決、各国間の友好関係の発展、という国際的な司法枠組みの土台を規定しています。これらの規定と鋭く対対立し、実質的にそれらを否定しているのが、兵器、特に核兵器など大量破壊兵器の拡散を絶えず志向する気運です。相互破壊―おそらく全人類の破壊―の脅しに基づく倫理や法は自己矛盾であり、国連の枠組み全体を侮辱するものです。それらのもとでは、国連は、行き着くところ、「恐怖と不信でつながった国家連合」になってしまうでしょう。核兵器を全面的に禁止するという目標のもと、名実ともに核不拡散条約を完全に履行し、核兵器のない世界をめざして取り組むことが緊急に必要です。

アジアおよび中東という不安定な地域において、最近、核問題で合意が達成されましたが、これは、誠意と忍耐をもってたゆまず実践されてきた、良心的な政治的意志と法との持つ潜在力の証です。私は、この合意が永続し、効果を発揮し、当事者すべての協力のもとに成果をもたらすことを願うものです。

（後略）

www.holyseemission.org/contents//statements/statements-56054736193b87.20279259.php

3.その他の資料

資料3-1　北朝鮮「水爆実験成功」声明

朝鮮民主主義人民共和国政府声明「水爆実験に成功したことを証す」

2016年1月6日、平壌

朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）政府は水曜日に以下の声明を発表した。

DPRKのすべての軍人と人民が長足の前進を遂げ、朝鮮労働党の戦闘的アピールに応え、主体（チュチェ）の革命的大義の最終的な勝利を早めるための総突撃戦に一つになって日々目覚ましい奇跡と偉業を成し遂げている胸躍る今、5千年に及ぶ民族の歴史に特記されるべき、世界を揺るがす出来事が起こった。

朝鮮労働党の戦略的決断に従い、主体（チュチェ）105年（2016年）の水曜日10時にDPRKで初の水爆実験が成功裏に行われた。

我々が生来持つ叡智、技術及び努力によって実施されたこの実験を通じて、DPRKは新たに開発された実験用水爆の技術仕様が正確であることを完全に立証し、より小型の水爆の威力を科学的に証明した。

安全かつ完璧な方法で行われた今回の水爆実験は周囲の生態学的環境にいかなる悪影響も与えなかったことが確認された。

今回の実験は、DPRKの核戦力の発展におけるより高次の段階を意味する。

歴史に特筆されるべき最も完璧な方法で実行された今回の水爆実験の成功によって、DPRKは水爆まで保有した核兵器国の高次の序列に堂々と加わり、朝鮮人民は最強の核抑止力を備えた威厳ある民族の気概を示すことになった。

この実験は、日増しに強まる米国主導の敵対勢力による核脅威と脅迫から国家の主権と民族の生存に関わる権利を断固として守り、朝鮮半島の平和と地域の安全を確保するためにDPRKがとった自衛的措置である。

世界に敵意という言葉が現れて以来、米国がDPRKに向けてきた敵視政策ほど根深く、過酷で執拗なものは前例がない。

米国は、単に異なる思想と社会制度を持っており、自らが持つ侵略への野望に屈服することを拒絶しているという理由で、憎むべき前代未聞の政治的孤立、経済封鎖及び軍事的圧力を加えるだけでは飽き足らず、DPRKに核の惨禍すらもたらそうと奔走する冷酷な強盗集団である。

原子力空母打撃団や核戦略飛行隊を含む米帝国主義侵略軍のあらゆる核攻撃手段が絶え間なく投入されているため、朝鮮半島とその周辺は、核戦争が勃発するかもしれない世界最大の紛争地帯となっている。

米国は、敵対勢力を動員してDPRKに対しあらゆる形態の経済制裁と謀略的な「人権」騒ぎを引き起こして、強盛国家の建設と人民の生活水準の向上を阻止し、「その社会体制を崩壊させ」ようと死に物狂いになっている。

様々な種類の膨大な核兵器によって我が国を攻撃する機会を虎視眈々と狙っている

侵略の首謀者たる米国に立ち向かうDPRKが正義の水爆を保有したのは、主権国家の自衛のための正当な権利であり、誰も中傷することのできない、まったく正しい措置である。

真の平和と安全保障は、交渉のテーブルにおける屈辱的な懇願や妥協を通じて成し遂げることはできない。

今日の厳しい現実は、自分の運命は自力で守らなければならないという普遍の真理を再度明白に証明している。

獰猛なオオカミの群れの前で猟銃を手放すことほど愚かなことはない。

今回の水爆実験でDPRKが収めた目覚ましい成功は、民族の永遠の未来をしっかりと保証する歴史の偉大な功績であり、民族にとって重大な歴史的事件である。

DPRKは、朝鮮半島の平和と地域の安全保障を米国の凶悪な核戦争シナリオから守るために、あらゆる努力を尽くしている真の平和愛好国家である。

責任ある核兵器国であるDPRKは、侵略を企図する敵対勢力が我々の主権を侵害しない限り、すでに宣言したとおり、核兵器を先行使用することもないし、いかなる状況下でも関連手段や技術を移転することはない。

米国が我が国に対する卑劣な敵視政策を撤回しない限り、核開発の停止や核の解体をDPRKの側から行うことはあり得ない。

DPRKの軍隊と人民は、主体(チュチェ)の革命的大義の未来をいつの時代にもしっかりと保証するため、正義の核抑止力を質量ともに着実に強化していく。

主体(チュチェ)朝鮮は、偉大な朝鮮労働党の並進路線を堅持して永遠に繁栄するであろう。

出典:「朝鮮中央通信」(英語版)

資料3-2　対北朝鮮安保理決議2270

国連安保理決議 2270（2016）

2016年3月2日、第7638回会合にて採択

安全保障理事会は、

(略)

DPRKの進行中の核及び弾道ミサイル関連活動が、地域内ならびに地域を超えたさらなる緊張の増加を生み出していることに重大な懸念を表明し、国際の平和と安全に対する明確な脅威が引きつづき存在していると決し、

国際連合憲章第Ⅶ章の下で行動し、同第41条の下で措置を執り、

1. 理事会の関連決議に違反し、かつそれらを甚だしく無視して行われた、DPRKによる2016年1月6日の核実験を最も強い言葉で非難し、さらに、2016年2月7日に同国が、弾道ミサイル技術を用い、決議1718(2006年)、1874(2009年)、2087(2013年)及び2094（2013年)に著しく違反して行った発射を非難する。
2. DPRKが、二度と弾道ミサイル技術を用いた発射、核実験、あるいは他のいかなる挑発をもおこなってはならないこと、そして、あらゆる弾道ミサイル計画関連活動を凍結

し、この文脈においてミサイル発射のモラトリアムに関する既存の誓約を再確立しなければならないこととした理事会の決定を再確認し、DPRKに対して、ただちにこれらの義務を全面的に遵守することを要求する。

3. DPRKが、すべての核兵器と現存する核計画を、完全で検証可能、かつ不可逆的な方法で廃棄し、関連するすべての活動をただちに中止しなければならないとの理事会の決定を再確認する。

4. DPRKが既存の他のすべての大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画を、完全で検証可能、かつ不可逆的な方法で廃棄しなければならないとの理事会の決定を再確認する。

5. 全加盟国が、決議1718（2006年）第8節(c)にしたがい、自国国民による、もしくは自国領土からDPRKへの、または、DPRK国民による、もしくはDPRK領域からの、核兵器、弾道ミサイル、もしくは他の大量破壊兵器に関連する物品、材料、装置、物資及び技術の供給、製造、維持管理もしくは使用に関連する技術訓練、助言、役務もしくは援助のいかなる移転をも防止しなければならないことを再確認する。さらに、この禁止事項は、DPRKが、たとえ衛星発射体もしくは宇宙発射体の特質を持つものであろうとも、弾道ミサイル技術を用いた発射に関して、他の加盟国とのいかなる形態における技術協力にも関与することを禁止するものであることを強調する。

6. 決議1718（2006年）第8節(a)は、小火器及び軽兵器並びにそれら関連物資を含むあらゆる兵器とその関連物資のほか、それら兵器及び関連物資の供給、製造、維持管理もしくは使用に関連する金融取引、技術訓練、助言、役務提供もしくは援助にも適用されることを決定する。

7. 決議1874（2009年）によって拡大された決議1718（2006年）第8節(a)、同(b)及び同(c)によって課せられている義務は、所有権もしくは管理の移転の有無にかかわらず、DPRKに向けた、もしくはDPRKからの修理、点検、改修、試験、分解模倣及び売買のための輸送に関して適用されることを確認する。また、決議1718（2006年）第8節(e)に明示された諸措置は、本節記載の活動を遂行することを目的に渡航する、いかなる個人にも適用されることを強調する。

8. 決議1718（2006年）第8節(a)及び同(b)によって課されている措置は、加盟国が、当該物品がDPRKの軍の作戦能力の開発、または、DPRK以外の他の加盟国の軍の作戦能力の支援もしくは向上に貢献する輸出に直接的に寄与しうると判断した場合には、食料品と医薬品を除くいかなる物品にも適用することができることを決定する。さらにまた、本条項は、下記の場合における物品の供給、販売もしくは移転には適用されないことを決定する:

(a) 加盟国が、当該活動が、DPRKの個人または組織に収益をもたらすために利用されない、人道目的もしくは生活目的に限ったものであり、決議1718（2006年）、1874（2009年）、2087（2013年）、2094（2013年）もしくは本決議によって禁止されたいかなる活動にも関連しないと決定した場合であって、当該国家が制裁委員会に決定前に通知し、物品の他の目的への転用を防止する措置について同委員会に情報提供した場合、または、

(b) 制裁委員会が、特定の供給、販売もしくは移転が決議1718（2006年）、1874（2009年）、2087（2013年）、2094（2013年）もしくは本決議の目的に反しないと事案ごとの判断において決定した場合。

9. （略）

10. 決議1718（2006年）第8節（d）に明示された諸措置は、本決議付属文書Ⅰ及びⅡに列挙

された個人及び組織、並びに、それら個人もしくは組織に代わって、またはそれら個人もしくは組織の指示のもとに活動する個人もしくは組織、並びに、それら個人もしくは組織が不正な方法を含めて所有もしくは管理する組織にも適用されることを決定する。

11. 決議1718（2006年）第8節(e)に明示された諸措置は、本決議付属文書Ⅰに列挙された個人及びそれら個人に代わってまたはその指示のもとに活動する個人にも適用されることを決定する。

12.（略）

13. DPRKの外交官、政府代表、または政府の資格において活動しているそれ以外のDPRK国民が、特定された個人もしくは組織、または制裁回避を援助し、もしくは決議1718（2006年）、1874（2009年）、2087（2013年）、2094（2013年）および本決議の諸条項に違反している個人もしくは組織に代わって、もしくはそれらの指示のもとに活動していると、加盟国の一つが判断した場合には、当該加盟国は適用可能な国内法及び国際法に従い、当該個人をDPRKへ送還することを目的として域外に追放しなければならない。ただし、本節のいかなる規定もDPRK政府代表が国際連合業務を遂行するために国際連合本部もしくは他の国際連合施設に立ち入ることを妨げるものではない。さらに、本節の他の諸規定は、次の場合には特定された個人に適用されないことを決定する: a)当該個人の存在が司法手続きの遂行に必要なとき、b)当該個人の存在が医療、安全、その他の人道目的のみのために必要なとき、c)制裁委員会が、当該個人の域外追放が決議1718（2006年）、1874（2009年）、2087（2013年）、2094（2013年）もしくは本決議の目的に反すると、事案ごとの判断において決定したとき。

14. 当該国の国民ではない個人が、特定された個人もしくは組織に代わって、もしくはそれらの指示の下で活動し、制裁回避を援助し、または、決議1718（2006年）、1874（2009年）、2087（2013年）、2094（2013年）および本決議の諸条項に違反していると、加盟国の一つが判断した場合には、当該加盟国は適用可能な国内法及び国際法に従い、当該個人を当該個人が国籍を有する国へ送還することを目的として域外に追放しなければならない。ただし、当該個人の存在が、司法手続きの遂行に必要なとき、あるいは医療、安全、もしくは他の人道的目的に限って必要なとき、または、制裁委員会が、当該個人の域外追放が決議1718（2006年）、1874（2009年）、2087（2013年）、2094（2013年）もしくは本決議の目的に反すると事案ごとの判断において決定したときはこの限りでなく、また、本節のいかなる規定もDPRK政府代表が国際連合業務を遂行するために国際連合本部もしくは他の国際連合施設に立ち入ることを妨げるものではない。

15、16（略）

17. 全ての加盟国は、自国領域内で、またはDPRKの拡散上機微な核活動もしくは核兵器運搬手段の開発に寄与しうる分野を専門とする自国民によって、DPRK国民への専門的教育もしくは訓練が行われることを防止しなければならないことを決定する。そうした教育や訓練には、高等物理学、高等コンピューターシミュレーション及び関連するコンピューター科学、宇宙地理航法（geospatial navigation）、核工学、航空宇宙工学、航空工学及び関連分野に関するものが含まれる。

18. 全ての加盟国は、自国の空港、港湾及び自由貿易地域を含む自国領域内に存在し、もしくは自国領域内を通過する貨物で、DPRKを出発し、DPRKに向かい、DPRKもしくは同国民によって、または、DPRKもしくは同国民に代わって、もしくはその管理下にある個人もしくは組織によって、周旋もしくは援助されている貨物、あるいは、DPRKに

籍を置く航空機または船舶によって輸送されている貨物を、決議1718（2006年）、1874（2009年）、2087（2013年）、2094（2013年）もしくは本決議に違反して運搬されている貨物が存在しないことを確実にするために、検査しなければならないことを決定する。また、加盟国に対して、これら検査を、当該加盟国が人道目的であると判断した貨物の運搬への影響を最小化するような方法で実施するよう、要請する。

19. 加盟国が、自国国民及び自国領域内にいる者が、当該加盟国に籍を持つ船舶もしくは航空機をDPRKに賃貸もしくは同国からチャーターすること、またはそれらの運航役務をDPRKに提供することを、禁止しなければならないことを決定する。さらに、同禁止は、当該加盟国が制裁回避、あるいは決議1718（2006年）、1874（2009年）、2087（2013年）、2094（2013年）もしくは本決議の諸条項への違反を援助したと判断した個人もしくは組織、それら個人もしくは組織に代わって、あるいは、それらの指示に従って活動しているいかなる個人または組織、あるいはそれら個人もしくは組織によって所有または管理された組織にも適用される。加盟国には、DPRKによって所有、運行もしくは乗組員を供給されているいかなる航空機、船舶の登録をも抹消することが要請される。さらに加盟国には他の加盟国が本節にしたがって登録を抹消したいかなる航空機、船舶をも再登録しないことが要請される。さらに、本条項は、以下の情報提供をともなって制裁委員会に事案ごとに事前通知された賃貸、チャーターもしくは運行役務の提供には、適用されないことを決定する: a)当該活動が、DPRKの個人又は組織に収益をもたらすことなく、生活目的に限って行われることを証明する情報。 b)当該活動が上記各決議への違反に寄与することがないように執られた措置に関する情報。

20~23（略）

24. DPRKが、全ての化学・生物兵器及び兵器関連プログラムを放棄し、「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発,生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約」の加盟国としての義務に厳密に従って行動しなければならないことを決定する。さらにDPRKに対し「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」に加盟し、同条約の諸条項をただちに遵守するよう求める。

25、26（略）

27. 決議1718（2006年）第8節(a)及び同8(b)によって課せられている措置は、加盟国が、DPRKの核もしくは弾道ミサイル計画、または他の大量破壊兵器計画、決議1718（2006年）、1874（2009年）、2087（2013年）、2094（2013年）もしくは本決議によって禁止されている活動に寄与しうると判断し、または決議1718（2006年）、1874（2009年）、2087（2013年）によって課されている措置の回避に寄与すると判断した、全ての物品に適用されることを決定する。

28. 決議1874（2009年）第14ないし16節、および決議2087（2013年）第8節を再確認するとともに、これら各節は、その供給、販売、移転が決議1718（2006年）、1874（2009年）、2087（2013年）、2094（2013年）または本決議によって禁止されていることが、本決議の第18節にしたがって行われる検査を通じて確認されたすべての物品に対しても、適用されるべきことを決定する。

29. DPRKが、石炭、鉄及び鉄鉱石を、直接的にも間接的にも、自国領土から、または自国民によって、または自国に籍を置く船舶もしくは航空機を用いて、供給、販売、移転してはならないことを決定する。全ての加盟国は、自国民または自国に籍を置く船舶及び航空機が、DPRKの領土を出発地とするか否かにかかわらず、これら物資をDPRKから調達

することを禁止しなければならない。本条項は、以下の場合には適用されない:

(a) 調達国が、信頼に足る情報に基づき、原産地がDPRKではなく、羅津（ラジン）港からの輸出のみのために、DPRK国内を通過して輸送されたと確認した石炭。ただし、加盟国が、制裁委員会に事前に通知し、当該取引が、核及び弾道ミサイル計画、あるいは決議1718（2006年）、1874（2009年）、2087（2013年）、2094（2013年）もしくは本決議で禁止された他の活動のための収益をDPRKにもたらすことに関係しない場合に限る。

(b) 生活目的に限定され、DPRKの核及び弾道ミサイル計画、または決議1718（2006年）、1874（2009年）、2087（2013年）、2094（2013年）もしくは本決議で禁止された他の活動のための収益をDPRKにもたらすことに関係しない取引。

30. DPRKが、金、チタン鉱石、バナジウム鉱石、もしくは希土類鉱物を、直接的にも間接的にも、自国領土から、または自国民によって、または自国に籍を置く船舶もしくは航空機を用いて、供給、販売、移転してはならないことを決定する。さらに全ての加盟国は、自国民または自国に籍を持つ船舶及び航空機が、DPRKの領土を出発地とするか否かにかかわらず、これら物資をDPRKから調達することを禁止しなければならない。

31. 全ての加盟国が、航空用ガソリン、ナフサ系ジェット燃料、ケロシン系ジェット燃料、ケロシン系ロケット燃料などの航空燃料を、原産地が自国であるか否かを問わず、自国国民によって、または自国領土から、または自国に籍を置く船舶もしくは航空機を用いて、DPRKの領域に販売し供給することを防止しなければならないと決定する。ただし、制裁委員会が、分配及び使用に関する効果的な検証のため定められた取決めに従って、そうした物資のDPRKへの移転に必須の人道的必要性があることを、事前に例外的事案として検証し承認した場合を除く。さらにまた、本条項は、DPRK外の民間の旅客機が、DPRKへの往路及び復路においてのみ消費する航空燃料の販売もしくは供給については適用されない。

32. 決議1718（2006年）第8節(d)によって課せられている資産凍結は、DPRK政府もしくは朝鮮労働党の組織、これらに代わって、もしくはこれらの指示によって活動する個人もしくは組織、またはこれら組織が所有もしくは管理する組織によって、直接的もしくは間接的に所有、管理され、DPRKの核もしくは弾道ミサイル計画、または決議1718（2006年）、1874（2009年）、2087（2013年）、2094（2013年）もしくは本決議で禁止された他の活動に関連していると当該加盟国が判断した、在外の資金その他の金融資産及び経済的資産の全てに適用されることを決定する。（後略）

33~49（略）

50. 6か国協議への支持を再確認し、その再開を求め、2005年9月19日に中国、DPRK、日本、韓国、ロシア連邦及び米国によって発出された共同声明に記された、6か国協議の目標が平和的方法による朝鮮半島の検証可能な非核化であること、米国とDPRKが相互の主権を尊重し、平和的に共存すると約束したこと、そして6か国が経済協力の推進を約束したこと、及び他の関連する誓約を含む、諸誓約への支持を繰り返し表明する。

51、52（略）

付属文書Ⅰ　渡航禁止/資産凍結（個人）（略）
付属文書Ⅱ　資産凍結（組織）（略）
付属文書Ⅲ　オーシャン・マリタイム・マネジメント（OMM）の船舶（略）
付属文書Ⅳ　嗜好品（略）

http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/RES/2270(2016)

資料3-3　核保安ワシントンサミット・コミュニケ

2016 核保安サミット・コミュニケ

2016年4月1日

核および放射能テロの脅威は国際の安全保障に対する最大の挑戦の一つである。そしてその脅威は継続的に拡大している。2016年4月1日、第4回核保安サミットのためにワシントンDCに集った我々国家指導者は、このサミットが2010年以来、その脅威に対する認識を高め、核保安に関する多くの具体的で意義深い永続的な改善をもたらしたと言えることを誇らしく思う。サミットはまた、核保安に関する国際的法律文書の広範囲の批准と履行などを通して、国家、地域、世界のレベルで核保安の枠組みを強化した。我々は核物質の物理的防護に関する条約とその2005年の改正、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約の重要性を強調し、それらの普遍化と完全なる履行に向けて努力する。我々は核物質と原子力施設の物理的防護に関する2005年改正条約の速やかな発効と、さらなる批准を歓迎する。

我々は核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用という共通の目標に対する誓約を再確認する。我々はまた核保安を強化する措置が、原子力エネルギーを平和目的で開発、使用する国家の権利を妨げないことを再確認する。我々は、国家が各々の義務に従い、核兵器に用いられる核物質を含むすべての核及び放射性物質、並びに自らの管理下にある核施設の保安を常に効果的に維持することは、国家の基本的責任であると再確認する。非国家主体による核や他の放射性物質の入手を防ぐため、さらに多くの作業がなされる必要がある。非国家主体はこれら物質を邪悪な目的のために使うことがありうるからである。我々は核テロの脅威を減じ核保安を強化することによって、平和で安定した国際環境を醸成することを誓約する。

保安の改善を持続するためにはあらゆるレベルにおける絶え間ない警戒が必要である。そして我々は我々の国々が核保安を継続的な優先課題とし続けることを誓約する。我々は指導者として自身の責任を強く認識している。今日取る行動によって明日の核保安事故を防ぐことができる。機微な情報を保護しつつ、各国の状況に照らして、我々がそのような措置を目に見える形で取ることを選べば、それは各国の核保安体制の有効性を高め、信頼を構築することに貢献する。

核、放射性物質テロに対抗するには、国家の国内法や手続きに沿って情報を共有することを含む国際協力が要求される。国際協力は共通の利益とすべての人の安全のための、より包含的で調整され持続可能な、強固な核保安の枠組みに貢献できる。

我々は、グローバルな核保安の構造を強化し国際的指針を開発するにあたっての国際原子力機関（IAEA）の重要な責任と中心的役割、国際機関間及びイニシアチブ間での核保安活動の促進や調整、及び核保安の責任を遂行する各国の努力への支援における指導的役割を再確認する。我々は、IAEAが政治的気運を維持し、すべての関係者の間で核保安の意識を高めるために、2016年12月の閣僚会議を含む核保安に関する国際会議のよ

うな、定期的なハイレベル国際会議を開催することを歓迎し、支持する。

我々はこのサミットのプロセスを支えた官僚や政府専門家の国際的ネットワークを維持し、広く国家共同体を糾合するのみならず、原子力産業や市民社会の関係するパートナーの継続的な参加を奨励するよう努める。

政治的気運を確保し、国家、地域、世界のレベルでの核保安を継続的に強化するための我々の継続的な集団的決意の中で、我々おのおのが属する国際組織とイニシアチブ（国連、IAEA、インターポール、核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアチブ、大量破壊兵器及び物質の拡散に対するグローバル・パートナーシップ）を支持しつつ、我々は自発性を基礎として実行され、各国の国内法や関係する国際的義務に合致する添付の行動計画の履行を決意した。これらの計画は参加国の政治的意思を反映している。

2016年のサミットでこの形態での核保安サミットは終了する。我々は2010、2012、2014年サミットのコミュニケと2010年サミットの作業計画が、我々がこれらを完全に履行するときの努力の指針となり続けるであろうことを確認する。

※原文:「核保安サミット」ウェブサイト内 <www.nss2016.org/nss-2016/about/> にリンクあり。

資料3-4　オバマ米大統領の広島演説

広島平和記念公園でのオバマ大統領の発言

2016年5月27日

71年前のある晴れた雲ひとつない朝、死が空から降ってきて世界は変わった。閃光と火の壁が1つの街を滅ぼし、人類が自らを破壊する手段を手に入れたことを証明した。

我々はなぜこの場所、広島に来るのか? 我々はそれほど遠くない過去に解き放たれた恐ろしい力に思いをめぐらせるために来るのだ。10万人を超える日本人の男性、女性、子ども、何万人もの朝鮮人、12人といわれるアメリカ人捕虜を含む死者を追悼しに来るのだ。彼らの魂は我々に話しかける。我々が自分を見つめ、そもそも自分が何者で、これから何者になろうとしているのかについて思いを致すことを求める。

広島を他から際立たせるのは、戦争という事実ではない。暴力を伴う紛争は、まさしく人類の始まりと共に出現したことを歴史遺物は語っている。初期の祖先たちは、火打ち石から刃物を、木から槍を作ることを学び、これらの道具を狩猟のためだけではなく人間に対しても用いた。すべての大陸において、文明の歴史は戦争に満ちている。それが穀物の欠乏や黄金への渇望を動機にしたものであれ、民族的熱狂や宗教的熱情に駆られたものであれ。数々の帝国が盛衰した。諸民族が征服されたり解放されたりした。そのすべての節目において無辜の人々が苦しみ、数えきれない者が犠牲になり、彼らの名前は時と共に忘れられた。

広島と長崎で残酷な結末を迎えた世界大戦は、最も裕福で、最も力のある国々の間で争われた。それらの国々の文明は世界に大都市と壮大な芸術を出現させていた。思想家

たちは正義と調和と真実の理念を発展させていた。それでもやはりなお、最も素朴な種族間で対立を引き起こしたのと同じ、支配や征服を求める愚劣な本能から、戦争が起こった。旧態依然たる欲望が新たな制約を受けないまま、新しく獲得された能力によって増幅された。そして数年の間に6,000万人あまりの人々が死ぬことになる。我々と違わない男性、女性、子どもたちが、撃たれ、殴られ、行進させられ、爆撃され、投獄され、飢えさせられ、毒ガスで死に追いやられた。

この戦争の傷跡をとどめた場所が世界中に数多くある。武勇伝や英雄伝の記念碑、言語に絶する蛮行の名残をとどめる墓地や収容所跡である。しかし、人類が根本的に抱える矛盾を最も鮮明に思い出させるのは、この空に立ち上ったきのこ雲の姿だ。思考力、想像力、言語、道具の製作といった、自然から自立し、自然を思うように変える我々の能力、つまり、我々を人間たらしめているまさにその能力が、途方もない破壊力を我々に与えているのだ。

我々はどれほどしばしば、物質的進歩や社会変革に幻惑されて、この真実を見失うことか。何らかの高邁な大義の名の下に暴力を正当化することが、いかにたやすいか。いかなる偉大な宗教も愛と平和と正義への道を約束している。にもかかわらず、どの宗教も、自らの信仰ゆえに人を殺すことが許されると主張する信者たちの存在から逃れることができていない。国家は、人々を自己犠牲と協力のうちに結集させる物語を流布し、顕著な偉業を可能にしながら興隆する。しかしその同じ物語が、あまりにもしばしば、異なる立場の人々を抑圧し、人間性を奪ってきた。

科学のおかげで我々は海を越えて意思を疎通させ、雲を越えて飛び、病気を治し、宇宙を理解することができる。しかし同じ科学的発見が、前例のない効率的な殺戮装置に変わりうるのだ。

現代の戦争はこの真実を教えている。広島はこの真実を教えている。人間社会の進歩なしに、技術だけを進歩させれば、我々は破滅に向かう。原子の分裂を導いた科学の革命は、道徳の革命を伴わなければならない。

だから我々はここに来るのだ。我々はここに、この街の中心に立ち、自らを奮い立たせて爆弾が投下された瞬間を想像する。自らを奮い立たせて眼前の光景に慄いている子どもたちの恐怖を感じ取り、声なき叫びに耳を澄ます。我々は、あの恐ろしい戦争の連なりの中で殺された、すべての無辜の人々のことを思いおこす。そして、それ以前の戦争や、その後に起こった戦争で殺された人々のことを思いおこすのだ。

単なる言葉ではそのような苦しみを表現することはできない。しかし我々は歴史の核心を直視し、そのような苦しみが再び起きないようにするために何を変えればいいのかを問う責任を共有している。いつの日か我々は、証言をする被爆者の声を聞くことができなくなるだろう。しかし1945年8月6日の朝の記憶を決して色あせさせてはならない。その記憶のおかげで我々は慢心と闘うことができる。それは我々の道徳的想像力をかきたて、そのおかげで我々は変わることができる。

そしてあの運命の日以来、我々は自分たちに希望をもたらすような選択をしてきた。アメリカと日本は同盟関係だけでなく友好関係を築きあげ、両国の国民は戦争を通じて求めうるよりもはるかに多くのものを勝ち取ってきた。ヨーロッパの国々は戦場に代わるものとして、通商と民主主義の絆で結ばれた連合体を築いた。抑圧された諸国民や諸民族は解放を勝ち取った。国際社会は、戦争を回避する作用を持つ制度や条約とともに、核兵器を制限し、削減し、最終的には廃絶することを志向する制度や条約を策定した。

それでもなお、国々や民族の間の侵略行為、そして世界中で見られるテロや汚職や残虐行為や抑圧行為の数々は、我々の仕事に終わりはないことを示している。人間が悪事を働く可能性を無にすることはできないかもしれない。だから国家も、そして我々が形成した同盟も、自己を防衛する手段を持たねばならない。しかし、我が国のように核を備蓄している国々は、恐怖の論理から逃れ、核のない世界を追求する勇気を持たねばならない。

この目標は私が生きている間には実現できないかもしれない。しかし、粘り強い努力によって破滅の可能性を減ずることはできる。我々はこれらの核備蓄の廃棄への道筋をつけることはできる。我々は新たな国への拡散を止め、致死性の物質が狂信者の手に渡らないように防護することができる。

それでもまだ十分ではない。というのは、こんにちの世界を見渡せば、最も粗末なライフルや樽爆弾でさえも、恐るべき規模の暴力の一端を担っていることがわかる。我々は戦争そのものに対する考え方を変えねばならない。そうすることで、外交によって紛争を防止し、始まってしまった紛争を終わらせるよう努力し、拡大する相互依存を暴力的な競争ではなく平和的協力の契機として捉え、国々を破壊能力ではなく、それが何を築くかによって判断せねばならない。

そしておそらく何よりも、我々は人類という1つの種の一員として互いの結びつきを捉え直さねばならない。なぜなら、物事を捉え直すというこの能力もまた、人類を他に類を見ないものにしているからである。我々は過去の過ちを繰り返すよう遺伝子に縛られてはいない。我々は学ぶことができる。選ぶことができる。子どもたちに違う物語を伝えることができる――人類に共通する人間性を描写し、より戦争を起こりにくく、残虐性を受け入れにくくする物語を伝えることができる。

私たちは、これらの物語を被爆者の中に見いだす。ある女性被爆者は原爆を投下した飛行機のパイロットを許した。なぜならば彼女は、自分が本当に憎んでいるのは戦争自体だということに気づいたからである。ある男性被爆者はここで亡くなったアメリカ人の遺族を捜し出した。なぜなら彼は、遺族たちが失ったものは彼自身の失ったものと等しいと思ったからである。

私自身の国の物語は簡素な言葉で始まる――すべての人間は平等に作られ、創造主によって、生命、自由、幸福の追求といった奪いえない権利を付与された。この理想の実現はいまだかつて容易だったことはない。我が国の領土内においても、国民どうしの間でさえも。

しかし、この物語に忠実であり続けようとすることは努力に値する。それは追い求めるべき理想であり、大陸や大洋を越えて広まっていく理想である。一人ひとりの人間の減ずることのできない価値、一つひとつの生命が大切であるとの主張。我々は人類という1つの家族の一員であるという根本的で不可欠な観念。これが、我々皆が伝えねばならない物語である。

だからこそ我々は広島に来るのだ。我々は愛する人たちのことを思う――子どもたちの朝一番の笑顔、台所のテーブル越しの伴侶との優しい触れ合い、親からの心安らぐ抱擁――こういったことを思い描き、そういう同じ大切な瞬間がここで71年前にもあったことを知る。亡くなった人々は、我々と同じような人々なのだ。市井の人々はこのことを理解できると私は思う。市井の人はこれ以上戦争を望んでいない。むしろ、科学の驚異は生活を滅ぼすのではなく、もっぱら生活をよりよくする役に立ってほしいと思うだろう。

国々の選択、指導者の選択が、この素朴な英知を反映するとき、そのときにこそ広島の教訓が活かされたといえる。

世界はここで永遠に変わった。しかし今日、この街の子どもたちは1日を平和のうちに過ごすだろう。それはなんと尊いことだろう。これは、守り、そしてどの子どもにも及ぼす価値のあることだ。それが、我々が選ぶことのできる未来だ。広島と長崎が核戦争の夜明けとしてではなく、我々自身の道徳の目覚めの始まりとして知られる未来だ。

https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2016/05/27/remarks-president-obama-and-prime-minister-abe-japan-hiroshima-peace

資料3-5　米大統領の核先行不使用政策を支持する2つの声明

米上院議員有志からオバマ大統領への書簡

2016年7月20日

親愛なる大統領閣下

最近の歴史的な広島訪問時に、貴職は核保有国に対して「恐怖の論理から逃れ、核のない世界を追求する勇気を持たねばならない」と訴えた。このビジョンを我々が生きている間に実現できないかもしれないとの認識を語る一方で、貴職は「粘り強い努力によって破滅の可能性を減ずる」と述べた。我々はそれに同意する。そして貴職の訪問に拍手を送る。

貴職が合衆国核政策の包括的な見直しを行っているという報道に照らして、我々は合衆国の核兵器関連支出を減額し、核戦争のリスクを減らすために、貴職が執務室での最後の日々に大胆な行動を取ることを励ますためにこの手紙を書いている。我々が貴職に検討を求める措置は、過剰な核近代化計画の縮小、核兵器の先行不使用政策の採用、そして警報即発射計画を取り消すことである。これらのオプションは、全て合衆国の国家

安全保障を強化し、「わが国の安全保障戦略における核兵器の役割を低減する」という、2009年プラハにおける貴職の誓約を前進させる。

何よりもまず我々は、貴職が不必要な新型核兵器と運搬手段の生産計画を縮小することを要請する。中立的な見積りによれば、核兵器の維持と近代化計画には、向こう30年間で約1兆ドルが必要とされる。これは、非核兵器に多額の支出が必要となった時に、我が国の防衛予算に対する巨大な圧力となるだろう。とりわけ我々は、貴職が長距離スタンドオフ兵器と呼ばれる新型空中発射式核巡航ミサイルという、核戦争のリスクを増大させるだろう不必要な能力に200億ドルを費やす計画を取り消すよう要請する。

現行の核近代化計画を支持する者たちは、ロシアとの新START条約を議会で承認させるための取引の一部として、貴職が新型核兵器の生産を約束したと頑迷に主張している。しかし、この約束は現在と異なる予算環境の下で、核兵器近代化の総費用がまだ明らかにされない中でなされたものだ。

無駄な核兵器支出を縮小するのに加えて、我々は合衆国の核態勢の変更を支持する。冷戦終結後四半世紀以上がたつ今も、米国は、紛争における核先行使用オプションを維持している。このオプションを保持することによって、奇襲攻撃に対する相互の恐怖は増幅され、他の核武装国に対して保有核兵器の高度警戒態勢を維持する圧力が加えられ、意図せざる核戦争のリスクが増大する。

我々の比類のない通常兵器の軍事能力に照らせば、我々は本土や同盟国への非核攻撃を抑止するために核の先行使用による威嚇に依存する必要はない。先行不使用政策を採用することによって、合衆国は、我々の安全保障に対する通常兵器と核兵器による脅威の両方を抑止しつつ、偶発的な核紛争のリスクを減少させることができるであろう。

最後に、合衆国は現在、核攻撃警報があれば、即、核兵器を発射する計画を維持している。この政策は危機に際して大統領が注意深く思慮する能力を損ね、誤警報の際に悲惨な過ちが犯される可能性を高める。不慮の核戦争のリスクをさらに低下させるため、我々は警報即発射方式を中止することによって、司令官が核兵器の使用を検討することのできる時間を長くすることを支持する。

核戦争はアメリカの国家安全保障に由々しきリスクをもたらす。広島と長崎への核爆撃の教訓は明白である。核兵器は二度と使用されてはならない。我々は核戦争のリスクを低下させ米国の安全保障上の利益を守るために、なしうる全てのことをなさねばならない。

敬具

合衆国上院議員　エドワード・J・マーキー /ダイアン・ファインスタイン/アル・フランケン/バーバラ・ボクサー /ジェフリー・A・マークリー /バーナード・サンダース/エリザベス・ウォレン/シェロッド・ブラウン/パトリック・リーヒ/ロン・ワイデン

原　文: www.markey.senate.gov/imo/media/doc/7-20-16%20EJM%20Letter%20to%20President%20Obama%20on%20Nuclear%20Weapons.pdf

アジア太平洋の米同盟国に対する「先行不使用」支持を求める核不拡散・核軍縮アジア太平洋リーダーシップ・ネットワーク（APLN）声明

2016年8月9日

伝えられるところによれば、オバマ政権は彼の任期の最終局面で、いかに核軍備管理アジェンダを再活性化するか考慮している。長らく懸案となっている重要なイニシアチブには、米国がいかなる状況でも核兵器を先に使用しない誓約をするという「先行不使用」政策がある。

オバマ大統領の核兵器のない世界のビジョンに目に見える前進がほとんど見られない中で、我々は長年の米国核戦略に対するこの重要な変更を歓迎する。

オバマ大統領は核政策課題に対する力強い公約とともに大統領に就任した。彼は2009年にプラハで行った最初の主要な外交政策演説で、核兵器の脅威のない世界の力強いビジョンを明言した。彼の大統領としての功績にはロシアとの新START条約、4回の核保安サミット、イランとの核平和利用交渉、歴史的な5月のヒロシマ訪問が含まれる。

大胆な政策課題は立ち往生したままだ。

「先行不使用」は象徴的な価値と、すぐれて実際的な意義の両面を持つ。その潜在的利益はありうる欠点を大きく上回っている。「先行不使用」はリスクの高いドクトリンや兵器の配備からの転換を促す。先行不使用政策は前進配備、警報即発射態勢、現場指揮官への権限事前委譲の必要をなくす。つまり事故や非承認の使用の見込みが著しく低下することになる。「先行不使用」は世界的に増大している核兵器への人道上の懸念にも応えるものである。

もし、アメリカの例に倣って「先行不使用」が全ての核武装国家によって採用されれば、この政策は地球規模の核規制レジームの目玉となり、戦略的安定性を強化し、危機に際しての不安定さを低減させ、核兵器と通常兵器の境界線を明確にし、核兵器使用に反対する規範をさらに強固にする。

オバマ大統領は「核兵器を使用した唯一の国として」米国は「核兵器廃絶を先導し続ける道徳的義務がある」と正しくも語った。先行不使用条約から生まれる信頼の向上は核武装国間の緊張を緩和させ、さらなる核軍縮の進展へとつながる環境の醸成に貢献する。

われわれは米国の「先行不使用政策」を奨励し、アジア太平洋地域の同盟国がそれを支持するよう要求する。

署名者　ムン・チュンイン/共同呼びかけ人、ラメシュ・タクール/共同呼びかけ人、阿部信泰/日本原子力委員会委員、元国連軍縮事務次長、ハスミー・アガム/マレーシア人権委員会議長、元国連大使、ペ・ミョンボク/韓国中央日報論説委員、ジム・ボルガー/元ニュージーランド首相、ジョン・カールソン/元オーストラリア防衛・不拡散事務所長、サイモン・チェスターマン/シンガポール国立大学法学部長、チョン・ヨンウ/元韓国大統領上級補佐官（外交、国家安全保障）、サイ・リツニョ/中国現代国際関係研究所シニアフェロー、ジャヤンタ・ダナパラ/元国連軍縮事務次長、ギャレス・エバンス/オーストラリア国立大学総長、元オーストラリア外相、ファン・ジーシー/中国社会科学研究院戦略研究ディレクター（北京）、トレバー・フィンドレイ/メルボルン大学、国連事務総長軍縮諮問委員、マリアン・ハンソン/クイーンズランド大学、ピーター・ヘイ

ズ/ノーチラス研究所代表、ペルベス・フードボイ/物理学教授、国連事務総長軍縮諮問委員、ファン・ヨンス/韓国核不拡散管理研究所長、ジェハング・カラマト/元パキスタン統合参謀本部議長、陸軍参謀本部、川口順子/元日本外相、キム・スンファン/元韓国外相、キショレ・マブバニ/シンガポール国立大学リークワンユー公共政策部長、元シンガポール国連常任代表、ラリス・マンシン/元外相、駐英上級委員、駐米大使、C・ラジャ・モハン/インドカーネギー財団理事長、ヘワ・マタラ・ガマジ・シリパラ・パリハッカラ/元スリランカ北部州知事、ジェフリー・パーマー卿/元ニュージーランド首相、デービッド・パイン/元ニュージーランド在マレーシア高等弁務官、カシット・ピロミャ /元タイ外相、スリン・ピツワン/元ASEAN事務局長、タイ外相、R・ラジャラマン/ジャワハラルネルー大学理論物理学名誉教授、マンプリート・セシ/空軍研究センター（ニューデリー）、シェン・ディンリ/復旦大学国際研究所副所長（上海）、ソン・ミンソン/元外相、北朝鮮研究大学学長、ラケシュ・スード/元インド首相公使（核不拡散）、カルロス・ソレタ/元駐露フィリピン大使、鈴木達治郎/長崎大学核兵器廃絶研究センター長、トン・ヌ・シ・ニン/トリビエ国際大学学長、元駐EUベトナム大使、ニャモソー・トゥヤ/元モンゴル外相、シャシ・ヤギ/元印空軍長官、シッダース・バラダラヤン/ワイヤ誌編集長（インド）、アルン・ビシュワナサン/国立高等学術研究院、インド科学研究院（バンガロール）、ウィリョノ・サストロハンドヨ/元駐豪インドネシア大使、アンゲラ・ウッドワード/カンタベリー大学（ニュージーランド）、湯崎英彦/広島県知事

www.a-pln.org/statements/statements_view/APLN_No_First_Use_Statement_2016

資料3-6　中国国防白書

中国国防白書『中国の軍事戦略』（抜粋訳）

中国国防部、2015年5月26日

序文

（略）

中国の運命は、世界全体の運命と決定的に相互連関している。豊かで安定した世界は中国に機会を提供するであろうし、中国の平和的発展は全世界にとっての機会を提供するだろう。中国は、断固として平和的発展の道を歩み、独立した平和な外交政策と本質的に防衛的な国防政策を追求し、あらゆる形態の覇権主義と力の政治に反対し、決して覇権や拡張を求めない。中国軍は、世界平和を維持する忠実な力であり続ける。

（略）

Ⅰ.国家安全保障をめぐる状況

（略）

世界の経済的・戦略的重心が、これまでになく急速にアジア太平洋地域にシフトしているため、米国は「リバランス」戦略を実行し、この地域における軍事的プレゼンスと軍事同盟を強化している。日本は戦後体制からの脱却を積極的に追求し、軍事・安全保障政策の大幅な改訂を行いつつある。このような事態の進展は、地域の他の諸国の間に重大な懸念を引き起こしている。中国の領土主権と海洋権益に関する問題をめぐっては、沿

岸近隣国の一部が挑発的な行動を取っており、彼らが不法占有している中国の岩礁と島嶼において彼らの軍事的プレゼンスを強化している。いくつかの域外の国々もまた、南シナ海情勢にしばしば干渉しており、中には、中国に対して空と海からの監視と偵察を行うために継続的に接近してくる国もある。このように、海洋権益を守ることは中国にとっての長期的課題である。領土をめぐるいくつかの紛争が、依然としてくすぶっている。朝鮮半島と北東アジアは不安定性と不確実性に包まれている。地域的なテロリズム、分離主義と過激主義が横行している。これらはすべて、中国周辺地域の安全保障と安定性に悪影響を与えている。
（略）

II.中国軍の使命と戦略的任務

（略）

中国軍は、新たな時代における任務を効果的に遂行し、中国共産党の指導力と中国独自の社会主義体制を断固として支え、中国の主権、安全保障及び発展の利益を守り、中国の発展のための戦略的機会の重要な時期に保証を与え、地域と世界の平和を維持し、あらゆる面で適度に豊かな社会の建設を完遂し、中華民族の偉大な再興を実現するための強力な保証を提供するよう努める。

中国軍は、主として以下の戦略的任務を担う:

- 広範な緊急事態や軍事的脅威に対処し、効果的に中国の主権と領土・領空・領海の安全を守ること。
- 祖国の統一を断固として守ること。
- 新たな領域における中国の安全保障と利益を守ること。
- 中国の海外権益の安全を守ること。
- 戦略的抑止力を維持し、核による反撃を遂行すること。
- 地域的及び国際的な安全保障協力に参加し、地域と世界の平和を維持すること。
- 中国の政治的安全と社会の安定を維持するよう、領土侵害、分離主義及びテロリズムに対する作戦における取組みを強化すること。
- 緊急救助及び災害救援、権利と利益の保護、警備任務及び国家の経済的・社会的発展のための支援といった任務を遂行すること。

III.積極的防御の戦略方針

（略）

新たな状況における積極的防御の軍事戦略指針を実行するため、中国軍は軍事闘争の準備のための立脚点を修正する。進化する戦争の形態と国家安全保障をめぐる情勢に沿って、軍事闘争の準備のための立脚点は、情報化された局地戦に勝利することに置かれ、海洋における軍事闘争とその準備を最優先させるであろう。軍は、主要な危機を効果的に管理し、起こりうる連鎖反応に対処し、断固として国の領域主権、統一性及び安全を守るための任務を果たす。
（略）

IV.中国軍の構成と発展

（略）

死活的に重要な安全保障領域における戦力の発展

海洋は、中国の永続的な平和、持続的な安定性と持続可能な発展に影響を与える。陸上重視、海洋軽視の伝統的思考を打破し、海洋を管理し海洋権益を防衛することに高い重要性を与えなければならない。中国にとって、自らを海洋大国へと発展させる戦略的な支えを提供するためには、国の安全と発展の利益に見合う現代的な海洋戦力構成を発展させ、国家主権と海洋権益を守り、戦略的な海上交通路と海外権益の安全を保護し、国際的な海洋協力に参加することが必要である。

（略）

核戦力は、国家主権と安全を維持するための戦略的礎石である。中国はつねに核兵器の先行不使用政策を追求してきており、本質的に防衛的な自衛的核戦略を堅持してきた。中国は非核兵器国に対して、または、非核兵器地帯において、無条件に核兵器の使用やその威嚇を行わず、他のいかなる国とも核軍拡競争を決して行わない。中国はつねに、国の安全を維持するために必要最小限の水準にその核能力を維持し続けてきた。中国は、核戦力構成を最適化し、戦略的早期警戒、指揮・管制、ミサイルの貫通能力、迅速対応能力、抗堪（こうたん）性と防護力を向上させ、他国による中国に対する核兵器の使用及びその威嚇を抑止する。

（略）

Ⅴ.軍事闘争の準備

軍事闘争の準備は、基本的な軍事活動であり、平和を守り、危機を封じ込め、戦争に勝利するための重要な保証である。中国軍は、軍事闘争の準備を拡大・強化するために、闘い、勝利することを可能とする要件を満たし、主要な問題と困難を解決することに焦点を当てて堅実に任務を遂行し、実践的な準備に絶え間なく努めて、抑止力と戦闘力全体を高めていかなければならない。

（略）

あらゆる方向と領域で軍事闘争の準備を推進する

複雑な戦略地政学的環境ゆえに、中国は、あらゆる戦略的方向性と安全保障領域において、多様な脅威や挑戦に直面している。したがって、軍事闘争の準備は、戦略的状況全体のバランスと安定性を維持するよう、よく計画され、優先順位をつけられた、包括的でよく調整された方法で行われなければならない。中国軍は、伝統的な安全保障領域と新しい安全保障領域の両方において、軍事闘争の準備のための全体的な計画を作成し、国家主権と安全を保障し、国の海洋権益を守り、武力紛争や緊急事態に対処するために準備をする。作戦パターン及び武器、装備の高度化に適応するため、中国軍は戦場における戦力配置をさらに最適化し、戦略的事前集積を強化する。

（略）

Ⅵ.軍事及び安全保障協力

（略）

http://www.chinadaily.com.cn/china/2015-05/26/content_20820628.htm

資料3-7　英国の「防衛・安全保障見直し」(2015SDSR)

「国家安全保障戦略および戦略的防衛・安全保障見直し2015:安全で繁栄した英国」

(抜粋訳)

2015年11月

第4章　国民を守る
C.　核抑止力

核抑止力の役割

4.63　英国の独立した核抑止力は、グローバルな安全保障環境が必要とする限り、今日の我が国の安全保障にとって重要であり続ける。それは、我々の国家安全保障と生き方に対する極めて重大な脅威を抑止するために60年以上にわたり存在し続けており、我が国とその同盟国の安全を保障する役に立っている。1969年以来、英国海軍は、その核抑止力を「容赦なき作戦」のもとで機能させており、核武装した4隻の潜水艦の少なくとも1隻が常に巡回を行っている。

4.64　他の諸国は核兵器を保有し続けており、核兵器のさらなる拡散の危険が持続している。国々がその核能力を、我が国を威嚇し、意思決定を危機に陥れ、あるいは核テロに資金提供するために使う危険性がある。国際の安全保障状況における最近の変化により我々は、警戒を緩めることはできないことを思い知らされる。我が国もしくはNATOの同盟諸国を重大な脅威にさらすような、さらなる変化の可能性を否定することはできない。

4.65　バンガード級の核武装潜水艦は2030年代初頭までに退役を始める。後継艦の設計、開発、製造に時間がかかることを考えると、我々が今、行う決定が、2050年代までの間の我々の安全に影響する。英国が、予見可能な将来において、核兵器が抑止しようとするところの、安全と生き方に対する極めて重大な脅威に直面しないと想定するのは無責任といえよう。我々は、「継続的海上抑止」に基づくと共にNATOの防衛に携わる、最小限の信用性ある独立した核抑止力は、引き続き我が国の国家安全保障に不可欠であると判断する。したがって我々は、「継続的海上抑止」を持続させるため必要な投資を行う。

英国の最小限の、確実な、信用性ある核抑止力

4.66　我々は、いかなる攻撃者をも抑止するために必要とされる最小限の破壊力を維持することを確約する。そのためには、我々の核抑止力が、潜在的敵対者からの先制的行為に対して脆弱ではないことを確実にしなければならない。他の選択肢も考慮の上での我々の評価は、少なくとも1隻が常に海に出て、気づかれることなく「継続的海上抑止」の巡回を確実に行うためには、やはり4隻の潜水艦が必要だというものである。巡回中の潜水艦は引き続き、40個の核弾頭とわずか8つの戦略ミサイルを搭載する。我々はたった120個の戦略核弾頭を保持し、2020年代半ばまでに、2010年SDSRで打ち出した約束に従い、全ての核兵器備蓄をたった180弾頭にまで削減する。

4.67　我々は引き続き、国際の安全保障環境と潜在的敵対者の行動とに照らし、核態勢を恒常的に見直す。

英国の核兵器政策

4.68 首相のみが核兵器の発射を承認する権限を持つ。それにより、いかなる時も政治的統制が確実に維持される。我々は、NATO同盟諸国の防衛を含む自衛の極端な状況でのみ、核兵器を使用する。我々が必要とあればそのような行動をとる決意と能力は疑う余地がないが、他方で我々は、いかなる潜在的攻撃者の予測をも容易にさせないため、正確にいつ、どのように、いかなる規模で核兵器使用を企図することになるのかについては敢えてあいまいなままにしておく。

4.69 英国は、核不拡散条約（NPT）に加盟するいかなる非核兵器国に対しても、核兵器の使用も使用の威嚇も行わない。この保証は、その不拡散義務について重大な違反を犯した国家には、いかなる場合にも適用しない。現在は、英国ないしその死活的な利益に対し、化学兵器・生物兵器など大量破壊兵器を開発する国々からの直接の脅威は存在しない。しかし、我々は、将来において、これら兵器による威嚇、それらの開発ないし拡散によって必要となったばあいにはこの保証を見直す権利を留保する。

NATO、米国、フランスとの協働

4.70 核抑止力はNATOの包括的戦略の重要な一部である。1962年以来、英国は、その核能力をこの同盟の防衛のために使用すると宣言し、それにより欧州大西洋の集団的安全の究極的保証に貢献してきた。

4.71 英国は核政策などの核問題に関して、米国およびフランスと緊密な連携を図っている。英米の防衛協力は、近年改訂された1958年・相互防衛協定と1963年・ポラリス売却協定によって強化されている。他の事項にも増して、とりわけこの2協定改訂によって、英国が完全に独立した作戦行動を維持しつつ、トライデント・ミサイルその他の部品を米国から調達することを通じたコスト削減が可能になっている。フランスとは、2010年テウタス条約に基づき、両国の核備蓄の安全で効果的な維持に関わる技術の開発で協働している。

補充用の弾頭

4.72 英国の既存の核弾頭備蓄の寿命と補充オプションの幅を定める作業が続けられている。補充用弾頭は少なくとも2030年代終盤、場合によってはその後まで必要がない。しかし、リードタイム（完成までの時間）を考慮すると、本議会または次の議会の早い段階で、弾頭の交代に関する決定が必要になるかもしれない。一方で我々は、既存の備蓄の安全を保証するため必要な設備や技術を維持するため、そして、必要なときに補充用の弾頭を開発する能力を保持するため、核兵器機関（AWE）に引き続きかなりの投資を行っている。

後継の潜水艦計画

4.73 我々は、バンガード級の核武装潜水艦を、現在「後継艦」と呼ばれている新型の4隻の潜水艦に交代させる。これは国家的努力であり、政府の最大の投資計画の1つであって、その規模はクロスレールやハイスピード2に匹敵する。

4.74 2011年には設計段階に入った。それ以来、国防省は潜水艦計画を遂行するため、主要なパートナー企業であるBAEシステム社、ロールス・ロイス社、バブコック社と協働してきた。この国家的努力を遂行するには、政府や英国内外の民間部門における大規模

プロジェクトの経験を踏まえた改善が必要である。我々は世界に通用する息の長い潜水艦事業を創りあげる。そのためには長期にわたる持続的な努力が必要だが、我々はその覚悟を決めており、この議会で数々の重要な措置を講じることとする。

4.75 産業界と協働して、我々は後継艦計画を遂行するのに必要な組織上、管理上、契約上の変更点を確認し実施する。そのため、我々は

- 国防省内に新たなチームを立ち上げ、その長に就くのは調達から廃棄まで防衛のための核事業のすべての側面において、唯一の責任者として行動する経験豊かな通商の専門家とする。その専門家の責任範囲は潜水艦、核弾頭、技術、関連インフラおよび日々の核政策にわたる。
- 原子力潜水艦の調達と現場支援のための態勢を強化し、潜水艦事業の管理に携わる最高の人材の獲得と維持する権限と自由を有する新たな執行機関を設置する。
- 技術と設備への投資などを通じ、性能を高めるため、パートナー企業と共に取り組みを強化する。
- 政府と企業との間で新たな産業上・通商上の協定を締結し、これほどの規模と複雑さを持つ計画にはふさわしくないことから従来の単一の「主要支出（メイン・ゲート）」アプローチを離れて段階的な投資計画へと向かう。
- 4隻目の潜水艦のための重要な先行発注品の購入など、設計段階に追加的に6億ポンド超を投資する。これにより設計段階の経費総額は39億ポンドとなる。
- 2016年にリスク低減と実証に焦点を当てた次なる段階に進むため、投資提案をまとめる。

4.76 これは20年をかけた取得計画となる。最新の試算では、4隻の後継潜水艦の製造には計310億ポンドを要し（計画の存続期間中の物価上昇分を含む）、最初の潜水艦は2030年代に就航する見込みである。我々はまた、100億ポンドの予備費も設ける。改訂された費用と日程の見積もりには、潜水艦の詳細な設計図やそれらの製造についての、我々のより一層の理解が反映されている。

4.77 我々はこの必要不可欠な、しかし困難で複雑な計画を遂行する覚悟である。我々は継続的海上抑止の原則と後継艦の計画について議会で審議し、議会に対し年次報告の提出を続ける。

核拡散と、我々の国際条約に対するコミットメント

4.78 我々は引き続き、核兵器国と非核兵器国の間に信用と信頼を築くとともに、核兵器を持つ国々がそれを放棄することが可能だと感じられるような、安全でより安定した世界を目指して具体的な措置をとる。我々は、1970年代後半の冷戦期のピークに比べ、固有の核戦力を半分以上削減した。核兵器国として認識されている国々の中にあって、我々は世界全体の核兵器備蓄の約1%しか保有していない。巡回中の潜水艦は発射の数日前に警告を発することになっており、1994年以来、どの国をもミサイルの標的にしていない。

4.79 責任ある核兵器国として、我々は核兵器なき世界という長期的目標に傾倒しており、NPTの3本柱すべてのもとでの義務を認識している。我々は国際的パートナーと共に、拡散に立ち向かい、多国間核軍縮を前進させる。英国は米国およびノルウェーと共に、軍縮の検証に主導的役割を果たしている。我々は引き続き、包括的核実験禁止条約の発効や、軍縮会議における核分裂性物質生産禁止条約の交渉成功など、多国間軍縮に

向けた重要な措置を強く求めていく。

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/478936/52309_Cm_9161_NSS_SD_Review_PRINT_only.pdf

資料3-8　防衛装備移転三原則

防衛装備移転三原則

2014年4月1日
国家安全保障会議決定、閣議決定

政府は、これまで防衛装備の海外移転については、昭和42年の佐藤総理による国会答弁（以下「武器輸出三原則」という。）及び昭和51年の三木内閣の政府統一見解によって慎重に対処することを基本としてきた。このような方針は、我が国が平和国家としての道を歩む中で一定の役割を果たしてきたが、一方で、共産圏諸国向けの場合は武器の輸出は認めないとするなど時代にそぐわないものとなっていた。また、武器輸出三原則の対象地域以外の地域についても武器の輸出を慎むものとした結果、実質的には全ての地域に対して輸出を認めないこととなったため、政府は、これまで個別の必要性に応じて例外化措置を重ねてきた。

我が国は、戦後一貫して平和国家としての道を歩んできた。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本原則を堅持してきた。他方、現在、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していることや我が国が複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面していることに鑑みれば、国際協調主義の観点からも、より積極的な対応が不可欠となっている。我が国の平和と安全は我が国一国では確保できず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で一層積極的な役割を果たすことを期待している。これらを踏まえ、我が国は、今後の安全保障環境の下で、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、また、国際政治経済の主要プレーヤーとして、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していくこととしている。

こうした我が国が掲げる国家安全保障の基本理念を具体的政策として実現するとの観点から、「国家安全保障戦略について」（平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定）に基づき、防衛装備の海外移転に係るこれまでの政府の方針につき改めて検討を行い、これまでの方針が果たしてきた役割に十分配意した上で、新たな安全保障環境に適合するよう、これまでの例外化の経緯を踏まえ、包括的に整理し、明確な原則を定めることとした。

防衛装備の適切な海外移転は、国際平和協力、国際緊急援助、人道支援及び国際テロ・海賊問題への対処や途上国の能力構築といった平和への貢献や国際的な協力（以下「平和貢献・国際協力」という。）の機動的かつ効果的な実施を通じた国際的な平和と安全の

維持の一層積極的な推進に資するものであり、また、同盟国である米国及びそれ以外の諸国との安全保障・防衛分野における協力の強化に資するものである。さらに、防衛装備品の高性能化を実現しつつ、費用の高騰に対応するため、国際共同開発・生産が国際的主流となっていることに鑑み、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化、ひいては我が国の防衛力の向上に資するものである。

他方、防衛装備の流通は、国際社会への安全保障上、社会上、経済上及び人道上の影響が大きいことから、各国政府が様々な観点を考慮しつつ責任ある形で防衛装備の移転を管理する必要性が認識されている。

以上を踏まえ、我が国としては、国際連合憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念及びこれまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持しつつ、今後は次の三つの原則に基づき防衛装備の海外移転の管理を行うこととする。また、武器製造関連設備の海外移転については、これまでと同様、防衛装備に準じて取り扱うものとする。

1 移転を禁止する場合の明確化

次に掲げる場合は、防衛装備の海外移転を認めないこととする。

① 当該移転が我が国の締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合、
② 当該移転が国際連合安全保障理事会の決議に基づく義務に違反する場合、又は
③ 紛争当事国（武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国際連合安全保障理事会がとっている措置の対象国をいう。）への移転となる場合

2 移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開

上記1以外の場合は、移転を認め得る場合を次の場合に限定し、透明性を確保しつつ、厳格審査を行う。具体的には、防衛装備の海外移転は、平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合、同盟国たる米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国（以下「同盟国等」という。）との国際共同開発・生産の実施、同盟国等との安全保障・防衛分野における協力の強化並びに装備品の維持を含む自衛隊の活動及び邦人の安全確保の観点から我が国の安全保障に資する場合等に認め得るものとし、仕向先及び最終需要者の適切性並びに当該防衛装備の移転が我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度を厳格に審査し、国際輸出管理レジームのガイドラインも踏まえ、輸出審査時点において利用可能な情報に基づいて、総合的に判断する。

また、我が国の安全保障の観点から、特に慎重な検討を要する重要な案件については、国家安全保障会議において審議するものとする。国家安全保障会議で審議された案件については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）を踏まえ、政府として情報の公開を図ることとする。

3 目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保

上記2を満たす防衛装備の海外移転に際しては、適正管理が確保される場合に限定する。具体的には、原則として目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付けることとする。ただし、平和貢献・国際協力の積極的な推進のため適切と判断される場合、部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合、部品等をライセンス元に納入する場合等においては、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管

理を確保することも可能とする。

以上の方針の運用指針については、国家安全保障会議において決定し、その決定に従い、経済産業大臣は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）の運用を適切に行う。

本原則において「防衛装備」とは、武器及び武器技術をいう。「武器」とは、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるものをいい、「武器技術」とは、武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。

政府としては、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定のために積極的に寄与していく考えであり、防衛装備並びに機微な汎用品及び汎用技術の管理の分野において、武器貿易条約の早期発効及び国際輸出管理レジームの更なる強化に向けて、一層積極的に取り組んでいく考えである。

（出典:防衛省ウェブサイト）

www.mod.go.jp/j/press/news/2014/04/01a_1.pdf

資料3-9 「集団的自衛権容認」閣議決定

国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について

2014年7月1日
国家安全保障会議決定、閣議決定

我が国は、戦後一貫して日本国憲法の下で平和国家として歩んできた。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持しつつ、国民の営々とした努力により経済大国として栄え、安定して豊かな国民生活を築いてきた。また、我が国は、平和国家としての立場から、国際連合憲章を遵守しながら、国際社会や国際連合を始めとする国際機関と連携し、それらの活動に積極的に寄与している。こうした我が国の平和国家としての歩みは、国際社会において高い評価と尊敬を勝ち得てきており、これをより確固たるものにしなければならない。

一方、日本国憲法の施行から67年となる今日までの間に、我が国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容するとともに、更に変化し続け、我が国は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面している。国際連合憲章が理想として掲げたいわゆる正規の「国連軍」は実現のめどが立っていないことに加え、冷戦終結後の四半世紀だけをとっても、グローバルなパワーバランスの変化、技術革新の急速な進展、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発及び拡散、国際テロなどの脅威により、アジア太平洋地域において問題や緊張が生み出されるとともに、脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている。さらに、近年では、海洋、宇宙空間、サイバー空間に対する自由なアクセス及びその活用を妨げるリスクが拡散し深刻化している。もはや、ど

の国も一国のみで平和を守ることはできず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で一層積極的な役割を果たすことを期待している。

政府の最も重要な責務は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守ることである。我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、政府としての責務を果たすためには、まず、十分な体制をもって力強い外交を推進することにより、安定しかつ見通しがつきやすい国際環境を創出し、脅威の出現を未然に防ぐとともに、国際法にのっとって行動し、法の支配を重視することにより、紛争の平和的な解決を図らなければならない。

さらに、我が国自身の防衛力を適切に整備、維持、運用し、同盟国である米国との相互協力を強化するとともに、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深めることが重要である。特に、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定のために、日米安全保障体制の実効性を一層高め、日米同盟の抑止力を向上させることにより、武力紛争を未然に回避し、我が国に脅威が及ぶことを防止することが必要不可欠である。その上で、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備しなければならない。

5月15日に「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」から報告書が提出され、同日に安倍内閣総理大臣が記者会見で表明した基本的方向性に基づき、これまで与党において協議を重ね、政府としても検討を進めてきた。今般、与党協議の結果に基づき、政府として、以下の基本方針に従って、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために必要な国内法制を速やかに整備することとする。

1.武力攻撃に至らない侵害への対処

(1)我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることを考慮すれば、純然たる平時でも有事でもない事態が生じやすく、これにより更に重大な事態に至りかねないリスクを有している。こうした武力攻撃に至らない侵害に際し、警察機関と自衛隊を含む関係機関が基本的な役割分担を前提として、より緊密に協力し、いかなる不法行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するための態勢を整備することが一層重要な課題となっている。

(2)具体的には、こうした様々な不法行為に対処するため、警察や海上保安庁などの関係機関が、それぞれの任務と権限に応じて緊密に協力して対応するとの基本方針の下、各々の対応能力を向上させ、情報共有を含む連携を強化し、具体的な対応要領の検討や整備を行い、命令発出手続を迅速化するとともに、各種の演習や訓練を充実させるなど、各般の分野における必要な取組を一層強化することとする。

(3)このうち、手続の迅速化については、離島の周辺地域等において外部から武力攻撃に至らない侵害が発生し、近傍に警察力が存在しない場合や警察機関が直ちに対応できない場合(武装集団の所持する武器等のために対応できない場合を含む。)の対応において、治安出動や海上における警備行動を発令するための関連規定の適用関係についてあ

らかじめ十分に検討し、関係機関において共通の認識を確立しておくとともに、手続を経ている間に、不法行為による被害が拡大することがないよう、状況に応じた早期の下令や手続の迅速化のための方策について具体的に検討することとする。

(4) さらに、我が国の防衛に資する活動に現に従事する米軍部隊に対して攻撃が発生し、それが状況によっては武力攻撃にまで拡大していくような事態においても、自衛隊と米軍が緊密に連携して切れ目のない対応をすることが、我が国の安全の確保にとっても重要である。自衛隊と米軍部隊が連携して行う平素からの各種活動に際して、米軍部隊に対して武力攻撃に至らない侵害が発生した場合を想定し、自衛隊法第95条による武器等防護のための「武器の使用」の考え方を参考にしつつ、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動(共同訓練を含む。)に現に従事している米軍部隊の武器等であれば、米国の要請又は同意があることを前提に、当該武器等を防護するための自衛隊法第95条によるものと同様の極めて受動的かつ限定的な必要最小限の「武器の使用」を自衛隊が行うことができるよう、法整備をすることとする。

2.国際社会の平和と安定への一層の貢献

(1)いわゆる後方支援と「武力の行使との一体化」

ア いわゆる後方支援と言われる支援活動それ自体は、「武力の行使」に当たらない活動である。例えば、国際の平和及び安全が脅かされ、国際社会が国際連合安全保障理事会決議に基づいて一致団結して対応するようなときに、我が国が当該決議に基づき正当な「武力の行使」を行う他国軍隊に対してこうした支援活動を行うことが必要な場合がある。一方、憲法第9条との関係で、我が国による支援活動については、他国の「武力の行使と一体化」することにより、我が国自身が憲法の下で認められない「武力の行使」を行ったとの法的評価を受けることがないよう、これまでの法律においては、活動の地域を「後方地域」や、いわゆる「非戦闘地域」に限定するなどの法律上の枠組みを設定し、「武力の行使との一体化」の問題が生じないようにしてきた。

イ こうした法律上の枠組みの下でも、自衛隊は、各種の支援活動を着実に積み重ね、我が国に対する期待と信頼は高まっている。安全保障環境が更に大きく変化する中で、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、国際社会の平和と安定のために、自衛隊が幅広い支援活動で十分に役割を果たすことができるようにすることが必要である。また、このような活動をこれまで以上に支障なくできるようにすることは、我が国の平和及び安全の確保の観点からも極めて重要である。

ウ 政府としては、いわゆる「武力の行使との一体化」論それ自体は前提とした上で、その議論の積み重ねを踏まえつつ、これまでの自衛隊の活動の実経験、国際連合の集団安全保障措置の実態等を勘案して、従来の「後方地域」あるいはいわゆる「非戦闘地域」といった自衛隊が活動する範囲をおよそ一体化の問題が生じない地域に一律に区切る枠組みではなく、他国が「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所で実施する補給、輸送などの我が国の支援活動については、当該他国の「武力の行使と一体化」するものではないという認識を基本とした以下の考え方に立って、我が国の安全の確保や国際社会の平和と安定のために活動する他国軍隊に対して、必要な支援活動を実施できるようにするための法整備を進めることとする。

（ア）我が国の支援対象となる他国軍隊が「現に戦闘行為を行っている現場」では、支援活動は実施しない。

（イ）仮に、状況変化により、我が国が支援活動を実施している場所が「現に戦闘行為を行っている現場」となる場合には、直ちにそこで実施している支援活動を休止又は中断する。

(2)国際的な平和協力活動に伴う武器使用

ア 我が国は、これまで必要な法整備を行い、過去20年以上にわたり、国際的な平和協力活動を実施してきた。その中で、いわゆる「駆け付け警護」に伴う武器使用や「任務遂行のための武器使用」については、これを「国家又は国家に準ずる組織」に対して行った場合には、憲法第9条が禁ずる「武力の行使」に該当するおそれがあることから、国際的な平和協力活動に従事する自衛官の武器使用権限はいわゆる自己保存型と武器等防護に限定してきた。

イ 我が国としては、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、国際社会の平和と安定のために一層取り組んでいく必要があり、そのために、国際連合平和維持活動（PKO）などの国際的な平和協力活動に十分かつ積極的に参加できることが重要である。また、自国領域内に所在する外国人の保護は、国際法上、当該領域国の義務であるが、多くの日本人が海外で活躍し、テロなどの緊急事態に巻き込まれる可能性がある中で、当該領域国の受入れ同意がある場合には、武器使用を伴う在外邦人の救出についても対応できるようにする必要がある。

ウ 以上を踏まえ、我が国として、「国家又は国家に準ずる組織」が敵対するものとして登場しないことを確保した上で、国際連合平和維持活動などの「武力の行使」を伴わない国際的な平和協力活動におけるいわゆる「駆け付け警護」に伴う武器使用及び「任務遂行のための武器使用」のほか、領域国の同意に基づく邦人救出などの「武力の行使」を伴わない警察的な活動ができるよう、以下の考え方を基本として、法整備を進めることとする。

（ア）国際連合平和維持活動等については、PKO参加5原則の枠組みの下で、「当該活動が行われる地域の属する国の同意」及び「紛争当事者の当該活動が行われることについての同意」が必要とされており、受入れ同意をしている紛争当事者以外の「国家に準ずる組織」が敵対するものとして登場することは基本的にないと考えられる。このことは、過去20年以上にわたる我が国の国際連合平和維持活動等の経験からも裏付けられる。近年の国際連合平和維持活動において重要な任務と位置付けられている住民保護などの治安の維持を任務とする場合を含め、任務の遂行に際して、自己保存及び武器等防護を超える武器使用が見込まれる場合には、特に、その活動の性格上、紛争当事者の受入れ同意が安定的に維持されていることが必要である。

（イ）自衛隊の部隊が、領域国政府の同意に基づき、当該領域国における邦人救出などの「武力の行使」を伴わない警察的な活動を行う場合には、領域国政府の同意が及ぶ範囲、すなわち、その領域において権力が維持されている範囲で活動することは当然であり、これは、その範囲においては「国家に準ずる組織」は存在していないということを意味する。

（ウ）受入れ同意が安定的に維持されているかや領域国政府の同意が及ぶ範囲等については、国家安全保障会議における審議等に基づき、内閣として判断する。

（エ）なお、これらの活動における武器使用については、警察比例の原則に類似した厳格な比例原則が働くという内在的制約がある。

3.憲法第9条の下で許容される自衛の措置

(1)我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、これまでの憲法解釈のままでは必ずしも十分な対応ができないおそれがあることから、いかなる解釈が適切か検討してきた。その際、政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための論理的な帰結を導く必要がある。

(2)憲法第9条はその文言からすると、国際関係における「武力の行使」を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や憲法第13条が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることを禁じているとは到底解されない。一方、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。これが、憲法第9条の下で例外的に許容される「武力の行使」について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。この基本的な論理は、憲法第9条の下では今後とも維持されなければならない。

(3)これまで政府は、この基本的な論理の下、「武力の行使」が許容されるのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考えてきた。しかし、冒頭で述べたように、パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては、我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得る。我が国としては、紛争が生じた場合にはこれを平和的に解決するために最大限の外交努力を尽くすとともに、これまでの憲法解釈に基づいて整備されてきた既存の国内法令による対応や当該憲法解釈の枠内で可能な法整備などあらゆる必要な対応を採ることは当然であるが、それでもなお我が国の存立を全うし、国民を守るために万全を期す必要がある。こうした問題意識の下に、現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解

の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。

(4) 我が国による「武力の行使」が国際法を遵守して行われることは当然であるが、国際法上の根拠と憲法解釈は区別して理解する必要がある。憲法上許容される上記の「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。この「武力の行使」には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものである。

(5) また、憲法上「武力の行使」が許容されるとしても、それが国民の命と平和な暮らしを守るためのものである以上、民主的統制の確保が求められることは当然である。政府としては、我が国ではなく他国に対して武力攻撃が発生した場合に、憲法上許容される「武力の行使」を行うために自衛隊に出動を命ずるに際しては、現行法令に規定する防衛出動に関する手続と同様、原則として事前に国会の承認を求めることを法案に明記することとする。

4.今後の国内法整備の進め方

これらの活動を自衛隊が実施するに当たっては、国家安全保障会議における審議等に基づき、内閣として決定を行うこととする。こうした手続を含めて、実際に自衛隊が活動を実施できるようにするためには、根拠となる国内法が必要となる。政府として、以上述べた基本方針の下、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法案の作成作業を開始することとし、十分な検討を行い、準備ができ次第、国会に提出し、国会における御審議を頂くこととする。

（以　上）

出典:内閣官房ウェブサイト

http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/anpohosei.pdf

資料3-10　日米防衛協力のための指針

新「日米防衛協力のための指針」（日米ガイドライン）（抜粋）

2015年4月27日

日米安全保障協議委員会

Ⅰ.防衛協力と指針の目的

平時から緊急事態までのいかなる状況においても日本の平和及び安全を確保するため、また、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域が安定し、平和で繁栄したものとなるよう、日米両国間の安全保障及び防衛協力は、次の事項を強調する。

- 切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応
- 日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果

● 政府一体となっての同盟としての取組
● 地域の及び他のパートナー並びに国際機関との協力
● 日米同盟のグローバルな性質
（後略）

Ⅱ.基本的な前提及び考え方（略）

Ⅲ.強化された同盟内の調整

（前略）日米両政府は、新たな、平時から利用可能な同盟調整メカニズムを設置し、運用面の調整を強化し、共同計画の策定を強化する。
A.同盟調整メカニズム/B.強化された運用面の調整/C.共同計画の策定

Ⅳ.日本の平和及び安全の切れ目のない確保

A.平時からの協力措置

1.情報収集、警戒監視及び偵察/2.防空及びミサイル防衛/3.海洋安全保障/4.アセット（装備品等）の防護/5.訓練・演習/6.後方支援/7.施設の使用

B.日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処

1.非戦闘員を退避させるための活動/2.海洋安全保障/3.避難民への対応のための措置/4.捜索・救難/5.施設・区域の警護/6.後方支援/7.施設の使用

C.日本に対する武力攻撃への対処行動

1.日本に対する武力攻撃が予測される場合/2.日本に対する武力攻撃が発生した場合（後略）

D.日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動

日米両国が、各々、米国又は第三国に対する武力攻撃に対処するため、主権の十分な尊重を含む国際法並びに各々の憲法及び国内法に従い、武力の行使を伴う行動をとることを決定する場合であって、日本が武力攻撃を受けるに至っていないとき、日米両国は、当該武力攻撃への対処及び更なる攻撃の抑止において緊密に協力する。共同対処は、政府全体にわたる同盟調整メカニズムを通じて調整される。

日米両国は、当該武力攻撃への対処行動をとっている他国と適切に協力する。

自衛隊は、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に対処し、日本の存立を全うし、日本国民を守るため、武力の行使を伴う適切な作戦を実施する。

協力して行う作戦の例は、次に概要を示すとおりである。

1.アセットの防護:（前略）当該協力には、非戦闘員の退避のための活動又は弾道ミサイル防衛等の作戦に従事しているアセットの防護を含むが、これに限らない。
2.捜索・救難（略）
3.海上作戦:自衛隊及び米軍は、適切な場合に、海上交通の安全を確保することを目的とするものを含む機雷掃海において協力する。（後略）

E.日本における大規模災害への対処における協力（略）

V.地域の及びグローバルな平和と安全のための協力

相互の関係を深める世界において、日米両国は、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和、安全、安定及び経済的な繁栄の基盤を提供するため、パートナーと協力しつつ、主導的役割を果たす。（後略）

A.国際的な活動における協力

1.平和維持活動:日米両政府が国際連合憲章に従って国際連合により権限を与えられた平和維持活動に参加する場合、日米両政府は、適切なときは、自衛隊と米軍との間の相互運用性を最大限に活用するため、緊密に協力する。（後略）

2.国際的な人道支援・災害救援:（前略）相互の後方支援、運用面の調整、計画策定及び実施を含み得る。

3.海洋安全保障:（前略）海賊対処、機雷掃海等の安全な海上交通のための取組、大量破壊兵器の不拡散のための取組及びテロ対策活動のための取組を含み得る。

4.パートナーの能力構築支援（略）

5.非戦闘員を退避させるための活動:（前略）日米両政府は、適切な場合に、日本国民及び米国国民を含む非戦闘員の安全を確保するため、外交努力を含むあらゆる手段を活用する。

6.情報収集、警戒監視及び偵察（略）

7.訓練・演習（略）

8.後方支援:日米両政府は、国際的な活動に参加する場合、相互に後方支援を行うために協力する。日本政府は、自国の国内法令に従い、適切な場合に、後方支援を行う。

B.三か国及び多国間協力

（前略）日米両政府は、地域の及び他のパートナー並びに国際機関と協力するための取組を強化し、並びにそのための更なる機会を追求する。（後略）

Ⅵ.宇宙及びサイバー空間に関する協力（略）

Ⅶ.日米共同の取組

A.防衛装備・技術協力/B.情報協力・情報保全/C.教育・研究交流（略）

Ⅷ.見直しのための手順（略）

（防衛省ホームページから抜粋。強調はピースデポ。）

資料3-11　安保法制附帯決議

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案に対する附帯決議

2015年9月17日
参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会

日本国憲法の下、我が国の戦後七十年の平和国家の歩みは不変であった。これを確固たるものとするため、二度と戦争の惨禍を繰り返さないという不戦の誓いを将来にわたって守り続けなければならない。

その上で、我が国は国連憲章その他の国際法規を遵守し、積極的な外交を通じて、平和を守るとともに、国際社会の平和及び安全に我が国としても積極的な役割を果たしていく必要がある。

その際、防衛政策の基本方針を堅持し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならないことを改めて確認する。さらに、両法律、すなわち平和安全法制の運用には国会が十全に関与し、国会による民主的統制としての機能を果たす必要がある。

このような基本的な認識の下、政府は、両法律の施行に当たり、次の事項に万全を期すべきである。

一、 存立危機事態の認定に係る新三要件の該当性を判断するに当たっては、第一要件にいう「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」とは、「国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況」であることに鑑み、攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、その規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮して、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険など我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民がこうむるこ　ととなる犠牲の深刻性、重大性などから判断することに十分留意しつつ、これを行うこ　と。

さらに存立危機事態の認定は、武力攻撃を受けた国の要請又は同意があることを前提とすること。また、重要影響事態において他国を支援する場合には、当該他国の要請を前提とすること。

二、 存立危機事態に該当するが、武力攻撃事態等に該当しない例外的な場合における防衛出動の国会承認については、例外なく事前承認を求めること。

現在の安全保障環境を踏まえれば、存立危機事態に該当するような状況は、同時に武力攻撃事態等にも該当することがほとんどで、存立危機事態と武力攻撃事態等が重ならない場合は、極めて例外である。

三、 平和安全法制に基づく自衛隊の活動については、国会による民主的統制を確保するものとし、重要影響事態においては国民の生死に関わる極めて限定的な場合を除いて国会の事前承認を求めること。

また、PKO派遣において、駆け付け警護を行った場合には、速やかに国会に報告すること。

四、 平和安全法制に基づく自衛隊の活動について、国会がその承認をするに当たって国会がその期間を限定した場合において、当該期間を超えて引き続き活動を行おうとするときは、改めて国会の承認を求めること。

また、政府が国会承認を求めるに当たっては、情報開示と丁寧な説明をすること。また、当該自衛隊の活動の終了後において、法律に定められた国会報告を行うに際し、当該活動に対する国内外、現地の評価も含めて、丁寧に説明すること。

また、当該自衛隊の活動について百八十日ごとに国会に報告を行うこと。

五、 国会が自衛隊の活動の終了を決議したときには、法律に規定がある場合と同様、政府はこれを尊重し、速やかにその終了措置をとること。

六、 国際平和支援法及び重要影響事態法の「実施区域」については、現地の状況を適切に考慮し、自衛隊が安全かつ円滑に活動できるよう、自衛隊の部隊等が現実に活動を行う期間について戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を指定すること。

七、 「弾薬の提供」は、緊急の必要性が極めて高い状況下にのみ想定されるものであり、拳銃、小銃、機関銃などの他国部隊の要員等の生命・身体を保護するために使用される弾薬の提供に限ること。

八、 我が国が非核三原則を堅持し、NPT条約、生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約等を批准していることに鑑み、核兵器、生物兵器、化学兵器といった大量破壊兵器や、クラスター弾、劣化ウラン弾の輸送は行わないこと。

九、 なお、平和安全法制に基づく自衛隊の活動の継続中及び活動終了後において、常時監視及び事後検証のため、適時適切に所管の委員会等で審査を行うこと。

さらに、平和安全法制に基づく自衛隊の活動に対する常時監視及び事後検証のための国会の組織の在り方、重要影響事態及びPKO派遣の国会関与の強化については、両法成立後、各党間で検討を行い、結論を得ること。

右決議する。

http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/hutaiketsugi.pdf

資料3-12　プルトニウム分離中止を求めるNGO声明

総理大臣　安倍晋三 様

プルトニウムの分離を止めることによって
世界の核セキュリティー強化に貢献することを求める要請書

2016年3月25日

下に署名した私たちは、安倍晋三総理大臣と日本政府に対し、六ヶ所使用済み核燃料再処理工場運転の無期限延期を発表することにより、核セキュリティー・サミットに大きな貢献をするよう要請します。

オランダのハーグで2014年に開かれた第三回核セキュリティー・サミットにおいて、安倍晋三総理大臣とバラク・オバマ大統領は以下の通り合意したことを発表しました。「日本にある日本原子力研究開発機構（JAEA）の高速炉臨界実験装置（FCA）から、高濃

縮ウラン（HEU）及び分離プルトニウムを全量撤去し処分する」。

そして両者は、次のように宣言しました。

「この取組は,数百キロの核物質の撤廃を含んでおり、世界規模でHEU及び分離プルトニウムの保有量を最小化するという共通の目標を推し進めるものであり、これはそのような核物質を権限のない者や犯罪者、テロリストらが入手することを防ぐのに役立つ」。

FCAの331kgのプルトニウムは、米国サウス・カロライナ州にあるエネルギー省のサバンナリバー・サイトに送られることになっています。FCAを運転する日本原子力機構（JAEA）によると、このプルトニウムのほとんど（236kg）は、元々英国からのもので、93kgが米国、残り（2kg）がフランスからのものです。

サウス・カロライナ州の人々に、警備の不十分なJAEA東海村施設における盗取の可能性から世界を守るためこのプルトニウムを受け入れるようお願いする一方で、日本は2018年に、同じく保安態勢の不確かな六ヶ所再処理工場の運転を開始することを計画しています。日本の使用済み核燃料から最高年間8000kgのプルトニウムを分離するよう設計されているこの工場は、現在、核兵器を保有していない国にある唯一の再処理工場です。

米国国家核安全保障局（NNSA）の世界脅威削減イニシアチブ「撤去プログラム概観」（2014年12月3日）によると、FCAの331kgのプルトニウムは、処分のために米国に送られる物質に関する次のようなプログラム要件を満たしているとのことです。

「その物質は、また、国家安全保障に対する脅威であり、即席核爆発装置で使われる可能性があり、高いテロリスト脅威を有し、盗取または転用に対するセキュリティーを保証する他の合理的な道がないものでなければならない」。

NNSAは、この危険性を減らすために努力してきているが脅威がまだ残っていると述べ、世界の民生用分離済みプルトニウム問題に対する注意を喚起し、次のように強調しています。

「世界の民生用プルトニウムは過去20年間で急激に増えて」おり、「プルトニウムの蓄積を止め、その量の削減を開始するために更なる国際取り組みが必要である」。

第61回「科学と国際問題に関するパグウォッシュ会議――長崎の声:人間性を心にとどめよ」（2015年11月1-5日　長崎）の後、パグウォッシュ会議評議会は、同じ危惧を持って、次のように宣言しました。

「プルトニウムを分離する再処理は、それがエネルギー目的であれ兵器目的であれ、すべての核兵器国を含め、すべての国で止めるべきである。原子力計画における高濃縮ウランの使用は止めるべきである。国際安全保障に与える影響に鑑み、各国は、核燃料サイクルに関する主権に対する制限について相互に合意しなければならない」。

2014年末現在、日本は、4万7800kg（47.8トン）の分離済みプルトニウムを保有しています。日本に1万800kg、英国に2万700kg、フランスに1万6300kgです。「核分裂性物資に関する国際パネル（IPFM）」によると2014年末現在の世界の民生用プルトニウムの量は約27万kg（270トン）です。三つの核保有国（フランス、英国、ロシア）と日本がこの分離済みプルトニウムのほとんどを保有しています。米国は約5万kg（50トン）の兵器用余剰プルトニウムの処分に手を焼いています。核兵器利用可能物質のこれ以上の蓄積は、国際社会にとって、また、日本の隣国にとって懸念事項です。隣国は、なぜ日本が核兵器直接利用可能物質をこんなに大量に分離しているのか訝っています。分離済みプルトニウムは

セキュリティー上のリスクです。また、他の国が日本の例に倣えば、核拡散リスクを高めることになります。実際、韓国は、日本と同じプルトニウムを分離する権利を認めるよう米国に要求しています。

安倍総理大臣とオバマ大統領は、331kgのプルトニウムを米国に輸送する計画を発表した際、続けて、次のように述べています。「高濃縮ウラン（HEU）とプルトニウムの最小化のために何ができるかを各国に検討するよう奨励する」。

2014年3月のこの時点での計画では、六ヶ所再処理工場の運転が、ちょうどもうすぐ開かれる核セキュリティー・サミットの頃に始まることになっていました。この通りに行けば、非常に皮肉なタイミングになっていたでしょう。この予定は、その後、2018年に延期されました。福島事故の後設立された原子力規制委員会の定めた新しい安全性基準を再処理工場運転事業者が満たせていないからです。日米原子力協力協定を2018年に自動延長させることに米国が同意するよう日本政府が望んでいる状況において、計画延期が実質的に日本のプルトニウム分離の注目度を下げることになることを密かに願っているものがあるかもしれません。協定では、米国型の原子力発電所で使われた使用済み燃料からプルトニウムを分離する権利を米国が日本に認めているからです。

私たちは、日本に対し、ワシントンDCで2016年3月31日-4月1日に開催される核セキュリティー・サミットにおいて、世界の分離済みプルトニウムの存在量を最小限にするという日米両国の目標に向かって進むために、六ヶ所再処理工場運転開始計画の無期限延期を発表するよう要請します。そうすれば、核セキュリティー強化のための世界的な取り組みに対する大いなる貢献となることでしょう。

署名者リスト:　http://kakujoho.net/npt/lttr_nucscrty.html参照

（最初の呼びかけ人:伴英幸・原子力資料情報室共同代表、藤本泰成・原水爆禁止日本国民会議（原水禁)事務局長、川崎哲・ピースボート共同代表、田巻一彦・ピースデポ代表）

資料3-13　日印核（原子力）協力協定（抜粋）

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定（主文抜粋）

2016年11月11日、東京

第1条

この協定の適用上、

(a)（略）

(b)「核物質」とは、次に規定する(i)原料物質又は(ii)特殊分裂性物質をいう。

(i) 原料物質とは、次の物質をいう。

ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン

同位元素ウラン235の劣化ウラン

トリウム

金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質

他の物質であって両締約国政府により合意される含有率において前記の物質の1又は2以上を含有するもの
両締約国政府により合意されるその他の物質
(ii) 特殊核分裂性物質とは、次の物質をいう。
プルトニウム
ウラン233
同位元素ウラン233又は235の濃縮ウラン
前記の物質の1又は2以上を含有する物質
両締約国政府により合意されるその他の核分裂性物質
特殊核分裂性物質には、原料物質を含まない。
(c)~(j)（略）

第2条

1　平和的非爆発目的のための原子力の利用における両締約国政府の間の協力は、この協定の規定に従うものとする。(略)
2（略）[編注:協力の方法を規定]
3　2に規定する協力は、次の分野及び両締約国政府により合意されるその他の分野において行うことができる。
(a) 適当な規制に従って行われる原子炉の設計、建設、運転のための補助的役務、保守活動及び廃止措置
(b) 核燃料サイクルの全ての側面であって、(a)に規定する活動に関連するもの（核燃料加工並びに放射性廃棄物の処理及び管理を含む。）
(c)~(f)（略）
4、5（略）

第3条

1　この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。
2　この協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、平和的目的以外の目的で使用してはならず、また、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究もしくは開発のためにも使用してはならない。

第4条

1　この協定の下での協力は、日本国と機関[編注:IAEA]との間及びインド共和国と機関との間の関係する協定に従って両国について適用される機関の保障措置が適用されていることを要件として行う。
2、3（略）

第5条

1　各締約国政府は、この協定に基づいて移転された全ての核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質についての計量管理制度を維持する。
2（略）

第6条~第9条（略）

第10条

この協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、供給締約国政府の書面

による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外（供給締約国政府の国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されない。

第11条

1　この協定に基づいて移転されたウラン及びこの協定に基づいて移転された設備において使用され、又は当該設備の使用を通じて生産されたウランは、同位元素ウラン235の濃縮度が20パーセント未満である範囲で濃縮することができる。この協定に基づいて移転されたウラン及びこの協定に基づいて移転された設備において使用され、又は当該設備の使用を通じて生産されたウランの同位元素ウラン235の濃縮度が20パーセント以上になる濃縮は、供給締約国政府の書面による同意が得られた場合に限り行うことができる。

2　この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、この協定の附属書Bの規定に従い、インド共和国の管轄内において再処理することができる。

3（略）

第12条、第13条（略）

第14条

1　各締約国政府は、この協定の有効期間の満了前に、他の締約国政府に対して1年前に書面による通告を行うことによりこの協定を終了させる権利を有する。（後略）

2~8（略）

9　第11条の規定に基づく再処理は、この協定の附属書Bに規定する施設におけるこの協定の適用を受ける核物質の再処理の継続が自国の国家安全保障に対する重大な脅威を生じさせるおそれがある又は当該施設の防護に対する重大な脅威が存在するといずれか一方の締約国政府が判断する場合に限られる例外的な状況において、いずれか一方の締約国政府により停止される。（後略）

第15条、第16条（略）

第17条

1　この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

2　この協定は、40年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも6か月前までに他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、この協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、自動的に10年間ずつ延長されるものとする。

3（略）

（署名　略）

附属書A　（略）

附属書B　インド共和国の管轄内にあるこの協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の再処理（略）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000241569.pdf

資料3-14　日印核(原子力)協力協定・了解公文

見解及び了解に関する公文

2016年11月11日、東京

1　本日署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定(以下「協定」という。)に関連し、下名は、次のとおり記録する。

(i)日本側代表団の代表は、当時のインド共和国外務大臣プラナーブ・ムカジー氏が2008年9月5日に行った声明(以下「9月5日の声明」という。)が協定の下での両国間の協力の不可欠の基礎を成す旨述べた。

(ii)協定第14条の規定を実施するに当たり、日本側代表団の代表は、(i)に規定する基礎に何らかの変更がある場合には、日本国政府が同条に規定する権利を行使し、及び同条に定める手続を開始することができる旨述べた。

(iii)日本側代表団の代表は、9月5日の声明に違反するインドの行動は通常の状況からの深刻な逸脱とみなされることとなる旨述べた。そのような場合において、協定の適用を受ける核物質の再処理は、協定第14条9の規定に従って停止される。

(iv)日本側代表団の代表は、更に、そのような場合において、発電の中断がインドの経済に及ぼす悪影響についての補償及び契約上の義務の中断を理由とする損失についての補償に関するインドの請求に対し、日本国が協定第14条9に規定する協議を通じて異議を申し立てる権利を留保する旨述べた。

(v)インド側代表団の代表は、9月5日の声明をインド共和国政府が再確認する旨述べた。

2　前記については、両国の見解の正確な反映であることが了解される。

(署名　略)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000241574.pdf

資料3-15　日印核(原子力)協定に関する広島・長崎両市長の声明

広島市長の声明

内閣総理大臣　安倍 晋三　様
外務大臣　岸田 文雄　様　(各通)

インドとの原子力協定交渉について(要請)

今月中旬に予定されている日印首脳会談において、我が国とインドとの間での原子力協定の署名に向けた動きがあるとの報道がなされています。

この協定は、「核兵器を廃絶する上で障害となりかねない」という被爆者を始めとする多くの市民の考えに反するものであり、「核物質や原子力関連技術・資機材の核兵器開発への転用の懸念を生じさせる」ものでもあります。

今、NPT体制については、核兵器保有国と非核兵器保有国が一丸となって、空洞化を

招くことなく、その強化を図っていくべきときであり、日本政府は、その橋渡し役を果たすべきときでもあります。
インドに対しては、何よりも早期にNPT体制に加入することによって、核兵器開発につながらないように働き掛けていくべきであると考えます。
日本政府におかれては、これまでも被爆地から繰り返し行ってきた協定締結に向けた交渉中止の要請を今一度、想起していただき、対処することを強く要請します。

平成28年11月7日

広島市長　松井 一實

長崎市長の声明

平成28年11月7日

外務大臣　岸田 文雄　様

長崎市長　田上 富久

インドとの原子力協定交渉の即時中止について（要請）

今月中旬に予定されている日印首脳会談において、我が国とインドとの間での原子力協定の署名に向けた動きがあるとの報道がなされています。
核兵器を保有し、NPT（核不拡散条約）に未加盟のインドと原子力協定を締結することは、たとえ同国が原子力の平和的利用を表明しているとしても、核物質や原子力関連技術・資機材の核兵器開発への転用が懸念されます。
また、NPT非締約国に対して非核兵器国として早期かつ無条件での加入を求めるなどNPT体制の堅持・強化を追求する立場を表明しながら、この協定に署名することは、自らがNPT体制の空洞化を招くことにもなりかねません。
先月27日の国連総会第一委員会における核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議案への反対に続く日本政府の一連の動きは、「核兵器のない世界」の実現を待ちわびる被爆者の思いに背くものであり、被爆地としては決して看過できません。
日本政府におかれましては、今一度、一日も早い核兵器廃絶を願う被爆者の思いを真摯に受け止め、協定締結に向けた交渉を中止するよう強く要請します。

資料3-16　北東アジア非核兵器地帯設立を促す「専門家パネル」見解

北東アジアの平和と安全保障に関するパネル（PSNA）を代表した共同議長による見解及び提言（仮訳）

2016年11月20日

核兵器禁止へのブレークスルーの可能性

2016年10月27日、第71回国連総会第一委員会において歴史的な決議（L.41）が採択された。決議は、「核兵器の完全廃棄に繋がるような、核兵器禁止のための法的拘束力のある文

書を交渉する国連の会議を2017年に開催することを決定」したものである。123カ国(核不拡散条約(NPT)締約国である非核兵器国ならびに朝鮮民主主義人民共和国(DPRK))がこの歴史的決議に賛成したことを我々は歓迎する。他方、4つの核兵器国(米国、ロシア、英国、フランス)のみならず、NATO諸国、韓国、日本といった拡大核抑止の下にあるほとんどの国々(棄権票を投じたオランダを除く)がこの決議に反対したことは極めて遺憾である(38カ国が反対、16カ国が棄権)。我々は、これらの国々が決議を支持し、核兵器を禁止する条約の交渉に参加することを強く求める。

北東アジア:行きづまり、そして交渉への可能な手掛かり

北東アジア地域においてモンゴルの一国非核兵器地位が定義され確立されたことは、関係諸国の意向に十分配慮しつつも、政治的、外交的手段によって核兵器をめぐる安全保障問題に成功裏に対処できるということの明確な手本である。

このような好例がある一方で、行き詰まりは継続し、悪化さえしている。2016年に、DPRKは3年ぶりに4回目及び5回目の核実験を行った。また、核搭載可能な弾道ミサイルに関しても多くの実験が行われてきた。これらの実験は、国連安保理決議に対する明確な違反であり、我々は、DPRKの核兵器計画の進展に対し強い懸念を表明する。

また、双方から軍事力を誇示する対応が示されている。具体的には、恒例の米韓合同軍事演習の強化、米国本土及びグアムからの米戦略爆撃機の飛来作戦、朝鮮人民軍による上陸訓練及び上陸阻止訓練などがあげられる。韓国国土への高高度防衛ミサイル(THAAD)システムの配備に関する米韓合意は、朝鮮半島を超えて地域全体の緊張を高めている。

北東アジアの特殊な状況はまた、2012年の米朝の「うるう日合意」以来、核問題におけるこのような行きづまりや後退を乗り越えるための、DPRKを関与させる二国間、三カ国間、あるいは多国間の公式の協議の場が一度ももたれなかったという事実に表れている。米国によるいわゆる「戦略的忍耐」政策は機能しておらず、6カ国協議参加国のいずれもこの行きづまりの打開に向けた主要なイニシアティブをとっていない。

その一方で、DPRKの側からは米国に交渉を求める重要な呼びかけがなされてきたことに我々は注目している。2015年1月、DPRKは、米国が韓国及びその周辺における合同軍事演習を一時中止するのであれば、それと引き換えに、核実験の一時中止などの呼応した措置をとる用意があるとの提案を行った。こうした呼びかけは今年一月にも繰り返され、「米国が合同軍事演習を中止すれば、その見返りとして核実験の中止と平和協定の締結を行うということを含め」、すべての提案が引き続き有効であるとDPRKは述べた。

さらに、2016年7月6日、DPRKは5項目からなる具体的条件を示した[1]。5項目のうち4項目は米国が以前に同意した内容であった。加えて、DPRKは、もしこれらの条件が満たされれば、朝鮮半島の非核化の実現に向けた決定的な突破口が開かれるであろうと述べた。これらの条件は検討に値すると我々は考える。地域における共通の平和と安全保障のスキームの発展をめざした地域的協議にDPRKを関与させるべく行動を起こさないことは、核能力増強のためのさらなる時間的猶予をDPRKに与えることになるであろう。

包括的アプローチの必要性

DPRKを関与させるためには、問題を核・ミサイル問題のみに限定することは不可能であり、朝鮮戦争を終結させる和平条約や、非核兵器国としてのDPRK、韓国、日本に安全の

保証を供与する北東アジア非核兵器地帯(NEA-NWFZ)の設置を含めたより包括的なものに拡大されるべきであることは今や明らかである。我々は、北東アジアの安全保障に関する様々な問題を議論するプラットフォームを設置することを勧告する。このようなフォーラムが存在しないことは、北東アジアの既存の安全保障枠組みにおける弱点の一つである。我々は6カ国協議のすべての参加国に対し、北東アジアにおける現在の憂慮すべき状況を打開するために新たな努力を傾注し、新ラウンドの協議を開始するよう求める。

我々は核兵器国の兵器近代化計画、ならびに弾道ミサイル防衛の配備といった地域における軍備競争を激化させるような活動について懸念しており、これらの活動を抑制するよう核兵器国に求める。

とりわけ我々は、ドナルド・トランプ次期米大統領に対し、核兵器が地域と世界に及ぼしている真の脅威に対する認識をいっそう高め、軍事的解決のみを追求するのではなく、政府間ならびに市民社会レベルでの対話を通じて、核政策の新しい選択肢を慎重に検討していくことを強く求めるものである。もしそのような慎重な検討がなされるのであれば、米新政権の誕生は、外交面でのブレークスルーの可能性に向けた新たな機運醸成の機会となり得る。

また、我々は、韓国と日本が特別の役割を担うことを求めるものである。上述した核兵器の法的禁止に関する国連総会決議に至る近年の議論の中で、拡大核抑止に依存する非核兵器国が担うべき役割が強調されてきた。韓国と日本は、米国の拡大核抑止の強化を要求するべきではなく、むしろ、地域における核の脅威に対しては、NEA-NWFZの設立に向けた包括的アプローチのような外交的プロセスによる解決が最善策であると身を持って示すべきである。こうしたアプローチは核兵器の役割を低減しグローバルな核軍縮の前進に貢献するものとなる。さらに、既存の大量備蓄に加えてさらなるプルトニウムを分離する日本の計画は、中国及び韓国における不必要かつ危険なプルトニウム分離に対する反対を損なうものである。

モートン・H・ハルペリン(オープンソサエティ財団上級顧問)
マイケル・ハメル=グリーン(ビクトリア大学メルボルン校名誉教授)
ムン・ジョンイン(文正仁)(アジア太平洋リーダーシップネットワーク(APLN)議長、延世大学教授)
梅林 宏道(RECNA前センター長、長崎大学客員教授)

注

1　朝鮮中央通信(2016年7月6日)。5点は以下の通り。(1)韓国にあるすべての米核兵器について公表しなければならない、(2)韓国にあるすべての核兵器を解体しその検証を行わなければならない、(3)米政府は韓国及びその周辺に攻撃的核兵器を配備しないことを保証しなければならない、(4)米国は北朝鮮に核兵器を使用しないことを誓約しなければならない、(5)米政府は韓国から核兵器使用の権限を有するすべての軍隊を撤退させる意図を宣言しなければならない。

http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/psnaactivities/15329

資料3-17　北東アジア非核兵器地帯を求める宗教者声明

私たち日本の宗教者は、日本が「核の傘」依存を止め、北東アジア非核兵器地帯の設立に向かうことを求めます

2016年2月12日

核兵器は、そのいかなる使用も壊滅的な人道上の結末をもたらすものであり、私たちの宗教的価値、道義的原則、そして人道法に反します。従って、宗教者にとって核兵器の禁止と廃絶は、神聖な責務であります。

「核兵器のない世界」実現のためには、すべての国が核兵器に依存しない安全保障政策をとる必要があります。被爆を経験した日本は尚更であり、一日も早く「核の傘」から出ることが求められます。北東アジア非核兵器地帯の設立は、日本の安全を確保しつつ「核の傘」から出ることを可能にする政策です。それは、「核兵器のない世界」に向けた国際的気運を高めるとともに、深刻化した北東アジア情勢を打開する有効な方法でもあります。

2013年7月、国連事務総長の軍縮諮問委員会が「事務総長は、北東アジア非核兵器地帯の設立に向けた適切な行動を検討すべきである」との画期的な勧告を行いました。また、2013年9月の国連ハイレベル会合において、モンゴルのエルベグドルジ大統領は、北東アジア非核兵器地帯の設立への支援を行う準備があると表明しました。さらには、米国、オーストラリア、日本、韓国などの著名な研究者たちが北東アジア非核兵器地帯設立への包括的なアプローチを提案しています。

私たち日本の宗教者は、北東アジア非核兵器地帯の設立を支持し、これによって日本が非人道兵器である核兵器への依存から脱し、被爆国として積極的に「核兵器のない世界」実現に貢献することを求めます。

呼びかけ人（50音順）

小橋 孝一（日本キリスト教協議会議長）
杉谷 義純（元天台宗宗務総長、世界宗教者平和会議軍縮安全保障常設委員会委員長）
高見 三明（カトリック長崎大司教区大司教）
山崎 龍明（浄土真宗本願寺派僧侶）

資料 3-18　モデル北東アジア非核兵器地帯条約(案)(草案5)

NPO法人ピースデポ

2008年12月13日

(以下の案は、多くの専門家や関心のある市民が継続的に議論してゆくためのたたき台となることを希望して作成、改訂されている。2004年7月4日の草案4から変更のある主要部分に下線を引いた。梅林宏道)

前文

この条約の締約国は、

北東アジアは、核兵器が実際に使用された世界で唯一の地域であることを想起し、

また、二つの都市の破壊と数10万人の市民の被爆によってもたらされた、約60年を経た現在にも続く人間的、社会的な形容しがたい苦難に思いを致し、

日本と朝鮮半島には、今なお多くの被爆者が不安に包まれて生きていることに思いを致し、

現在の核兵器は、当時よりもはるかに強力な破壊力を持ち、人類の築いた文明を破壊しうる唯一の兵器であることを認識し、

また、核兵器の先制使用を含め、実際に核兵器が使用されるという新たな軍事的脅威が生まれつつあることを危惧し、

さらにまた、核兵器を用いるか通常兵器を用いるかを問わず、核兵器を保有する国からの武力攻撃の脅威が、核兵器の拡散の誘因となりうる国際社会の現実を直視しながら、

朝鮮半島においては「朝鮮半島の非核化に関する南北共同宣言」が1992年2月に発効し、日本においては、今日国是とされる非核三原則が1967年以来確立していることを想起し、

さらに、この地域に関係する6か国が2005年9月に共同声明を発し、1992年南北共同声明の遵守と実行を再確認するとともに、「北東アジア地域における安全保障面の協力を促進するための方策について探求していくことに合意した」ことを想起し、

したがって、この地域に関係国の自発的合意に基づいて非核兵器地帯を設立することは、歴史的経緯から極めて自然な希求であるという認識を共有し、

一方、過去の一時期においてこの地域で行われた侵略戦争と植民地支配から発生したさまざまな困難を直視し、

同時に未来に向かってそれらを克服するために積み重ねられてきた地域内諸国家の歴代の政府による努力を想起し、

それらの中における最良のものを継承しつつ、その基礎の上に地域諸国家の友好と平和的協力をさらにいっそう発展させることの重要性を痛感し、

非核兵器地帯の設立が、そのような地域的な協調的安全保障を築くために優先されるべき第一歩であると固く信じ、

その設立が、1997年に発効した「化学兵器の発展、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」、また1972年に発効した「細菌兵器及び毒素兵器の発展、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約」を初めとする、すでに存在する国際的軍縮・軍備管理条約への普遍的な加盟と遵守を、この地域において促進するであろうことを希求し、

その設立が、1970年発効の「核兵器の不拡散に関する条約」第6条に規定され、1996年7月8日に出された国際司法裁判所の「核兵器の使用と威嚇に関する合法性」に関する勧告

的意見によって再確認された核軍縮に関する義務の履行の促進に貢献するであろうことを信じ、

さらに、その設立は、その他多くの国際条約や国際機関の決議に具現されてきた、一日も早い核兵器の全面的禁止と完全廃棄を求める世界の人民の熱望を実現するための一つの追加的な貢献となることを確信し、

次のとおり協定した。

第1条　用語の定義

この条約及びその議定書の適用上、

(a)「北東アジア非核兵器地帯」とは、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国の領域で形成される地域を意味する。

(b)「領域」とは、領土、内水、領海、これらの海底及び地下、並びにこれらの上空を意味する。

(c)「地帯内国家」とは、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国を意味する。

(d)「近隣核兵器国」とは、NPT条約上の核兵器国のうち中華人民共和国、アメリカ合衆国及びロシア連邦を意味する。

(e)「締約国」とは、「地帯内国家」と「近隣核兵器国」とを合わせた六か国のうち、本条約の規定にしたがって批准書を寄託した国家を意味する。

(f)「核爆発装置」とは、その使用目的を問わず、核エネルギーを放出することのできる、あらゆる核兵器またはその他の爆発装置を意味する。その中には、組み立てられていない形及び部分的に組み立てられた形における核兵器または爆発装置は含まれるが、それらの輸送または運搬手段がそれらと分離可能であり、かつそれらの不可分の一部をなしていない場合は、含まれない。

(g)「放射性物質」とは、国際原子力機関(IAEA)の勧告するクリアランス・レベルまたはイグゼンプション・レベルを超える放射性核種を含む物質を意味する。

(h)「放射性廃棄物」とは、IAEAの勧告するクリアランス・レベルを超える濃度または放射能をもった放射性核種を含む物質、あるいはそれで汚染された物質であり、いかなる利用価値も予想されない物質を意味する。

(i)「核物質」とは、IAEA憲章第20条において定義され、IAEAによって折に触れて修

メモ

1. 第1条(b)　他の非核兵器地帯条約には領海の他に「群島水域」が領域として含まれているが、北東アジア非核兵器地帯には、「群島水域」は存在しないので削除した。

2. 第1条(c)　国名を列記するときには、必然的な理由のない場合は人口の大きい順に書いた。

3. 第1条(c)(d)(e)　この条約の一つの特徴は、(e)の締約国が、「地帯内国家」と「近隣核兵器国」に大別されていることである。このモデル条約草案では、地帯内国家を南北朝鮮と日本の3か国としたが、モンゴルを加えて4か国にする案も検討に十分に値する。モンゴルを加えることによって発生する利害得失を、情報に基づいて冷静に考察することが重要である。

4. 第1条(f)　「核爆発装置」の定義は、基本的にはラロトンガ条約によった。

5. 第1条(g)(h)　「放射性物質」及び「放射性廃棄物」の定義は、バンコク条約によった。

正された、あらゆる原料物質、あるいは特殊核分裂性物質を意味する。
(j)「核施設」とは、発電用原子炉、研究用原子炉、臨界施設、再処理施設、核燃料加工施設、使用済み燃料貯蔵施設、核燃料廃棄物貯蔵施設、その他すべての相当量の核物質、照射された核物質、放射性物質、または放射性廃棄物が存在する施設を意味する。

第2条　条約の適用

1. 別段の規定がない限り、この条約及び議定書は「北東アジア非核兵器地帯」に適用される。
2. 領土に関する争いがある場合、この条約のいかなる規定も、領有権の解釈に関する現状を変更するものではない。
3. この条約のいかなる規定も、海洋の自由に関する国際法上の国家の権利または権利の行使を害するものではなく、どのような形においても影響を与えるものではない。
4. 地帯内国家の領域内にある近隣核兵器国の管理下にある軍事施設もまた「北東アジア非核兵器地帯」の一部として条約の適用を受ける。

第3条　核爆発装置に関する基本的義務

1. 地帯内国家の義務

地帯内国家は、次のことを約束する。
(a)北東アジア非核兵器地帯の内であるか外であるかを問わず、核爆発装置の研究、発展、実験、製作、生産、受領、保有、貯蔵、配備、使用を行わない。
(b)他の国家、あるいは国家以外の集団や個人が、地帯内国家の領域内において、本条1項(a)記載の行為を行うことを禁止する。
(c)自国の安全保障政策のすべての側面において、核兵器、またはその他の核爆発装置に依存することを完全に排除する。

メモ

6. 第1条(i)(j)　「核物質」及び「核施設」の定義は、ペリンダバ条約によった。

7. 第2条3項　「海洋の自由」の部分は、ペリンダバ条約によった。

8. 第3条1項(a)　ここに列記されている義務項目は、「南北共同宣言」に、研究と発展を加えたものである。

9. 第3条1項(c)　これは、他の非核兵器地帯条約にはない条項である。2000年NPT再検討会議の最終文書において、加盟国が「安全保障政策における核兵器の役割を縮小する」ことに合意したことを受けて導入した。この条項は、いわゆる「核の傘」依存の放棄を意味する。核兵器保有国の核抑止力に依存することを禁止することによって、地域の緊張緩和をいっそう促進することができる。

10. 第3条2項(a)　この条項は、他の非核兵器地帯条約においては付属議定書に含まれている消極的安全保証の規定であるが、三つの核兵器国がこの地域に有する安全保障上の関与の深さを考慮し、条約本体に包含させることとした。また、6か国協議の2005年9月19日共同声明を踏まえて、通常兵器にまで安全保証の範囲を拡大した。その理由となる論理を前文に追加されている。
　安全の保証を条約本体に入れることで、北朝鮮や日本の安心感が増加し、条約交渉へのインセンティブが増すというメリットが考えられる一方、米国が条約の成立についてより慎重になるというディメリットがあるであろう。

(d)1945年の原子爆弾投下が都市や市民に与えた被害の実相を、現在及び将来の世代に伝達することを含め、核軍縮の緊急性に関する教育の世界的普及に努力する。

2. 近隣核兵器国の義務

近隣核兵器国は、次のことを約束する。

(a)核爆発装置によるか通常兵器によるかを問わず、北東アジア非核兵器地帯に対して武力攻撃を加えない。また、武力攻撃の威嚇を行わない。

(b)地帯内国家に対する本条1項の諸義務を尊重し、その履行の妨げとなるいかなる行為にも寄与しない。

(c)北東アジア非核兵器地帯において、核爆発装置を搭載する船舶または航空機を寄港、着陸、領空通過、または無害通行権または通過通行権に含まれない方法によって地帯内国家の領海を一時通過させない。

(d)核不拡散条約(NPT)第6条を含む国際合意にしたがい、核兵器完全廃棄への交渉を誠実に追求し、かつ合意を達成する。

第4条　原子力の非軍事的利用

1. 本条約のいかなる規定も、締約国が原子力を非軍事的に利用する権利を害しない。
2. 地帯内国家は、核不拡散条約(NPT)第3条に定められた保障措置の下においてのみ、原子力の非軍事的利用を行うものとする。
3. IAEAとの間に包括的保障措置協定及び追加議定書を締結していない地帯内国家は、本条約発効後18か月以内にこれらを締結しなければならない。
4. 地帯内国家は、それぞれの国家の安定的で持続的なエネルギーの確保について、地帯内国家間の誠意を持った協力を発展させなければならない。

メモ

11. 第3条2項(c)　6か国協議の経過を踏まえて、寄港などの禁止を採択した。

北東アジア非核兵器地帯に接する海域(黄海、東シナ海、日本海(東海)、太平洋)は、すべて公海を通じて不便無く接近可能である。朝鮮海峡(対馬海峡西水道)では、日本、韓国とも領海3海里、対馬海峡東水道、津軽海峡、大隅海峡、宗谷海峡(ラ・ペルーズ海峡)では日本が領海3海里を採用しているため、これらすべての海峡において公海である航路が存在する。

草案4で採用した事前協議方式も代替案として用意しておく。これは、現在、日本政府がとっている方法であり、これをすべての地帯内国家に適用することは可能であると考えられる。日米間に事前協議を義務づけない秘密合意があるとする主張があるが、日本政府は繰り返しこれを公式に否定している。

第3条2項(c)　近隣核兵器国が、核爆発装置を搭載する船舶または航空機を地帯内国家に寄港、着陸、領空通過、または無害通行権または通過通行権に含まれない方法によって地帯内国家の領海を一時通過させる場合には、当該地帯内国家に事前通告し、許可を求めて協議を行う。協議の結果許可するか否かは、当該地帯内国家の主権的権利に基づく判断に委ねられる。

さらに、この条項を第3条2項からはずし、他の非核兵器地帯条約と同じように、第3条1項(e)として、次のように規定する、より保守的な案も可能である。

第3条1.(e)　地帯内国家は、その主権的権利の行使において、外国の船舶あるいは航空機による寄港、着陸、領空通過、あるいは無害通行、通過通行の権利に含まれない方法での領海の一時通過を許可するか否かを自ら決定する自由をもつ。

なお、当然のことながら、この条項が変化すれば、議定書の第3条もそれに従って変えなければならない。

第5条　放射性物質の海洋投棄と空中放出

地帯内国家は、次のことを行わないことを約束する。

(a)北東アジア非核兵器地帯のいかなる場所であれ、放射性物質または放射性廃棄物を、海洋に投棄すること、また空中に放出すること。

(b)北東アジア非核兵器地帯のいかなる場所であれ、他の国家、あるいは国家以外の集団や個人が、放射性物質または放射性廃棄物を、海洋に投棄、または空中に放出することを許可すること。

第6条　核施設への武力攻撃の禁止

締約国は、北東アジア非核兵器地帯内に存在する核施設に対して、いかなる方法であれ、武力攻撃を目的とする行動をとらないこと、そのような行動を支援しないこと、また奨励しないことを約束する。

第7条　北東アジア非核兵器地帯委員会の設立

本条約の履行を確保するために北東アジア非核兵器地帯条約委員会(以下、「委員会」と言う)を設立する。

(a)委員会はすべての締約国によって構成される。各締約国は、外務大臣又はその代理によって代表され、代表代理及び随員を伴う。

(b)委員会の任務は、本条約の履行を監視し、その諸条項の遵守を確保することにある。また、そのことと関係して、必要な場合、本条約の前文に述べられた事項に関して協議を行う。

(c)委員会は、いずれかの締約国の要請によるか、あるいは第8条によって設立される執行委員会の要請により開催される。

(d)委員会は、すべての締約国の出席をもって成立し、コンセンサスによって合意を形成する。コンセンサスが達成できない場合は、1か国を除くすべての締約国の合意によって決定することができる。

(e)委員会は、各会合の冒頭に議長及びその他の必要な役員を選出する。議長は、締約国の内、三つの地帯内国家から選出される。彼らの任期は、その次の会議で議長及びその他の役員が新たに選出されるまでとする。

(f)委員会は、本部の所在地、委員会及び下部機関の財政、並びに運営に必要なその他の事項に関する規則及び手続きを決定する。

メモ

12. 第4条4項　この条項は、1992年の「南北共同宣言」においては、ウラン濃縮施設や再処理施設が禁止されていたにもかかわらず、日本はすでにそれを持っている現状からくる、エネルギー政策上の不平等をどう解決してゆくかという重要な問題に関係している。この問題の具体的解決策を盛り込むことは極めて膨大な作業を必要とし、おそらくこの条約の範囲を超える課題であると考えられる。モデル条約は、この問題に協力して取り組むことを定めた。

13. 第7条、第8条及び第9条　「北東アジア非核兵器地帯委員会」「執行委員会」に関しては、バンコク条約の関係条項を参考にした。

14. 第7条(b)　「北東アジア非核兵器地帯委員会」の任務の中に、前文に記されている地域の平和と安全保障や核兵器の世界的な廃絶への関心を含めて条約の遵守について協議することを唱った。前文には、化学兵器、生物兵器への関心も記されている。

第8条　執行委員会の設立

1 .委員会の下部機関として執行委員会を設立する。

(a)執行委員会はすべての締約国によって構成される。各締約国は、高官一人をもってその代表とし、代表は、代表代理と随員を伴うことができる。

(b)執行委員会は、その任務の効率的な遂行に必要とされるときに開催する。

(c)執行委員会の議長には、構成員の内、委員会の議長を代表する者が就任する。締約国から執行委員会議長に宛てられたすべての提出物または通報は、他の執行委員会構成員に配布される。

(d)執行委員会は、すべての締約国の出席をもって成立し、コンセンサスによって合意を形成する。コンセンサスが成立しない場合は、1か国を除くすべての締約国の合意によって決定することができる。

2. 執行委員会の任務は次の通りとする。

(a)第9条に掲げる本条約遵守を検証する管理制度の適切な運用を確保すること。

(b)第9条2項(b)に掲げる「説明の要請」あるいは「事実調査団に関する要請」があった場合、それについて検討しかつ決定すること。

(c)本条約の「管理制度に関する付属書」にしたがって、事実調査団を設置すること。

(d)事実調査団の調査結果について検討しかつ決定して、委員会に報告すること。

(e)適切かつ必要な場合に、委員会に対して委員会会合の招集を要請すること。

(f)委員会からしかるべく授権を得た後、委員会のために、IAEAその他の国際機関との間で協定を締結すること。

(g)委員会の委任するその他の任務を遂行すること。

第9条　管理制度の確立

1. 本条約に基づく締約国の義務遵守を検証するために管理制度を確立する。

2. 管理制度は、以下のものからなる。

(a)第4条3項に規定するIAEAの保障措置制度

(b)本条約の「管理制度に関する付属書」に規定された諸制度。それには、本条約の履行に影響すると考えられる事態に関する情報の報告と情報交換、本条約の遵守に関する疑念が生じたときにおける説明の要請、本条約の遵守に関する疑念が生じた事態を究明しかつ解決するための事実調査団に関する要請、執行委員会が違反を認定したときの改善措置、その他必要な事項が規定される。

第10条　署名、批准、寄託及び発効

1. 本条約は、中華人民共和国、アメリカ合衆国、ロシア連邦、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国による署名のために開放される。

メモ

15. 第7条(e)　「北東アジア非核兵器地帯委員会」の議長を締約国の中の地帯内国家から選ぶことによって、地帯内国家が運営の中心を担うべきものであることを示した。

16. 第8条2項(c)及び第9条2項(b)　「管理制度に関する付属書」の案は、未完である。

17. 第9条2項(b)　第7条(b)において、前文に書かれた内容も委員会の協議の対象となったことに関連して、この条項における「情報の報告と情報交換」には、前文の内容に関わる事項も含まれる。

2. 本条約は、署名国の憲法上の手続きにしたがって批准されなければならない。批准書はここに寄託国として指定される●●に寄託される。
3. 本条約は、すべての地帯内国家と少なくとも二つの近隣核兵器国が批准書を寄託した日に発効する。

第11条　留保の禁止

本条約には留保を付してはならない。

第12条　条約の改正

1. すべての締約国は、「管理制度に関する付属書」を含む本条約及びその議定書の改正を提案することができる。改正案は、執行委員会に提出され、執行委員会は改正案を討議するための委員会の会合を招集するよう速やかに委員会に要請するものとする。改正のための委員会はすべての締約国の出席をもって成立し、改正案の採択は、コンセンサスの決定によって行われる。
2. 採択された改正は、寄託国が締約国の5か国以上の受託書を受領した日から30日で発効する。

第13条　再検討会議

本条約の発効後10年に、本条約の運用を検討するため委員会の会合を開催する。委員会を構成する締約国すべてのコンセンサスがあれば、その後同一の目的を持った再検討会議を随時開催することができる。

第14条　紛争の解決

本条約の規定に起因するいかなる紛争も、紛争当事国である締約国の合意する平和的手段によって解決するものとする。紛争当事国が交渉、仲介、審査、調停などの平和的手段によって1か月以内に解決に達することができない場合には、いずれの紛争当事国も、他の紛争当事国の事前の同意を得て、当該紛争を仲裁裁判または国際司法裁判所に付託するものとする。

第15条　有効期間

本条約は無期限に効力を有する。

メモ

18. 第10条3項　発効の要件として、3つの地帯内国家の参加を掲げた。本条約のもっとも重要な義務を負う国だからである。米国だけが批准しないまま条約が発効する場面が想定されるが、そのときでも、すでに米国も署名している状況における規範的効果が期待できることと、国際圧力をかけて米国に批准を促すのにも、条約が発効した状況が有利であると考えられる。

19. 第11条、12条、13条、第14条及び第15条　「留保の禁止」「条約の改正」「再検討会議」「紛争解決」「有効期間」に関しては、バンコク条約を参考にした。脱退規定については今後の課題として、今回の草案には含めなかった。

20. 議定書　議定書に関しては、バンコク条約を参考にし、それを簡略化した。

北東アジア非核兵器地帯条約に対するモデル議定書(案)(草案5)

本議定書締約国は、

核兵器の全面的禁止と完全廃棄の達成に向けた努力に貢献し、それによって北東アジアを含む国際の平和と安全を確保することを希望し、●年●月●日に○○において署名された北東アジア非核兵器地帯条約に留意して、

次のとおり協定した。

第1条　北東アジア非核兵器地帯条約の尊重

議定書締約国は、北東アジア非核兵器地帯条約(以下「条約」という)を尊重し、条約締約国による条約への違反または議定書締約国による本議定書への違反となるいかなる行為にも寄与しないことを約束する。

第2条　安全の保証

議定書締約国は、核爆発装置によるか通常兵器によるかを問わず、北東アジア非核兵器地帯に対して武力攻撃を加えない。また、武力攻撃の威嚇を行わないことを約束する。

第3条　寄港と通過

議定書締約国は、北東アジア非核兵器地帯において、核爆発装置を搭載する船舶または航空機を寄港、着陸、領空通過、または無害通行権または通過通行権に含まれない方法によって地帯内国家の領海を一時通過させない。

第4条　署名、批准、発効

1. 本議定書は、フランス共和国とグレートブリテン・北アイルランド連合王国による署名のために開放される。
2. 本議定書は批准されなければならない。批准書は条約寄託国に寄託される。
3. 本議定書は、各議定書締約国が批准書を寄託した日に発効する。

資料 3-19　広島・長崎の2016年平和宣言

■広島平和宣言

1945年8月6日午前8時15分。澄みきった青空を切り裂き、かつて人類が経験したことのない「絶対悪」が広島に放たれ、一瞬のうちに街を焼き尽くしました。朝鮮半島や、中国、東南アジアの人々、米軍の捕虜などを含め、子どもからお年寄りまで罪もない人々を殺りくし、その年の暮れまでに14万もの尊い命を奪いました。

辛うじて生き延びた人々も、放射線の障害に苦しみ、就職や結婚の差別に遭(あ)い、心身に負った深い傷は今なお消えることがありません。破壊し尽くされた広島は美しく平和な街として生まれ変わりましたが、あの日、「絶対悪」に奪い去られた川辺の景色や暮らし、歴史と共に育まれた伝統文化は、二度と戻ることはないのです。

当時17歳の男性は「真っ黒の焼死体が道路を塞(ふさ)ぎ、異臭が鼻を衝(つ)き、見渡す限り火の海の広島は生き地獄でした。」と語ります。当時18歳の女性は「私は血だらけになり、周りには背中の皮膚が足まで垂れ下がった人や、水を求めて泣き叫ぶ人がいました。」と振り返ります。

あれから71年、依然として世界には、あの惨禍をもたらした原子爆弾の威力をはるかに上回り、地球そのものを破壊しかねない1万5千発を超える核兵器が存在します。核戦争や核爆発に至りかねない数多くの事件や事故が明らかになり、テロリストによる使用も懸念されています。

私たちは、この現実を前にしたとき、生き地獄だと語った男性の「これからの世界人類は、命を尊び平和で幸福な人生を送るため、皆で助け合っていきましょう。」という呼び掛け、そして、血だらけになった女性の「与えられた命を全うするため、次の世代の人々は、皆で核兵器はいらないと叫んでください。」との訴えを受け止め、更なる行動を起こさなければなりません。そして、多様な価値観を認め合いながら、「共に生きる」世界を目指し努力を重ねなければなりません。

今年5月、原爆投下国の現職大統領として初めて広島を訪問したオバマ大統領は、「私自身の国と同様、核を保有する国々は、恐怖の論理から逃れ、核兵器のない世界を追求する勇気を持たなければならない。」と訴えました。それは、被爆者の「こんな思いを他の誰にもさせてはならない」という心からの叫びを受け止め、今なお存在し続ける核兵器の廃絶に立ち向かう「情熱」を、米国をはじめ世界の人々に示すものでした。そして、あの「絶対悪」を許さないというヒロシマの思いがオバマ大統領に届いたことの証しでした。

今こそ、私たちは、非人道性の極みである「絶対悪」をこの世から消し去る道筋をつけるためにヒロシマの思いを基に、「情熱」を持って「連帯」し、行動を起こすべきではないでしょうか。今年、G7の外相が初めて広島に集い、核兵器を持つ国、持たない国という立場を超えて世界の為政者に広島・長崎訪問を呼び掛け、包括的核実験禁止条約の早期発効や核不拡散条約に基づく核軍縮交渉義務を果たすことを求める宣言を発表しました。これは、正

に「連帯」に向けた一歩です。

為政者には、こうした「連帯」をより強固なものとし、信頼と対話による安全保障の仕組みづくりに、「情熱」を持って臨んでもらわなければなりません。そのため、各国の為政者に、改めて被爆地を訪問するよう要請します。その訪問は、オバマ大統領が広島で示したように、必ずや、被爆の実相を心に刻み、被爆者の痛みや悲しみを共有した上での決意表明につながるものと確信しています。

被爆者の平均年齢は80歳を超え、自らの体験を生の声で語る時間は少なくなっています。未来に向けて被爆者の思いや言葉を伝え、広めていくには、若い世代の皆さんの力も必要です。世界の7千を超える都市で構成する平和首長会議は、世界の各地域では20を超えるリーダー都市が、また、世界規模では広島・長崎が中心となって、若者の交流を促進します。そして、若い世代が核兵器廃絶に立ち向かうための思いを共有し、具体的な行動を開始できるようにしていきます。

この広島の地で「核兵器のない世界を必ず実現する」との決意を表明した安倍首相には、オバマ大統領と共にリーダーシップを発揮することを期待します。核兵器のない世界は、日本国憲法が掲げる崇高な平和主義を体現する世界でもあり、その実現を確実なものとするためには核兵器禁止の法的枠組みが不可欠となります。また、日本政府には、平均年齢が80歳を超えた被爆者をはじめ、放射線の影響により心身に苦しみを抱える多くの人々の苦悩に寄り添い、その支援策を充実するとともに、「黒い雨降雨地域」を拡大するよう強く求めます。

私たちは、本日、思いを新たに、原爆犠牲者の御霊に心からの哀悼の誠を捧げ、被爆地長崎と手を携え、世界の人々と共に、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて力を尽くすことを誓います。

平成28年（2016年）8月6日
広島市長　松井 一實
http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1110537278566/

■長崎平和宣言

核兵器は人間を壊す残酷な兵器です。

1945年8月9日午前11時2分、米軍機が投下した一発の原子爆弾が、上空でさく裂した瞬間、長崎の街に猛烈な爆風と熱線が襲いかかりました。あとには、黒焦げの亡骸、全身が焼けただれた人、内臓が飛び出した人、無数のガラス片が体に刺さり苦しむ人があふれ、長崎は地獄と化しました。

原爆から放たれた放射線は人々の体を貫き、そのために引き起こされる病気や障害は、辛うじて生き残った人たちを今も苦しめています。核兵器は人間を壊し続ける残酷な兵器なのです。

今年5月、アメリカの現職大統領として初めて、オバマ大統領が被爆地・広島を訪問しました。大統領は、その行動によって、自分の目と、耳と、心で感じることの大切さを世界に

示しました。
核兵器保有国をはじめとする各国のリーダーの皆さん、そして世界中の皆さん。長崎や広島に来てください。原子雲の下で人間に何が起きたのかを知ってください。事実を知ること、それこそが核兵器のない未来を考えるスタートラインです。

今年、ジュネーブの国連欧州本部で、核軍縮交渉を前進させる法的な枠組みについて話し合う会議が開かれています。法的な議論を行う場ができたことは、大きな前進です。しかし、まもなく結果がまとめられるこの会議に、核兵器保有国は出席していません。そして、会議の中では、核兵器の抑止力に依存する国々と、核兵器禁止の交渉開始を主張する国々との対立が続いています。このままでは、核兵器廃絶への道筋を示すことができないまま、会議が閉会してしまいます。
核兵器保有国のリーダーの皆さん、今からでも遅くはありません。この会議に出席し、議論に参加してください。
国連、各国政府及び国会、NGOを含む市民社会に訴えます。核兵器廃絶に向けて、法的な議論を行う場を決して絶やしてはなりません。今年秋の国連総会で、核兵器のない世界の実現に向けた法的な枠組みに関する協議と交渉の場を設けてください。そして、人類社会の一員として、解決策を見出す努力を続けてください。
核兵器保有国では、より高性能の核兵器に置き換える計画が進行中です。このままでは核兵器のない世界の実現がさらに遠のいてしまいます。
今こそ、人類の未来を壊さないために、持てる限りの「英知」を結集してください。
日本政府は、核兵器廃絶を訴えながらも、一方では核抑止力に依存する立場をとっています。この矛盾を超える方法として、非核三原則の法制化とともに、核抑止力に頼らない安全保障の枠組みである「北東アジア非核兵器地帯」の創設を検討してください。核兵器の非人道性をよく知る唯一の戦争被爆国として、非核兵器地帯という人類のひとつの「英知」を行動に移すリーダーシップを発揮してください。核兵器の歴史は、不信感の歴史です。
国同士の不信の中で、より威力のある、より遠くに飛ぶ核兵器が開発されてきました。世界には未だに1万5千発以上もの核兵器が存在し、戦争、事故、テロなどにより、使われる危険が続いています。
この流れを断ち切り、不信のサイクルを信頼のサイクルに転換するためにできることのひとつは、粘り強く信頼を生み続けることです。
我が国は日本国憲法の平和の理念に基づき、人道支援など、世界に貢献することで信頼を広げようと努力してきました。ふたたび戦争をしないために、平和国家としての道をこれからも歩み続けなければなりません。
市民社会の一員である私たち一人ひとりにも、できることがあります。国を越えて人と交わることで、言葉や文化、考え方の違いを理解し合い、身近に信頼を生み出すことです。オバマ大統領を温かく迎えた広島市民の姿もそれを表しています。市民社会の行動は、一つひとつは小さく見えても、国同士の信頼関係を築くための、強くかけがえのない礎となります。

被爆から71年がたち、被爆者の平均年齢は80歳を越えました。世界が「被爆者のいない時代」を迎える日が少しずつ近づいています。戦争、そして戦争が生んだ被爆の体験をど

う受け継いでいくかが、今、問われています。

若い世代の皆さん、あなたたちが当たり前と感じる日常、例えば、お母さんの優しい手、お父さんの温かいまなざし、友だちとの会話、好きな人の笑顔…。そのすべてを奪い去ってしまうのが戦争です。

戦争体験、被爆者の体験に、ぜひ一度耳を傾けてみてください。つらい経験を語ることは苦しいことです。それでも語ってくれるのは、未来の人たちを守りたいからだということを知ってください。

長崎では、被爆者に代わって子どもや孫の世代が体験を語り伝える活動が始まっています。焼け残った城山小学校の校舎などを国の史跡として後世に残す活動も進んでいます。

若い世代の皆さん、未来のために、過去に向き合う一歩を踏み出してみませんか。

福島での原発事故から5年が経過しました。長崎は、放射能による苦しみを体験したまちとして、福島を応援し続けます。

日本政府には、今なお原爆の後遺症に苦しむ被爆者のさらなる援護の充実とともに、被爆地域の拡大をはじめとする被爆体験者の一日も早い救済を強く求めます。

原子爆弾で亡くなられた方々に心から追悼の意を捧げ、私たち長崎市民は、世界の人々とともに、核兵器廃絶と恒久平和の実現に力を尽くすことをここに宣言します。

2016年（平成28年）8月9日
長崎市長　田上 富久

http://www.city.nagasaki.lg.jp/heiwa/3020000/3020300/p028731_d/fil/japanese.pdf

索引

＜凡例＞
・「特」は特別記事を指す。
・「デ」はデータシートを指す。
・「自」は第３章（市民と自治体にできること）を指す。
・太字は主に扱われている記事。

[ア行]
安倍政権　B5、C7、D5、E4
イージス・システム　B4
イギリス（英国）　特1、デ1、デ2、デ7、A7、B6、C6、C8、D5、D9
イスラエル　特1、特2、デ1、A8、デ2、B6、デ7、D5
イラク　B3
イラン　特1、デ1、A8、デ2、B3、B5、C2
岩国　C3、デ6、デ10、デ15、デ18、デ22
インド　特1、特2、A1、デ1、A8、デ2、B6、デ3、C5、デ7、D5、D10
インドネシア　デ1、デ2、デ3、C5
ウラン濃縮　B3
欧州ミサイル防衛　B3、B4、C2、C6
オーストラリア（豪）　デ1、A8、デ2、デ3、C5、デ7、D5
オーストリア　特2、A1、A2、A6、デ1、デ2、E6
沖縄　C3、デ5、デ6、D1、D3、D7、デ10、デ13、E4、E5、デ17、デ18、デ21、デ22、デ23
オスプレイ　D3、D7、デ10、E4、デ18
オバマ大統領（政権）　特1、B5、C1、C2、C4、C5、デ7、D6
思いやり予算　D3、デ16

[カ行]
海兵隊　C3、C5、デ10
化学兵器　特1、特3、デ1
核態勢の見直し　⇒NPR
拡大抑止　特3、デ7
核弾頭　特3、C4、C6、C8、デ7、D9、D10
核燃料サイクル　B5、D9
核の飢饉　E6
核の傘　特2、A2、A5、A8、デ3、デ7、E2、E7、デ20、E8、自
核不拡散条約　⇒NPT
核軍縮・不拡散議員連盟　⇒PNND
核兵器禁止条約　特2、A1、A2、A3、A5、デ1、A7、A8、デ3、E1、E2、E3、E6、E8、E9、自、デ23
核兵器国　特2、特3、A3、A5、A6、デ1、A7、A8、デ3、デ7、E2、デ20、E8
核保安　A5、B5
核抑止（力）　特2、特3、A2、A5、A6、デ1、C4、デ7、E1、E2、自
カザフスタン　デ1、デ3
韓国　特1、特3、A3、デ1、デ3、C3、デ5、C5、デ7、D6、E3、デ16、デ20、自
北朝鮮（DPRK）　特1、特3、デ1、B1、デ2、B2、B5、B6、デ3、C2、デ4、C3、デ5、C5、デ7、デ9、D3、E1、E2、E7、デ20、E9、自
宜野湾市　デ20、デ22
グアム　C3、デ5、デ7、デ9
不拡散・軍縮イニシャチブ　⇒NPDI
原子力艦　D8、デ11、デ13
国際人道法　E6
国防軍　B3
国連安保理（決議）　A8、B2、B3、D2、D5、デ9
国連公開作業部会　⇒OEWG
国連事務総長　特3、デ3、E7、自
コスタリカ　A4、デ3、E8
国家安全保障戦略　C8、D4
国家核安全保障管理局（NNSA）　C1

[サ行]
サード　B4、C2
再処理（工場）　B5、D9、D10、デ23
在日米軍　デ4、C3、D3、デ10、デ16
佐世保　デ4、C3、デ5、D7、デ12、デ13、デ17
Zマシン核実験　C1、デ8、E1、自、デ23
宗教者　E7
集団的自衛権　D1
ジュネーブ軍縮会議（CD）　A6、A7、A8、自
巡航ミサイル　特1、B4、デ7
消極的安全保証（NSA）　特3、デ1、デ3
シリア　特1、デ1
新START（条約）　A4, C1、C4、C6、デ7
新アジェンダ連合　⇒NAC
人道の誓約　特2、A1、デ1、E6
スイス　デ1、デ2
スコットランド　C8
赤十字　A1、自
尖閣諸島　デ16
先行不使用　C7
潜水艦発射弾道ミサイル　⇒SLBM
騒音　デ15

[タ行]
大量破壊兵器（WMD）　特2、特3、デ1、B2、デ3
対人地雷　デ1、E6
大陸間弾道ミサイル　⇒ICBM
地位協定　E5、デ16、デ17
地球市民集会ナガサキ　自
中堅国家構想（MPI）　特2、A4

中国　特1、特3、デ1、A7、A8、B1、デ2、B4、デ3、C2、デ5、C5、C7 、デ7、D3, D5、D6、デ10、D10、デ20、E9、自
中東　特1、特2、デ1、A8、デ2、デ3、C2、
中東決議　デ3
通常兵器　C8、デ7
低空飛行訓練　デ10
ドイツ　特1、A5、A8、デ2、デ7、デ16
トライデント　C8、デ7、デ9
トランプ大統領　特1、B3
トルコ　A3、A5、デ1、デ2、C2、デ7

[ナ行]
長崎　特3、A1、デ3、デ13、D10、E1、E2、E3、E4、E5、E7、E9、デ20、自
日本決議　A5、デ1
日本非核宣言自治体協議会　E1、デ20、自、デ21、デ22
日本被団協（日本原水爆被害者団体協議会）　E3
濃縮ウラン　B3、B5
ノルウェー A1、デ1、デ2、E6

[ハ行]
パキスタン　A1、デ1、A8、デ2、B6、デ7
爆音訴訟 デ15
非核三原則　E1、デ20、E9、自、デ23
非核自治体　E1、自、デ23
非核兵器地帯　特3、A2、A4、デ1、A7、デ3、E1、E2、E4、E5、E7、デ20、E8、E9、自、デ23
非核兵器国　特2、特3、A3、デ1、A8、デ7、E2、E8
非人道性　A1, A5、A7、B6、E6、E8
備蓄核兵器　A7、C1、デ8
被爆者　E3、E6、E9、自、デ23
広島　特3、A1、A5、デ3、D6、D7、D10、E1、E2、E3、E5、E7、E9、デ20、自、デ21、デ22、デ23
武器輸出三原則　D5
普天間（飛行場）　D7、デ10、E4、デ15、デ17
フランス（仏）　特1、デ1、A7、デ2、デ3、C6、デ7、D5、D9
プルトニウム　B3、B5、デ7、D9、デ23
兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）　⇒FMCT
米軍再編　C5、D3 デ6、デ6
平和首長会議　E2、デ20、自、デ22、デ23
防衛計画の大綱（または防衛大綱）　デ4、デ7
包括的核実験禁止条約　⇒CTBT
法的拘束力　A1、A2、A3、A6、A8、E6
北東アジア非核兵器地帯　特3、デ3、E1、E7、デ20、E9、自、デ23
保障措置（協定）　A8、D9

[マ行]
マーシャル諸島　B6、デ3
マレーシア（決議）　A6、デ1
ミサイル防衛 特1、B3、B4、C2、デ4、C5、C6、C7、デ7、D8、デ11
三沢　デ4、D7、デ10、デ22
未臨界核実験　C1、デ8、E1、自、デ23
民主党（日本）　デ3、デ16、自
メキシコ　特1、A1、A2、A5、A6、デ1、デ2、デ3、C1、E3、E6、E8

[ヤ行]
唯一の目的　C4
横須賀　C2、デ4、C3、デ5、D8、デ11、デ13、デ22

[ラ行]
劣化ウラン デ1
レリジョンズ・フォー・ピース（RfP）　E7
ロシア　特1、特3、デ1、A7、デ2、B4、C2、C4、C6、デ7、デ20
6か国協議　特3、デ20、自

[アルファベット]
ATT デ1
B61　C1、デ7
CELAC A2、デ1
CTBT 特2、A2、A4、A5、デ1、A8、B1、デ2、B5、D10、デ23
EPAA　B4、C2
FMCT　A2、A4、デ1、A8
ICAN 特2、A6、E6
ICBM　C2、C6、デ7、デ9
ICJ A6、デ1、B6
JCPOA　B3
NAC　A5、デ1
NATO　特2、A1、A2、A6、デ1、B4、C2、C6、C8、デ7
NPDI　A5、デ1
NPR　特3、C1、デ7
NPT　特2、特3、A1、A2、A4、A5、A6、A7、A8、B6、デ3、デ7、D10、E6、E7、E8、自、デ23
OEWG　A2、A3、A4、A5、A6、A8、E6、E8、自
P5　A7、B3
PAC3　デ4
PKO　D1、D2
PNND　B5、デ3、E7、自

執筆者（五十音順）

荒井摂子　ピースデポ前事務局長
遠藤誠治　成蹊大学法学部教授
川崎　哲　ピースボート共同代表、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）国際運営委員
高原孝生　ピースデポ副代表、明治学院大学国際平和研究所所長
田巻一彦　ピースデポ代表
中村桂子　長崎大学核兵器廃絶研究センター准教授
林田光弘　ヒバクシャ国際署名キャンペーンリーダー、明治学院大学大学院国際学研究科
福本道夫　第9次横田基地公害訴訟原告団長、全国基地爆音訴訟原告団連絡会議事務局長
松久保肇　原子力資料情報室事務局長
山口大輔　ピースデポ研究員
湯浅一郎　ピースデポ副代表
ダグラス・ロウチ　カナダ名誉上院議員、オーダー・オブ・カナダ勲章受章者

ピースデポ・イアブック刊行委員会
荒井摂子/梅林宏道/田巻一彦/山口大輔/湯浅一郎（刊行委員会代表）

監修
梅林宏道

編集・製作
荒井摂子/田巻一彦/山口大輔/湯浅一郎（編集長）

製作協力
池田佳代、薮 玲子、山中悦子

JPCA 日本出版著作権協会
http://www.e-jpca.jp.net/

* 本書は日本出版著作権協会（JPCA）が委託管理する著作物です。
本書の無断複写などは著作権法上での例外を除き禁じられています。複写（コピー）・複製、その他著作物の利用については事前に日本出版著作権協会（電話 03-3812-9424, e-mail:info@e-jpca.jp.net）の許諾を得てください。

イアブック「核軍縮（かくぐんしゅく）・平和（へいわ） 2015-17」
――市民と自治体のために

2017 年 12 月 8 日　初版第 1 刷発行　　定価 2000 円＋税

編著者　特定非営利活動法人ピースデポ©
監修者　梅林宏道
発行者　高須次郎
発行所　緑風出版
〒 113-0033　東京都文京区本郷 2-17-5　ツイン壱岐坂
[電話] 03-3812-9420　[FAX] 03-3812-7262　[郵便振替] 00100-9-30776
[E-mail] info@ryokufu.com　[URL] http://www.ryokufu.com/

カバーデザイン　新倉裕史　　印　刷　中央精版印刷・巣鴨美術印刷
製　本　中央精版印刷　　用　紙　大宝紙業・中央精版印刷　　E1500

＜検印廃止＞ 乱丁・落丁は送料小社負担でお取り替えします。
本書の無断複写（コピー）は著作権法上の例外を除き禁じられています。なお、複写などの著作物の利用などのお問い合わせは日本出版著作権協会（03-3812-9424）までお願いいたします。
Peace Depot© Printed in Japan
ISBN978-4-8461-1722-1　C0036

ピースデポ出版物のご案内

★ピースデポ出版物を購入ご希望の方は、
事務所までご注文ください。(送料別)

TEL　045-563-5101
FAX　045-563-9907
E-mail office@peacedepot.org

【イアブック・バックナンバー】 本書は1998年から発刊しています。一般メディアでは入手できない情報が満載です。1998～2002年版(各1500円)、2004 ～2012年版(各1,800円)、2013 ～14年版(各2,000円)もぜひお手元に！

●「核軍縮・平和2014」

監修：梅林宏道
編集長：湯浅一郎
A5判 356ページ
2000円＋税
発売元：高文研

★特集：核兵器：非人道性から禁止の法的枠組みへ
★特別記事：「安保政策の大転換」にどう向き合うか(吉田遼)／民主主義の主体と情報(梅林宏道)／NPT準備委における新アジェンダ連合の訴え(パトリシア・オブライエン)
★49のキーワード、48点の一次資料

●「核軍縮・平和2013」

監修：梅林宏道
編集長：湯浅一郎
A5判 336ページ
2000円＋税
発売元：高文研

★特集：北東アジアにおける平和の枠組み
★特別記事：ゴジラを飼い馴らす－北東アジアにおける核抑止力(アラン・ウェア、イ・キホ、梅林宏道)／「尖閣問題」をどう解決するか？(吉田遼)／核の飢饉：10億人の危機(アイラ・ヘルファンド)
★44のキーワード、44点の一次資料

【ピースデポ・ブックレット】

『2010年核不拡散条約(NPT)再検討会議
―市民社会からの総括』

A5判、64ページ　500円
2010年
★講演録：「2010年NPT再検討会議を市民の立場から振り返る」
★資料：2010年NPT再検討会議 最終文書
(「第1巻第1部」全訳)
★解説：「最終文書をこう読む」梅林宏道

『米国・核態勢見直し(NPR)』

梅林宏道　暴露部分全訳　　300円
A5判、64ページ　　2002年
★ブッシュ政権の核政策を示した「核態勢見直し(Nuclear Posture Review、NPR)」の、非公開部分を含む全訳および梅林宏道による解説記事。

【情報誌】

『核兵器・核実験モニター』
主筆：梅林宏道
共同編集長：田巻一彦、湯浅一郎
★核軍縮、地域安全保障、国際的なNGO活動などのホットな情報、一次資料を満載。

毎月2回(1日、15日)発行。
年間購読料12,000円(学生割引あり)

ピースデポ
関連書籍

●「非核兵器地帯
―核なき世界への道筋」

梅林宏道　著
四六判200ページ
1800円＋税
岩波書店　2011年

★どうすれば私たちは核兵器の呪縛から自由になれるのか。その人類的な課題への現実的な解答の一つが、非核兵器地帯にほかならない。すでに地球の南半分で「核なき世界」が実現され、北半球への拡大が始まっている。日本は北東アジアで非核兵器地帯を築けるのか。ライフワークとして取り組んできた著者の初の概説書。

●「在日米軍
変貌する日米安保体制」

梅林宏道　著
新書判276ページ
880円＋税
岩波書店　2017年

★「専守防衛」と言いながら在日米軍の攻撃力に依存し、「唯一の被爆国」と言いながら米国の核兵器で日本を守る――「戦後の平和主義」を直視せよ。「緊密で良好な日米関係」という位の意味合いで受けとめられる「日米同盟」の内実は？ 前著から15年。世界展開する現在の在日米軍の全貌を直視し、軍事力によらない安全保障を模索する。

●『8月6日の蒼い月
爆心地一・六kmの被爆少女が
世界に伝えたいこと』

橋爪 文　著

1500円＋税
コールサック社
2017年

★閃光は、七色の光線の束が百も千も集まった鮮烈な放射光で、目が眩む美しさでもあった―。被爆体験、ヒロシマやそこに生きた人びと、７０歳前後からの海外ひとり行脚、２０１１年３月のフクシマ、そして現在を随筆風に綴る。

●『核廃絶へのメッセージ
―被爆地の一角から』

土山秀夫　著

1000円＋税
日本ブックエース
2011年

★核兵器を廃絶するためには何が必要か。被爆地から全世界に向けて元長崎大学長が訴えつづける。ピースデポ「核兵器・核実験モニター」の連載エッセー「被爆地の一角から」の書籍化。

●『亡国の武器輸出
防衛装備移転三原則は何をもたらすか』

池内了、青井美帆、杉原浩司 編
1650円＋税
合同出版
2017年

★ 戦 後70年「戦争をしない国」を築き上げてきた日本。
政府も「武器輸出禁止三原則」を「平和国家であること」の基本原則と宣言してきた。ところが『防衛装備移転三原則』により軍需産業強化の政策が進められ、軍産学複合体が動き出している。
「武器輸出大国」への進行を食い止めるため、いま、何をなすべきか!

＊このページの書籍はピースデポでもお取り扱いしています。

世界が見た福島原発災害

海外メディアが報じる真実

大沼安史著

四六判並製
二七六頁

１７００円

世界が見た福島原発災害 2

死の灰の下で

大沼安史著

四六判並製
三九六頁

１８００円

世界が見た福島原発災害 3

いのち・女たち・連帯

大沼安史著

四六判並製
三二〇頁

１８００円

世界が見た福島原発災害 4

アウト・オブ・コントロール

大沼安史著

四六判並製
三六四頁

２０００円

世界が見た福島原発災害 5

フクシマ・フォーエバー

大沼安史著

四六判並製
二百九二頁

２０００円

世界が見た福島原発災害 6

いのち・女たち・連帯

大沼安史著

四六判上製
三〇四頁

２０００円

福島原発災害は、東電、原子力安全・保安院など政府機関、テレビ、新聞による大本営発表、御用学者の楽観論で、真実をかくされ、事実上の報道管制がひかれている。本書は、海外メディアを追い、事故と被曝の全貌と真実に迫る。

「自国の一般公衆に降りかかる放射能による健康上の危害をこれほどまで率先して受容した国は、残念ながらここ数十年間、世界中どこにもありません。」ノーベル平和賞を受賞した「核戦争防止国際医師会議」は菅首相に抗議した。

政府の「冷温停止状態」収束宣言は、「見え透いた嘘」と世界の物笑いになっている。「国の責任において子どもたちを避難・疎開させよ！原発を直ちに止めてください！」―フクシマの女たちが子どもと未来を守るために立ち上がる……。

安倍政権は福島原発事故が「アンダー・コントロール」されていると宣言し、東京オリンピックの誘致に成功した。しかし、海洋投棄の被害の拡大や汚染土など何も解決していない。日本ではいまだ知られざる新事実を集成。隠蔽できない真実。

福島第一原発事故から五年。東京は放射性セシウムの「超微粒ガラス球プルーム」に襲われ、人体影響が必至。汚染水は海へ垂れ流し。六〇〇トンもの溶融核燃料が地下に潜り再臨界し暴走する恐れ――など、憂慮すべき真実が報道されない！

事故から6年、海外メディアが伝えるフクシマの核の地獄！ライブカメラが捉える建屋上空のミステリアスな「閃光」、漂う霧は何か？　次々と避難解除する政府は、人々を死の危険に曝す非人道的な犯罪であると、海外メディアは告発する。

◎緑風出版の本

■全国のどの書店でもご購入いただけます。
■店頭にない場合は、なるべく書店を通じてご注文ください。
■表示価格には消費税が加算されます。

海の放射能汚染

湯浅一郎著

A5判上製
一九二頁
2600円

福島原発事故による海の放射能汚染を最新のデータで解析、また放射能汚染がいかに生態系と人類を脅かすかを惑星海流と海洋生物の生活史から総括し、明らかにする。海洋環境学の第一人者が自ら調べ上げたデータを基に平易に説く。

海・川・湖の放射能汚染

湯浅一郎著

A5判上製
二三六頁
2800円

3・11以後、福島原発事故による海・川・湖の放射能汚染は止まることを知らない。山間部を汚染した放射性物質は河川や湖沼に集まる。海への汚染水の流出も続き、世界三大漁場を殺しつつある。データを解析し、何が起きているかを立証。

原発再稼働と海

湯浅一郎著

A5判上製
二三二頁
2800円

安倍政権による原発再稼働が始まった。本書は日本列島に存在する一七サイトの原発、六ヶ所再処理施設、米原子力空母が大事故を起こした場合、いかなる事態になるのか、とりわけ海への影響という観点から個別にシミュレーションする。

放射能は人類を滅ぼす

落合栄一郎著

A5判上製
一九六頁
2800円

放射能の本質を議論し、現在喧伝されている「放射能安全神話」の誤りと、体制側がいかに真実の隠蔽を図っているかを検証。真実は「放射能は命と相容れない。原発は地球上にあってはならない」。核産業は、その真実を隠さざるをえない。

フクシマの荒廃

フランス人特派員が見た原発棄民たち

アルノー・ヴォレラン著／神尾賢二訳

四六判上製
二一二頁
2200円

フランスの日刊紙『リベラシオン』の特派員が、福島第一原発事故の除染・廃炉作業に携わる労働者などフクシマの棄民たちから原子力村の面々までを独自の取材とインタビューでまとめた迫真のルポルタージュである。朝日・地方紙で書評！

原発閉鎖が子どもを救う

乳歯の放射能汚染とガン

ジョセフ・ジェームズ・マンガーノ著／戸田清、竹野内真理 訳

四六判上製　二七六頁　２６００円

放射性廃棄物

原子力の悪夢

ロール・ヌアラ著／及川美枝訳

四六判上製　二三二頁　２３００円

終りのない惨劇

チェルノブイリの教訓から

ミシェル・フェルネクス／ソランジュ・フェルネクス／ロザリー・バーテル著／竹内雅文訳

四六判上製　二一六頁　２２００円

脱原発の市民戦略

真実へのアプローチと身を守る法

上岡直見、岡將男著

四六判上製　二七六頁　２４００円

がれき処理・除染はこれでよいのか

熊本一規、辻芳徳著

四六判並製　二〇〇頁　１９００円

脱原発の経済学

熊本一規著

四六判並製　二三二頁　２２００円

平時においても原子炉の近くでストロンチウム90のレベルが上昇する時には、数年後に小児ガン発生率が増大すること、ストロンチウム90のレベルが減少するときには小児ガンも減少することを統計的に明らかにした衝撃の書。

過去に放射能に汚染された地域が何千年もの間、汚染されたままであること、使用済み核燃料の「再処理」は事実上存在しないこと、原子力産業は放射能汚染を「浄化」できないのにそれを隠していることを、知っているだろうか？

チェルノブイリ原発事故による死者は、すでに数十万人ともいわれるが、公式の死者数を急性被曝などの数十人しか認めない。ＩＡＥＡやＷＨＯがどのようにして死者数や健康被害を隠蔽しているのかを明らかにし、被害の実像に迫る。

脱原発実現には、原発の危険性を訴えると同時に、原発は電力政策やエネルギー政策の面からも不要という数量的な根拠と、経済的にもむだということを明らかにすることが大切。具体的かつ説得力のある脱原発の市民戦略を提案する。

ＩＡＥＡ（国際原子力機関）の安全基準の80倍も甘いデタラメな基準緩和で、放射能汚染を拡散させる広域処理！　放射性物質は除染によって減少することはない！　がれき利権と除染利権に群がるゼネコンや原発関連業者。問題点を説く。

脱原発すべきか否か。今や人びとにとって差し迫った問題である。原発の電気がいかに高く、いかに電力が余っているか、いかに地域社会を破壊してきたかを明らかにし、脱原発が必要かつ可能であることを経済学的観点から提言する。